地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン

平成２５年８月

本ガイドラインの構成

第１章　地方公共団体における番号制度の活用について

第２章　番号制度に対応したシステム構築について

第３章　番号制度に対応した個人情報保護対策

その他の地方公共団体が行うべき措置について

第１章　地方公共団体における番号制度の活用について

【目　次】

1　はじめに……1
2　地方公共団体における番号制度の活用……3
（1）　番号制度の導入により実現すること……3
①　番号制度の仕組み……3
①－1　個人番号の付番……3
①－1－1　個人番号の定義……3
①－1－2　個人番号の付番……4
①－2　個人番号の利用……5
①－3　情報連携……6
①－4　個人番号カードの交付……6
①－5　マイ・ポータル……7
②　番号制度の導入により実現すること……7
③　地方公共団体における番号制度の利用……9
③－1　地方公共団体における特定個人情報の利用……9
③－2　個人番号カードの条例利用……9
③－3　マイ・ポータル……10
（2）　番号制度の活用の具体的なイメージ……11
①　先進的取組事例……11
①－1　住民情報を庁内組織横断的に共有している団体……11
①－1－1　総合窓口サービスの取組 【調査対象団体：福岡県粕屋町】……11
①－1－2　福祉保健総合相談室 【調査対象団体：神奈川県藤沢市】……13
①－2　住民情報を時系列で共有している団体……15
①－2－1　Web健康手帳 【調査対象団体：岩手県遠野市】……15
①－2－2　生活習慣病予防 【調査対象団体：滋賀県長浜市】……17
①－3　住民情報を地理空間的に共有している団体……18
①－3－1　被災者台帳 【調査対象団体：兵庫県西宮市】……18
①－3－2　統合型GIS 【調査対象団体：千葉県浦安市】……19
②　先進事例における番号制度の活用可能性についての考察……22
②－1　個人番号を活用した、より正確で確実な情報管理……22
②－1－1　継続的な状況把握……22
②－1－2　より効率的な名寄せ……23
②－1－3　他市町村の住民への展開……23
②－1－4　新たな情報収集による政策の高度化……23
②－2　他団体等との情報連携によるサービスの向上……24
②－2－1　さらなる添付書類の削減……24
②－2－2　さらなる手続ワンストップ……25
②－2－3　事務の効率化……25
②－2－4　情報連携による政策の高度化……26

②－２－５　情報連携による共同処理への活用 26
②－３　個人番号カードを活用したより確実な本人確認 27
②－３－１　より正確かつ円滑な本人確認 27
②－３－２　より安全なログイン 27
②－３－３　電子申請の利用増加 27
②－３－４　個人番号カードの条例利用による行政サービスの向上 28
②－４　プッシュ型のお知らせ 28
②－４－１　必要な手続についてのプッシュ型お知らせ 28
②－４－２　審査等のステータスについてのプッシュ型お知らせ 30
②－４－３　マイ・ポータルとの連携による相乗効果 30
（３）　地方公共団体における番号制度の活用の方向性 31
①　窓口の総合化 31
②　書類審査から現場へ 32
③　政策の質の向上 33
（４）　今後の展望 33

（別添）

地方公共団体が関係する番号法別表第一の事務等 35
① 都道府県知事等が含まれる事務 35
② 市町村長等が含まれる事務 39
地方公共団体が関係する番号法別表第二の事務等 42
③ 情報照会者に都道府県知事が含まれる事務等 42
④ 情報照会者に市町村長が含まれる事務等 54
⑤ 情報提供者に都道府県知事が含まれる事務等 62
⑥ 情報提供者に市町村長が含まれる事務等 76

1　はじめに

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）及び「地方公共団体情報システム機構法」が平成 25 年 5 月 24 日に参議院本会議で可決、成立し、平成 28 年 1 月から個人番号の利用が開始される予定である。

社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会経済情勢が大きく変化する中で、従来以上に社会保障と税を一体として捉え、より正確な所得等の情報に基づいて、国民が社会保障給付を適切に受けられるための必要な基盤として導入が検討されてきた。この番号制度の導入により、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤が提供され、行政サービスの信頼性、透明性、効率性を高めるとともに、国民の利便、特に年金をはじめとする社会保障サービスの向上や所得課税のさらなる適正化が実現できるものとされている。

国・地方ともに極めて厳しい財政状況に置かれており、自ら身を切る改革として、地方公共団体では、職員数の大幅な削減や住民サービスの見直しを実施するなど懸命の行革努力を続けているが、住民サービスを提供するための前提として、正確な本人特定や各種手続における書類審査に多大なコストと時間と労力をかけなければならない状況にある。また、国民の側からみて、自分の納めた税金や保険料にふさわしい社会保障給付がきめ細やかに、かつ的確に行われていないのではないかといった不満が行政に対して向けられてきたことも事実である。

番号制度は、このような課題を解決していく基盤として構想されたものであるが、その機能をいかんなく発揮するためには、国だけの取組みでは不十分であり、国民に対して幅広い行政サービスを提供する地方公共団体が、国と協力しながら、主体的に番号制度を活用していくことが必要不可欠である。

本ガイドラインでは、総務省に設置した「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」（座長：須藤　修　東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長）での議論を踏まえ、地方公共団体における番号制度の活用可能性や、番号制度に対応したシステム構築に関するポイント、番号制度に対応した個人情報保護対策などを取りまとめている。また、第 2 章第 2 節については、総務省が主宰する「番号制度に係る地方税務システム検討会」での議論を踏まえ、地方公共団体における税務システムの改修に関する実務上の課題などを取りまとめている。

本ガイドラインが各地方公共団体において、番号制度が円滑に導入され、また、その効果が最大限発揮され、さらなる住民サービスの向上や行政事務の効率化が実現する一助

となれば幸いである。

2　地方公共団体における番号制度の活用

（１）　番号制度の導入により実現すること

①　番号制度の仕組み

番号法の目的は、「行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定める」ことであり、あわせて、「個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう」にするため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の特例を定めることとしている（番号法第 1 条）。

番号法は、「異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用」を行うため、①個人番号の付番（番号法第 7 条、第 8 条）及び②個人番号の利用（番号法第 9 条）について規定し、「申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにする」ために、③個人番号カード（番号法第 3 章）を交付することとしている。また、「他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにする」ために、④情報連携(番号法第 19 条、第 21 条～第 25 条)について規定し、「個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われる」ために、⑤特定個人情報の保護等(番号法第 4 章）や⑥特定個人情報保護委員会（番号法第 6 章）を置くこととしている。

なお、個人番号の導入とあわせて法人番号を導入することとしており、国税庁長官は、法人その他の団体に対して、法人番号を指定する旨の規定がある（番号法第 7 章）。

①－１　個人番号の付番

①－１－１　個人番号の定義

個人番号は、「住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの」（番号法第２条第５項）とされている。また、個人番号は、①他のいずれの個人番号とも異なること、②住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと（番号法第 8 条第

2 項）が要件とされており、その桁数については、住民票コードの桁数（11 桁）以上の 12 桁となる。

個人番号の特徴としては、①国民一人ひとりに一つの番号が付与されていること（悉皆性）、②全員が唯一無二の番号を持っていること（唯一無二性）、③「民―民―官」の関係で利用可能なこと、④目で見て確認できる番号であること、⑤最新の基本 4 情報が関連付けられていることの 5 つが挙げられる。

①－１－２　個人番号の付番

個人番号の付番については、制度導入後において、例えば出生など新たに住民票コードを住民票に記載する場合には、「市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない」（番号法第 7 条第 1 項）と規定されている。このため、市町村長は、「個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする」（番号法第 8 条第 1 項）とされている。

制度導入時に、すでに住民票に住民票コードが記載されている者については、「市町村長は、施行日において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者について、機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない」（番号法附則第 3 条第 1 項）とされている。

なお、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であって施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないもの、及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなかった者については、別途政令で定めるところにより、「機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない」（番号法附則第 3 条第 2 項、第 3 項）。

また、個人番号の変更については、住民票コードと異なり、民間事業者も含め個人番号を利用する者が広範囲に及ぶことから、「住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるとき」という条件が付されており、その者の請求又は市町村長の職権により変更することとされている(番号法第 7 条第 2 項)。

市町村長が個人番号を指定した際は、住民票に記載することとされている（整備

法による改正後の住民基本台帳法第7条、第8条、番号法第17条第2項)。また、個人番号が住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)で取り扱う本人確認情報の一つとされる(整備法による改正後の住民基本台帳法第 30 条の6)ことから、市町村のコミュニケーション・サーバから都道府県サーバを経て、全国センターである機構に個人番号を含む本人確認情報が通知され、平成28年1月から国の機関等の求めに応じて、個人番号を含む本人確認情報を提供することが予定されている。

なお、個人番号の付番については、市町村の法定受託事務とされている(番号法第63条)。

①－2　個人番号の利用

国の機関や地方公共団体など行政事務を処理する者のうち、番号法別表第一に掲げられた者は、同表の事務の処理に関して保有する個人情報ファイルについて、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるとされている(番号法第 9 条第1項)

また、地方公共団体は、「福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる」。(番号法第9条第2項)とされている。

これらの個人番号を利用できる個人番号利用事務実施者は、「本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる」(番号法第 14 条第 1 項)とされ、この場合、個人番号利用事務実施者は、本人確認及び個人番号確認のため、「本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置をとらなければならない」(番号法第16条)とされている。

したがって、番号制度については、国の機関や地方公共団体等の個人番号利用事務実施者は、本人から個人番号カード又は、通知カード及び運転免許証等の本人確認書類の提示を受けるなど、本人確認及び個人番号確認を行った上で、当該者の情報を収集し、データベースを構築した上で、個人番号を利用して個人情報を検索し管理することが想定されているところである。

なお、地方公共団体が関係する別表第一の事務の一覧表は、別添のとおりであ

る。

①－3　情報連携

国の機関や地方公共団体等の個人番号利用事務実施者が、個人番号を利用して情報収集し、管理している特定個人情報については、原則的に、他の機関に提供することは禁止されている（番号法第 19 条本文）。

しかしながら、同条第 7 号において例外規定が設けられており、番号法別表第二に掲げられた情報照会者が、同表に掲げられた情報提供者に対し、同表の事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するときは、特定個人情報を提供することが可能とされている。

情報提供ネットワークシステムは、当該情報提供等の記録（アクセスログ）を記録、保存しなければならない（番号法第 23 条）とされており、これらの情報の開示について任意代理人による要求を認めるなど行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の特例が設けられているほか、本人が情報提供等の記録を閲覧することができるよう、番号法の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）を設置するものとされている（番号法附則第 6 条第 5 項）。

また、これらの情報連携を含め特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、内閣府の外局として、いわゆる三条委員会である「特定個人情報保護委員会」が設置されることとされているほか、システム上、特定個人情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施や罰則の強化が規定されている。

なお、地方公共団体が関係する別表第二の事務の一覧表は、別添のとおりである。

①－4　個人番号カードの交付

番号制度においては、本人にサービスや給付を行うため、すべての国民が様々な場面で本人確認及び個人番号確認を求められる可能性があり、その確実な確認手段である個人番号カードを、原則としてすべての国民に対して提供することが想定されている。

また、情報提供ネットワークシステムによる情報提供等の記録を確認することができるマイ・ポータルにログインをするために、公的個人認証サービスを活用することとしており、公的個人認証サービスは個人番号カードに標準搭載することとしている（整備法による改正後の公的個人認証法により、署名用電子証明書に加え、利用者証明用電子証明書が搭載される）。

番号法第 17 条において「市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備

える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するもの」（番号法第 17 条第 1 項）とされており、その交付方法については、市町村窓口の事務処理が軽減されるよう、個人番号カードの交付準備ができた住民に順次交付通知書を送付し、窓口にて個人番号カードを交付する方法が検討されている。

なお、個人番号カードの交付事務は、市町村の法定受託事務とされている（番号法第 63 条）。

①－5　マイ・ポータル

マイ・ポータルについては、番号法附則第 6 条第 5 項において、情報提供ネットワークシステムにおけるアクセスログを開示することとしている。そして、同条第 6 項において、情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報の確認、電子申請、行政機関等からのお知らせの確認等」を行うことについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。

なお、平成 24 年度に内閣官房の社会保障・税に関わる番号制度のマイ・ポータルに係るユースケース分析等に関する調査研究において、マイ・ポータルのユースケースについて調査研究がなされたところである。

②　番号制度の導入により実現すること

番号法第 3 条において、個人番号及び法人番号の利用の基本理念について次のとおり規定されている。

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（個人番号及び法人番号の利用の基本）

第三条　個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として行わなければならない。

一　行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。

二　情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

三　個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。

四　個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。

社会保障・税番号大綱等においては、番号制度の導入により、次のことが実現できるとされている。

（ア）よりきめ細やかな社会保障給付の実現

社会保障の給付や負担の状況に関する情報を、国・地方公共団体等相互で、正確かつ効率的にやり取りすることで、個人や世帯の状況に応じたきめ細やかな社会保障給付の実現が可能になる。

番号法により、例えば、次のとおり、異なる制度間で給付調整等をより確実に行うことができることとなる。

① 高額医療・高額介護合算制度における保険者等の関係機関間での給付状況の把握

② 健康保険法に基づく傷病手当金の支給に当たっての障害年金等の給付状況の確認

③ 児童扶養手当の認定に当たっての公的年金の受給状況の確認

④ 各種公的年金給付に当たっての雇用保険の受給状況の確認

⑤ 障害年金の支給に当たっての労災障害給付等の受給状況の確認

⑥ 生活保護法に基づく各種扶助支給に当たっての他制度給付状況の確認

このほかに、番号制度が存在しなかったがゆえに実現が困難であった新たな制度の検討が期待されるところである。

（イ）所得把握の精度の向上等の実現に関するもの

法令又は条例に基づき税務当局が行う国税・地方税の賦課・徴収に関する事務（申告書の処理、調査等）に個人番号及び法人番号を活用する。

整備法による改正後の国税通則法等により、既存の申告書・法定調書等の記載事項に個人番号等が追加されることとなるが、このことにより、例えば、税務当局が取得する各種所得情報や扶養情報について、個人番号等を用いて効率的に名寄せ・突合することが可能となり、より正確な所得把握に資することとなる。

（ウ）災害時の活用に関するもの

災害時の個人番号の活用に関しては、番号法別表第一では、災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務、災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用できることとされている。

（エ）自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの

国民が、社会保障・税に関する自分の情報や、利用するサービスに関する情報を

自宅のパソコン等からマイ・ポータルを通じて容易に閲覧可能となり、必要なサービスを受けやすくなるなど国民の利便が高まる。

（オ）事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

国・地方公共団体等間で、申請等に必要な情報を適時にやり取りすることで、事務・手続の簡素化が図られ、国民及び国・地方公共団体等の負担が軽減され、利便が高まる。

番号法により、所得情報等に関する証明書（所得証明書、納税証明書等）や住民票の添付が省略される手続が多数見込まれるところである。

③　地方公共団体における番号制度の利用

③－１　地方公共団体における特定個人情報の利用

地方公共団体における特定個人情報の利用については、下記のとおり整理することができる。

	番号法別表第一 に掲げる事務	地方公共団体の 独自の事務
地方公共団体内の同一機関における特定個人情報の利用 （例）A 町税務課 →A 町福祉課	番号法第 9 条第 2 項に基づき条例を制定すれば可能	
地方公共団体内の執行機関間の特定個人情報の照会・提供 （例）B市長部局 →B市教育委員会	番号法第 19 条第 9 号に基づき条例を制定すれば可能	番号法第 9 条第 2 項及び第 19 条第 9 号に基づき条例を制定すれば可能
地方公共団体間、 地方公共団体と国の機関等との間の特定個人情報の照会・提供	番号法第 19 条第 7 号に基づき情報提供ネットワークシステムを通じて行えば可能（番号法別表第二に掲げる事務に限る。）	番号法第 9 条第 2 項に基づき条例を制定し、番号法第 19 条第 14 号に基づき特定個人情報保護委員会規則が制定されれば可能

表 1.2-1　地方公共団体における特定個人情報の利用

③－２　個人番号カードの条例利用

「個人番号カードは、本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例又は政令で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。」（番号法第 18 条）とされており、同条第 1 号においてその対象として、「市町村の機関　地域住民の利便

性の向上に資するものとして条例で定める事務」が定められている。これにより、個人番号カードは、住民基本台帳カードと同様に、条例を制定し、ICの空き領域に、市町村の独自のサービスのためのアプリケーションを格納することができる。

例えば、コンビニエンスストアにおける各種証明書の交付サービスのためのアプリケーションを市町村の独自のサービスとして個人番号カードの中に格納し、利用することが可能である。

③－３　マイ・ポータル

マイ・ポータルの具体的な方法については、今後、技術的な検討が行われる予定であるが、地方公共団体においてもプッシュ型のお知らせをマイ・ポータルに表示する等、様々な活用が考えられる。

（２） 番号制度の活用の具体的なイメージ

（1）では番号制度の導入により実現すること、また実現できることを示した。これらについて、より具体的なイメージを持つためには、番号制度の導入前から、既に独自の住民番号を付番することで一定の行政サービスを提供してきた先進的な地方公共団体の取組が参考になる。

以下、6 つの事例を住民情報の共有の方法によって以下の 3 つに分類し、インタビュー調査及び文献調査を実施した結果を紹介する。番号制度を導入すれば、他の地方公共団体においてもここで紹介する取組と同レベルの取組が実現可能となるのではないかと考えられる。なお、医療情報の保護と利活用については、別途検討が必要であると考えられる。

- 住民情報を庁内組織横断的に共有している団体（2 事例）
- 住民情報を時系列で共有している団体（2 事例）
- 住民情報を地理空間的に共有している団体（2 事例）

また併せて、これらの先進的な地方公共団体の取組をもとに、番号制度がどのように活用できるか、その可能性について考察する。

① 先進的取組事例

①－１ 住民情報を庁内組織横断的に共有している団体

①－１－１ 総合窓口サービスの取組 【調査対象団体：福岡県粕屋町】

（ア）実施概要

粕屋町では、平成 22 年より来庁者に対するプッシュ型の総合窓口サービスを提供している。総合窓口では、総合窓口システムの導入により、「出生」、「引越し」、「就職・退職」、「死亡」、「婚姻・離婚」、「入園・入学」などのライフイベントに伴い自治体の窓口で行わなければならない手続の際に、当該住民の状況により申請をすれば受けることが可能な行政サービスを当該住民にお知らせし、住民サービス向上と業務の効率化を実現している。

例えば、「出生」の場合、当該住民に対し、戸籍の出生届に派生して児童手当の申請手続、乳幼児医療証の交付、出産一時金や母子保健サービス等の一般的に利用できるサービスの説明を行う。さらに、粕屋町では、これらの手続や説明に加えて、総合窓口システムにより、本人の同意を得て、出生届をした住民世帯の国民健康保険の加入状況、住民税の課税状況、生活保護の被保護状況などを確認し、国民健康保険加入者の場合は、子どもの国民健康保険の加入手続や出産一時金の申請受付を合わせて行い、住民票の発行までをワンストップにてその場でできる仕組みを実現している。

「引越し」の場合、転入届のために来庁した人に対して、庁内に当該住民の情報を保有していないため、事前ヒアリングシートを記入してもらうことになっている。

住所変更に伴う手続に際しては、家族に子どもや高齢者、障害者、要介護認定を受けた高齢者がいるかの確認、健康保険の種別、年金の加入・受給状況、自動車・バイクの所有状況、税・水道料金等の納入状況などを確認した上で、必要な手続と受けられるサービスを案内・提示し、住民の選択に基づき手続を行っている。例えば小中学生の子どもがいる場合、転入手続の際に総合窓口において転入学通知書を交付できるため、当該住民は教育委員会に転入手続に行く必要はなく、直接転入先の学校に行けば済むことになっている。また「転出」の場合、例えば転出する一人親世帯に対し、転出先で児童扶養手当や一人親医療費助成、保育所入所や福祉サービス申請に課税証明書が必要である旨案内し、交付している。これにより、当該住民の転出先での手続がスムーズになるばかりか、転出先からの課税証明書請求に郵送等にて対応する必要がなくなり、当該住民の利便性の向上や事務の効率化が図られている。

「退職」の場合、例えば企業を辞めて国民健康保険の加入手続に来庁した住民に対して、総合窓口において年齢を確認し、60 歳未満であれば国民年金の変更手続が必要である旨を伝える。また、遺漏しがちな手続として扶養配偶者が 60 歳未満の場合の被扶養者の資格変更手続があるが、扶養家族の年齢も総合窓口にて確認できるため、該当者には資格変更手続が必要である旨を伝え、年金手帳を持参していれば総合窓口で手続が完了する。

「死亡」の場合、死亡届の届出者に対して、国民健康保険や後期高齢者医療保険の喪失手続、年金の手続や介護保険、税の清算、国民健康保険被保険者には葬儀費用補助が可能なことなどを総合窓口にて説明する。死亡届の届出者が死亡者のこれらの行政サービスの加入状況や受給情報を把握していないことによる手続漏れや、知っていれば受けられる行政サービスを受けられないケースが他のイベントより発生しがちであり、行政側から必要手続を提示する総合窓口の導入効果は大きいといえる。

（イ）効果

住民は、出生、引越し、退職、死亡等があった際に必要な届出手続について、必ずしも全てを把握しているわけではない。特に住民異動、戸籍、国民年金、税等については、住民が気づかず手続の漏れが発生し、未届けになることが多々ある。遡及手続の場合、確認により多くの時間を費やさなければならないため、総合窓口の導入による庁内情報連携により、行政の側から住民に対し、必要となる手続や受けることができる行政サービスを知らせることで、手続の漏れや未届けを防止することの効果は大きい。

また、業務、係ごとに手続を行っていたのに比べ総合窓口の導入により、手続

時間が短縮され、申請や届出に来庁した住民にとっても職員にとっても手続にかかる時間の短縮効果が見られる。加えて、行政側は、住民に対して行っていたヒアリングや各種制度の対象者であるかどうかの確認の手間と重複処理を削減することができるため、行政事務の効率化が図られている。住民にとっては、あるイベントに伴って必要な住所や名義の変更、資格の喪失手続が届出と一括で行えることも効率的で効果が大きい。

このように総合窓口システム利活用によるワンストップサービスにより住民利便性が向上し、住民視点の行政サービスとして満足度がアップしていることは、窓口アンケートの結果にも顕著に現れている。

（ウ）実現するための仕組み

総合窓口システムは、統合データベースと一体となった連携システムを介して各種業務システムと連携している。なお、全ての業務システムが地域情報プラットフォームで規定している仕様に準拠して構築されている。住民には粕屋町独自の識別番号（内部管理番号であり、住民には通知していない）を付番している。

総合窓口では、来庁した住民の 4 情報を確認することにより識別番号を特定し、識別番号を用い、連携システムを通じて関係各部署のシステムに情報照会することにより、住民の情報を把握する仕組みとなっている。把握した情報を元に、総合窓口システムを通じて当該住民が利用可能なサービスと必要な手続を表示させることができる。住民の希望によりサービス利用申請や必要な手続を行う際は、総合窓口システムから当該業務システムに連携する。

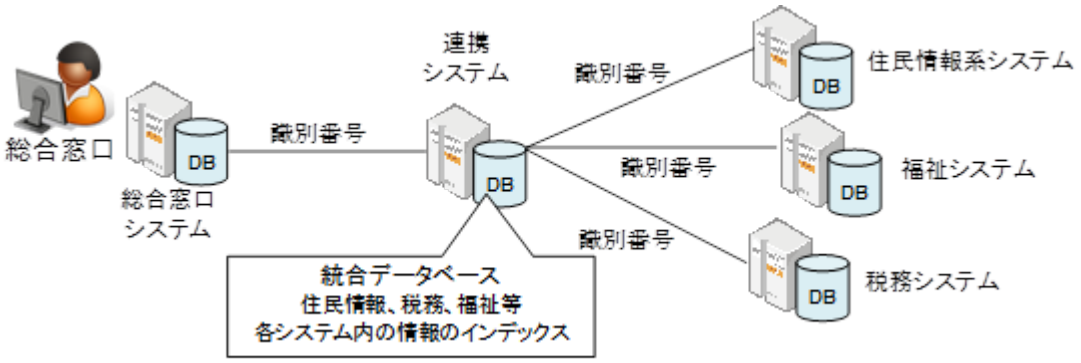

図 1.2-1　総合窓口システムによる情報連携の仕組み

①－１－２　福祉保健総合相談室　【調査対象団体：神奈川県藤沢市】

（ア）事業概要

藤沢市では昭和 50 年代から、転入届の際、国民健康保険や当時市町村事務であった国民年金の加入手続を本人の希望があればその窓口にて同時にできるよう、帳票にて希望手続を確認し、その帳票を複写して担当課に渡すことにより希望する手続が同時に行えるよう工夫していた。その仕組みは、次第に電子化され

昭和 61 年からは市内 11 箇所の市民センターにて本庁舎と同じ手続ができるようになっている。

一方、福祉関係については、所得制限のある制度が多く、また原則として重複受給が許されないため、サービスの受給状況や所得を確認する必要がある。藤沢市では、制度ごとに相談窓口を設けていたため、住民の福祉サービスの受給状況を各相談窓口職員が共有することができず、相談対応に時間がかかっていた。そこで、平成 5 年に「福祉相談システム」を、平成 9 年には住民台帳情報や所得税情報などとも連携可能とした「保健福祉総合システム」を導入して、住民の各種福祉制度に関する受給状況を管理できるようにし、福祉に関する相談をすべて福祉保健総合相談室等（本庁舎の福祉保健総合相談室及び 12 箇所の地区福祉窓口をいう。以下同じ。）で受け付けることとした。福祉保健総合相談室等では、相談者本人の同意を得たうえで相談対応の際に職員が住民の各種福祉制度に関する受給状況の情報を活用できるようになっている。これにより、例えば高齢者に対する生活支援型のデイサービス、ホームヘルプサービス、給食サービスなどの市独自事業の申請については、庁内での情報連携により必要な情報を入手することで一箇所で行うことができるようになっている。さらに庁内での情報連携により得られる情報を活用して、高齢者いきいき事業の対象者に対して申請書を郵送するなど、プッシュ型の情報提供も行っている。

（イ）効果

庁内連携による福祉関係の相談窓口の一本化と添付書類の廃止により、福祉保健総合相談室等では、住民の各種福祉制度に関する受給状況を証明する書類の確認及び保管のコストが削減できるほか、証明書を発行する窓口では発行のコストが削減できるなど、行政事務の効率化が図られている。また、このことは住民にとっても相談や申請手続のたびに各種福祉制度に関する受給状況の確認を求められたり、そのことを証明する証明書交付のために別の窓口に行く必要がないため、利便性が向上している。

（ウ）実現するための仕組み

保健福祉総合システムは、福祉保健総合相談室等における相談・申請の記録・受付を行うシステムである。福祉保健総合相談室等では、市民の氏名、住所等の情報から本人を特定し、福祉制度の受給状況、過去の相談記録等を参照することができる。

保健福祉総合システムは、受給状況や過去の相談記録、所得情報（定期的に課税情報を取り込んでいる）を保持するとともに、住所情報のように異動のある情

報については都度、住民番号を用いて住民基本台帳と連携して把握する仕組みとなっている。

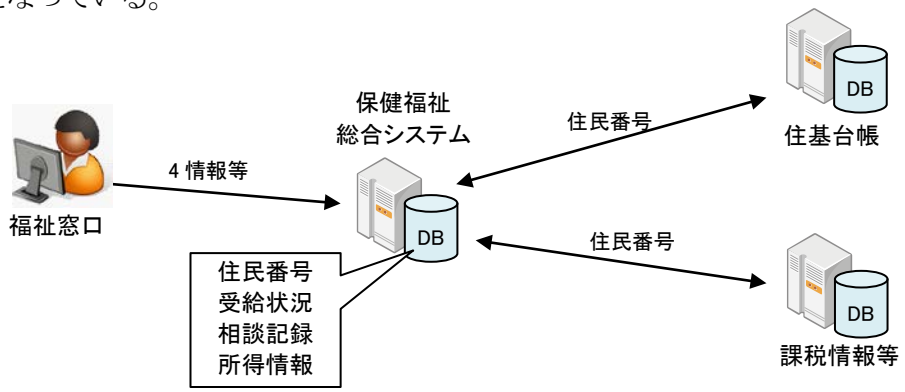

図 1.2-2　保健福祉総合相談窓口における庁内連携の仕組み

①－２　住民情報を時系列で共有している団体

①－２－１　Web 健康手帳　【調査対象団体：岩手県遠野市】

（ア）実施概要

遠野市では、医師不足に起因する住民の健康・妊娠・出産への不安を解消するとともに、住民自身による健康づくりのために、健康情報をサーバ上で管理し、住民がインターネットで閲覧し、書き込みできる Web 上の健康手帳を運用している。妊娠中から子どもが 18 歳になるまでを「すこやか親子電子手帳」、19～64 歳を「すこやか健康増進電子手帳」、65 歳以上を「すこやか長寿電子手帳」としている。

「すこやか親子電子手帳」は、妊婦の主治医の指示の下、遠野市の助産師がモバイルCTG[1]による遠隔妊婦健診を実施し、その健診データを記録し、時系列でグラフ化表示することや、出産後の乳児や母親の健診結果、子どもの予防接種の結果、成長の記録などを保護者が自由に書き込み、閲覧できる仕組みとなっている。家族をゲスト登録することで、遠隔地に住む家族も情報共有できる。

助産師による健診結果は、主治医ほか連携医療機関の医師も閲覧可能になっており、妊産婦に異常があった場合には、入院した医療機関で検査することなく基礎的なバイタルデータに基づいた処置ができる。

「すこやか健康増進電子手帳」「すこやか長寿電子手帳」は、遠野健康福祉の里、地区センター等で実施しているICT健康塾[2]での測定結果や市が実施する健康診断結果が自動的に入力されるほか、自分で測定する日々の血圧や体重、歩数などをマイページにて記録・管理できる仕組みである。健康クラブに入会すると、

[1] 胎児心拍数検出装置。
[2] 週に 1 回程度、地区センター等の集会施設に集まり、血圧や体重、体組成などを計測するほか、テレビ電話を使った健康管理士による遠隔健康相談、医師による遠隔健康指導を実施するサービス。

会員同士で体重や血圧などの測定結果を月ごとにグラフ化し、ランキング結果を公開（氏名は登録ユーザ名を表示）する機能もある。

（イ）効果

健康情報をデータ化して保管することにより、健康情報の再利用が可能となり、連携医療機関への提供や地域の医療特性に合わせた保健活動や地域医療計画の策定など、健康情報の活用の場が広がるという効果がある。特に高齢者の健康維持のためには、高齢者自身が自分の健康状態を知り、同じような症状を持つ者同士で励ましあって健康管理に努めたり、一人一人のバイタルデータに合わせた健康指導をしたりすることにより、重症患者を減らすことができる。

（ウ）実現するための仕組み

Web 健康手帳情報は、18 歳以下の「すこやか親子電子手帳」と、19 歳以上の「すこやか健康増進電子手帳」「すこやか長寿電子手帳」の 2 つのサーバに分けて管理している。Web 健康手帳には、住民自身が情報を書き込めるマイページがあり、利用者がマイページへアクセスする場合は、ログイン ID とパスワードで本人認証を行っている。マイページでは市が保管した健診データも閲覧可能である。

市が保管した健診データと Web 健康手帳のマイページの情報は、住民基本台帳番号から生成した遠野市独自の共通 ID により、内部システムでログイン ID と連携させている。

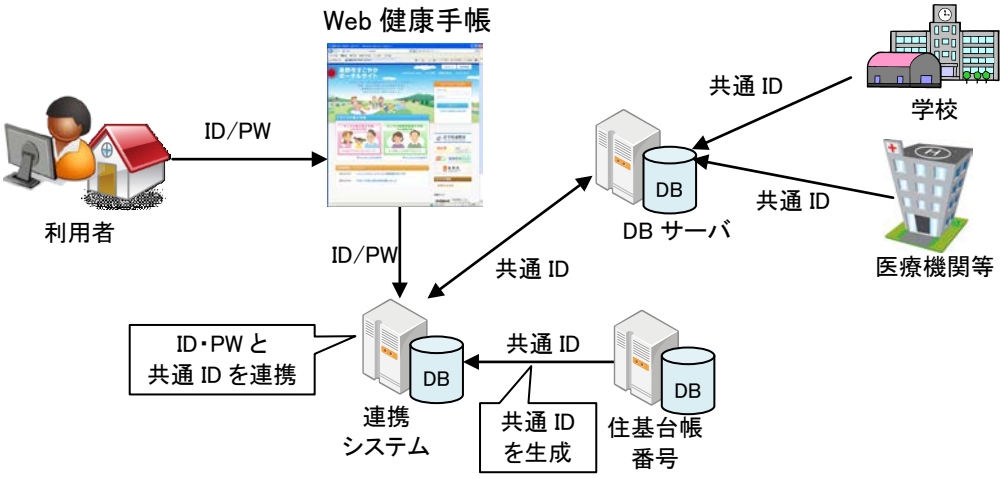

図 1.2-3 Web 健康手帳の仕組み

①－２－２　生活習慣病予防　【調査対象団体：滋賀県長浜市】

（ア）実施概要

市民の 0（ゼロ）次予防に取り組む長浜市では、平成 19 年より遺伝子分析を含む疫学調査から得られる成果を生活習慣病等の予防に活用して個人の体質に合った健康づくりなどの開発につなげることを目指し、京都大学大学院医学研究科と共同で、市民 1 万人を対象に 0 次健診を実施し、遺伝子解析を含む疫学調査を継続している。

生活習慣病等の原因をゲノム（全遺伝情報）から解き明かすには、10 年以上にわたる追跡調査が必要なことから、長浜市独自の住民管理番号に 0 次検診の匿名化番号を対応させ、一人一人の遺伝子情報、5 年ごとの健診結果情報、市内医療機関における診断結果等を管理しようとしている。

（イ）効果

住民の健康状態を本人の遺伝子情報とともに保管し、長期に分析可能とすることで、疫学調査から得られる成果を生活習慣病等の予防に活用できる。

（ウ）実現するための仕組み

0 次健診結果とその後の健診結果は、長浜市全体で使用している 7 桁の住民管理番号と 0 次検診の匿名化番号を用いて管理している。0 次検診結果は医学的に有用と立証されている結果のみ京大から市へ返却されており、研究途中のものや遺伝子解析結果は含まれていない。

住民管理番号の発行は、出生や転入により市民登録された時点で実施している。また、転入時には、氏名・生年月日等から過去に長浜市民だったことが確認できた場合は、過去の住民管理番号を再利用している。

当該事業の実現・成功のためには、個人のゲノムデータ等の情報が安全に管理され、市民からの信頼を得ることが重要となる。長浜市では、国の指針[3]の精神を尊重しつつ、長期にわたり継続して事業を実施する上での普遍的な原則を定めたものとして、「ながはま 0 次予防コホート事業における試料等の蓄積及び管理運用に関する条例」の制定を行った。条例においては、事業の進め方、個人情報や試料等の管理責任ルール、ながはま 0 次予防コホート事業審査会の設置等を定めている。当条例に則り、分析等のために健診データを外部機関（検査機関、京都大学）へ提供する場合は、長浜市独自の住民管理番号と対応させた匿名化番号によってデータの匿名化処理を行っている。

---

[3]「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成 16 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）

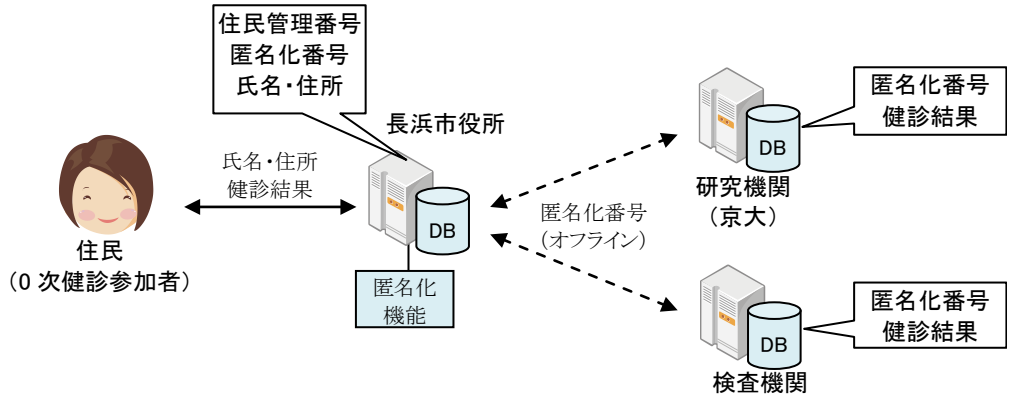

図 1.2-4　0 次健診等健康データ連携の仕組み

①－３　住民情報を地理空間的に共有している団体

①－３－１　被災者台帳　【調査対象団体：兵庫県西宮市】

（ア）実施概要

西宮市は、昭和 36 年に全国で最も早い時期に自治体情報化に取り組み、職員が自ら情報システムを開発・導入してきた。昭和 50 年半ばには、全ての業務システムが宛名リンク番号（後に住民統一番号と改称）により情報連携可能となっていた。また、同時期にGISにも取り組み始め、住民記録マスター等行政情報システムにおける日常業務データとGISとを連動させた「西宮市位置座標方式」[4]の利用も進んでいた。このため、市街地のほぼ全域が被災し、市庁舎も大きな被害を受け、情報システム機器・ネットワーク回線も大きなダメージを負った阪神淡路大震災（平成 7 年）においても、市の日常業務の復旧と合わせて、被災者を支援するシステムを構築することが可能となった。また、被災者台帳をベースとする「震災業務支援システム」とGISとの連動による、全壊世帯の分布図・状況図、避難所分布図、共同住宅の危険度判定図、死傷者分布図をはじめ、家屋の復旧・復興状況図等を作成することが可能となった。震災直後の復旧最中に西宮市がいち早く自前で構築した「被災者支援システム」は、被災の経験と教訓、情報化のノウハウを活かして汎用Webシステムとしてリニューアルされ、財団法人地方自治情報センターにより、全国の地方公共団体に無償で公開・提供されている。

（イ）効果

災害復旧、復興時には、被災者への「罹災証明書」、被災住家の所有者への「被災住家等証明書」の発行、さまざまな義援金の給付、生活支援金の給付や貸

4　「LASDEC 電子自治体ベストプラクティス　GIS 等の利活用事例」
https://www.lasdec.or.jp/its/bestpractice/21gis/a13.html

付管理など、被災者支援に関係する各種業務が発生する。震災業務支援システムを活用すれば、住民の属性情報と住家の情報を紐付けることができ、刻一刻と変化する被災者の状況や住家被害状況を、効率的に記録、更新することができるため、災害復旧、復興時に必要な業務を円滑に遂行することが可能となる。また復興計画の策定にあたっては、家屋の復旧・復興状況図等、関係者全員で地域に関する情報を地図を用いて共有し、検討することが可能になるだけでなく、見える化が図られ、住民への説明時に地図を活用することで住民の理解を得やすく満足度も向上すると考えられる。

（ウ）実現するための仕組み

当該システムは、住民統一番号をキーにして、発災日の住民記録・外国人登録マスターから被災住所・世帯構成員をインポートすることにより、自動的に被災者台帳を作成する。この発災日の被災者台帳に職員が調査した被災世帯及び住家の被害状況を入力して情報の更新・整備を行い、罹災証明の発行や義援金の配布など被災者支援業務を遂行する。さらにこれらのデータベースが住民統一番号にて他の行政情報システムと連動しており、その後の住民の医療・福祉・教育や各種税関連業務に反映され、大きな効果を発揮する。また位置座標情報（住所辞書）をキーとして GIS と連動可能である。

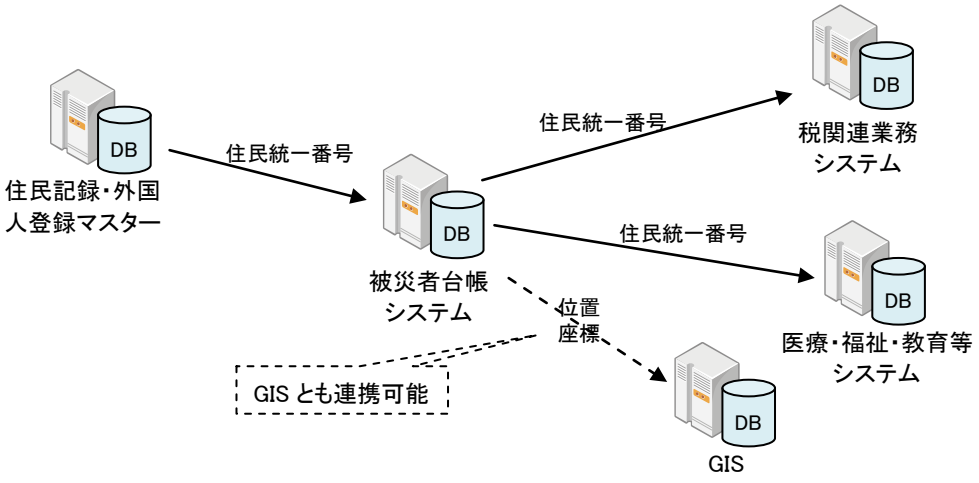

図 1.2-5　西宮市の被災者台帳システムの情報連携の仕組み

①－３－２　統合型 GIS　【調査対象団体：千葉県浦安市】

（ア）実施概要

浦安市では、道路管理、固定資産、都市計画などの分野で活用する地理空間情報の重複整備を回避するとともに、地図をプラットフォームとした情報の共有化を推進するために、平成 12 年度に共用空間データベースを整備した。その上で、各業務システム共通の住所情報をキーとして庁内情報を地図上で集約・可視化

している。例えば、共用空間データベースを背景図として、住民記録データ等と連携し匿名化して作成した「年齢別分布マップ」や「推計人口マップ」を庁内で活用するほか、公開可能なデータをインターネット上で一般に閲覧可能とするWeb-GIS「e-まっぷ・システム」[5]を平成14年度に構築し、都市計画マスタープランを住民に公開して意見募集を行うなど、住民の声を政策に活かすことに役立てている。

※浦安市については、独自の住民番号を付番しているわけではないが、番号制度の導入により発展可能性があると考え、先進事例として取り上げた。

（イ）効果

都市計画図は5年に1回見直しを実施しているが、共用空間データベース整備前では他課のデータを利用するという観点がないため、過去5年間の異動判読なども含めて調査しデータ整備していたが、共用空間データベースが整備されたことにより、道路（市道データ）や土地・家屋データの利用が可能となったため、約1,200万円の削減効果を得ることができた。

また、共用空間データベース整備後に構築した建築指導支援システム、住居表示台帳システムなどについては、背景図を別途作成する必要がなく、6,000 万円以上の削減効果を生んだと試算されている。

浦安市のGISは、住民記録データともリンクをしており、東日本大震災では、下水道の使用制限区域における対象住民の迅速・的確な把握にもその威力を発揮した。

なお、現在の住居表示台帳は、住民記録データと家屋等建物を住所情報にて紐付けているが、個人を特定する全国共通の番号があれば、家屋等建物や土地に対する固定資産税の賦課先情報の正確な把握に活用できるものと考えられる。

（ウ）実現するための仕組み

浦安市では、情報政策課主導の下、常に地図上での情報共有を推進することが全庁的に合意されており、庁内で使用する共通的な地図データである「共用空間データベース」を整備し、さらに、住民記録データや各課で活用されている空間データと共有できる仕組みを作っている。

[5] e-まっぷ・システム　http://itpro.nikkeibp.co.jp/free/NGT/govtech/20050721/165067/

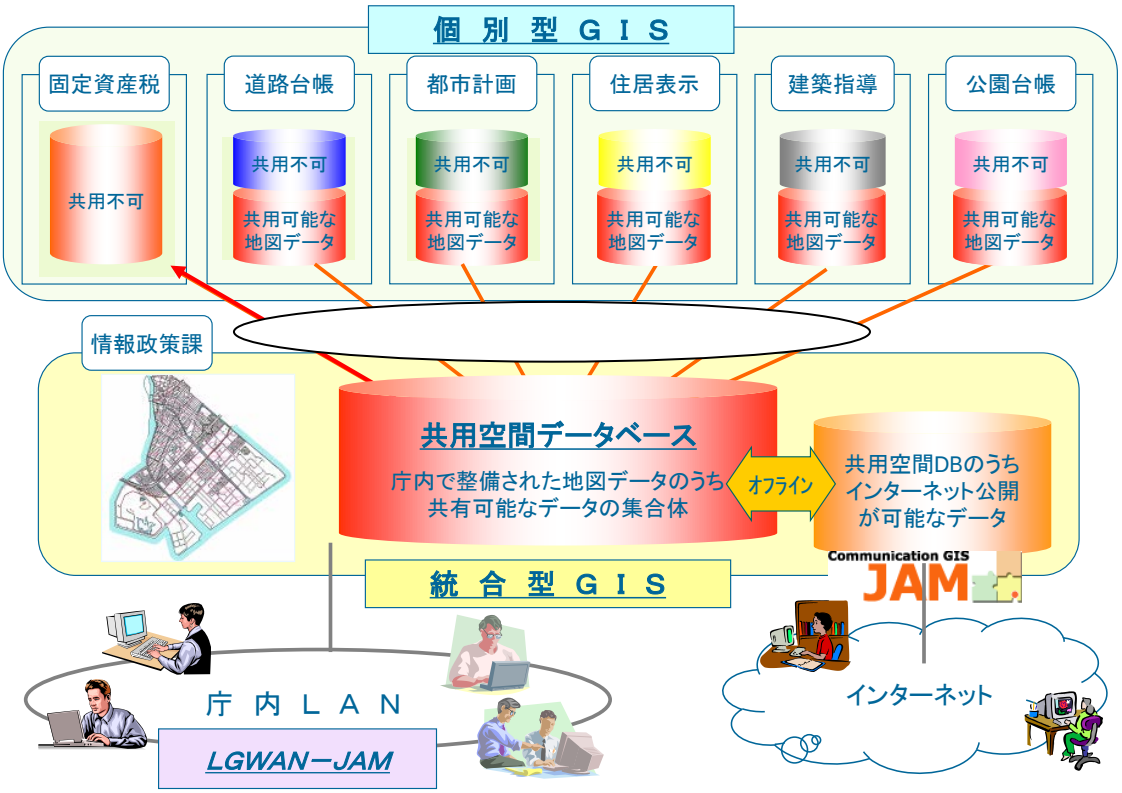

（浦安市資料（www.jasminesoft.co.jp/gisao/2009/）をもとに作成）

図 1.2-6　庁内の GIS データベースを活用した情報連携の仕組み

②　先進事例における番号制度の活用可能性についての考察

番号法等が施行され、番号制度が導入されることとなれば、①に記載した 6 事例はさらにどのような発展の可能性があるのか、これらの事例を通じて番号制度の活用の可能性について次に掲げる 4 つの観点から考察する。なお、医療情報の保護と利活用については、別途検討が必要であると考えられる。

②－1 個人番号を活用した、より正確で確実な情報管理

②－2 他団体との情報連携によるサービスの向上

②－3 個人番号カードを活用したより確実な本人確認

②－4 プッシュ型のお知らせ

②－1　個人番号を活用した、より正確で確実な情報管理

②－１－１　継続的な状況把握

総合窓口サービスを導入している粕屋町において、ある住民が粕屋町を転出後、再び粕屋町に転入した場合、粕屋町が当該住民の転出前にどのような行政サービスを受けていたのか等の状況を粕屋町が把握した上で対応することができれば、当該住民に対し、転出前に受けていた行政サービスを提示して利用希望を確認することができる。仮に、当該行政サービスを希望する場合には転出前の申請情報を再利用して手続を簡略化するなど、住民にとってより利便性が高く、粕屋町にとっても業務を効率化することができると考えられる。

しかしながら、粕屋町の現在の総合窓口システムにおいては、転出前の住民と転出後の住民が同一であることの確認に手間がかかっている（転入時の事前ヒアリングシートから従前の住所等手がかりとなる情報をもとに確認等を行っている）。例えば、住民の転出後も一定期間介護保険に係る情報を保有しておいた場合、介護保険法に基づく給付に関する事務が番号法別表第一の 68 の項に規定されていることから、個人番号カードにより本人確認及び個人番号確認をすることにより、その期間内に再度転入した住民に対して転出前の介護保険給付申請情報を再利用したサービス案内や申請書を提供することができる。また、市町村独自の高齢者向けサービスの場合は、番号法第 9 条第 2 項の規定により、当該事務を条例で規定することにより、個人番号カードにより本人確認及び個人番号確認をすることにより、介護保険と同様のサービス案内や申請書の提供が可能となると考えられる。

このことは、高齢者向けのサービスだけでなく乳幼児や障害者に対する医療費助成サービスなど、市町村独自の児童福祉や障害者福祉サービスについても同様に番号法第 9 条第 2 項の規定により、条例を定めることで従前の情報を再利用することが可能となると考えられる。

長浜市においても、同様のことが考えられる。長浜市においては、現在、0 次健診結果データ等の健康情報を市独自の住民管理番号を使って管理している。一度転

出した後に再度長浜市に転入した場合は、転入手続の際に氏名、生年月日、従前住んでいた住所等を聞き取り調査し、過去に長浜市民だったことが確認できた場合は過去の住民管理番号を再利用することで、0 次健診結果データ等の連続性を確保している。しかし、婚姻等による氏名の変更や住所情報が不正確である場合には、同一人物であることの確認に手間がかかっている。健康情報の管理を個人番号で行うこととすることができれば、転出入を繰り返した場合における住民の健康情報の本人特定にかかる業務負担の軽減が可能となると考えられる。

②－１－２　より効率的な名寄せ

これまで個人番号がなかったため、住民から申告や申請のあった情報を過去の情報と紐付けを行ったり、他の機関を経由してくる情報の名寄せを行うのに、氏名・住所等の 4 情報により行っていた業務は多い。これらの業務では、個人番号を利用することにより、より効率的な名寄せが可能となる。

例えば、市町村は、個人住民税の課税において、税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額 500 万円以下の場合も、給与支払報告書の提出を受けることになっているが、年途中で転職したり、複数の給与支払者から給与を受けている住民の給与支払報告書や確定申告の情報を名寄せすることが個人番号を利用することにより効率的となる。このことにより、より正確に所得情報を把握することができ、社会保障サービスのより公平な給付や適正かつ公平な課税に資することになると考えられる。

②－１－３　他市町村の住民への展開

長浜市においては、市独自の住民管理番号は、長浜市の住民にのみ付番されているものであるが、京大病院及び長浜市内の総合病院には彦根市や米原市など近隣市町村から通っている患者も多く、近隣市町村の住民で 0 次予防に関心のある住民が長浜市の 0 次予防の取組に参加できないのが現状である。

健康情報の管理を個人番号で行うこととすることができれば、他市町村の住民の利用が可能となると考えられる。

②－１－４　新たな情報収集による政策の高度化

市町村は、住民の健診や特定健康診査を実施しており、その健診等結果情報を保有しているが、遠野市や長浜市のように、それらの結果情報を再利用しているところは少ないのではないかと考えられる。市町村が個人番号を利用して健診等情報を電子的に保管し再利用できれば、市町村において健診等情報を活用した高度な健康福祉施策を展開することが可能であると考えられる。

また、大規模災害が発生すると、個人番号カードを消失してしまう可能性が少なく

なく、本人確認をする手段が失われる場合がある。この場合、番号法第 9 条第 2 項の規定により市町村が条例を定めることにより、本人の同意があれば、例えば顔写真の情報を安全な形で市町村が保有し、発災直後の行政手続において本人確認のための情報として利用することも考えられる。

②－２　他団体等との情報連携によるサービスの向上

②－２－１　さらなる添付書類の削減

現在、庁内連携を行うことにより藤沢市は添付書類の削減に取り組んでいる。しかし、番号法に規定する情報提供ネットワークシステムを活用し、庁外の機関と情報連携することで、添付書類を一層削減することが可能であると考えられる。

例えば、国民健康保険は、被用者保険の被保険者でない住民をその被保険者とする制度であることから、企業を退職した者が国民健康保険に加入するためには、社会保険資格喪失証明書、退職証明書又は離職票等、被用者保険の被保険者でなくなったことを証明するための書類を添付する必要がある。番号法別表第二の 44 の項の規定により、情報連携を行うことで、これらの書類の添付を削減することが可能であると考えられる。

また、藤沢市は、所得制限がある神奈川県の小児医療費助成制度を受けられない者についても、市独自の小児医療費助成を行っている。県と市の小児医療費助成制度の重複受給を防ぐため、申請者が県の助成制度で設けている所得制限に該当しないかどうかを確認する事務が発生している。例えば、他市町村在住時に出産し藤沢市に転入した住民が申請する場合は、当該他市町村（転出元市町村）が発行する所得証明書の提出を求めている。この場合、申請者は転出元市町村に所得証明書を取りに行かなくてはならない。同時に、転出元市町村では所得証明書を交付する業務が発生している。加えて、転入先の藤沢市の申請窓口でも、申請者が用意すべき所得証明の年度を誤らないよう、申請の相談に窓口を訪れた住民に対して、転入日と子どもの生年月日を確認し、必要な所得証明書類の年度を回答するなど入念な説明を行う手間がかかっている。番号法第 19 条第 14 号の規定により、藤沢市独自の小児医療費助成のために他市町村の所得情報を情報連携することができるよう特定個人情報保護委員会の規則に定めることができれば、転入先、転出元双方の行政事務の効率化及び住民サービスの向上につながると考えられる。

このような小児医療費助成のほか、障害者やひとり親家庭に対する医療費助成、特定疾患治療研究事業、不妊治療費助成など、住民のニーズが高く全国的に実施されている地方単独事業等についても、同様の活用方法があると考えられる。

②－２－２　さらなる手続ワンストップ

現在、粕屋町では、転入手続のために来庁した住民に対して、事前ヒアリングシートにて前住所地における国民健康保険・介護保険の加入状況や児童扶養手当・生活保護の受給状況を確認している。しかし、国民健康保険又は介護保険の加入申込や、児童扶養手当又は生活保護の受給申請には世帯所得の把握が必要なため、前住所地市町村が発行する課税証明書等の提出を求めている。

番号法別表第二の 42 の項(国民健康保険)、93 の項（介護保険）、57 の項（児童扶養手当）及び 26 の項（生活保護）により、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を行うことが可能となれば、転入先市町村において国民健康保険、介護保険の加入申込や児童扶養手当、生活保護の受給申請に必要な情報が入手できるため、これら申請手続を転入届と同時にできるようになる。

②－２－３　事務の効率化

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」が、平成 24 年 11 月 26 日に公布され、消費税率が 10%に引き上げられる際に、所得の額が一定の基準以下の基礎年金受給者に年金生活者支援給付金が支給されることとされている。

この法律では、市町村は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務に関して、厚生労働大臣から求めがあったときは、収入の状況に関して必要な情報の提供を行うものとし、厚生労働大臣は情報提供ネットワークシステムを通して市町村長から地方税関係情報等の提供を受けることとしている。

現状では、市町村から国に所得情報を提供する場合、当該所得情報が誰の情報であるかを正確に特定できる基盤がないため、市町村側も国側も膨大な事務量が発生すると予想されるが、番号制度が導入され、情報提供ネットワークシステムが整備されれば、この事務を大幅に効率化することが可能となる。

また、将来的には、情報連携をすることにより、市町村が現在、コストをかけて行っている各種調査が大きく効率化する場合があると考えられる。例えば、市町村では、固定資産税の賦課に必要な土地・家屋の所有者情報を地方法務局等より入手している。しかし、登記情報は電子化されてはいるものの、受け取った市町村の住民情報システムとは異なる文字コードである場合もあり、システムで自動的に紐付けを行うことができないことが多い。

登記情報は登記が行われた時点での情報であり、住所表記や氏名の変更を反映したものではないため、所有者を特定するために住民台帳の住所、氏名と照合させ、候補者を抽出した上で一件一件確認するという手間がかかっている。特にその所有者が当該市町村の住民でない場合は、所有者の居住する市町村に問い合わせなくては所有者を特定できない。もし所有者が登記時点とは別の市町村に転出し

た場合には、登記時点の住所地に転出先を確認する必要があり、異動を繰り返した場合、正確に捕捉できないケースも発生している。

将来的に情報提供ネットワークシステムにより登記情報が情報連携可能となれば、市町村が土地・家屋の所有者情報を受け取った際に、所有者の特定にかかる事務が正確かつ効率化されるものと考えられる。

②－２－４　情報連携による政策の高度化

遠野市や長浜市のように市町村が保有する健康情報について、近隣市町村も同様の取り組みを行うことが可能となれば、より多くの健診データ、診断データが収集できるものと考えられる。

また、川口市では、災害発生時における速やかな要援護者の救助等のため、要援護者の住所情報を GIS と連携させ、地図上で把握できる仕組みを構築している。要援護者の健康情報や治療・投薬情報等と情報連携することができれば、速やかな救助とともに、必要な治療や薬品の準備等に役立てることが可能になると考えられる。

さらには、これらの情報を匿名化して全国レベルで収集することができるようになれば、健康維持・増進の研究等のために活用することが可能となると考えられる。さらに医療機関が保有する診断情報等と連携させることができれば、予防医学や治療、投薬の効果検証に役立てることができるのではないかと考えられる。

②－２－５　情報連携による共同処理への活用

浦安市が作成している「年齢分布マップ」や「推計人口マップ」は、同一市町村に閉じたものではなく、住民の動線や行動範囲に即して行政区域を越えた広域で作成し、共同で管理・運用することで住民の利便性が向上すると考えられる。特に浦安市のように通勤通学その他に鉄道を利用して首都圏や近隣市町村に通う住民が多い市町村においてはその効果が高い。

例えば、公立保育所、認可保育所に通っている乳幼児の情報は、その保育所を運営または認可している市町村が保有している。番号法第 19 条第 14 号の規定により特定個人情報保護委員会の規則に定められ、これらの情報を情報提供ネットワークシステムにより情報連携し、保育園児のいる家庭の居住地、保育所、勤務先を結ぶルートマップを作成することができれば、共働き家庭への支援サービス等を市町村共同で広域に提供でき、住民のニーズに沿った施策を低コストで実現できると考えられる。

②－３　個人番号カードを活用したより確実な本人確認

②－３－１　より正確かつ円滑な本人確認

粕屋町が総合窓口システムに取り組んだ背景には、手続を行う度に窓口において同じことを何度も聞かれることや書かされることが面倒であるという住民からの不満を解消しなくてはならないという思いと、少ない職員で効率的かつ効果的な窓口業務処理を行う方法を検討した結果、業務個別単位での窓口手続の見直しに着手したという経緯があった。多くの自治体がそうであるように、従前粕屋町が利用していた基幹系業務システムは業務単位に住民情報が紐付けられて管理・運用されていたが、総合窓口システムを含む新総合行政システム再構築後は住民個人単位で業務情報が紐付けられ、検索・閲覧等ができるようになっている。

しかしながら、現在粕屋町が利用している識別番号は住民に対して通知しているものではなく、行政内部で利用する番号である。そのため、総合窓口で本人を特定する場合には、顔写真つきの官公署発行の身分証明書の提示により本人確認を行った上で、4 情報をその都度住民から聞き取っており、住民、行政双方にとってかなりの手間がかかっているのが現状である。

番号法の施行に併せて、住民に個人番号を付番し、個人番号カードが悉皆的に交付され、総合窓口で行う業務において、個人番号カードの提示により本人確認及び個人番号の確認ができるようになれば、番号法において利用することができる事務の範囲内で個人番号を利用して当該住民の情報を総合窓口システムから入手することができる。これにより、より正確かつ円滑に、情報のやりとりができ行政にとっては大きな事務改善になるほか、住民にとっては申請書に住所、氏名等の記入が不要になり迅速な窓口処理となるなど利便性を向上することができると考えられる。

②－３－２　より安全なログイン

現在遠野市では、Web 健康手帳に保存された市の健康診断結果を閲覧し、自分で測定した健康データや運動の記録などを書き込めるマイページへのログイン認証を、ID/パスワード方式で行っている。

整備法による改正後の公的個人認証法により導入される、利用者証明用電子証明書を活用できれば、より安全な運用が可能になることに加え、個人番号カードに公的個人認証サービスが標準的に搭載されることにより、より多くの住民がこれらのサービスをより容易に享受することができると考えられる。

②－３－３　電子申請の利用増加

行政に対する各種申請を電子的に行うことが電子政府構築の一つの大きな柱であるが、現段階においては、申請を行う際の認証手段である電子証明書の普及が進んでいないことが、電子申請の利用機会が増えない原因になっていることは否め

ない。番号制度の導入に伴い、個人番号カードが多くの国民に交付されることになれば、個人番号カードに標準的に搭載される署名用電子証明書を利用して電子申請する機会がこれまでよりも格段に増加すると考えられる。

加えて、マイ・ポータルにより、本人の状況に応じたきめ細やかな社会保障給付等の情報をプッシュ型でお知らせし、当該お知らせから必要な電子申請ができるようになれば、電子申請が容易に行えるようになり、利用機会が増加するものと考えられる。

電子申請の利用が増加すれば、窓口事務の効率化につながるほか、住民にとっても申請の手続の手間が省け、利便性が向上すると考えられる。

②－３－４　個人番号カードの条例利用による行政サービスの向上

番号法第 18 条に基づき、市町村が条例を定めて独自に利用できる個人番号カードのICチップの領域に、市町村のスポーツ施設や図書館等繰り返し利用されることの多い公共施設の利用許可のためのアプリケーションを格納することにより、初回利用申し込み時の手間を削減できると考えられる。加えて、匿名処理をした上で、施設利用状況について集計することができれば、居住地域ごと、あるいは年代ごとの施設利用状況を分析することができると考えられる。例えば、浦安市のように統合型 GIS のデータベースを連携させて地図上に可視化することにより、施設の統廃合計画や道路環境整備計画を正確な利用データに基づいて全庁的合意の下に策定できると考えられる。また、これらの計画を住民に説明する際にも利用状況マップを活用することで住民の理解を得やすくなるものと考えられる。

②－4　プッシュ型のお知らせ

②－４－１　必要な手続についてのプッシュ型お知らせ

粕屋町のように総合窓口システムを導入することによって、市町村に来庁した住民に対してはワンストップでのサービスを提供することが可能であるが、来庁する必要があるのかどうかわからない、あるいは必要な手続を忘れている住民に対して、行政から情報提供や手続等を促すことはできない。また、手続の必要性を認識していても来庁することがなかなかできない住民もいる。

また、藤沢市のように、添付書類の削減が行われたとしても、仮に住民が必要な手続を失念してしまえば、番号制度を真に活用することはできないと考えられる。

マイ・ポータルについての今後の技術的な検討を踏まえる必要があるが、例えば、児童手当等、世帯所得が受給条件となる制度について、第 2 子の誕生により所得制限が緩和され受給条件を満たす者を課税台帳から抽出し、抽出された者に対して「申請すれば受給が可能である」旨、マイ・ポータルを活用してプッシュ型でお知らせをし、来庁を促すことも可能となると考えられる。さらに、例えば、子どもが誕生し

た世帯のうち、両親とも課税対象である場合は、子どもを保育所に預けて共働きを続ける可能性が高い。このような世帯に対しては、保育所の入所手続に関する情報をマイ・ポータルによりプッシュ型で情報提供することが可能になると考えられる。その際、居住地から最も通園に便利な保育所を紹介し、そこまでの通所ルートを合わせて提供すると住民利便性は一段と向上すると考えられる。

また、被用者が退職した際には、自分自身で国民健康保険への加入手続をしなくてはならないが、そのことを知らない、又は知っていても失念していることが、国民健康保険の手続漏れが多くなっている原因の一つと考えられる。また、企業等に就職し被用者保険に加入した場合、被用者保険の加入手続は会社が行うが、国民健康保険の資格喪失届は自分で届けなくてはならないことも、先と同様、健康保険の二重加入の原因の一つとなっている。市町村にとっては、被用者保険加入者に対して本来必要でない国民健康保険に関する督促を行うなどの事務負担が発生している。被用者保険に加入した場合は国民健康保険の脱退手続を、また資格を失った場合は国民健康保険加入手続を自分で行う必要があることを、被保険者に対してマイ・ポータルを通じて知らせることができれば、健康保険の二重加入や未加入という問題を減らすことができるのではないかと考えられる。

さらに、将来的に登記情報に個人番号が追加され、情報連携が利用可能になり、住宅の耐震改築工事を行う場合に経費の一部を助成する制度を地方自治体が独自に設けた場合、当該事務を防災に関する事務として番号法第 9 条第 2 項の規定に基づく条例に規定すれば、登記情報から新耐震構造基準制定以前に許可した家屋を抽出し、当該家屋を所有する住民に対して、マイ・ポータルを活用して、助成制度の周知と助成金を活用した改築工事の検討を促すことができるのではないかと考えられる。

上記に加えて、プッシュ型お知らせは、広報のあり方についても大きな改善を促すきっかけになるものと考えられる。例えば、藤沢市では、予防接種や健診のお知らせなどは、必ず広報誌及びホームページで案内している。しかし、読んで知っていても予防接種を受けないのか、知らなかったために受けられなかったのかなど、広報の効果を把握できず、広報にかかる費用対効果やその妥当性を説明できないという課題を抱えている。乳幼児を持つ親に予防接種や乳幼児健診を受けるべき時期が近づいた時点で、その予定をマイ・ポータルで確実に伝えることで、住民にとって事前の準備が可能となり、利便性が向上すると考えられる。また、市町村にとっても、必要な人に必要な情報をピンポイントで知らせることを低コストで実現できるものと考えられ、広報費用の適正化にもつながるのではないかと考えられる。

②－４－２　審査等のステータスについてのプッシュ型お知らせ

手続の存在についてプッシュ型でお知らせし、申請を促すと同時に、申請後の審査等の過程のステータスについて、プッシュ型でお知らせすることが住民サービスの向上につながるものと考えられる。例えば、現在多くの被災地において、被災住民は罹災証明が交付されるまで被害認定調査の結果を確認できない状況にある。このため、罹災証明発行後に不服申し立てをするケースが多数発生している状況がある。マイ・ポータルについての今後の技術的な検討を踏まえる必要があるが、被害認定調査の結果や認定過程を、マイ・ポータルを利用して住民に対して情報提供することで、判定結果に対する住民の理解が得やすくなることが考えられる。

②－４－３　マイ・ポータルとの連携による相乗効果

プッシュ型お知らせをきっかけに、住民がマイ・ポータルを見た際、さらに住民に周知したい内容、理解してもらいたい内容を見せる仕組みを設けることも重要であると考えられる。例えば、遠野市が提供しているWeb健康手帳の機能が、住民が日常的に頻繁に使う他のサービスと同じポータルサイトで提供されていれば、健康状態を確認する習慣が自然に身につき、そのことが健康の維持向上に資すると考えられる。

また、長浜市においては、マイ・ポータルを経由して0次検診結果にアクセスすることができれば、健康情報を容易にかつ効率的に閲覧することができ、住民にとってより健康への意識が高まるものと考えられる。

マイ・ポータルの技術的検討を踏まえ、例えば、マイ・ポータルとWeb健康手帳、さらにインターネットバンキング等民間サービスと同時に閲覧、利用できる機能が設けられれば、健康情報を確認することを習慣化できると考えられる。

（３） 地方公共団体における番号制度の活用の方向性

(1)では番号制度により実現が可能となること、(2)ではすでに独自の住民番号を利用した取組を行っている地方公共団体について紹介した。これらは、現段階においてそのような取り組みをしていない団体において、番号制度を導入すればどのようなサービスが可能となるのかを考える上で参考になるのではないかと考えられる。また、これらの団体における番号制度導入によるさらなる発展の可能性についての考察も加えた。地方公共団体においては、番号制度の導入を検討し、さらなる住民サービスの向上と行政の効率化に資する番号制度の活用を検討する上での参考となるものと考えている。

そもそも、地方公共団体は、住民に身近で総合的な行政主体としてそれぞれの住民の状況に応じた質の高い住民サービスを提供することが期待されている。本来あるべき地方公共団体の役割をより効果的に果たすことが可能となるような番号制度の活用を考える必要がある。

以下、上述の観点から、地方公共団体における番号制度の活用の方向性について示すこととする。

① 窓口の総合化

市町村は、国の省庁と異なり、行政サービスを縦割りで提供するのではなく、住民の視点に立って行政サービスを提供することができる総合的な行政主体として位置づけられている。しかしながら、組織が大きくなればなるほど縦割りとならざるを得ない現実があるのも事実である。番号制度の導入により、団体間の情報連携が制度的に可能となるのに対し、団体内の組織間で連携が行われないという事態が生じては、住民からの負託に応えられないのではないかと考えられる。

藤沢市のように、庁内連携により、住民に対し添付書類の省略を試みている市町村も多いと考えられる。番号制度の導入により、住民の情報を、組織を超えて共有することができることから、より住民一人ひとりの状況に応じた対応が可能となる。

例えば、番号制度の導入を契機として、粕屋町のような総合窓口システムを構築すれば、住民一人ひとりの状況を把握した相談業務が可能となる。また、必要なときに必要な情報をプッシュ型でお知らせすることができれば、そのことによって住民が必要な手続を失念することを防ぐことができ、市町村は住民にとってのセーフティネットの役割を高めることができると考えられる。そのためには、市町村がより住民の立場に立って、必要な情報は何かを常に考える必要がある。番号制度は、これらのことを可能にする基盤であることから、番号制度をきっかけに市町村が今以上に充実した行政サービスを提供するきっかけになることを期待したい。

さらに、通常の業務だけでなく、災害等非常事態においては、市町村の存在がより重要になることが今般の東日本大震災でも明らかとなっている。番号制度導入により、西

宮市のように住民番号をキーとして、住民記録システムのデータから被災住所・世帯構成員をインポートして被災者台帳を作成し、GIS と連動させる仕組みを用意すれば、救援物資の効率的な配給、義援金等の公正で迅速な支給、復興計画の早期策定と住民への説得力のある説明ができるものと考えられる。

② 書類審査から現場へ

市町村は住民に最も身近な行政主体であるが、現実には書類審査に追われ、住民と直接接する機会を確保することが困難であるという現実があるのは否定できない。

例えば、千葉県市川市では、行政への各種申請が年間約 240 万件あり、その審査事務だけでも年間約 8 万時間を費やさなくてはならないという状況になっている。これらの申請の書類審査は膨大であり、かつ、近年の行政改革で職員数を削減していることに鑑みると、申請書類だけでもその審査に追われていることが容易に予想されるところである。

このことは、平成 22 年夏に全国各地で問題となった高齢者の所在不在問題においても明らかになっている。住民に関する各種行政の基礎となる住民基本台帳の整備に関してさえ、市町村が行うべき調査が十分に実施されていないことが原因の一つとなっていたところである。

このような状況に対し、番号制度の導入により、名寄せやデータベースマッチングを行うことで、添付書類を削減し、書類審査の手間を少しでも軽減することが可能となると考えられる。

そのためには、個人番号をキーとしたシステムによる自動処理を行うことで事務処理の負担を削減することが必要である。

また、将来的な課題として、情報提供ネットワークシステムによる情報連携ができる事務や個人情報をより広げていく必要があると考えられる。例えば、固定資産税の賦課のため、市町村の税務職員は法務局の登記を確認しているが、そのための名寄せに非常に高いコストを払っているところであり、今後、登記情報の情報提供ネットワークシステムによる情報連携が可能となれば、住民からの申請による情報収集だけでなく、公用の照会や調査においても行政の効率化に資するものと考えられる。

あわせて、番号制度の導入をきっかけに、事務処理のフローを可視化し、当該事務処理に関連する事務を含めた業務プロセスそのものの見直しを行うことで、住民サービスの向上のみならず、職員配置や組織の再編までつながることを期待したい。

このような取組を行うことにより、市町村の職員がより現場に行く時間を確保することとあわせ、より多くの職員を担当に充てることが可能となると考えられる。削減した時間や職員を住民と直接接する業務に充てることこそが、市町村が住民に最も身近な行政主体であるという強みをさらに発揮することができるのではないかと考えられる。

③　政策の質の向上

市町村は総合的な行政主体として、さまざまな個人情報を保有しているが、これらの個人情報を保護しつつ活用する取組が少ないのが現状である。

このことについては、番号制度の導入により、個人番号カードにより正確な本人確認をした上で、収集した情報を組織間、時間軸、空間軸で名寄せを行うことや、統計処理を行うことにより、住民一人ひとりに即したサービスの提供や政策の立案が可能となると考えられる。

例えば、遠野市や長浜市のように、市が実施する健診結果等を生涯にわたって保管し、再利用可能としておけば、医療、保健など専門的な観点での分析を行うことで、住民の健康増進につながる政策に活かすことができるのではないかと考えられる。

また、市町村は、近隣の市町村と連携することにより、さらに行政サービスの向上を図ることができる。それぞれの市町村が保有する情報を広域的な観点から分析することにより、それぞれの市町村が適切な役割分担の下、効率的で質の高いサービスを提供することができると考えられる。

例えば、浦安市のように、さまざまな情報を地理的に名寄せし、さらに、それらを近隣の市町村と共有することで、住民の日単位、年単位でのライフサイクルに応じたサービスを効率的に提供することが可能になるものと考えられる。

番号制度の導入により、個人情報を安全に管理しつつ活用することで、市町村の政策の質がさらに向上することを期待したい。

（4）　今後の展望

地方公共団体からは、将来的に戸籍事務や登記事務においても番号を利用できるようにしてはどうかとの意見もある。

番号法附則第6条において、「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。」とされていることから、政府においても番号を活用した新たなサービスの創造を検討していくこととなる。

（別添）

地方公共団体が関係する番号法別表第一の事務

① 都道府県知事等が関係する事務

② 市町村長等が関係する事務

地方公共団体が関係する番号法別表第二の事務

③ 情報照会者に都道府県知事等が含まれる事務

④ 情報提供者に都道府県知事等が含まれる事務

⑤ 情報照会者に市町村長等が含まれる事務

⑥ 情報提供者に市町村長等が含まれる事務

※ 別表第二における特定個人情報の略称一覧

地方公共団体が関係する番号法別表第一の事務

① 都道府県知事等が関係する事務

No.	個人番号を利用することができる者	個人番号を利用することができる事務	参照箇所（番号法別表第一）
1	都道府県知事	災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	6
2	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの	7
3	都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	9
4	都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	10
5	都道府県知事	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	11
6	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	14
7	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	15
8	都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの	16
9	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	19
10	厚生労働大臣	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの	20

No.	個人番号を利用することができる者	個人番号を利用することができる事務	参照箇所（番号法別表第一）
11	厚生労働大臣	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）による留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨の引取に要する経費又は障害一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	21
12	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	26
13	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	27
14	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	35
15	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	37
16	厚生労働大臣	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	40
17	厚生労働大臣	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの	42
18	都道府県知事	母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	43
19	都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	44
20	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	45
21	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	46
22	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	47

No.	個人番号を利用することができる者	個人番号を利用することができる事務	参照箇所（番号法別表第一）
23	厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	48
24	厚生労働大臣	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	50
25	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	51
26	厚生労働大臣	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	53
27	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	56
28	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	63
29	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	64
30	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	69
31	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	70
32	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	84
33	都道府県知事	地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの	89

No.	個人番号を利用することができる者	個人番号を利用することができる事務	参照箇所（番号法別表第一）
34	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	91

② 市町村長等が関係する事務

No.	個人番号を利用することができる者	個人番号を利用することができる事務	参照箇所（番号法別表第一）
1	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	8
2	都道府県知事等	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	9
3	都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	10
4	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	12
5	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	15
6	都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの	16
7	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	19
8	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	27
9	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	30
10	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	34
11	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	35
12	市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	36 の 2
13	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	37

No.	個人番号を利用することができる者	個人番号を利用することができる事務	参照箇所（番号法別表第一）
14	市町村長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	41
15	都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	44
16	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	45
17	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	46
18	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	47
19	市町村長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	49
20	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	56
21	市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	59
22	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	63
23	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	64
24	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	68

No.	個人番号を利用することができる者	個人番号を利用することができる事務	参照箇所（番号法別表第一）
25	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	70
26	市町村長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	76
27	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	84
28	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「平成二十三年法律第五十六号」という。）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	93
29	市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	94

地方公共団体が関係する番号法別表第二の事務

③ 情報照会者に都道府県知事等が含まれる事務

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所（番号法別表第二）
1	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	8
2	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は費用の支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	13
3	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	14
4	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	15
			都道府県知事等	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
5	都道府県知事	児童福祉法による費用の支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	16
6	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	22
7	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	23
8	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	24

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
9	都道府県 知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	25
10	都道府県 知事等	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	26
			厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
11	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	28
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	
12	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	31
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
13	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	37

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
14	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	38
15	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	54
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
16	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	57
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
17	都道府県知事	母子及び寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	63
18	都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	64
			市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	
19	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	65
			都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	
20	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	66
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
21	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	67
22	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	68

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
23	都道府県 知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	69
24	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	71
25	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	74
26	都道府県 知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	85
27	都道府県 知事等	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	87

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
28	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	89
29	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	90
			市町村長	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
30	都道府県 知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	96
31	都道府県 知事又は 保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	97
			感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
32	都道府県 知事又は 市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	108
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
33	都道府県 知事又は 市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	109

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
34	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	110
35	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	113
			文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	

④ 情報提供者に都道府県知事等が含まれる事務

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
1	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	9
2	市町村長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	12
3	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は費用の支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	13
4	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	15
			都道府県知事等	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
5	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	19
6	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	24
7	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	26
			都道府県知事	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
8	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	27
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
9	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	28
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
10	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	30
			都道府県知事	母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
11	公営住宅法第二条第十六号に規定	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	31

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
	する事業主体である都道府県知事又は市町村長		都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
12	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	47
13	厚生労働大臣	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	50
14	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	54
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
15	厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	55
16	市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であって主務省令で定めるもの	56の2

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
17	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	57
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
18	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	61
19	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	62

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
20	都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	64
21	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	65
22	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	70
23	厚生労働大臣	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	79
24	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	87
			都道府県知事	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
25	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	90
26	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	94
27	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	104
28	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	106
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
29	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	108
30	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	113

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
31	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	116
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	

⑤ 情報照会者に市町村長等が含まれる事務

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
1	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	9
2	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	10
3	市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	11
4	市町村長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	12
5	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	15
			都道府県知事等	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
6	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	17
7	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	18
8	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	19
9	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	20
10	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	26

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
11	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	27
			都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
12	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	31
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
13	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	38
14	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	42
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
15	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	43
16	市町村長	国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	44

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
17	市町村長	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	45
18	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	53
19	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	54
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
20	市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であって主務省令で定めるもの	56の2
			市町村長	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
21	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	57
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
22	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	61
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
23	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	62
			厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報又は失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
24	都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	64
			市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	
25	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	65
			都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	
26	厚生労働大臣又は都道府県	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であっ	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	66

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
	知事	て主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
27	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	67
28	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	68
29	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	69
30	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	70
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
31	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	74
32	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	75

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
33	市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	82
			後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	
34	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	85
35	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	87
			厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
36	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	89
37	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	90
			市町村長	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
38	市町村長	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	93
			介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
39	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	94
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
40	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	97
			感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
41	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	108
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
42	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	109
43	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	110

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
44	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	116
			市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する法律であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	

⑥ 情報提供者に市町村長等が含まれる事務

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	2
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	3
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	4
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
5	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	5

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	6
7	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	8
8	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	9
9	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	10
10	市町村長	児童福祉法による保育所における保育の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	12
11	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は費用の支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	13

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
12	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	14
13	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	15
			市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
14	都道府県知事	児童福祉法による費用の支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	16
15	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	17
16	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	18

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
17	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	20
18	厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	21
19	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	22
20	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	23
21	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	24
22	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	26
			市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
23	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	27
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
24	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	28
			市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
25	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	29
26	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	30
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
27	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	31
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
28	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	33
			市町村長	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
29	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	34
30	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	35

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
31	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	37
32	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	38
33	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	39
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
34	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	40
35	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	42
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
36	厚生労働大臣又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	46

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
37	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	47
38	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	48
39	厚生労働大臣	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	50
			市町村長	国民年金法第八十九条第一項第三号の施設に入所する者に関する情報であって主務省令で定めるもの	
40	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	53
41	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	54
42	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	54
43	市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	56の2

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
44	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの	57
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
45	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	58
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
46	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	59
47	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	61
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
48	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	62
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
49	都道府県知事	母子及び寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	63
50	都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	64
			市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	
51	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	65
			都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
52	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	66
53	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	67
54	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	69
55	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	70

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
56	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	71
57	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	74
58	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	77
59	厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	78
60	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	80
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
61	厚生労働大臣又は共済組合等	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	83

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
62	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	84
63	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	87
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報又は雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
64	厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	88
65	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	89
66	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	90
			市町村長	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
67	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	91
68	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	92

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
69	市町村長	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	93
70	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	94
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
71	厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	95
72	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	96
73	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	97
74	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	101

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
75	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	102
76	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	103
77	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	104
78	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	105

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
79	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	106
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
80	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	107
81	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	108
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
82	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	111
83	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	112

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 （番号法 別表第二）
84	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	113
85	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	114
86	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	115
87	市長村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する法律であって主務省令で定めるもの	116
			市町村長	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
88	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	117

※下線部は、平成 25 年 8 月 26 日時点で番号法別表への追加等が未施行のもの。

※別表第二における特定個人情報の略称一覧

No.	略称	正式名称	参照箇所（番号法別表第二）
1	医療保険給付関係情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	1
2	地方税関係情報	地方税法その他の地方税に関する法律にも続く条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	1
3	住民票関係情報	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	1
4	介護保険給付関係情報	介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報	1
5	年金給付関係情報	国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	1
6	労働者災害補償関係情報	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	5
7	生活保護関係情報	生活保護法による保護の実施に関する情報	9
8	中国残留邦人等支援給付関係情報	中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報	9
9	児童扶養手当関係情報	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	12
10	障害者関係情報	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	15
11	特別児童扶養手当関係情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	15
12	戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報	戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する情報	26
13	失業等給付関係情報	雇用保険法による給付の支給に関する情報	26

No.	略称	正式名称	参照箇所（番号法別表第二）
14	石綿健康被害救済等関係情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律による特別遺族給付金の支給に関する情報	26
15	職業訓練受講給付金関係情報	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	26
16	児童手当関係情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	26
17	地方公務員災害補償関係情報	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	26

第２章　番号制度に対応したシステム構築について

【目　次】

第1節　住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン……1

１　基本要件……1
(1)　番号制度における住民基本台帳システムの役割……1
(2)　世帯情報の提供方法……9
(3)　モデルとしたシステム構成……13
(4)　スケジュール……14

２　システム改修要件……15
(1)　改正内容のポイント……15

３　住民基本台帳事務の業務フロー……19
(1)　施行日（平成 27 年 10 月）前から施行日にかけての個人番号の指定（初期一斉指定）等……20
(2)　施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等……25
①　出生等
①－１　個人番号の指定等
①－１－１　出生……25
①－１－２　海外からの転入等……28
①－２　個人番号の変更……33
②　転出……36
③　転入……39
④　転居……42
⑤　死亡等による消除……44
⑥　国籍変更……46
(3)　第 4 号施行日（平成 27 年 1 月）以後の個人番号カードの交付等……48
①　個人番号カードの交付……48
②　個人番号カードの一時停止／一時停止解除……51
③　個人番号カードの更新……53
④　個人番号が記載された住民票の写しの交付……56
(4)　符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得……58
(5)　符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得……61
(6)　符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等……64
①　出生等
①－１　個人番号の指定等
①－１－１　出生……64
①－１－２　海外からの転入等……68
①－２　個人番号の変更……75

② 転出 78
③ 転入 81
④ 転居 86
⑤ 死亡等による消除 88
⑥ 国籍変更 90
(7) 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得 91

第2節 地方税務システムの構築に係るガイドライン 94

1 基本要件(番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響) 94
(1) 番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響の概要 94
(2) 対応の方向性 97
(3) 個人情報保護 104
(4) 想定スケジュールと移行に係る留意事項 109
(5) 本ガイドラインにおける記述の前提となる税務システムモデル 112

2 システム改修要件(市町村) 114
(1) 宛名システム 114
(2) 個人住民税システム 128
(3) 法人市町村民税システム 141
(4) 固定資産税システム 148
(5) 軽自動車税システム 153
(6) 収滞納管理システム 157

3 システム改修要件(都道府県) 161
(1) 宛名システム 161
(2) 個人事業税システム 175
(3) 自動車税システム 179
(4) 法人都道府県民税・事業税システム 184
(5) 不動産取得税システム 191
(6) 収滞納管理システム 194

第3節 情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン 198

1 基本要件 198
(1) 中間サーバーの必要性 198
(2) 中間サーバーの基本的な考え方 202
(3) モデルとしたシステム構成 209
(4) スケジュール 210

2 システム構築要件 211
(1) 符号の取得

① 住民
①－１ 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得 212
①－２ 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得
①－２－１ 出生 215
①－２－２ 海外からの転入等 220
①－２－３ 転入 226
② 住民以外の者
②－１ 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得 231
②－２ 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得 235
(2) 情報連携
① 情報照会者になる場合 238
② 情報提供者になる場合 241

３ 非機能要件等留意すべき事項 243
(1) 規模 243
(2) 可用性要件 246
(3) セキュリティ要件 248
(4) 運用に関する要件 249

第４節 団体内統合宛名システム等の整備に係るガイドライン 251

１ 地方公共団体における宛名管理の状況 251
２ 地方公共団体における団体内統合宛名システムの必要性 251
３ 基本要件 253
４ 求められる機能 256
５ 類型ごとの導入方針 256
６ 整備にあたっての留意事項 258
７ スケジュール 259

第５節 その他の業務システムに関する留意事項 260

第1節　住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン

1　基本要件

(1) 番号制度における住民基本台帳システムの役割

①　個人番号の指定等

①－1　個人番号の指定等

番号制度においては、個人を特定することが不可欠である。市町村は、住民基本台帳法に基づき、個人を特定して住民の基本 4 情報（氏名、生年月日、性別及び住所）を正確に把握し、これを住民票に記載している（既存住基システムに記録している）。また、市町村の住民基本台帳を基礎として、住基ネットが整備されており、平成 14 年度以降、全国の都道府県・市町村により安定的に運用されている。住基ネットにおいては、住民の基本 4 情報とひも付く住民票コードが重複なく存在している。これらを活用して、番号法においては、法定受託事務として個人番号の指定を市町村長が行うこととされているところである。

個人番号の指定については、市町村長は、番号法附則第 3 条により、施行日（平成 27 年 10 月を想定）において、既に住民票コードが記載されている者に対して一斉に指定する（以下、この指定を「初期一斉指定」という。）とともに、番号法第 7 条及び第 8 条により、施行日以後に出生する者等に対して個人番号を指定することとされている。

①－1－1　初期一斉指定の準備

初期一斉指定の場合は、機構は、保有する本人確認情報を活用して住民票コードに対応する個人番号とすべき番号を生成し、その準備が整った時点で各市町村に通知することになる。

①－1－2　施行日以後の指定の準備

現在、住民票コードについては、重複のない住民票コードの束を各市町村に事前に配布し、当該束から必要な住民票コードを抽出して住民票に記載する方式となっている。住民票コードの記載についてはこれまでの方法を維持することとするが、施行日以後の個人番号の指定については、市町村長が住民票に住民票コードを記載したのち、当該住民票コードをもって機構に対して個人番号とすべき番号の要求を行い、即時に当該住民票コードに対応する個人番号とすべき番号を機構が提供する方式（コール＆レスポンス方式）を採用することとする。

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（指定及び通知）

第七条　市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。）により通知しなければならない。

２　市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

３　市町村長は、前二項の規定による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受けることができるよう、当該交付の手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

４　通知カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出をする場合には、当該届出と同時に、当該通知カードを市町村長に提出しなければならない。この場合において、市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知カードに係る記載事項の変更その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。

５　前項の場合を除くほか、通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードに係る記載事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該通知カードを提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

６　通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

７　通知カードの交付を受けている者は、第十七条第一項の規定による個人番号カードの交付を受けようとする場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該通知カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

８　前各項に定めるもののほか、通知カードの様式その他通知カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

（個人番号とすべき番号の生成）

第八条　市町村長は、前条第一項又は第二項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

２　機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該

当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

一　他のいずれの個人番号（前条第二項の従前の個人番号を含む。）とも異なること。

二　前項の住民票コードを変換して得られるものであること。

三　前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

3 機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

附則

（個人番号の指定及び通知に関する経過措置）

第三条　市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者について、第四項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であって施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなかった者について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

4 第七条第三項及び第八条の規定は、前三項の場合について準用する。

5～7　（略）

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の住民基本台帳法

（住民票コードの指定）

第三十条の二　地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、総務省令で定めるところにより、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2　機構は、前項の規定による住民票コードの指定を行う場合には、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に指定した住民票コードと重複しないようにしなければならない。

①－２ 個人番号を住民票に記載

番号法に基づき市町村長が指定した個人番号については、整備法による改正後の住民基本台帳法（以下「改正住基法」という。）により、住民票に記載することとされている。このことにより、市町村長は指定した個人番号に係る者の基本４情報と個人番号をひも付けて管理し、住民に関する事務の基礎とするとともに、その公証を行うことができる。したがって、今回のシステム改修においては、既存住基システムのデータベースに個人番号を追加する必要がある。

住民の転入・転出の際は、転出証明書に基本４情報や住民票コードと同様に個人番号を記載することとし、転入・転出があっても、個人番号を確実に市町村間で引き継ぐ仕組みとなる。

また、改正住基法に基づき、本人等から特別の請求があった場合に限り、個人番号が記載された住民票の写しの交付をすることとされている。したがって、住民票の写しの交付の申請書や発行する住民票の写しの様式に個人番号の欄を追加する必要がある。

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の住民基本台帳法

（住民票の記載事項）

第七条　住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一～八　（略）

八の二　個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

九～十四　（略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（番号利用法の施行に伴う住民基本台帳法の特例）

第十七条　（略）

２　市町村長は、番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定により個人番号を指定したときは、当該個人番号を当該個人番号に係る者の住民票に記載するものとする。

①－３ 本人確認情報に個人番号を追加

改正住基法においては、住基ネットの本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所及び住民票コード並びにこれらの変更情報）に個人番号を追加することとされている。これは、機構が個人番号の重複付番を最終的にチェックすることができるようにすることに加え、現在、国の行政機関等に対して、住民票コードを検索キーとして行っている基本４情報の提供を、個人番号を検索キーとして行うこととするものである。また、このことにより、国の行政機関等が個人番号カード等から個人番号を取得できない場合等において、機構は、国の

行政機関等に対し、個人番号を提供する役割を担うこととなる。

したがって、市町村においては、現在、既存住基システムからコミュニケーション・サーバーに対して通知している本人確認情報に個人番号を追加する必要がある。

住民票コードは、これらの改正により、住基ネットの内部管理番号として秘匿性を高めるとともに、個人番号及び情報提供ネットワークシステムで使用される符号の基礎となる番号としてその役割を変化させることとなり、本人確認情報として提供されないこととなる。ただし、改正前から住民票コードの利用が認められている機関においてはシステムへの影響等を考慮して、当分の間、住民票コードを提供することができることとしていることに留意が必要である。

①－4　個人番号を通知

番号法においては、市町村長が個人番号を指定した場合に、当該者に通知カードにより通知することとされている。

個人番号の通知については、費用等を考慮して世帯単位で送ることとし、プライバシーに配慮する観点から、例えば、封書で郵送することが適当であると考えられる。この場合、個別の事情がある世帯には特段の配慮を行うなどの工夫を行うこととする。

番号法においては、個人番号の確認及び本人確認のため、市町村長は個人番号カードを交付することとしているが、全国民に短期間で一斉に交付することは難しいことから、通知カードには、個人番号カードの交付を受けるまでの間、一定の公証力を持たせる必要がある。市町村が個別に印刷すると費用が割高になると考えられることから、通知カードの作成等の事務については、市町村長が機構に対して委託し、一括して行う方法が考えられる。

①－5　個人番号の変更

個人番号の変更については、番号法第 7 条第 2 項に規定されている。任意の変更が認められている住民票コードと異なり、「個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により」との変更要件が付けられている。これは、個人番号がいわゆる「民－民－官」で使われ、個人番号を利用する関係機関が膨大な数となることから、その変更はなるべく抑制的にすべきであるとの考え方がある一方、例えば、個人番号カードが盗難され、不正に使われるおそれがあることを市町村長が知ったときなどは、個人番号を変更する必要があるとの考え方に基づくものである。

なお、変更後の個人番号は、変更前の個人番号とひも付けできていればよく、住民票コ

ードを変更する必要はない。逆に、住民票コードを変更しても、すでに個人番号が指定されていれば、個人番号を変更する必要はない。

【参考】
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（指定及び通知）
第七条　（略）
２　市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を書面により通知しなければならない。

② 個人番号カードの交付

番号制度においては、個人を特定するために個人番号を指定するだけでは不十分であり、その個人番号がその者に係るものであることを示し、その個人番号を提示する者が確実に本人であることを証明する手段を導入する必要がある。そのための手段が個人番号カードである。今後、行政サービスにおいて個人番号を確認する場面が飛躍的に増加すること（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等）を考えると、個人番号カードは、番号制度に必要不可欠なインフラであり、番号法において、個人番号の指定と同様に、個人番号カードの交付事務は、法定受託事務として市町村長が行うこととされている。

個人番号カードの作成等の業務については、市町村の事務負担の軽減や費用の抑制の観点から、市町村長が機構に委託し、一括で行う方法が考えられる。ただし、個人番号カードは本人確認の手段となることから、その交付については、市町村において確実に本人確認を行う必要がある。

なお、個人番号カード交付の際の市町村における本人確認においても、市町村の事務負担の軽減と、住民の利便性向上の観点から、住民は交付時に一度来庁すれば足りることとすることが考えられる。この場合、個人番号カードの申請は郵送で行うことが可能となるが、効率的に申請してもらうため、通知カードの送付の際に個人番号カード交付申請書を同封することが考えられる。

【参考】
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
　第三章　個人番号カード
第十七条　市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとらなければならない。
２～８　（略）

③ 世帯情報の提供

住民基本台帳が記録している情報のうち、本人確認情報については住基ネットを通じて提供することとなるが、社会保障給付の資格要件等を確認するために必要な世帯情報については、番号法において情報提供ネットワークシステムを通じて市町村長から必要な機関に提供することとされている。

そのためには、中間サーバー（中間サーバーの必要性、基本的な考え方等については、第 3 節参照）に提供すべき世帯情報を既存住基システムから抽出することとなる。

【参考】
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（特定個人情報の提供の制限）
第十九条　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。
一～六　（略）
七　別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
八～十四　（略）
（特定個人情報の提供）
第二十二条　情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。
２　（略）

④ 住民等の符号の取得

それぞれの機関が保有する情報を連携する情報提供ネットワークシステムにおいては、個人番号を情報連携キーとして直接用いず、当該個人の個人番号から推測できないように加工された符号を連携キーに用いることにより、個人番号によって個人情報が芋づる式に漏えいしないようにしている。

住民の符号の取得については、情報連携が始まる際に一斉取得するほか、情報連携開始後における新たな住民となった者は、当該者を住民票に登録する際に符号を取得する。具体的には、当該者の個人番号をキーとして、市町村のコミュニケーション・サーバーから機構を経由し、情報提供ネットワークシステムから中間サーバーに符号が通知される仕組みが想定され、また、住民以外の者についての符号を生成する必要がある場合も、当該者の個人番号又は基本４情報をキーとして、同じ過程によって中間サーバーに符号が通知されることとなる。

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の住民基本台帳法案

（総務省への住民票コードの提供）

第三十条の九の二　機構は、総務省から番号利用法第二十一条の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の住民票に記載された住民票コードを提供するものとする。

２　機構は、前項の規定により提供した住民票コードが記載された住民票について当該住民票コードの記載の修正が行われたときは、総務省に対し、修正前及び修正後の住民票コードを提供するものとする。

３　前二項に規定する場合において、機構は、機構保存本人確認情報を利用することができる。

(2) 世帯情報の提供方法

① 住民票の写しの添付が省略される手続

現在、社会保障分野等の多くの制度において同一世帯であることを基準として支給等が行われており、申請者はその手続において住民票の写しの添付等を求められている。

「**(1)③世帯情報の提供**」のとおり、番号法において、住民基本台帳に記録されている世帯情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて市町村長から必要な機関に提供することとされており、このことにより、申請者が住民票の写しの添付等を省略することができることとなる。具体的な手続の例としては、次のものがあげられる。

【年金分野】

- 遺族基礎年金・遺族厚生年金の裁定請求に関する手続
- 老齢厚生年金・障害厚生年金の加給年金額の加算に関する手続
- 共済年金の長期給付の被扶養者の認定に関する手続

【福祉分野】

- 児童扶養手当の認定請求等に関する手続
- 障害児養育年金の養育関係の確認に関する手続
- 老人ホームへの入所の措置及び費用の徴収に当たっての扶養関係の確認に関する手続

【医療・介護分野】

- 健康保険の被保険者の被扶養者の認定に関する手続
- 国民健康保険の保険料の賦課に関する手続
- 介護保険の保険料の賦課に関する手続

【雇用保険分野】

- 未支給の失業等給付の支給に関する手続

【公営住宅分野】

- 公営住宅の入居者の資格要件等の確認に関する手続

【学校関係分野】

- 特別支援教育奨励費負担金の支給に関する手続

【災害分野】

- 被災者生活再建支援金の支給に関する手続

② 世帯情報により確認する事項

現在、上述の手続において住民票の写しの添付等を求めているのは、申請書に記載された申請者の続柄が正しいかどうかなど、申請書の内容を確認することや、これに加え、申請書に記載されている者の他に同一世帯員は存在しないかなど、申請書の内容に漏れがないことを確認するためであると考えられる。

図 2.1-1　世帯情報により確認する事項

③ 世帯情報の提供方法

申請書の内容を確認する場合については、確認をするすべての者の正しい個人番号を取得し、情報提供ネットワークシステムを通じて符号を取得した上で情報連携をすることにより確認することができる。一方、申請書の内容に漏れがないことを確認する場合については、漏れている者の正しい個人番号を取得することが困難である。そこで、住基ネットを活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出する（同一世帯である者は必ず同一住所であるが、同一住所であるから同一世帯であるとは限らない。）こととし、その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯の者を絞り込むことによって、申請書の内容に漏れがないことを確認することができる。

なお、詳細な方法については、今後、情報提供ネットワークシステムの構築を進める中で検討する必要がある。

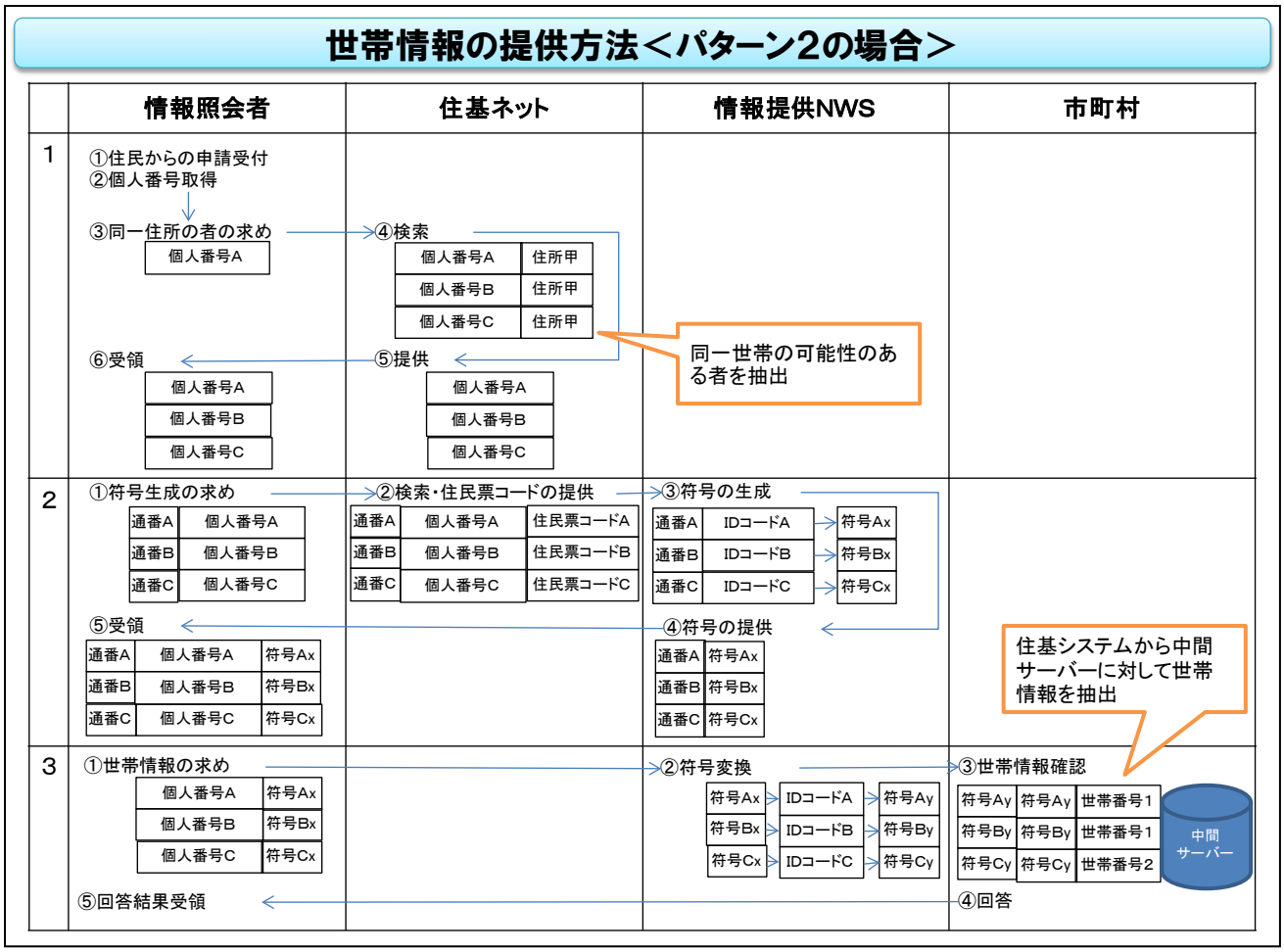

図 2.1-2　世帯情報の提供方法＜パターン 2 の場合＞

④ 市町村の中間サーバーに保有すべき世帯情報

世帯情報を情報提供ネットワークシステムにより提供するためには、市町村の中間サーバーに、符号に対応する世帯番号、続柄コード、更新日を保有する必要がある。

世帯番号については、各市町村が独自に付番しているが、同じ世帯番号を付番された者が同一世帯であることを示すものであることは全国で共通であると考えられる。中間サーバーにおいては、世帯番号の全国的な重複調整等の必要性は特段ないことから、各市町村が独自に付番した世帯番号をそのまま中間サーバーで保有すればよいものと考えられる。

続柄コードについては、「住民基本台帳ネットワークシステムシステム構築手引書」の中で統一的な付番方法を提示しており、当該続柄コードを中間サーバーに保有することが適当であると考えられる。

なお、死亡者との続柄を確認する必要があるため、変更履歴を保有する必要があることから、更新前の記録の保存期間は、住民票の除票の保存期間と同一にすることが適当であると考えられる。

市町村の中間サーバーに保有すべき世帯情報

（例）
2010年4月1日　Aさん（夫、世帯主）、Bさん（妻）、Cさん（子）、Eさん（子）が転入
2012年4月1日　Eさん（子）が転居して世帯主
2012年6月27日　Dさん（子）が出生

符号（※1）	世帯番号（※2）	続柄コード（※3）	更新日（※4）
A	111	02	20100401
B	111	12	20100401
C	111	20	20100401
D	111	20	20120627
E	111	20	20100401
E	222	02	20120401
…	…	…	…

※1：符号の桁数等は内閣官房において検討
※2：世帯番号は、各市町村が既存住基システムで管理している番号でよい
※3：続柄番号は、「住民基本台帳ネットワークシステム システム構築手引書」中「既存住基システム改造仕様書（インタフェース編）版」で示したものとする（別添参照）。
※4：死亡者との続柄を確認する必要があるため、変更履歴を保有する必要がある（更新前の記録の保存期間は、住民票の除票の保存期間と合わせる）。

【中間サーバーDB】

図 2.1-3　市町村の中間サーバーに保有すべき世帯情報

(3) モデルとしたシステム構成

2 からは、番号制度の導入に伴い必要となる業務フローとそれに伴って必要となるシステム改修要件を示すこととする。

この検討の前提となるシステム構成としては、総務省自治税務局が平成 24 年 3 月に公表した「番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究」の中で実施した市町村向けアンケート調査において、10 超のシステムで宛名番号(個人)が統一されていると回答した市町村が約 8 割となっていること等を踏まえ、下記のとおりとする。

なお、ここでいう宛名番号とは、宛名システム又はそれに類似したシステムにおいて、個人又は法人(事業所等)を識別するために付番される番号で、住民基本台帳に記録される住民、いわゆる「住登内者」に対する番号、「住登外者」に対する番号と法人に対する番号を網羅的に取り扱う番号をさす。

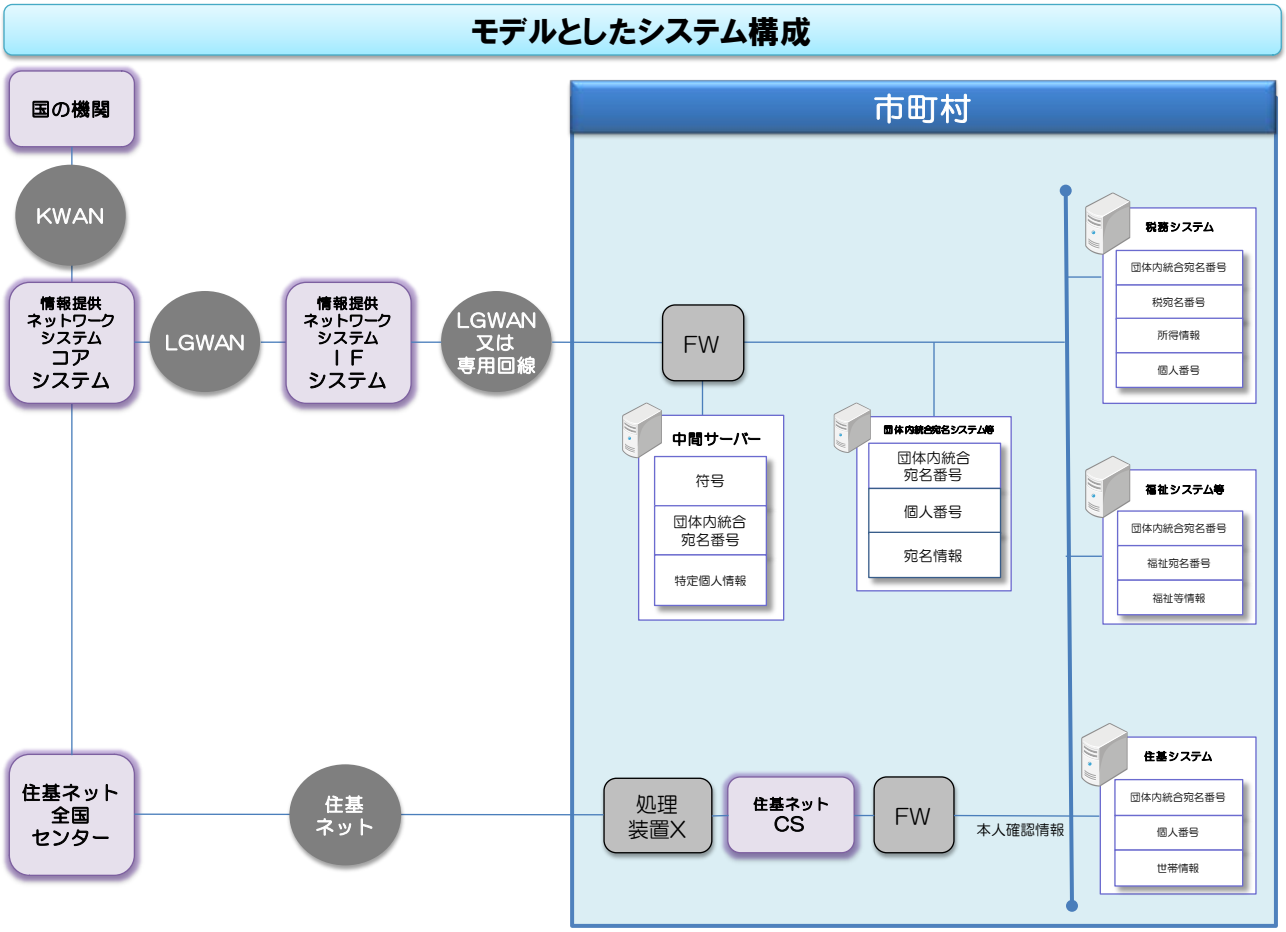

※上図は一例であり、IF システム、中間サーバー及び既存業務システムにおけるクラウド環境の利用や、基幹系 LAN 及び情報系 LAN の形態等によって、様々な構成が想定される。

図 2.1-4 モデルとしたシステム構成

(4) スケジュール

スケジュールについては、下記のとおり想定している。

本ガイドラインは、各市町村の担当者が住基システムの開発等を担うベンダー等に対し本ガイドラインを示し、関係するシステム改修に必要な費用の積算の一助となることを目的として作成するものである。各市町村においては本ガイドラインに基づき必要な見積りをとるなど、平成26年度予算計上に向けて必要な準備を進めていただきたい。

なお、さらに詳細な技術標準については、内閣官房(情報提供ネットワークシステムに関係する部分)から示されており、また、(財)地方自治情報センター(住基ネットに関係する部分)から示される予定である。

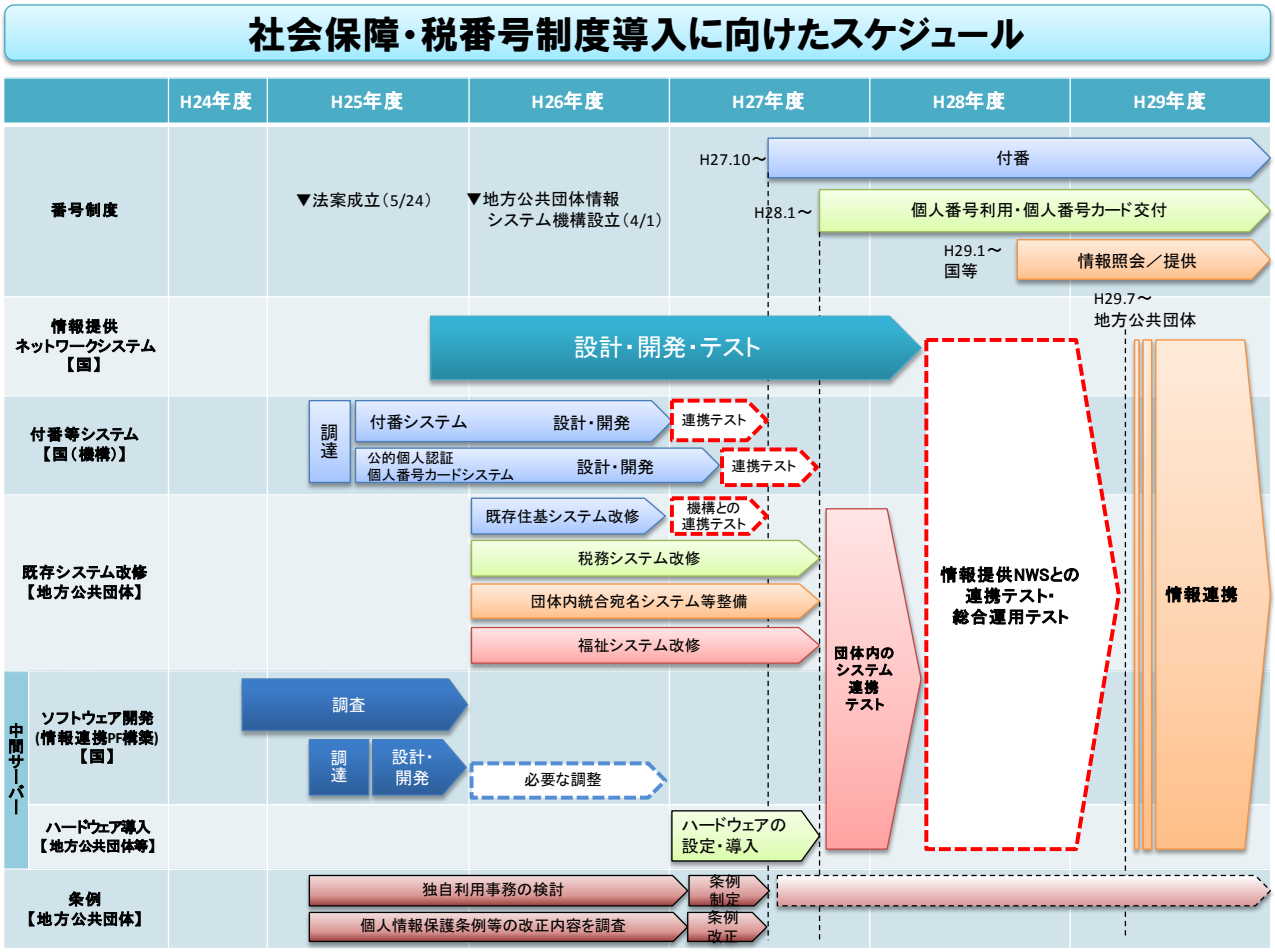

図 2.1-5 地方公共団体におけるシステム開発のスケジュール(想定)

２ システム改修要件

(1) 住民基本台帳システム改修のポイント

「1　基本要件」で示した内容を実現するために必要となる、住民基本台帳システムの改修のポイントは以下のとおりである。なお、改修にあたり、住基システムの開発等を担うベンダー等と調整の上、改修が必要かどうか判断すべきものや、下記に示したもの以外にも市町村の独自の取組みにより改修が必要となるもの、住民基本台帳システムの仕様等により個別に調整が必要となるものなどがありうることに留意が必要である。

① 個人番号とすべき番号の取得

①－１ 個人番号とすべき番号の取得要求

個人番号が指定されていない者について、住民票に住民票コードを記載した時は、機構に対し住基ネットを通じて個人番号とすべき番号の生成を求め、これにより機構から個人番号とすべき番号が送信されることとなる。

このため、住基ネットに対して、個人番号とすべき番号の生成を求める機能が必要となる。

なお、初期一斉取得時には、機構が、住民基本台帳に記載のある者の住民票コードから生成した個人番号とすべき番号を、市町村ごとに振り分けて送信することとなる。

①－２ 個人番号とすべき番号の受領と保存

機構から個人番号とすべき番号が送信された場合に、これを受領し、保存する機能及びデータベースに個人番号を保存する領域を確保する必要がある。

①－３ 個人番号の変更

個人番号が漏洩して不正に用いられるおそれがあると認められるときは、個人番号を変更することとなるが、個人番号の変更に対応するため、個人番号の履歴を管理できる機能を追加する必要がある。なお、個人番号変更の場合における、機構への個人番号とすべき番号の取得要求に対応するため、個人番号が既に指定されている者に対しても、番号生成の要求を可能とする必要がある。

② 住民票への個人番号の記載

②－１ 住民票の様式変更

住民票に個人番号の記載欄を設けるよう、様式を変更する必要がある。

②－２　個人番号付きの住民票の写しの交付

住民票の写しは、特別な請求がない限り個人番号の記載を省略することとされている。このため、個人番号付きの住民票の写しを交付するか、個人番号を省略した住民票の写しを交付するか、選択できるようにする機能が必要となる。

③　各種業務処理への個人番号の追加

③－１　異動情報への個人番号の追加

転出入などの異動処理において、異動情報（例えば転出証明書）に個人番号を追加する必要がある。

③－２　住基ネットの情報に個人番号を追加

各種異動が行われた際、異動情報を住基ネットに送信することとなるが、個人番号は本人確認情報でもあるため、住基ネットへ送信する情報に個人番号を追加する必要がある。これに伴い、住基ネットから送信される情報にも個人番号が含まれることとなるため、これを受信し、住民基本台帳システムに取り込むことが必要となる。

また、住民票の写しの広域交付に対応するため、住基ネット CS に対し、個人番号を送信する機能が必要となる。

③－３　各種業務処理画面に個人番号を追加

各種業務処理画面に、個人番号の欄を追加したり、個人番号を入力等できるようにする必要がある。

④　個人番号の通知（通知カードの送付）、個人番号カードの交付に係る対応

④－１　通知カードの送付先の情報を機構へ送信

通知カードは、世帯ごとにまとめて封書で送付することを想定しており、また、通知カードの送付は、機構が市町村からの委託を受けて一括で行うことが考えられる。このため、通知カードの送付先としての世帯の情報を機構に送信する機能が必要となる。

なお、特別な事情により住民基本台帳に記載された住所に通知カードを送付することが適切でない者に係る送付先の情報を機構に送信するための機能が必要となる。

また、一括委託の際、印刷が完了した個人番号カードを各市町村に送付することとなるが、円滑な個人番号カード交付事務の実現のため、カードの送付先（交付場所）の情報を個別に登録できるようにすることを考えている。このことから、市町村役場本庁舎以外でカードの交付事務を行いたい等の場合には、交付場所の施設名、住所を登録する機能を持

たせることが考えられる。

④－２　個人番号カードの交付に係る対応

個人番号カードを取得した者の情報を管理するため、個人番号カードの取得状況に関する情報を、必要に応じてデータベースに追加することが考えられる。この際、最大 10 年間は住民基本台帳カードの情報と併存することとなるため、区別して管理できるようにすることが必要である。

なお、個人番号カードの券面印刷等の事務についても、機構が市町村からの委託を受けて一括で処理することを想定しており、カードの発行状況等の情報が、機構から送信されることが想定される。このため、必要に応じて、これらの情報を受信し、保存する機能を追加することが考えられる。

⑤　情報連携への対応

⑤－１　符号取得要求機能の追加

情報連携に必要となる符号は、住民票コードを基に情報提供ネットワークシステムにおいて生成されることとなる。このため、機構は、各情報保有機関から符号取得の要求を受けた際には、符号取得したい者の住民票コードを情報提供ネットワークシステムに送信することとなる。

なお、符号取得の要求は、各既存のシステムから中間サーバーを通じて行われることが想定され、中間サーバーからの符号取得要求及び符号を取得したい者の個人番号を受信する機能が必要となると考えられる。

また、符号取得の要求を住基ネットを通じて機構に送信することとなるため、住基ネット CS に対し、符号取得の要求を送信する機能が必要となる。

⑤－２　世帯情報の提供に係る対応

情報連携のため、中間サーバーに世帯情報を送信する必要があり、各住民の世帯番号と続柄コードを、その住民の団体内統合宛名番号と併せて（団体内統合宛名番号が必要となるのは、中間サーバー内で住民の情報を紐付けるためである。）中間サーバーへ送信する機能が必要となる。この際、中間サーバーへ格納するためのデータ形式が、住民基本台帳システムに保存された情報のデータ形式と異なる場合は、変換が必要となる。

⑥　個人番号の初期一斉取得から施行日までの間の対応

個人番号の初期一斉指定においては、施行日前に、個人番号とすべき番号が準備行為として送信されることが想定されるが、これらを住民基本台帳システムで受領し、保存したとし

ても、施行日までは、住民票の写しや転出入などの異動処理等に個人番号付きの情報が反映されないような措置が必要である。

また、施行日を迎えた際に、施行日時点で適切に個人番号の情報が反映され、使用できるようになる必要がある。履歴管理においても、施行日時点で個人番号が追加される処理が行われたこととなるよう対応する必要があると考えられる。

⑦ その他

番号制度の導入に伴い、住民基本台帳システムを改修する際、市町村の判断により、必要に応じて以下の対応を検討することが考えられる。

⑦－１ データベースの増強

住民基本台帳システムに保存される情報は、個人番号の情報など一定程度増加することが見込まれるため、必要に応じて、データベースの増強を検討することが考えられる。

⑦－２ 住基ネット CS とのオンライン接続、回線帯域の増強

住民基本台帳システムは、情報連携のための符号取得の要求など、住基ネット CS とのやりとりが増えることが見込まれるため、住基ネットCSとのオンライン接続や、既に接続している場合は回線帯域の増強を検討することが考えられる。

3 住民基本台帳事務の業務フロー

本項では、番号制度の導入に伴って住民基本台帳事務の業務フローがどのように変わり、それにより既存の住基システムをどのように改修する必要が生じるのかについて俯瞰する。

住民基本台帳事務の業務フローについては、符号一斉取得日以降が基本的な事務の流れになる。符号一斉取得日は、情報提供ネットワークシステムの構築の中で示されるものと考えられるが、情報連携については平成 28 年度に入ってから情報連携開始までの間に疎通テスト等を行う予定であり、その中で具体的な日時が決まるものと考えられる。

それまで、番号法の施行日前から施行日まで、施行日から第 4 号施行日まで、第 4 号施行日からから符号一斉取得日までは、事務が多少異なっていることから、下記の図のとおり、(1)から(7)まで時期を分けて業務フローを記載する。

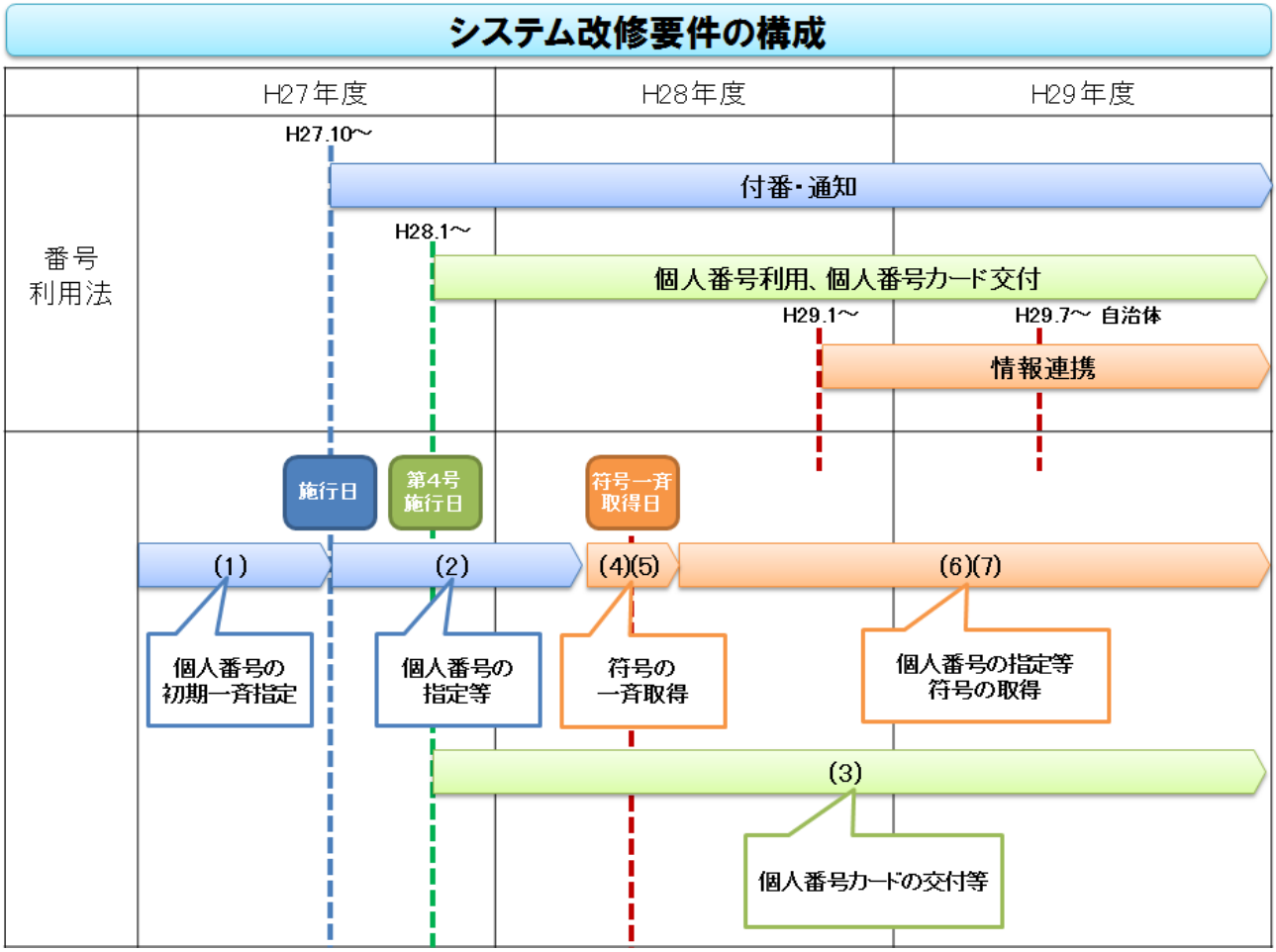

図 2.1-6 システム改修要件の構成

(1) 施行日（平成27年10月）前から施行日にかけての個人番号の指定（初期一斉指定）等

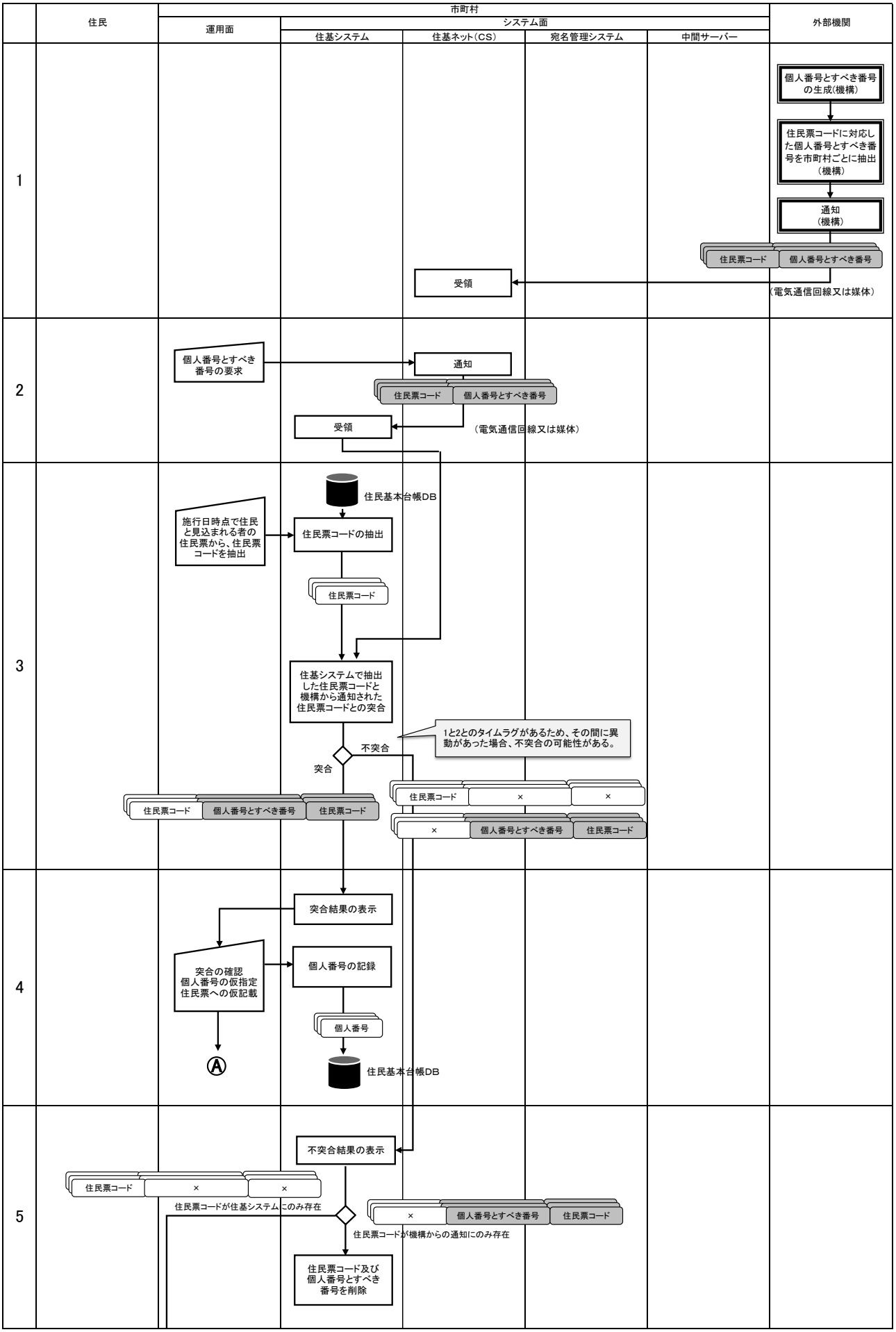

(1) 施行日（平成27年10月）前から施行日にかけての個人番号の指定（初期一斉指定）等

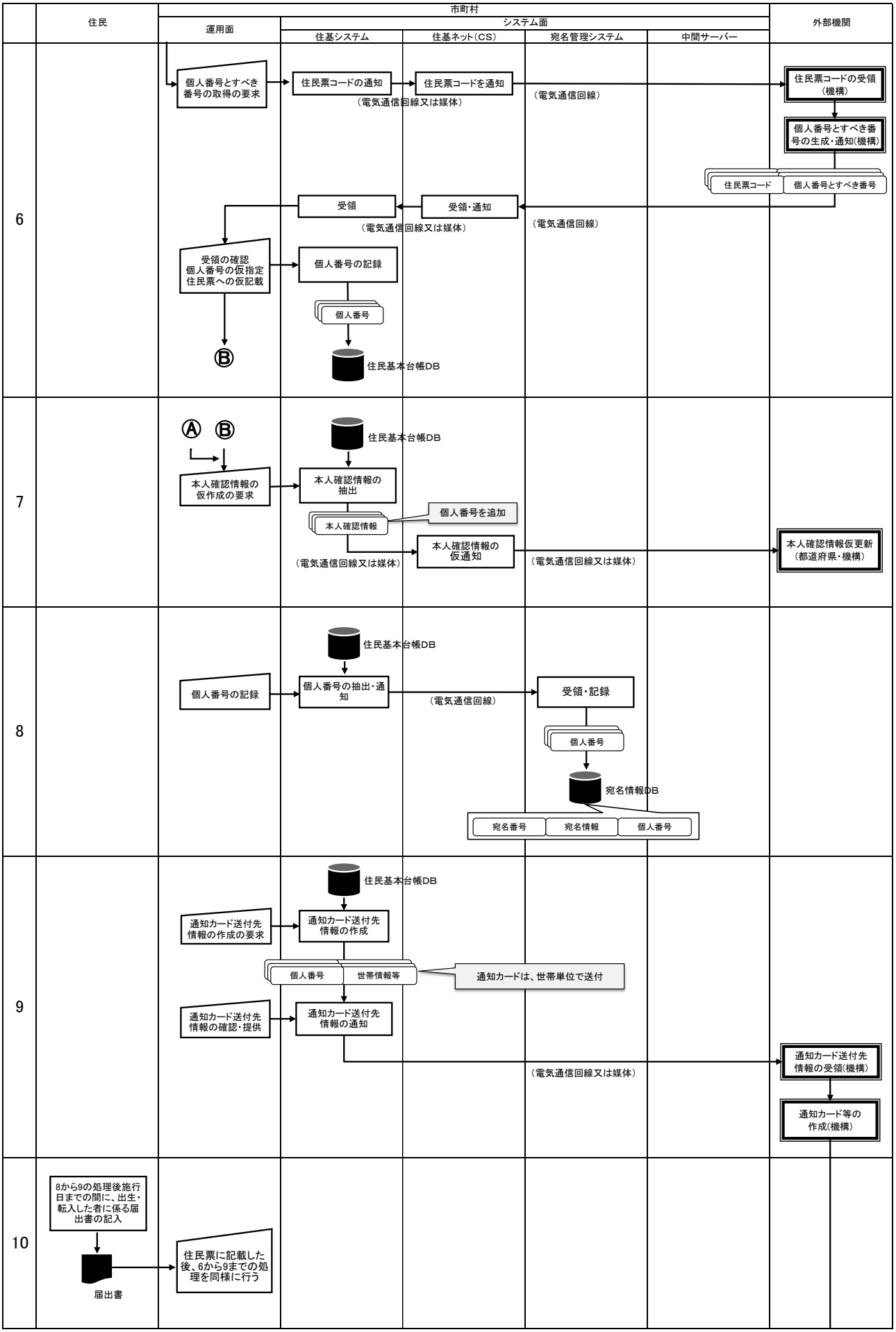

(1) 施行日（平成27年10月）前から施行日にかけての個人番号の指定（初期一斉指定）等

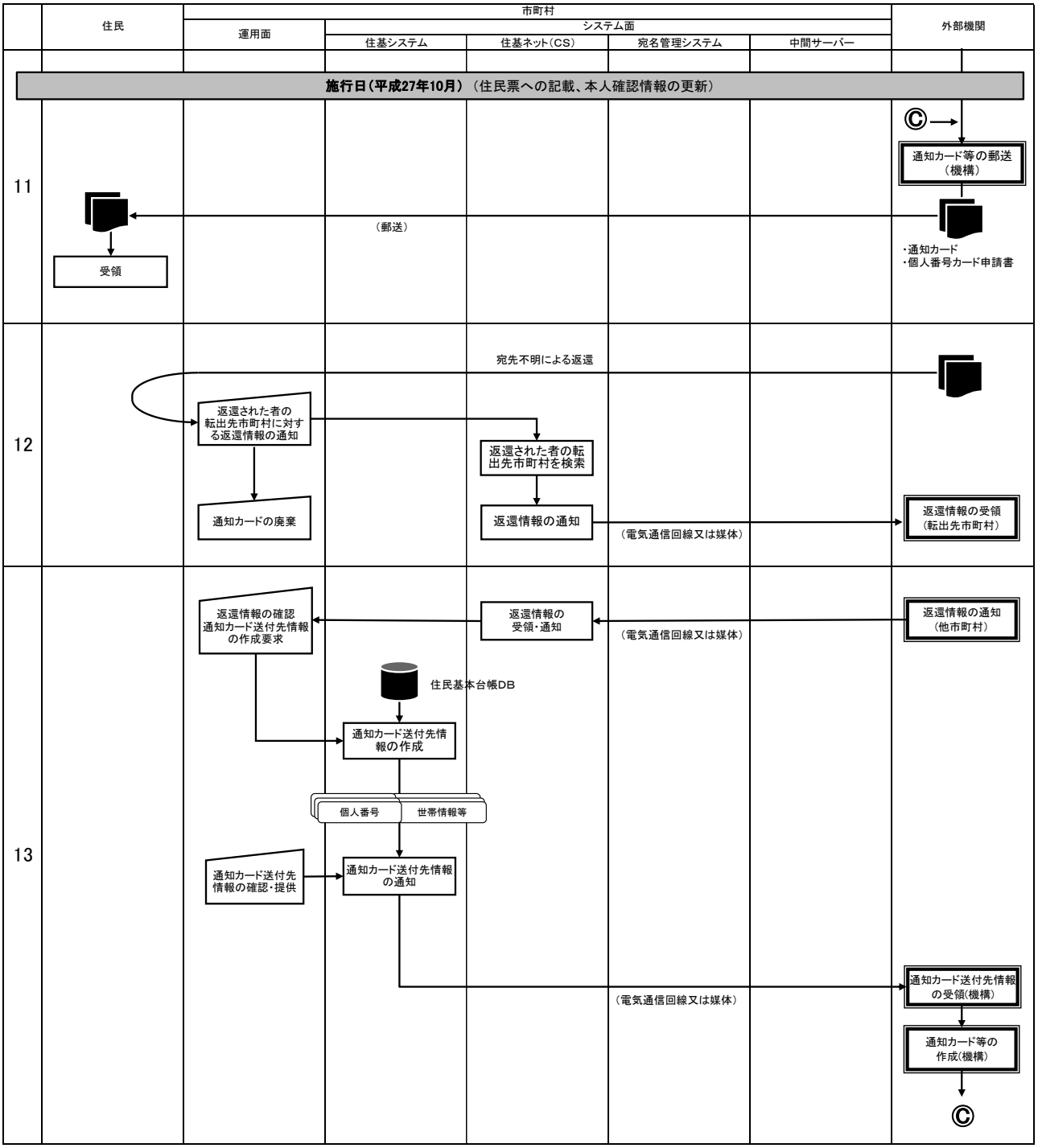

(1) 施行日（平成27年10月）前から施行日にかけての個人番号の指定（初期一斉指定）等

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	個人番号とすべき番号の生成と通知	―	―
2	個人番号とすべき番号の取得	・機構から通知された個人番号とすべき番号を、住基ネットＣＳから取得する。	・機構から通知された住民票コードに対応する個人番号とすべき番号のデータをファイルに出力する。
3	住民基本台帳から住民票コードを抽出	・施行日に住民と見込まれる住民の住民票から抽出した住民票コード（以下「抽出住民票コード」という。）と、あらかじめ機構から通知されたファイル（以下「機構通知ファイル」という。）の住民票コードとの突合を行う。	・住民基本台帳ＤＢから住民票コードを抽出する。 ・抽出住民票コードと、機構通知ファイルの住民票コードとの突合を行う。
4	抽出住民票コード及び機構通知ファイルの住民票コードが両方存在する者に対する個人番号の指定と住民票への記載	・3で突合した場合は、当該個人番号とすべき番号を個人番号として指定し、住民票に仮記載を行う。	・3で突合した住民票コードと個人番号とすべき番号をファイルに出力する。 ・個人番号とすべき番号を個人番号として、住民基本台帳ＤＢに記録する。
5	機構通知ファイルの住民票コードのみが存在する者に対する個人番号とすべき番号の削除	―	・3で突合せず、機構通知ファイルにのみ存在する住民票コードについては、当該住民票コード及び個人番号とすべき番号を削除する。
6	抽出住民票コードのみ存在する者の個人番号とすべき番号の取得	・3で突合しない場合において、抽出住民票コードに係る者の個人番号とすべき番号の取得を要求する。 ・機構から通知を受けた個人番号とすべき番号を個人番号として指定し、住民票に仮記載を行う。	・抽出住民票コードをファイルに出力し、住基ネットＣＳに通知する。 ・住基ネットＣＳから受領した個人番号とすべき番号を受領し、個人番号として記録する。
7	本人確認情報の仮通知	・本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を仮通知する。 ・住民票や転出証明書等の証明書類には、仮記載した個人番号は記載しない。	・個人番号を住民票に仮記載した後は、全ての異動に関する本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対して本人確認情報を通知する。 ・住基ネットに関しては、施行日前から本人確認情報等のレイアウト変更を行う。
8	個人番号の記録	・宛名管理システムに個人番号を記録する。	・住民基本台帳ＤＢから個人番号を抽出し、宛名管理システムに個人番号を通知する。
9	通知カードを郵送するための送付先情報の作成及び通知	・通知カードを郵送するために必要な送付先情報を作成する。 ・通知カード送付先情報を確認し、機構に通知する。	・住民基本台帳ＤＢから個人番号、世帯の情報、特別な事情により住民票の住所に送付することが適当でない者の送付先情報及び差出人情報を抽出し、ファイルに出力する。 ・なお、上記で抽出する情報は、通知カードを世帯単位で送付するため、世帯単位で作成することとし、併せて通知が妥当でない者に届かないよう配慮する。 ・上記の情報のファイルを電気通信回線又は媒体により機構に通知する。

(1) 施行日（平成27年10月）前から施行日にかけての個人番号の指定（初期一斉指定）等

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
10	8～9の処理の後、施行日までに出生、転入、海外からの転入があった場合の処理	・6～9の処理を同様に実施する。 ・施行日までは、転入等の場合に、転出地市町村で仮記載した個人番号は使用せず、転入地市町村で住民票を作成する時に、あらためて、住基ネットに個人番号とすべき番号の依頼を行う。	・6～9の処理を同様に実施する。
11	通知カード等の郵送	―	・施行日に住民票に個人番号を記載するが、この個人番号の記載によって、住基ネットに本人確認情報を再送付しないように配慮する必要がある。
12	宛先不明で返還された場合の処理	・通知カード等が返還された場合、住基ネットＣＳに個人番号通知書に記載された個人番号を入力して、転出先市町村を検索し、当該市町村に対し返還情報を通知する。 ・返還された通知カードは、市長村で細断して廃棄する。	―
13	他市町村から返還情報を受領した場合の処理	・返還情報を確認し、通知カード送付先情報を作成する。 ・当該者の通知カード送付先情報を機構に通知する。	・住民基本台帳DBから個人番号、世帯の情報、特別な事情により住民票の住所に送付することが適当でないものの送付先情報及び差出人情報を抽出し、ファイルに出力する。 ・なお、上記で抽出する情報は、通知カードを世帯単位で送付するため、世帯単位で作成することとし、併せて通知が妥当でない者に届かないよう配慮する。 ・上記の情報のファイルを電気通信回線又は媒体により機構に通知する。

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－1－1出生

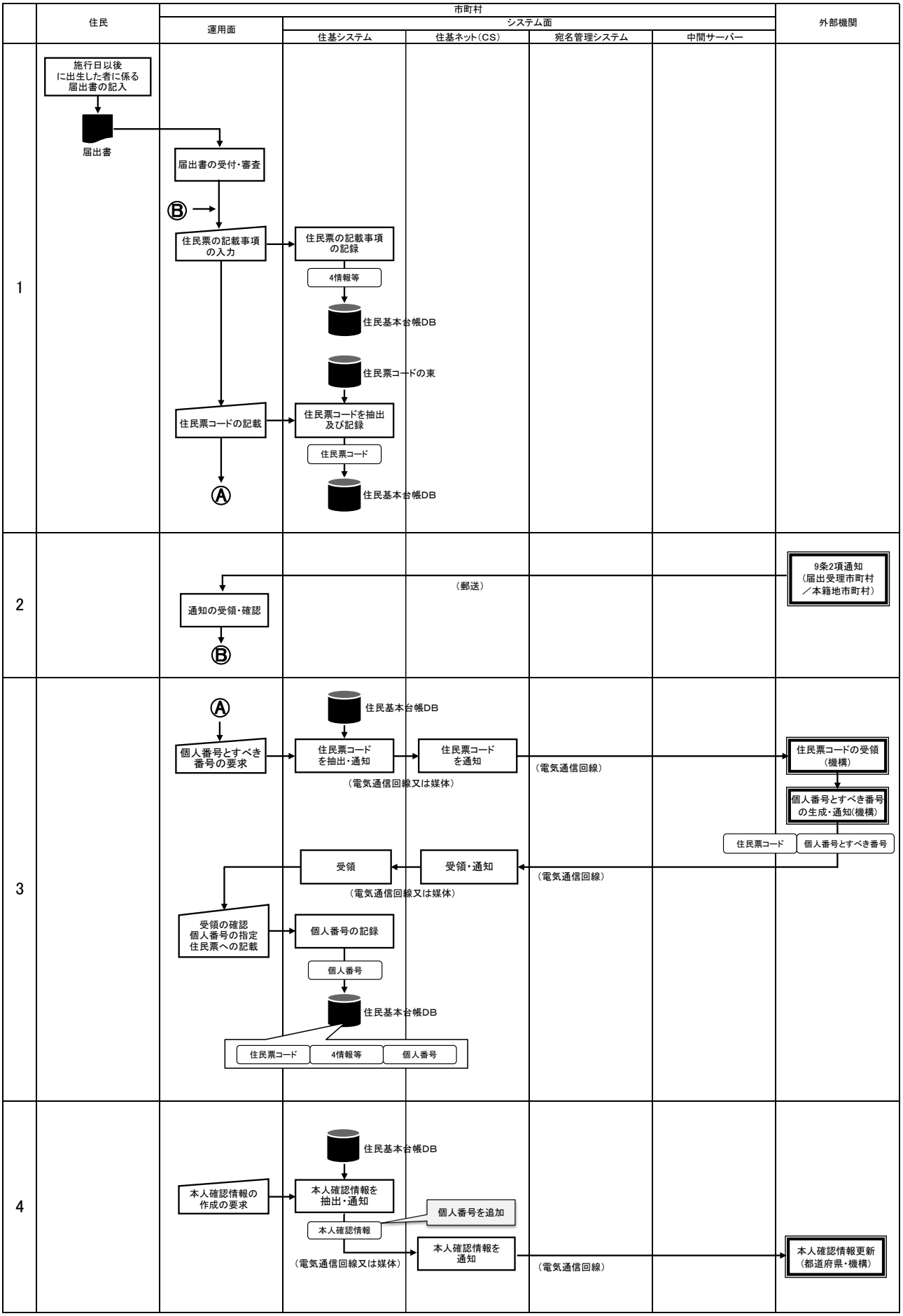

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－1－1出生

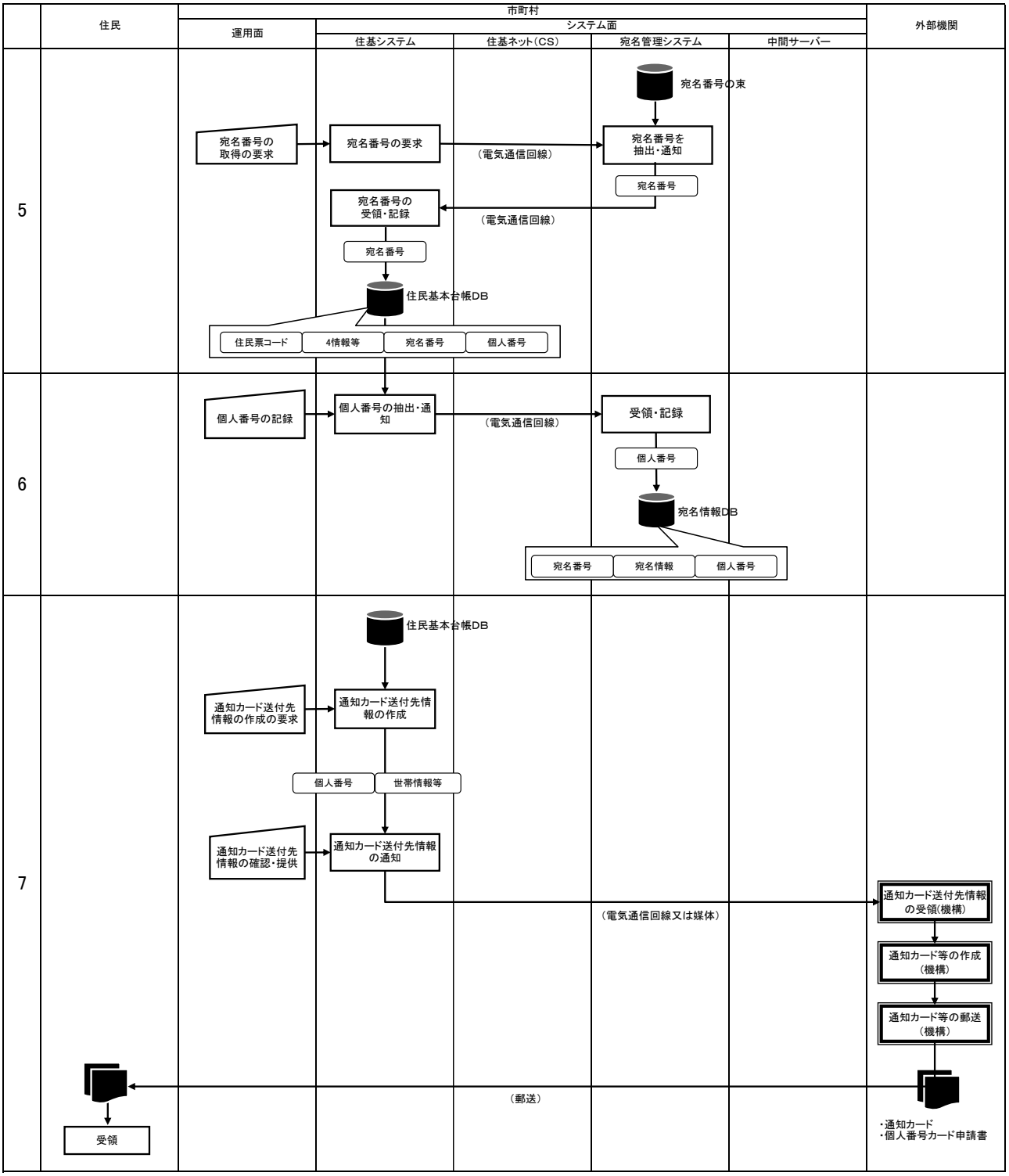

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等　①－1－1出生

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～7	(6)①－1－1と同様の対応		

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－1－2海外からの転入等

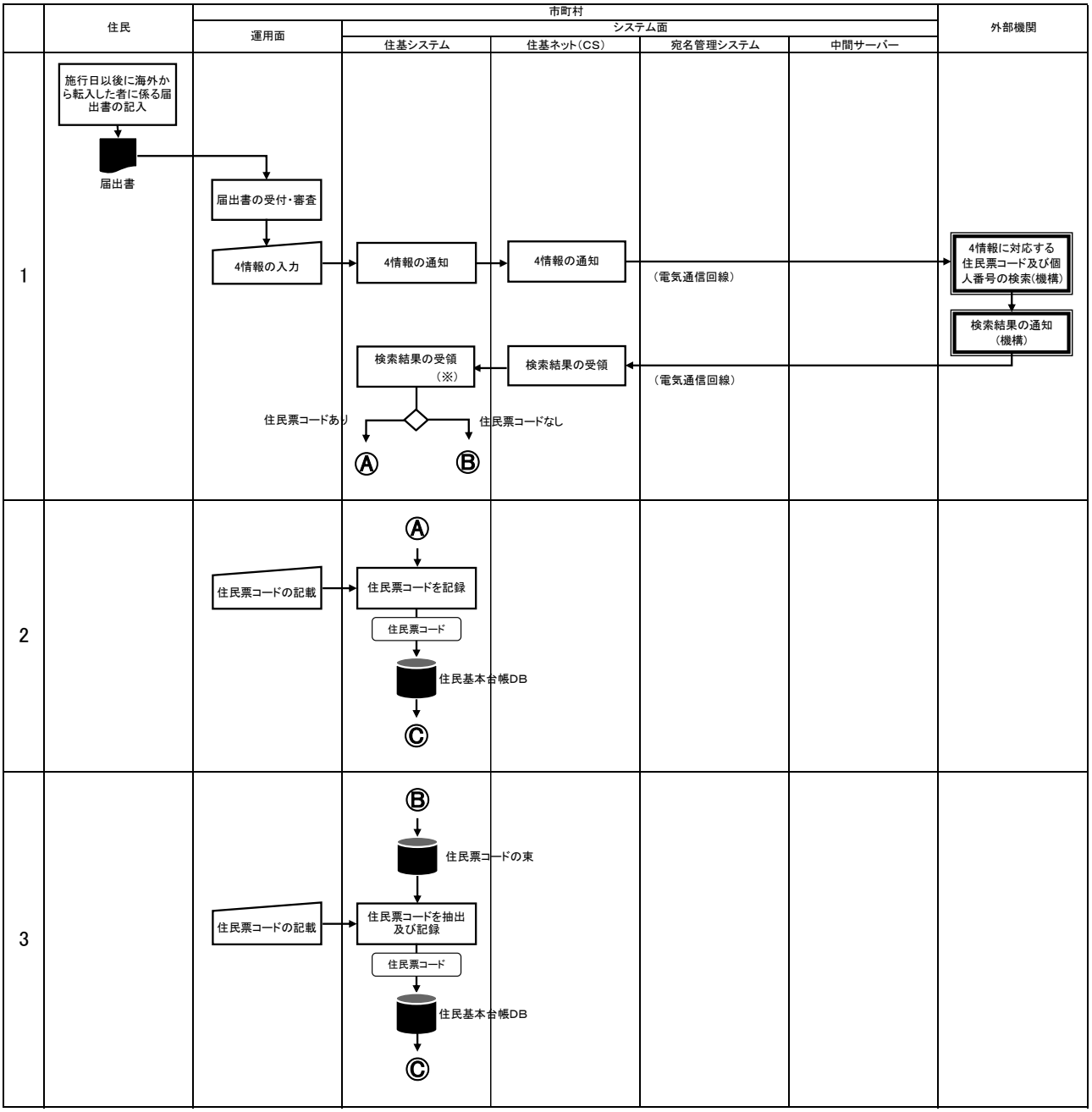

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－1－2海外からの転入等

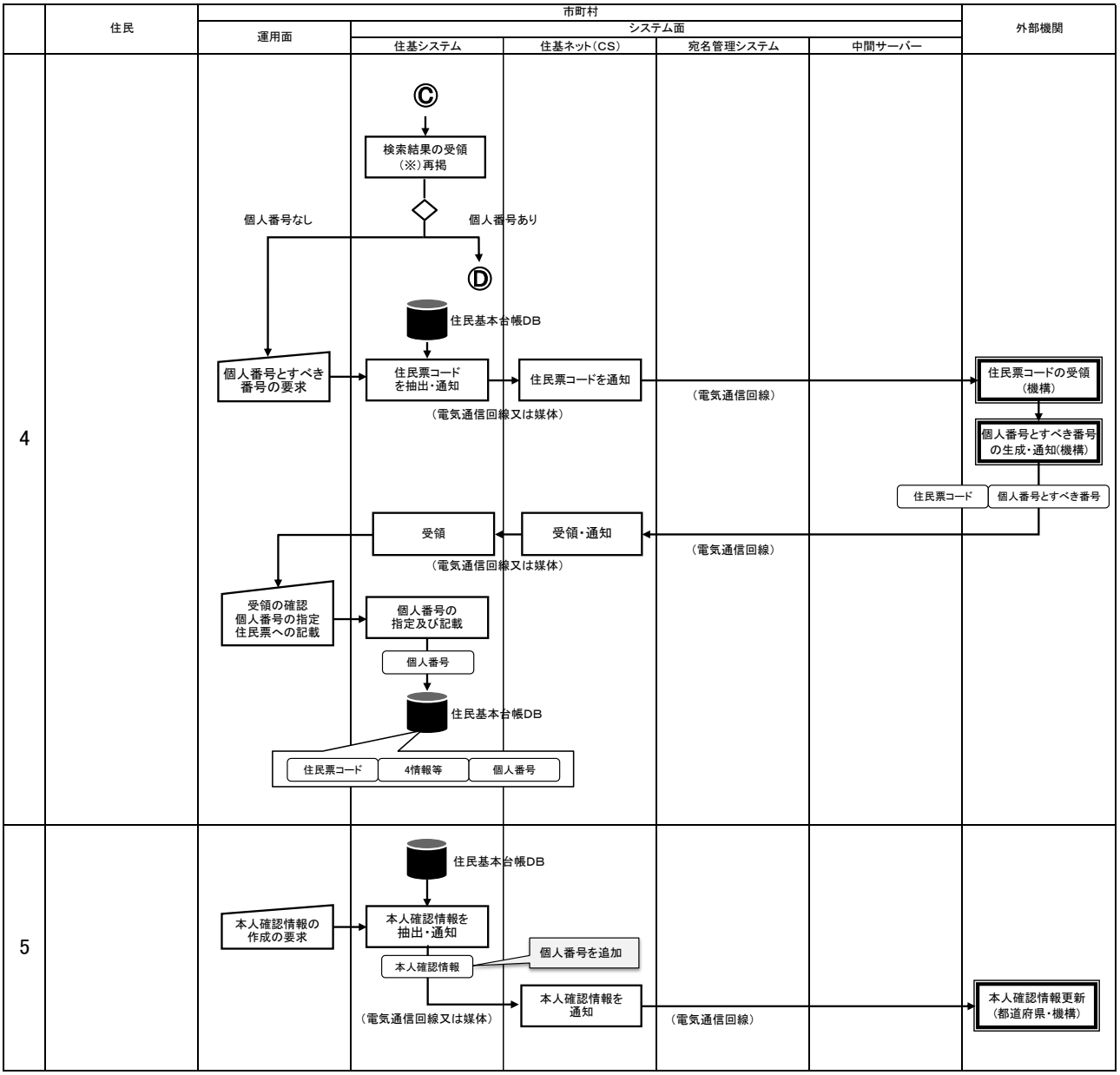

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－1－2海外からの転入等

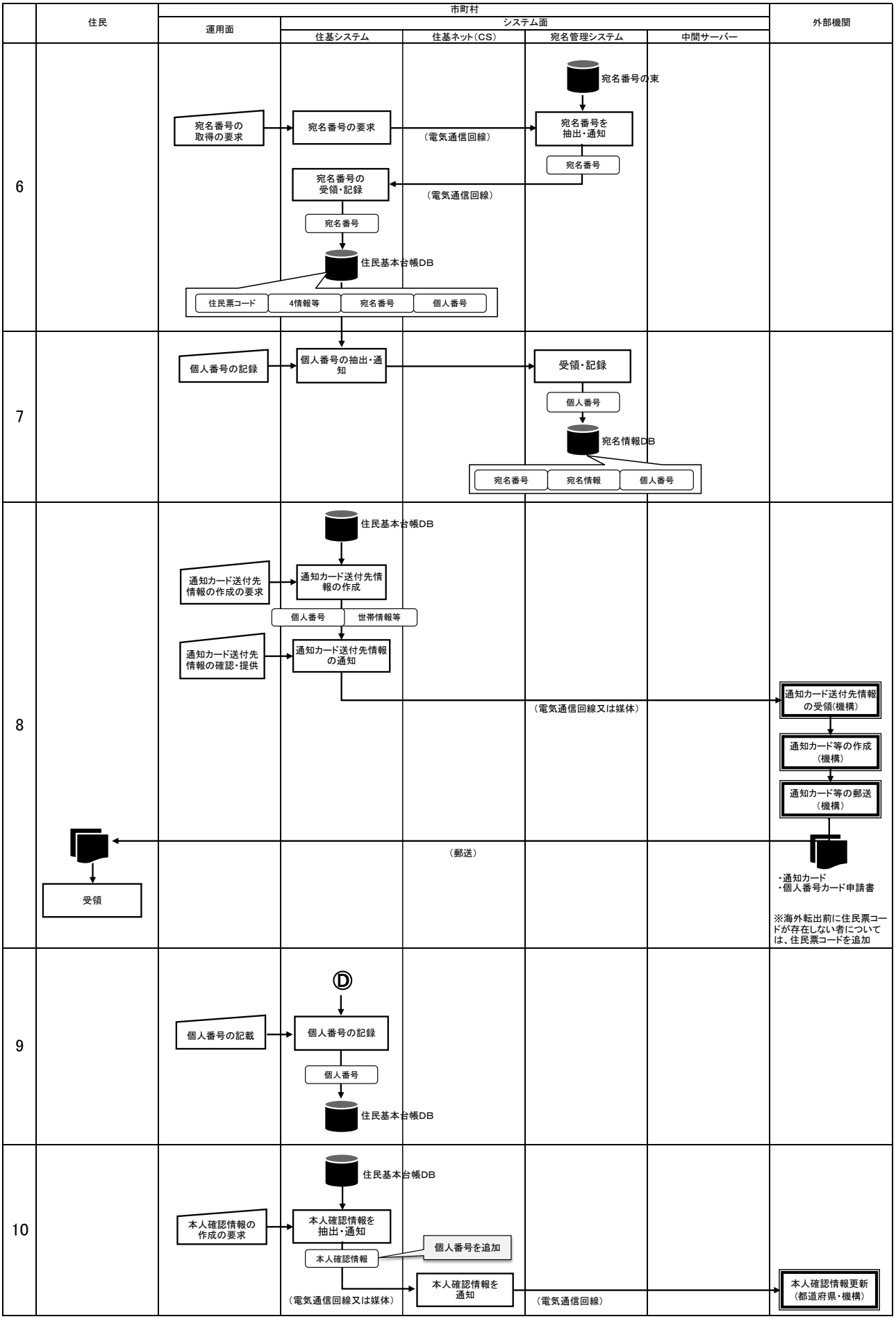

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－1－2海外からの転入等

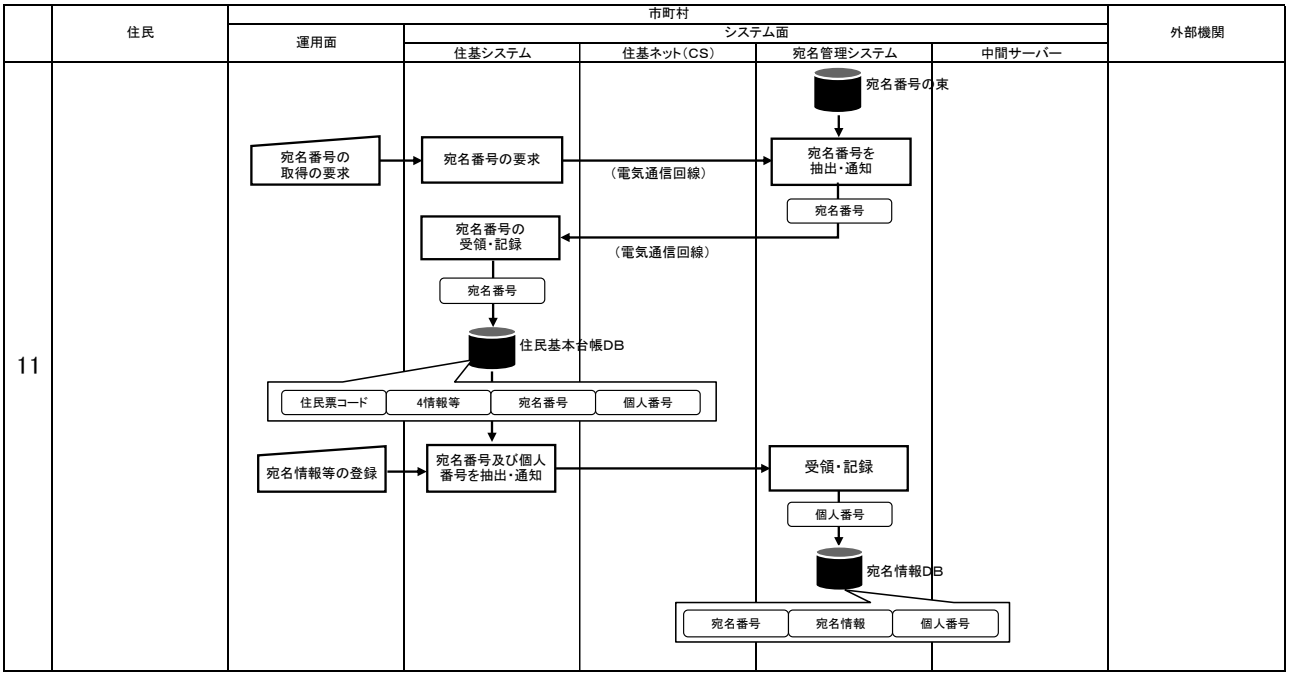

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－1－2海外からの転入等

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～11	(6)①－1－2と同様の対応		

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－2個人番号の変更

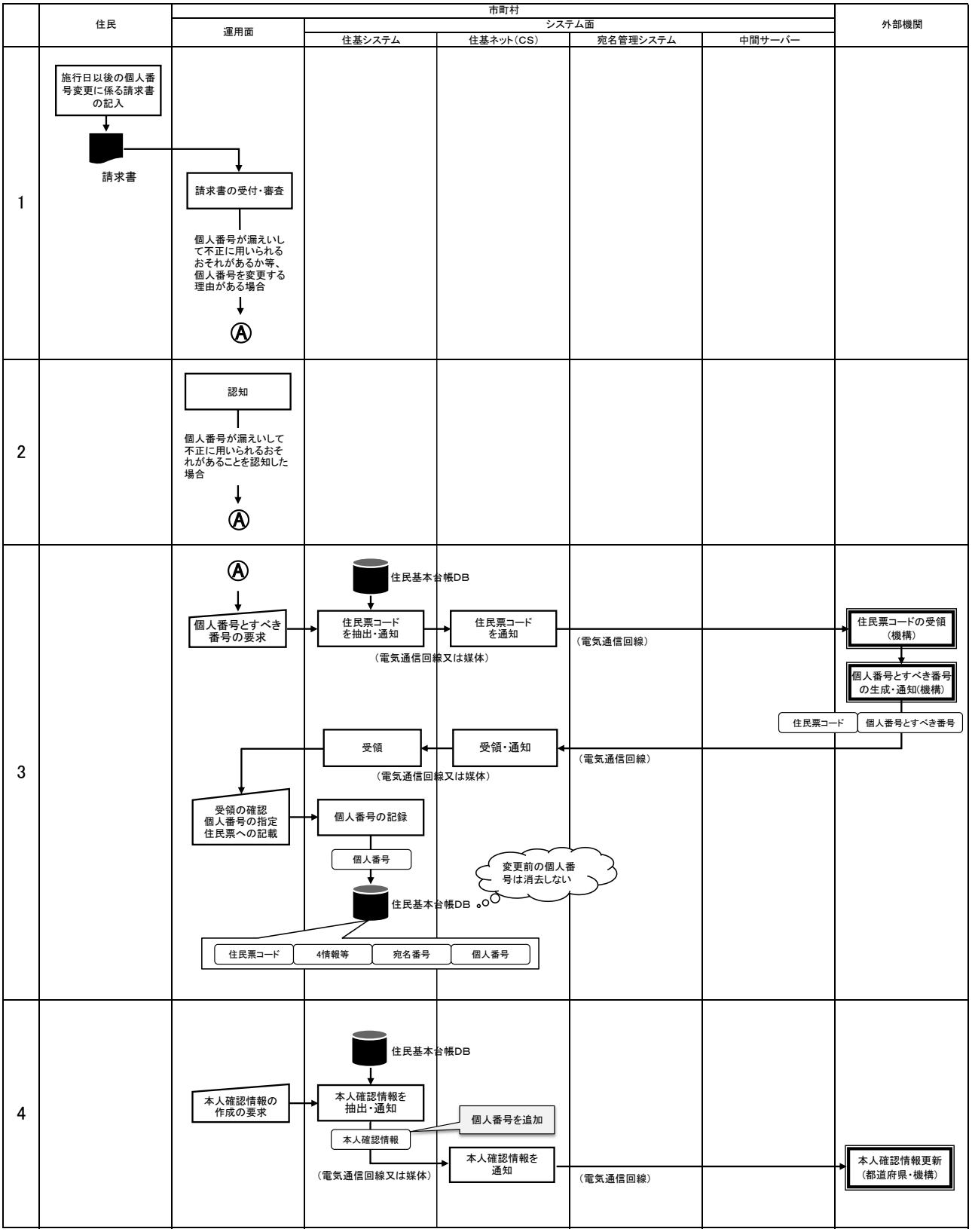

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－2個人番号の変更

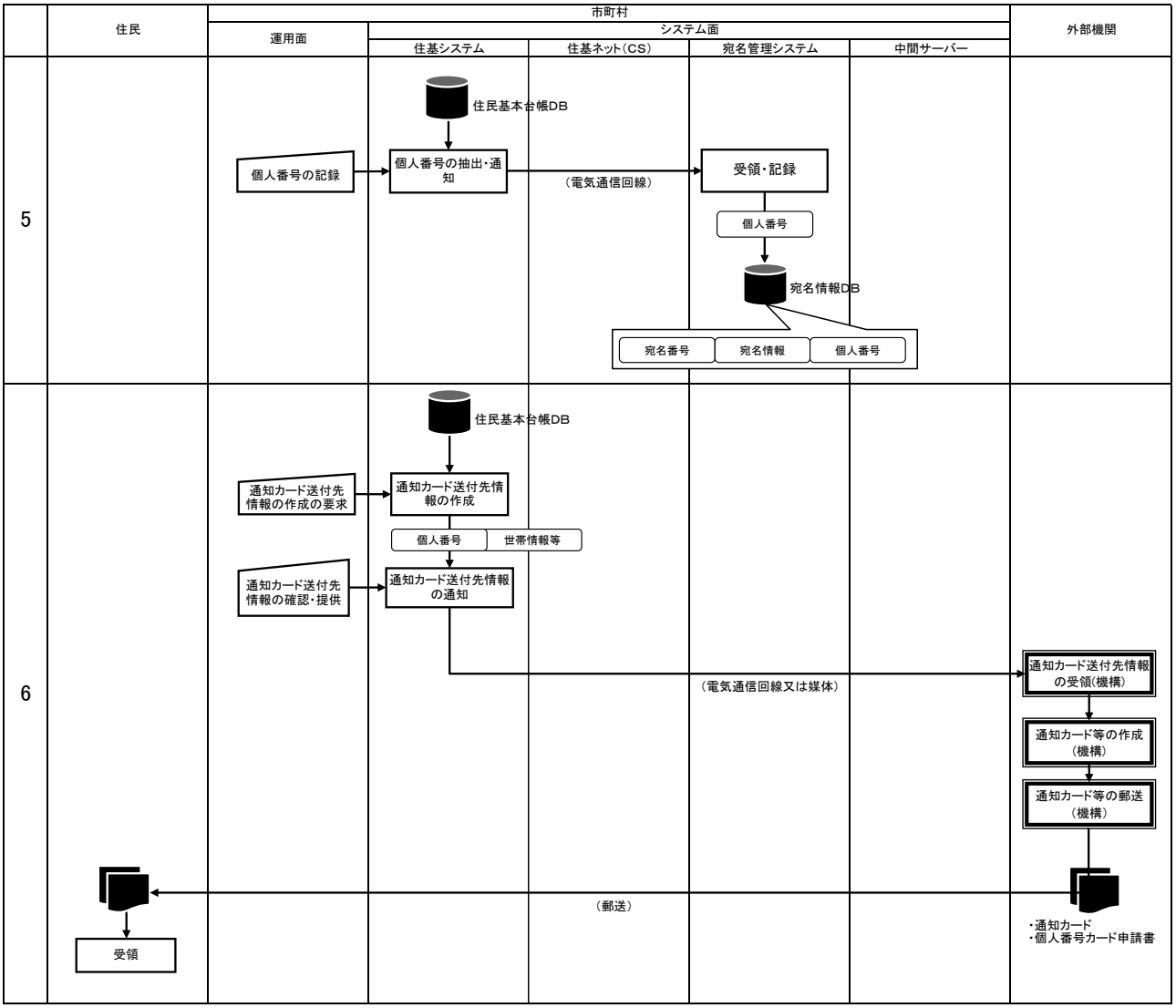

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－2個人番号の変更

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～6	(6)①－2と同様の対応		

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等　②転出

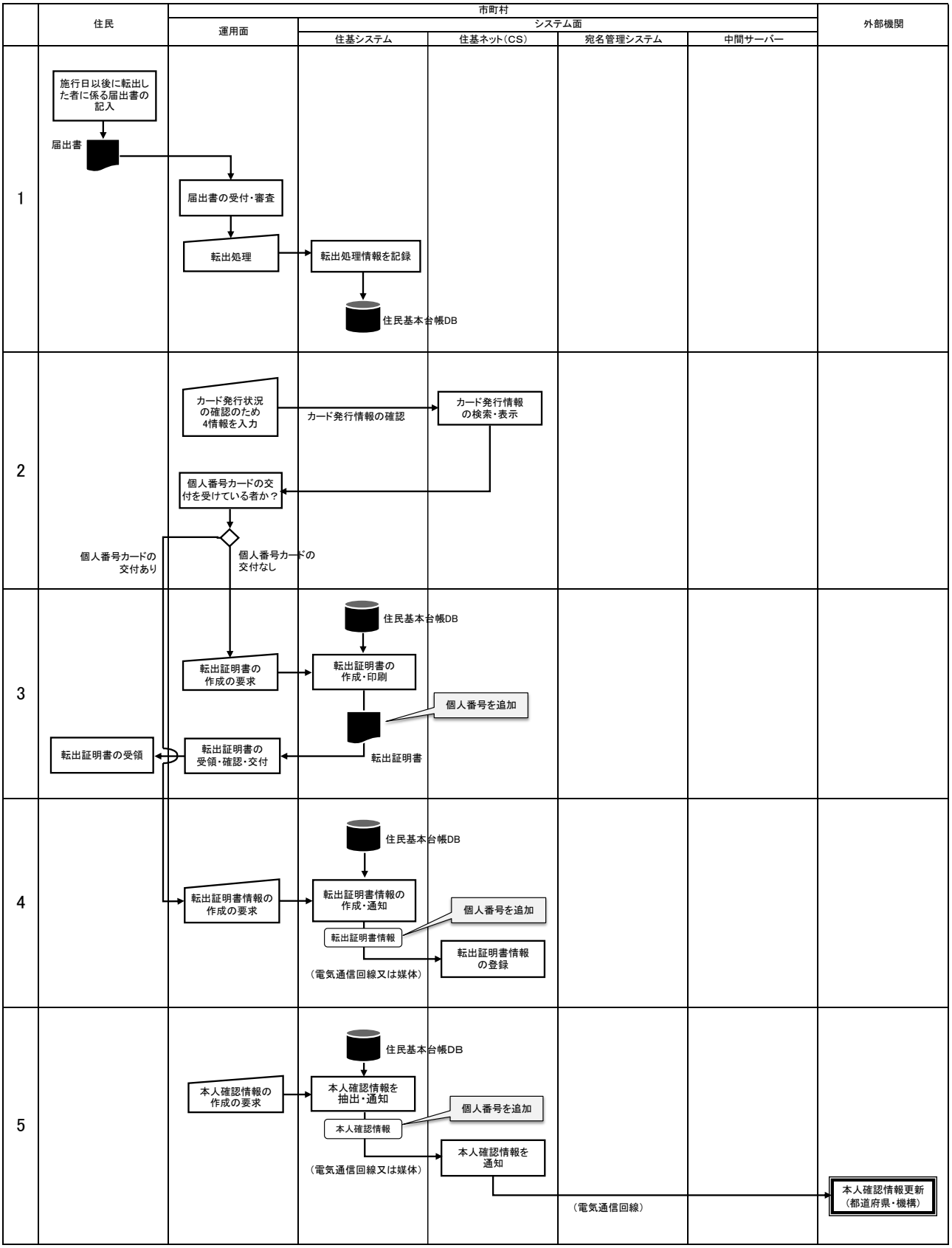

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等　②転出

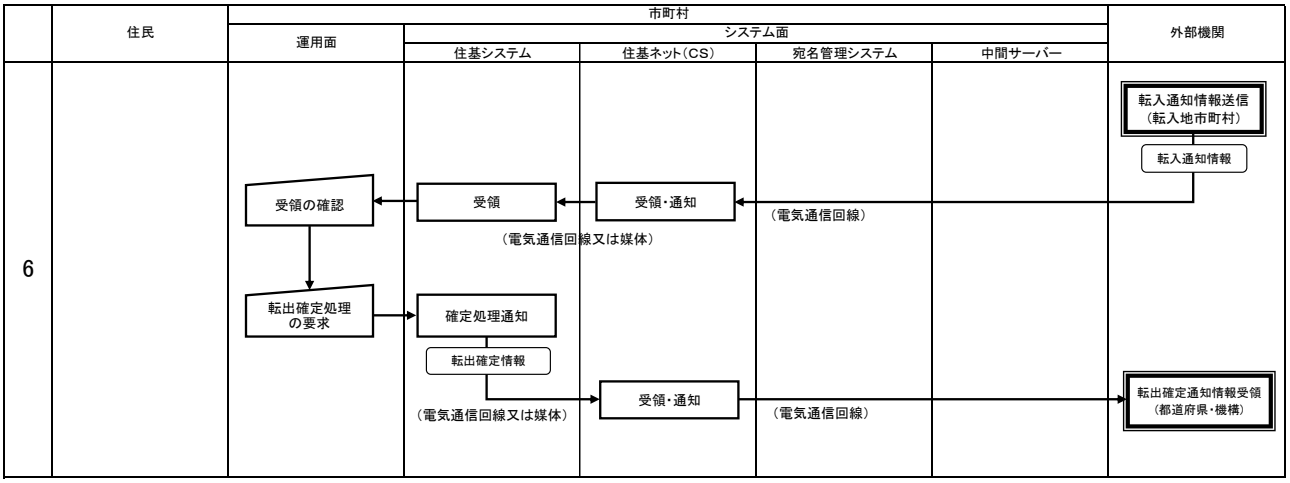

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ②転出

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～6	(6)②と同様の対応		

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等　③転入

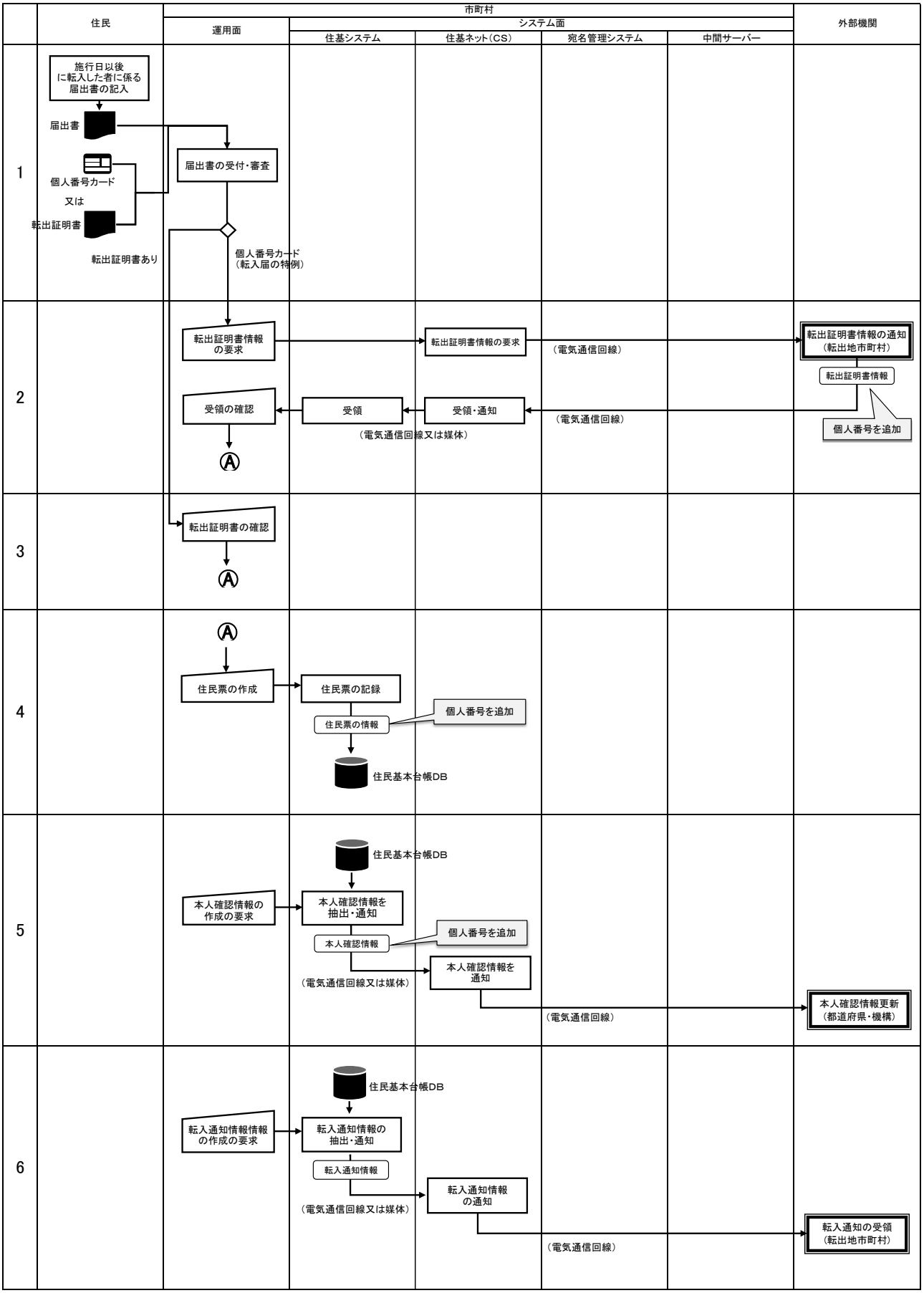

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等　③転入

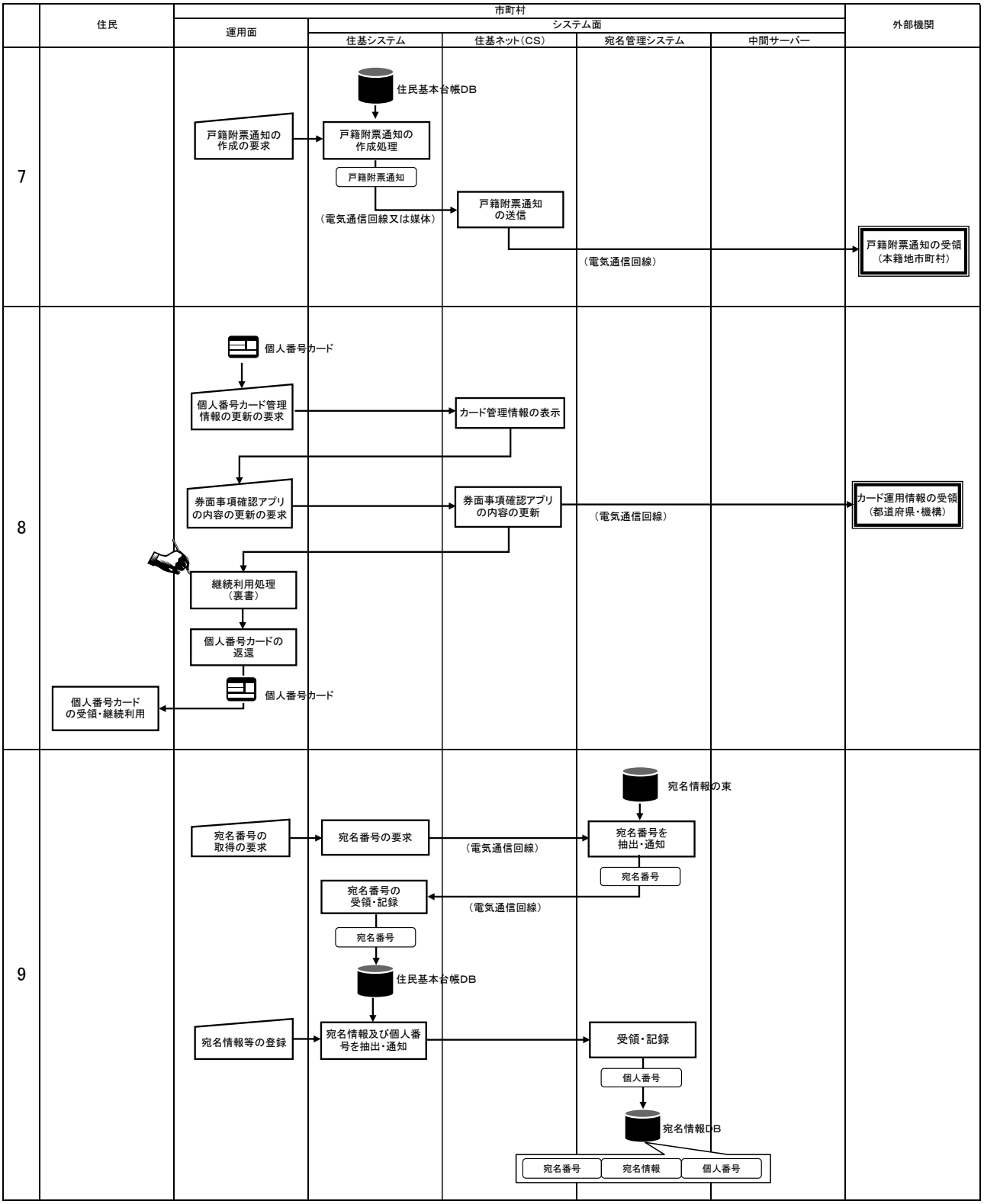

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ③転入

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～9	(6)③と同様の対応		

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等　④転居

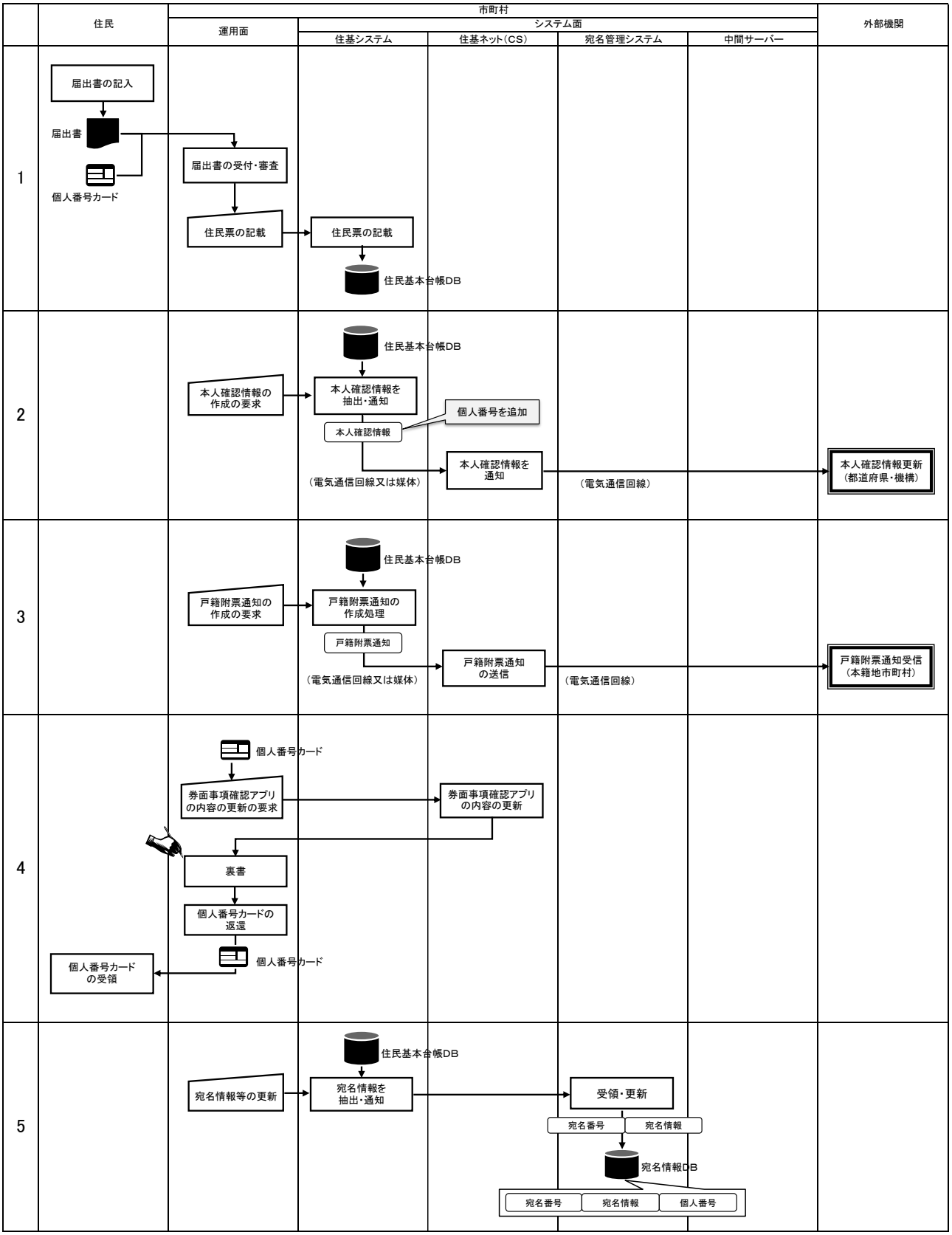

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ④転居

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～5	(6)④と同様の対応		

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等　⑤死亡等による消除

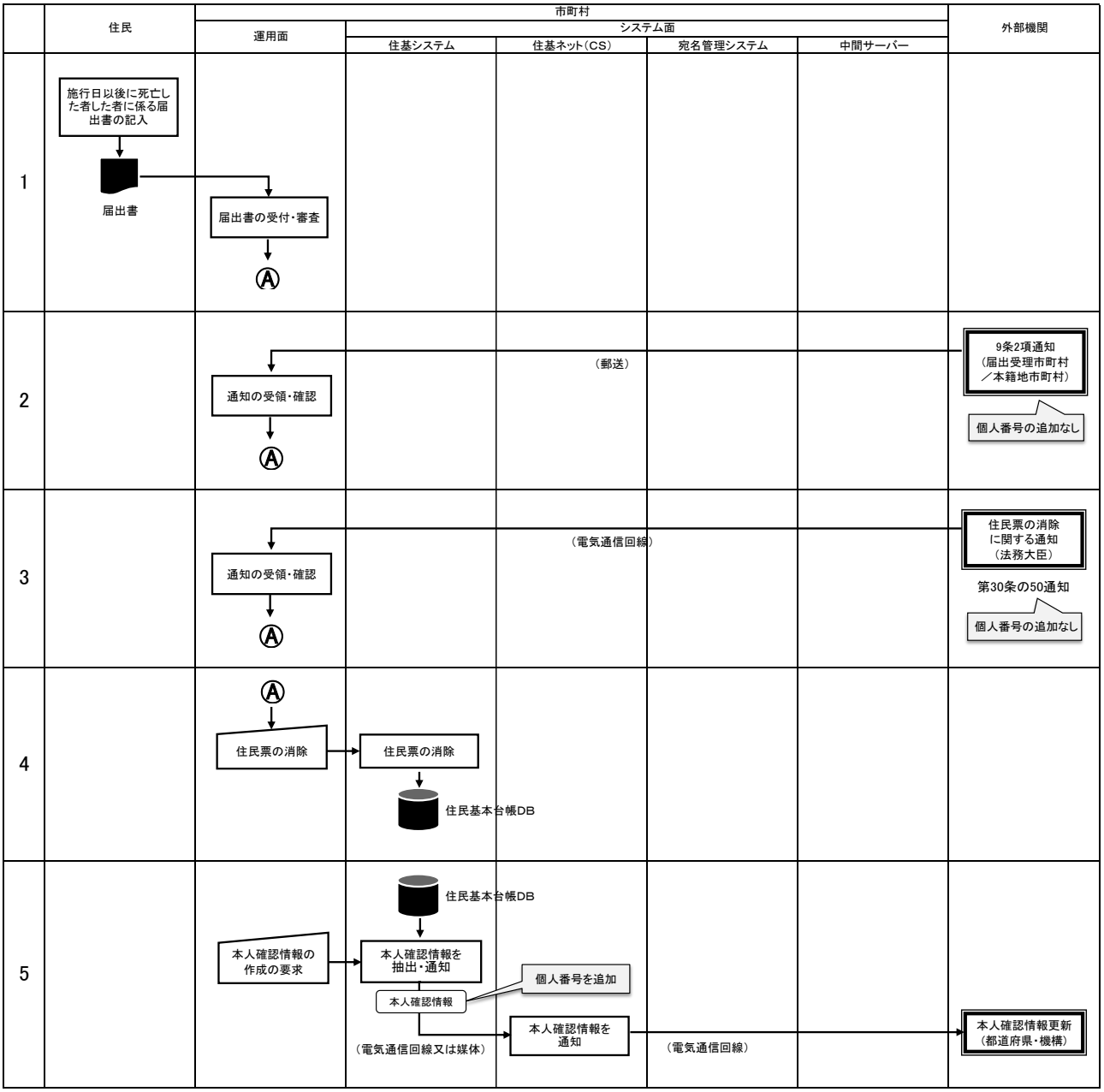

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等　⑤死亡等による消除

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～5	(6)⑤と同様の対応		

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等　⑥国籍変更

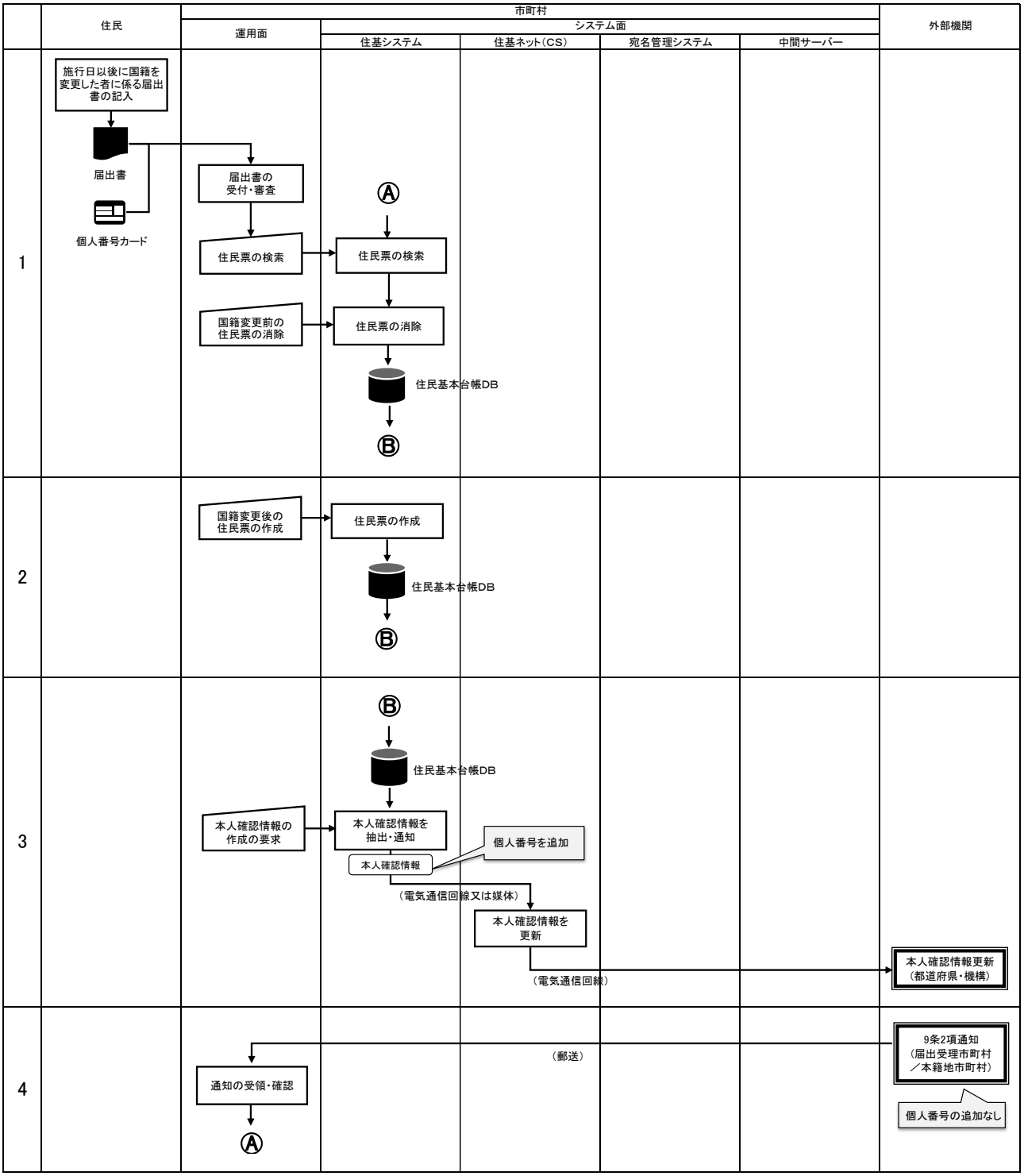

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ⑥国籍変更

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～4	(6)⑥と同様の対応		

(3) 第4号施行日（平成28年1月）以後の個人番号カードの交付等　①個人番号カードの交付

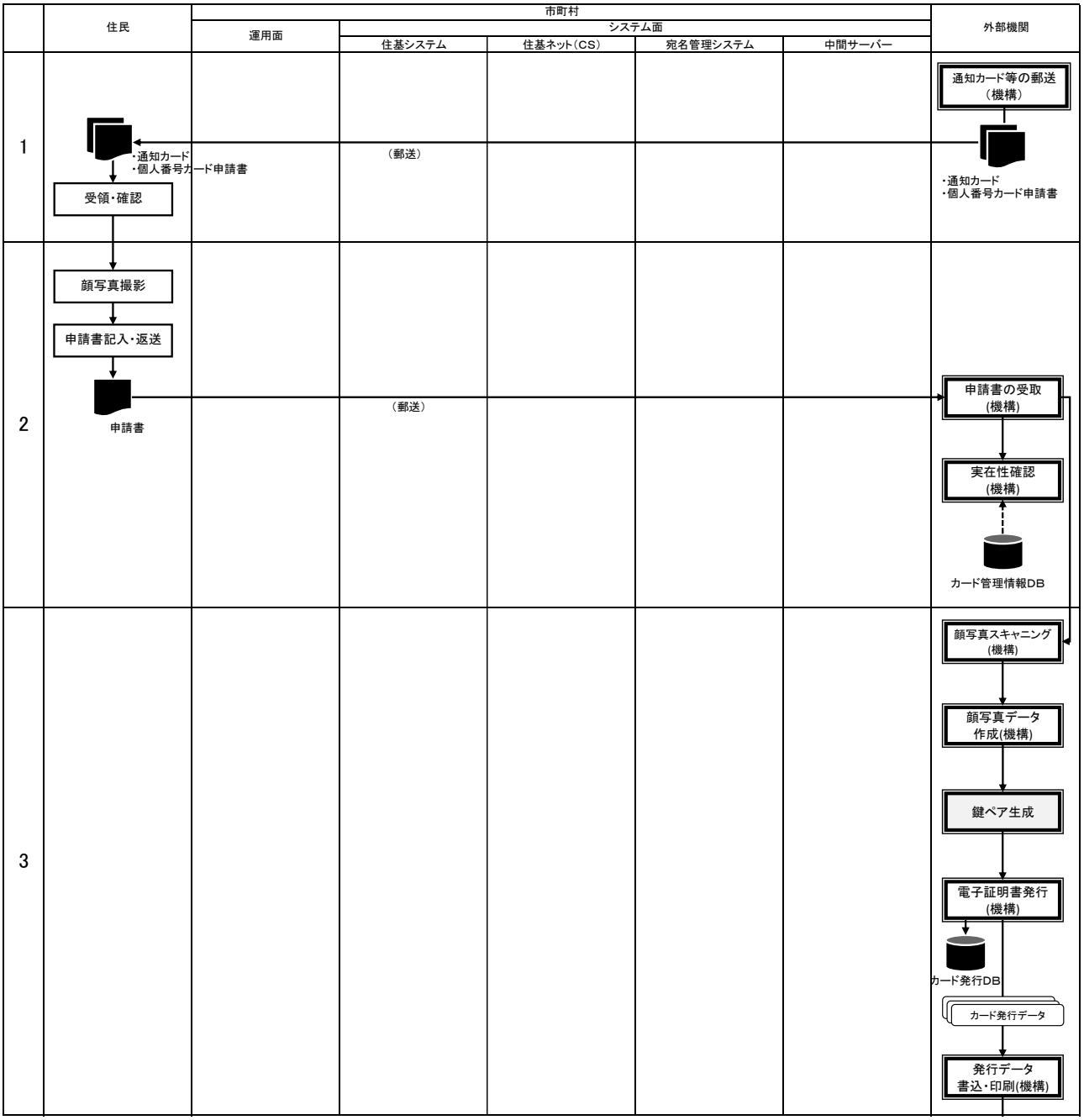

(3) 第4号施行日（平成28年1月）以後の個人番号カードの交付等　①個人番号カードの交付

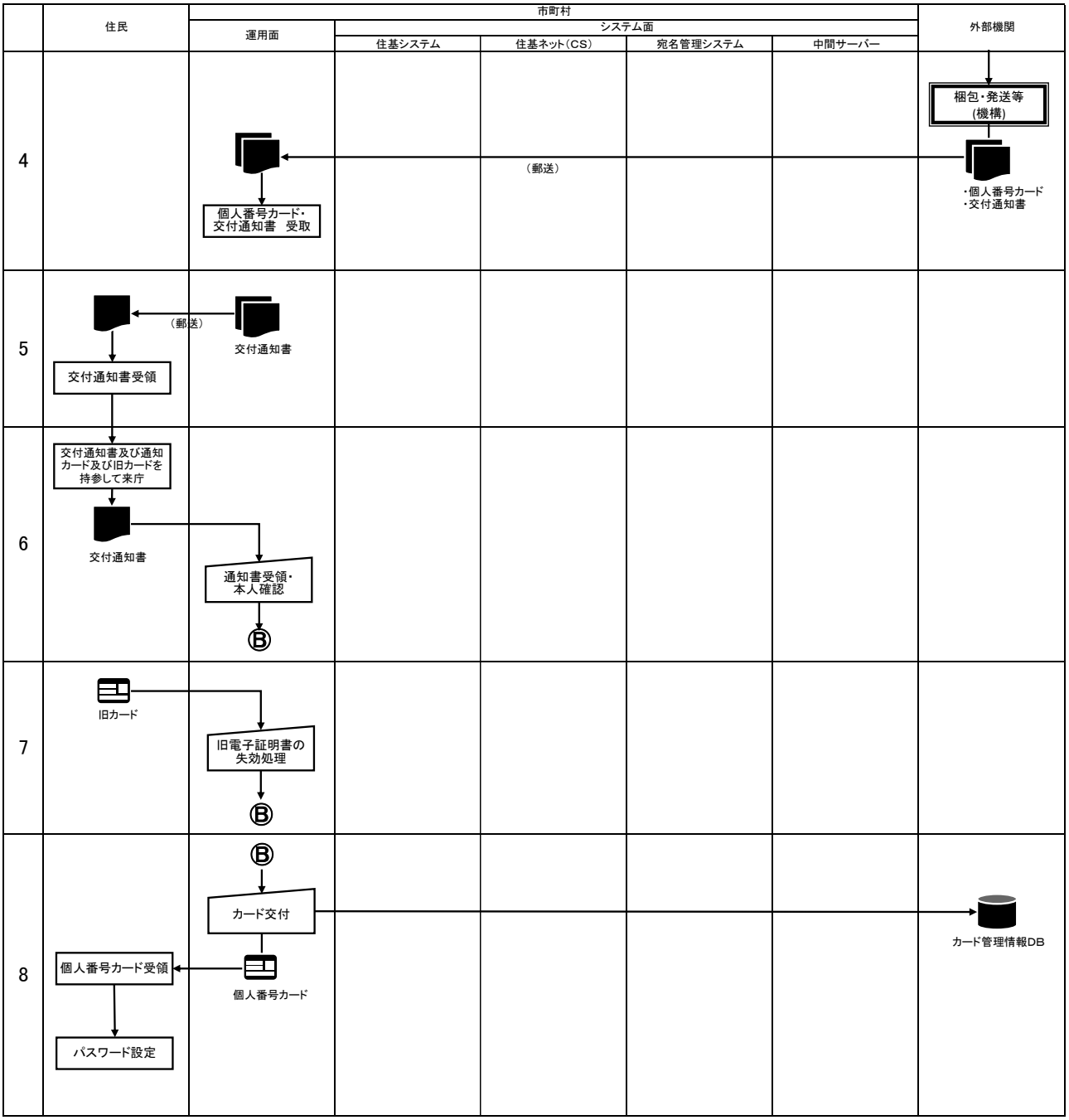

(3) 第4号施行日（平成28年1月）以後の個人番号カードの交付等　①個人番号カードの交付

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	通知カード等の住民への郵送	－	－
2	申請書の受取および実在性の確認	－	－
3	カード発行データの作成・印刷	－	－
4	個人番号カード・交付通知書の受取	・機構によって作成・発送された個人番号カード・交付通知書を受け取る。	－
5	交付通知書の住民への郵送	・ 交付通知書を住民へ郵送する。	－
6	交付通知書の受領及び本人確認	・住民から交付通知書を受領し、本人確認を行う。	－
7	旧カードの受領および失効処理	・ 旧カードがある場合は、旧カードを受領し、電子証明書の失効処理を行う。	－
8	個人番号カードの交付	・ 5で受領した交付通知書に基づき、個人番号カードを交付する。 ・ 個人番号カード交付情報を、機構のカード管理情報ＤＢに登録する。	－

(3) 第4号施行日（平成28年1月）以後の個人番号カードの交付等　②個人番号カードの一時停止／一時停止解除

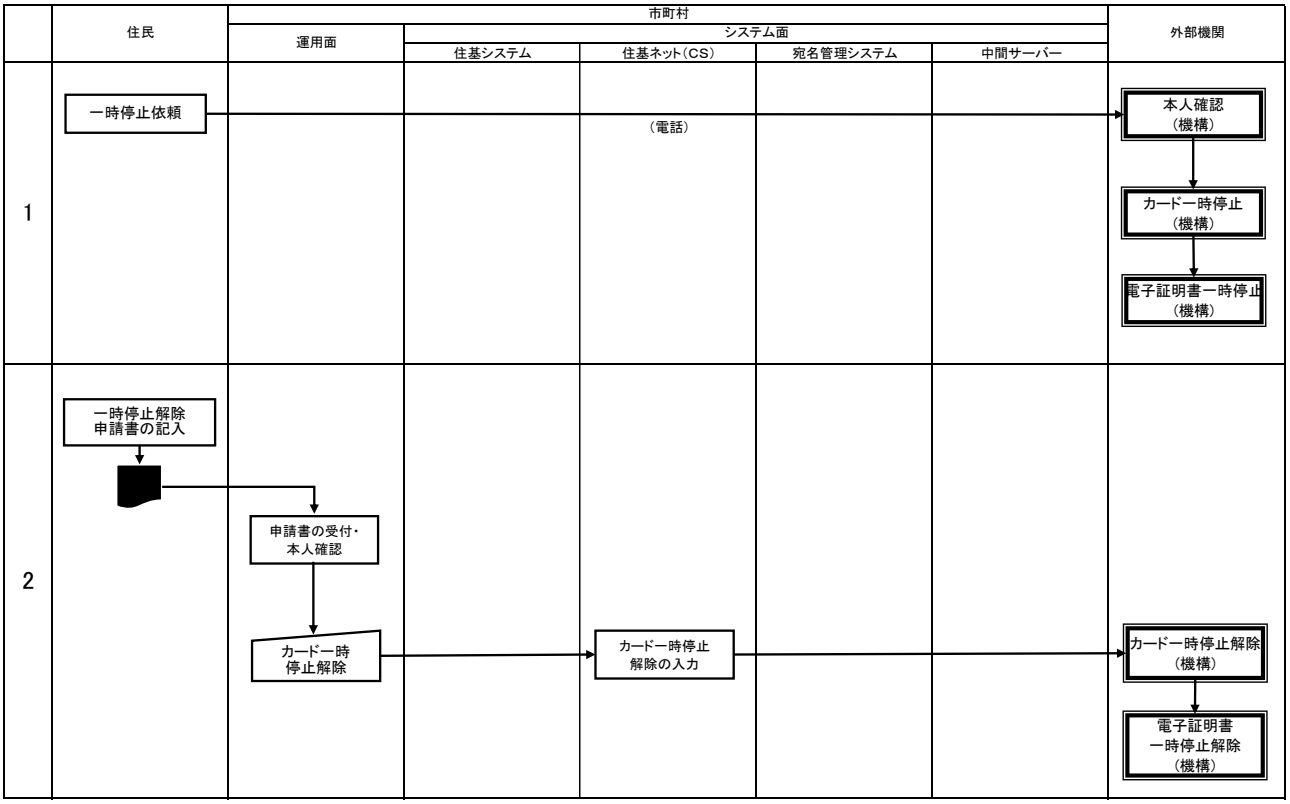

(3) 第4号施行日（平成28年1月）以後の個人番号カードの交付等 ②個人番号カードの一時停止／一時停止解除

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	個人番号カードの一時停止	―	―
2	個人番号カードの一時停止解除	・ 申請書を受領し、本人確認を行う。 ・ 個人番号カードの一時停止解除情報を入力し、一時停止状態にある個人番号カードを再び使用できる状態に戻すとともに、電子証明書の一時停止の解除を行う。	―

(3) 第4号施行日（平成28年1月）以後の個人番号カードの交付等　③個人番号カードの更新

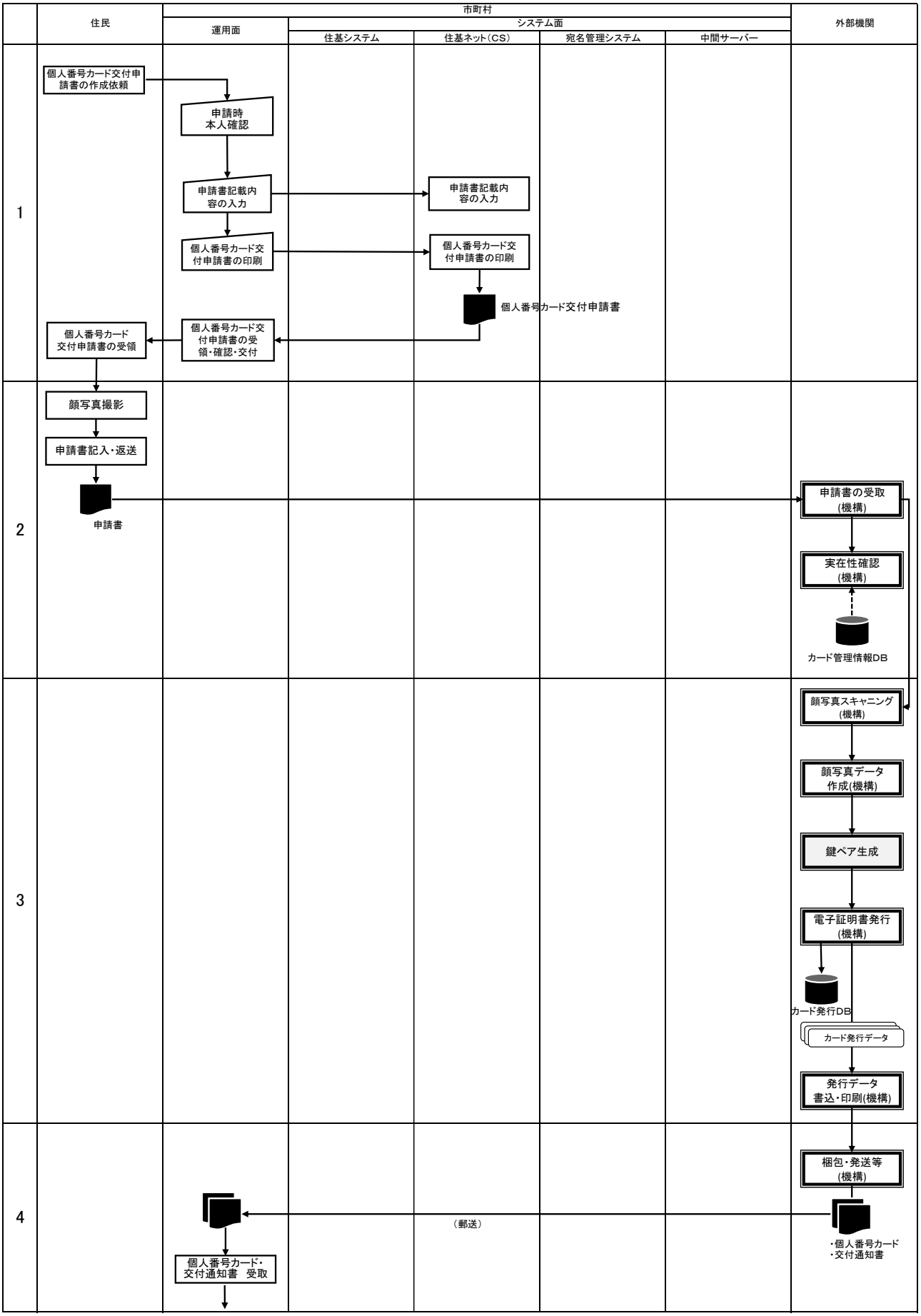

(3) 第4号施行日（平成28年1月）以後の個人番号カードの交付等　③個人番号カードの更新

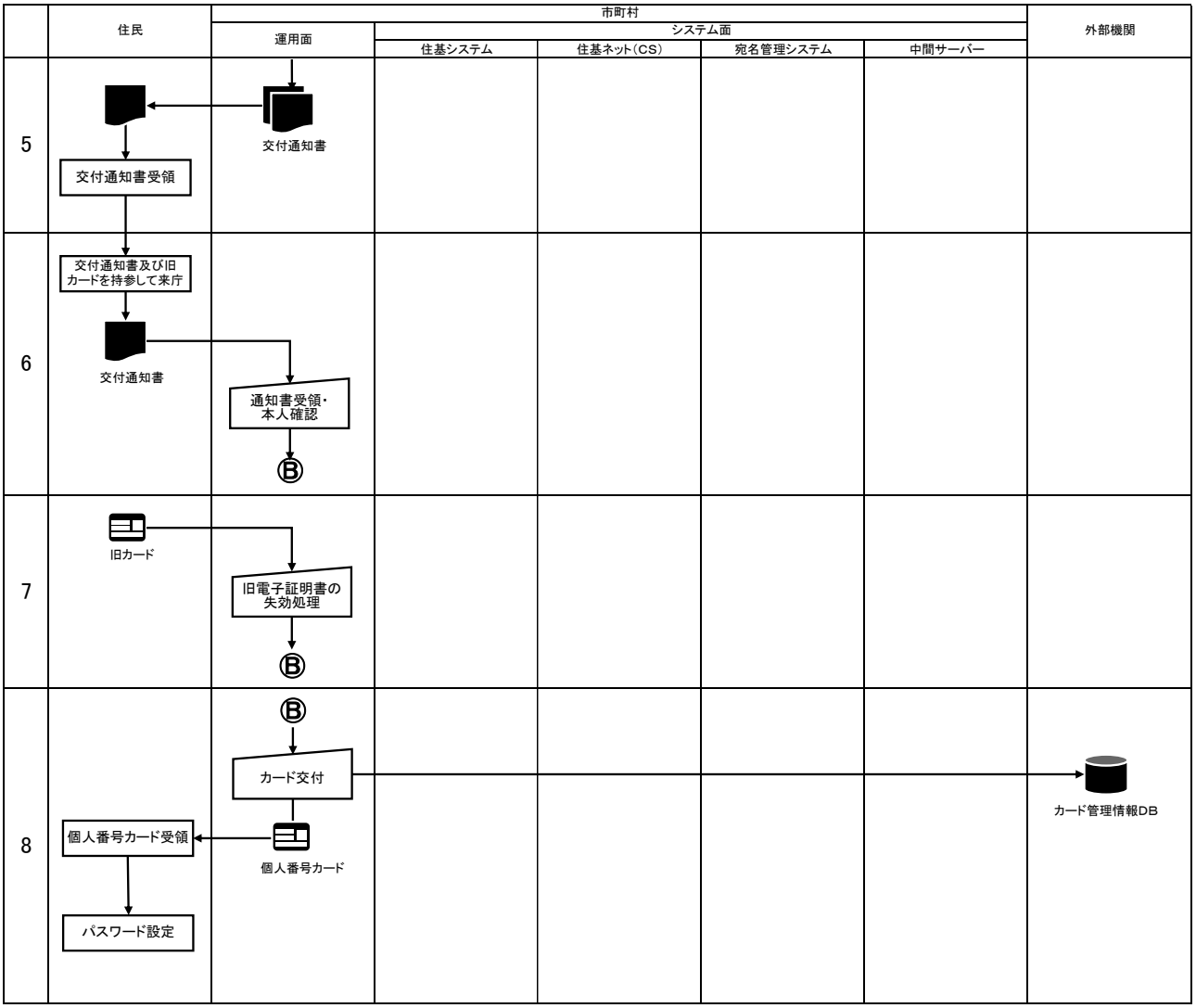

(3) 第4号施行日（平成28年1月）以後の個人番号カードの交付等　③個人番号カードの更新

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	交付申請書の作成	・ 交付申請を行う者の本人確認を行う。 ・ 交付申請書を作成し、交付する。	－
2	申請書の受取および実在性の確認	－	－
3	カード発行データの作成・印刷	－	－
4	個人番号カード・交付通知書の受取	・機構によって作成・発送された個人番号カード・交付通知書を受け取る。	－
5	交付通知書の住民への郵送	・ 交付通知書を住民へ郵送する。	－
6	交付通知書の受領及び本人確認	・住民から交付通知書を受領し、本人確認を行う。	－
7	旧カードの受領および失効処理	・ 旧カードがある場合は、旧カードを受領し、電子証明書の失効処理を行う。	－
8	個人番号カードの交付	・ 5で受領した交付通知書に基づき、個人番号カードを交付する。 ・ 個人番号カード交付情報を、機構のカード管理情報DBに登録する。	－

(3) 第4号施行日（平成28年1月）以後の個人番号カードの交付等　④個人番号が記載された住民票の写しの交付

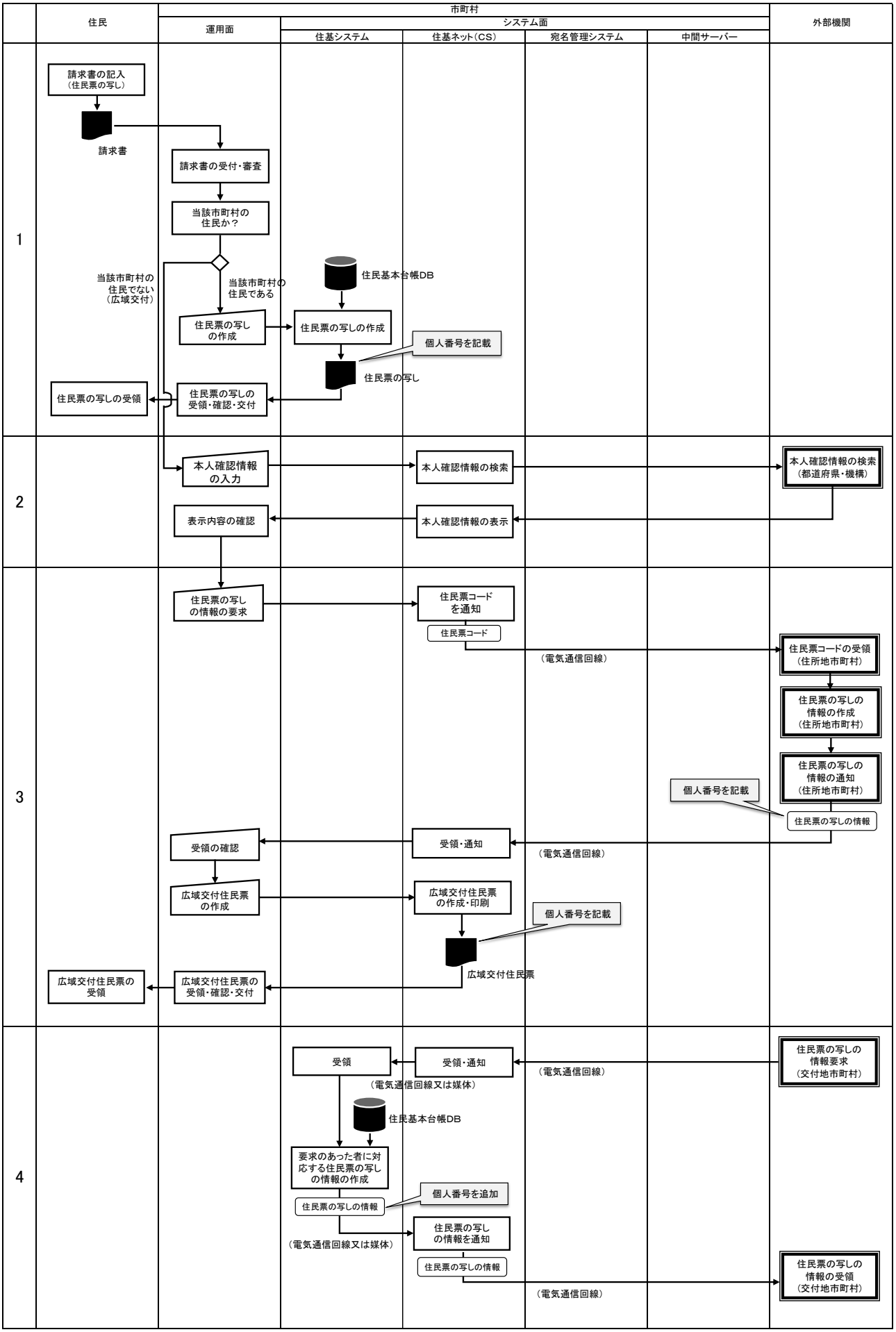

(3) 第4号施行日（平成28年1月）以後の個人番号カードの交付　④個人番号が記載された住民票の写しの交付

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	住民票の写しの交付	・住民票の写しの交付請求において、個人番号の記載された住民票の写しの特別な請求があった場合に限り、個人番号を記載した住民票の写しを交付する。	・住民からの交付請求の場合には、個人番号を記載した住民票の写しを発行する。
2	住所地市町村の確認	・広域交付住民票を交付するため、住基ネットＣＳ端末で本人確認情報を検索し、住所地市町村を確認する。	－
3	広域交付住民票の取得	・個人番号の記載された住民票の写しの特別な請求があった場合には、個人番号を記載した広域交付住民票を交付する。	－
4	広域交付住民票の通知	・住民票の写しの情報に個人番号を追加し、住民票の写しの情報を交付地市町村に対し通知する。	・住民票の写しの情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し住民票の写しの情報を通知する。

(4) 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得

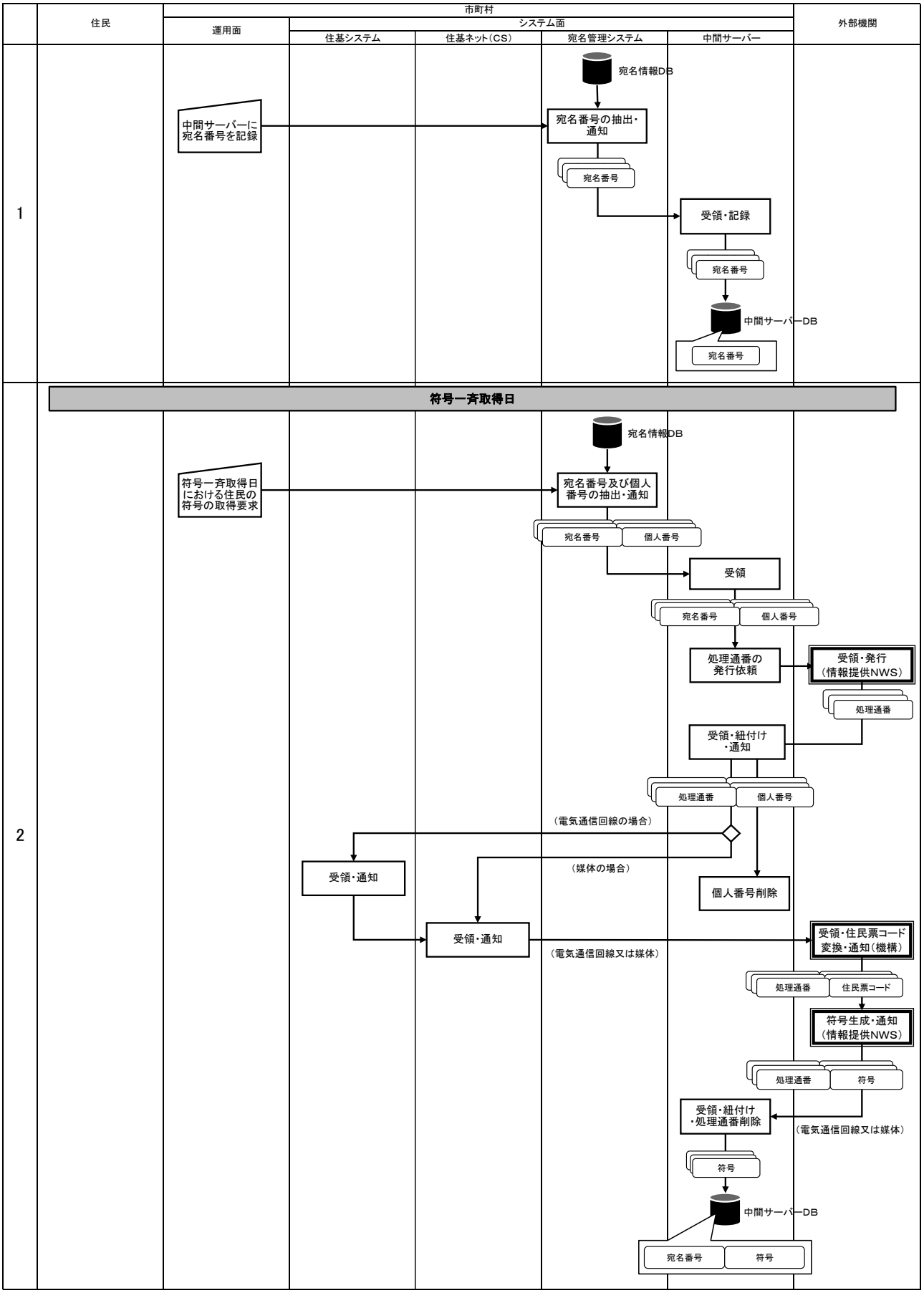

(4) 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得

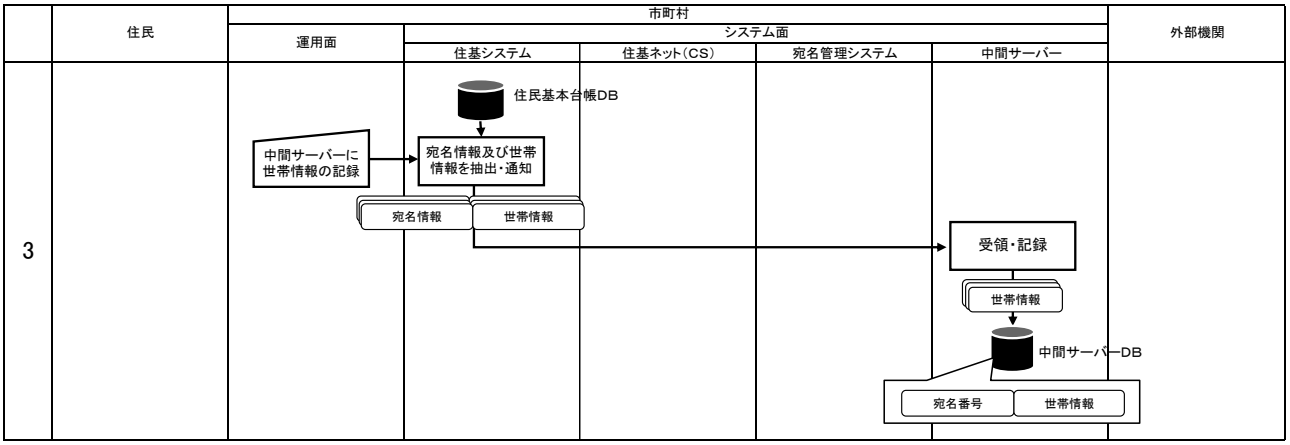

(4) 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	宛名番号の記録	―	―
2	符号一斉取得日における住民の符号の取得要求	―	・ 中間サーバーから通知された処理通番及び個人番号を受領し、住基ネットＣＳに通知する。（電気通信回線を利用する場合）
3	世帯情報の記録	・ 住基システムに保存されている全ての住民の世帯情報を中間サーバーに記録する。	・ 住民基本台帳ＤＢから世帯情報を抽出する。 ・ 抽出した世帯情報を、情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して、中間サーバーに通知する。

(5) 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得

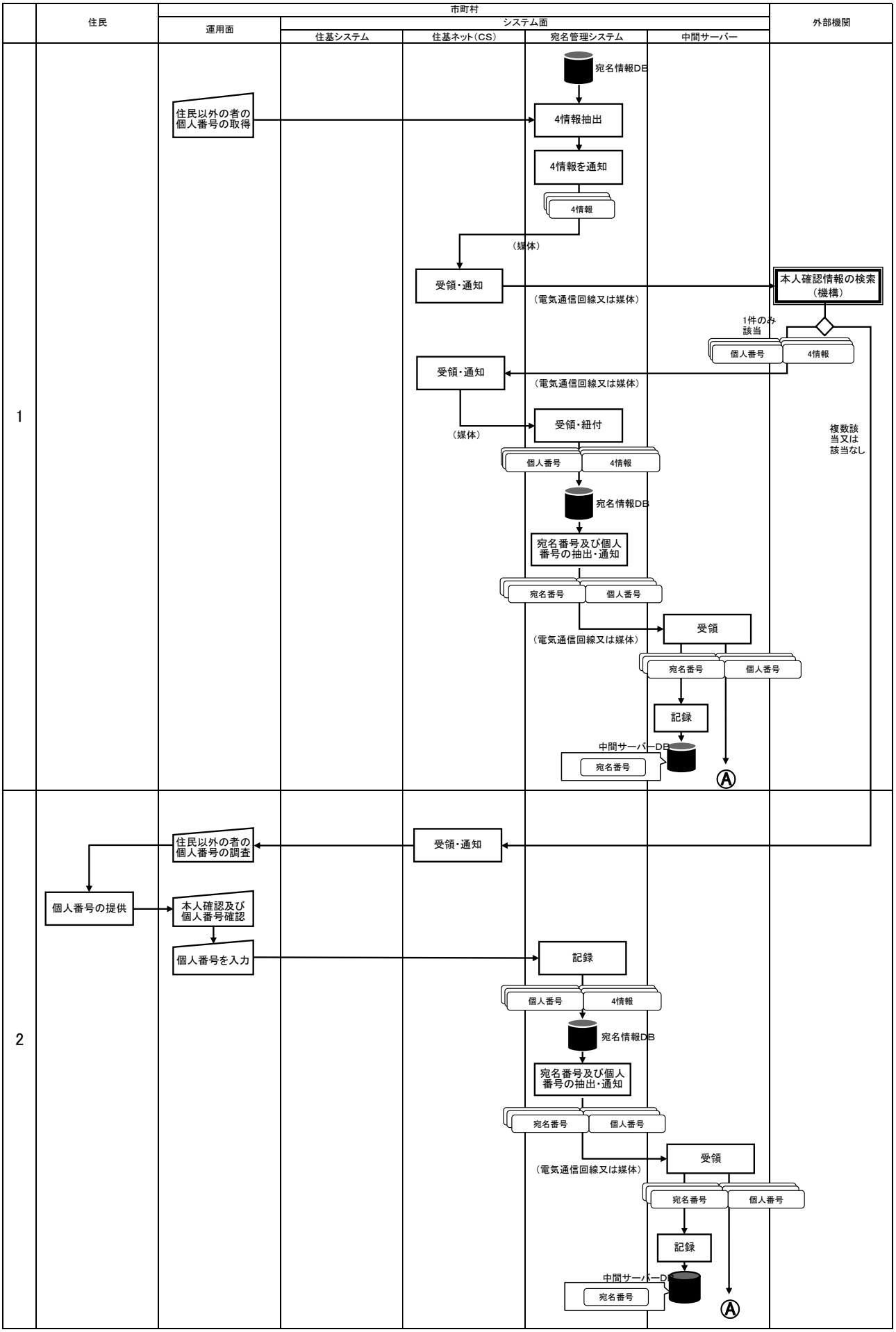

(5) 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得

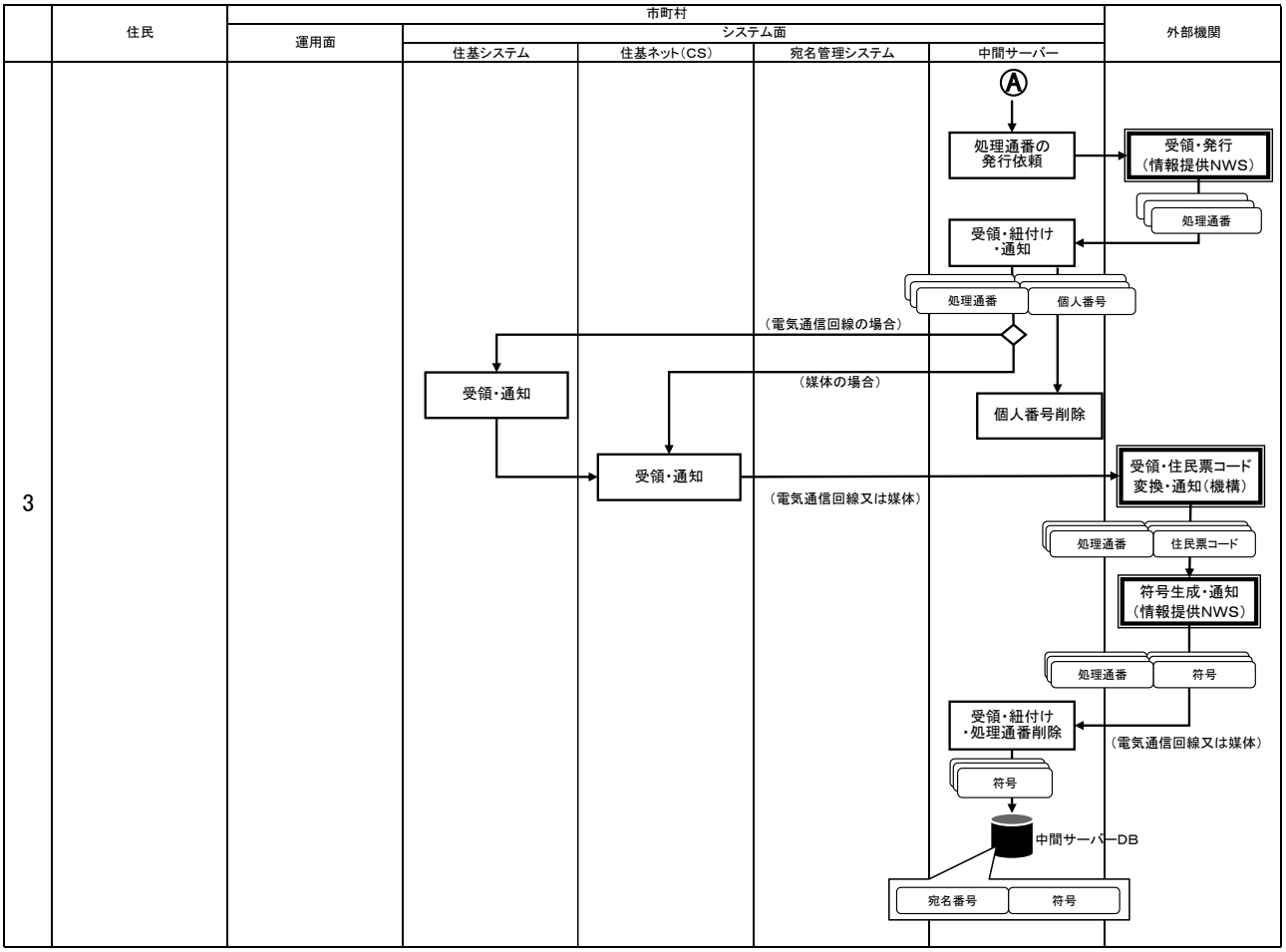

(5) 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	個人番号の初期一斉取得	・ 宛名管理システムから抽出された4情報を住基ネットで検索し、4情報に対応する個人番号の取得を求める。 ・ 住基ネットによる検索により、突合した者の個人番号を宛名管理システムに登録する。 ※符号一斉取得時点で、既に申請等により住民以外の者から個人番号を取得している場合は、この項の手続きを一部省略できる。	―
2	住基ネットで検索できなかった者の個人番号の調査	・ 宛名管理システムの宛名情報ＤＢに保存されている4情報が不完全等の理由で、住基ネットで検索できなかった者又は複数候補の結果を得た場合には、個人番号を調査する。 ※ 当該調査については、当該者に係る個人情報の情報連携の必要性等を勘案して実行する。	―
3	住民以外の者の符号の取得	・ 住民以外の者の符号を取得する。	―

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①－1－1出生

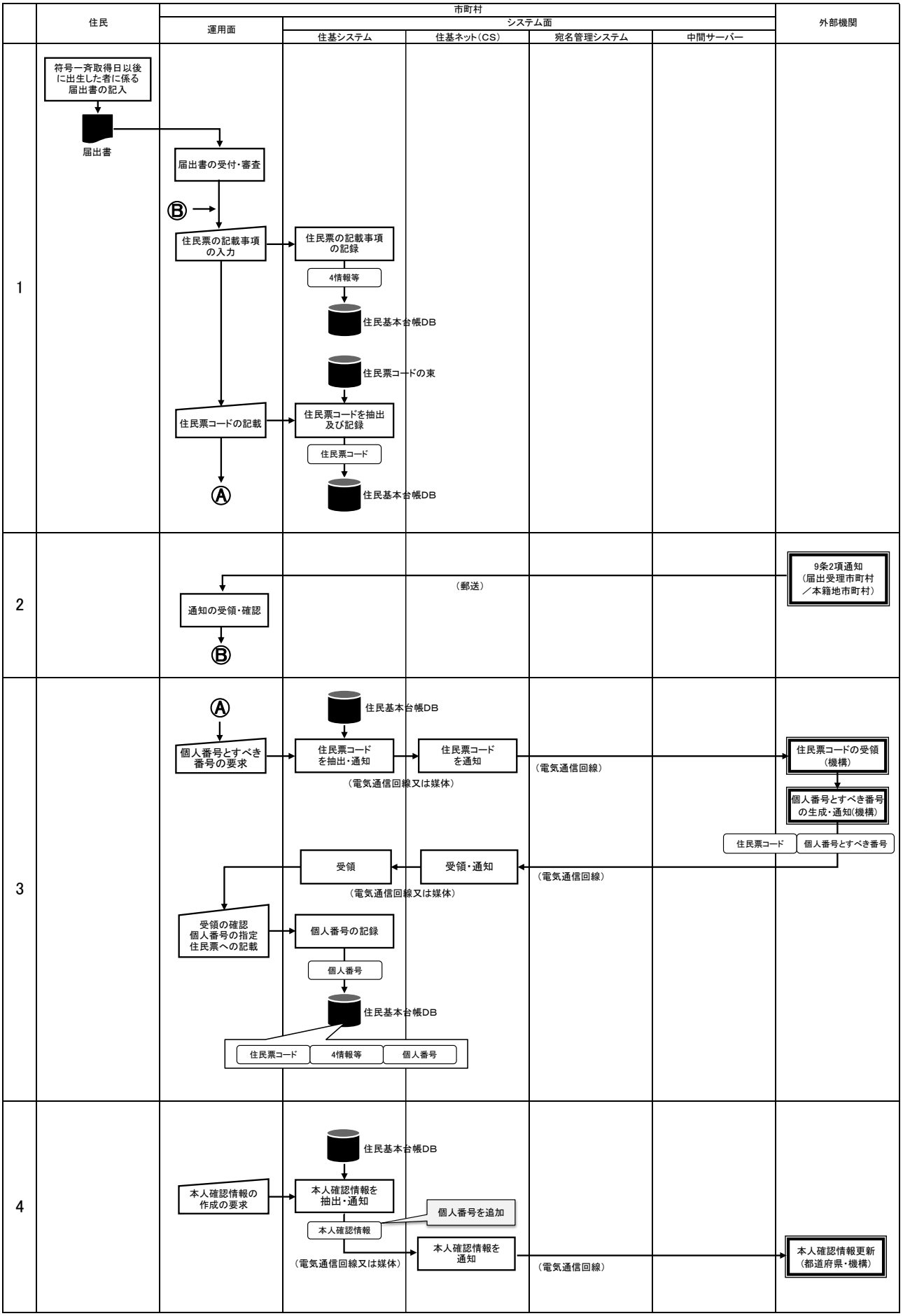

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①－1－1出生

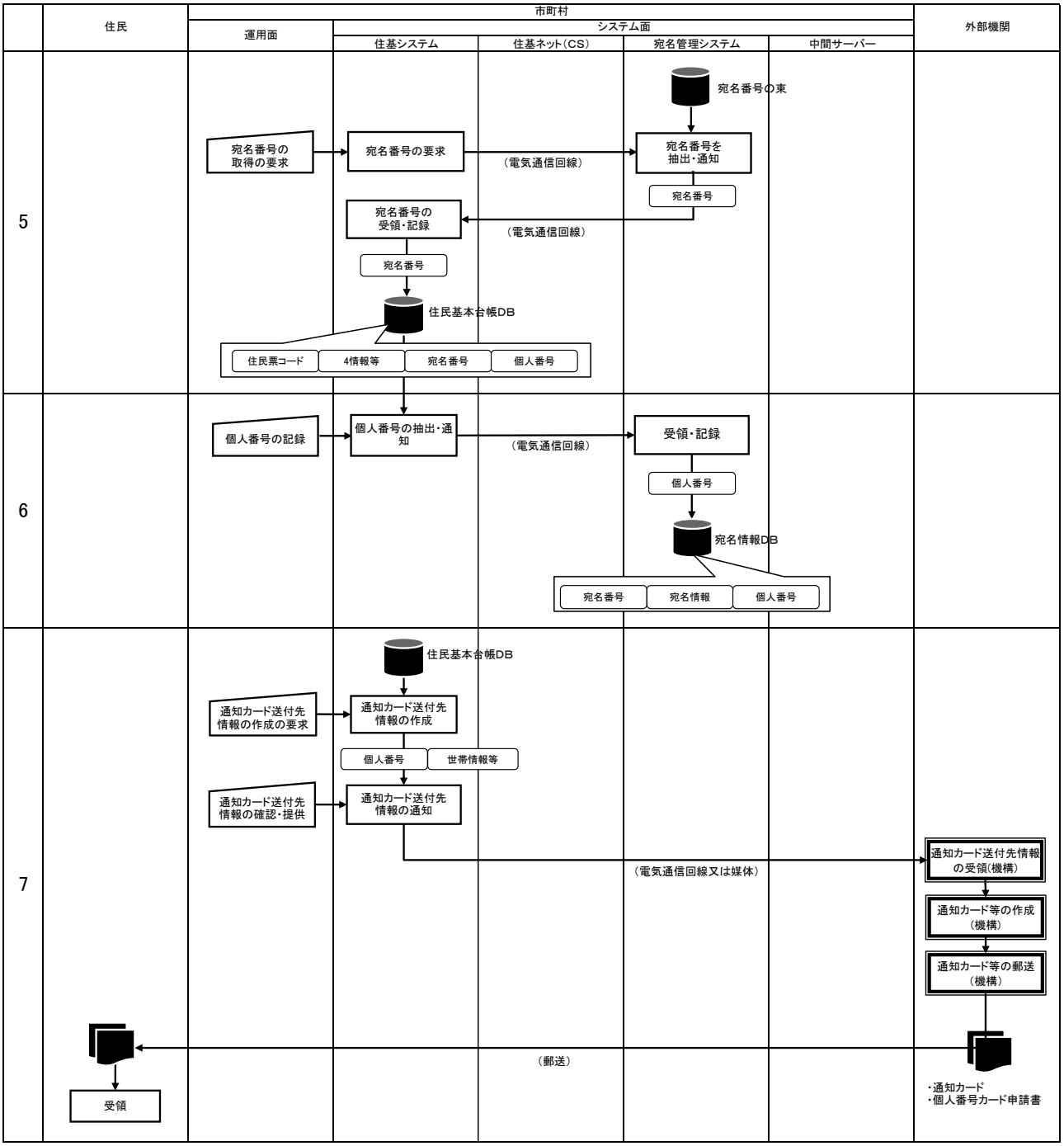

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等　①－1－1出生

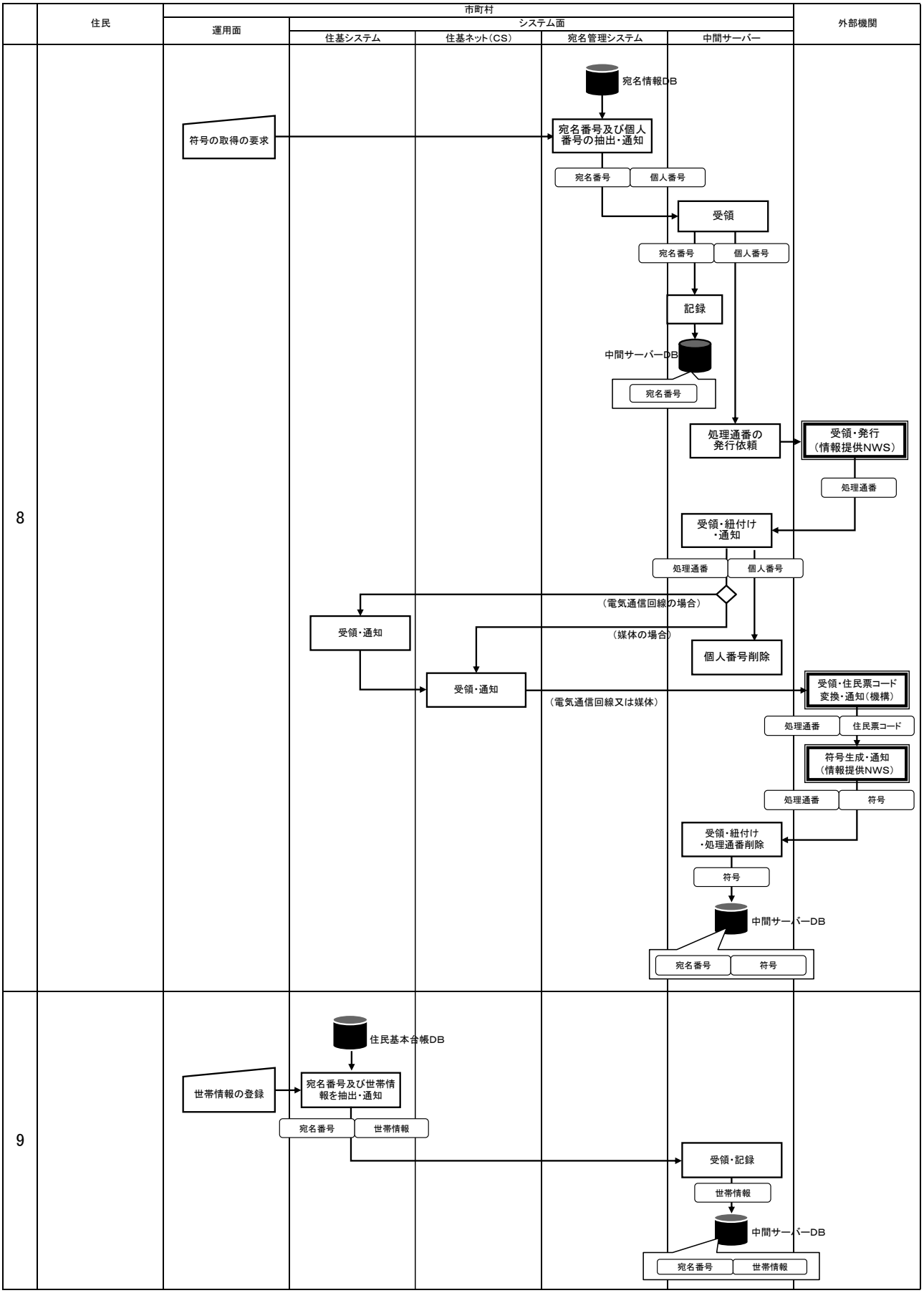

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①－1－1出生

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	住民票の記載等	・ 従前どおり、住民票を作成する。	・ 従前どおり
2	9条2項通知の受領	・ 従前どおり、9条2項通知を受領確認する。	・ 従前どおり
3	符号一斉取得日以後に出生した者に係る個人番号の指定と住民票への記載	・ 符号一斉取得日以後に出生した者の住民票から、住民票コードを抽出し、個人番号とすべき番号の取得を要求する。 ・ 機構から通知を受けた個人番号とすべき番号を個人番号として指定し、住民票に記載する。	・ 施行日以後符号一斉取得日までに出生した者に係る住民票コードをファイルに出力し、住基ネットＣＳに通知する。 ・ 住基ネットＣＳから通知を受けた個人番号とすべき番号を受領し、個人番号として記録する。
4	本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し本人確認情報を通知する。
5	宛名番号の記録	・ 宛名番号を住基システムに記録する。	・ 宛名管理システムから通知のあった宛名番号を住民基本台帳ＤＢに記録する。
6	個人番号の記録	・ 宛名管理システムに個人番号を記録する。	・ 住民基本台帳ＤＢから個人番号を抽出し、宛名管理システムに個人番号を通知する。
7	通知カードを郵送するための送付先情報の作成及び通知	・ 通知カードを郵送するために必要な送付先情報を作成し、機構に通知する。	・ 住民基本台帳ＤＢから個人番号、世帯の情報、特別な事情により住民票の住所に送付することが適当でない者の送付先情報及び差出人情報を抽出し、ファイルに出力する。 ・ なお、上記で抽出する情報は、通知カードを世帯単位で送付するため、世帯単位で作成することとし、併せて通知が妥当でない者に届かないよう配慮する。 ・ 上記の情報のファイルを電気通信回線又は媒体により機構に通知する。
8	符号一斉取得日以後に出生した者の符号の取得	・ 符号一斉取得日以後に出生した者の符号を取得する。	・ 中間サーバーから通知された処理通番及び個人番号を受領し、住基ネットＣＳに通知する。（電気通信回線を利用する場合）
9	世帯情報の記録	・ 住基システムに保存されている住民の世帯情報を中間サーバーに記録する。	・ 住基システムは、住基台帳ＤＢから宛名番号及び世帯情報を抽出する。 ・ 抽出した宛名番号及び世帯情報を情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して、中間サーバーに通知する。

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等　①－1－2海外からの転入等

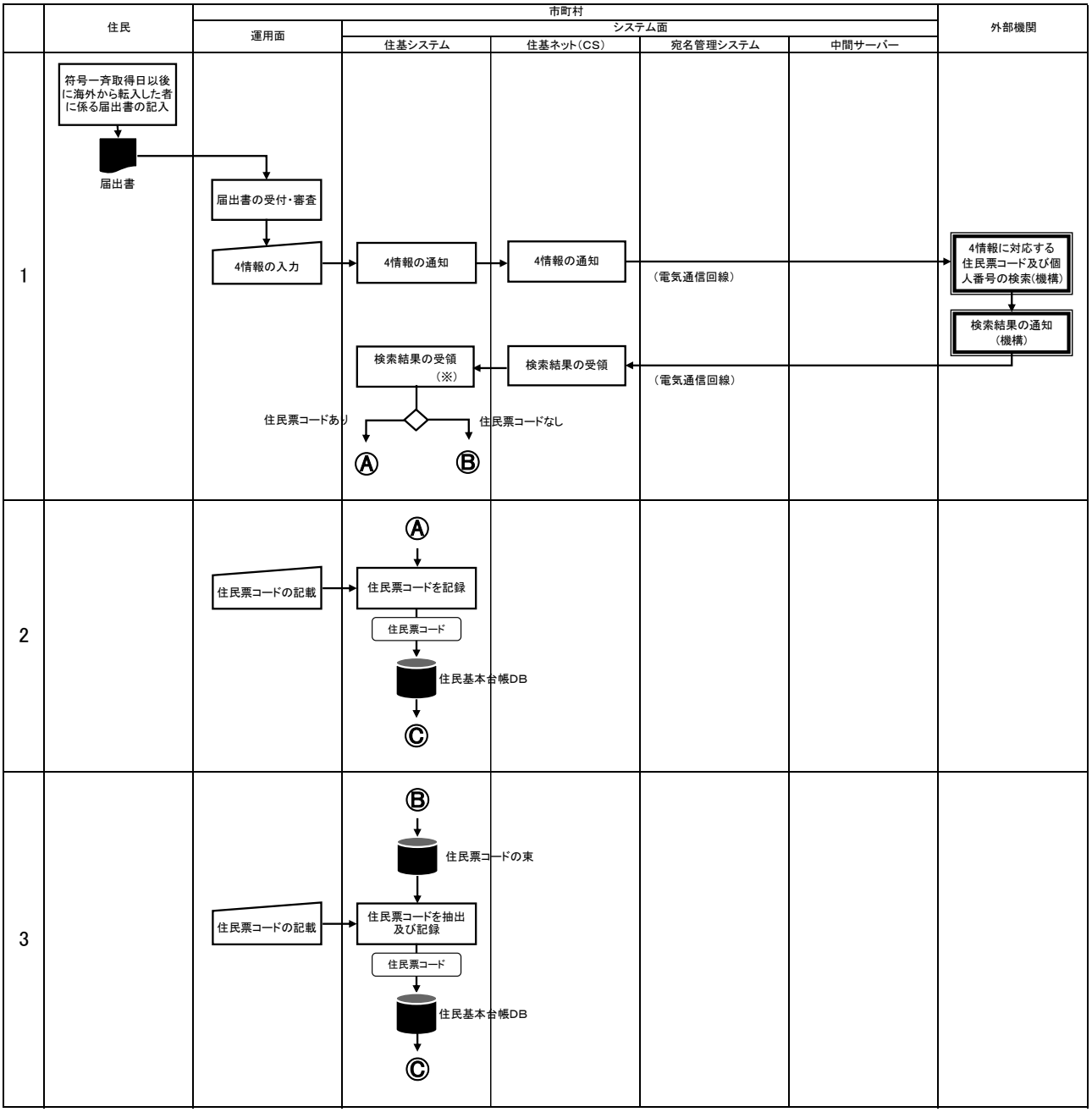

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等　①－1－2海外からの転入等

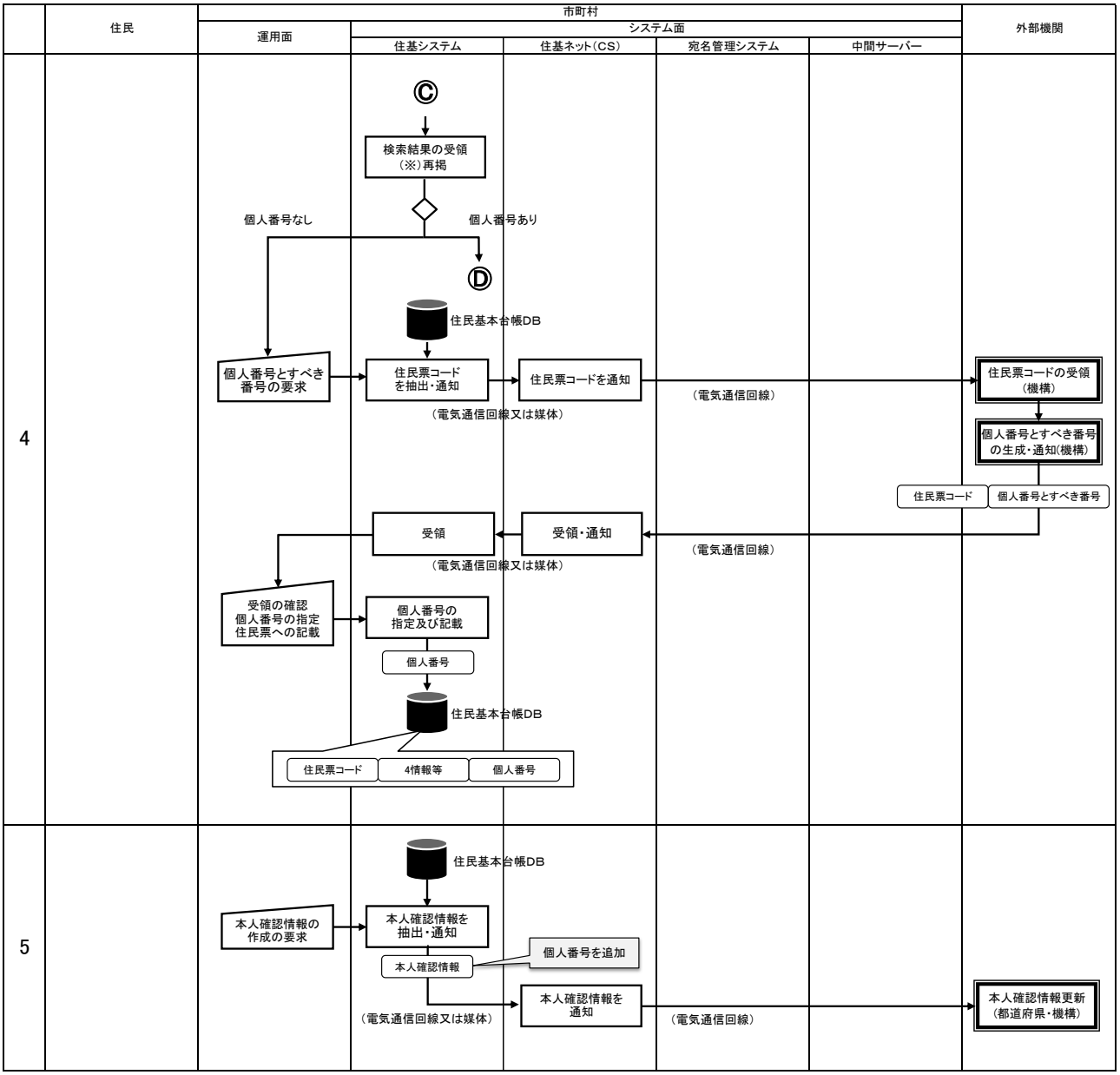

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等　①－1－2海外からの転入等

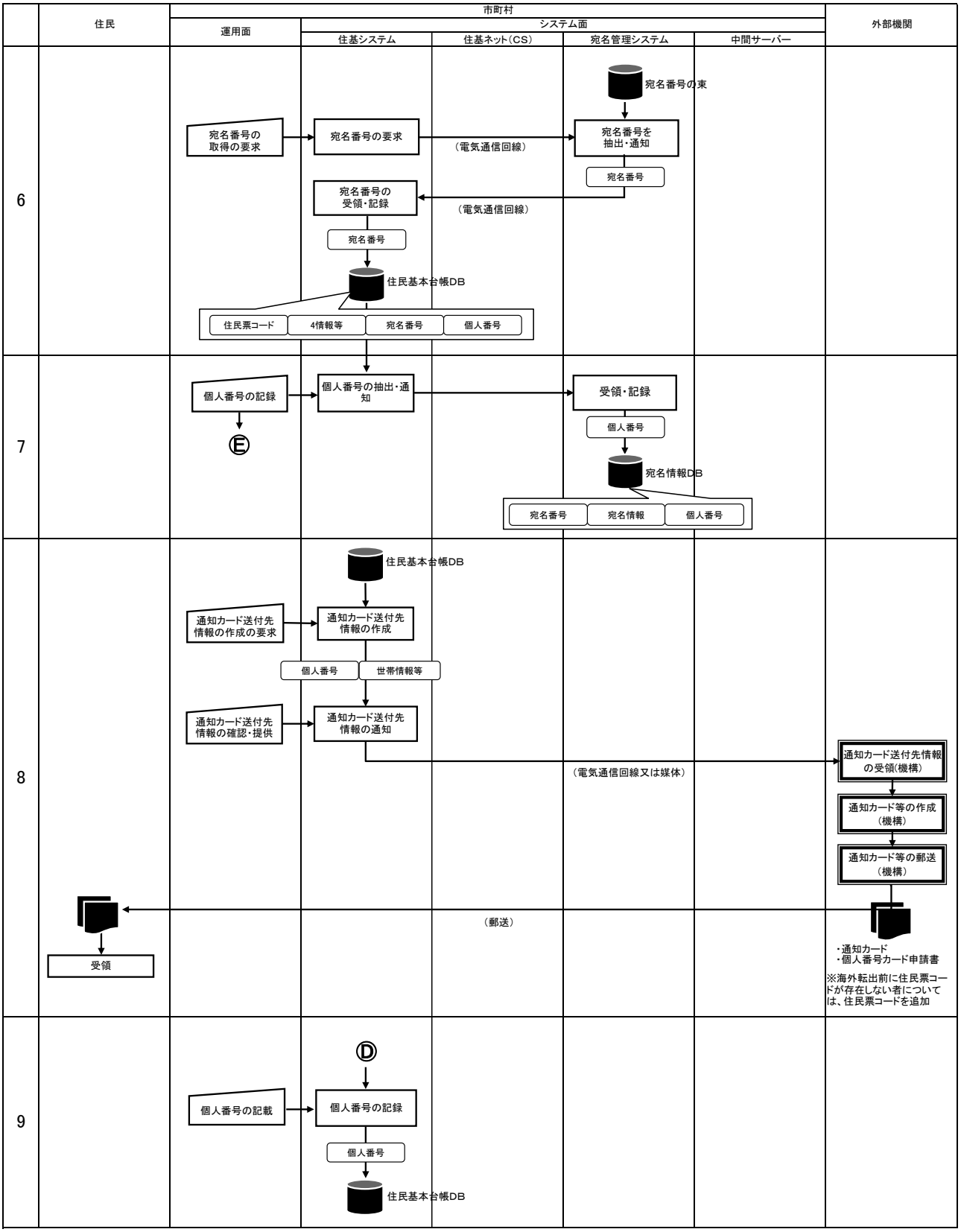

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等　①－1－2海外からの転入等

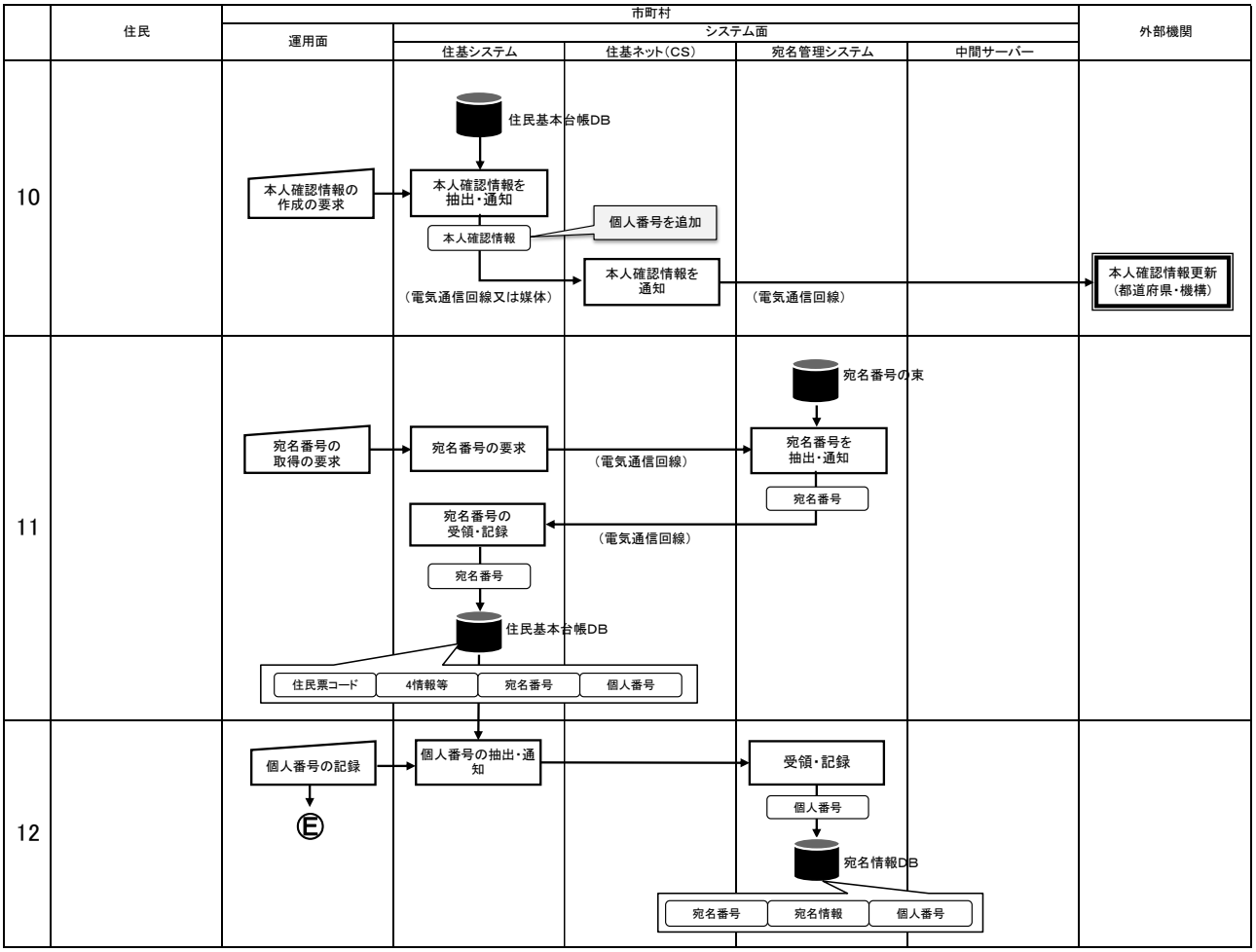

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等　①－1－2海外からの転入等

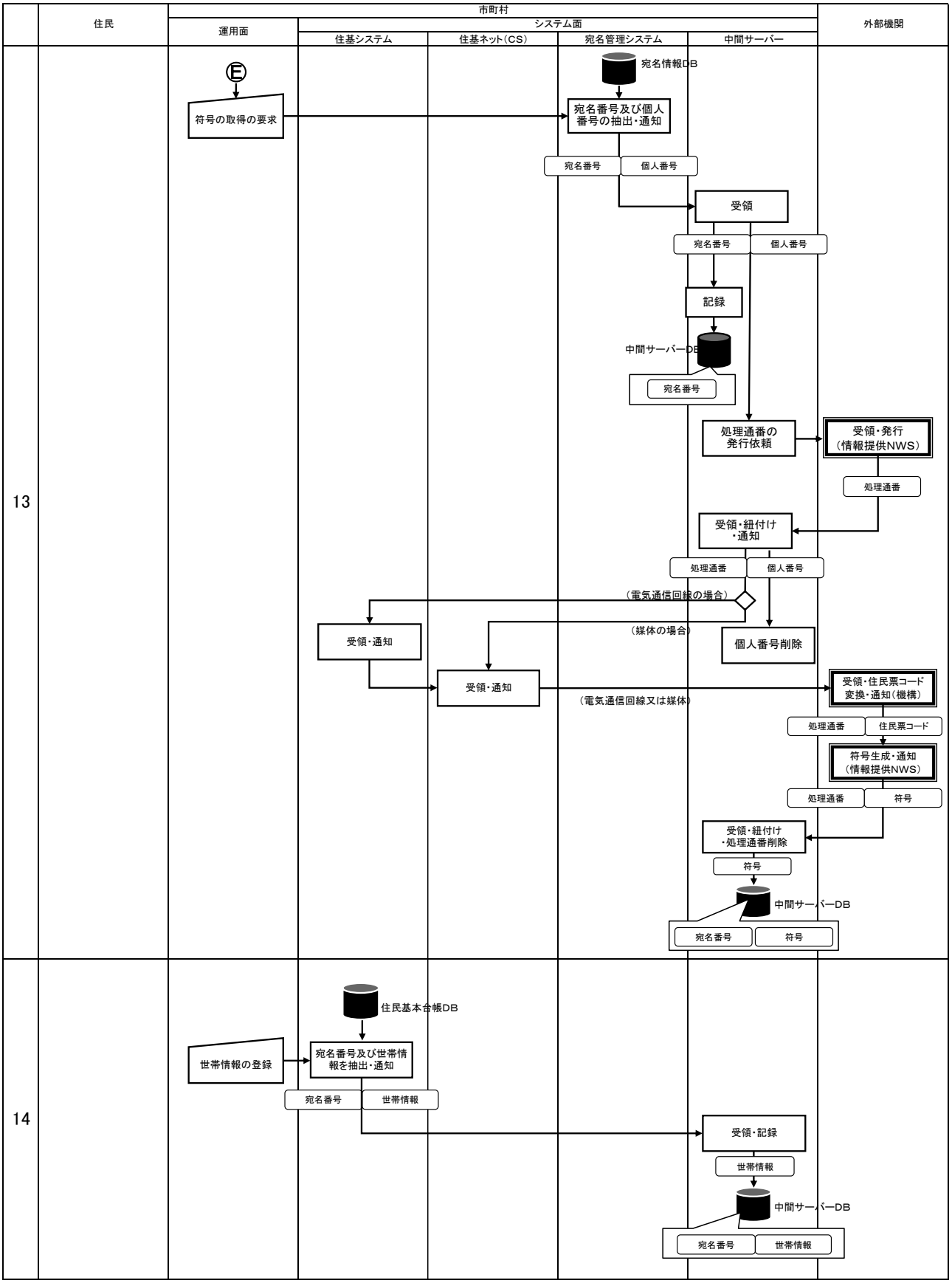

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①－1－2海外からの転入等

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	転入届の受付･審査及び本人確認情報の検索	・ 符号一斉取得日以後に海外から転入した者について、海外転出前における住民票コードの付番の事実について、住基ネットＣＳにより、確認する（従前どおり）。	・ 住基ネットＣＳより通知された検索結果に個人番号を追加する。
2	海外転出前に住民票コードが存在する場合の住民票コードの記載	・ 海外転出前に住民票コードが存在する場合は、当該住民票コードを指定し、住民票に記載する（従前どおり）。	・ 従前どおり
3	海外転出前に住民票コードが存在しない場合の住民票コードの記載	・ 海外転出前に住民票コードが存在しない場合、新たな住民票コードを指定し、住民票に記載する（従前どおり）。	・ 従前どおり
4	海外転出前に個人番号が存在しない者に係る個人番号とすべき番号の取得	・ 海外転出前に個人番号が存在しない場合は、新たな個人番号を指定するため、個人番号とすべき番号を要求する。 ・ 機構から通知を受けた個人番号とすべき番号を個人番号として指定し、住民票に記載する。	・ 符号一斉取得日以後に海外から転入した者に係る住民票コードを抽出し、住基ネットＣＳに通知する。 ・ 住基ネットＣＳから受領した個人番号とすべき番号を個人番号として記録する。
5	海外転出前に個人番号が存在しない者に係る本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し本人確認情報を通知する。
6	宛名番号の記録	・ 宛名番号を住基システムに記録する。	・ 宛名管理システムから通知のあった宛名番号を住民基本台帳ＤＢに記録する。
7	個人番号の記録	・ 宛名管理システムに個人番号を記録する。	・ 住民基本台帳ＤＢから個人番号を抽出し、宛名管理システムに個人番号を通知する。
8	通知カードを郵送するための送付先情報の作成及び通知	・ 通知カードを郵送するために必要な送付先情報を作成し、機構に通知する。	・ 住民基本台帳ＤＢから個人番号、世帯の情報、特別な事情により住民票の住所に送付することが適当でない者の送付先情報及び差出人情報を抽出し、ファイルに出力する。 ・ なお、上記で抽出する情報は、通知カードを世帯単位で送付するため、世帯単位で作成することとし、併せて通知が妥当でない者に届かないよう配慮する。 ・ 上記の情報のファイルを電気通信回線又は媒体により機構に通知する。

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①－1－2海外からの転入等

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
9	海外転出前に個人番号が存在する者に係る個人番号の記載	・ 海外転出前に個人番号が存在する場合は、当該個人番号を住民票に記載する。	・ 個人番号を住民基本台帳ＤＢに記録する。
10	海外転出前に個人番号が存在する者に係る本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し本人確認情報を通知する。
11	海外転出前に個人番号が存在する者に係る宛名番号の記録	・ 宛名番号を住基システムに記録する。	・ 宛名管理システムから通知のあった宛名番号を住民基本台帳ＤＢに記録する。
12	海外転出前に個人番号が存在する者に係る個人番号の記録	・ 宛名管理システムに個人番号を記録する。	・ 住民基本台帳ＤＢから個人番号を抽出し、宛名管理システムに個人番号を通知する。
13	符号一斉取得日以後に海外から転入した者の符号の取得	・ 符号一斉取得日以後に海外から転入した者の符号を取得する。	・ 中間サーバーから通知された処理通番及び個人番号を受領し、住基ネットＣＳに通知する。（電気通信回線を利用する場合）
14	世帯情報の記録	・ 住基システムに保存されている住民の世帯情報を中間サーバーに記録する。	・ 住基システムは、住基台帳ＤＢから宛名番号及び世帯情報を抽出する。 ・ 抽出した宛名番号及び世帯情報を情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して、中間サーバーに通知する。

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①－2個人番号の変更

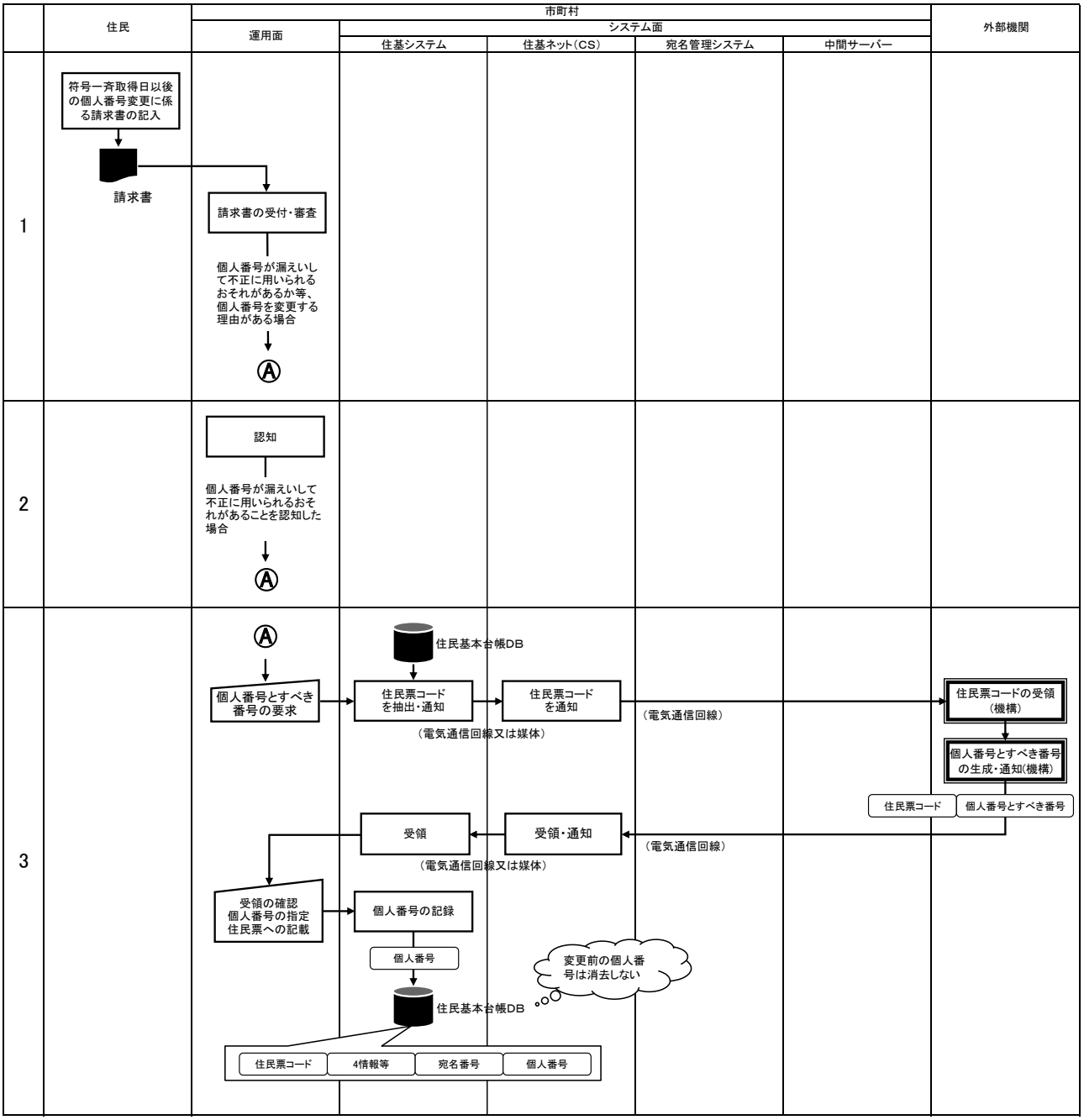

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①－2個人番号の変更

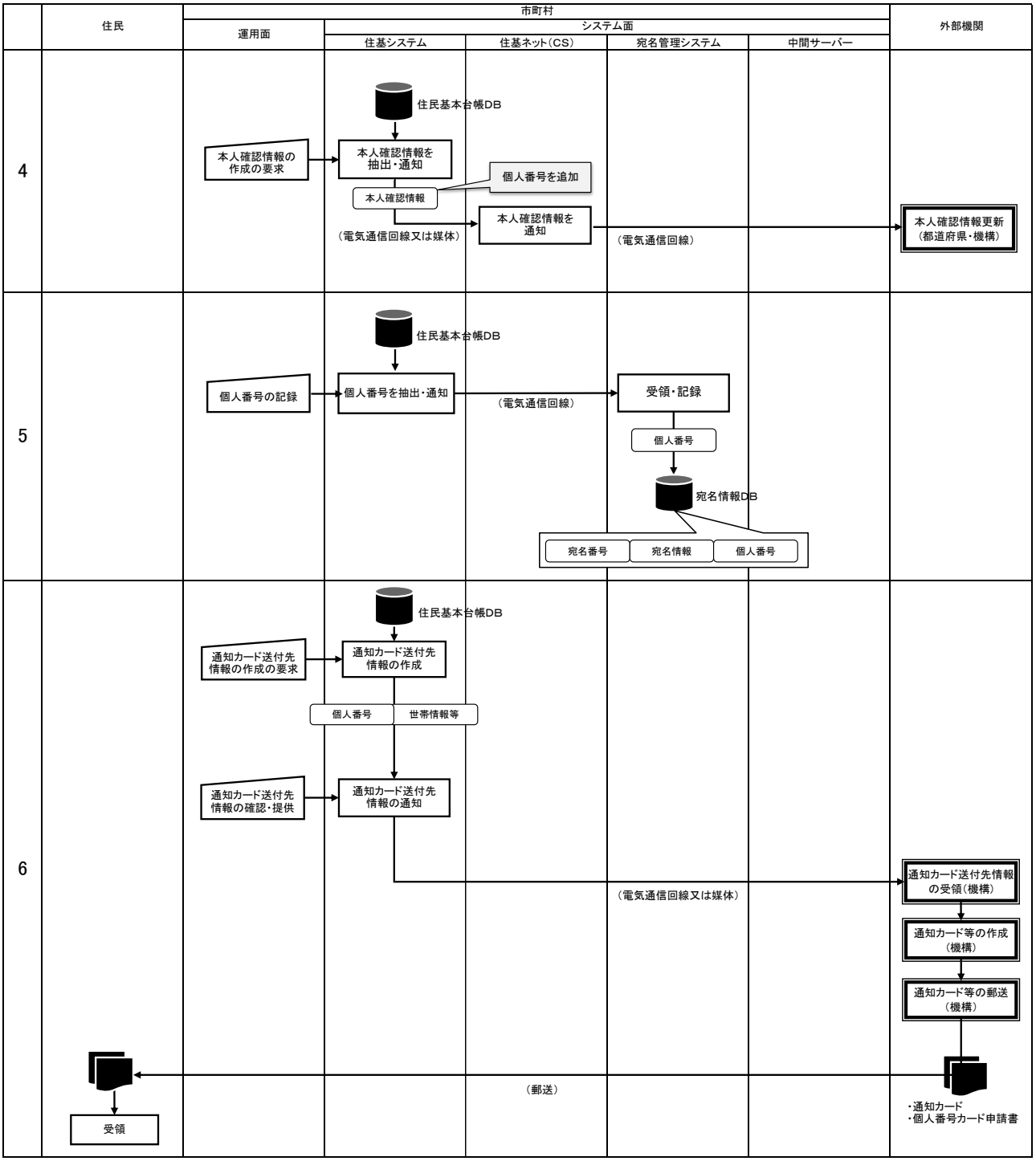

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①－2個人番号の変更

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	個人番号変更の請求書の受付・審査	・ 住民からの個人番号の変更の請求に対し、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあるか等の確認を行う。	－
2	個人番号変更の認知	・ 個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認知した場合は、職権で個人番号を変更する。	－
3	個人番号とすべき番号の取得	・ 個人番号を変更すべき者の住民票から、住民票コードを抽出し、個人番号とすべき番号を要求する。 ・ 機構から通知を受けた個人番号とすべき番号を、新たな個人番号として指定し住民票に記載する。	・ 個人番号を変更すべき者に係る住民票コードを住基ネットＣＳに通知する。 ・ 住基ネットＣＳから受領した個人番号とすべき番号を新たな個人番号として記録する。 （変更前の個人番号は消去しない。）
4	本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し本人確認情報を通知する。
5	個人番号の記録	・ 宛名管理システムに個人番号を記録する。	・ 住民基本台帳ＤＢから個人番号を抽出し、宛名管理システムに個人番号を通知する。
6	通知カードを郵送するための送付先情報の作成及び通知	・ 通知カードを郵送するために必要な送付先情報を作成し、機構に通知する。	・ 住民基本台帳ＤＢから個人番号、世帯の情報、特別な事情により住民票の住所に送付することが適当でない者の送付先情報及び差出人情報を抽出し、ファイルに出力する。 ・ なお、上記で抽出する情報は、通知カードを世帯単位で送付するため、世帯単位で作成することとし、併せて通知が妥当でない者に届かないよう配慮する。 ・ 上記の情報のファイルを電気通信回線又は媒体により機構に通知する。

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等　②転出

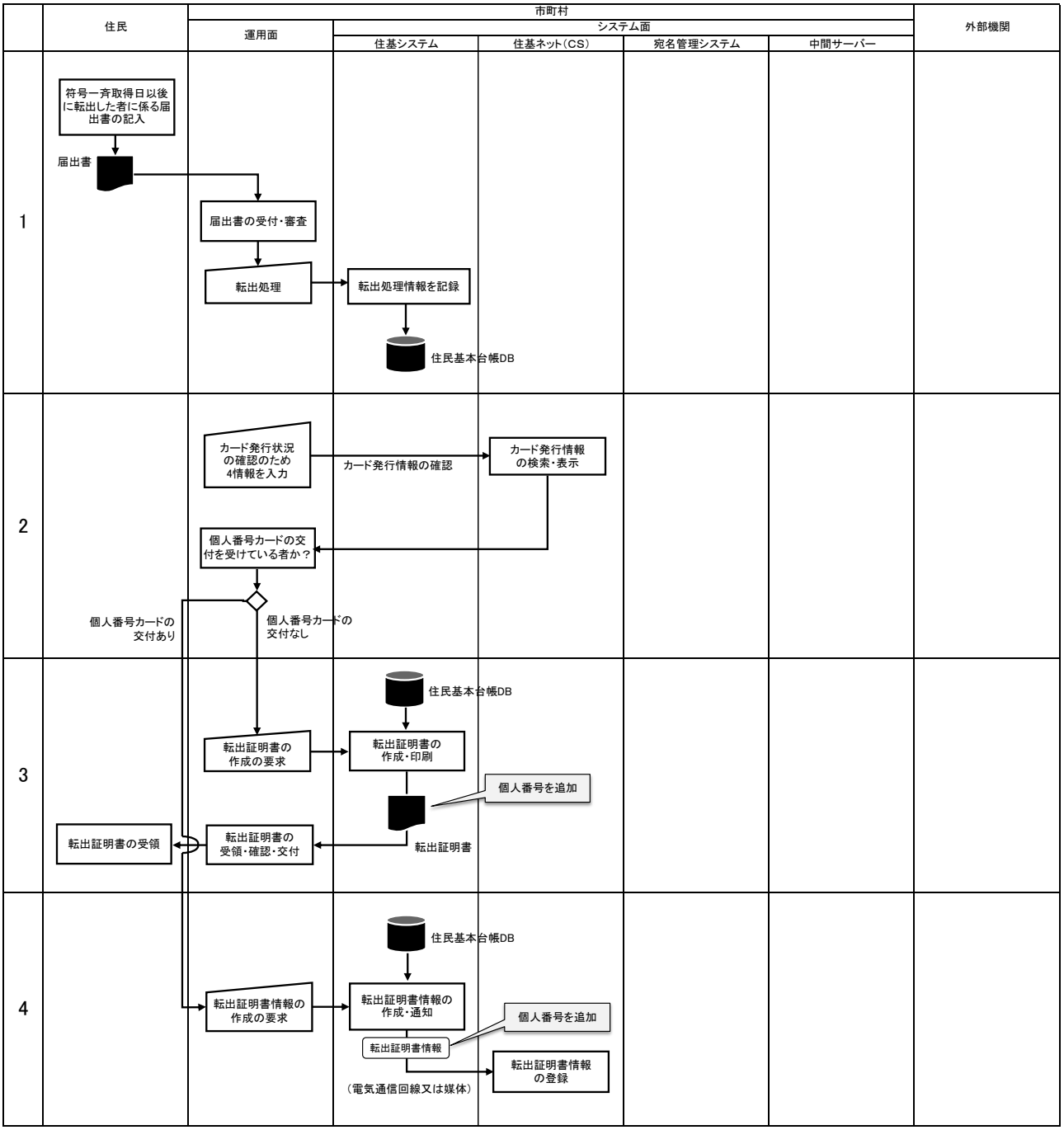

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等　②転出

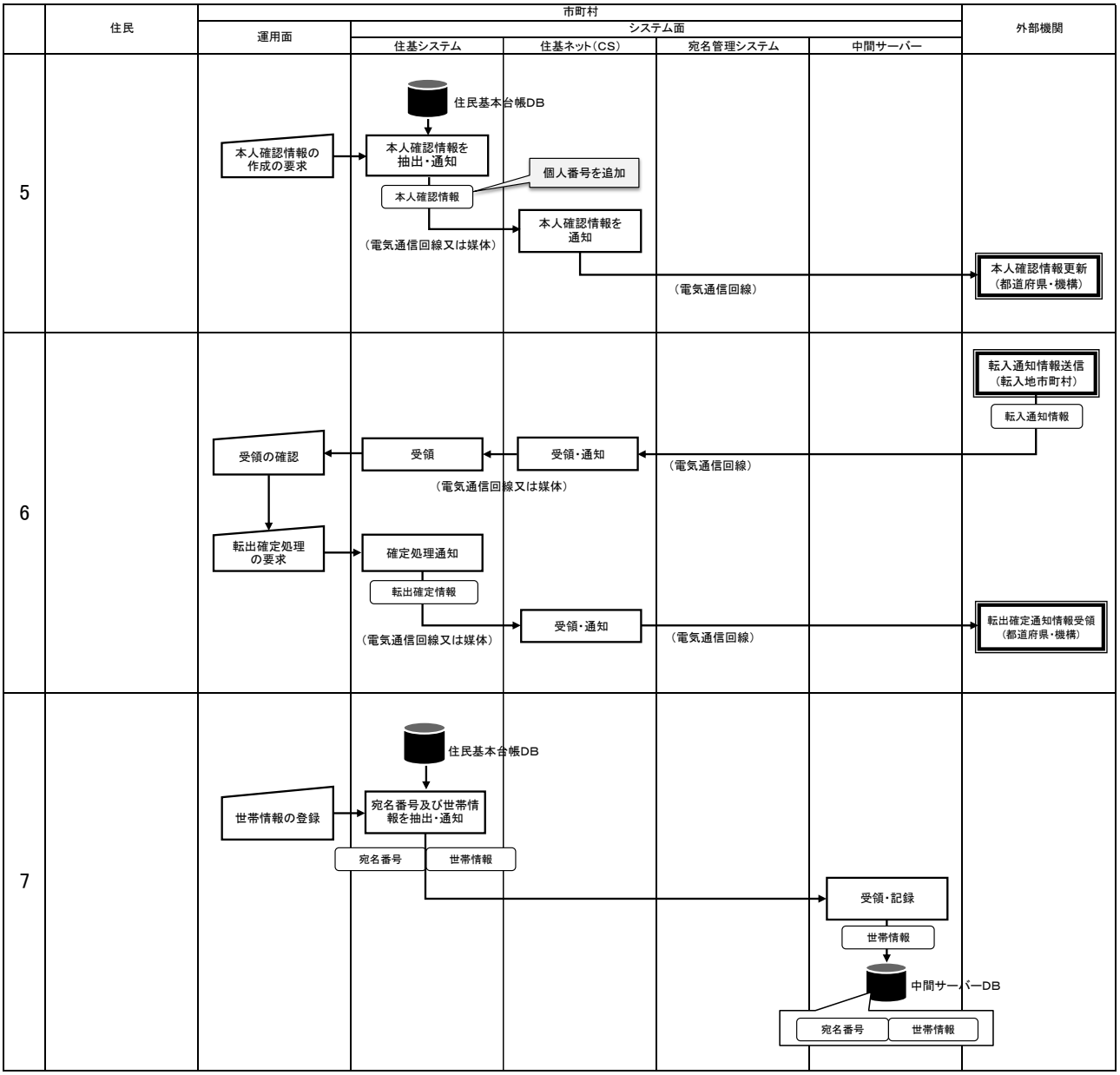

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ②転出

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	転出届の受付・審査	・ 従前どおり、転出届の受付・審査を行う。	・ 従前どおり
2	個人番号カードの交付情報の確認	・ 住基カードと同様に個人番号カード（通知カードは対象としない）の発行状況を確認する。	・ 住基カードと同様
3	転出証明書の交付	・ 個人番号を記載した転出証明書を交付する。	・ 個人番号を記載した転出証明書を作成・印刷する。
4	転出証明書情報の作成	・ 転出証明書情報に個人番号を追加し、転出証明書情報を作成する。	・ 転出証明書情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに転出証明書情報を通知する。
5	本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し本人確認情報を通知する。
6	転出確定	・ 従前どおり、転入地からの転入通知情報を受領し、転出確定処理を行う。	・ 従前どおり
7	世帯情報の記録	・ 転出により変更した世帯情報を中間サーバーに記録する。	・ 住民基本台帳ＤＢから、転出により異動した者に係る世帯情報を抽出する。 ・ 抽出した世帯情報を、情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して、中間サーバーに通知する。

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ③転入

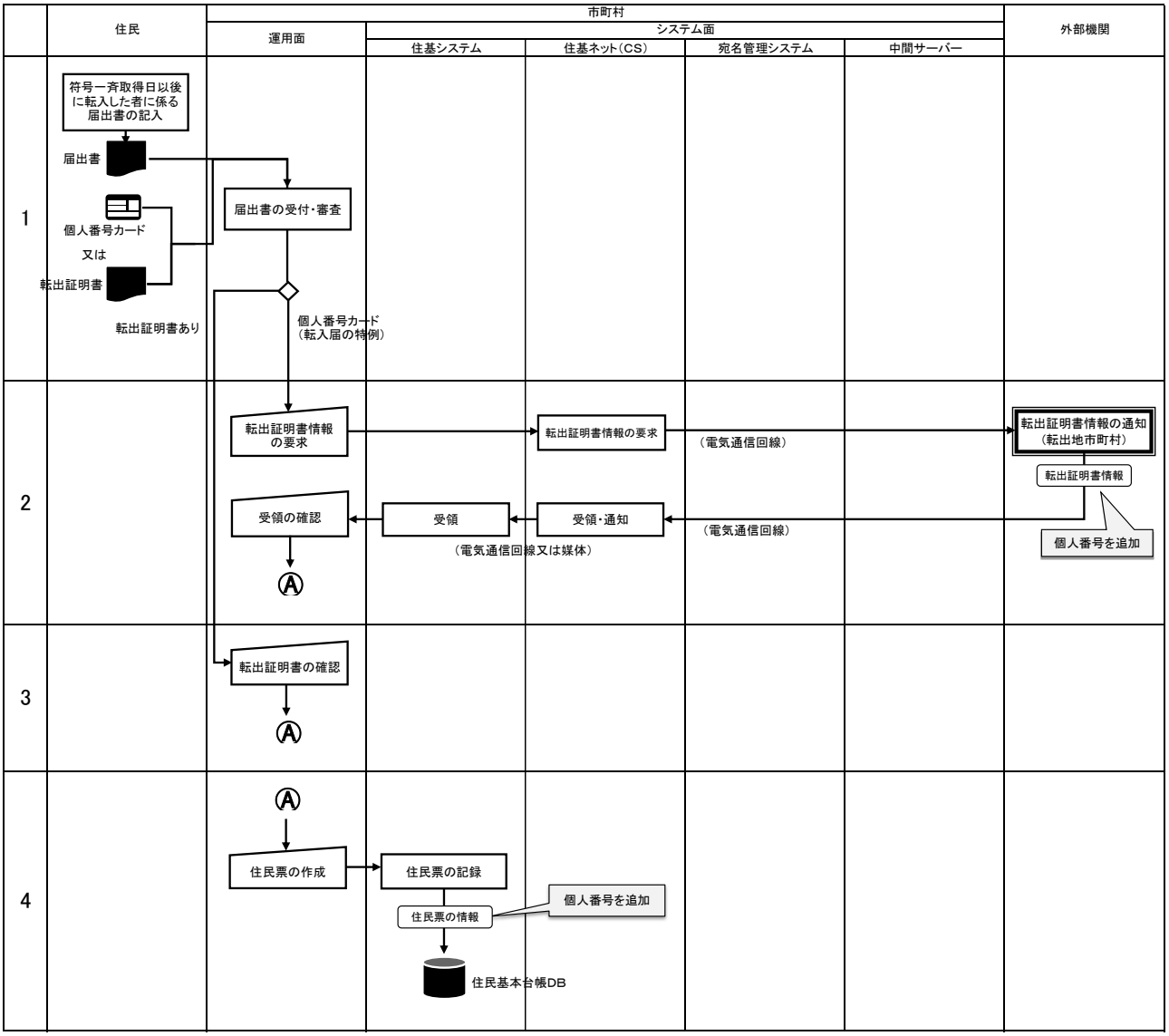

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等　③転入

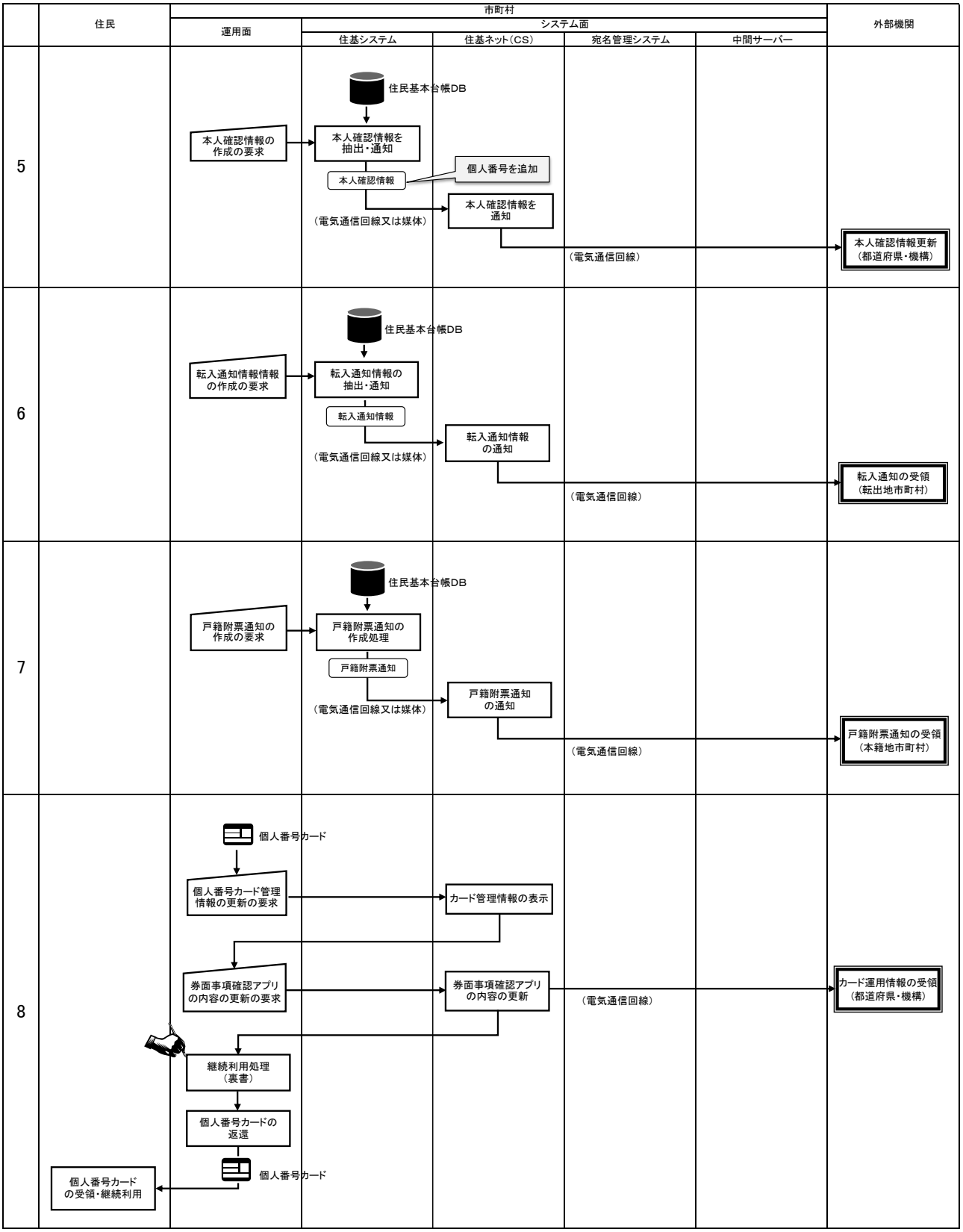

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等　③転入

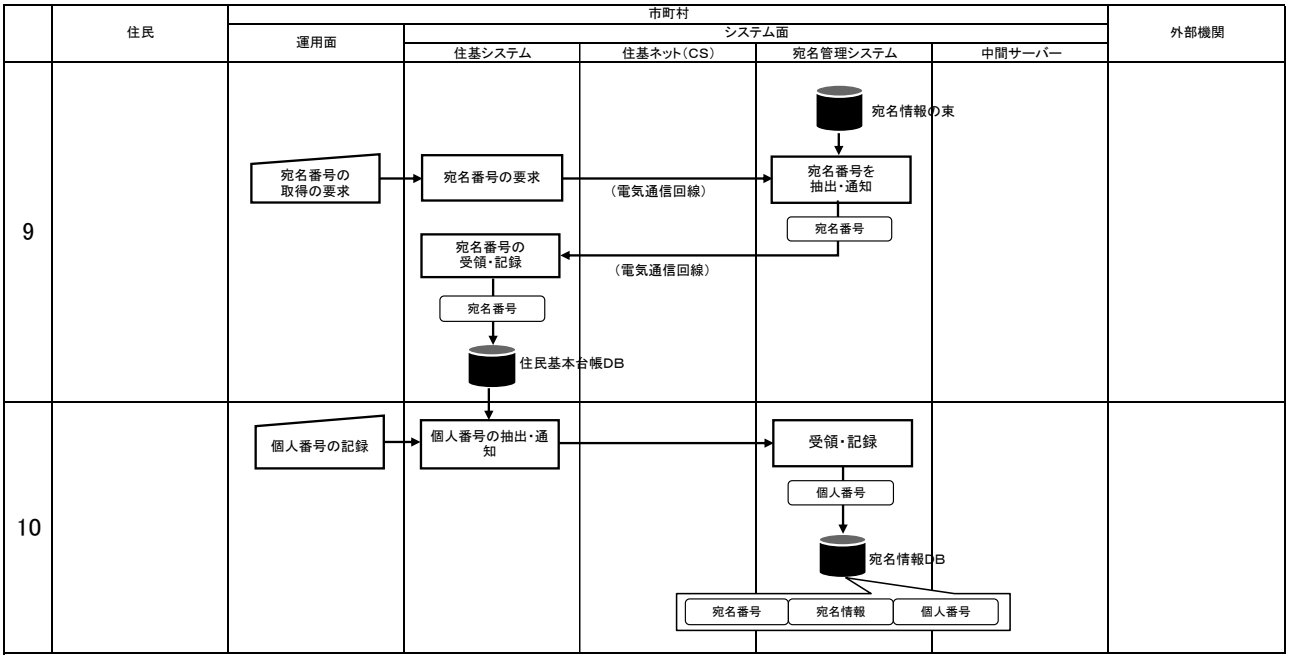

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等　③転入

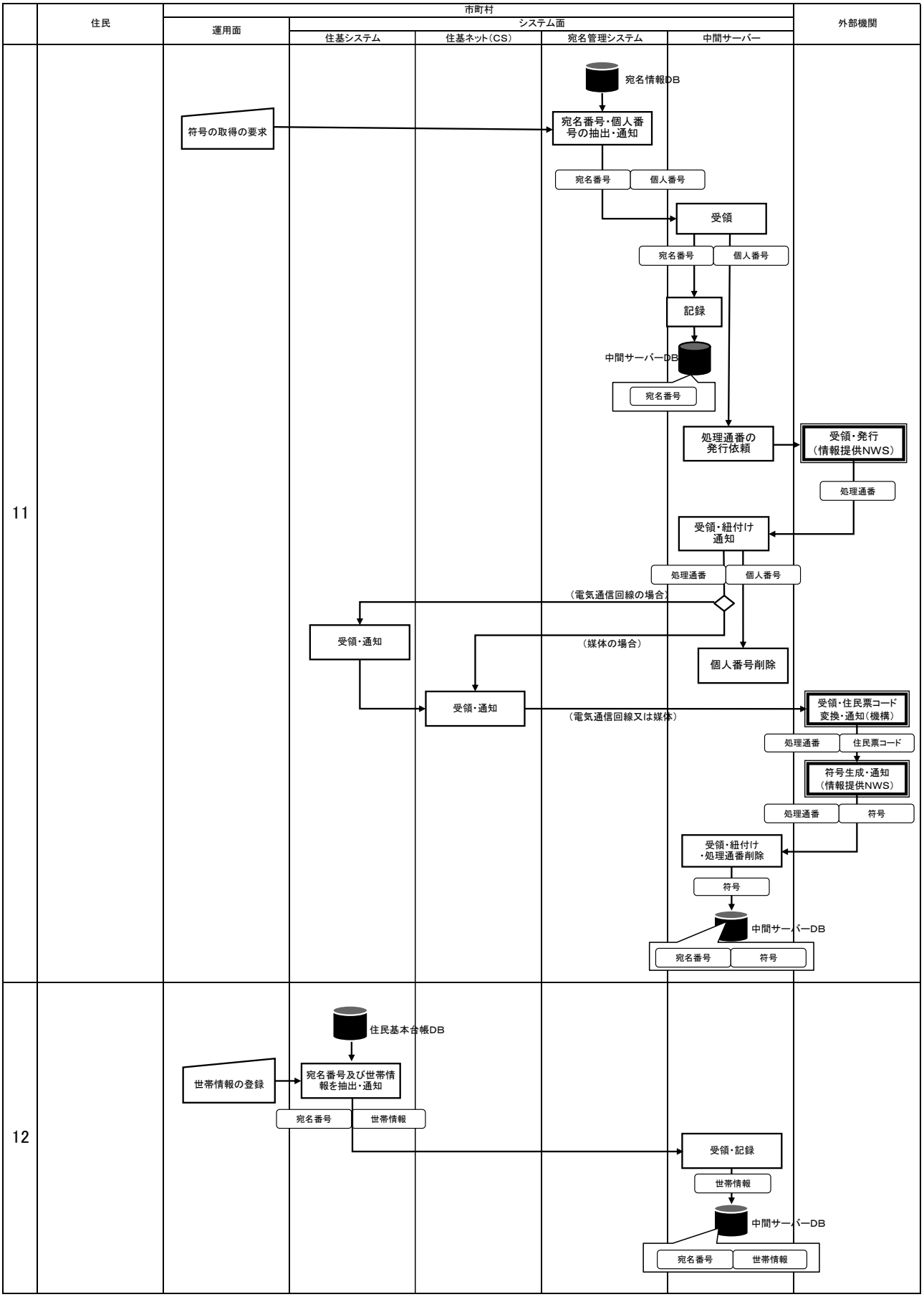

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ③転入

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	転入届の受付・審査	・ 従前どおり、転入届の受付・審査を行う。	・ 従前どおり
2	転出証明書情報の取得	・ 従前どおり、住基ネットを通じて、転出証明書情報を取得する。	・ 個人番号が記録された転出証明書情報を住基ネットＣＳから受領する。
3	転出証明書の確認	・ 個人番号が記載された転出証明書を確認する。	―
4	住民票の作成	・ 転出証明書情報又は転出証明書から個人番号を含む情報を取得し、住民票を作成する。	・ 転出証明書情報又は転出証明書から個人番号を含む情報を取得し、住民票として記録する。
5	本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し本人確認情報を通知する。
6	転入通知情報の通知	・ 従前どおり、転入通知情報を作成する。	・ 従前どおり
7	戸籍附票通知の作成	・ 従前どおり、戸籍附票通知を作成する。	・ 従前どおり
8	個人番号カード管理情報の更新	・ 個人番号カード管理情報の更新する。 ・ 券面事項確認アプリの内容の更新する。 ・ 個人番号カードに裏書し、届出を行った者に返還する。 ・ 通知カードの裏書については検討中。	・ 住基カードと同様
9	宛名番号の記録	・ 宛名番号を住基システムに記録する。	・ 宛名管理システムから通知のあった宛名番号を住民基本台帳ＤＢに記録する。
10	個人番号の記録	・ 宛名管理システムに個人番号を記録する。	・ 住民基本台帳ＤＢから個人番号を抽出し、宛名管理システムに個人番号を通知する。
11	符号一斉取得日以後に転入した者の符号の取得要求	・ 符号一斉取得日以後に転入した者の符号を取得する。	・ 中間サーバーから通知された処理通番及び個人番号を受領し、住基ネットＣＳに通知する。（電気通信回線を利用する場合）
12	世帯情報の記録	・ 住基システムに保存されている住民の世帯情報を中間サーバーに記録する。	・ 住民基本台帳ＤＢから世帯情報を抽出する。 ・ 抽出した世帯情報を、情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して、中間サーバーに通知する。

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ④転居

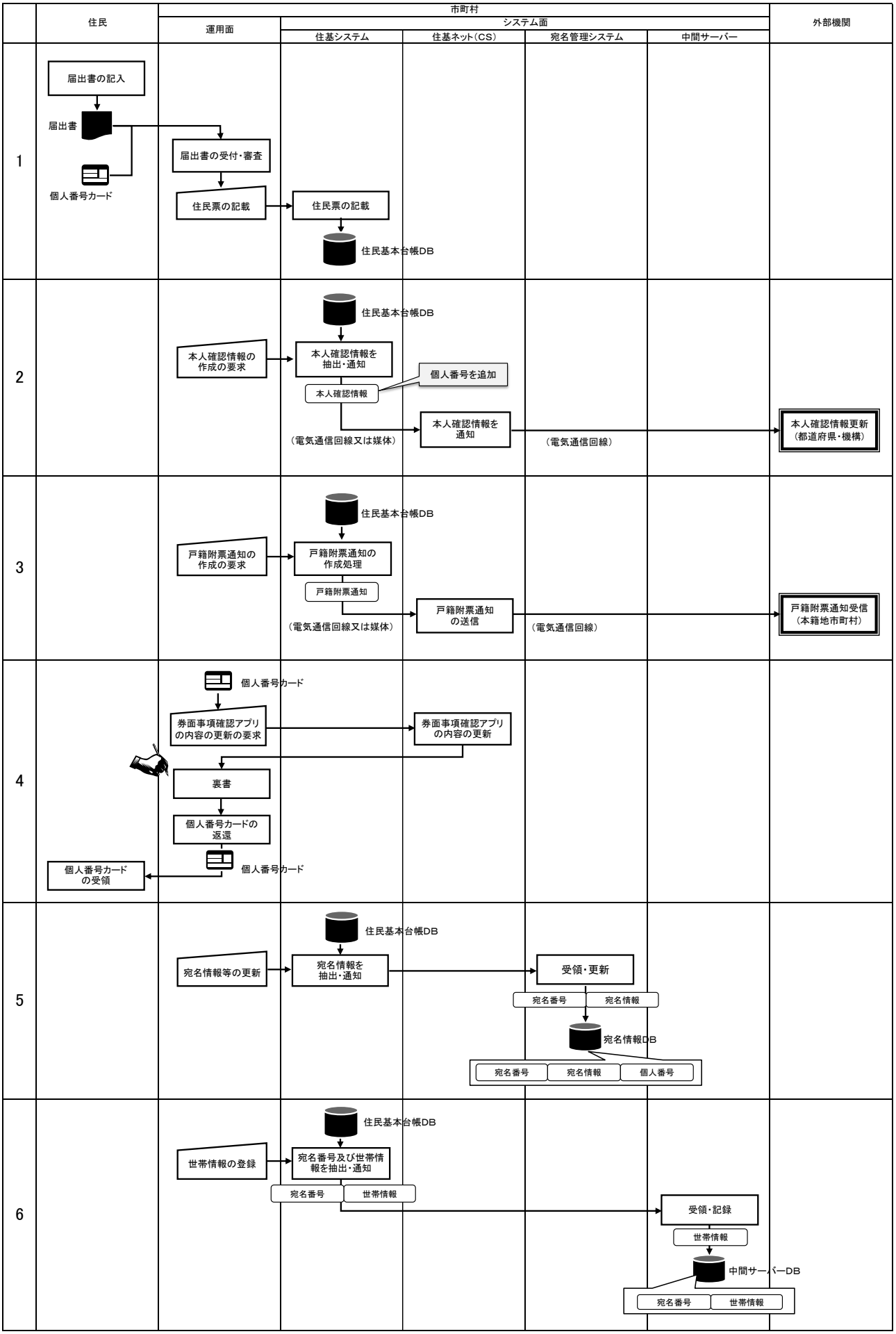

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ④転居

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	転居届の受領・審査	・ 従前どおり、転居届の受付・審査を行う。	・ 従前どおり
2	本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し本人確認情報を通知する。
3	戸籍附票通知の作成	・ 従前どおり、戸籍附票通知を作成する。	・ 従前どおり
4	個人番号カード管理情報の更新	・ 券面事項確認アプリの内容の更新する。 ・ 個人番号カードに裏書し、届出を行った者に返還する。 ・ 通知カードの裏書については検討中。	・ 住基カードと同様
5	宛名情報等の記録	・ 宛名情報を宛名管理システムに記録する。	・ 住民基本台帳ＤＢから宛名番号及び宛名情報を抽出し、宛名管理システムに通知する。
6	世帯情報の記録	・ 住基システムに保存されている住民の世帯情報を中間サーバーに記録する。	・ 住基システムは、住民基本台帳ＤＢから転居により異動した世帯情報を抽出する。 ・ 抽出した世帯情報を、情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して、中間サーバーに通知する。

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等　⑤死亡等による消除

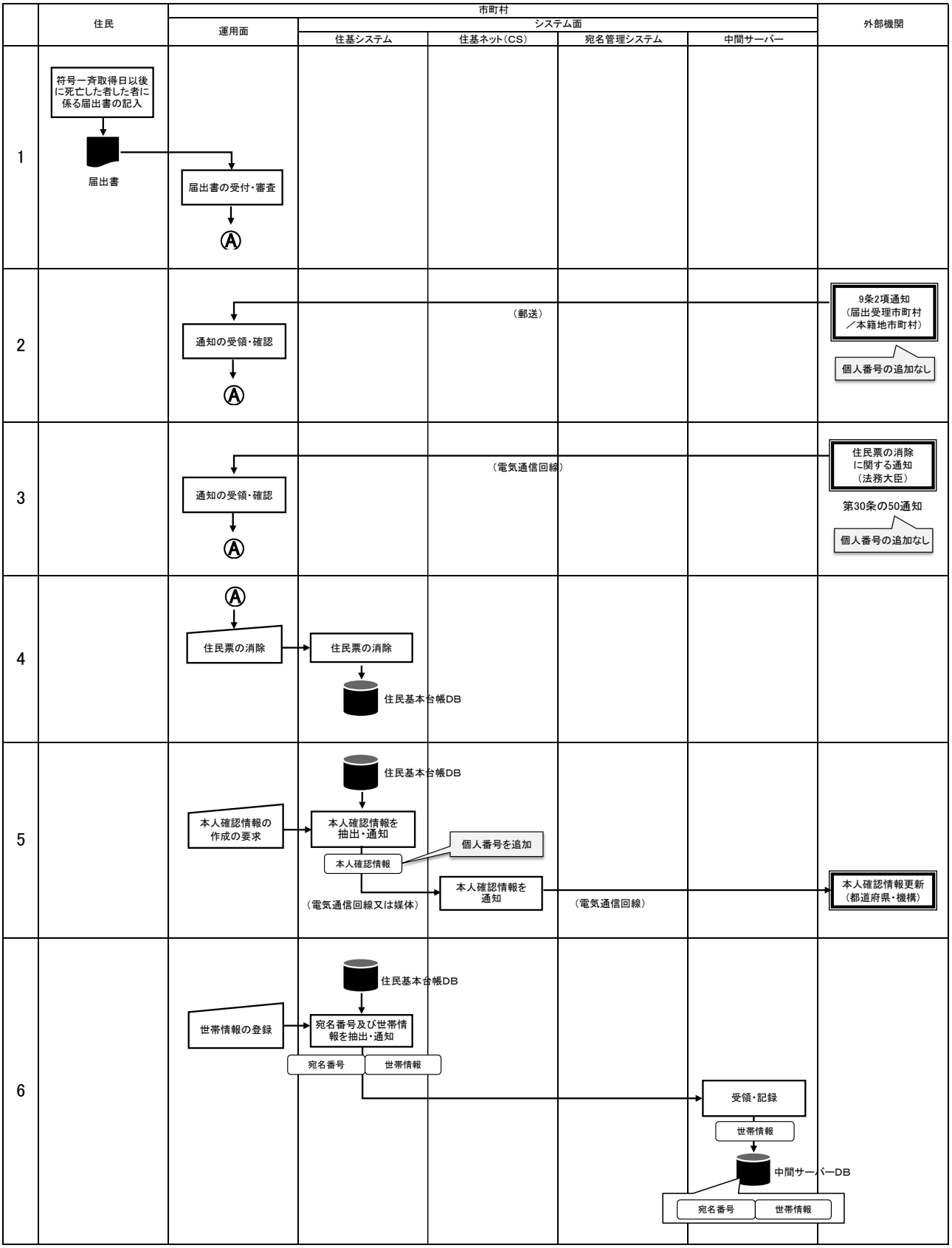

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ⑤死亡等による消除

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	死亡届の受領・審査	・ 従前どおり、死亡届の受付・審査を行う。	・ 従前どおり
2	第9条2項通知の受領・審査	・ 従前どおり、他市町村からの第9条2項通知を受領する。	・ 従前どおり
3	法務大臣からの通知の受領・確認	・ 従前どおり、法務大臣からの第30条の50による通知を受領し、確認を行う。	・ 従前どおり
4	住民票の消除	・ 従前どおり、住民票の消除を行う。	・ 従前どおり
5	本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し本人確認情報を通知する。
6	世帯情報の登録	・ 住基システムに保存されている住民の世帯情報を中間サーバーに記録する。	・ 住民基本台帳ＤＢから宛名番号及び世帯情報を抽出する。 ・ 抽出した世帯情報を、情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して、中間サーバーに通知する。

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ⑥国籍変更

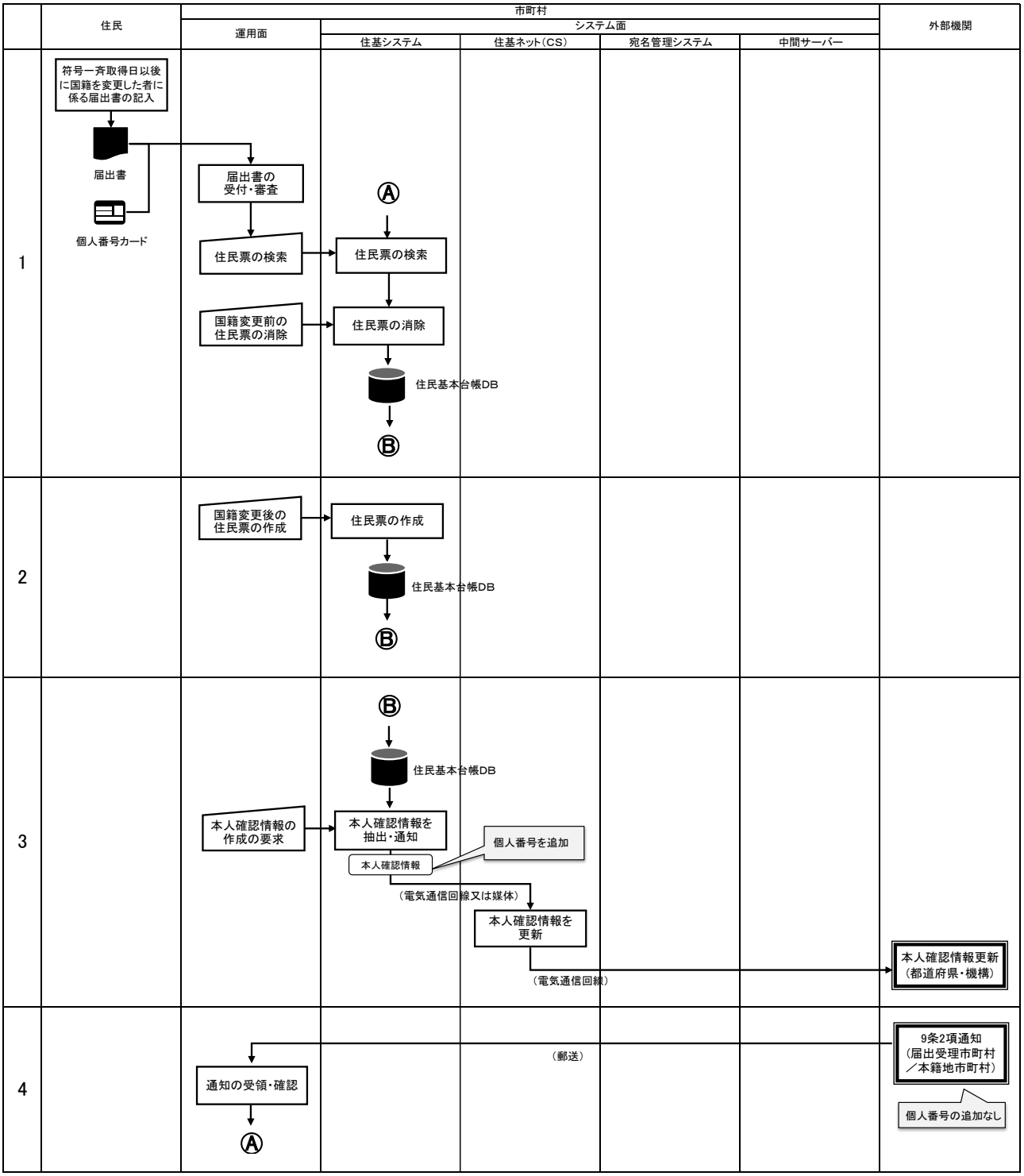

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ⑥国籍変更

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	国籍変更に関する届出の受付・審査等	・ 国籍喪失届、国籍喪失報告、帰化届等の受付・審査を行う ・ 国籍変更前の住民票の消除を行う。 ・ 国籍変更前の除票住民票から、住民票コードと個人番号を、新しい住民票に移記する。	・ 消除された住民票の住民票コードと個人番号を新しい住民票に引き継ぐために、一時的なデータ保存等の処理を行う。
2	国籍変更後の住民票の作成	・ 国籍変更後の住民票の作成を行う。	・ 住民票の作成を行い、住民基本台帳ＤＢに記録する。
3	本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し本人確認情報を通知する。
4	第9条2項通知の受領・審査	・ 従前どおり、他市町村からの第9条2項通知を受領し、審査を行う。	―

(7) 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得

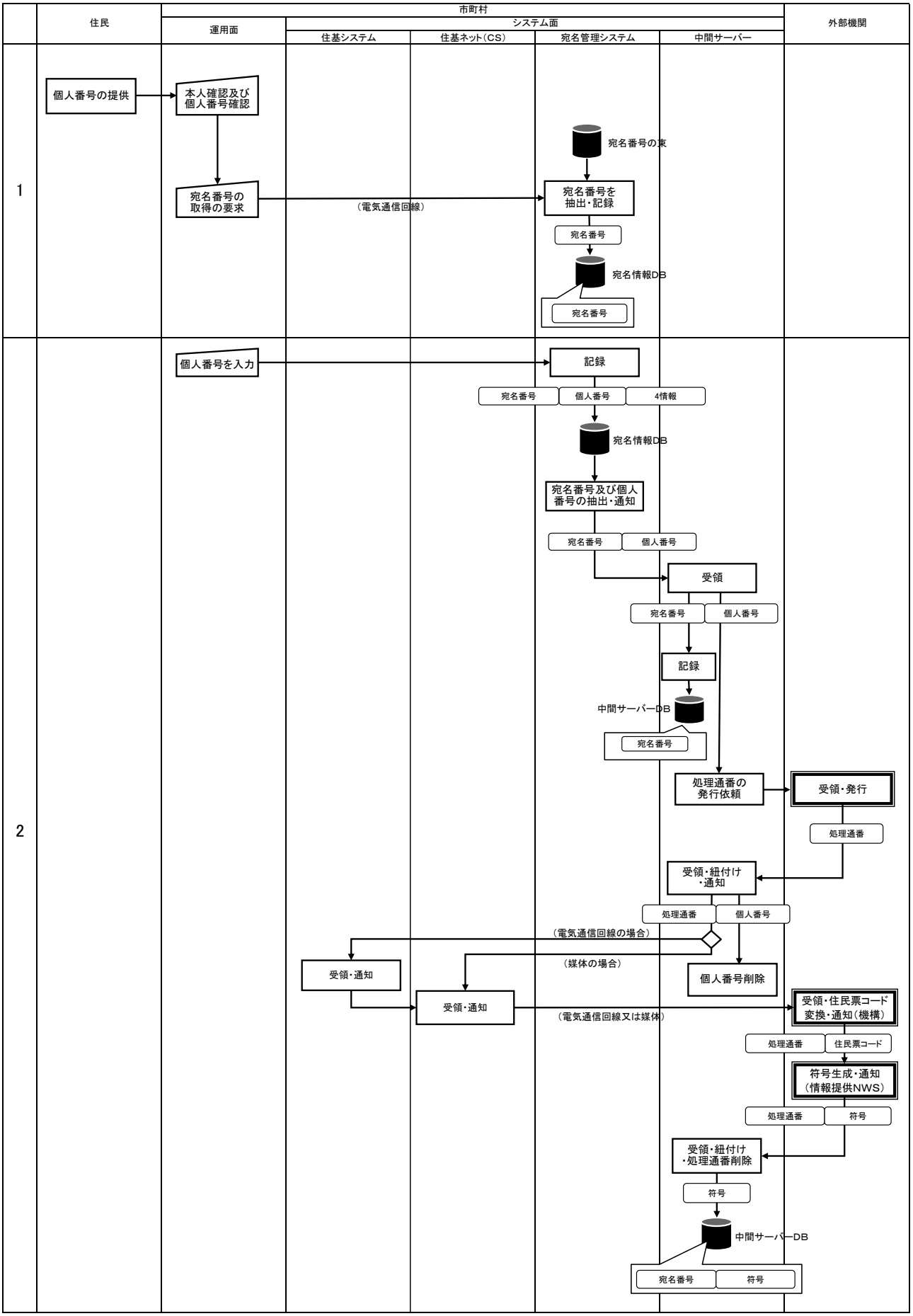

(7) 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	符号一斉取得日以後の住民以外の者の宛名番号の取得	・ 個人番号カード等により本人確認及び個人番号確認を行い、住民以外の者の個人番号を取得する。 ・ 住民以外の者から宛名番号を取得する。	・ 宛名番号の束から宛名番号を抽出する。 ・ 抽出した宛名番号を宛名情報ＤＢに記録する。
2	符号一斉取得日以後の住民以外の者の符号の取得要求	・ 符号一斉取得日以後の住民以外の者の符号を取得する。	・ 中間サーバーから通知された処理通番及び個人番号を受領し、住基ネットＣＳに通知する。（電気通信回線を利用する場合）

第2節　地方税務システムの構築に係るガイドライン

1　基本要件（番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響）

番号法及び整備法とそれによる社会保障・税番号制度の導入により、現行の地方税務の流れ、システムの運用等が変わることとなり、地方公共団体においては、社会保障・税番号制度導入に向けた対応が求められることになる。具体的には、地方税法、条例による地方税の賦課徴収、調査に関する事務について、個人番号を利用することが可能となるとともに、他の情報保有機関との間で、地方税関係情報その他必要な情報を直接やり取りすることが可能となる。（他の情報保有機関から番号法別表第二に定める地方税情報の照会があった場合には、その提供が義務付けられる。）

本章では、「番号制度に係る地方税務システム検討会」における議論を踏まえて業務・システムへの影響の概要について記述するとともに、2 では市町村、3 では都道府県のシステム改修要件についてそれぞれ詳述している。

なお、内閣官房が平成 24 年度に実施した「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」において、情報提供ネットワークシステムへの接続にあたっての宛名管理の統一の必要性が示され、本ガイドラインの第 4 節「団体内統合宛名システム等の整備に係るガイドライン」において、地方公共団体における団体内統合宛名システム等の整備についての指針が示されている。一方で、後述するとおり税情報の管理のために広く宛名システムが導入されており、地方税情報の管理のための改修が必要となってくる。本節では、情報連携のために必要な団体内統合宛名システムが整備されることを前提として、税務分野で用いられている宛名システムについて、地方税情報の管理の観点から必要となってくるシステム改修要件について記述を行っている。

(1)　番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響の概要

番号制度導入に伴い、各地方公共団体が行う地方税の賦課徴収、調査に関する事務については、以下のような影響が生じる。

①　個人番号、法人番号を用いた地方税データの管理

①-1　個人番号、法人番号の取得

番号法第 9 条及び別表第一に基づき地方税分野で個人番号を用いることができることとなること、番号法第 7 章の規定により法人番号が導入されることを受け、申告書、報告書等の様式を改正し、個人番号、法人番号を記載した上で、提出してもらうことが可能となる。地方公共団体においては、提供を受けた個人番号、法人番号により本人及び法人の税情報を管理することができることとなり、地方公共団体において、個人番号、法人

番号と地方公共団体が保有する税情報とをひも付けて管理する必要がある。

番号制度導入に係る地方公共団体の税務システムのあり方に関する調査研究で実施したアンケート調査の結果でも、大部分の地方公共団体で個人、法人ともに既存の宛名番号を付して税情報が管理され、宛名システムで、宛名番号及び地方税務における納税義務者等の宛名情報が管理されていることが判明しており、宛名システムで個人番号と宛名番号とをひも付けることを基本的なシステム改修の方針とすると、番号制度対応が効率的になると考えられる。

a 制度導入時

既に保有している税情報と個人番号、法人番号とのひも付け（初期突合）には、本人又は法人から個人番号、法人番号の提供を受けられないことから、初期突合の方法や初期突合するべき対象となる税情報の範囲が課題となる。

b 制度導入後

個人番号については、社会保障・税番号大綱において、「『番号』の告知を受ける際、本人確認を行うとともに、『番号』の真正性を確保する措置を講じるよう努めなければならない。」（35 頁）とされており、番号法第 16 条において「個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するもの提示を受けること」などの本人確認の措置をとることが求められていることから、本人から個人番号カード又は通知カードと通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類（運転免許証、旅券等）の提示を受けて、本人確認及び記載された個人番号の真正性を確保することが原則的な取扱となる。

しかしながら、 固定資産税（土地・家屋）のように個人番号、法人番号が記載されていない情報をもとに課税を行う場合や個人番号カードの提示を受けられない場合における本人確認及び個人番号、法人番号の真正性の確認が課題となる。

①-2 業務効率化のための番号の活用

個人番号、法人番号は、納税義務者である個人・企業等、国税当局においても共通して使用されるものであり、地方税の賦課徴収事務において番号を活用することにより、各種課税資料の名寄せの効率化などの効果が期待できる。

そのためには、各地方公共団体において、個人番号、法人番号による検索機能の追加、業務画面表示・入出力帳票の変更、名寄せキーの追加・見直しなどにより個人番号、法人番号を利用して業務を行えるようにする必要がある。

② 情報提供ネットワークシステムによる照会・情報提供への対応

②-1 情報提供ネットワークシステムへの接続

番号法第 19 条第 7 号及び別表第二により、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会・情報提供を行うことが可能となったことを踏まえ、情報提供ネットワークシステムによる照会・情報提供に対応するための検討をする必要がある。

地方税分野から提供する情報としては、現時点で個人住民税に関する情報が想定されており、データベースの整備が必要となる。

また、提供する情報の更新の頻度について検討する必要がある。

②-2 照会・情報提供に用いる符号と個人データとのひも付け

第 1 節で述べたように、本ガイドラインでは、符号による情報連携が行われることを前提としており、情報照会・提供を行うものについて当該符号と個人データとをひも付けて管理する必要がある。

(2) 対応の方向性

上記(1)で述べた影響について、検討会における議論を踏まえ対応の方向性を記載すると以下のとおり。

① 個人番号、法人番号を用いた地方税データの管理

①-1 個人番号、法人番号の取得

番号制度で導入される個人番号、法人番号と既存の宛名番号との関係については、宛名番号を順次個人番号、法人番号に置き換えていくということも考え得るが、

- 宛名システムで既存の宛名番号を管理している場合には、宛名システムにおいて既存の宛名番号と個人番号をひも付ければ、課税管理システムについては個人番号を保有、管理するための改修を抑え、改修範囲が局所化されると考えられる

- 課税対象とはなり得るが付番されない個人（例えば、海外転出により住民票の消除処理をされた者など施行日時点で住民票が消除されている者）、法人が存在するため、個人番号、法人番号以外の番号がいずれにしても必要となる

ことを踏まえ、既存の宛名番号に代替するのではなく、既存の宛名番号に追加して個人番号、法人番号を保有・管理できるようにすることが適当と考えられる。

a 制度導入時

(a) 個人番号の初期突合の方法

改正住基法により、住民票に個人番号が記載され、個人番号が住基ネットの本人確認情報として追加されることになる。

したがって、制度導入時にすでに保有している税情報への個人番号のひも付けについては、宛名システムが保有している基本 4 情報と住民基本台帳（又は住基ネット）の基本 4 情報とを突合して、住民基本台帳（又は住基ネット）の基本 4 情報とひも付いている個人番号をひも付けることとなる。

具体的には、市町村の住民に係る税情報と個人番号のひも付けについては、宛名システムが保有する基本 4 情報と住民基本台帳の基本 4 情報はシステム間連携により連動しているケースが多いと想定されるため、個人番号のひも付けは正確かつ迅速に行うことができると考えられる。

一方、住登外者や都道府県の住民については、宛名システムが保有する基本 4 情報と住基ネットの基本 4 情報とを突合することになる。なお、住基ネットへの照会においては、一括提供することが想定されている。

(b) 個人番号の初期突合の範囲

市町村の住民については、

- 既存住基システムから正確かつ迅速に初期突合が可能であること
- 個人住民税の情報を情報提供ネットワークシステムを通じて提供するために税情報と符号とのひも付けが必要となること

にかんがみれば、初期突合を行うことが求められる。(番号法第 22 条第 1 項により、情報提供者である市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じた照会があった場合に個人住民税に係る情報の提供が義務付けられることとなる。)

市町村の住登外者や都道府県の住民については、

- 宛名システムが保有する基本 4 情報の整備状況によっては突合しない場合があり、そのひも付けに負荷が見込まれること
- 個人住民税以外の情報については現時点で情報提供ネットワークシステムへの提供が予定されていないこと

から、費用対効果を検証して対応を検討し、可能な範囲で初期突合を行うといったことも考えられる。(ただし、マイ・ポータルを通じた情報提供を行う場合には、符号を取得するために基本 4 情報を住基ネットに照会することとなる可能性がある。)

ただし、上述のとおり、個人住民税の情報を情報提供ネットワークシステムを通じて提供するために税情報と符号とのひも付けが必要となることから、市町村の住登外者であっても、当該市町村が個人住民税に係る情報を把握している者については初期突合を行うことが求められる。

(c) 法人番号の初期突合

法人番号の初期突合については、法人番号の提供方法を踏まえる必要があり、引き続き検討を行う必要がある。

b 制度導入後

申告者の個人番号カードを確認できる場合は、券面事項とICチップ内の券面事項確認領域内の情報を確認し、申請者の個人番号及び基本 4 情報を確認することにより真正性の確認を行う。

申告者の個人番号カードを確認できない場合は、宛名システムに個人番号及び基本 4 情報を確認し、真正性を確認する。確認できない場合には、既存住基システム、又は住基ネットに照会をして真正性を確認する。

例えば、固定資産税（土地、家屋）については、現時点で個人番号、法人番号の記載が予定されていない登記済通知書やその添付書類をもとに課税資料作成を行っていることを踏まえ、個人番号、法人番号を取得するための仕組みを構築する必要がある。具体的には、登記済通知書の基本情報をもとに、宛名システムを検索し、個人番号とひも付けることとなる。

また、住登外者等については、既存住基システムから個人番号を取得することができないため、基本 4 情報を基に住基ネットに照会し、個人番号を取得することとなる。

法人番号の取得の際の真正性の確認については、法人番号の提供方法を踏まえる必要があり、引き続き検討がなされる。

本人確認については、個人番号カード又は通知カードと通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類（運転免許証、旅券等）の提示によることを基本としつつ、具体的には番号法の施行令で定められることとされており、政府における検討を踏まえる必要がある。

①-2 地方税事務における番号活用の場面

地方税法施行規則の改正により、申告書等に書類の提出者その他必要な者（控除対象配偶者、扶養親族等を想定）の個人番号等の記載欄を設ける予定であり、それを踏まえた入力帳票とする。

国税当局に提出される所得税確定申告書、法定調書等についても個人番号等の記載欄が設けられるため、地方公共団体が閲覧・記録を行う際、それを踏まえた入力帳票とする必要がある。

個人情報保護の観点から、納税通知書、各種証明書等へは原則個人番号は記載しないことが考えられるが、個人住民税の特別徴収税額通知等において、事業者の特別徴収等の事務の効率化の観点から、個人番号を記載することも考えられるため、引き続き検討が必要である。

また、プレ申告書についても同様の趣旨で個人番号を記載しないことが適当と考えられる。

また、納付書については、現行納付書の番号により管理がなされていることから個人番号の記載は原則不要と考えられるが、引き続き検討を行う必要がある。

② 情報提供ネットワークシステムによる照会・提供への対応

②-1 情報提供ネットワークシステムへの接続

情報提供ネットワークシステムとの接続方法については、「第 3 節　情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」を踏まえれば、情報提供ネットワークシステムのインターフェイスシステムと地方税務システムとの接続の方法として、インターフェイスシステムと地方税務システムとの間に、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、インターフェイスシステムとの情報の授受の仲介をする役割を担う「中間サーバー」を置くことが最も安全かつ効率的と考えられる。

（中間サーバーに保存する情報）

情報提供ネットワークシステムを通じて提供するため中間サーバーのデータベースにおいて符号とひも付けて保存される情報については、今後制定される番号法の主務省令を踏まえて詳細が確定することとなるが、現時点で個人住民税の税額、所得の額、控除額、扶養関係情報等が予定されている。

データ項目としては、「地域情報プラットフォーム標準仕様書」を参考としつつ、平成 24 年度に内閣官房が実施した「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」で示されたデータレイアウトを踏まえて引き続き検討を行う必要がある。

また、情報提供の開始が予定されている平成 29 年 7 月時点で、何年分所得の情報を中間サーバーに保存しておくべきかについても、ユースケースの具体化を踏まえ引き続き検討する必要がある。平成 28 年 1 月 1 日、平成 29 年 1 月 1 日現在の住民について、市町村は個人番号を保有しており、情報提供を行うために必要な符号と個人住民税の情報とのひも付けを行うことが比較的容易であることから、少なくとも平成 28 年度及び平成 29 年度課税分の個人住民税に関する情報については、平成 29 年 7 月時点で中間サーバーで保有することが想定される。

情報連携開始時に中間サーバーに保存する所得情報について（想定）

- 中間サーバーに記録すべき所得情報等の個人住民税のデータ項目等の詳細や、保管年数は、内閣官房の調査研究で示されたデータレイアウトやユースケースの具体化を踏まえて引き続き検討
- 28年1月に番号利用開始され29年7月に地方の情報連携が開始される場合に、情報連携開始時に中間サーバーに保存すべき所得情報
  - ◆ 29年度課税（28年所得）に関する情報について
    - 住民 → 符号を取得済みであり中間サーバーに保存
    - 住登外課税者 → 課税資料から個人番号を把握しており、符号を別途取得して中間サーバーに保存
  - ◆ 28年度課税（27年所得）に関する情報については、下記の手順により中間サーバーに保存

	市町村の住民（28年1月1日現在）			市町村の住民で無い者（28年1月1日現在）
	所得割課税	所得割非課税（課税資料あり）	所得割非課税（課税資料無し）	当該市町村が個人住民税に係る情報を把握している者
番号利用開始時（28年1月）の対応	個人番号取得済み			4情報により個人番号を取得
符号一斉取得時（28年半ば）の対応	A 符号一斉取得時に住民の場合 → 符号一斉取得 B 符号一斉取得時には住民で無い場合 → 個人番号により符号取得			
中間サーバーへの所得情報等の記録（情報提供開始までの間）	記録（課税資料が不十分なため証明制御になっている者の扱いは要検討）	記録	要検討	記録

図 2.2-1 番号制度導入時に中間サーバーに保存する所得情報

（中間サーバーの更新頻度）

中間サーバーへ情報を提供・更新する頻度について、リアルタイムでの更新は基幹システム側の負荷が高くなることから、一定の間隔で定期的にデータの更新がなされる方式が適当と考えられる。「第3節　情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」においても、「情報の更新時点を中間サーバーが保持することを前提に、提供する情報に係る業務の特性に応じた更新頻度とする」とされており、個人住民税の情報については、年 1 回、税額通知後速やかに更新を行うとともに、随時の税額変更等を反映するため月に 1 回以上はメンテナンスのため更新することとすることが考えられる。

（情報照会のために必要な機能）

情報照会にあたっては、各税目システムにおいて、以下の機能を備えることが基本となる。ただし、第 3 節において示されているとおり、中間サーバー端末から情報照会を行うことも想定されており、中間サーバーの仕様の具体化を踏まえて対応する必要がある。

・ 中間サーバーに当該者の符号の有無を確認し、照会情報を作成

・ 照会情報を作成し、中間サーバーに通知
・ 中間サーバーから通知のあった提供情報を画面表示・記録

（所得情報の照会の具体例）

現在、個人住民税の課税において、被扶養者の所得要件や二重扶養となっていない旨を確認するため、市町村間で書面による照会を行っている。情報提供ネットワークシステム稼働後には、このような照会については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととなるため、そのための業務フローのイメージを示すと以下のとおりである。

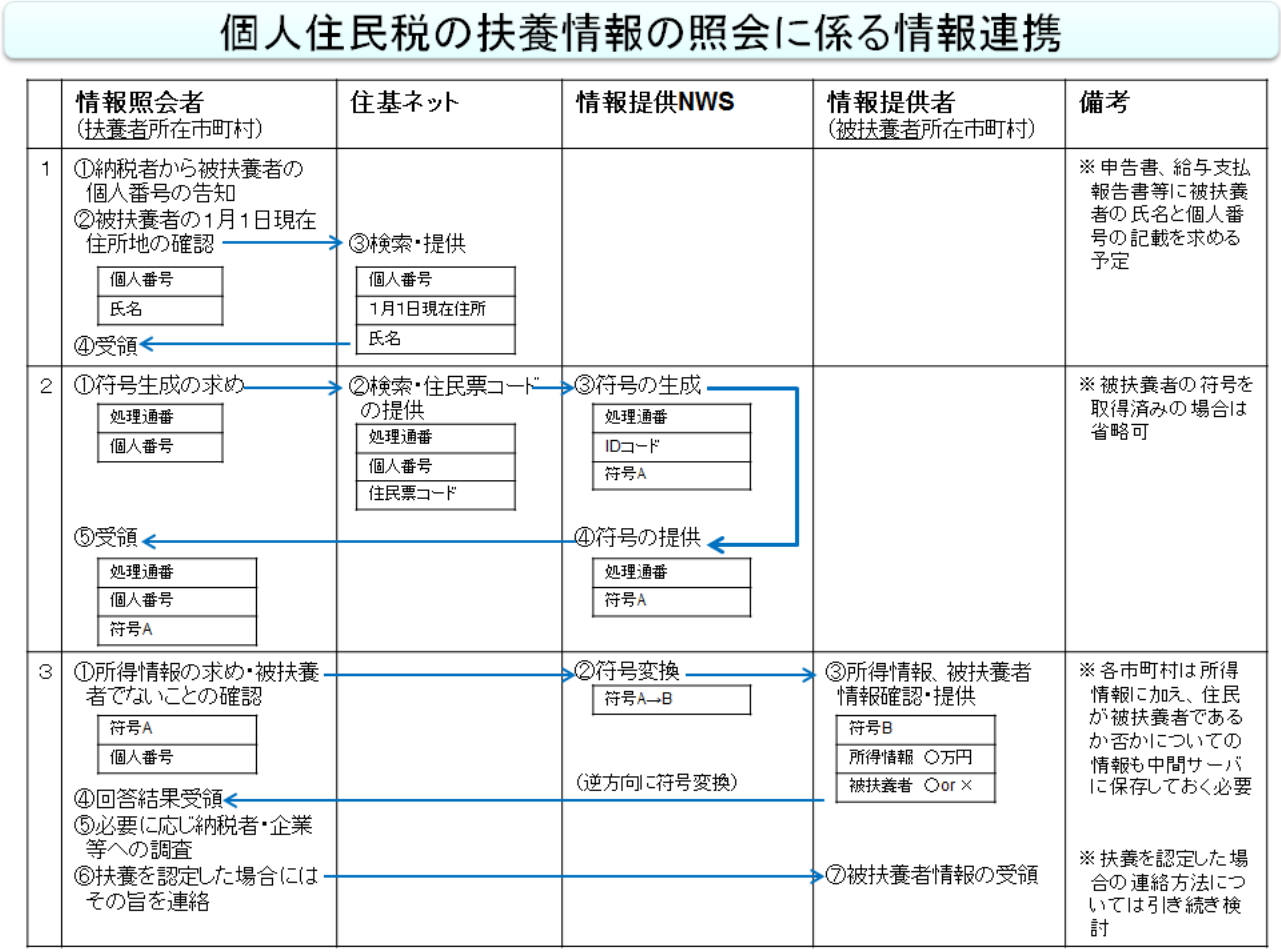

図 2.2-2 個人住民税の扶養情報の照会に係る情報連携のイメージ

②-2 照会・情報提供に用いる符号と個人データとのひも付け

（符号の取得が必要となる場面）

市町村の住民の符号の取得については、世帯情報の提供のため符号を取得することが必要となるため、情報連携が始まる際に一斉取得するほか、情報連携開始後は、住民基本台帳によりその異動を把握していることから、異動に合わせて符号を生成し、中間サーバーに保管されることになる。従って、市町村の住民については、個人住民税に関する情報を中間サーバーに提供する際や、他の機関に情報を照会するために改めて符号を取得する必要は無い。

一方、市町村の住民以外の者や都道府県の住民についての符号を取得する必要がある場合には、当該者の個人番号又は 4 情報をキーとして住基ネットの CS から符号の生成を依頼することとなり、具体的には例えば以下のケースが想定される。

- 符号を一斉に取得する年（平成 28 年予定）の 1 月 1 日現在では市町村の住民だったが、符号一斉取得時点では住民でなくなっている者について、平成 28 年度課税分の個人住民税に関する情報を情報提供できるようにするために符号の取得が必要
- 情報連携開始後に市町村が、住民以外で税情報を把握している者に係る個人住民税に関する情報を情報提供できるようにするため、符号の取得が必要
- 情報連携開始後に、市町村の住民以外の者や都道府県の住民に関して、他の機関に情報照会を行う場合、既に符号を取得していない場合には新規に符号の取得が必要

(3) 個人情報保護

地方公共団体における特定個人情報の保護については、第 3 章において記述をしているとおりであり、特定個人情報保護評価の実施をはじめ、地方税関係情報の取扱についてもこれに沿った対応が必要となる。ただし、地方税関係情報については、第 3 章において検討されている個人情報保護法制の観点からの特定個人情報の利用、提供の制限に加え、地方税法に規定する守秘義務との関係についても特別の配慮が必要である。すなわち、地方税法第 22 条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を課しており、所得情報をはじめとする地方税関係情報の第三者への提供については、より慎重に対応することが求められている。番号制度導入後には、情報提供ネットワークシステムを通じた所得情報の提供や、市町村内部での税務部局から福祉部局への番号を利用した所得情報のやりとりが予定されているところであり、このようなやりとりと地方税法上の守秘義務との関係について確認をする。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（秘密を守る義務）

第三十四条　職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（罰則）

第六十条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

二　第三十四条第一項又は第二項の規定（第九条の二第十二項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（秘密漏えいに関する罪）

第二十二条　地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

① 現在行われている所得情報の提供例

地方税法上の守秘義務については、「地方税に関する調査等に従事する者は、その職務を

遂行する過程において・・・（中略）・・・私人の秘密を知り得る立場にある。これらの者自身が私人の秘密を知ることは、地方税の賦課徴収のためにやむを得ないこととして私人は受忍しなければならないが、・・・（中略）・・・私人の秘密を第三者に知らせることは、地方税の賦課徴収に必要な限度を超えるものであり、人権に対する侵害となる」（地方税法総則逐条解説（地方税研究会編））ことから、このような人権侵害が現実に発生することを防止するために設けられているものである。このような規定の趣旨にかんがみれば、地方税関係情報の第三者への安易な提供は厳に慎まなくてはならい。

一方で、実質的に全体としての法秩序に反しない場合には違法性が阻却され、犯罪が成立しない場合があり、特に問題となることが多いのは守秘義務の対象となる地方税関係情報について、他の行政機関から法令の規定に基づいて、情報の提供を求められた場合である。このような場合については、「個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較衡量を慎重に行った上で、情報提供が必要と認められる場合には、必要な範囲で情報の提供に応じることが適当である」（前掲書）とされている。

具体的に情報提供が認められている場合として以下のケースがある。

ケース 1　法律の定めにより、本人が行政機関に対して報告を行う義務があるため、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合

（具体例：公営住宅法第 34 条に基づく照会への回答）

公営住宅法第 34 条の規定は、入居者に対して事業主体の長の求めに応じて報告をなすべき事務を課したものと考えられ、同条に規定する措置に関し必要と認められる限りにおいては、入居者の収入の状況は事業主体の長に対する関係においては秘密であってはならず、むしろ事業主体の長に知らせなければならないものであると言える。また、官公署に対しても別段の公益上の理由が無い限り、事業主体の長の行う調査に協力すべき義務を課したものと考えられる。そこで、公営住宅法第 34 条の規定により、市町村長が公営住宅の事業主体の長に対して必要な範囲で所得情報を閲覧させることについては、地方税法上の守秘義務に抵触しないものと解されている。

○公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）

（収入状況の報告の請求等）

第三十四条　事業主体の長は、第十六条第一項若しくは第二十八条第二項の規定による家賃の決定、第十六条第四項（中略）の規定による家賃若しくは金銭の減免、第十八条第二項の規定による敷金

の減免、第十九条（中略）の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十条第一項の規定によるあつせん等又は第四十条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその 雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

ケース 2 本人の同意により秘密性が解除されていると解される場合

（具体例：年金記録確認のための年金記録確認第三者委員会への税務情報の提供）

年金記録確認第三者委員会が、年金記録確認を求める申請者の年金保険料の納付状況を確認するため、本人の同意を得た上で申告書等税務関係資料の提供を市町村に求めている。このような資料の提供の求めについては、本人の同意により秘密性が解除されていること、第三者委員会の委員には守秘義務が課せられていること、第三者委員会に申し立てられた事例は、日本年金機構に記録がなく、本人も領収書等の物的証拠をもっていない場合であること等を勘案し、市町村から情報提供を行っても差し支えないと解されている。

様式第２号の１

同　意　書

私は、年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）が下記の場合に私の個人情報を取得、利用又は提供することについて、同意します。

記

１　第三者委員会の調査審議に資する資料又は情報（国民健康保険に関する資料等を含む）を保有する行政機関、日本年金機構、現在又は以前の雇用主、金融機関、国民年金基金、厚生年金基金等（以下「行政機関等」という。）に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求める場合

２　国税又は地方税の、納付した保険料に相当する金額等が記載されている申告書等税務関係資料を課税庁から取得・調査する場合

以上

なお、上記の場合に、行政機関等又は課税庁が私の個人情報を第三者委員会に提供することについて、私が同意している旨を、行政機関等又は課税庁に伝えて差し支えありません。

平成　　年　　月　　日

年金記録確認中央第三者委員会委員長
年金記録確認地方第三者委員会委員長　殿

申出人
住所
氏名　　印

図 2.2-3 年金記録の確認申立にあたっての税務関係資料の提供についての同意書の様式

② 番号法における整理

②-1 情報提供ネットワークシステムを通じた所得情報の提供

上記のとおり、地方税法上の守秘義務が解除される場合については、個別の事例ごとに保護法益を比較衡量して必要な範囲で情報の提供に応じることが適当であるが、情報提供ネットワークシステムを用いた情報提供について、個別の案件ごとに比較衡量をすることとした場合、番号制度における関係機関相互の情報連携を効果的に行うことにより、公共的な利益の実現を図るとしている番号制度の目的が十分に達せられない恐れがある。

そこで、

a 情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供は、番号法別表第二により情報照会者、情報提供者、利用事務、提供される個人情報の組み合わせが法定列挙されており、特定個人情報の提供の必要性が認められる場合に限定しているものであること

b 情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供は秘密の管理その他適切な管理を義務づけて行われるものであること

を踏まえ、番号法第 22 条において、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会があった場合における情報提供者の回答義務を課すこととしている。これにより、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供については、法律上規定された請求に対し、法律上規定された提供義務を履行するための正当な行為として許容されるものであり、地方税法上の守秘義務違反とはならないと解される。

また、番号法別表第二に規定している情報提供ネットワークシステムを利用することができる組み合わせについては、上記①で述べた現在の地方税法上の守秘義務の運用を踏まえ、

a 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合

b 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合

に限って列挙されている。具体的に提供可能な特定個人情報の項目については、主務省令に委任されているが、地方税法上の守秘義務の趣旨を踏まえ、事務のために必要最低限の項目に限定するとともに、情報提供について本人の同意を得るべき事務についても規定されることが予定されている。

②-2 地方公共団体内部における所得情報の提供

地方公共団体内部における所得情報の提供については、番号法では法制上の措置は特に行っておらず、番号制度の導入前後で地方税法上の守秘義務の取扱に変化があるものではない。現在、多くの地方公共団体において、介護保険料の算定や国民健康保険料の算定の

ために福祉部局に対して税務部局から所得情報の提供がなされているところであり、①で具体的なケースとして示した現行の地方税法上の守秘義務の運用を引き続き行うこととなる。

ただし、第3章第3節において検討されているとおり、地方公共団体が特定個人情報の内部利用をする場合には、事務の処理に必要な特定個人情報を条例で明記することが予定されており、地方税関係情報を福祉部局の事務で用いることを規定する場合には、地方税法上の守秘義務の趣旨を十分に踏まえた検討を行った上で規定することが必要である。

○特定個人情報の利用についての番号法第 29 条による読み替え後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第 8 条の規定

第八条　行政機関の長は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

3、4　（略）

○番号法

（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）

第三十一条　地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱が確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(4) 想定スケジュールと移行に係る留意事項

(2)で説明した番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響や、番号制度導入に係る地方公共団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書の「3 (4) 地方税システムの類型の確認」で示した番号制度導入に係る地方公共団体のシステム改修に係る類型を踏まえ、都道府県・市町村の地方税務における番号制度対応の想定スケジュールと移行に係る留意事項について記載する。

① 前提

(番号制度(全体)のスケジュール等)

個人番号の交付時期、その利用開始時期、そして情報連携の開始時期について想定されるスケジュールは次のとおりである。

- **平成 27 年 10 月、個人番号を通知**
- **平成 28 年 1 月以降、社会保障・税分野のうち、可能な範囲から個人番号、法人番号を利用開始**
- **平成 29 年 1 月、情報提供ネットワークシステムの運用開始(国の機関間)**
- **平成 29 年 7 月、同上(地方公共団体)**

また、改正住基法については次のとおりとされている。

- **平成 28 年 1 月より前、「本人確認情報」に個人番号を含まない**
- **平成 28 年 1 月以降、「本人確認情報」に個人番号が含まれる**

(第三号新住民基本台帳法施行)

(地方税務分野でのスケジュール)

上記スケジュールに対応し、地方税務分野でのスケジュールは以下のとおりである。

- **平成 28 年 1 月 税務分野で個人番号、法人番号の利用開始**

利用開始以降に提出される各種届出等に個人番号、法人番号が記載される。

個人住民税・個人事業税の申告書、給与支払報告書等については、平成 28 年分所得に係るものから番号が記載される。

法人二税の申告書は、平成 28 年 1 月以降に開始する事業年度に係るものから個人番号、法人番号が記載される。

個人番号、法人番号の利用開始に向け、今後、様式の記載事項等を改めるための地方税法施行規則等の改正が予定されており、本改正後には各地方公共団体において対応した条例の改正が必要となる。

・ 平成 29 年 7 月 情報提供ネットワークシステムを活用した情報の照会・提供開始

（個人情報保護）

個人情報保護の観点から、特定個人情報ファイルの保有・変更に際し、特定個人情報保護評価を実施しなければならない。その実施時期は、システムの要件定義段階又は手作業処理の設計段階とされており、その詳細については第 3 章に記述をしているとおりであり、地方税分野についても同章の記述を踏まえて対応することが必要となる。

② システム改修

本節では、システム改修のスケジュールを「個人番号、法人番号の保有、管理、利用に係るシステム改修」、「情報提供ネットワークシステムに係るシステム対応等」の 2 つに分けて検討を行う。

これは、それぞれ対応のために必要な条件や期限が異なるために別に記述するものであり、実際のシステム改修で両者を一度にまとめて行うのか、段階的に行うのかについては、今後の政府における検討や各地方公共団体のシステムの状況、改修の負荷等を踏まえて効率的な方法を検討する必要がある。

（個人番号、法人番号の保有、管理、利用に係るシステム改修）

平成 28 年 1 月の番号利用開始以降、地方公共団体は住基ネットを利用して個人番号の初期突合を行うことができるようになる。

そこで、平成 28 年 1 月の番号利用開始までに、個人番号、法人番号の保有、管理、利用のための改修（データベースへの項目追加、入出力帳票、画面、検索機能等の見直し等）を行う必要がある。

（情報提供ネットワークシステムに係るシステム対応等）

第 3 節において記述しているとおり、地方公共団体では情報をやりとりするための対応として、「中間サーバー」を設置し、また、照会用データの作成等が必要になる。平成 28 年 7 月から情報提供ネットワークシステムとの総合運用テストを行うことが予定されており、それまでに必要なシステム対応を行う必要がある。

（影響検討）

地方公共団体においては、本報告を参考に、システムの現状を確認しながら、番号制度対応の影響検討を行うことが必要である。

番号制度導入に係る地方公共団体のシステム改修に係る類型（類型については、番号制度導入に係る地方公共団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書の「第 3 章 (6) 地方税システムの類型の確認」を参照）によっては、改修負荷が高いケースがある。

類型と改修負荷については、番号制度導入に係る地方公共団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書の第 7 章「地方税務分野における番号制度の導入に伴う費用に関する留意点」において記述しているが、地方公共団体においては、改修負荷の程度に応じて、システム改修検討の開始時期が異なることが見込まれ、まずは各地方公共団体において現状の確認を行うことが必要である。

以上をまとめたものが図 2.2-4 の想定スケジュールである。

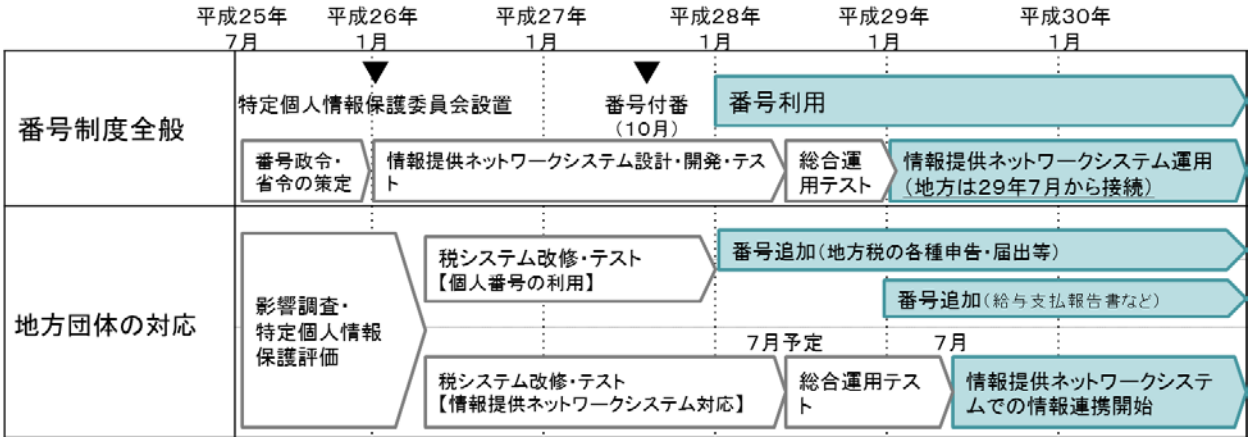

（注） 地方公共団体の規模・現在使用しているシステムの内容により改修負荷は異なり、負荷の小さい小規模団体は平成 27 年度以降の対応

図 2.2-4 想定スケジュール

(5) 本ガイドラインにおける記述の前提となる税務システムモデル

本ガイドラインにおける記述の前提となる税務システムモデルについて、説明する。

（市町村における税務システムモデル）

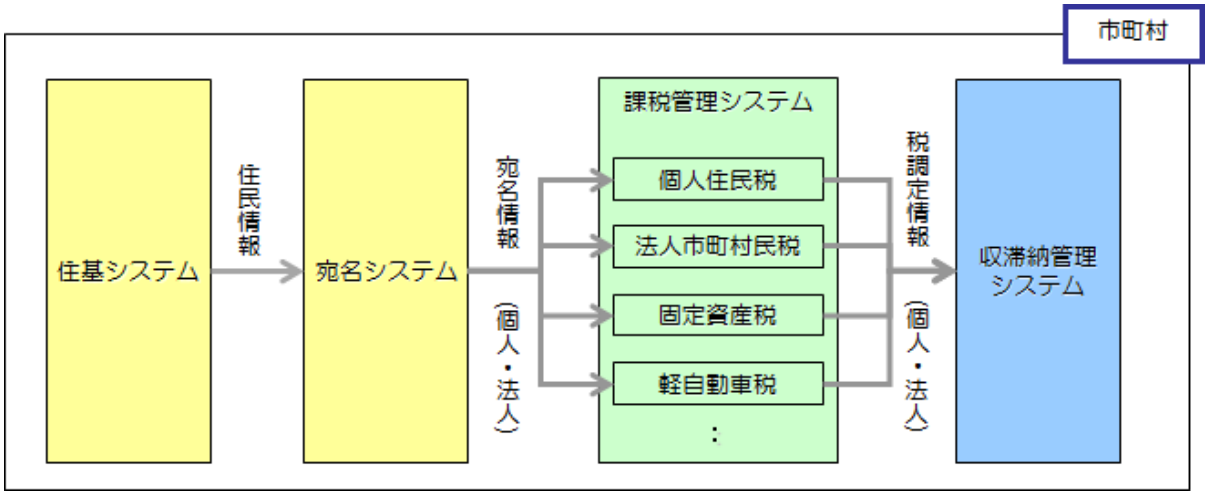

図 2.2-5 市町村における税務システムモデル

本ガイドラインで前提とする市町村の地方税システムのモデルは、番号制度導入に係る地方公共団体の税務システムのあり方に関する調査研究で実施したアンケート調査結果や「番号制度に係る地方税務システム検討会」の検討等を踏まえ、上図のとおりとする。

すなわち、課税管理システム又は税目別個別システムの納税義務者等の宛名情報が宛名システムで共通的に管理されており、両システムの情報が宛名番号によりひも付けられているものとする。

また、課税管理システム又は税目別個別システムの調定情報は、収納管理システムに連絡され、同システムで共通的に管理されているものとする。

（都道府県における税務システムモデル）

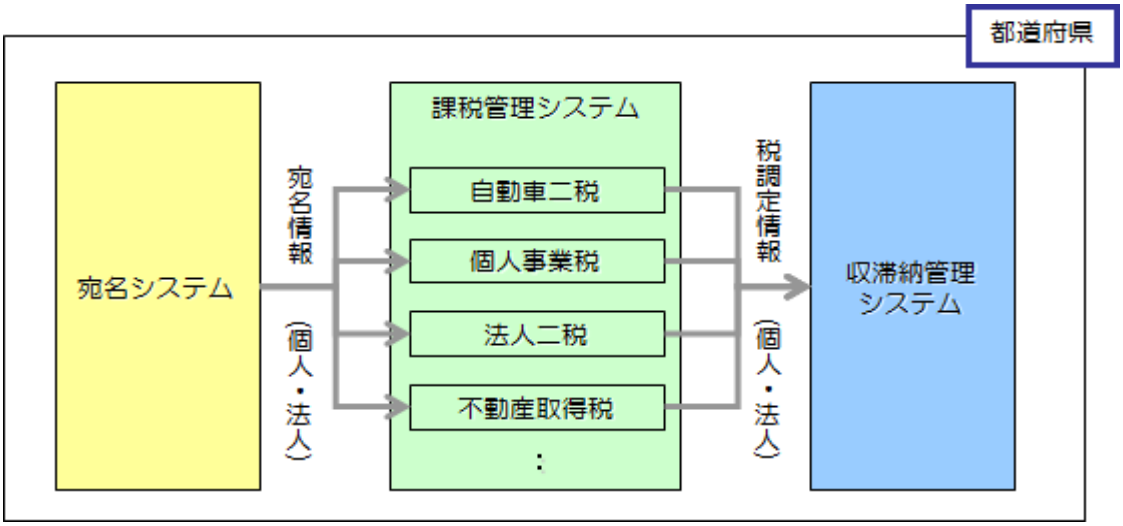

図 2.2-6 都道府県における税務システムモデル

本ガイドラインで前提とする都道府県の地方税システムのモデルも、市町村のモデルと同じ趣旨により、図 2.2-6 のとおりとする。

両モデルの相違である既存住基システムについては、既存住基システムの住民基本情報の変更等は、宛名システムを含む地方税システムに情報連携される例が多いことを踏まえて、本モデルでもそのような住民の基本情報の変更等が発生するごとに、既存住基システムと地方税システムで情報連携がなされ、住民情報が反映されるものとする。

（番号制度導入後の地方税システムのイメージ）

各システムの番号制度対応の説明に入る前に、本ガイドラインで想定する番号制度導入後の地方税システムのイメージを次に示す。

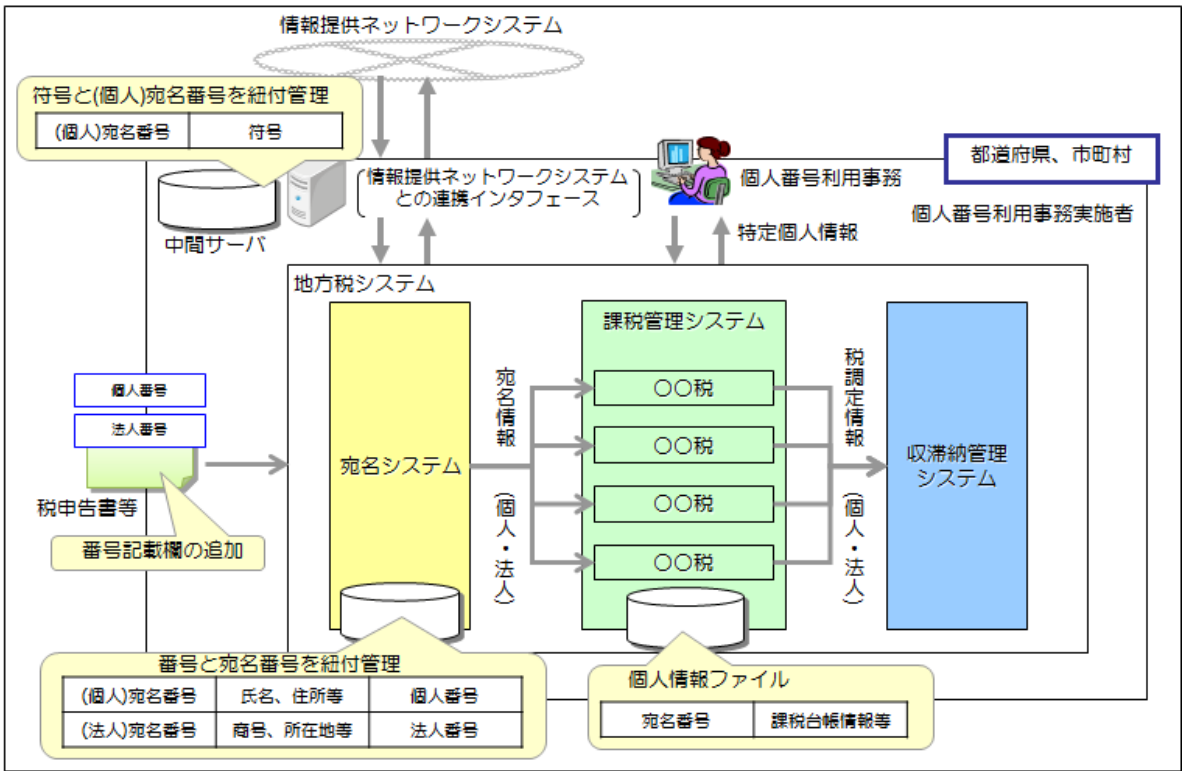

＜図 2.2-7 番号制度導入後の地方税システムのイメージ＞

税申告書等には番号記載欄が追加され、個人は個人番号、法人は法人番号が記載される。

地方公共団体では、個人番号、法人番号の真正性を確認しつつ、申告書等を取扱、業務で個人番号、法人番号を利用する。

地方税システムでは、宛名システム等のデータベースに、個人番号、法人番号が、(既存の)宛名番号等にひも付けられ、保有、管理される。この保有、管理については、宛名システムと課税管理システム等のシステム間連携により、宛名システムに個人番号、法人番号の記録を集約できることも考えられ、その場合課税管理システムの個人情報ファイルに個人番号は記録されないことになる。

2 システム改修要件（市町村）

「1　基本要件（番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響）」の概要を踏まえ、本章では、市町村の宛名システム、収滞納管理システム及び主な課税管理システムについての改修要件を示す。

(1) 宛名システム

① 番号制度導入における影響の全体像

宛名システムでは、地方税務における納税義務者、特別徴収義務者等、地方税の賦課、徴収等の業務に必要な個人、法人等に対する氏名、商号、事業所名等、住所及び所在地等の宛名情報を管理している。

宛名システムでは、宛名情報と、各税業務の課税情報とを関連付けるために、個人宛名番号、法人宛名番号、共有者宛名番号が用いられている。

番号制度導入により個人、法人に個人番号、法人番号が付与されることになるが、個人番号、法人番号を宛名システムに記録して管理することがシステム改修を局所化すると考えられる。

本ガイドラインの第 4 節「団体内統合宛名システム等の整備に係るガイドライン」において、地方公共団体における団体内統合宛名システム等の整備についての指針が示されている。ここでは、情報連携のために必要な団体内統合宛名システム等が整備されることを前提として、税務分野で用いられている宛名システムについて、地方税情報の管理の観点から必要となってくるシステム改修要件について記述を行うこととする。

なお、団体内統合宛名システム等の整備についての詳細は今後、詳細が示されていくこととなるが、税務分野で用いられる宛名システムの改修については、以下の点に留意が必要である。

- 税務分野で用いられる既存の宛名システムの改修により団体内統合宛名システム等を整備する場合については、システムの実情に応じ、重複する機能について一体的に整備をすること。
- 税務分野で用いられる既存の宛名システムとは別に団体内統合宛名システム等を整備する場合、税務分野で用いられている宛名番号と団体内統合宛名番号とひも付ける必要があるなど、団体内統合宛名システム等との接続に係る機能が追加されることが想定される。

項番	管理対象者	内容	キー	例	影響
1	住民	• 住民票に記載されている個人	• 個人宛名番号	• ○○一郎 • ○○花子 • ○○WAGNER	• 個人宛名番号と個人番号をひも付けして管理を行うことで、個人番号と宛名情報を関連付けし、特定個人情報を管理する。 • 個人番号が付番されない海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者や短期滞在の外国人等についての取扱を検討する必要がある。
2	住登外者	• 住民票に記載されない個人	• 個人宛名番号	• ○○次郎 • ○○桃子 • ○○LEWIS	
3	法人等	• 法人 • 支店、事務所又は事業所等 • 事務組合等	• 法人宛名番号	• ○○株式会社 • ○○株式会社○○事業所 • ○○大学 • ○○病院 • ○○協会 • ○○連合会 • ○○機構 • ○○神社	• 法人宛名番号と法人番号をひも付けして管理を行うことで、法人番号と宛名情報を関連付けして特定法人情報を管理する。 • 法人番号が付番されない事業所等についての取扱を検討する必要がある。
4	共有者	• 共有者	• 共有者宛名番号	• ○○一郎 他3名 • ○○一郎、○○二郎、○○三郎 • ○○株式会社 他1名	• 個人番号、法人番号の対象外であるため、個人番号、法人番号による影響はないものと想定される。

（注）個人番号、法人番号が付番されない者がいることを踏まえ、既存の名寄せキーは残しつつも、既存の名寄せキーよりも優先して個人番号、法人番号を利用することが想定される。

表 2.2-1 宛名システムでの管理対象者

② 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、宛名システムに与える影響について記載する。

②-1 個人番号の真正性の確認

番号制度導入後に、個人番号の真正性の確認を行うための想定フローを示す。

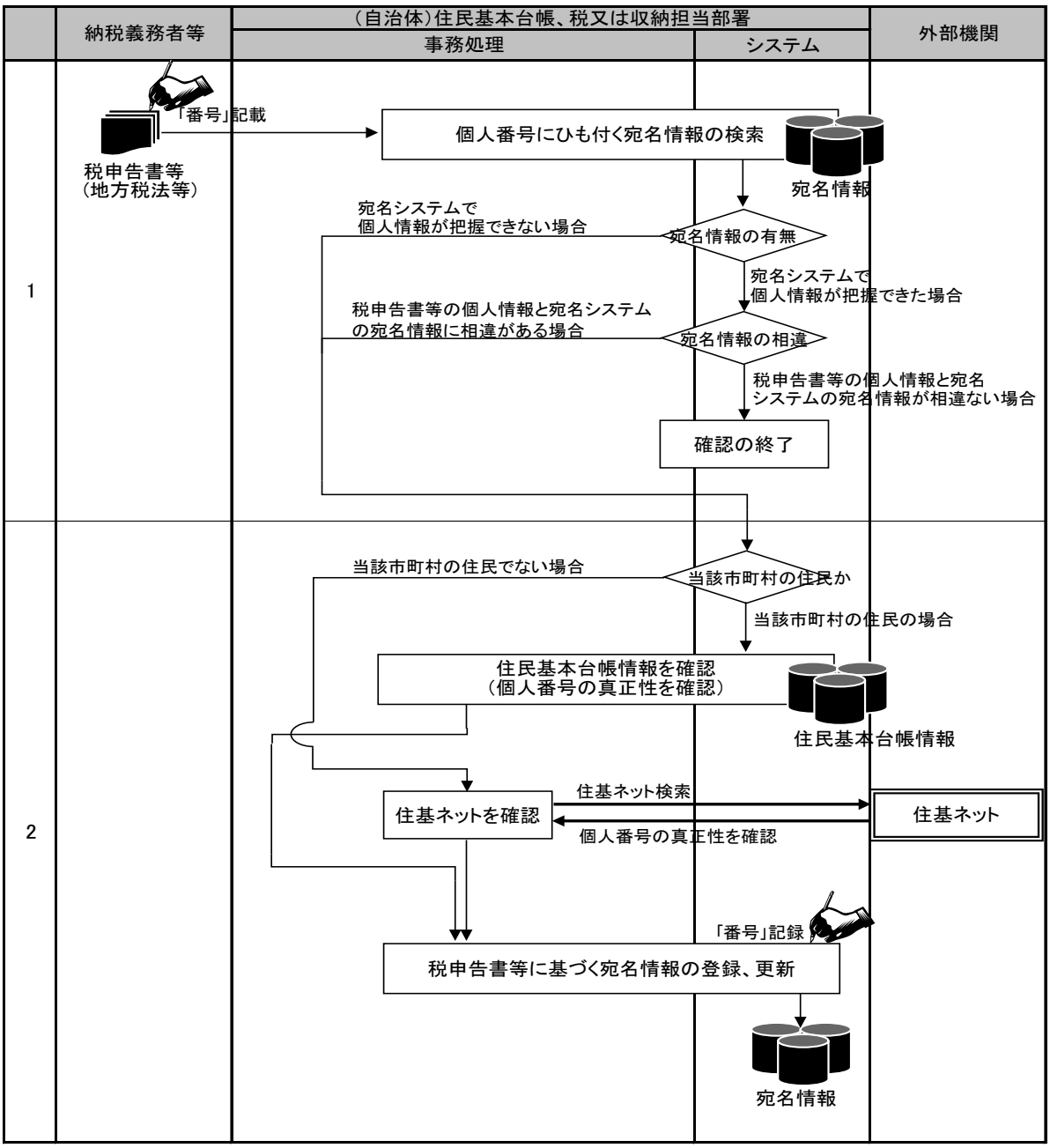

図 2.2-8 個人番号の真正性の確認

項番	項目	内容	影響
1	宛名システムを用いた個人番号の真正性の確認	• 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な限度で個人番号を利用することができる（番号法第 9 条）。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し個人番号の提供を求めることができる。 • 個人番号の提供を受ける際、本人確認を行う（番号法第 16 条）とともに、個人番号の真正性を確保する。	• 納税義務者等個人からの税申告書等に個人番号の記載欄を設ける。 • 税申告書等に記載された基本 4 情報又は個人番号で宛名システムを検索する。 • 宛名システムにおいて特定個人情報が検索でき、宛名システムの特定個人情報が税申告書等に記載された内容と一致した場合は、個人番号の真正性が確認できたものとする。 • 宛名システムにおいて特定個人情報が検索できない場合、又は宛名システムの特定個人情報が税申告書等に記載された内容と相違がある場合は、項番 2 に記載する手段を用いて個人番号の真正性を確認する。
2	宛名システム以外を用いた個人番号の真正性の確認	• 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネット本人確認情報の提供を求めることができる。	• 税申告書等に記載された基本 4 情報又は個人番号で、既存住基システムを照会するなどして、個人番号の真正性を確認し、真正性を確認した特定個人情報は、必要に応じて宛名システムへの登録を行う。 • 既存住基システムで照会できない住登外者については、税申告書等に記載された基本 4 情報又は個人番号で、住基ネットを照会するなどして、申請書等で提供された個人番号の真正性を確認し、真正性を確認した特定個人情報は、必要に応じて宛名システムへの登録を行う。 • また、必要に応じて最新の特定個人情報を宛名システムへの登録を行う。

（注）住登外者については、税申告書等の処理タイミングによっては、税申告書等に記載された特定個人情報が住所変更等で変更されている場合があり得るが、そのような場合、税申告書等に記載された特定個人情報と宛名システム等の情報で相違が発生するため、特定個人情報の真正性の確認のため住基ネットに対して本人確認情報の提供を求めることになる。

表 2.2-2 個人番号の真正性の確認

②-2 法人番号の真正性の確認

番号制度導入後に、法人番号の真正性の確認を行うための想定フローを示す。

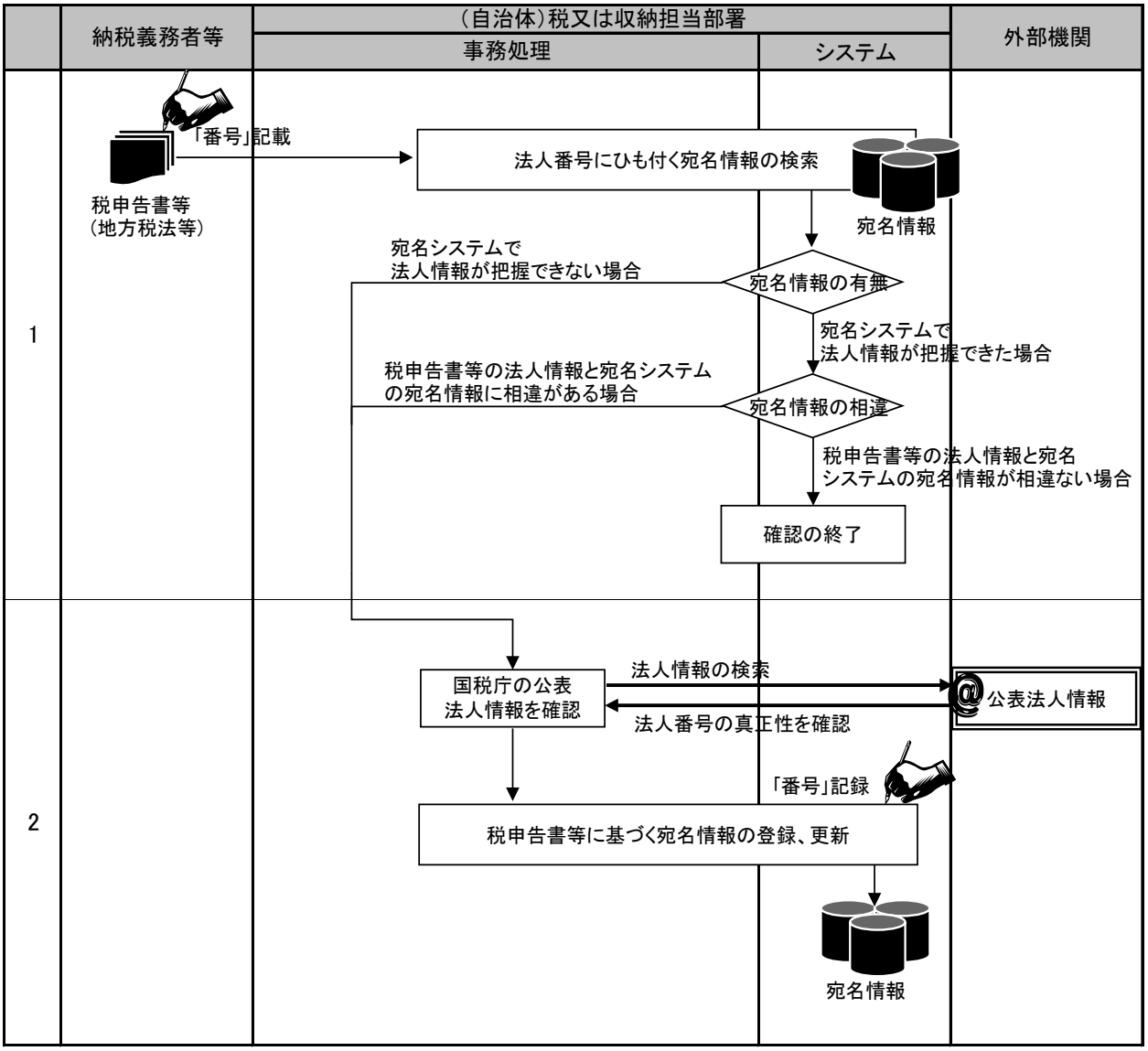

図 2.2-9 法人番号の真正性の確認

項番	項目	内容	影響
1	宛名システムを用いた法人番号の真正性の確認	● 地方税の賦課徴収事務に法人番号を利用することができる。 ● 所有する特定法人情報について過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない（番号法第 61 条）。	● 納税義務者等法人からの税申告書等に法人番号の記載欄を設ける。 ● 税申告書等に記載された法人番号で宛名システムを検索する。 ● 宛名システムにおいて特定法人情報が検索でき、宛名システムの特定法人情報が税申告書等に記載された内容と一致した場合は、法人番号の真正性が確認できたものとする。 ● 宛名システムにおいて特定法人情報が検索できない場合、又は宛名システムの特定法人情報が税申告書等に記載された内容と相違がある場合は、項番 2 に記載する手段を用いて法人番号の真正性を確認する。
2	宛名システム以外を用いた法人番号の真正性の確認	● 国税庁長官は、法人番号の指定を受けた法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する（番号法第 58 条）。 ● 国税庁長官に対し、法人番号保有法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（番号法第 59 条）。	● 税申告書等に記載された法人番号で、国税庁が公表する商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地を検索又は法人番号を照会するなどして、法人番号の真正性を確認し、特定法人情報を必要に応じて宛名システムへの登録を行う。

（注）国税庁が法人番号を付番、通知、公表するタイミングにより、地方団体に提出する法人設立（変更）等の申告書には法人番号が記載されないことも想定される。

表 2.2-3 法人番号の真正性の確認

②-3 宛名システムの基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録

番号制度導入後に、宛名システムに、住民に対する個人番号の初期記録を行うための想定フローを示す。

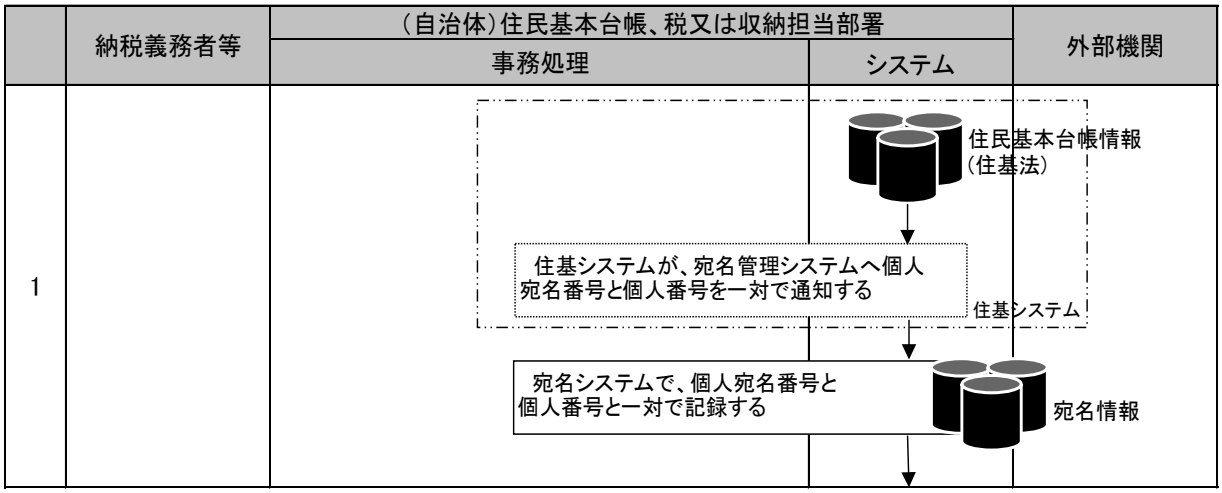

図 2.2-10 個人番号の初期記録（個人）

項番	項目	内容	影響
1	地方税システム（宛名システム）の個人番号の初期記録	● 地方税システム（宛名システム）の個人データに個人番号を記録する（番号法第 9 条）。	● 地方税システム（宛名システム）で保有する住民データに、既存住基システムから入手した初期記録用データを一括で更新又は順次システム間連携させることで、個人番号の記録を行う。

表 2.2-4 個人番号の初期記録（個人）

②-4 宛名システムにおける住登外者の基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録

番号制度導入後に、宛名システムにおける住登外者の基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録を行うための想定フローを示す。

「1　基本要件（番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響）」で記載したとおり、住登外者については、宛名システムが保有する基本 4 情報の状態によっては突合しない場合があり、そのひも付けに負担が見込まれることから、費用対効果を検証して対応を検討し、可能な範囲で初期突合を行うといったことも考えられるものである。

ただし、個人住民税の情報を情報提供ネットワークシステムを通じて提供するために税情報と符号とのひも付けが必要となることから、市町村の住登外者であっても、当該市町村が税情報を把握している者については初期突合を行うことが求められる。（タイミングについては、情報連携のための符号を一斉取得する際に、符号の取得と合わせて行うことも考えられる。）

住登外者の初期突合をする場合には、住基ネット側から取得した個人番号を含む本人確認情報を、セットアップ・ツール等を用いて一括処理することが考えられる。

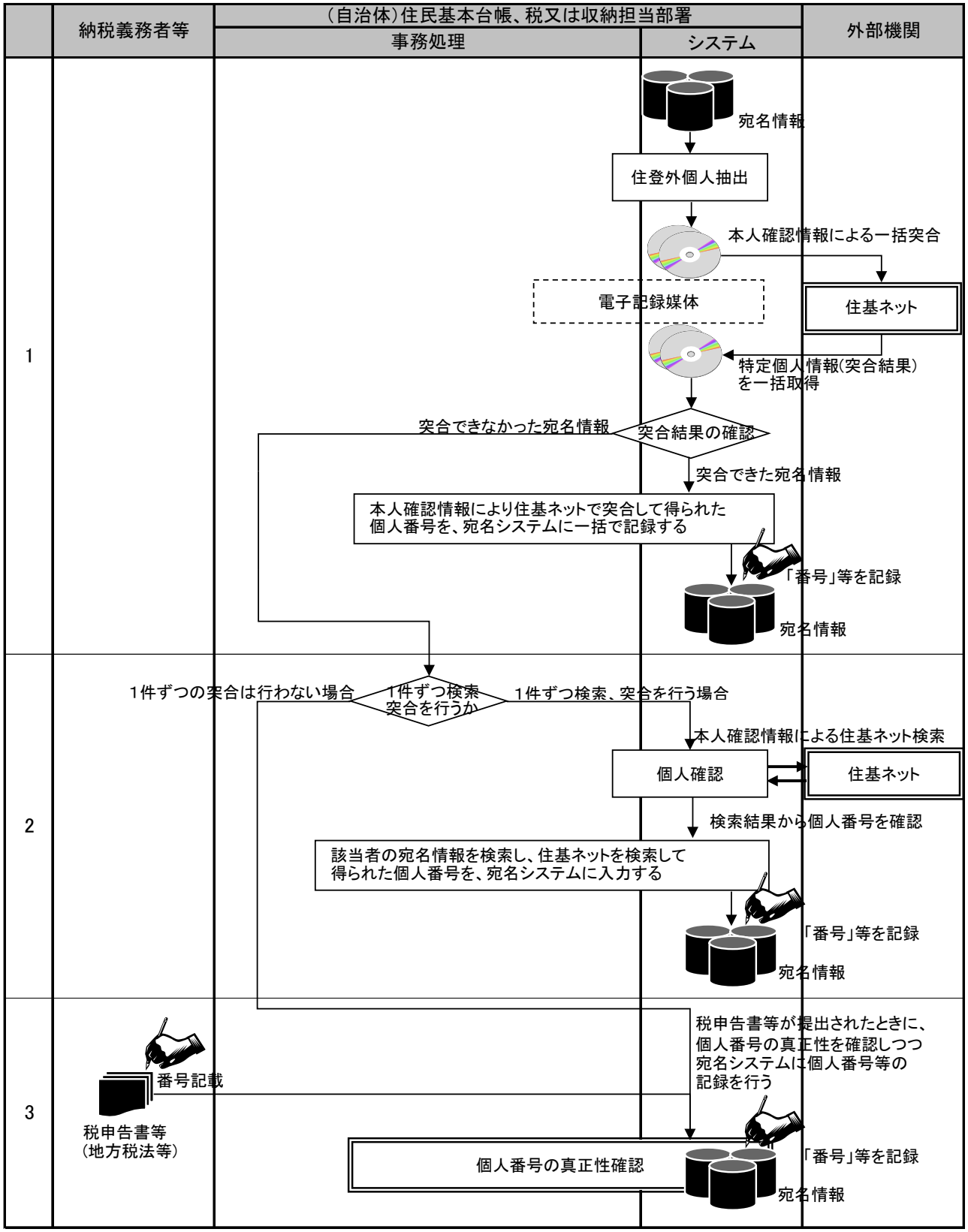

図 2.2-11 基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録(住登外者)

項番	項目	内容	影響
1	住登外者の基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録（一括）	• 宛名システムの住登外者データに個人番号を記録する（番号法第 9 条）。 • 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。	• 住登外者の住基ネットを利用した基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録については「情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(1)②-1 項番 1 のとおりであるが、宛名システムへの影響は以下のとおり。 • 宛名システムから突合用に住登外者の個人情報ファイルを作成する。 • 住基ネットに照会し、住基ネットの基本 4 情報と一括突合させ、個人番号を含む基本 4 情報の提供を受ける。 • 突合できた個人に対して、個人番号を含む基本 4 情報を宛名システムに一括記録する。
2	住登外者の基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録（個別）	• 宛名システムの住登外者データに個人番号を記録する（番号法第 9 条）。 • 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。	• 一括で突合できなかった個人について個別に突合を行う場合は、住登外者の基本 4 情報で住基ネットを検索し、検索結果から突合できた場合は、個人番号を含む基本 4 情報を宛名システムに記録する。
3	住登外者の基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録（申告書処理時）		• 税申告書等に記載された個人番号の真正性を確認し、個人番号を含む基本 4 情報を宛名システムに記録する。

表 2.2-5 基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録(住登外者)

②-5 法人の宛名システムの基本情報による初期突合と法人番号の記録

番号制度導入後に、宛名システムの基本情報による初期突合と法人番号の記録を行うための想定フローを示す。

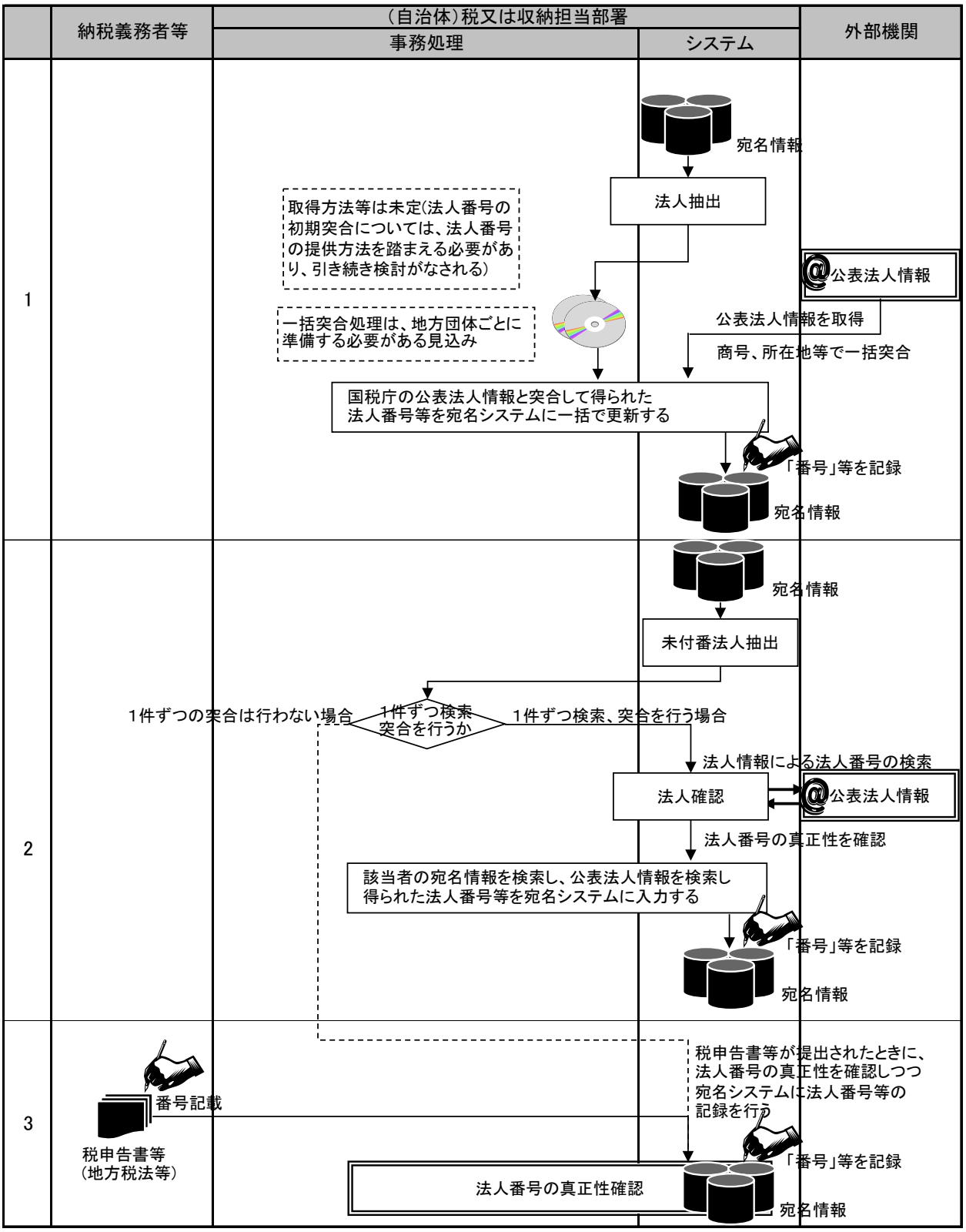

図 2.2-12 法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録

項番	項目	内容	影響
1	法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録（一括）	• 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用することができる。 • 保有する特定法人情報について、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない（番号法第 61 条）。 • 国税庁長官に対し、法人番号保有法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（番号法第 59 条）。	• 法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、以下のとおり想定。 • 宛名システムから法人の「商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人宛名番号」を抽出し、法人情報の突合用に法人情報ファイルを作成する。 • 国税庁が公表する公表法人情報と一括突合し、法人番号を特定する。 • 一括で突合できた法人に対して、法人番号等を宛名システムに一括記録する。
2	法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録（個別）	• 国税庁長官は、法人番号の指定を受けた法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する（番号法第 58 条）。	• 一括で突合できなかった法人について個別に突合を行う場合は、法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地等で国税庁が公表する特定法人情報を検索し、検索結果から当該法人であると特定できた場合は、当該法人の法人番号を宛名システムに入力して記録する。
3	基本情報による初期突合と個人番号の記録（申告書処理時）		• 税申告書等に記載された法人番号の真正性を確認し、宛名システムに記録する。

表 2.2-6 法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録

③ 主要機能要件

「③ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、表 2.2-7 に示す。

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

表 2.2-7 方向性及び留意事項における区分一覧

ここでは、番号制度に伴い必要となる宛名システムの主要機能要件を示す。

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	個人番号、法人番号の管理、真正性の確保	宛名データベースに、個人番号、法人番号を追加する。	宛名データベースへ個人番号の追加	個人番号を保有・管理できるようにする。	◎
				個人番号が変更等された場合に、以前の個人番号で通知される税申告書等に対応するため、個人番号を把握できるように考慮する。	◎
				番号制度施行前の死亡者、海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者、短期滞在の外国人等、個人番号が付番されない個人が残ることも考慮する。	◎
2			宛名データベースへの法人番号の追加	法人番号を保有・管理できるようにする。	◎
				番号制度施行前に解散、清算結了した法人や支店や事業所等、法人番号が付番されない法人があることを考慮する。	◎
3		個人番号、法人番号による検索機能等を追加する。	個人番号での検索機能の追加	個人番号での検索機能を追加する。	◎
				個人番号の保守機能を追加する。	◎
				変更前の個人番号での検索機能を追加する。	◎
4			法人番号の検索機能の追加	法人番号での検索機能を追加する。	◎
				法人番号の保守機能を追加する。	◎
5		個人番号にひも付く個人情報、法人番号にひも付く法人情報の整合等	個人番号にひも付く個人情報の整合	既存住基システムと連携している宛名システムでは、住基情報の変更等が発生するごとに、宛名システム等の情報が更新される仕組みを構築する。 既存住基システムと連携していない宛名システムでは、既存住基システム等から提供された個人番号、基本 4 情報を一括で記録する仕組みを構築する。 宛名システムから住基ネットに照会する突合用ファイルを作成する機能を追加する。	◎

(注) 個人番号の保有、管理については、「1 基本要件(番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響)」、「1 (3) 想定スケジュールと移行に係る留意事項」、「番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書 3 (7) ヒアリング調査結果のご紹介」を参照。

表 2.2-8 宛名システムにおける主要機能要件(1/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
6	個人番号、法人番号の真正性の確保	個人番号にひも付く本人確認情報、法人番号にひも付く法人情報の整合等	個人番号にひも付く個人確認情報の整合（住登外者）	住登外者については、税業務等で申告等があるごとに、個人番号での検索機能と個人番号の保守機能を利用して、申告書等の基本 4 情報と宛名システムで管理する特定個人情報に相違がないかを確認し、個人番号を含む基本 4 情報を宛名システムに記録する。	◎
				住登外者の住基ネットを利用した個人番号の一括突合については、突合できた個人に対して、住基ネットから提供された個人番号を含む基本 4 情報を一括で記録する仕組みを構築する。	●
7			法人番号にひも付く法人情報の整合	法人については、税業務等で申告等があるごとに、申告書等の基本情報（法人等の商号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地）と宛名システムで管理する特定法人情報に相違がないかを確認する。	◎
				国税庁ホームページ等に公表される情報を利用した法人番号の一括突合については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、突合できた法人に対して、国税庁ホームページ等に公表される法人番号と商号又は名称、本店又は主たる事業所の所在地等の基本情報を一括で記録する仕組みを構築する。	●
8	団体内統合宛名システム等との接続	団体内統合宛名システム等との接続のための機能を追加	団体内統合宛名システム等との接続のための機能を追加	団体内統合宛名システム等の検討を踏まえ、税務分野で用いられる既存の宛名システムとは別に団体内統合宛名システム等を整備する場合には、接続に必要な機能を追加することが必要となる。	●

表 2.2-8 宛名システムにおける主要機能要件(2/2)

(2) 個人住民税システム

① 番号制度導入における影響の全体像

番号制度導入により、市町村に提出される書類に個人番号が記載されることから、個人番号をキーとして、給与支払報告書等と申告書との名寄せがより正確かつ効率的に行えることが期待される。

また、納税義務者本人以外に、控除対象配偶者、扶養親族、青色事業専従者を特定するにあたり、個人番号を利用することが想定される。

また、これまで照会文書で取り交わしていた情報授受を、番号制度導入後は情報提供ネットワークシステムを介して他団体との情報連携により行うなどで、業務が効率化することが想定される。

項番	納税義務者等	影響
1	• 市町村に住所を有する個人	• 確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に個人番号が記載され、複数資料存在する時に、名寄せ判断の一部として利用する。 • 個人番号が申告書あるいは報告書単位に異なる可能性を考慮し、申告時の個人番号を保有しておく。 • 確定申告書等に控除対象配偶者、扶養親族、青色事業専従者の個人番号が記載され、その特定に利用する。 • 給与所得者が給与支払者を経由して扶養親族の申告を行う際に個人番号が記載され、その特定に利用する。 • 納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 • 給与支払報告書提出後において、給与所得者が退職、転勤等により異動した場合に提出される異動届出書に個人番号が記載され、異動者の特定に利用する。
2	• 事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該市町村内に住所を有しない者	• 個人住民税の申告書に個人番号が記載され、住所を有する市町村に対して申告者が非課税となるものでないか確認する際に利用する。 • 非課税となるか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。
3	• 特別徴収義務者	• 給与支払報告書等の提出に際し、給与支払者等の個人番号又は法人番号が記載され、給与支払者等の特定に利用する。 • 特別徴収義務者として提出する書類に個人番号又は法人番号が記載され、特別徴収義務者の特定に利用する。

表 2.2-9 個人住民税の納税義務者及び特別徴収義務者

② 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、個人住民税の事務に与える影響について記載する。

番号制度導入により、給与支払報告や申告書等の書類に個人番号、法人番号が記載されることや、地方公共団体に提出する書類へ番号が記載されるようになるが、地方公共団体においてはそれらの処理業務等で個人番号、法人番号を利用することになる。

例えば、個人住民税では納税義務者、扶養親族、控除対象配偶者、青色事業専従者等を特定する場面において個人番号を利用することができる。また、特別徴収義務者の特定において個人番号、法人番号を利用することができる。

②-1 番号制度導入後の個人住民税の課税準備の流れ

市町村の個人住民税の申告書提出対象者及び特別徴収義務者を前年実績から抽出し、個人住民税の申告書及び給与支払報告書の提出を依頼する業務についての業務フローを示す。

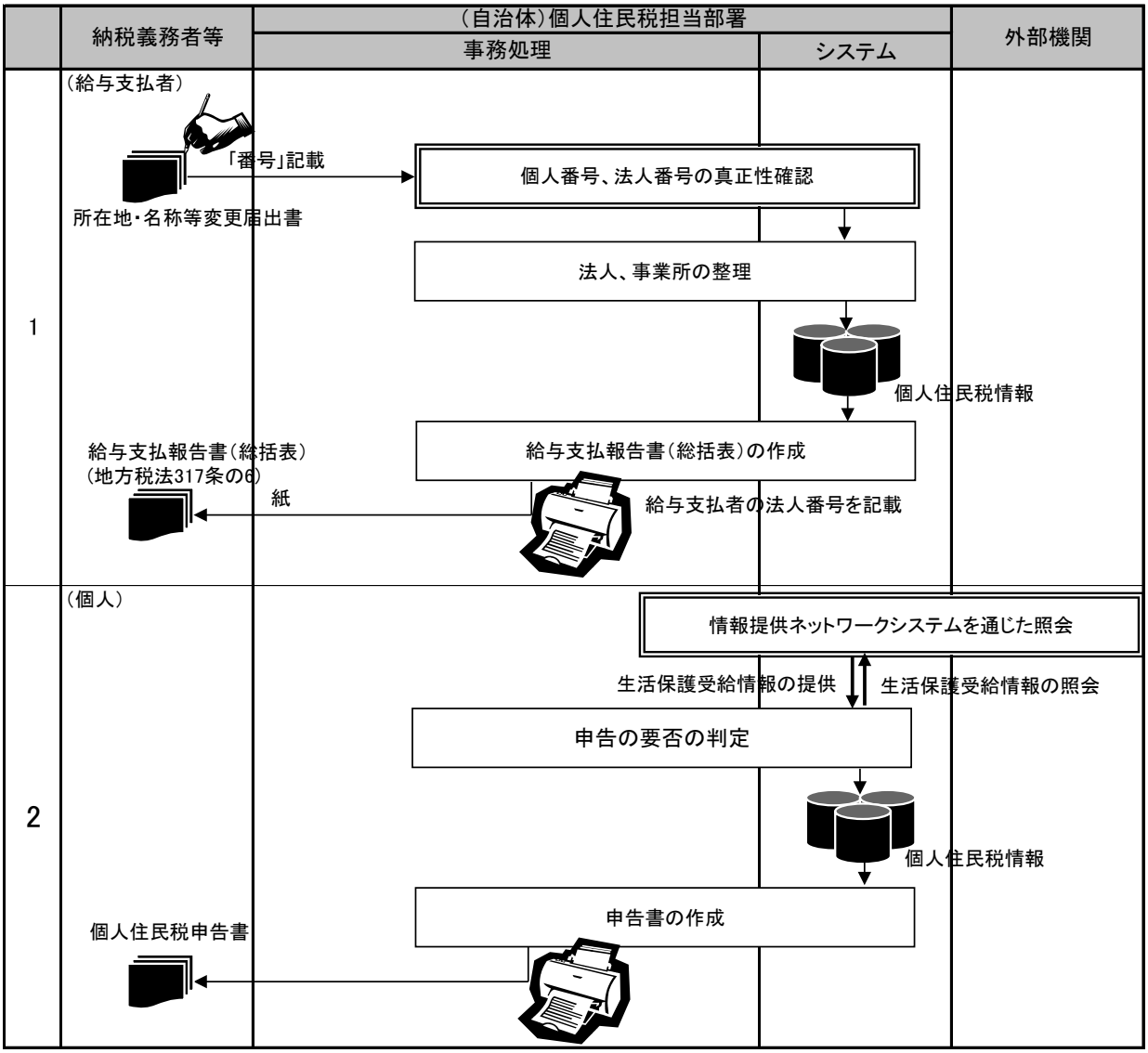

図 2.2-13 課税準備

項番	項目	内容	影響
1	給与支払報告書の提出依頼	• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し住民に個人番号、法人番号の提供を求める。	• 給与支払者の所在地等変更届出書に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 • 特別徴収義務者の所在地等変更届出書の個人番号、法人番号の真正性を確認する。 • 給与支払報告書（総括表）に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。
2	個人住民税の申告書提出依頼	• 地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる（番号法第 19 条）。	• 個人住民税の申告書に個人番号の記載欄を設ける。 • 生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。 • 生活保護受給情報を利用して、申告の要否の判定を行う。 • 具体的な情報提供ネットワークシステムへの照会プロセスについては、「第３節情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(2)①項番 3、4 のフローを参照

（注 1）個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
（注 2）情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。
（注 3）既に給与支払報告書（総括表）等に、市町村独自で付番している特別徴収義務者指定番号や宛名番号を利用している場合は、個人番号、法人番号と併用で運用することも想定される。
（注 4）個人住民税の申告書に個人番号の記載欄を設けるが、個人番号変更の可能性および個人情報保護の観点から、個人番号をあらかじめ記載しないこととすることが適当と考えられる。

表 2.2-10 課税準備

②-2 番号制度導入後の給与支払報告書の受付事務の流れ

給与支払者からの給与支払報告書を受付し、課税資料として登録する業務についての業務フローを示す。

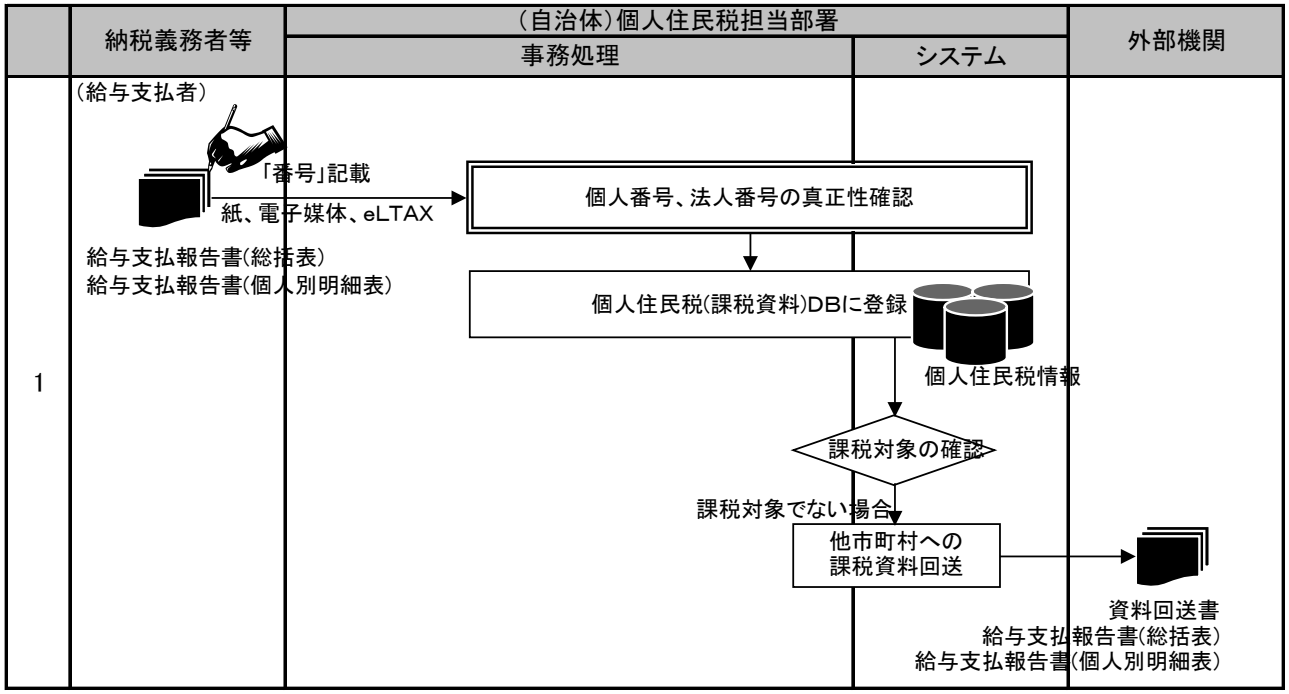

図 2.2-14 給与支払報告書の受付

項番	項目	内容	影響
1	給与支払報告書の受付登録	• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し住民に個人番号、法人番号の提供を求める。	• 給与支払報告書に記載された給与支払者及び給与の支払いを受ける者の個人番号、法人番号の真正性を確認する。 • 給与支払報告書に記載された扶養親族等の個人番号の真正性を確認する。 • 個人特定を個人番号等により行う。 • 課税資料の管理項目として個人番号、法人番号を登録し、個人番号、法人番号から課税資料を検索できるようにする。

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
(注 2) 現行で給与支払報告書の扶養親族の情報については摘要欄に自由形式で任意記載されている場合があるが、番号制度導入後は扶養親族等の記載欄を設けるよう様式を改正することを検討。

表 2.2-11 給与支払報告書の受付

②-3 番号制度導入後の公的年金等支払報告書の受付事務の流れ

公的年金等支払者からの公的年金等支払報告書を受付し、課税資料として登録する業務についての業務フローを示す。

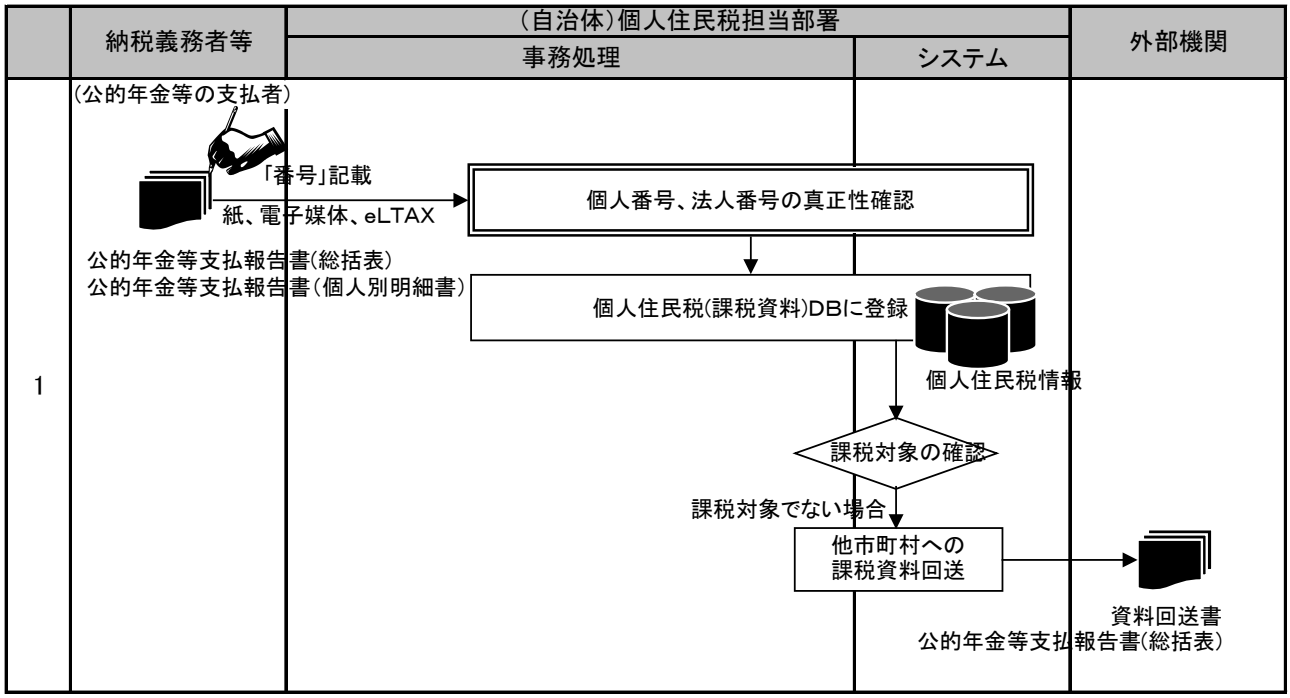

図 2.2-15 公的年金等支払報告書の受付

項番	項目	内容	影響
1	公的年金等支払報告書の受付登録	• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し住民に個人番号、法人番号の提供を求める。	• 公的年金支払報告書に記載された支払者及び支払いを受ける者の個人番号、法人番号の真正性を確認する。 • 個人特定を個人番号等により行う。 • 課税資料の管理項目として個人番号、法人番号を記録し、個人番号、法人番号により課税資料を検索する。

(注) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

表 2.2-12 公的年金等支払報告書の受付

②-4 番号制度導入後の申告書の受付事務の流れ

納税義務者からの個人住民税の申告書及び確定申告書を受付し、課税資料として登録する業務についての業務フローを示す。

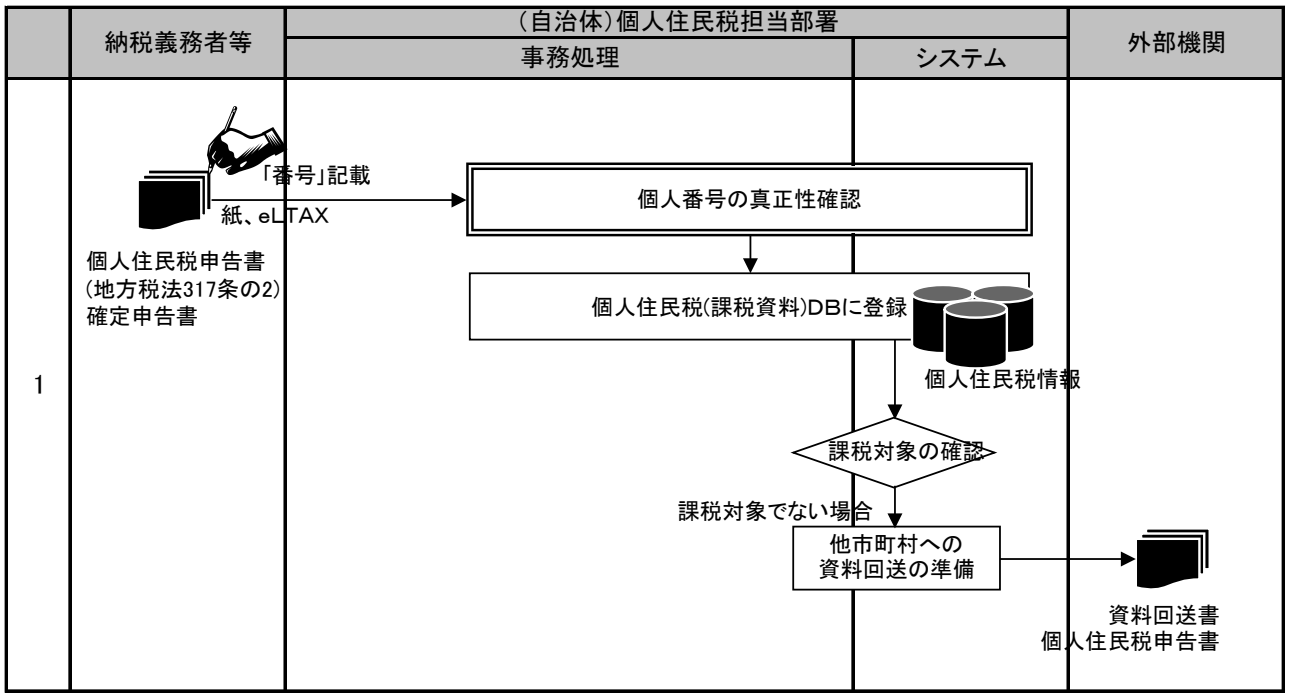

図 2.2-16 申告書の受付

項番	項目	内容	影響
1	申告書の受付登録	• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し住民に個人番号、法人番号の提出を求める。	• 個人住民税申告書に記載された本人、控除対象配偶者、扶養親族の個人番号の真正性を確認する。 • 個人特定を個人番号等により行う。 • 課税資料の管理項目として個人番号、法人番号を記録し、個人番号、法人番号により課税資料を検索できるようにする。

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
(注 2) 確定申告書に記載された個人番号の真正性の確認の要否については今後検討。

表 2.2-13 申告書の受付

②-5 番号制度導入後の賦課決定事務の流れ

給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税の申告書、確定申告書等、さまざまな課税資料を名寄せし、賦課を決定する業務についての業務フローを示す。

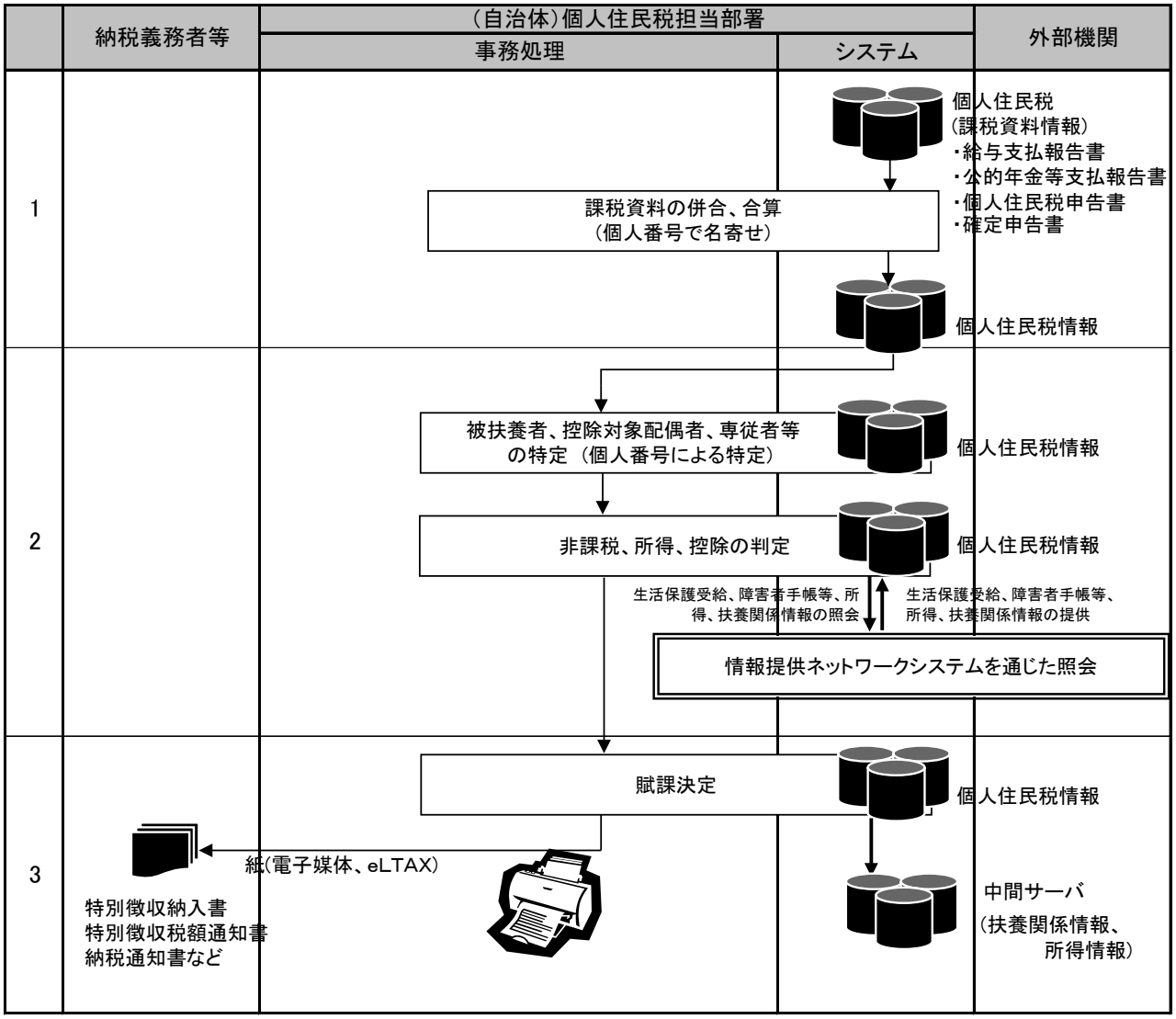

図 2.2-17 賦課決定

項番	項目	内容	影響
1	課税資料の併合、合算	• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し住民に個人番号、法人番号 の提供を求める。 • 地方公共団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のために個人番号を利用することができる（番号法第 9 条）。	• 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告書等、さまざまな課税資料を個人番号等で名寄せする。
2	非課税、所得、控除の判定	• 地方公共団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のために個人番号を利用することができる（番号法第 9 条）。 • 地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる（番号法第 19 条）。	• 住登外者の納税義務者について、生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。 • 情報提供ネットワークシステムから提供された情報を利用して、非課税判定等を行う。 • 相手先の課税状況等により情報提供ネットワークシステムから情報を取得できない場合、個別問い合わせ又は事後調査を行い、必要があれば賦課更正を行う。 • 具体的な情報提供ネットワークシステムへの照会プロセスについては、「第３節 情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(2)①項番 3、4 のフローを参照 • 符号を取得していない場合には、「第３節 情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(1)②-2 項番 2 のフローにより、符号を取得することが必要。
3	賦課決定	• 地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供を求められた場合は、当該特定個人情報を提供しなければならない（番号法第 22 条）。	• 特別徴収税額通知に給与所得者又は年金所得者の個人番号を記載する。 • 情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。 • 住民以外の者の所得情報等を中間サーバーに記録するためには、「第３節 情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(1)②-2 のフローにより、あらかじめ符号を取得しておくことが必要。

（注 1）情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。
（注 2）納税義務者宛ての納税通知書には、個人情報保護の観点から個人番号は記載しないこととすることが適当と考えられる。

表 2.2-14 賦課決定

②-6 番号制度導入後の他団体への連絡事務の流れ

住登外者に課税する際に、地方税法第 294 条第 3 項に基づき住民基本台帳に記録されている住所地の市町村へ課税について連絡を行う場合の通知(294－3 通知)及び市町村による所得の計算に係る税務署への通知に係る業務フローを示す。

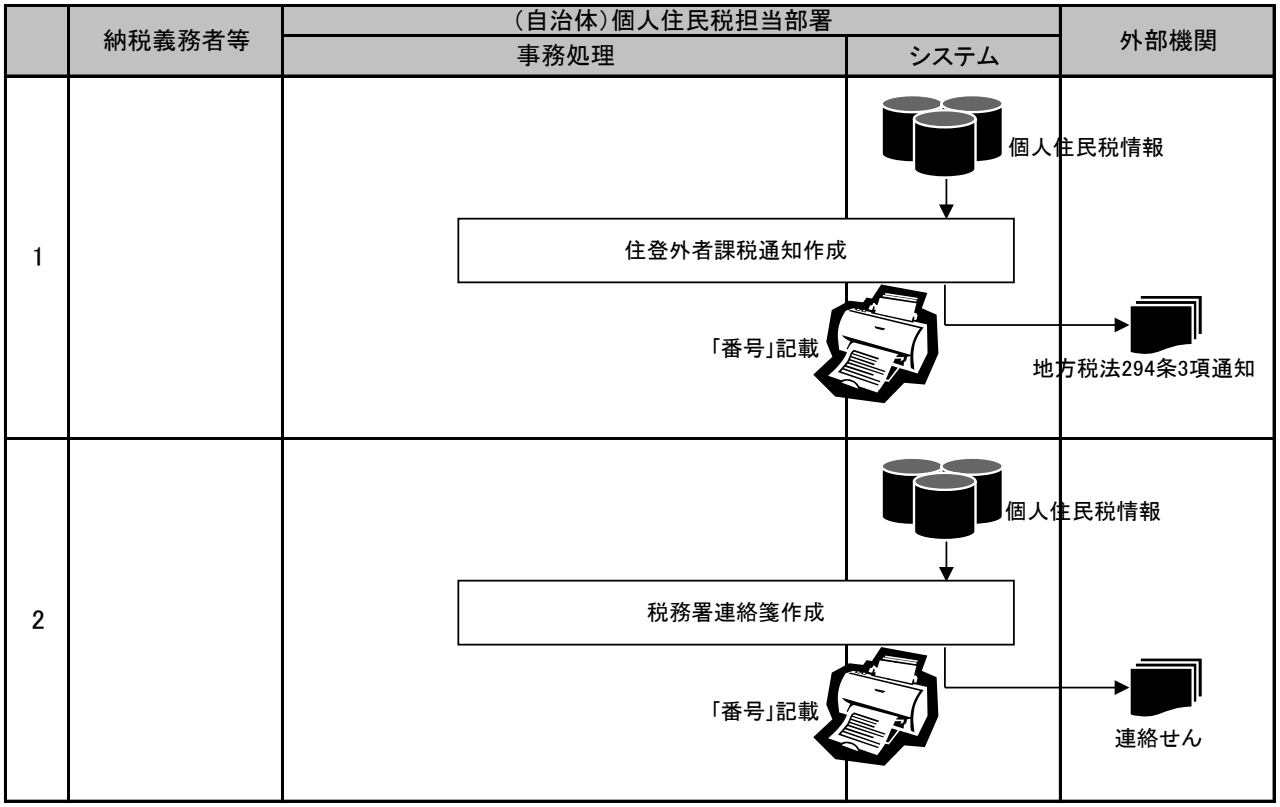

図 2.2-18 他団体への連絡

項番	項目	内容	影響
1	294－3 通知（住登外課税通知）の送付	地方税に関する特定個人情報を提供する場合等において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているときの特定個人情報の提供（番号法第 19 条第 8 号）	• 住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第 294 条第 3 項通知（住登外課税通知）に個人番号を記載する。
2	税務署連絡せんの送付		• 市町村による所得の計算に係る税務署への通知に個人番号を記載する。

表 2.2-15 他団体への連絡

②-7 符号一斉取得時の所得情報等の中間サーバーへの記録

符号一斉取得時に所得情報等を中間サーバーに記録するための業務フローを示す。符号一斉取得時(平成 28 年度を想定)には、当該年度課税分の所得情報等を中間サーバーに記録することとする。この場合、平成28年1月時点で住民であったが符号一斉取得時には住民でない者やそもそも住登外者に課税している場合については、保有している4情報を利用してあらかじめ符号を取得しておく必要がある。

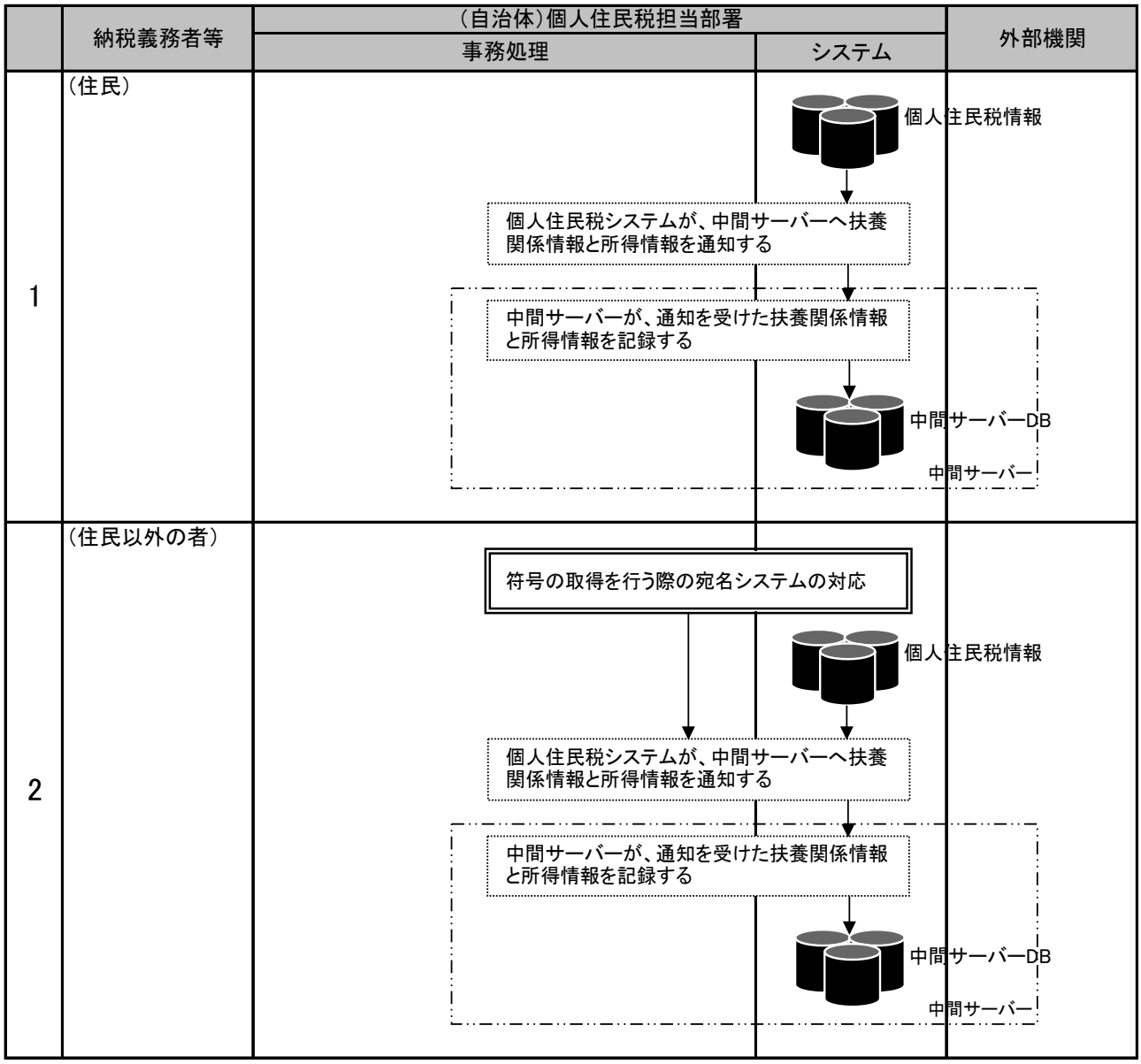

図 2.2-19 符号一斉取得時の所得情報等の中間サーバーへの記録

項番	項目	内容	影響
1	個人住民税に関する情報の記録（住民）	符号一斉取得時において個人住民税システムのデータベースに保存されている、符号取得日において住民である符号取得年度に課税した者の所得情報等を中間サーバーに記録する。	• 情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。
2	個人住民税に関する情報の記録（住民以外の者）	符号一斉取得時において個人住民税システムのデータベースに保存されている、符号取得日において住民でない符号取得年度に課税した者の所得情報等を中間サーバーに記録する	• 情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。 • 住民以外の者の所得情報等を中間サーバーに記録するためには、「第３節 情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(1)②-1 項番 1～3 のフローにより、あらかじめ符号を取得しておくことが必要。

表 2.2-16 符号一斉取得時の所得情報等の中間サーバーへの記録

③ 主要機能要件

「③ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、表 2.2-17 に示す。

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

表 2.2-17 方向性及び留意事項における区分一覧

ここでは、番号制度に伴い必要となる個人住民税システムの主要機能要件を示す。

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号、法人番号を追加する。	個人住民税データベースへの個人番号、法人番号の追加	課税根拠となる資料をデータベースで管理している場合は、資料データベースに、特別徴収義務者、納税義務者、扶養親族、専従者等の個人番号、法人番号を追加する。	●
				宛名システムを参照していない個人住民税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、特別徴収義務者、納税義務者、扶養親族、専従者等の個人番号、法人番号を追加する。	●
2		個人番号、法人番号による検索等機能を追加する。	検索キーに個人番号、法人番号を追加	個人番号、法人番号による検索を可能にする。	◎
				変更又は失効した個人番号、法人番号による検索を可能にする。	◎
3	表示機能	個人住民税の賦課及び徴収のために用いる画面に個人番号、法人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号、法人番号を追加	特別徴収義務者、納税義務者、扶養親族、専従者等の個人番号、法人番号を画面に追加する。	◎
				宛名システムを参照していないシステムでは、個人番号が変更等された場合に、変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	●
4		個人住民税の賦課及び徴収のために用いる帳票及びデータに個人番号、法人番号を追加する。	特別徴収税額通知への個人番号、法人番号追加	特別徴収義務者に税額通知を行う際に、納税義務者の個人番号を記載することについて検討する。	●
6		個人住民税の他団体への連絡に用いる帳票（紙又はデータ）に個人番号、法人番号記載欄を追加する。	第 294 条第 3 項通知、税務署連絡せん等への個人番号、法人番号の追加	納税義務者の個人番号を第 294 条第 3 項通知、税務署連絡せん等の帳票（紙又はデータ）に追加する。	●
7	個人特定機能	個人番号、法人番号による個人特定機能を追加する。	個人特定条件に個人番号、法人番号を追加	課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税の申告書等）に記載された個人番号、法人番号を、個人特定条件に追加する。	◎

表 2.2-18 個人住民税における主要機能要件(1/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
8	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会	生活保護受給情報の照会を行う。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報を取得する仕組みを追加する。	●
9		障害者手帳等情報の照会を行う。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により障害者手帳等情報を取得する仕組みを追加する。	●
10		所得情報の照会を行う。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により所得情報を取得する仕組みを追加する。	●
11		扶養関係情報の照会を行う。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により扶養関係情報を取得する仕組みを追加する。	●
12	情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供	所得情報を提供する。	情報提供	情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、所得情報を提供する仕組みを追加する。	◎
13		扶養関係情報を提供する。	情報提供	情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、扶養関係情報を提供する仕組みを追加する。	◎

(注) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

表 2.2-18 個人住民税における主要機能要件(2/2)

(3) 法人市町村民税システム

① 番号制度導入における影響の全体像

法人市町村民税は、法人税額を基礎に課する法人税割と、資本金等の額及び従業員数を基礎に課す均等割がある。

法人市町村民税は、申告納付方式を採用しているため、番号制度導入によって届出書や申告書に個人番号、法人番号が記載され、市町村では申告書等の処理作業で個人番号、法人番号を利用し管理することが想定される。

法人市町村民税の納税義務者は、市町村内に事務所若しくは事業所又は寮等を有する法人（地方税法第 294 条）とされているため、これら法人に個人番号、法人番号の提供を求め、徴収等の事務に個人番号、法人番号を利用することが想定される。

<table>
<tr><th>項番</th><th>納税義務者</th><th>影響</th></tr>
<tr><td>1</td><td>• 市町村内に事務所又は事業所を有する法人</td><td rowspan="2">• 法人番号の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。
• 法人が提出する法人設立（変更）等の申告書（届出書）（地方税法第 317 条の 2 第 7 項）に法人番号の記載欄を設ける。
• 法人設立（変更）等の申告書（届出書）が提出された場合は、法人番号の真正性の確認を行う。
• 法人の合併、商号変更等により法人等に異動が生じた場合には、法人番号により当該の公表法人情報を検索する等して異動内容を確認し、地方税システムに反映させることが想定される。
• 商業・法人登記から法人番号が法人に通知されるまでのタイムラグによって、申告書等への法人番号の記載の業務フローが異なることが想定される。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>• 市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの</td></tr>
<tr><td>3</td><td>• 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの</td><td>• 法人課税信託の届出等に個人番号の記載欄を設ける。
• 法人課税信託の受託者から届出等が提出された場合には、法人課税信託の受託者の個人番号について、真正性の確認を行う。
• 法人課税信託の受託者の個人番号が記載されなかった場合は、届出等に記載された基本 4 情報で、宛名システム又は住基ネットに照会するなどして確認し、必要に応じて宛名システムへの登録を行う。</td></tr>
</table>

（注 1）個人番号、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
（注 2）法人番号の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

表 2.2-19 法人市町村民税の納税義務者

② 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、法人市町村民税の事務に与える影響について記載する。

番号制度の導入により、申告書に法人番号が記載されるため、法人市町村民税では法人、事業所の特定と納税義務者の特定の場面において法人番号を利用することが想定できる。

②-1 番号制度導入後の法人市町村民税情報の整備の流れ

法人からの設立等の申告書から、法人市町村民税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

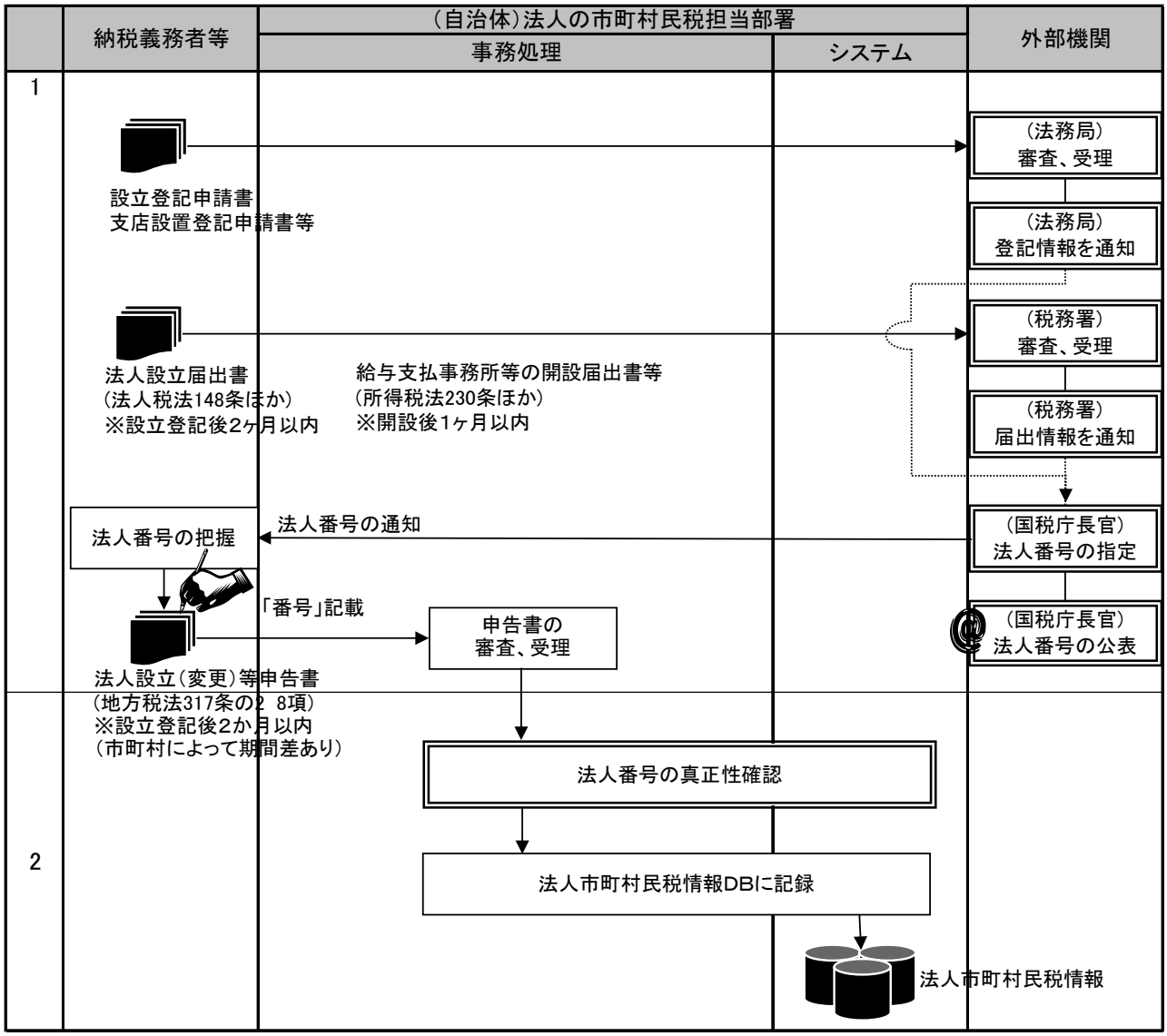

図 2.2-20 法人市町村民税情報の登録

項番	項目	内容	影響
1	法人設立（変更）等の申告（届出）	• 国税庁長官は法人番号を指定し、これを当該法人に通知する（番号法第 58 条）。 • 国税庁長官は法務大臣及び官公署に対して、法人番号の指定等を行うために必要な情報の提供を求める（番号法第 60 条）。	• 法人番号の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。法人番号がどのようなタイミングで付番されるのか、現段階では不明である。
		• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。	• 法人設立（変更）等の申告書（届出書）の法人名称欄等に法人番号の記載欄を設ける。 • 現在の法人宛名番号に法人番号をひも付けして管理する。
2	法人市町村民税の課税資料作成	• 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人等の商号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（番号法第 59 条）。 • 法人市町村民税の課税情報に法人の法人番号等を登録させる。	• 申告書等に記載された法人番号の真正性の確認を行う。 • 法人市町村民税課税情報に、法人番号を登録する。 • 法人番号による問合せがあった場合には、法人及び事業所等の法人番号から法人市町村民税の課税情報を検索する。
			• 法人課税信託の受託者となった個人について、個人番号の真正性の確認を行う。 • 法人課税信託の受託者となったものの個人番号から法人市町村民税の課税情報を利用（検索等）できるようにする。

（注 1）個人番号、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
（注 2）国税庁が法人番号を付番、通知、公表するタイミングにより、地方公共団体に提出する法人設立（変更）等の申告書には法人番号が記載されないことも想定される。
（注 3）情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報の提供について管理するための電子情報処理組織とされており、特定法人情報を情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携することは想定されていない。

表 2.2-20 法人市町村民税情報の登録

②-2 番号制度導入後の法人市町村民税の申告に係る事務処理の流れ

納税義務者からの法人等市民税の申告書(地方税法第 321 条の 8)から、法人市町村民税に関する申告についての業務フローを示す。

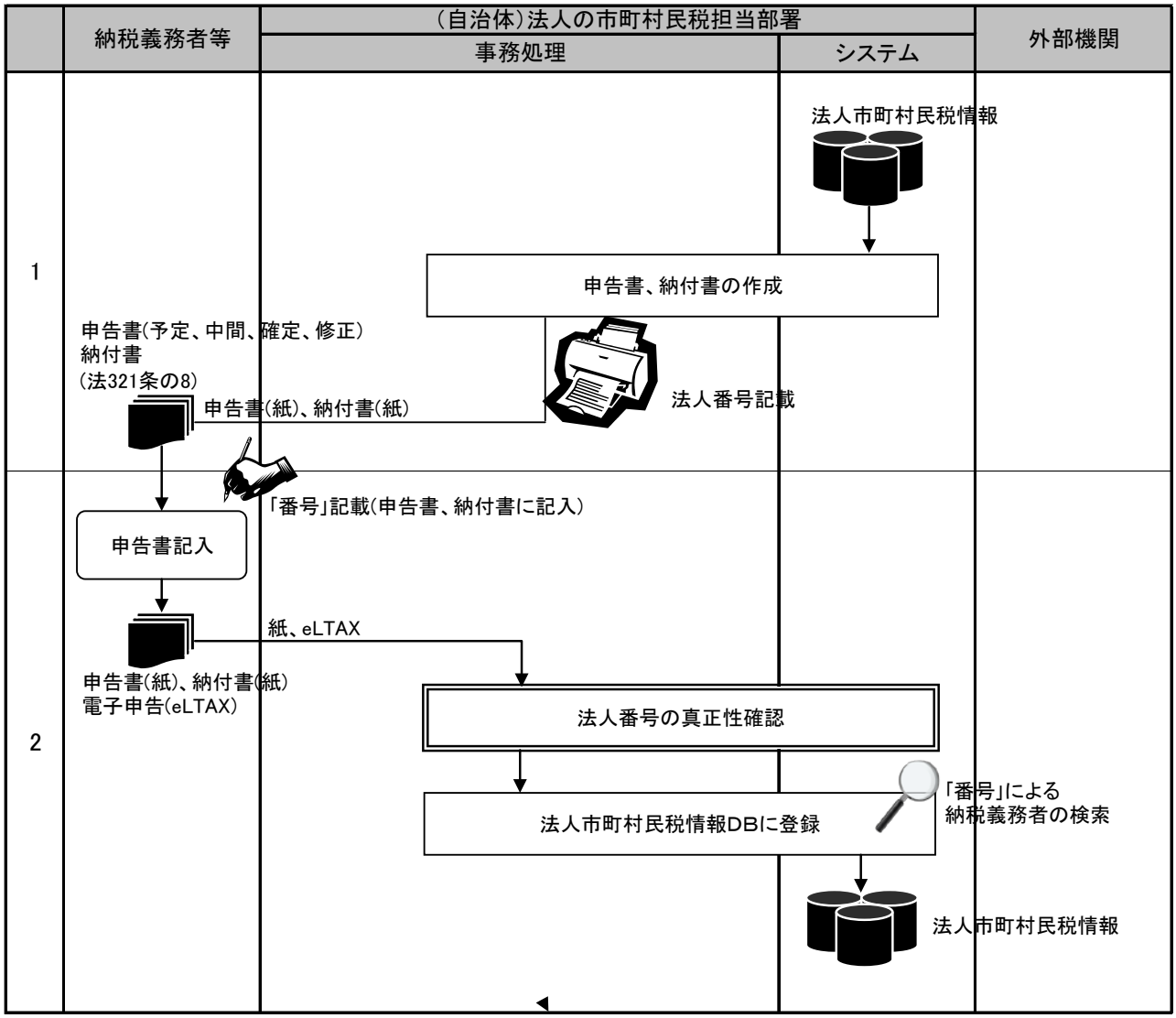

図 2.2-21 法人市町村民税に関する申告

項番	項目	内容	影響
1	申告書等の送付	• 法人市町村民税申告書にあらかじめ法人番号を記載する。	• プレ申告データに、法人番号の記載欄を設け、法人番号を記載する。
2	申告書等の記入、課税資料作成	• 地方公共団体に提出する書類へ法人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し、法人番号の提供を求める。 • 法人市町村民税課税情報に納税義務者の法人番号を利用する。	• 申告書、納付書等の法人名称、事業所名称の記載欄に、法人番号の記載欄を設ける。 • 申告書等に記載された法人番号の真正性の確認を行う。 • 法人市町村民税の課税情報に、法人番号を登録する。 • 法人番号から法人市町村民税の課税情報を検索できるようにする。 • 法人課税信託の受託者となったものの個人番号から法人市町村民税の課税情報を検索等ができるようにする。

(注) 法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

表 2.2-21 法人市町村民税に関する申告

②-3 番号制度導入後の法人市町村民税に関する情報のやり取りの流れ

法人税に関する書類の供覧等(地方税法第 325 条)、従業者数の修正・決定等(地方税法第 321 条の 14 第 6 項)についての業務フローを示す。

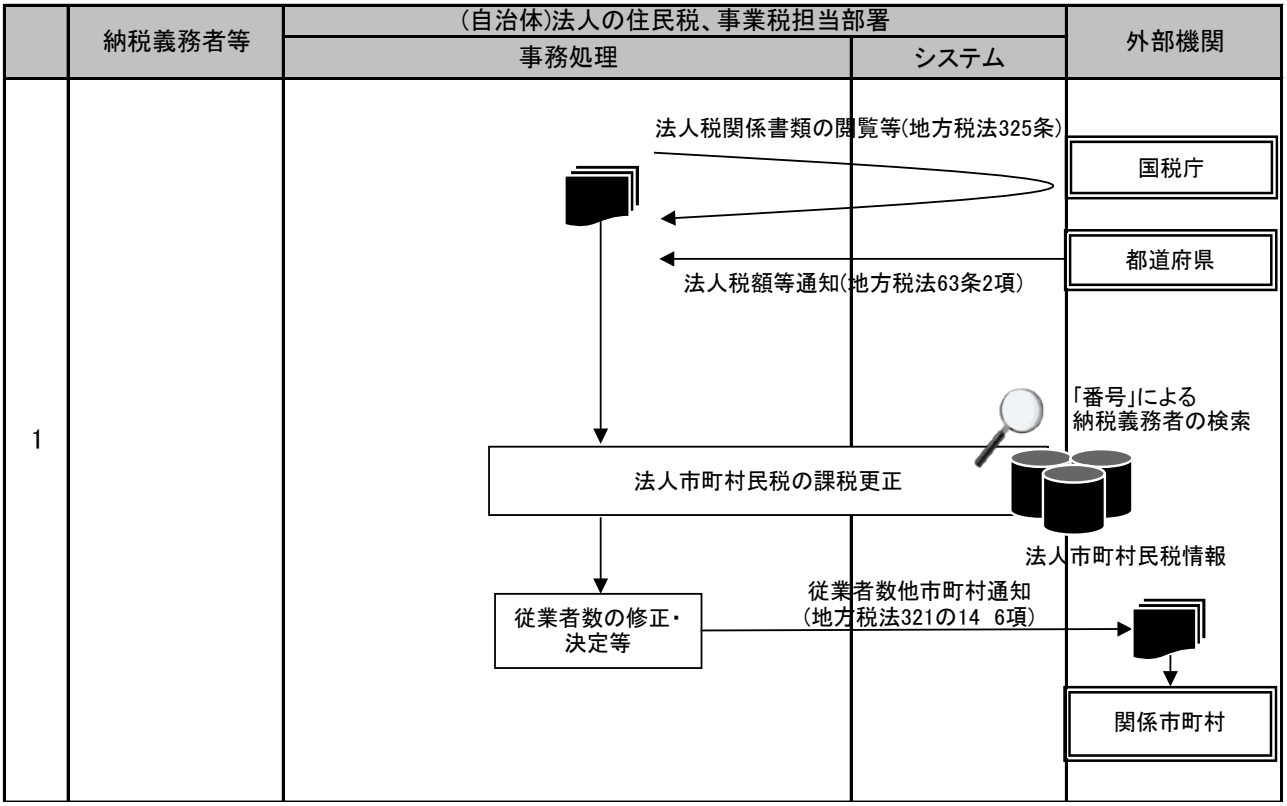

図 2.2-22 他団体との情報のやり取りの流れ

項番	項目	内容	影響
1	法人税に関する書類の供覧等(地方税法第 325 条)、従業者数の修正通知(地方税法第 321 条の 14 第 6 項)	• 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用する。	• 法人番号が含まれる国税庁の法人税関係書類の閲覧・記録や法人税額の通知により、法人市町村民税の課税資料作成にあたり、法人番号が利用できる。 • 都道府県からの従業者数の修正・決定等について、市町村は通知に記載された法人番号により、法人市町村民税の課税情報を検索し、税額更正等を行う。
		• 他の行政機関の長等に特定法人情報の提供を求めるときは、当該法人番号を通知してするものとする。	• 特定の法人に係る法人税関係書類等の閲覧又は記録を求めるときは、情報提供を求める際に当該法人の法人番号を通知する（各月中に法人税申告書を提出した法人の課税情報等、法人を特定できない場合はこの必要はない)。

(注 1) 法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
(注 2) 法人番号の導入後は、都道府県からの法人税額等の通知と課税情報との突合が法人番号をキーとして電子的に行われれば、事務が効率化することが考えられる。

表 2.2-22 法人市町村民税に関する他団体との情報のやり取りの流れ

③ 主要機能要件

「③ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、表 2.2-23 に示す。

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

表 2.2-23 方向性及び留意事項における区分一覧

ここでは、番号制度に伴い必要となる法人市町村民税システムの主要機能要件を示す。

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、法人番号を追加する。	法人市町村民税データベースへの法人番号の追加	宛名システムを参照していない法人市町村民税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、法人番号を追加する。	●
2				番号制度施行前に解散、閉鎖等した法人に対しては、法人番号が把握できないことも考慮する。	●
3		法人番号による検索等機能を追加する。	検索キーに法人番号の追加	法人番号による検索を可能にする。	◎
4	表示機能	法人市町村民税の賦課及び徴収のために用いる画面に法人番号を追加する。	画面表示項目への法人番号の追加	法人の法人番号を画面に追加する。	◎
5		法人市町村民税の賦課及び徴収のために用いる帳票に法人番号を追加する。	申告書、納付書等への法人番号の追加	法人番号を、申告書、申出書、課税台帳等の帳票に追加する。	◎
				法人番号を、通知書、証明書等の帳票に追加する。	●
			都道府県からの通知の法人番号の利用	都道府県からの通知に法人番号が付加されるとことが想定されるため、法人市町村民税システムで管理する課税情報データと、法人番号を使用して突合ができるようにする。	●
			他市町村への通知への法人番号の追加	他の市町村向けに作成する法人税額等の通知に法人番号を追加する。	◎

表 2.2-24 法人市町村民税における主要機能要件

(4) 固定資産税システム

① 番号制度導入における影響の全体像

固定資産税は、課税の客体が、土地、家屋及び事業用の償却資産（地方税法第 342 条）であり、番号制度導入による課税客体そのものへの影響はないと考える。

しかしながら、固定資産税の納税義務者は原則として固定資産の所有者（地方税法第 343 条）とされているため、固定資産の所有者に個人番号、法人番号の提供を求め、賦課及び徴収のために行う事務に個人番号、法人番号を利用することが想定される。

項番	課税客体	納税義務者	影響
1	土地	• 登記簿又は土地補充課税台帳に 所有者として登記又は登録されている者（地方税法第 343 条第 2 項） • 登記（登録）されている者が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地を現に所有している者（相続人等）	• 登記所から市町村に送付される登記済通知に記載されている所有者の氏名と住所から個人番号、法人番号を取得し、固定資産課税資料作成で利用する。 • 所有者が賦課期日前に死亡又は消滅している場合は、相続人代表指定届等（地方税法第 9 条の 2）に個人番号、法人番号を記載して提供させることにより、個人番号、法人番号を固定資産課税資料作成で利用する。
2	家屋	• 登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者（地方税法第 343 条第 2 項） • 登記（登録）されている者が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その家屋を現に所有している者（相続人等）	• 登記所から市町村に送付される登記済通知に記載されている所有者の氏名と住所から市町村において個人番号、法人番号を取得し、固定資産課税資料作成で利用する。 • 所有者が賦課期日前に死亡又は消滅している場合は、相続人代表指定届等（地方税法第 9 条の 2）に個人番号、法人番号を記載して提供させることにより、個人番号、法人番号を固定資産課税資料作成で利用する。
3	償却資産	• 償却資産課税台帳に所有者として登録されている者（地方税法第 343 条第 3 項）	• 償却資産申告書、償却資産種類別明細書（地方税法第 383 条）から法人番号を取得する。 • 前年に償却資産申告書を提出している所有者には、市町村から送付する申告書にあらかじめ所有者の個人番号、法人番号 を記載しておくことも想定される。

表 2.2-25 固定資産税の納税義務者

② 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、固定資産税の事務に与える影響について記載する。

②-1 番号制度導入後の土地、家屋に関する固定資産課税情報の整備の流れ

登記所からの登記済通知から、土地、家屋に関する固定資産課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

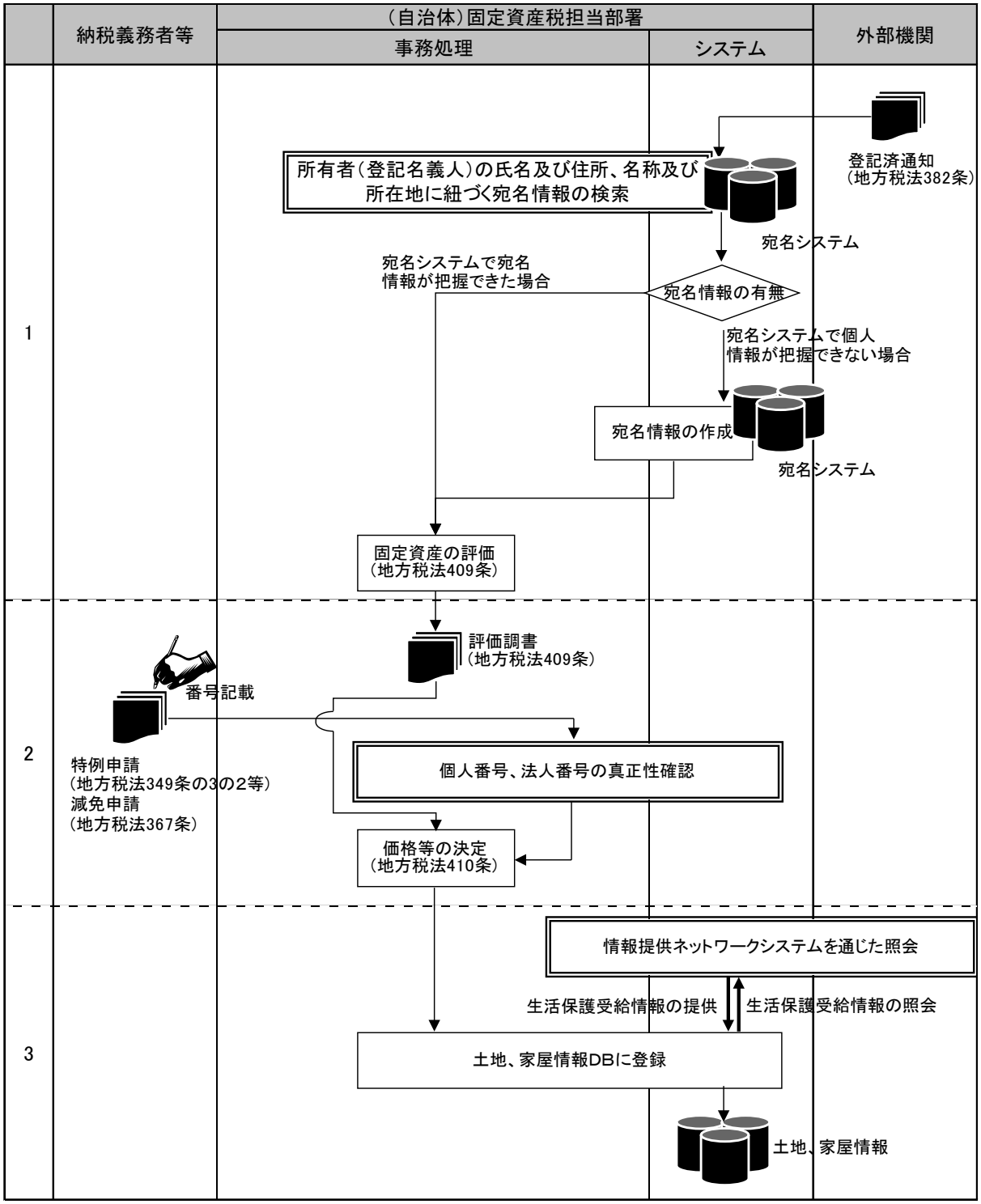

図 2.2-23 土地、家屋に関する情報登録

項番	項目	内容	影響
1	登記所からの通知	• 土地、家屋に関する登記所からの登記済通知における所有者（登記名義人）の氏名及び住所、名称及び所在地から、当該所有者や名義人にひも付く宛名情報を検索する。	• 登記済通知を受け取ったら、宛名情報を検索し、保有している宛名情報とひも付かない場合には新たな宛名を作成する。
2	納税義務者からの特例、減免等の申請	• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し、個人番号、法人番号の提供を求める。	• 納税義務者からの特例、減免等の申請書に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 • 申請書を受け取ったら、個人番号、法人番号の真正性の確認を行う。
		• 地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる（番号法第 19 条）。	• 住登外者の固定資産税の減免（地方税法第 367 条)を判定するため、生活保護受給に関する特定個人情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。 • 情報提供ネットワークシステムから提供された特定個人情報を利用して、減免判定を行う。 • 具体的な情報提供ネットワークシステムへの照会プロセスについては、「第３節 情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(2)①項番 3、4 のフローを参照 • 個人番号、符号を取得していない場合には、「第３節　情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(1)②-1 項番 1 及び 2 のフローにより、個人番号、符号を取得することが必要。
3	固定資産課税資料作成	• 必要に応じ、固定資産課税情報に納税義務者等の個人番号、法人番号を利用する。	• 土地、家屋の課税情報に、所有者等の個人番号、法人番号を利用（検索等）できるようにする。

(注 1) 個人番号、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
(注 2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

表 2.2-26 土地、家屋に関する情報登録

②-2 番号制度導入後の償却資産に関する固定資産課税情報の整備の流れ

所有者からの申告書(地方税法第 383 条)から、償却資産に関する固定資産課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

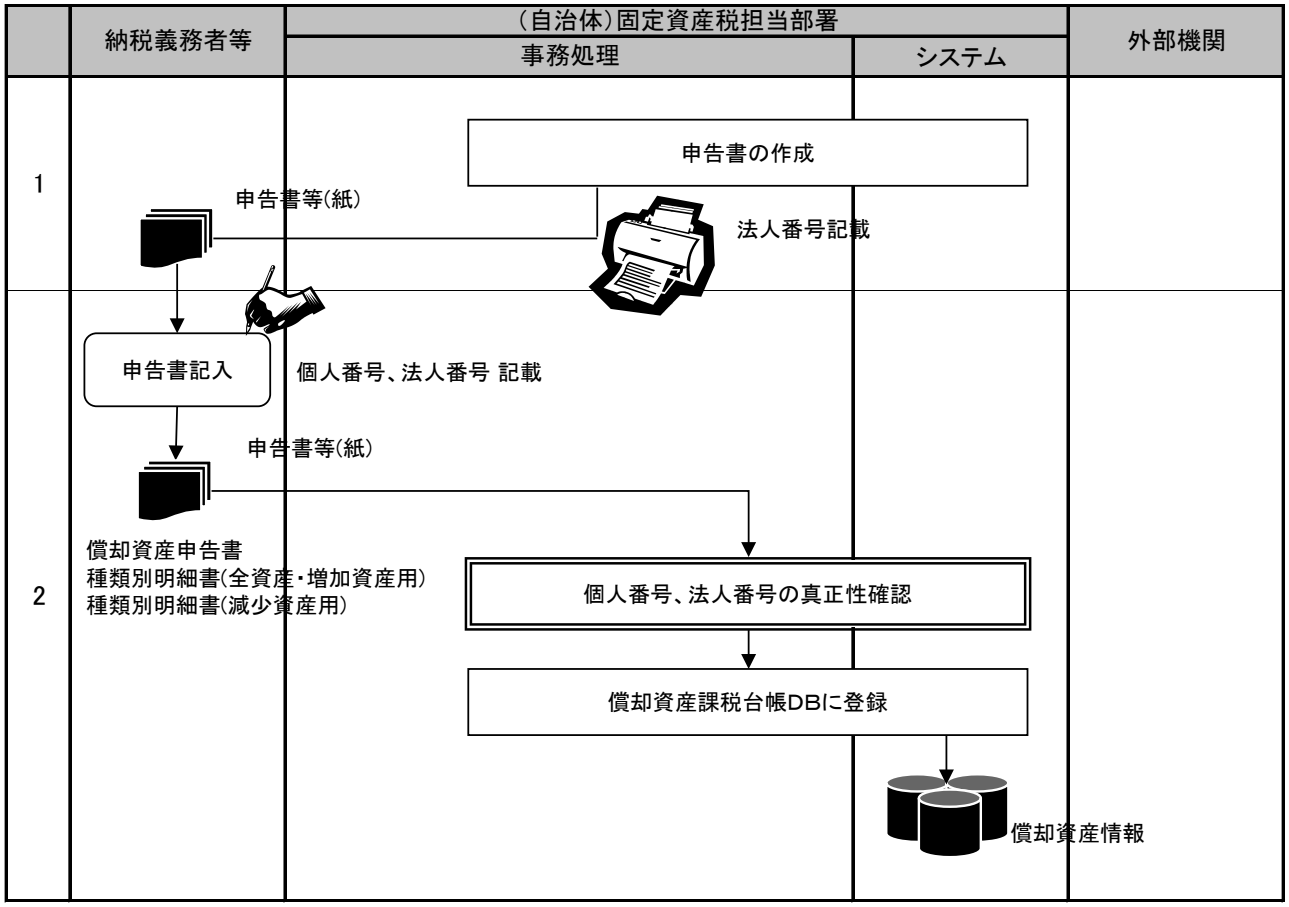

図 2.2-24 償却資産に関する情報登録

項番	項目	内容	影響
1	償却資産申告書等の送付	地方公共団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。	• 償却資産申告書、種類別明細書等の所有者欄に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 • プレ申告書に法人番号をあらかじめ記載する。
2	償却資産申告書等の記入	• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し、住民に個人番号、法人番号 の提供を求める。 • 固定資産課税情報に償却資産の所有者の個人番号、法人番号を登録する。	• 償却資産申告書、種類別明細書等に記載された個人番号、法人番号の真正性の確認を行う。 • 償却資産の課税情報に、所有者の個人番号、法人番号を登録する。

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
(注 2) 納税義務者宛ての納税通知書には、個人番号変更の可能性および個人情報保護の観点から、個人番号をあらかじめ記載しないこととすることが適当と考えられる。

表 2.2-27 償却資産に関する情報登録

③ 主要機能要件

「③ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、表 2.2-28 に示す。

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

表 2.2-28 方向性及び留意事項における区分一覧

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる固定資産税システムの主要機能要件を示す。

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号、法人番号を追加する。	固定資産税データベースへの個人番号、法人番号の追加	宛名システムを参照していない固定資産税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、納税義務者、名義人等の個人番号、法人番号を追加する。	●
				番号制度施行前の被相続人など、個人番号が付番されない者についても考慮する。	●
2		個人番号、法人番号による検索等機能を追加する。	検索キーに個人番号、法人番号を追加	個人番号、法人番号による検索を可能にする。	◎
				宛名システムを参照していないシステムでは、個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	●
3	表示機能	固定資産税の賦課及び徴収のために用いる画面に個人番号、法人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号、法人番号を追加	納税義務者、名義人等の個人番号、法人番号を画面に追加する。	◎
4		固定資産税の賦課及び徴収のために用いる帳票に個人番号、法人番号記載欄を追加する。	申告書等への個人番号、法人番号記載欄の追加	納税義務者、名義人等の個人番号、法人番号記載欄を申告書、申出書等の帳票に追加する。	◎
5	名寄機能	個人番号、法人番号による名寄せ機能に変更する。	名寄せキー個人番号、法人番号へ変更	現在の宛名番号の他に、納税義務者、所有者に対応する個人番号、法人番号による名寄せを可能にすることも考えられる。（その場合、個人番号、法人番号が付番されない者についても考慮が必要になる。）	●
6	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会	生活保護受給情報の照会を行う。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報を取得する仕組みを追加する。	●

（注 1）個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
（注 2）情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。
（注 3）個人情報保護の観点から通知書や証明書等、本人宛に交付を行う帳票や閲覧可能となる帳票には個人番号を記載しない取扱とすることが適当と考えられる。

表 2.2-29 固定資産税における主要機能要件

(5) 軽自動車税システム

① 番号制度導入における影響の全体像

軽自動車税は、課税の客体が、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(地方税法第 442 条)で、これらは既に登録ナンバーによる番号管理がなされていることが多いが、軽自動車税の納税義務者は軽自動車等の所有者が原則とされている(地方税法第 442 条の 2)ため、これら軽自動車等の所有者に個人番号、法人番号の提供を求め、賦課及び徴収のために行う事務に個人番号、法人番号を利用することが想定される。

項番	課税客体	納税義務者	影響
1	軽自動車 二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車	• 所有者に主たる定置場所在の市町村が課税（地方税法第 442 条の 2） • 売主が所有権を留保しているときは、買主を所有者とみなす（地方税法第 442 条の 2 第 2 項）	• 軽自動車税申告書から個人番号、法人番号を取得し、軽自動車税課税情報作成で利用する。 • 軽自動車税の課税情報に所有者の個人番号、法人番号を記録する。

表 2.2-30 軽自動車税の納税義務者

② 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、軽自動車税の事務に与える影響について記載する。

②-1 番号制度導入後の軽自動車税に関する課税情報の整備の流れ

軽自動車税申告書から、軽自動車税に関する課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

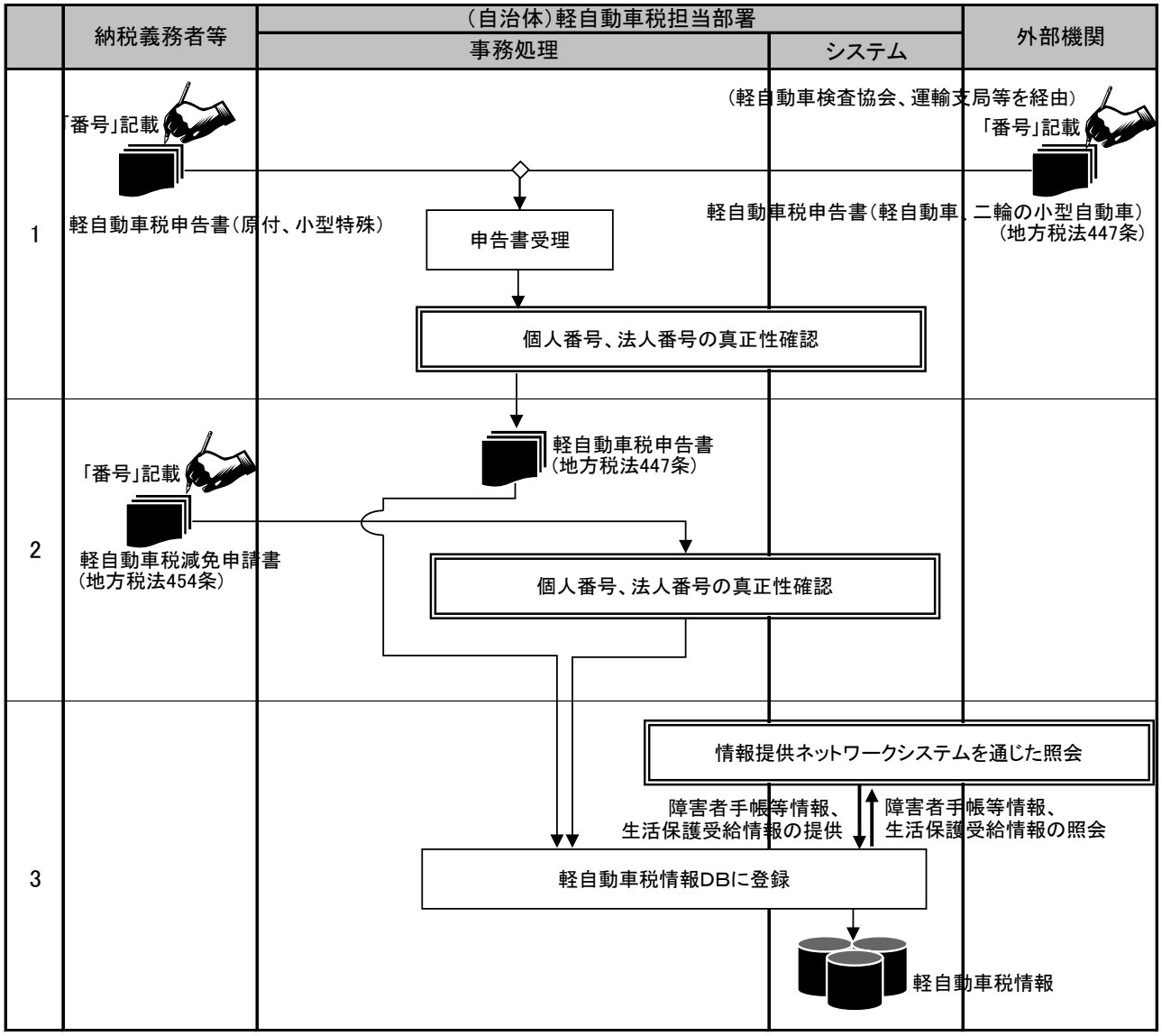

図 2.2-25 軽自動車税に関する情報登録、変更

項番	項目	内容	影響
1	軽自動車税の申告	• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し、住民に個人番号、法人番号の提供を求める。	• 軽自動車税申告書に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 • 軽自動車税申告書に記載された個人番号、法人番号の真正性を確認する。
2	所有者からの申請	• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し、住民に個人番号、法人番号 の提供を求める。	• 所有者からの減免等の申請書に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 • 申請書に記載された個人番号、法人番号の真正性を確認する。
		• 地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる（番号法第 19 条）。	• 住登外者の軽自動車税の減免（地方税法第 454 条）を判定するため、障害者手帳等及び生活保護受給に関する特定個人情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。 • 情報提供ネットワークシステムから提供された特定個人情報を利用して、減免判定を行う。 • 具体的な情報提供ネットワークシステムへの照会プロセスについては、「第３節 情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(2)①項番 3、4 のフローを参照 • 符号を取得していない場合には、「第３節 情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(1)②-2 項番 2 のフローにより、符号を取得することが必要。
3	軽自動車税課税資料作成	• 軽自動車税の課税情報に所有者等の個人番号、法人番号を利用する。	• 軽自動車税の課税情報に、所有者等の個人番号、法人番号を利用（検索等）できるようにする。

(注 1) 個人番号、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
(注 2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

表 2.2-31 軽自動車税に関する情報登録、変更

③ 主要機能要件

「③ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、表 2.2-32 に示す。

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

表 2.2-32 方向性及び留意事項における区分一覧

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる軽自動車税システムの主要機能要件を示す。

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号、法人番号を追加する	軽自動車税データベースへの個人番号、法人番号の追加	宛名システムを参照していない軽自動車税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、所有者等の個人番号、法人番号を追加する。	●
2		個人番号、法人番号による検索等機能の追加	検索キーに個人番号、法人番号を追加	個人番号、法人番号による検索を可能にする。	◎
				個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	◎
3	表示機能	軽自動車税の賦課及び徴収のために用いる画面に個人番号、法人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号、法人番号を追加	所有者等の個人番号、法人番号を画面に追加する。	◎
4		軽自動車税の賦課及び徴収のために用いる帳票に個人番号、法人番号記載欄を追加する。	申告書等への個人番号、法人番号記載欄の追加	個人番号、法人番号を申告書等の帳票に追加する。	◎
5	名寄機能	個人番号、法人番号による名寄せ機能への変更	名寄せキーを個人番号、法人番号へ変更	現在の登録ナンバーや所有者の宛名番号の他に、所有者の個人番号、法人番号による名寄せを可能にすることも考えられる。（その場合、個人番号、法人番号が付番されない者に対する考慮が必要になる。）	●
6	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会	生活保護受給情報の照会を行う。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報を取得する仕組みを追加する。	●
7		障害者手帳等情報の照会を行う。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により障害者手帳等情報を取得する仕組みを追加する。	●

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
(注 2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。
(注 3) 個人情報保護の観点から通知書や証明書等、本人宛に交付を行う帳票や閲覧可能となる帳票には個人番号を記載しない取扱とすることが適当と考えられる。

表 2.2-33 軽自動車税における主要機能要件

(6) 収滞納管理システム

① 番号制度導入における影響の全体像

現行の収滞納管理事務では、市町村内の各課税部署において宛名番号による納税義務者の特定が行われており、番号制度導入後も従来通りの事務処理が想定されるが、番号制度導入後、個人番号、法人番号による個人及び法人の重複登録の整理が可能となり、滞納情報の名寄せ等が効果的に実施されることも想定される。

また、他の地方公共団体や税務署等への照会事務においても、個人番号、法人番号を利用することが想定される。

② 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、収滞納管理事務に与える影響について記載する。

②-1 番号制度導入後の収滞納管理の流れ

滞納者の名寄せや、滞納処分にあたり他団体への実態調査を依頼する業務についての業務フローを示す。

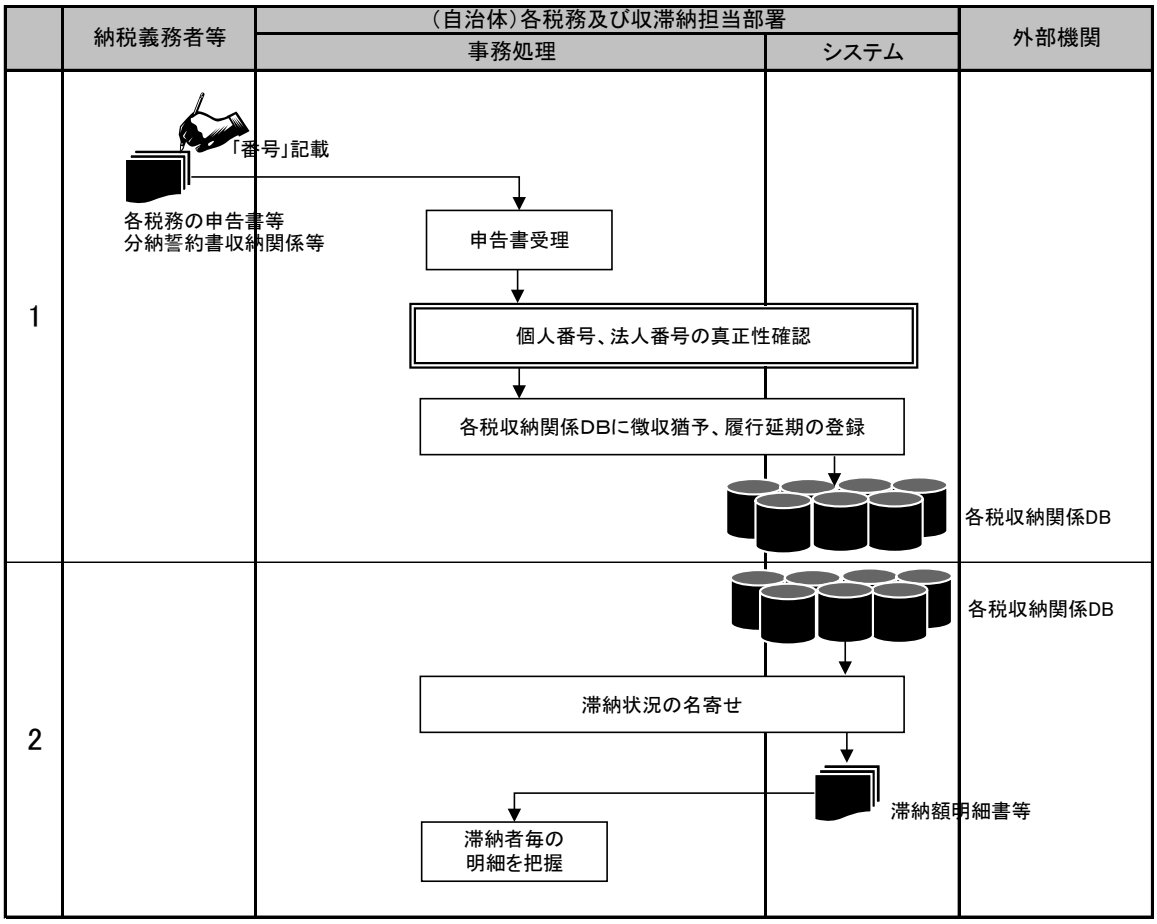

図 2.2-26 収滞納業務に関する個人番号、法人番号の活用(1/2)

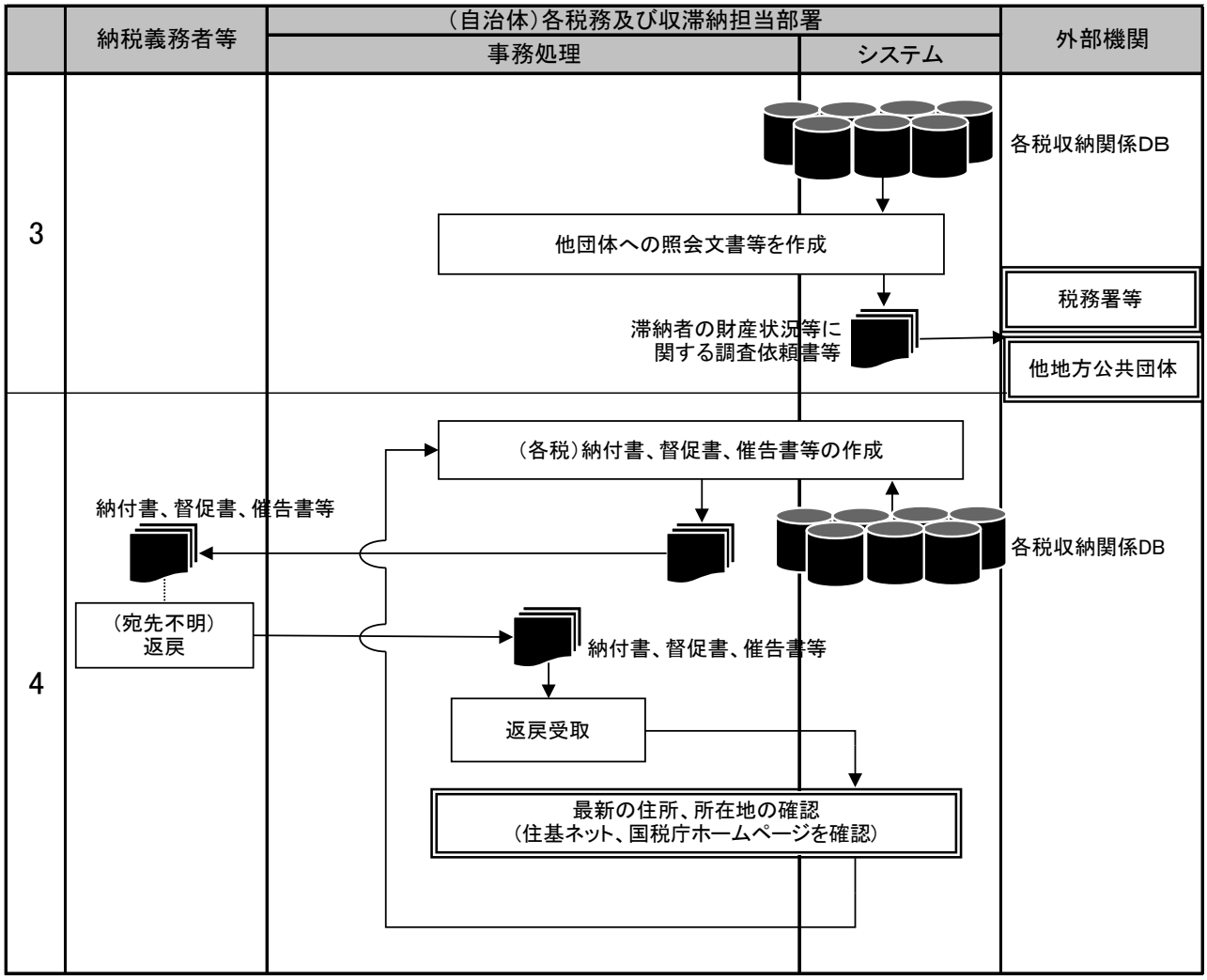

図 2.2-26 収滞納業務に関する個人番号、法人番号の活用(2/2)

項番	項目	内容	影響
1	特定個人情報、特定法人情報を宛名システム等に登録	• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し住民に個人番号、法人番号の提供を求める。	• 申告、申請、誓約等に関する届出書に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 • 個人番号、法人番号が記載された届出書の個人番号、法人番号の真正性を確認する。
2	収滞納状況の名寄せ	• 地方公共団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のために個人番号を利用することができる（番号法第 9 条）。	• 収滞納管理システムで、滞納状況の名寄せを行う際のキーに個人番号、法人番号を利用することで、税目間の滞納明細の名寄せの精度が向上する。
3	滞納者の実態調査照会文書の回答依頼	• 地方公共団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のために個人番号を利用することができる（番号法第 9 条）。 • 他の地方公共団体に特定法人情報を求めるときは、法人番号を通知して行う（番号法第 59 条）。	• 滞納者の実態調査照会文書に滞納者の個人番号、法人番号を記載する。
4	納付書等の発送と返戻	• 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、 住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。 • 地方公共団体で保有する特定法人情報について、事実と一致するように努める（番号法第 61 条）。	• 納付書等の不着返戻が発生した場合、宛名システム等に保有している宛名情報が古いことが考えられるため、個人番号、法人番号を基に特定個人情報、特定法人情報を確認し、納付書等を再作成し発送する（個人番号、法人番号に関する確認方法は、個人番号、法人番号の真正性の確認方法と同様（本ガイドライン 2(1)イ(ｱ)及び(ｲ)））。

（注 1）個人番号、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
（注 2）番号制度導入後、重複宛名の整理が一斉になされることは現実的には難しいことも想定されるため、滞納状況の名寄せについては、収滞納管理システム側においても個人番号、法人番号を利用することが想定される。
（注 3）納付書については、現行納付書の番号により管理がなされていることから、個人番号の記載は原則不要と考えられるが引き続き検討を行う必要がある。納付書の様式については、平成 19 年 3 月 27 日付け総税企第 55 号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」（総務省自治税務局企画課長通知）も参照。

表 2.2-34 収滞納業務に関する個人番号、法人番号の活用

③ 主要機能要件

「③ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、表 2.2-35 に示す。

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

表 2.2-35 方向性及び留意事項における区分一覧

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる収滞納管理システムの主要機能要件を示す。

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号、法人番号を追加する。	収滞納管理データベースへの個人番号、法人番号の追加	宛名システムを参照していない収滞納管理システムでは、収納管理及び滞納管理のために用いるデータベースに、納税義務者の個人番号、法人番号を追加する。	●
2		個人番号、法人番号による検索等機能を追加する。	検索キーに個人番号、法人番号を追加	個人番号、法人番号による検索を可能にする。	◎
				宛名システムを参照していないシステムでは、個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	●
3	表示機能	収納管理及び滞納管理のために用いる画面に個人番号、法人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号、法人番号を追加	納税義務者の個人番号、法人番号を画面に追加する。	◎
4		収滞納管理の他団体への連絡に用いる帳票に個人番号、法人番号記載欄を追加する。	滞納者の実態地調査照会文書への個人番号、法人番号の追加	滞納者の個人番号、法人番号を滞納者の実態調査照会文書に記載する。	◎
5	名寄機能	個人番号、法人番号による名寄せ機能へ変更する。	名寄せキー個人番号、法人番号へ変更	現在の宛名番号の他に、納税義務者に対応する個人番号、法人番号による名寄せを可能にすることも考えられる。（その場合、個人番号、法人番号が付番されない者についても考慮が必要になる。）	●

(注 1) 個人番号、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
(注 2) 個人情報保護の観点から証明書等、本人宛に交付を行う帳票や閲覧可能となる帳票には個人番号を記載しない取扱とすることが適当と考えられる。

表 2.2-36 収滞納管理における主要機能要件

3 システム改修要件（都道府県）

「1　基本要件（番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響）」の概要を踏まえ、本章では、都道府県の宛名システム、収滞納管理システム及び主な課税管理システムについての改修要件を示す。

(1) 宛名システム

① 番号制度導入における影響の全体像

宛名システムでは、地方税務における賦課、徴収等の業務に必要な個人、法人等に対する氏名、商号、事業所名等、住所及び所在地等の宛名情報が管理され、これらは、個人宛名番号、法人宛名番号によって関連付けられている。

市町村と異なり、既存住基システムを有しない都道府県では、申告書等から個人、法人の基本情報を収集・整備している。

個人、法人の基本情報の変更（氏名・名称変更や住所・所在地変更等）があると、税業務の申告書等の処理タイミングによっては、個人特定、法人特定ができず、調査等に時間を要することがある。

基本情報の収集・整備がなされないと、滞納整理等で複数の税目間で名寄せする際に名寄せ漏れが生じたり、納付書の不着返戻が発生したり、徴収業務にも支障が生じる。

基本情報の収集・整備については、平成 28 年 1 月以降、住基法の改正により、地方税務において住基ネットが利用できるようになる見込みであるが、さらに個人、法人の基本情報に個人番号、法人番号が追加され、申告書処理等における個人特定、法人特定に個人番号、法人番号が利用されることで、上記の現行の作業負荷が軽減されると考えられる。

番号制度導入の対応にあたっては、個人番号、法人番号を宛名システムに記録して管理することがシステム改修を局所化すると考えられる。

本ガイドラインの第 4 節「団体内統合宛名システム等の整備に係るガイドライン」において、地方公共団体における団体内統合宛名システム等の整備についての指針が示されている。ここでは、情報連携のために必要な団体内統合宛名システム等が整備されることを前提として、税務分野で用いられている宛名システムについて、地方税情報の管理の観点から必要となってくるシステム改修要件について記述を行うこととする。

なお、団体内統合宛名システム等の整備についての詳細は今後、詳細が示されていくこととなるが、税務分野で用いられる宛名システムの改修については、以下の点に留意が必要である。

・税務分野で用いられる既存の宛名システムの改修により団体内統合宛名システム等を整備する場合については、システムの実情に応じ、重複する機能について一体的に整備をすること。
・税務分野で用いられる既存の宛名システムとは別に団体内統合宛名システム等を整備する場合、税務分野で用いられている宛名番号と団体内統合宛名番号とひも付ける必要があるなど、団体内統合宛名システム等との接続に係る機能が追加されることが想定される。

項番	管理対象者	内容	キー	例	影響
1	個人	• 個人事業税、不動産取得税、自動車二税等の納税義務者及び賦課決定に必要な個人	個人宛名番号	• ○○一郎 • ○○花子 • ○○WAGNER	• 個人宛名番号と個人番号をひも付けして管理を行うことで、個人番号と宛名情報を関連付けし、特定個人情報を管理する。 • 課税対象とはなり得るが付番されない個人（例えば、海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者など施行日時点で住民票が消除されている者が該当）の存在を踏まえ、宛名システムにおいては、既存の（個人）宛名番号は残しつつ、（個人）宛名番号と個人番号をひも付けして管理することが想定される。 • 個人番号の取得については、平成28年1月以降、住基法の改正により、地方税務において住基ネットが利用できるようになる見込みである（住基ネットの具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要がある）。
2	法人等	• 都道府県民税利子割、法人二税、不動産取得税、自動車二税、鉱区税等の納税義務者及び賦課に必要な法人等	法人宛名番号	• ○○株式会社 • ○○株式会社××事業所 • ○○証券××支店 • ○○大学 • ○○病院 • ○○協会 • ○○連合会 • ○○機構 • ○○神社	• 法人宛名番号と法人番号をひも付けして管理を行うことで、法人番号と宛名情報を関連付けして特定法人情報を管理する。 • 都道府県の法人番号の取得、管理については、基本的に市町村と同様である。国税庁長官は、法人番号を指定し、当該法人に対して通知する（番号法第58条）。また、国税庁長官は、法人等の名称、所在地等と併せて法人番号を公表するものとされており（番号法第58条）、これらの情報は国税庁ホームページ等で誰もが参照可能となるものと見込まれる（ただし、人格のない社団等の所在地等の公表は予め同意のあるものに限る）（具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要がある）。 • 法人番号については、利用範囲の制限等がなく、民間事業者等でも自由に利用できる。

（注）個人番号、法人番号が付番されない者がいることを踏まえ、既存の名寄せキーに代替するのではなく、追加して名寄せすることが想定される。不動産の共有者については、不動産を共有名義で取得した場合の不動産取得税は、共有者全員に納税の告知が行われることから、本表では項番1の個人に含めている。

表 2.2-37 宛名システムでの管理対象者

② 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、宛名システムに与える影響について記載する。

②-1 番号制度導入後の個人番号の真正性の確認の流れ

番号制度導入後に、個人番号の真正性の確認を行うための想定フローを示す。

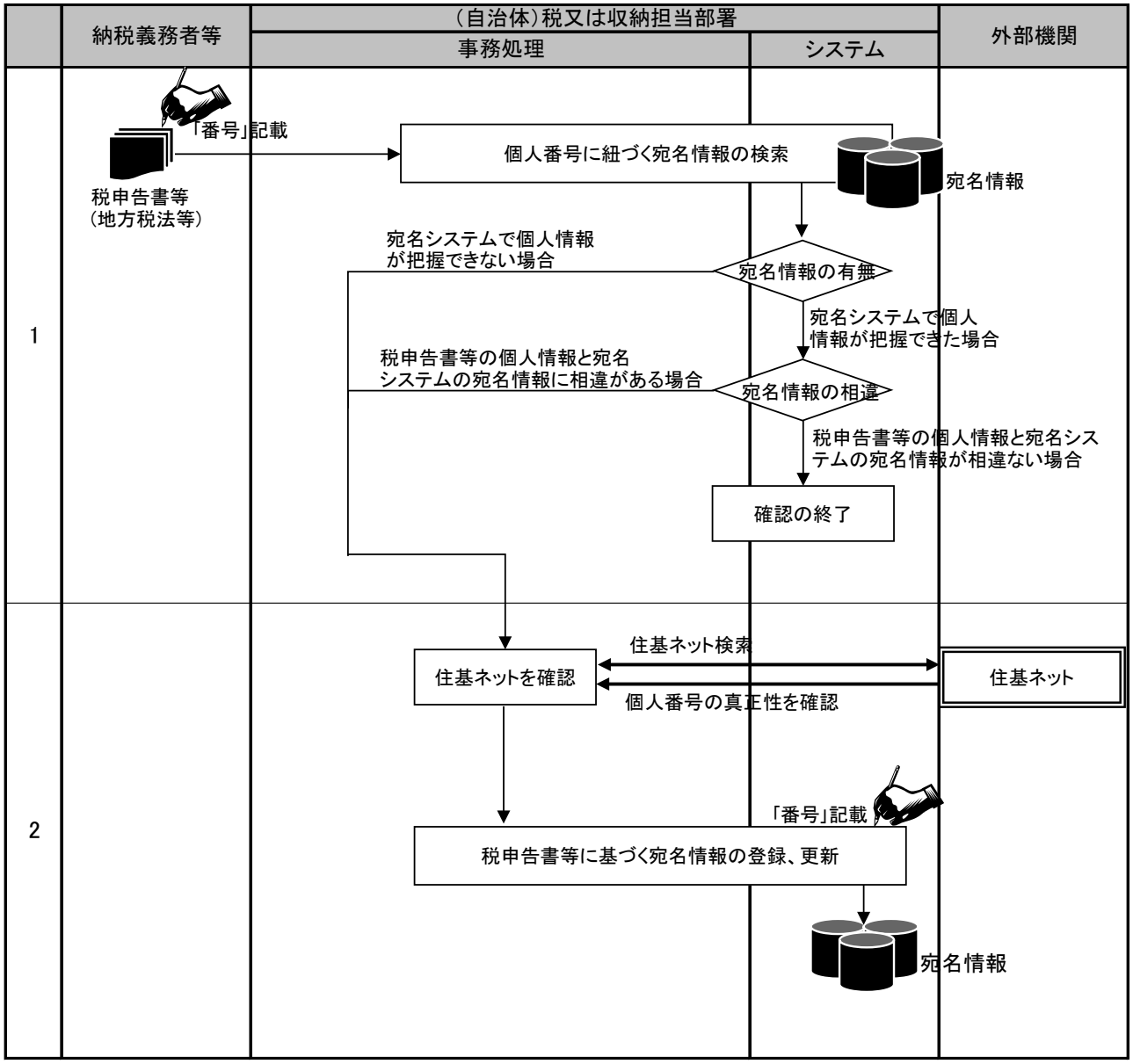

図 2.2-27 個人番号の真正性の確認

項番	項目	内容	影響
1	宛名システムを用いた個人番号の真正性の確認	• 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な限度で個人番号を利用することができる（番号法第 9 条）。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し個人番号の提供を求めることができる。 • 個人番号の提供を受ける際、本人確認を行う（番号法第 16 条）とともに、個人番号の真正性を確保する。	• 納税義務者等個人からの税申告書等に個人番号の記載欄を設ける。 • 税申告書等に記載された基本 4 情報又は個人番号で宛名システムを検索する。 • 宛名システムにおいて特定個人情報が検索でき、宛名システムの特定個人情報が税申告書等に記載された内容と一致した場合は、個人番号の真正性が確認できたものとする。 • 宛名システムにおいて特定個人情報が検索できない場合、又は宛名システムの特定個人情報が税申告書等に記載された内容と相違がある場合は、項番 2 に記載する手段を用いて個人番号の真正性を確認する。
2	宛名システム以外を用いた個人番号の真正性の確認	• 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。	• 税申告書等に記載された基本 4 情報又は個人番号で、住基ネットを照会するなどして、申告書等で提供された個人番号の真正性を確認し、真正性を確認した特定個人情報は、必要に応じて宛名システムへの登録を行う。 • また、必要に応じて最新の特定個人情報を宛名システムへの登録を行う。

（注）税申告書等の処理タイミングによっては、税申告書等に記載された特定個人情報が住所変更等で変更されている場合があり得るが、そのような場合、税申告書等に記載された特定個人情報と宛名システム等の情報で相違が発生するため、特定個人情報の真正性の確認のため住基ネットに対して本人確認情報の提供を求めることになる。

表 2.2-38 個人番号の真正性の確認

②-2 番号制度導入後の法人番号の真正性の確認の流れ

番号制度導入後に、法人番号の真正性の確認を行うための想定フローを示す。

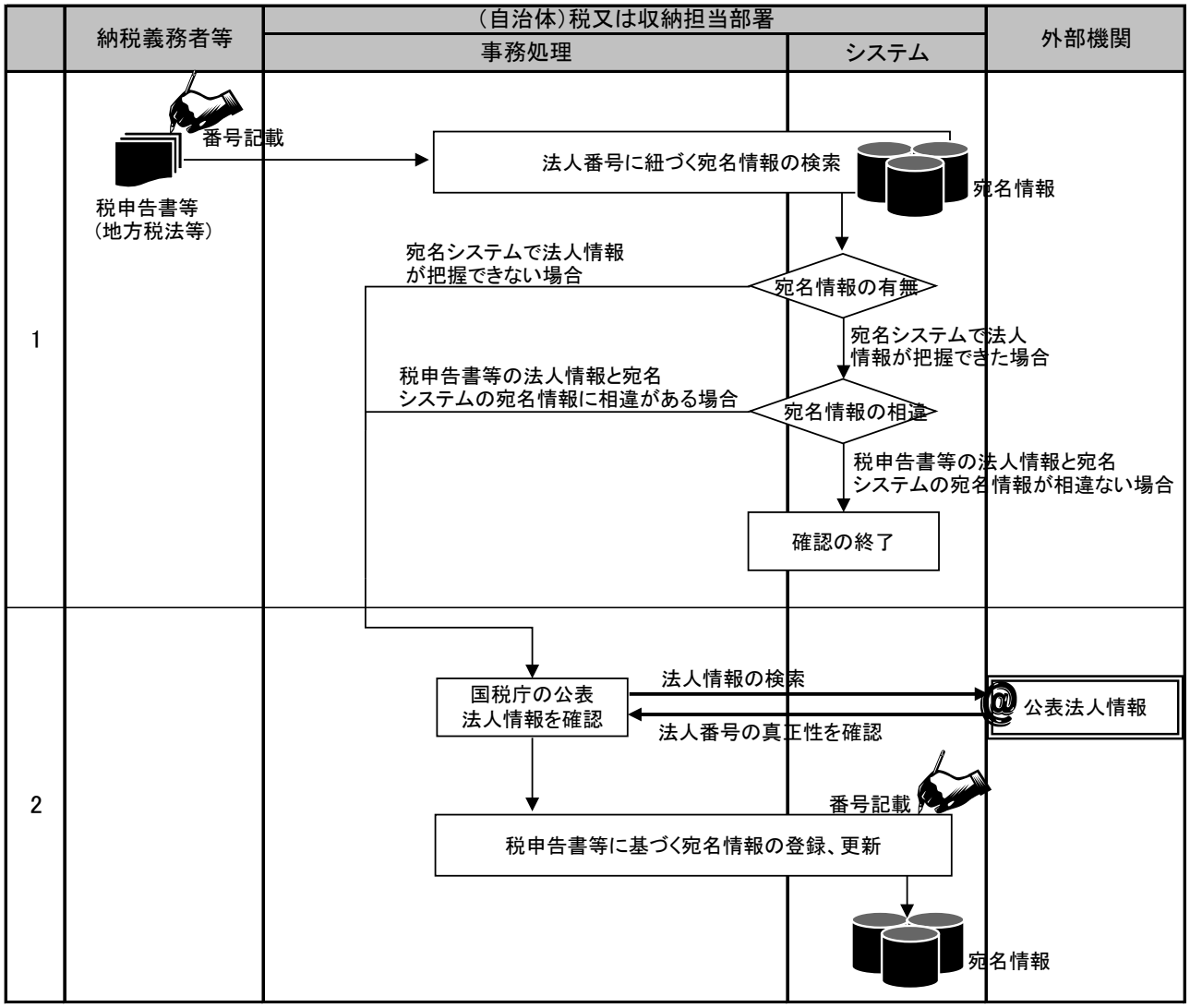

図 2.2-28 法人番号の真正性の確認

項番	項目	内容	影響
1	宛名システムを用いた法人番号の真正性の確認	• 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用することができる。 • 所有する特定法人情報について過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない（番号法第 61 条）。	• 納税義務者等法人からの税申告書等に法人番号の記載欄を設ける。 • 税申告書等に記載された法人番号で宛名システムを検索する。 • 宛名システムにおいて特定法人情報が検索でき、宛名システムの特定法人情報が税申告書等に記載された内容と一致した場合は、法人番号の真正性が確認できたものとする。 • 宛名システムにおいて特定法人情報が検索できない場合、又は宛名システムの特定法人情報が税申告書等に記載された内容と相違がある場合は、項番 2 に記載する手段を用いて法人番号の真正性を確認する。
2	宛名システム以外を用いた法人番号の真正性の確認	• 国税庁長官は、法人番号の指定を受けた法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する（番号法第 58 条）。 • 国税庁長官に対し、法人番号保有法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（番号法第 59 条）。	• 税申告書等に記載された情報で、国税庁が公表する商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の情報を検索及び法人番号を確認するなどして、申請書等で提供された法人番号の真正性を確認し、必要に応じて最新の特定法人情報を宛名システムへの登録を行う。

（注）国税庁が法人番号を付番、通知、公表するタイミングにより、地方公共団体に提出する法人設立（変更）等の申告書には法人番号が記載されないことも想定される。

表 2.2-39 法人番号の真正性の確認

②-3 宛名システムの基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録

番号制度導入後に、宛名システムの基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録を行うための想定フローを示す。

「1　基本要件（番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響）」で記載したとおり、都道府県の住民については、宛名システムが保有する基本 4 情報の状態によっては突合しない場合があり、そのひも付けに負担が見込まれることから、費用対効果を検証して対応を検討し、可能な範囲で初期突合を行うといったことも考えられるものである。

また、初期突合を行う場合には、住基ネット側から取得した個人番号を含む本人確認情報を、セットアップ・ツール等を用いて一括処理することが考えられる。

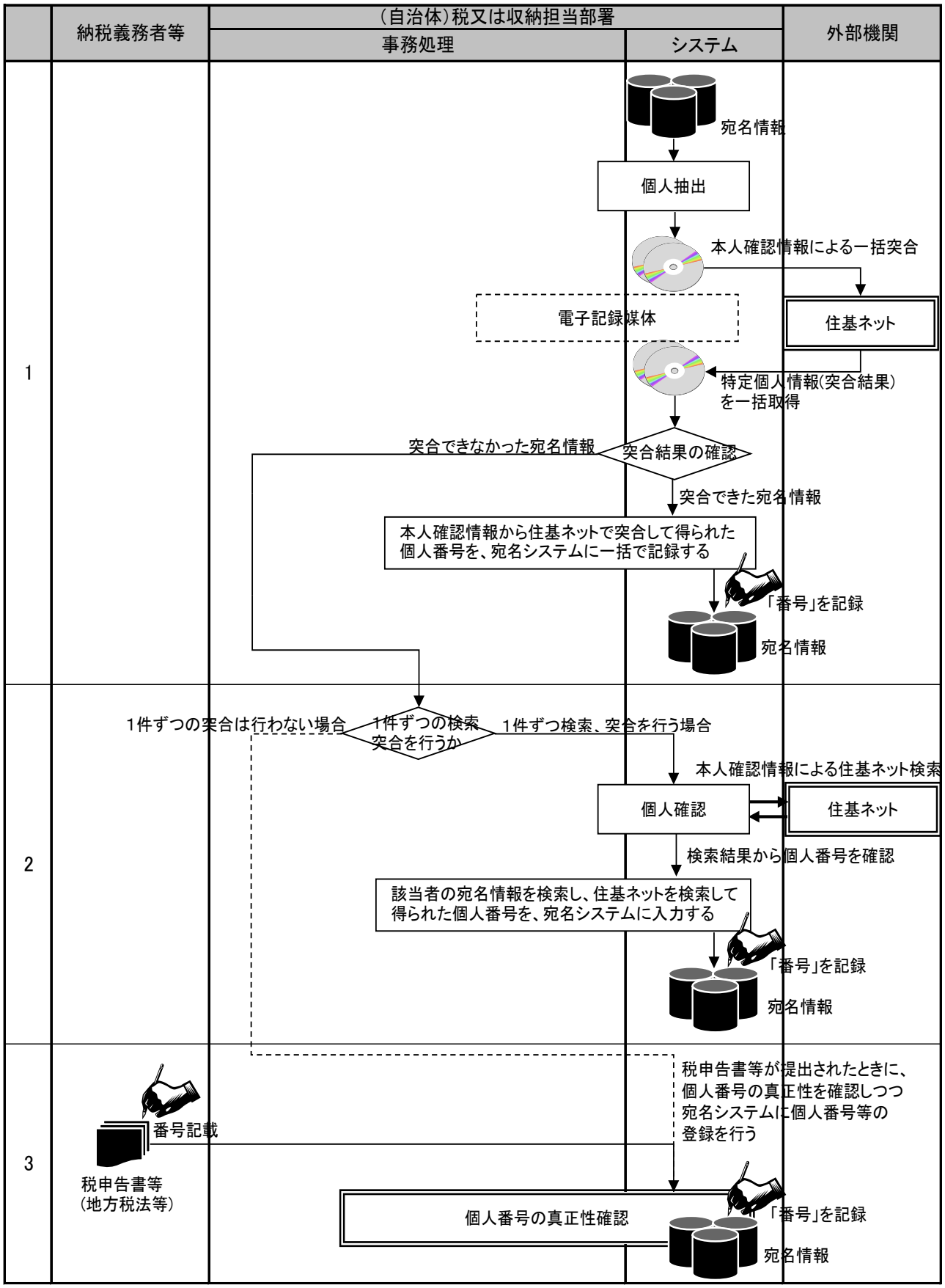

図 2.2-29 基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録

項番	項目	内容	影響
1	基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録（一括）	• 宛名システムの住民データに個人番号を記録する（番号法第 9 条）。 • 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。	• 都道府県の住基ネットを利用した個人番号の一括突合については「情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(1)②-1 項番 1 のとおりであるが、宛名システムへの影響は以下のとおり。 • 宛名システムから突合用に個人情報ファイルを作成する。 • 住基ネットに照会し、住基ネットの基本 4 情報と一括突合させ、個人番号を含む基本 4 情報の提供を受ける。 • 突合できた個人に対して、個人番号、基本 4 情報を宛名システムに一括登録する。
2	基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録（個別）	• 宛名システムの住民データに個人番号を記録する（番号法第 9 条）。 • 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。	• 一括で突合できなかった個人について個別に突合を行う場合は、個人の基本情報で住基ネットを検索し、検索結果から突合できた場合は、個人番号、基本 4 情報を宛名システムに登録する。
3	基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録（申告書処理時）		• 税申告書等に記載された個人番号の真正性を確認し、個人番号、基本 4 情報を宛名システムに記録する。

表 2.2-40 基本 4 情報による初期突合と個人番号の記録

②-4 宛名システムの法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録

番号制度導入後に、宛名システムの法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録を行うための想定フローを示す。

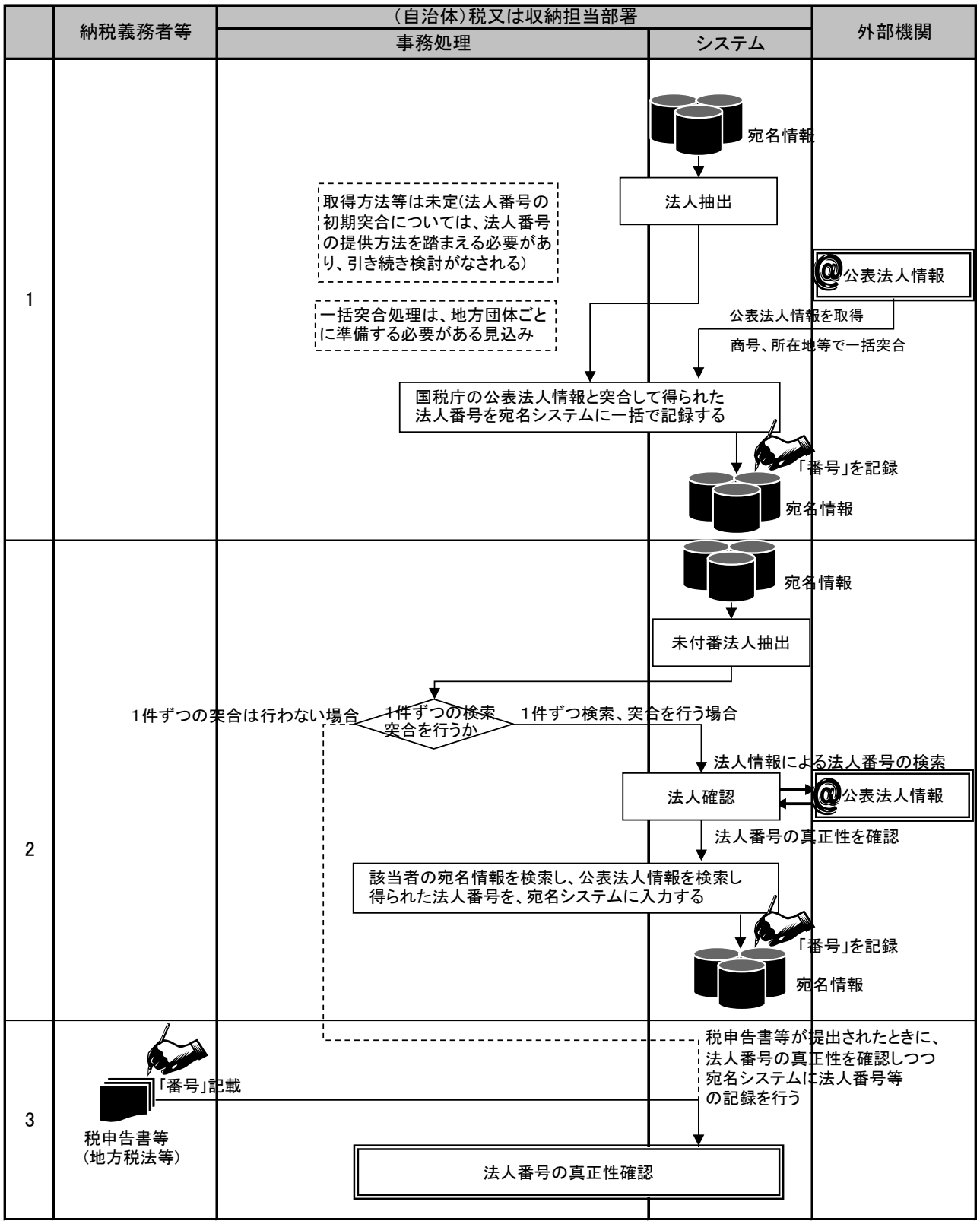

図 2.2-30 法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録

項番	項目	内容	影響
1	法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録（一括）	• 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用することができる。 • 保有する特定法人情報について、過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない（番号法第 61 条）。 • 国税庁長官に対し、法人番号保有法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（番号法第 59 条）。	• 法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、以下のとおり想定。 • 宛名システムから法人の「商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地」を抽出し、法人情報の突合用に法人情報ファイルを作成する。 • 国税庁が公表する公表法人情報と一括突合し、法人番号を特定する。 • 一括で突合できた法人に対して、法人番号等を宛名システムに一括記録する。
2	法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録（個別）	• 国税庁長官は、法人番号の指定を受けた法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する（番号法第 58 条）。	• 一括で突合できなかった法人について個別に突合を行う場合は、法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地等で国税庁が公表する特定法人情報を検索し、検索結果から当該法人であると特定できた場合は、当該法人の法人番号を宛名システムに入力して記録する。
3	法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録（申告書処理時）		• 税申告書等に記載された法人番号の真正性を確認し、宛名システムに記録する。

表 2.2-41 法人番号の初期突合

③ 主要機能要件

「③ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、表 2.2-42 に示す。

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

＜表 2.2-42 方向性及び留意事項における区分一覧＞

ここでは、番号制度に伴い必要となる宛名システムの主要機能要件を示す。

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	個人番号、法人番号の管理、真正性の確保	宛名データベースに、個人番号、法人番号を追加する	宛名データベースへの個人番号の追加	個人番号を保有・管理できるようにする。	◎
				個人番号が変更等された場合に、以前の個人番号を管理する。	◎
				番号制度施行前の死亡者、海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者、短期滞在の外国人等、個人番号を把握できるように考慮する。	◎
2			宛名データベースへの法人番号の追加	法人番号を保有・管理できるようにする。	◎
3		個人番号、法人番号による検索機能等を追加する。	個人番号での検索機能等の追加	個人番号での検索機能を追加する。	◎
				個人番号の保守機能を追加する。	◎
				変更前の個人番号での検索機能を追加する。	◎
4			法人番号での検索機能等の追加	法人番号での検索機能を追加する。	◎
				法人番号の保守機能を追加する。	◎
5		個人番号にひも付く個人情報、法人番号にひも付く法人情報の整合等	個人番号にひも付く個人確認情報の整合	税業務等で申告等があるごとに、個人番号での検索機能と個人番号の保守機能を利用して、申告書等の基本情報と宛名システムで管理する特定個人情報に相違がないかを確認し、個人番号、基本 4 情報を宛名システムに記録する。	●
				住基ネットを利用した個人番号の一括突合については、突合できた個人に対して、住基ネットから提供された個人番号、基本 4 情報を一括で記録する仕組みを構築する。	●

(注) 個人番号の保有、管理については、「1 基本要件(番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響)」、「1 (3) 想定スケジュールと移行に係る留意事項」、「番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書 3 (7) ヒアリング調査結果のご紹介」を参照。

表 2.2-43 宛名システムにおける主要機能要件(1/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
6	個人番号、法人番号の真正性の確保	個人番号にひも付く本人確認情報、法人番号にひも付く法人情報の整合等	法人番号にひも付く法人情報の整合	法人については、税申告等があるごとに、申告書等の法人情報（法人等の商号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地）と宛名システムで管理する特定法人情報に相違がないかを確認する。	◎
				国税庁ホームページ等に公表される情報を利用した法人番号の一括突合については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、突合できた法人に対して、国税庁ホームページ等に公表される法人番号と商号又は名称、本店又は主たる事業所の所在地等の基本情報を一括で記録する仕組みを構築する。	●
7	団体内統合宛名システム等との接続	団体内統合宛名システム等との接続のための機能を追加	団体内統合宛名システム等との接続のための機能を追加	団体内統合宛名システム等の検討を踏まえ、税務分野で用いられる既存の宛名システムとは別に団体内統合宛名システム等を整備する場合には、接続に必要な機能を追加することが必要となる。	●

（注）住基ネットを利用して個人番号を初期突合する場合、都道府県の基本 4 情報により突合を行うが、納税義務者個人について都道府県のシステムで保有する基本 4 情報の現況から、生年月日や性別が無いものや、都道府県内の個人の情報であっても住所情報が最新でないものがあるなどが想定され、住基ネットの基本4情報と突合させるための個人の基本情報の収集・整備が課題となることが想定される。

表 2.2-43 宛名システムにおける主要機能要件(2/2)

(2) 個人事業税システム

① 番号制度導入における影響の全体像

個人事業税は、個人が営む事業のうち、特に法律で定められた事業（法定業種）に課する税（地方税法第 72 条の 2 第 3 項ほか）で、賦課課税方式を採用している。

番号制度導入によって、個人事業税申告書、所得税確定申告書、住民税申告書等に個人番号が記載されることによって、納税義務者の個人特定作業の効率化が期待できる。

また、これまで照会文書で取り交わしていた情報授受を、番号制度導入後は情報提供ネットワークシステムを介して他団体との情報連携により行うなどで、業務が効率化することが想定される。

項番	納税義務者	影響
1	• 都道府県内に事務所又は事業所を設けて、法定業種の事業を行っている個人	• 事業を営む個人が提出する個人事業の開業（廃業・移転）等報告書から個人番号を取得し、個人事業税の課税資料作成で利用する。
2	• 事業所等を設けないで事業を行っている場合については、その事業を行う者の住所又は居所のうち、その事業と最も関係の深いもの（自宅など）をもって事業所等とみなす。	

表 2.2-44 個人事業税の納税義務者

② 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、個人事業税の事務に与える影響について記載する。

②-1 番号制度導入後の個人事業税課税情報の整備の流れ

個人事業の開業（廃業・移転）等の報告書から、個人事業税課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

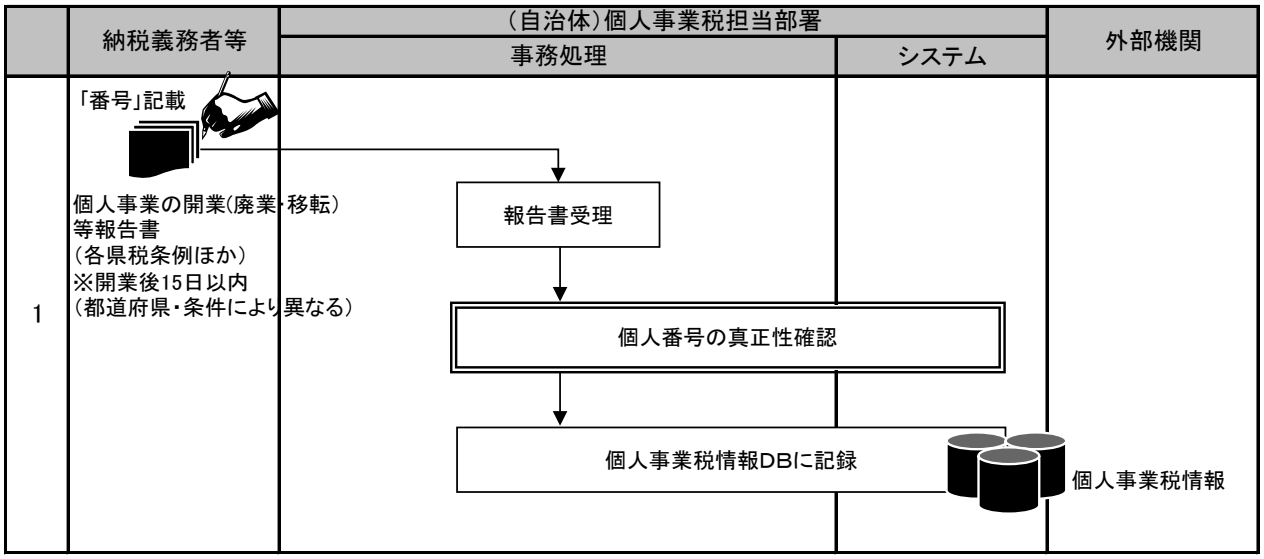

図 2.2-31 個人事業税情報の登録、修正

項番	項目	内容	影響
1	個人事業税のための個人事業の開業等の届出	• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し、住民に個人番号の提供を求める。	• 都道府県に提出される個人事業の開業・廃業等届出書に個人番号の記載欄を設ける。 • 届出書に記載された個人番号の真正性を確認する。

(注) 個人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

表 2.2-45 個人事業税情報の登録、修正

②-2 番号制度導入後の個人事業税の申告に係る事務処理の流れ

納税義務者等から提出された申告書から、個人事業税に関する申告についての業務フローを示す。

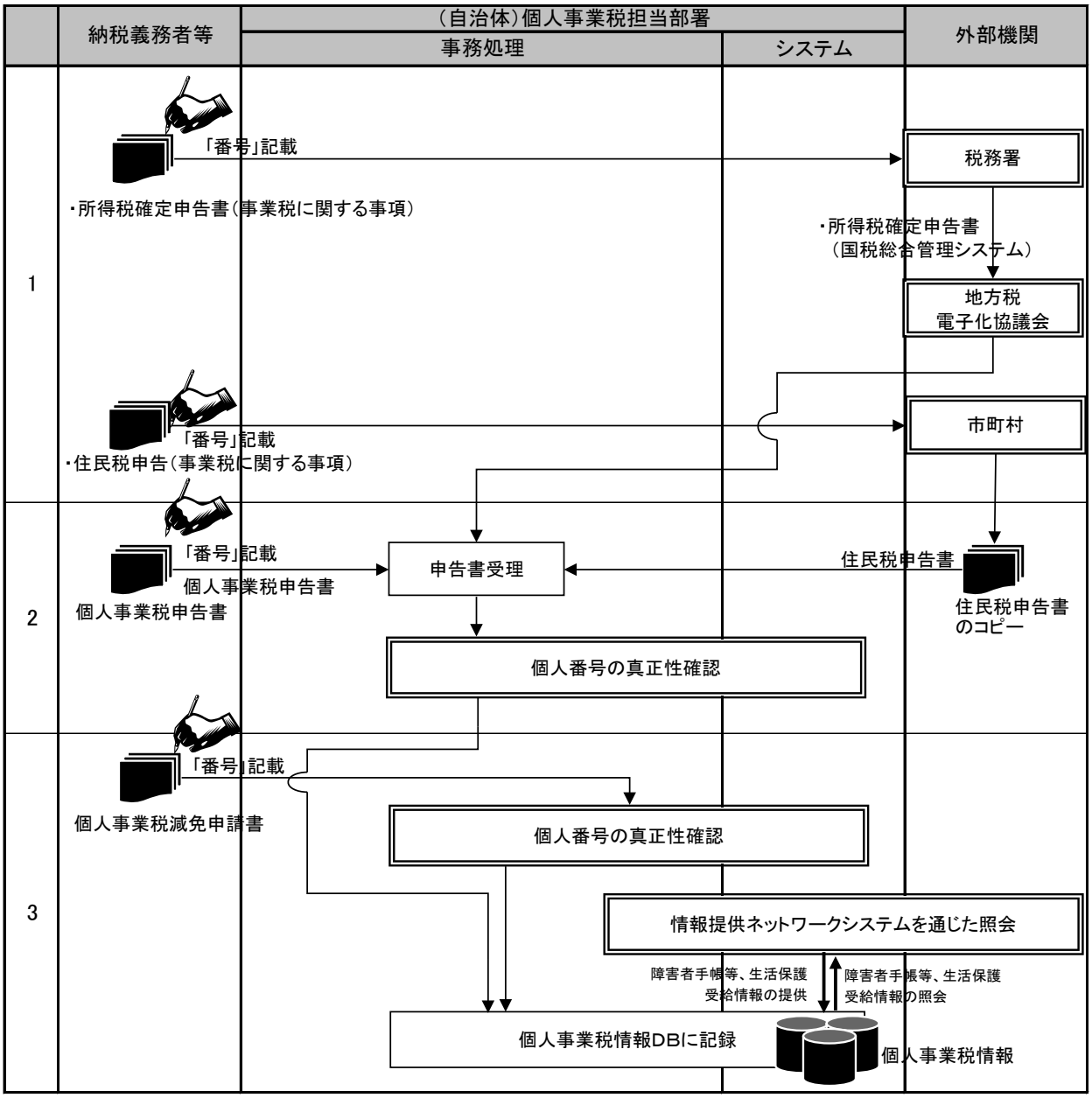

図 2.2-32 個人事業税に関する申告

項番	項目	内容	影響
1	申告書等の記入	• 地方公共団体に提出する書類には個人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し、納税義務者に個人番号の提供を求める。	• 所得税確定申告データに個人番号が追加されるため、申告データの取込レイアウトに個人番号を追加する。 • 住民税申告書、事業税申告書には、個人番号記載欄が設けられるため、データパンチ等を行う場合はパンチデータのレイアウトに個人番号の追加を行う。
2	申告書等の受理	• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し、納税義務者に個人番号の提供又は提出を求める。	• 個人事業税申告書に、個人番号の記載欄を設ける。 • 個人事業税申告書の個人番号の真正性を確認する。
		• 地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる（番号法第 19 条）。	• 納税義務者からの減免等の申請書に個人番号の記載欄を設ける。 • 提供された個人番号で宛名システム等を検索し、特定個人情報を照合することで、個人番号の真正性を確認する。 • 個人事業税の減免（地方税法第 72 条の 62）を判定するため、障害者手帳等及び生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。 • 情報提供ネットワークシステムから提供された特定個人情報を利用して、減免判定を行う。 • 具体的な情報提供ネットワークシステムへの照会プロセスについては、「第３節情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(2)①項番 3、4 のフローを参照 • 符号を取得していない場合には、「第３節情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(1)②-2 項番 2 のフローにより、符号を取得することが必要。
3	個人事業税課税資料作成	• 個人事業税の課税情報に納税義務者の個人番号を利用する。	• 個人事業税の課税情報で、納税義務者の個人番号を利用（検索等）できるようにする。

（注 1）個人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
（注 2）情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

表 2.2-46 個人事業税に関する申告

③ 主要機能要件

「③ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、表 2.2-46 に示す。

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

表 2.2-47 方向性及び留意事項における区分一覧

ここでは、番号制度に伴い必要となる個人事業税システムの主要機能要件を示す。

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号を追加する。	個人事業税税データベースへの個人番号の追加	宛名システムを参照していない個人事業税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに個人番号を追加する。	●
2				番号制度施行前の死亡者、海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者、短期滞在の外国人等、個人番号が付番されない個人が残ることも考慮する。	●
3		個人番号による検索等機能を追加する。	検索キーに個人番号を追加	個人番号による検索を可能にする。	◎
				変更等した個人番号による検索を可能にする。	◎
4	表示機能	個人事業税の賦課及び徴収のために用いる画面に個人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号を追加	納税義務者の個人番号を画面に追加する。	◎
				個人番号を変更等した場合に、変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	●
5		個人事業税の賦課及び徴収のために用いる帳票に個人番号記載欄を追加する。	申告書等への個人番号記載欄の追加	個人番号を、申告書等の帳票に追加する。	◎
6	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会	生活保護受給情報の照会を行う。	情報取得情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報を取得する仕組みを追加する。	●
7		障害者手帳等情報の照会を行う。		情報提供ネットワークシステムを通じた照会により障害者手帳等情報を取得する仕組みを追加する。	●

(注 1) 個人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
(注 2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。
(注 3) 個人情報保護の観点から証明書等、本人宛に交付を行う帳票や閲覧可能となる帳票には個人番号を記載しない取扱とすることが適当と考えられる。

表 2.2-48 個人事業税における主要機能要件

(3) 自動車税システム

① 番号制度導入における影響の全体像

自動車税は、課税の客体が、乗用車、トラック、バス、三輪の小型自動車等（地方税法第 147 条）で、これらは既に登録ナンバーによる番号管理がなされている。

自動車税の納税義務者は自動車の所有者であり（地方税法第 145 条）、自動車等の所有者に個人番号、法人番号 の提供を求め、賦課及び徴収のために行う事務に個人番号、法人番号を利用することが想定される。

項番	課税客体	納税義務者	影響
1	自動車	• 所有者に主たる定置場所在の都道府県が課税（地方税法第 145 条） • 売主が所有権を留保しているときは、買主を所有者とみなす（地方税法第 145 条）	• 自動車税・自動車取得税申告書から個人番号、法人番号を取得し、自動車税課税資料作成で利用する。

表 2.2-49 自動車税の納税義務者

② 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、自動車税の事務に与える影響について記載する。

②-1 番号制度導入後の自動車税に関する課税情報の整備の流れ

自動車税申告書から、自動車税に関する課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

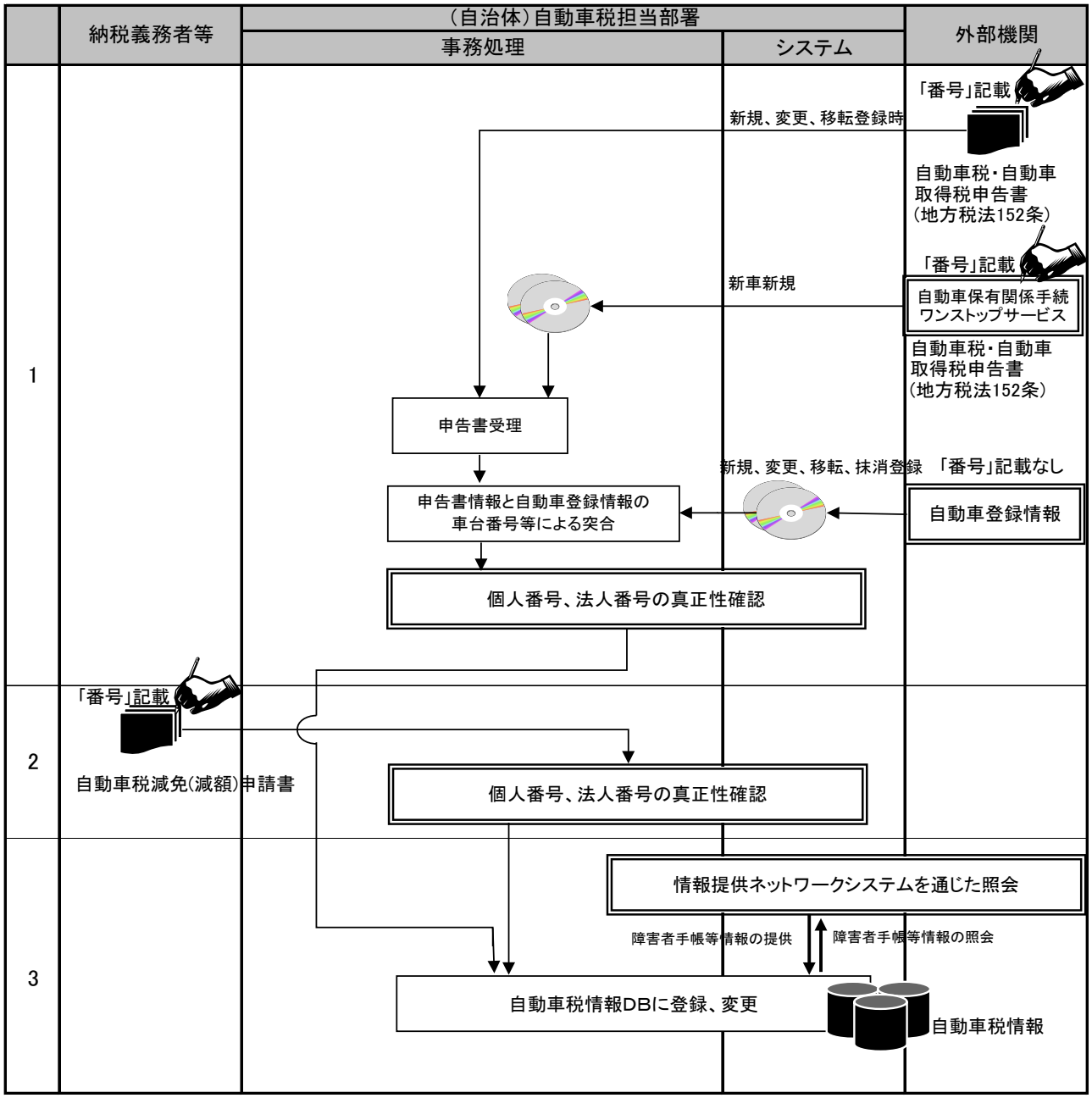

図 2.2-33 自動車税に関する課税情報の登録、変更

項番	項目	内容	影響
1	自動車税の申告	• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し、住民に個人番号、法人番号の提供を求める。	• 自動車税・自動車取得税申告書に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 • 自動車保有関係手続ワンストップサービス（ＯＳＳ）からの自動車税・自動車取得税申告書データにも個人番号、法人番号が記録される。 • 申告書情報と自動車登録情報を車台番号等により突合する。 • 自動車税・自動車取得税申告書及び自動車税・自動車取得税申告書データに記載又は記録された個人番号、法人番号 の真正性を確認する。 • 氏名又は名称、住所又は所在地で宛名システム等を照合して、既に個人番号、法人番号が記録されているかを確認できるようにする。 • 個人番号、法人番号が記録されていない場合は、住基ネット、国税庁ホームページを確認する。
2	所有者からの減免等の申請	• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号、法人番号をする。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し、個人番号、法人番号の提供を求める。	• 減免等の申請書に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 • 申請書に記載された個人番号、法人番号で宛名システム等を検索し、特定個人情報、特定法人情報を照合することで、個人番号、法人番号の真正性を確認する。
		• 地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる（番号法第 19 条）。	• 自動車税の減免（地方税法第 162 条）を判定するため、障害者手帳等情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。 • 情報提供ネットワークシステムから提供された特定個人情報を利用して、減免判定を行う。 • 具体的な情報提供ネットワークシステムへの照会プロセスについては、「第３節 情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(2)①項番 3、4 のフローを参照 • 符号を取得していない場合には、「第３節 情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(1)②-2 項番 2 のフローにより、符号を取得することが必要。
3	自動車税課税資料作成	• 自動車税の課税情報に所有者等の個人番号、法人番号を利用する。	• 自動車税の課税情報に、確認された納税義務者に対する個人番号、法人番号等を利用（検索等）できるようにする。

（注 1）個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
（注 2）情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

表 2.2-50 自動車税に関する課税情報の登録、変更

②-2 番号制度導入後の自動車税に関する納税通知書の作成の流れ

自動車税課税情報から、自動車税に関する納税通知書を作成する業務についての業務フローを示す。

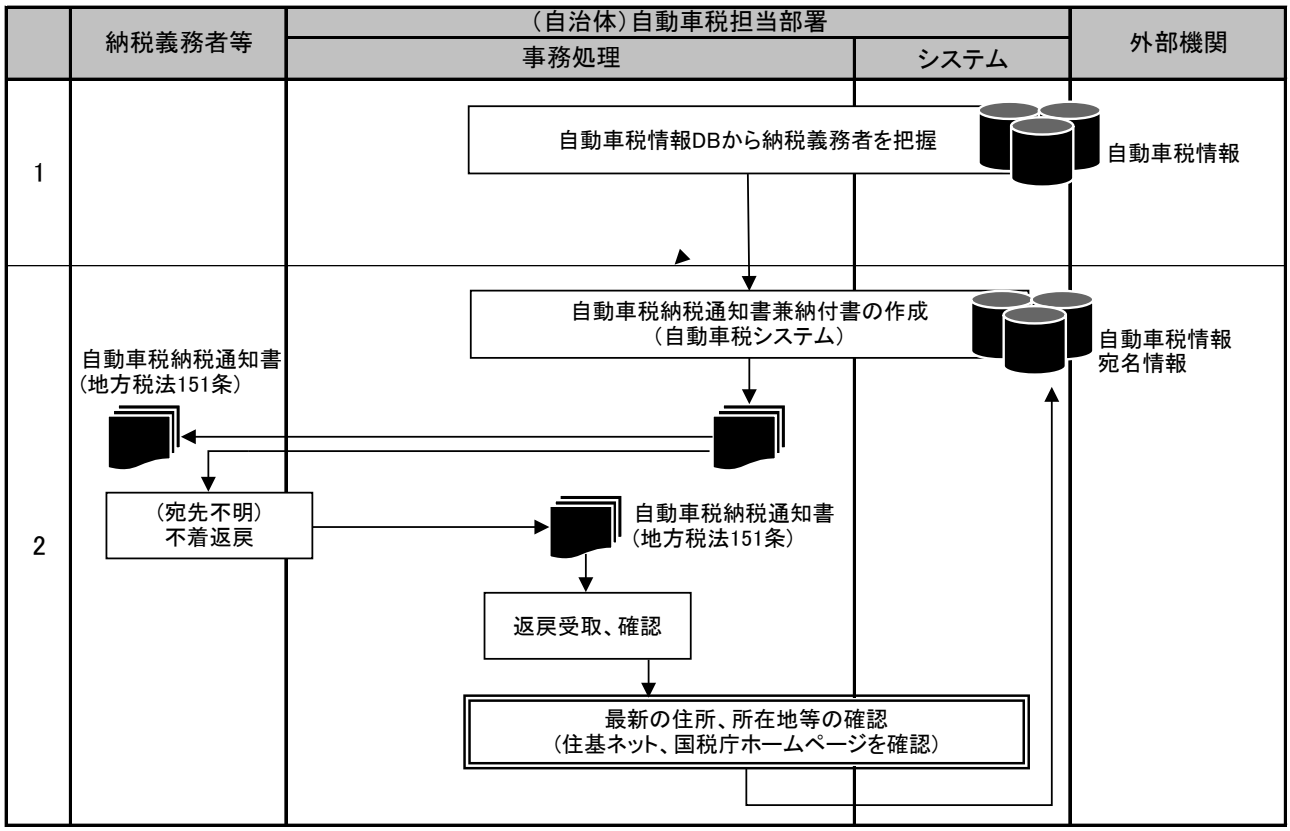

図 2.2-34 自動車税に関する納税通知書の作成

項番	項目	内容	影響
1	自動車税の納税義務者の宛名情報の収集・整理	• 自動車税情報ＤＢから納税通知書の作成対象を抽出する。	• 納税通知書を作成する際のキーとして、個人番号、法人番号を利用する。
2	自動車税の納税通知書の発送と不着返戻	• 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、 住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。 • 地方公共団体で保有する特定法人情報について、事実と一致するように努める（番号法第 61 条）。	• 宛名システムなどの情報を検索し確認する。 • 住基ネット、国税庁ホームページを検索し、最新の住所、所在地等を確認する。確認された基本情報をシステムに記録し、納税通知書等を再作成する。（個人番号、法人番号に関する確認方法は、個人番号、法人番号の真正性の確認方法と同様（本ガイドライン 3(1)イ(ｱ)及び(ｲ)））

（注 1）個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
（注 2）納税義務者宛ての納税通知書には、個人情報保護の観点から個人番号は記載しないこととすることが適当と考えられる。

表 2.2-51 自動車税に関する納税通知書の作成

③ 主要機能要件

「③ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、表 2.2-51 に示す。

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

表 2.2-52 方向性及び留意事項における区分一覧

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる自動車税システムの主要機能要件を示す。

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号、法人番号を追加する。	自動車税データベースへの個人番号、法人番号の追加	宛名システムを参照していない自動車税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、所有者等の個人番号、法人番号を追加する。	●
2		個人番号、法人番号による検索等機能の追加	検索キーに個人番号、法人番号を追加	個人番号、法人番号による検索を可能にする。	◎
				宛名システムを参照していないシステムでは、個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	●
3	表示機能	自動車税の賦課及び徴収のために用いる画面に個人番号、法人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号、法人番号を追加	所有者等の個人番号、法人番号を画面に追加する。	◎
4		自動車税の賦課及び徴収のために用いる帳票に個人番号、法人番号記載欄を追加する。	申告書等への個人番号、法人番号記載欄の追加	個人番号、法人番号を申告書等の帳票に追加する。	◎
5	名寄機能	個人番号、法人番号による名寄せ機能への変更	名寄せキーを個人番号、法人番号へ変更	現在の登録ナンバーや所有者の宛名番号の他に、所有者の個人番号、法人番号による名寄せを可能にすることも考えられる。（その場合、個人番号、法人番号が付番されない者に対する考慮が必要になる。）	●
6	情報提供ネットワークシステムを介した情報照会	障害者手帳等に係る情報の照会を行う。	情報提供ネットワークシステムを通じた照会と情報の取得の仕組み	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により障害者手帳等情報を取得する仕組みを追加する。	●

（注 1）個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
（注 2）情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。
（注 3）個人情報保護の観点から通知書や証明書等、本人宛に交付を行う帳票や閲覧可能となる帳票には個人番号を記載しない取扱とすることが適当と考えられる。

表 2.2-53 自動車税における主要機能要件

(4) 法人道府県民税・事業税システム

① 番号制度導入における影響の全体像

法人道府県民税は、法人税額を基礎に課する法人税割と、資本金等の額及び従業員数を基礎に課す均等割がある。

法人事業税は、所得金額又は収入金額等を基礎に課するが、資本金又は出資金が 1 億円を超える法人には、他に外形標準課税制度が適用されている。

法人道府県民税及び法人事業税は、申告納付方式を採用しているため、番号制度導入によって届出書や申告書に個人番号、法人番号が記載され、都道府県では申告書等の処理作業で個人番号、法人番号を利用することが想定され、また賦課及び徴収等の事務においても個人番号、法人番号を利用することが想定される。

項番	納税義務者	影響
1	• 都道府県内に事務所又は事業所を有する法人	• 法人番号の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。 • 法人設立（変更）等の申告書（届出書）が提出された場合は、法人番号の真正性の確認を行う。 • 商業・法人登記から法人番号が法人に通知されるまでのタイムラグによって、その後の申告書等への法人番号の記載の業務フローが異なることが想定される。
2	• 都道府県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該都道府県内に事務所又は事業所を有しないもの	
3	• 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で都道府県内に事務所又は事業所を有するもの	• 法人課税信託の受託者から法人設立（変更）等の申告書（届出書）が提出された場合には、法人課税信託の受託者の個人番号について、真正性の確認を行う。 • 法人課税信託の受託者の個人番号が記載されなかった場合は、届出等に記載された基本 4 情報で、宛名システム又は住基ネットに照会するなどして確認し、必要に応じて宛名システムへの登録を行う。

（注 1）個人番号、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システムへの影響」を参照。
（注 2）法人番号の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

表 2.2-54 法人道府県民税・事業税の納税義務者

② 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、法人道府県民税・事業税の事務に与える影響について記載する。

番号制度の導入により、申告書法人番号が記載されるため、法人道府県民税・事業税では法人、事業所の特定と納税義務者の特定の場面において法人番号を利用することが想定される。

②-1 番号制度導入後の法人道府県民税・事業税課税情報の整備の流れ

法人からの設立等の申告書から、法人道府県民税・事業税課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

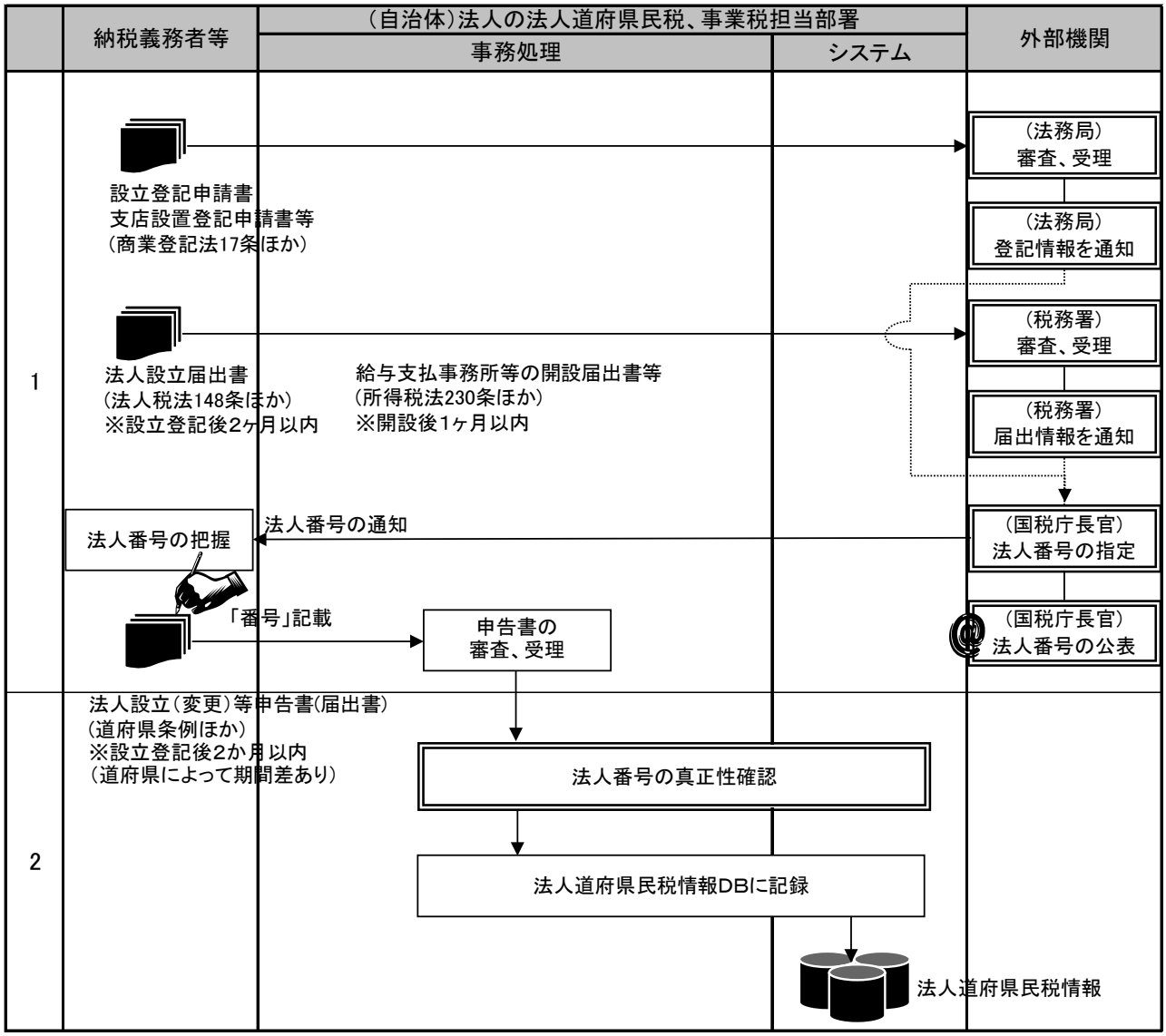

図 2.2-35 法人道府県民税・事業税課税情報の登録

項番	項目	内容	影響
1	法人設立（変更）等の申告（届出）	• 国税庁長官は法人番号を指定し、これを当該法人に通知する（番号法第 58 条）。 • 国税庁長官は法務大臣及び官公署に対して、法人番号の指定等を行うために必要な情報の提供を求める（番号法第 60 条）。	• 法人番号の具体的な仕様については今後の政府における検討を踏まえる必要がある。法人番号がどのようなタイミングで付番されるのか、現段階では不明である。
		• 地方公共団体に提出する書類へ法人番号を記載する。	• 法人設立（変更）等の申告書（届出書）の法人名称欄等に法人番号の記載欄を設ける。 • 現在の法人宛名番号に法人番号をひも付けして、宛名システム又は法人道府県民税・事業税システムで管理することが想定される。
2	法人道府県民税・事業税の課税資料作成	• 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人等の商号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（番号法第 59 条）。 • 法人道府県民税・事業税の課税情報に法人、事業所等の法人番号を利用する。	• 申告書等を受け取ったら、法人番号の真正性の確認を行う。 • 法人道府県民税・事業税課税に、法人の法人番号を登録する。
			• 法人課税信託の受託者となった個人について、個人番号の真正性の確認を行う。 • 法人課税信託の受託者となった個人の個人番号から法人道府県民税・事業税課税情報を利用（検索等）できるようにする。

（注 1）個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
（注 2）国税庁が法人番号を付番、通知、公表するタイミングにより、地方公共団体に提出する法人設立（変更）等の申告書には法人番号が記載されないことも想定される。

表 2.2-55 法人道府県民税・事業税課税情報の登録

②-2 番号制度導入後の法人道府県民税・事業税の申告に係る事務処理の流れ

納税義務者からの申告書(地方税法第 53 条、第 72 条の 24 の 12)から、法人道府県民税・事業税に関する申告についての業務フローを示す。

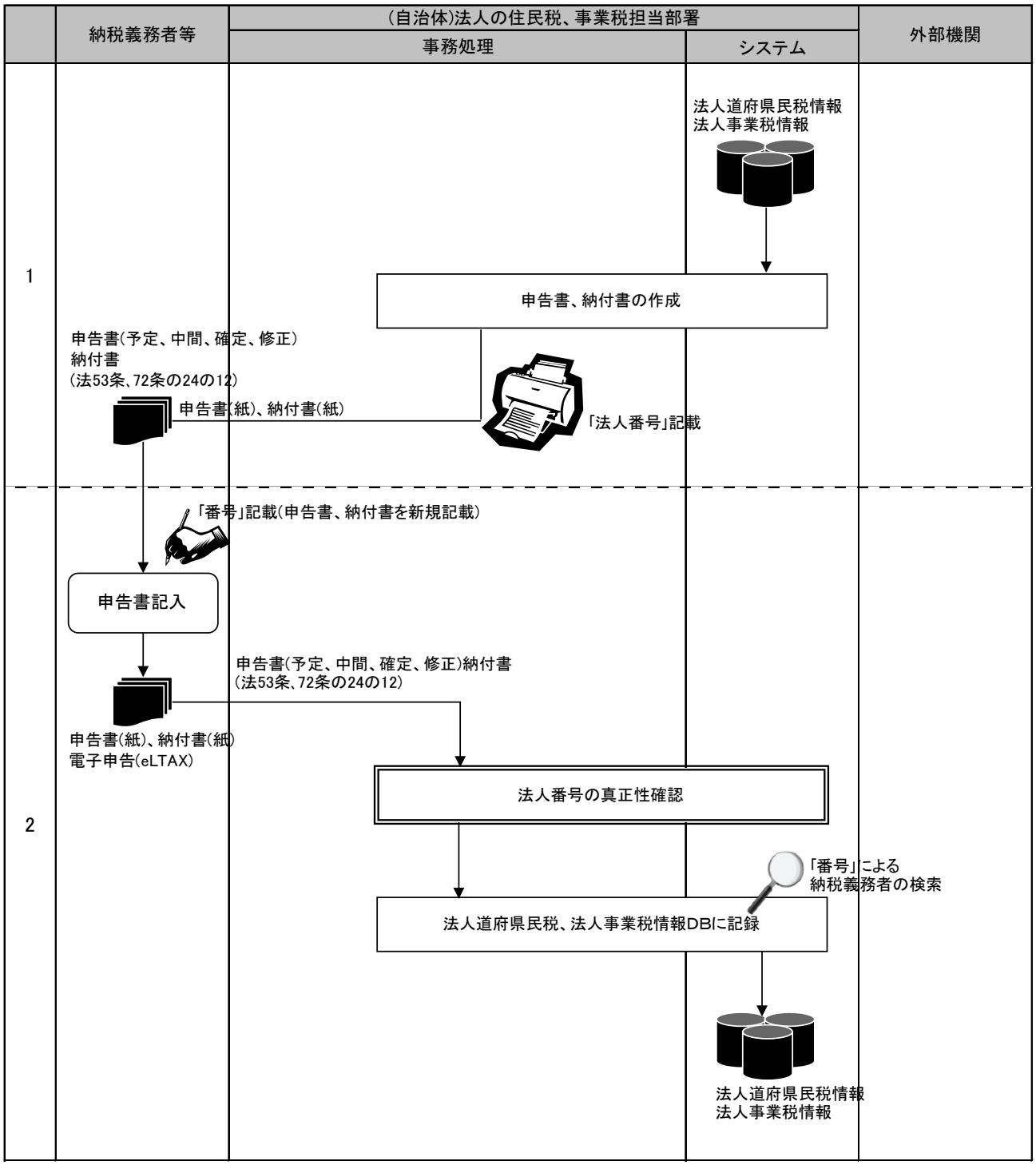

図 2.2-36 法人道府県民税・事業税に関する申告

項番	項目	内容	影響
1	申告書等の送付	• 法人道府県民税・事業税申告書にあらかじめ法人番号を記載させ、法人に送付する。	• 申告書、納付書等の法人名称、事業所名称の記載欄に、法人番号の記載欄を設ける。 • プレ申告データに、法人番号の記載欄を設け、法人番号を記載する。
2	申告書等の記入、課税資料作成	• 地方公共団体に提出する書類へ法人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用することができる。 • 法人道府県民税・事業税課税情報に納税義務者の法人番号を利用する。	• 申告書、納付書等の法人名称、事業所名称の記載欄に、法人番号の記載欄を設ける。 • 申告書等に記載された法人番号の真正性の確認を行う。 • 法人道府県民税・事業税の課税情報に、法人に対する法人番号を登録する。 • 法人番号から法人道府県民税の課税情報を検索できるようにする。 • 法人課税信託の受託者となった個人の個人番号から法人道府県民税・事業税の課税情報を検索等ができるようにする。

(注 1) 法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システムへの影響」を参照。
(注 2)「(1) 宛名システムへの影響」の章に記載した法人番号の初期突合を実施しない場合、申告書等に既存の法人宛名番号と法人番号の両方の記載欄を設け、並行で運用することが想定される。

表 2.2-56 法人道府県民税･事業税に関する申告

(ｳ) 番号制度導入後の他団体との情報のやり取りの流れ

法人税に関する書類の供覧等（地方税法第 63 条第 1 項､第 72 条の 49 の 2)、法人税額等の通知（地方税法第 58 条第 6 項、第 63 条第 3 項・第 4 項、第 72 条の 48 の 2 第 12 項）についての業務フローを示す。

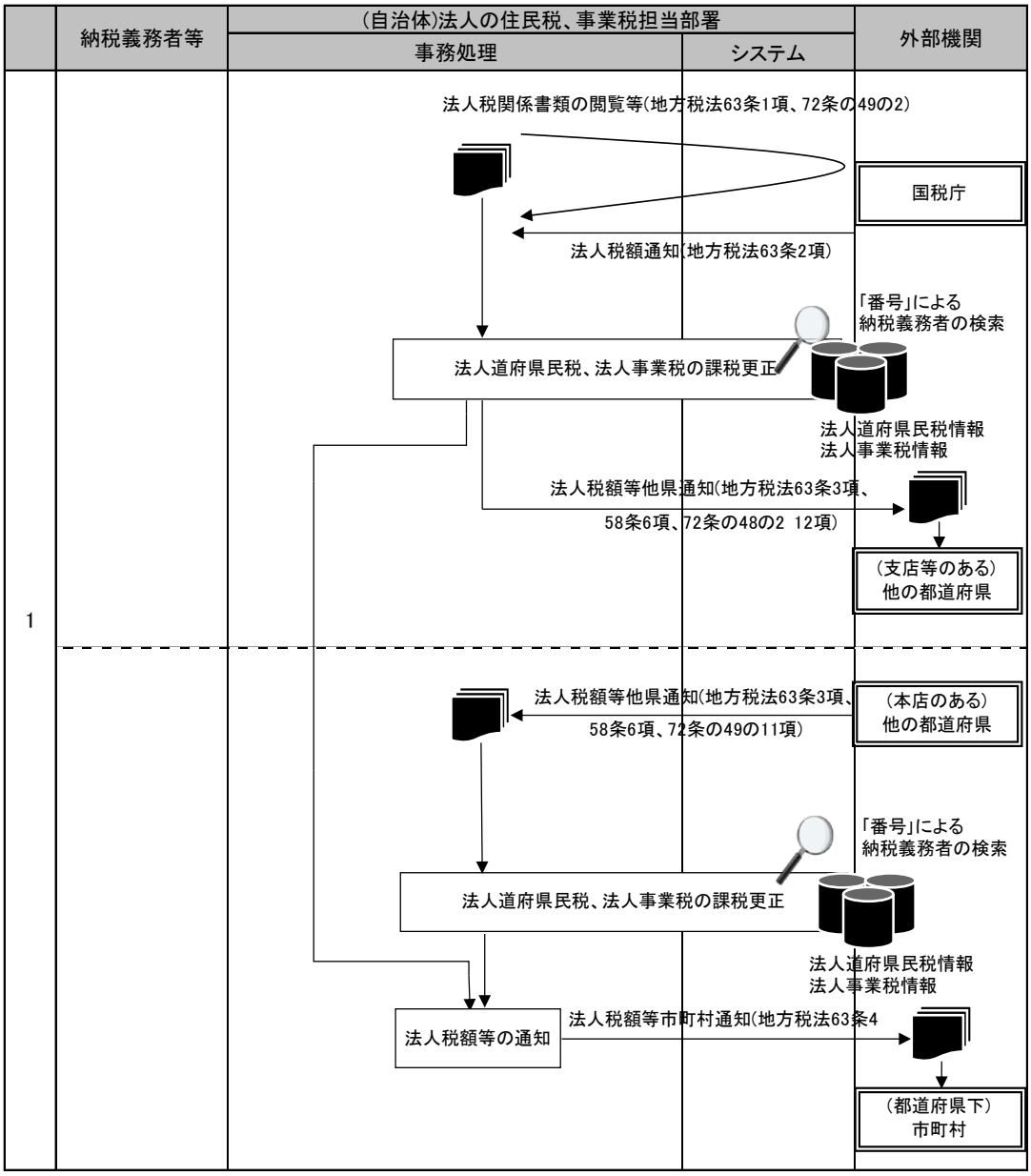

図 2.2-37 他団体との情報のやり取りの流れ

項番	項目	内容	影響
1	法人税に関する書類の供覧等	• 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用することができる。	• 法人番号が含まれる国税庁の法人税関係書類の閲覧・記録や法人税額の通知により、法人道府県民税・事業税の課税資料作成にあたり、法人番号が利用できる。他の都道府県への法人税額等の通知にも、法人番号を記載して通知する。
		• 他の行政機関の長等に特定法人情報の提供を求めるときは、当該法人番号を通知してするものとする。	• 特定の法人に係る法人税関係書類等の閲覧又は記録を求めるときは、情報提供を求める際に当該法人の法人番号を通知する（各月中に法人税申告書を提出した法人の課税情報等、法人を特定できない場合はこの必要はない）。

(注 1) 法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
(注 2) 法人番号の導入後は、都道府県からの法人税額等の通知と課税情報との突合が法人番号をキーとして電子的に行われれば、事務が効率化することが考えられる。

表 2.2-57 法人二税に関する他団体との情報のやり取りの流れ

③ 主要機能要件

「③ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、表 2.2-58 に示す。

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

表 2.2-58 方向性及び留意事項における区分一覧

ここでは、番号制度に伴い必要となる法人道府県民税・事業税システムの主要機能要件を示す。

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、法人番号を追加する。	法人道府県民税・事業税税データベースへの法人番号の追加	宛名システムを参照していない法人道府県民税・事業税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、法人の法人番号を追加する。	●
2				番号制度施行前に解散、閉鎖等した過去の法人に対しては、法人番号が把握できないことも考慮する。	●
3		法人番号による検索等機能を追加する。	検索キーに法人番号を追加	法人番号による検索を可能にする。	◎
4	表示機能	法人道府県民税・事業税の賦課及び徴収のために用いる画面に法人番号を追加する。	画面表示項目に法人番号を追加	法人の法人番号を画面に追加する。	◎
5		法人道府県民税・事業税の賦課及び徴収のために用いる帳票に法人番号記載欄を追加する。	申告書等への法人番号の追加	法人番号を、申告書、課税台帳等に追加する。	◎
				法人番号を、通知書、証明書等の帳票に追加する。	●
			国税庁及び他の都道府県からの通知の突合	国税庁及び他の都道府県からの通知に法人番号が付加されることが想定されるため、法人道府県民税・事業税システムで管理する課税情報データと、法人番号を使用して突合ができるようする。	●
			他の都道府県、市町村への通知の作成	他の都道府県及び市町村向けに作成する法人税額等の通知に法人番号を追加する。	◎

（注）情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報の提供について管理するための電子情報処理組織とされており、特定法人情報を情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携することは想定されていない。

表 2.2-59 法人道府県民税・事業税における主要機能要件

(5) 不動産取得税システム

① 番号制度導入における影響の全体像

不動産取得税は、土地、家屋等の不動産の取得に対して課税され、納税義務者は土地や家屋を売買、交換、贈与、建築等により取得した者である。

不動産取得税の賦課徴収については、地方税法第 73 条の 18 に基づき市町村から道府県に「不動産取得税申告書」が送付される場合と、地方税法第 73 条の 21、第 73 条の 22 に基づき市町村から道府県に送付される「固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知」が利用される場合がある。

この通知の内容は、固定資産課税台帳のデータ(原始取得)とされている道府県が多く、既存の土地や家屋につき売買、贈与、交換などにより取得する継承に係る固定資産課税台帳は市町村から都道府県に提供されていないため、法務局の登記申請書(所有権移転登記申請書等)及び添付される住民票の閲覧・転記がなされている。

不動産取得税については、市町村の固定資産税と異なり、取得時の一時のみの課税であるので、現行、必ずしも課税管理システムに課税資料をシステム登録している訳ではないが、納税通知書の作成等で宛名システムや収納管理システムに納税義務者の宛名情報等を登録しており、番号制度導入後は個人番号、法人番号により管理することが想定される。

この際、申告書以外の方法により課税する場合には、個人番号、法人番号が記載されていないことを踏まえる必要がある。

項番	課税客体	納税義務者	影響
1	土地、家屋等の不動産の取得	• 不動産の取得者（個人、法人）	• 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知等から個人番号、法人番号を取得する。

表 2.2-60 不動産取得税の納税義務者

② 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、不動産取得税の事務に与える影響について記載する。

②-1 番号制度導入後の不動産取得税課税情報の整備の流れ

市町村からの不動産の価格等の通知から、不動産取得税課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

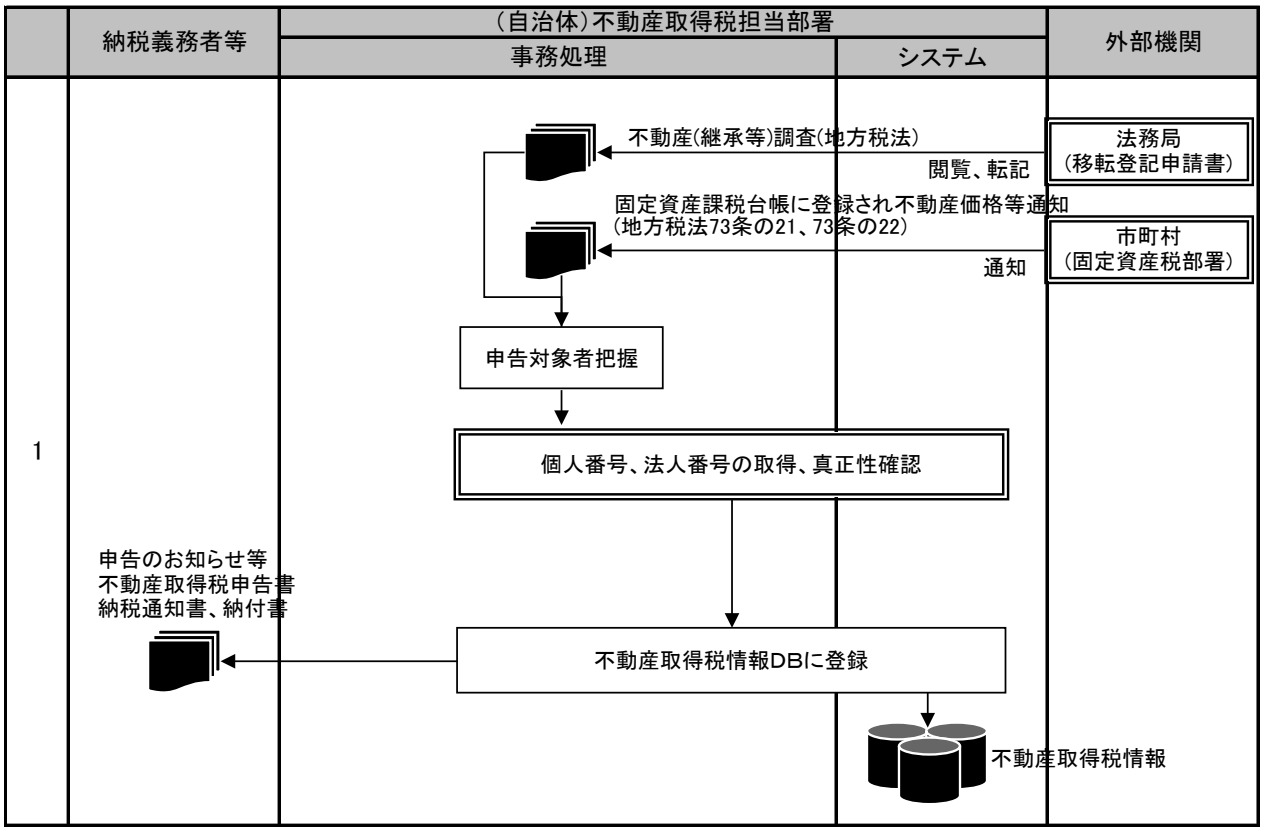

図 2.2-38 不動産取得税情報の登録

項番	項目	内容	影響
1	移転登記申請書の調査、固定資産課税資料等の調査、固定資産台帳に登録された不動産価格の通知	• 不動産の原始取得については、番号制度導入後は市町村からの提供データに個人番号、法人番号が入ることが想定される。 • 不動産の継承については、登記所（法務局）の登記申請書（所有権移転登記申請書等）及び添付される住民票等により個人番号、法人番号を確認できる場合はあるが、登記事務については番号別表事務でないことから登記申請書には個人番号、法人番号が記載されないことを踏まえる。	• 不動産の新規取得については、市町村から提供されたデータをシステムに登録する。その際、氏名、名称、住所、所在地等の基本情報で宛名システム等を照合し、番号や基本情報が登録されているか、正しいかを確認する。 • 不動産の継承については、法務局で閲覧、転記した情報をシステムに登録するが、その際、氏名、名称、住所、所在地等の基本情報で宛名システム等を照合し、番号や基本情報が登録されているか、正しいかを確認する。 • 個人番号、法人番号が記録されていない場合や基本情報が異なる場合は、住基ネット、国税庁ホームページを確認し、必要に応じて番号等を記録する（個人番号の取得については、「第３節 情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン」2(1)②-1 項番 1 のフローを参照）。

(注 1) 個人番号、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
(注 2) 不動産取得税申告書は、地方税法第 73 条の 18 第 2 項の規定により、市町村を経由して提出されるが、都道府県における個人番号、法人番号の真正性の確認の要否については今後検討。
(注 3) 不動産取得税の課税標準額は、不動産の購入価格でなく、市町村の固定資産税課税情報に登録されている価格が使用されるため、道府県が市町村の固定資産税課税情報を照会する場合に個人番号、法人番号が使用される。

表 2.2-61 不動産取得税情報の登録

③ 主要機能要件

「③ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、表 2.2-62 に示す。

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

表 2.2-62 方向性及び留意事項における区分一覧

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる不動産取得税システムの主要機能要件を示す。

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号、法人番号 を追加する。	不動産取得税データベースへの個人番号、法人番号 の追加	宛名システムを参照していない不動産取得税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、納税義務者等の個人番号、法人番号を追加する。	●
				番号制度施行前の死亡者、海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者、短期滞在の外国人等、個人番号が付番されない個人が残ることも考慮する。	●
2		個人番号、法人番号 による検索等機能の追加	検索キーに個人番号、法人番号 を追加	個人番号、法人番号による検索を可能にする。	◎
				宛名システムを参照していないシステムでは、個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	●
3	表示機能	不動産取得税の賦課及び徴収のために用いる画面に個人番号、法人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号、法人番号を追加	納税義務者等の個人番号、法人番号を画面に追加する。	◎

(注 1) 個人番号、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
(注 2) 個人情報保護の観点から証明書等、本人宛に交付を行う帳票や閲覧可能となる帳票には個人番号を記載しない取扱とすることが適当と考えられる。
(注 3) 不動産取得税については、市町村の固定資産税と異なり、取得時の一時のみの課税であるので、現行、必ずしも課税管理システムに課税資料をシステム登録している訳ではないことから、道府県によって主要機能要件が異なることも想定される。

表 2.2-63 不動産所得税システムにおける主要機能要件

(6) 収滞納管理システム

① 番号制度導入における影響の全体像

現行の収滞納管理事務では、都道府県内の各課税部署において宛名番号による納税義務者の特定が行われており、番号制度導入後も従来通りの事務処理が想定される。

ただし、個人番号、法人番号による個人及び法人の重複登録の整理が可能となり、滞納情報の名寄せ等が効果的に実施されることも想定される。

また、他の地方公共団体や税務署等への照会事務においても、個人番号、法人番号を利用することが想定される。

② 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、収滞納管理事務に与える影響について記載する。

②-1 番号制度導入後の収滞納業務の流れ

滞納者の名寄せや、滞納処分にあたり他団体への実態調査を依頼する業務についての業務フローを示す。

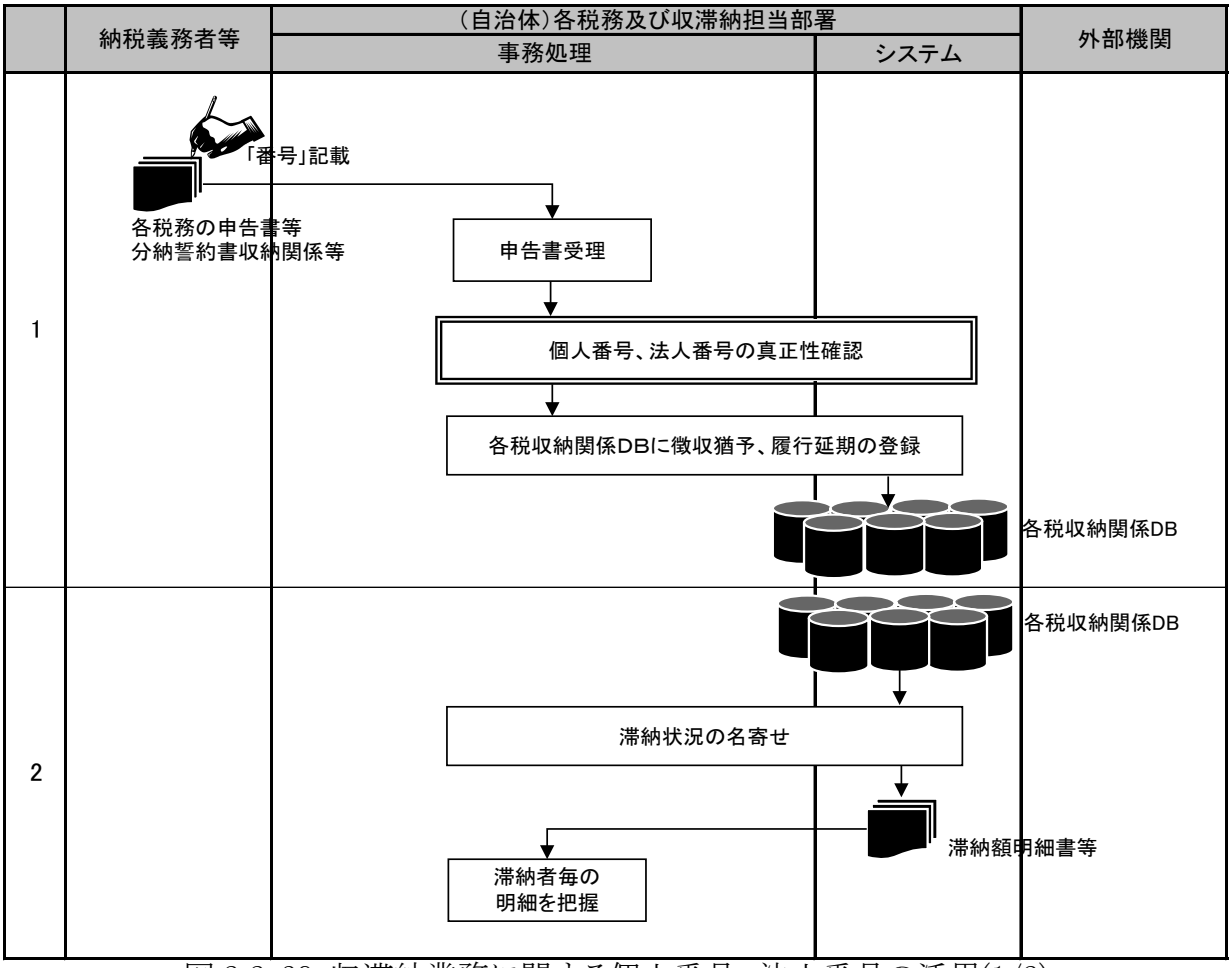

図 2.2-39 収滞納業務に関する個人番号、法人番号の活用(1/2)

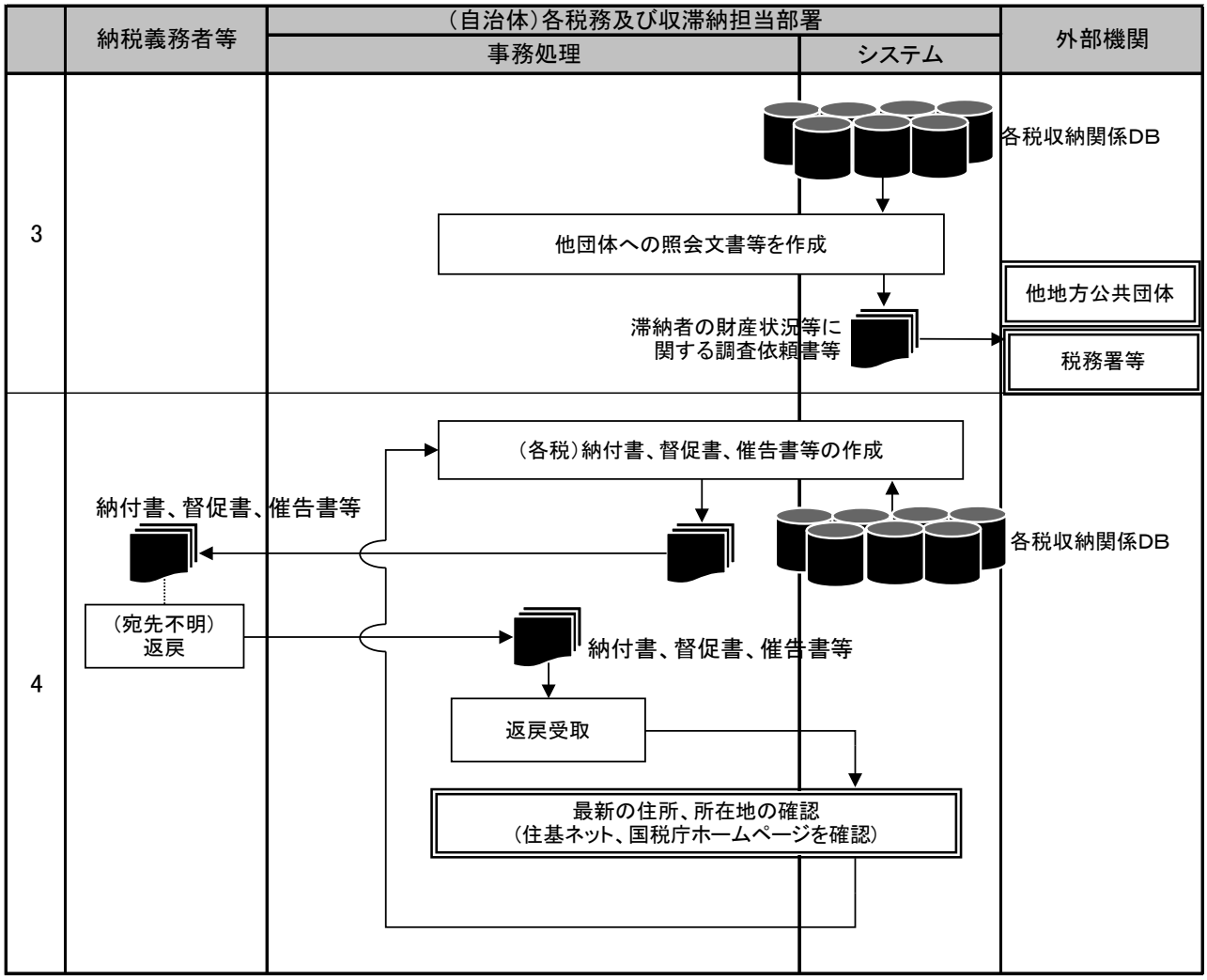

図 2.2-39 収滞納業務に関する個人番号、法人番号の活用(2/2)

項番	項目	内容	影響
1	特定個人情報、特定法人情報を宛名システム等に登録	• 地方公共団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し住民に個人番号、法人番号の提供を求める。	• 申告、申請、誓約等に関する届出書に個人番号、法人番号の記載欄を設け、個人番号、法人番号を提供させる。 • 届出書を受け取ったら、個人番号、法人番号の真正性を確認する。
2	滞納状況の名寄せ	• 地方公共団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のために個人番号を利用することができる（番号法第 9 条）。	• 収滞納管理システムで、滞納状況の名寄せを行う際のキーに、個人番号、法人番号を利用することで、税目間の滞納明細の名寄せの精度が向上する。
3	滞納者の実態調査照会文書の回答依頼	• 地方公共団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のために個人番号を利用することができる（番号法第 9 条）。 • 他の地方公共団体に特定法人情報を求めるときは、法人番号を通知して行う（番号法第 59 条）。	• 指定された滞納者の実態調査照会文書に滞納者の個人番号、法人番号の記載欄を設け、個人番号、法人番号を記載する。
4	納付書等の発送と返戻	• 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、 住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。 • 地方公共団体で保有する特定法人情報について、事実と一致するように努める（番号法第 61 条）。	• 宛名システムなどの情報を検索し確認する。 • 住基ネット、国税庁ホームページを検索し確認する。確認された基本情報をシステムに記録し、納付書等を再作成する（個人番号、法人番号に関する確認方法は、個人番号、法人番号の真正性の確認方法と同様（本ガイドライン 3(1)イ(ｱ)及び(ｲ)））。

（注 1）個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
（注 2）番号制度導入後、重複宛名の整理が一斉になされることは現実的には難しいことも想定されるため、滞納状況の名寄せについては、収滞納管理システム側においても個人番号、法人番号を利用することが想定される。
（注 3）納付書については、現行納付書の番号により管理がなされていることから、個人番号の記載は原則不要と考えられるが引き続き検討を行う必要がある。納付書の様式については、平成 19 年 3 月 27 日付け総税企第 55 号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」（総務省自治税務局企画課長通知）も参照。

表 2.2-64 収滞納業務に関する個人番号、法人番号の活用

③ 主要機能要件

「③ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、表 2.2-65 に示す。

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

表 2.2-65 方向性及び留意事項における区分一覧

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる収滞納管理システムの主要機能要件を示す。

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号、法人番号を追加する。	収滞納管理データベースへの個人番号、法人番号の追加	宛名システムを参照していない収滞納管理システムでは、収納管理及び滞納管理のために用いるデータベースに、納税義務者の個人番号、法人番号を追加する。	●
2		個人番号、法人番号による検索等機能の追加	検索キーに個人番号、法人番号を追加	個人番号、法人番号による検索を可能にする。	◎
				宛名システムを参照していないシステムでは、個人番号が変更等された場合に、変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	●
3	表示機能	収納管理及び滞納管理のために用いる画面に個人番号、法人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号、法人番号を追加	納税義務者の個人番号、法人番号を画面に追加する。	◎
4		収滞納管理の他団体への連絡に用いる帳票に個人番号、法人番号記載欄を追加する。	滞納者の実態地調査照会文書への個人番号、法人番号の追加	滞納者の個人番号、法人番号を滞納者の実態調査照会に記載する。	◎
5	名寄機能	個人番号、法人番号による名寄せ機能への変更	名寄せキー個人番号、法人番号へ変更	現在の税宛名番号の他に、納税義務者に対応する個人番号、法人番号による名寄せを可能にすることも考えられる（その場合、個人番号、法人番号が付番されない者についても考慮が必要になる。）。	●

(注 1) 個人番号、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
(注 2) 個人情報保護の観点から証明書等、本人宛に交付を行う帳票や閲覧可能となる帳票には個人番号を記載しない取扱とすることが適当と考えられる。

表 2.2-66 収滞納管理における主要機能要件

第3節　情報連携のための中間サーバーの構築に係るガイドライン

1　基本要件

(1) 中間サーバーの必要性

①　番号法における情報連携の位置づけ

番号法第19条柱書きにおいて、国や地方公共団体等の個人番号利用事務実施者が、個人番号を利用して情報収集し、管理している個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、原則的に、他の機関に提供することは禁止されている。

しかしながら、同条第7号において例外規定が設けられており、番号法別表第二に掲げる情報照会者が、同表に掲げる情報提供者に対し、同表に掲げる事務を処理するために必要な同表に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するときは、特定個人情報を提供することが可能となっている。

【参考】

〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

（中略）

七　別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

（後略）

②　情報提供ネットワークシステムの構成

情報提供ネットワークシステムについては、内閣官房の「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」の検討結果において、情報提供ネットワークシステムの概要や、構成する機能等が示されている。

示された検討結果によると、情報提供ネットワークシステムは、情報提供者又は情報照

会者（以下「情報提供者等」という。）からの求めに対し、情報連携のための符号（ID コードを含む）を生成する機能や、情報提供の際に情報提供者と情報照会者間の符号を変換する機能、情報提供者と情報照会者間の情報提供及び情報提供者とマイ・ポータル間の情報提供を中継する機能などで構成される「コアシステム」と、各情報提供者及び情報照会者側に設置し、情報提供者と情報照会者間又は情報提供者とマイ・ポータル間において処理を行う情報提供管理機能などで構成される「インターフェイスシステム」で主に構成されることとされている。

地方公共団体は、インターフェイスシステムを通じて情報連携を行うことになり、当該インターフェイスシステムと各地方公共団体が保有する既存業務システムを接続することとなる。

さらに、地方公共団体が設置することが想定されるシステムとして、インターフェイスシステムと既存業務システムとの間に設置し、情報照会／提供支援機能と符号管理機能を有する「中間サーバー」が示されている。

③ 情報連携における地方公共団体の役割

番号法において地方公共団体は、総合的な行政主体として、さまざまな事務について情報提供者等として位置付けられている。特に市町村においては、番号法において、所得情報や世帯情報等を提供する等、情報提供者としての役割が期待されている。番号法第 22 条第 1 項には、「情報提供者は、・・・特定個人情報の提供を求められた場合において、・・・情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。」と規定されており、各地方公共団体は情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携を実施できるよう、情報提供ネットワークシステムのインターフェイスシステムと情報連携の対象となっている情報を保有する既存業務システムを接続する必要がある。

④ 中間サーバーの必要性

地方公共団体は、総合的な行政主体として住民のさまざまな個人情報を保有しているが、各行政分野において業務システムを構築し、それぞれのデータベースに、業務に必要な個人情報が保存され管理されていることが通常である。

一方、情報提供ネットワークシステムは個人情報の一元管理機関とならないよう、常時個人情報を保有しないこととされているところであり、その一部を構成するインターフェイスシステムにおいても、常時個人情報を保有しないこととなる。

また、インターフェイスシステムは、各情報提供者等と情報提供ネットワークシステムのコアシステムを接続するために設置されるものであることから、一のインターフェイスシステムに対し、当該地方公共団体が保有している複数の既存業務システムを接続する必要があ

る。

以上の状況を勘案すると、次に示すとおり、セキュリティ及びコストの観点から、インターフェイスシステムと既存業務システムとの接続の方法として、インターフェイスシステムと既存業務システムとの間に、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、インターフェイスシステムと既存業務システムとの情報の授受の仲介をする役割を担う「中間サーバー」を置くことが適当であると考えられる。

④－1　セキュリティ

地方公共団体の各既存業務システムは、情報連携の対象となるデータの原本を保有するとともに、日々の住民サービスに現に利用されているものであり、その安定的な運用は非常に重要なものと考えられる。今般の番号制度の導入にあたって、各業務システムが個別にインターフェイスシステムに接続したとして、仮に、情報提供ネットワークシステムにおいて何らかの障害等が発生したときには、当該既存業務システムに直接の影響がある可能性がある。また、各既存業務の保有する原本データについても、障害等の影響を受け、データの完全性、機密性、可用性等のセキュリティの面から影響を受ける可能性がある。

一方、中間サーバーを設置して、既存業務システムのデータベースの原本の副本を中間サーバーのデータベースに保存し、中間サーバーにおいて情報照会・提供に係る業務を処理するとすれば、情報提供ネットワークシステムにおいて何らかの障害等があった場合においても、中間サーバーに影響をとどめることができる。

④－2　コスト

インターフェイスシステムを通じて国の行政機関等と情報連携を行うためには、情報連携する対象となる情報の形式を統一する必要がある。一方、各地方公共団体の各業務システムで取り扱う情報の形式はそれぞれ異なることから、中間サーバーの設置の有無にかかわらず、既存業務システムを改修して情報連携に必要な情報を抽出する機能が必要となる。

しかしながら、既存業務システムから抽出した情報に情報連携の符号をひも付け、インターフェイスシステムの求めに応じて当該情報を収受する機能については、仮に、インターフェイスシステムに各業務システムが個別に接続すれば、各既存業務システムごとにシステム改修が必要となる一方、中間サーバーを設置すれば、当該機能については中間サーバーにのみ機能を追加すればよく、その分、コストが削減されると考えられる。

また、インターフェイスシステムと既存業務システムを直接接続すると、情報連携が既存業務システムの稼働時間に依存してしまうことから、仮にマイ・ポータルを通じたサービ

スを 24 時間可能とする場合には、既存業務システムを 24 時間稼働する必要が生じる。一方、中間サーバーの設置方法にもよるが、既存業務システムは稼働していなくても、中間サーバーのみを稼働させることで、必要最小限の管理コストに抑えることができると考えられる。

中間サーバーの必要性

	(1) 既存業務システムをインターフェイスシステムと直接接続する場合	(2)既存業務システムを中間サーバーを経由してインターフェイスシステムと接続する場合
①概要	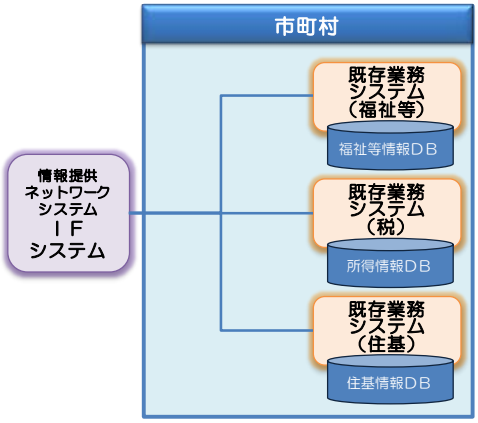	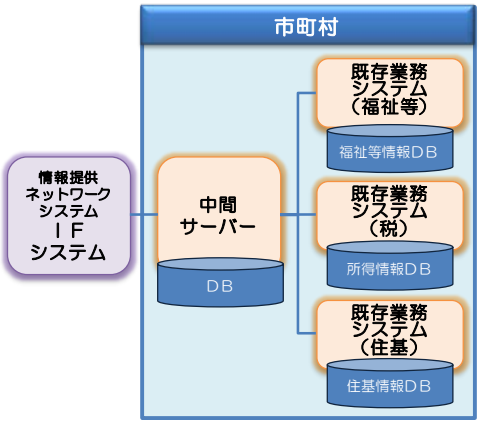
②セキュリティ	低い ・情報提供ネットワークシステムにおいて何らかの障害等が発生したときに、当該既存業務システムに直接の影響がある可能性	高い ・情報提供ネットワークシステムにおいて何らかの障害等が発生したときに中間サーバーに影響をとどめることが可能
③コスト	高い ・既存システムの改修が多くなる	低い ・既存システムの改修は最小限

図 2.3-1　中間サーバーの必要性

(2) 中間サーバーの基本的な考え方

① 管理権

①－1 インターフェイスシステム

インターフェイスシステムには、情報提供を管理する機能があり、当該機能は、地方公共団体が改変したり自由に取り扱える性質のものではない。

また、インターフェイスシステムのソフトウェア等については、全国統一の仕様でなければ情報提供ネットワークシステムを構築することができない。

以上を勘案すると、インターフェイスシステムのソフトウェアについては、国がその仕様を策定するべきものであり、その開発や管理についても、各地方公共団体が個別に行うのではなく、国が一括で開発し、管理することとなる。

①－2 中間サーバー

中間サーバーは、インターフェイスシステムと既存業務システムとを直接接続することがセキュリティやコストの観点から適当ではないとの考え方に立ち設けるものであり、既存業務システムのデータベースの副本を保存するサーバーとしての位置づけられるものである。したがって、その管理は地方公共団体が行うべきものである。

② 保有すべき情報のあり方

②－1 保有すべき情報

中間サーバーのデータベースには、番号法別表第二に規定する個人情報が保存されることになる。たとえば、所得情報、世帯情報、各福祉分野の情報等が一つの符号にひも付けられて管理されることになる。また、中間サーバーのデータベースは、これらの情報が誰の情報であるかを示す情報を保有する必要がある。

地方公共団体において、住民情報に係る統一的な宛名管理システム（団体内統合宛名システム）を保有している場合、各住民の氏名や住所等情報に対してそれぞれ各業務システムで共通して用いられる宛名番号（団体内統合宛名番号）が割り振られて、ひも付けられているところである。この場合、団体内統合宛名システムで団体内統合宛名番号と個人番号をひも付けて管理し、中間サーバーで団体内統合宛名番号と符号をひも付けて管理すれば、他の既存業務システムのデータベースに個人番号を追加する改修が原則的に不要となるため、全体的な総コストは削減されると考えられる。

また、符号は、情報提供ネットワークシステムのコアシステムが生成し、一般に知られることのない、秘匿性の高いものであり、当該符号を見ただけでは、誰を指すものであるのかを特定することが困難である。団体内統合宛名番号も、地方公共団体の内部でのみ利用される秘匿性の高いものであり、符号と同様である。

一方、個人番号は「民―民―官」で見える番号として広く民間事業者を含め流通するものであり、容易に個人を特定できる可能性のあるものであるため、個人情報が集積する中間サーバーにおいて個人番号と個人情報をひも付けて管理した場合は、万が一中間サーバーの情報が漏えいした際に容易に本人が特定されてしまい被害が拡大する可能性があることになる。また、基本 4 情報についても同様である。

以上の状況を勘案すると、中間サーバーは、個人番号及び基本 4 情報を保有せず、団体内統合宛名番号を保有することが適当である。

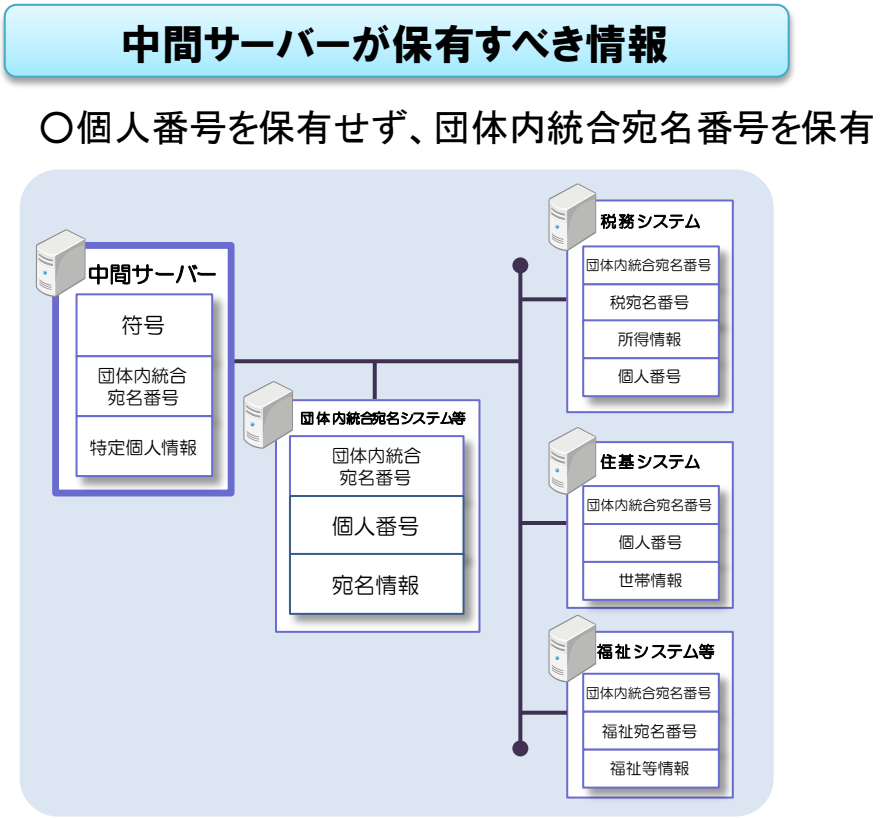

図 2.3-2　中間サーバーが保有する情報（モデルケース）

②－2　符号による情報連携

次のような方法で符号による情報連携が行われるものと考えられる。

情報提供者等は、国民からの申請時等において個人番号カード等により本人確認及び個人番号確認を行い、正しい個人番号又は基本４情報を収集する。

情報提供者等は、当該個人番号等に処理通番を付けて、機構に通知する。

機構は本人確認情報（個人番号等及び住民票コード）を保有していることから、当該個人番号等に対応する住民票コードを検索して、当該処理通番と住民票コードを情報提供ネットワークシステムに通知する。

情報提供ネットワークシステムは、当該住民票コードを変換して（住民票コード→IDコード→符号）、当該処理通番と符号を情報提供者等に通知する。

情報提供者等は情報提供ネットワークシステムから処理通番に対応する符号を取得し、データベースにひも付ける。

情報照会者は、住民からの申請内容に基づき、番号法別表第二に規定された事務を行う上で、他情報保有機関が保有する特定個人情報を照会する必要が生じた場合に、当該住民の符号、照会情報に処理通番を付けて、情報提供ネットワークシステム（コアシステム及びインターフェイスシステム）経由で情報提供者に通知する。

情報提供者は、通知された符号及び照会情報を基に提供情報を作成し、情報照会者より通知された処理通番を付けて、コアシステムは経由せずインターフェイスシステムを経由して、情報照会者に通知する。なお、当該処理は、基本的に自動応答とすることとする。

②－3　情報の更新頻度

中間サーバーは、情報連携の対象となる特定個人情報を保存することから、可能な限り、既存業務システムが保有する最新の情報と同一の情報を保存していることが求められる。一方、中間サーバーを設置することにより、業務システムのデータベースが保有する情報と中間サーバーのデータベースが保有する情報との間には、タイムラグが生じることになる。

情報提供者として中間サーバーの情報を更新する頻度については、極力リアルタイムで行われることが望ましいが、全地方公共団体がリアルタイムで行うことは困難であり、業務負担の軽減の観点から、情報の更新時点を中間サーバーが保持することを前提に、提供する情報に係る業務の特性に応じた更新頻度とする。

例えば、個人住民税の情報については、年１回、税額決定通知後速やかに更新を行うとともに、随時の税額変更を反映するため月に１回以上は更新を行うこととし、世帯情報については日次処理とするなどが考えられる。

②－4 情報の形式

情報連携のために情報提供ネットワークシステムで規定される形式については、情報提供ネットワークシステムを利用する情報照会者側・情報提供者側の調整が必要である。

中間サーバーが保存する情報については、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携に用いるものであることから、情報連携のために情報提供ネットワークシステムで規定される形式と整合がとれたものとすることが必要となる。

一方、既存の業務システムが保有する情報の形式は、中間サーバーに保存する情報の形式と整合がとれたものと異なる場合がある。この場合、既存業務システムが保有する情報を中間サーバーが要求する情報の形式と整合のとれたものにデータそのものを修正し保存するか、既存業務システムの保存する情報はそのままに、中間サーバーに情報を送信する際に、情報の形式を変換する方法とが考えられる。前者の場合、既存業務システムが保有する情報連携に必要なもの以外のデータを含むすべてのデータについて、新たなデータの定義等にしたがってすべて見直すこととなり、多大な作業を要することが見込まれる。後者については、情報連携のために中間サーバーにおいて必要となる範囲のデータについて、変換を行うものであり、現時点においては効率的な対応と考えられる。

このため、既存業務システムが保有する情報の形式を、中間サーバーが要求する情報の形式に変換する機能を整備することが必要となる。これについては、中間サーバー側に設ける場合と、既存業務システム側に設ける場合が考えられるが、それぞれの既存業務システムは一地方公共団体の中でも開発・管理しているベンダーが異なる場合があり、中間サーバーで全ての既存業務システムに対応する、情報の形式を変換する機能を設けることは現実的には困難である。

一方、当該機能を既存業務システムに設けると、当該機能が既存業務システムに影響を与える可能性があり、既存業務システムの改修を増加させる懸念もある。

したがって、情報提供ネットワークシステムで規定される形式を明確かつ詳細に示しつつ、当該情報の形式に合わせて情報を変換する仕組みについては、共通化できる部分は中間サーバーの機能として付加し、共通化の難しい部分は既存業務システムの改修で対応することが適当であると考えられる。

なお、中間サーバーに格納すべきデータ項目等については、内閣官房の「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」で示されており、参照いただきたい。

②－5 収受される情報の取扱い

情報提供ネットワークシステムで収受される情報については、電子的なデータとしてやりとりされるものである。番号法においては、情報提供ネットワークシステムは、「行政機関の長等の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織」とされていることから、情報提供ネットワークシステムを通じてやりとりされる情報については、情報照会者又は情報提供者からの情報であることが法律上担保されることとなる。

したがって、情報照会や情報提供を行うにあたり、市町村において厳格なアクセス制御（操作者の管理）を必ず行うことを前提に、収受する情報にその都度職責による電子署名をすることまでは求められていないものと考えられる。また、番号法の基本理念に行政運営の効率化を掲げていることを鑑みると、その都度、紙で打ち出して保存することや内部的な決裁を行うこと等までは求められていないものと考えられる。

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（定義）

第二条 （中略）

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第二十七条及び附則第二条において同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

（後略）

③ セキュリティ確保方策

中間サーバーは、番号法別表第二に示される特定個人情報が保存されることになるため、そのセキュリティの確保は重要である。また、近年、情報セキュリティ上のリスクが多様化・高度化・複雑化しており、標的型攻撃と呼ばれるサイバー攻撃の発生や、電子メール、ウェブサイト閲覧、可搬媒体など多様な感染経路を持ち、かつユーザーが気づかないうちにシステムの情報を収集したり、ネットワーク等を経由して他のシステムへの攻撃、感染を試みる未知のマルウェアの埋め込みなどの新たな脅威

が登場しており、従来の取組のみでは情報セキュリティの確保が困難となってきている状況を踏まえる必要がある。地方公共団体において、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携は中間サーバーを通じて行うこととなる。このため、情報連携等における不正な操作等を防止する観点から、職員認証を行い、操作者を一意に特定することが必要となる。また、中間サーバーでは、さまざまな業務システムの情報を保存することから、必要のない特定個人情報を参照又は更新等を行えないように、厳格な権限管理を行うことも求められる。

また、中間サーバーは、不正なアクセスを防止するためのネットワーク設定を適切に行うとともに、サーバーの通信状況の監視やウイルス対策等の実施が求められる。

中間サーバーについては、上記を踏まえて、情報セキュリティの確保に必要な対策を行うことが必要となる。

④ ネットワークの接続のあり方

中間サーバーは、インターフェイスシステムや既存業務システムとのやりとりを行うこととなり、必要に応じて庁内のネットワークの見直しが必要となる場合がある。その場合には、セキュリティの確保に配慮しつつ、庁内のネットワーク接続のあり方について検討を行うこととなる。

庁内のネットワーク接続のあり方については、インターフェイスシステムと中間サーバーの間にFWを設置することにより、ネットワークセキュリティ上の責任分界点を明確化することが必要であると考えられる。また、中間サーバーは、既存システムと同じセグメントに配置することとした場合、既存システムに何らかの影響を及ぼす恐れがあることもあり、既存システムと異なるセグメントに、中間サーバーを設置する構成が必要であると考えられる。

⑤ 中間サーバーの機能

以上を踏まえ、中間サーバーの機能をまとめれば、次のとおりである。

⑤－1 情報提供機能

符号にひも付いた世帯情報、所得情報、福祉等情報を管理し、情報提供ネットワークシステム経由で情報照会があれば、これらの情報を提供する機能。これらの情報は、既存業務システムから一定の頻度で更新される。なお、情報提供を行う場合、中間サーバーから自動応答で情報提供することを基本とするが、中間サーバー端末から提供する情報を入力したり、既存業務システムから提供する情報を連携することも想定する。

⑤－2　情報照会機能

既存業務システムから、業務内容で必要とする情報を特定した上で行う情報照会を情報提供ネットワークシステムに中継し、情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果（情報提供）を既存業務システムに中継する機能。なお、中間サーバー端末から情報照会を行うことも想定する。

⑤－3　符号管理機能

符号を取得し、団体内統合宛名番号とひも付けて管理する機能。

⑤－4　既存システム接続機能

既存業務システムが保持する個人情報の中間サーバーへの登録や、既存業務システムからの情報照会依頼、及び情報照会結果の受取りをする場合に、既存業務システムと接続する機能。

なお、既存システムにおいても、中間サーバーと接続するための改修が必要となる。

⑤－5　インターフェイスシステム接続機能

情報照会や情報提供を行うにあたり、インターフェイスシステムが要求する情報の形式に変換して接続する機能。

⑤－6　情報提供記録管理機能

情報提供記録の生成、管理を行い、地方公共団体への閲覧要求に対して情報提供記録を提供するための機能。

⑤－7　その他

マイ・ポータルに関連する機能や同一地方公共団体内での情報連携を行う機能を付加することが考えられる。

(3) モデルとしたシステム構成

2 からは、番号制度の導入に伴い必要となる業務フローとそれに伴って必要となるシステム構築要件を示すこととする。

地方公共団体における団体内統合宛名システムの整備状況をみると、内閣官房の「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」における調査結果では、市町村において、宛名管理を団体内で分野横断的に統一している団体が約 6 割、社会保障・税分野それぞれにおいて統一して宛名管理がなされている団体が約 1 割、一部分野のみの統一など何らか宛名管理を統一している団体が約 2 割となっている。すなわち、約 9 割を超える団体において、一定の宛名管理の統一を行っている現状であるといえる。

一方、都道府県においては、地方税分野、社会保障分野それぞれで宛名管理を行っており、分野横断的に宛名管理が統一されていない状況となっているところである。

なお、番号制度の導入に伴い、地方公共団体内での情報連携がこれまで以上に重要になることは、前述のとおりであるが、今回のシステム構築とあわせて、地方公共団体のシステム構成をそれぞれの連携が図られる方向で見直していくことも重要な検討課題の一つであると考えられる。

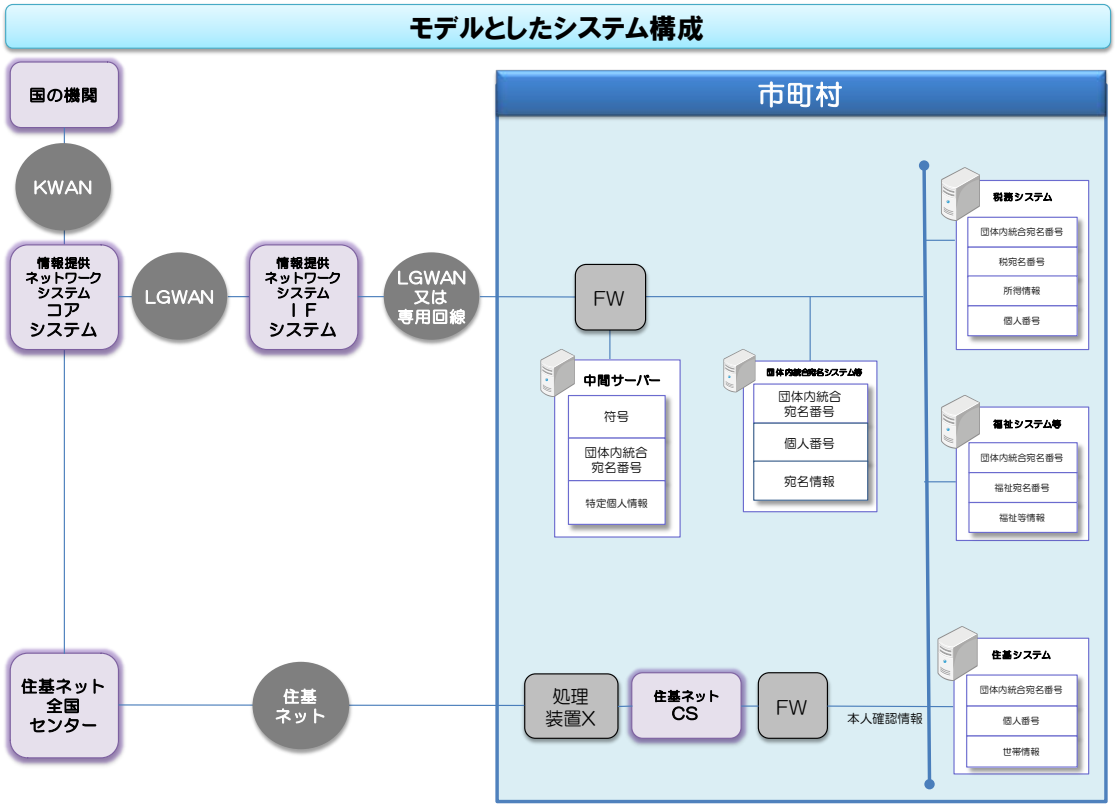

※上図は一例であり、IF システム、中間サーバー及び既存業務システムにおけるクラウド環境の利用や、基幹系 LAN 及び情報系 LAN の形態等によって、様々な構成が想定される。

図 2.3-3　モデルとしたシステム構成

(4) スケジュール

スケジュールについては、下記のとおり想定している。

本ガイドラインは、各地方公共団体の担当者が既存業務システム及び宛名管理システムの改修等を担うベンダー等に対し本ガイドラインを示し、既存システムの改修等に必要な費用の積算の一助となることを目的として作成するものである。各地方公共団体においては本ガイドラインに基づき必要な見積りをとるなど、平成 26 年度予算計上に向けて必要な準備を進めていただきたい。

さらに詳細な技術標準については、内閣官房から示されたところであり、参考とされたい。

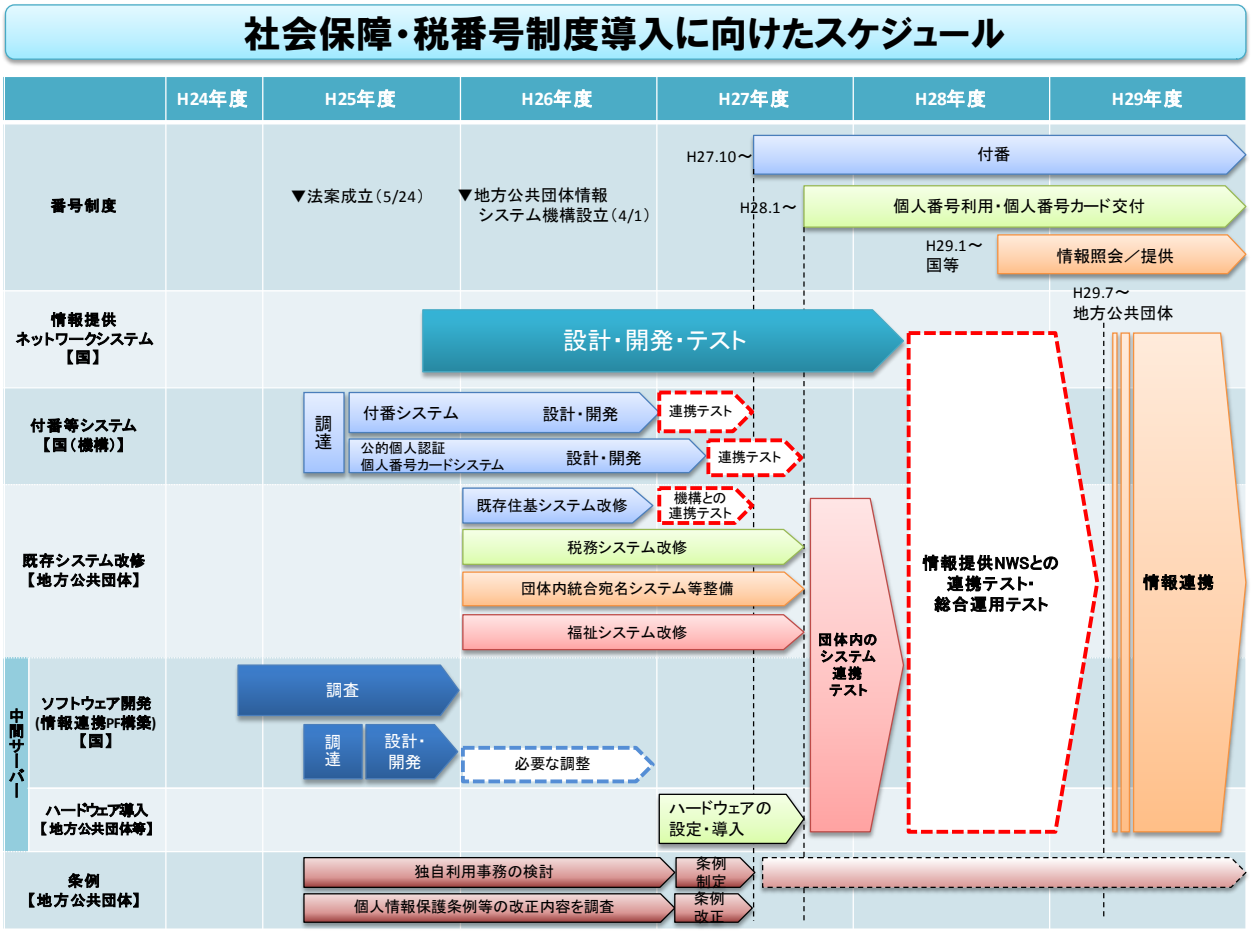

図 2.3-4　地方公共団体におけるシステム開発のスケジュール(想定)

中間サーバーのソフトウェアについては、平成 25 年度から国で一括開発することとしている。そのハードウェアについては、平成 27 年度における導入・設定を予定しているところである。

なお、ハードウェアについては、セキュリティの確保の確実性、システム整備・運用の効率化等の観点を踏まえると、個々の団体がそれぞれ設置することは必ずしも適当ではなく、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることが適当と考えられることから、ハードウェアの設置

主体も含め、その整備のあり方について、引き続き検討を行い、速やかに結論を得ることとする。

2 システム構築要件

本項は、次の順番に従って、必要な業務フローを記載し、それに伴って必要となる中間サーバー及び団体内統合宛名システム等における業務処理について俯瞰する。

(1) 符号の取得

① 住民

①－1 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得

①－2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得

①－2－1 出生

①－2－2 海外からの転入等

①－2－3 転入

② 住民以外の者

②－1 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得

②－2 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得

(2) 情報連携

① 情報照会者になる場合

② 情報提供者になる場合

(1)①-1 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得

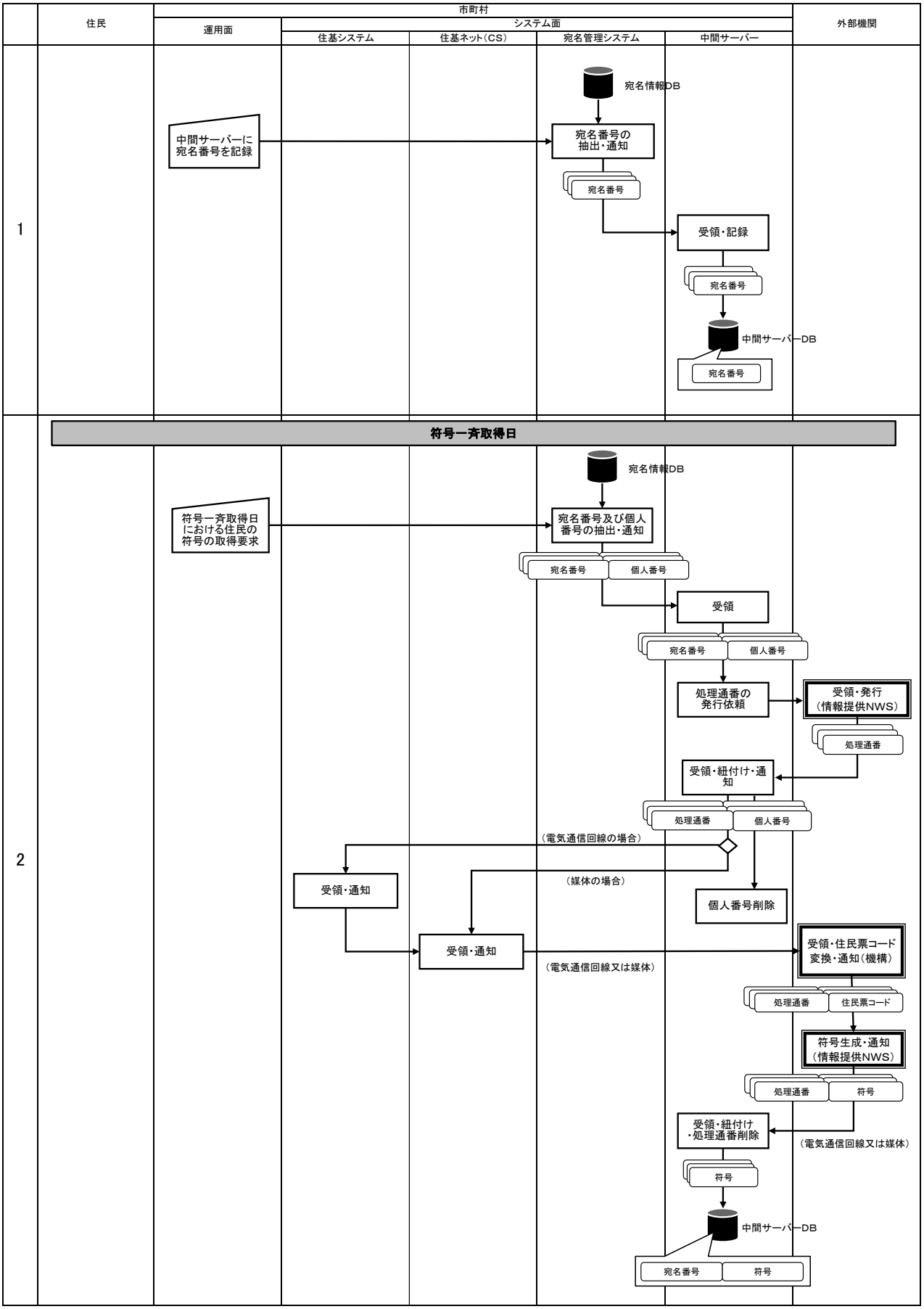

(1)①-1 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得

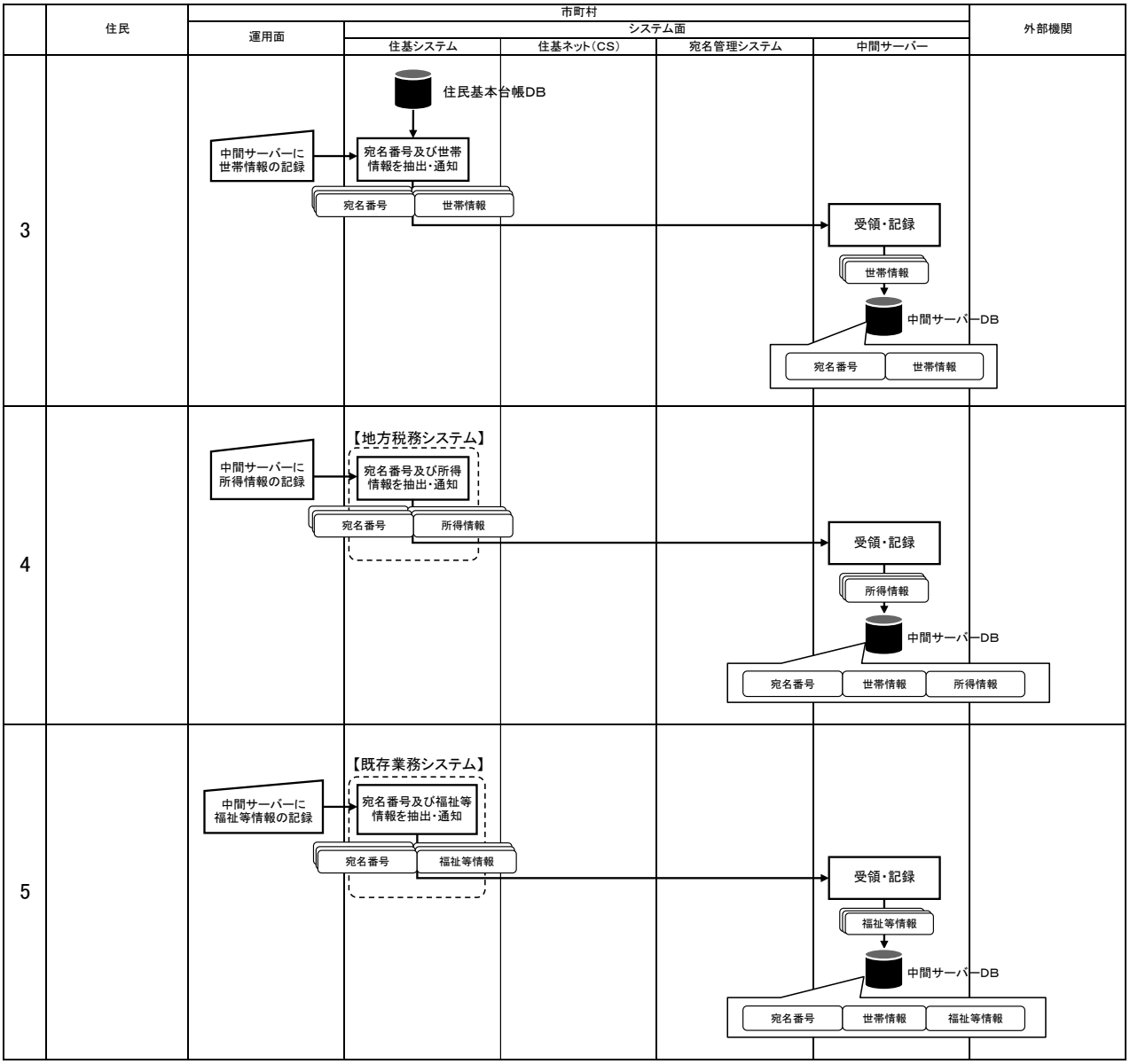

(1)①-1 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	宛名番号の記録	・宛名管理システムが保有する全住民の宛名番号を中間サーバーに記録する。	〔宛名管理システム〕 ・宛名管理システムが保有する全住民の宛名番号を抽出し、中間サーバーに通知する。 〔中間サーバー〕 ・宛名管理システムから通知のあった全住民の宛名番号を中間サーバーＤＢに記録する。
2	符号一斉取得日における住民の符号の取得	・符号一斉取得日に、宛名管理システムが保有している全住民の符号を取得する。	〔宛名管理システム〕 ・宛名管理システムが保有する全住民の宛名番号及び個人番号を抽出し、中間サーバーに通知する。 〔中間サーバー〕 ・宛名管理システムから宛名番号及び個人番号を受領し、処理通番を発行するよう情報提供ネットワークシステムに依頼する。 ・情報提供ネットワークシステムから処理通番を受領し、処理通番と宛名番号の紐付けを行う。 ・処理通番と個人番号のファイルを住基システム（電気通信回線を利用する場合）、又は住基ネットＣＳ（媒体を利用する場合）に通知する。 ・個人番号を削除する。 ・情報提供ネットワークシステムから通知のあった符号を処理通番をキーとして中間サーバーＤＢに記録する。 ・符号を中間サーバーＤＢに記録後、処理通番を削除する。
3	世帯情報の記録	・既存住基システムに保存されている全住民の世帯情報を中間サーバーに記録する。	〔中間サーバー〕 ・住基システムから通知のあった世帯情報を、宛名番号をキーに中間サーバーＤＢに記録する。
4	所得情報の記録	・地方税務システムに保存されている、符号取得年の1月1日現在で住民だった者で、符号取得日に住民である者の所得情報を中間サーバーに記録する。	〔中間サーバー〕 ・地方税務システムから通知のあった所得情報を、宛名番号をキーに中間サーバーＤＢに記録する。
5	福祉等情報の記録	・既存業務システムに保存されている住民の福祉等情報を中間サーバーに記録する。	〔中間サーバー〕 ・既存業務システムから通知のあった福祉等情報を、宛名番号をキーに中間サーバーＤＢに記録する。

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-1 出生

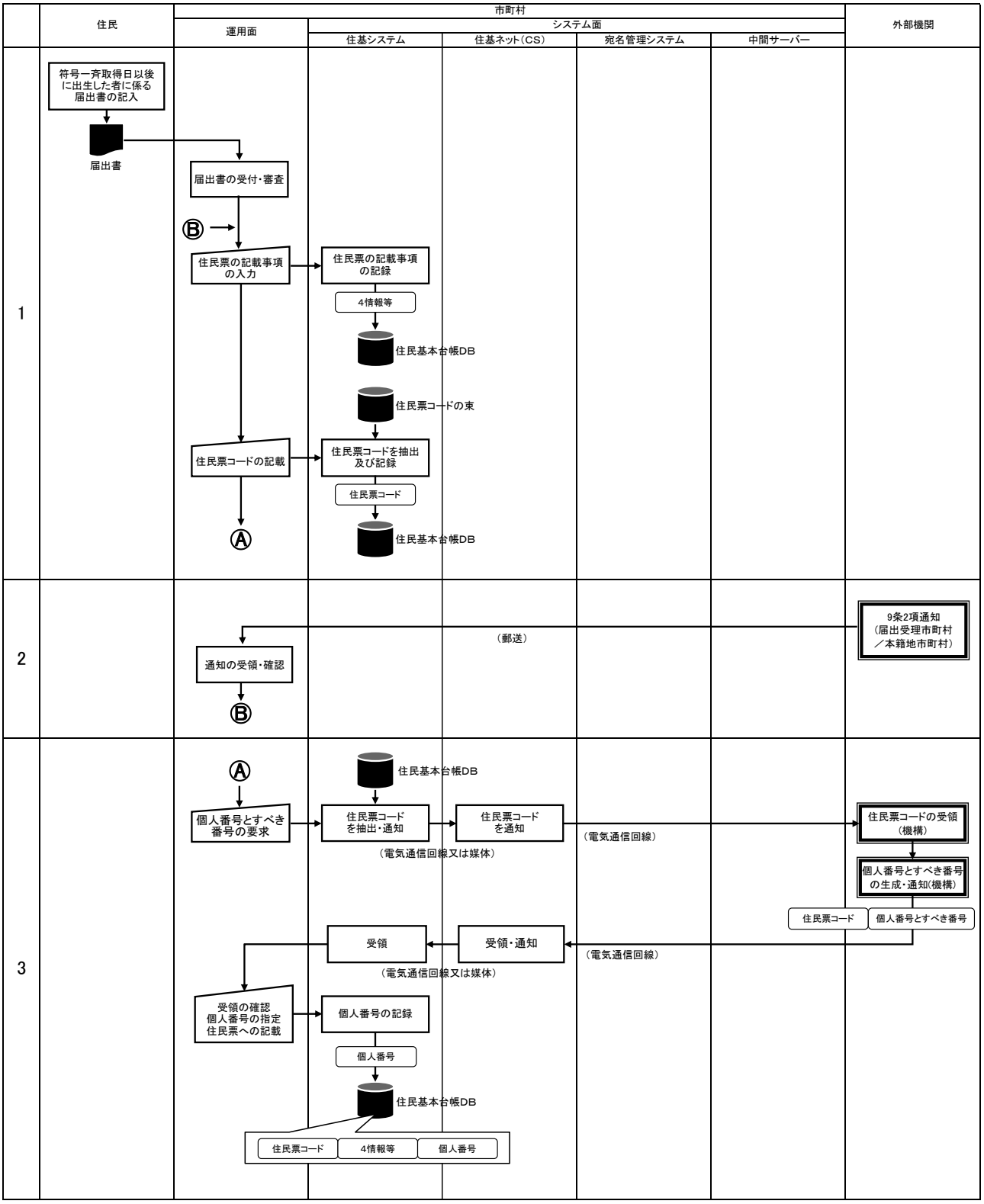

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-1 出生

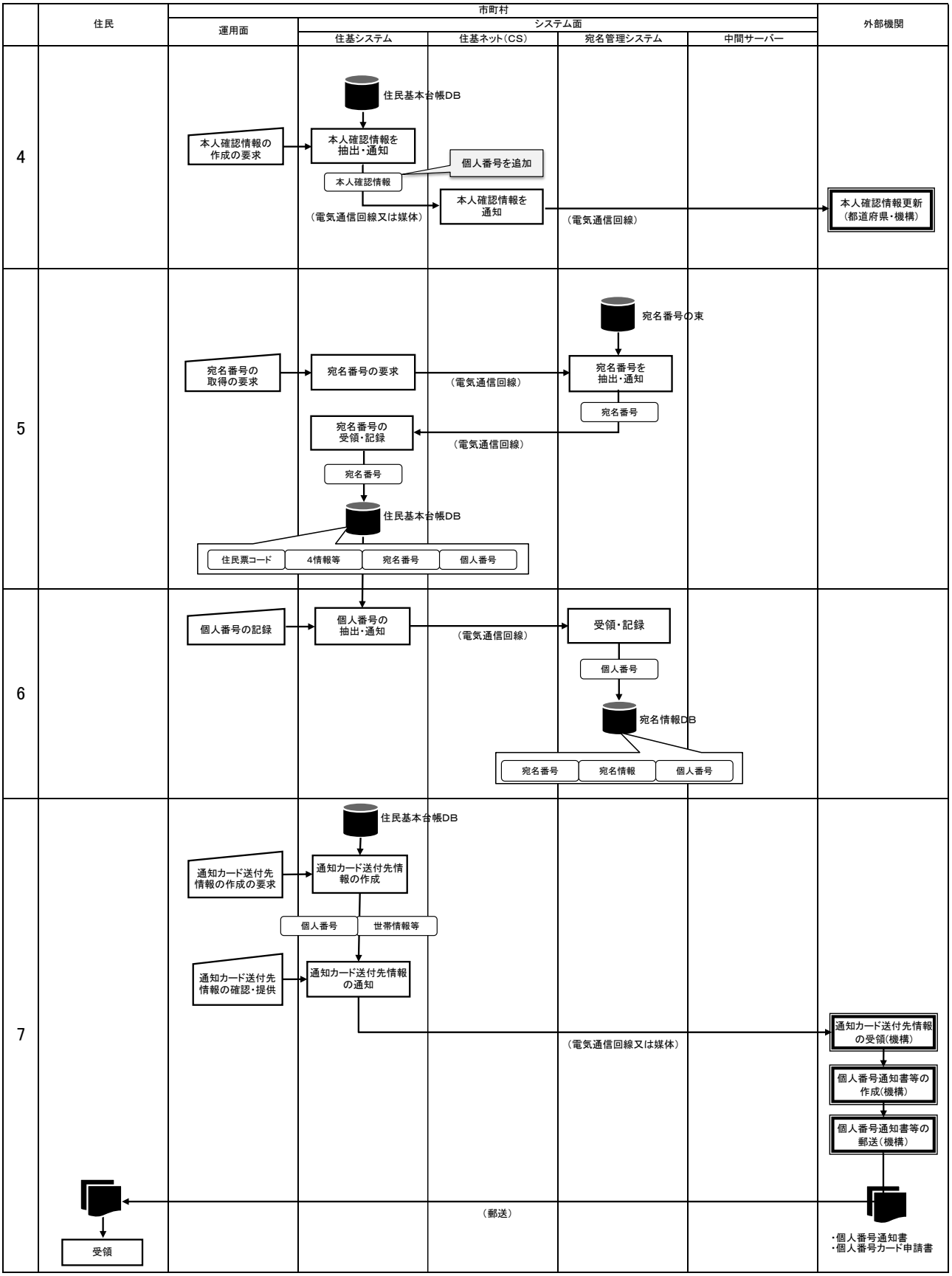

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-1 出生

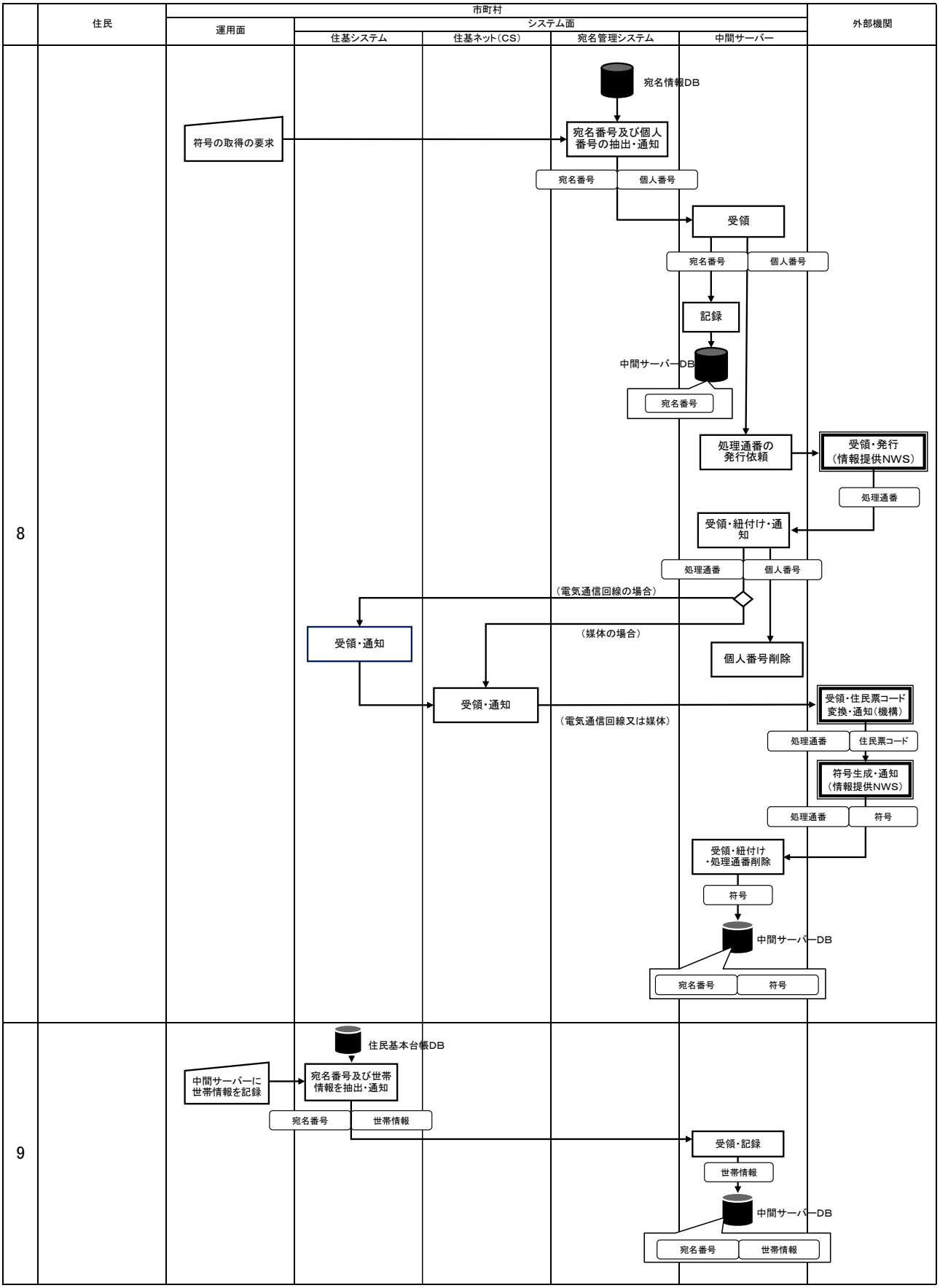

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-1 出生

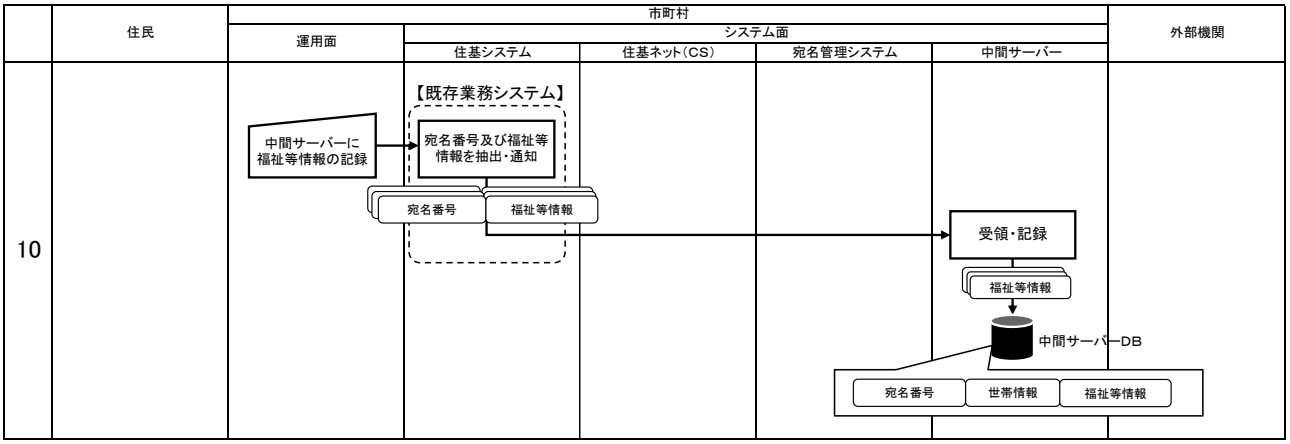

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得　①-2-1　出生

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1 ～ 7	項番1～7の解説については、 「住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン　2(6)①-1-1出生」を参照。		
8	符号一斉取得日以後に出生した者の符号の取得	・符号一斉取得日以後に出生した者の符号を取得する。	〔宛名管理システム〕 ・新たに設定された宛名番号及び個人番号を抽出し、中間サーバーに通知する。 〔中間サーバー〕 ・宛名管理システムから通知のあった宛名番号を中間サーバーＤＢに記録する。 （個人番号は記録せず、処理通番と紐付けるまでの間、一時的に保持するのみ） ・処理通番を発行するよう情報提供ネットワークシステムに依頼する。 ・情報提供ネットワークシステムから処理通番を受領し、処理通番と宛名番号の紐付けを行う。 ・処理通番と個人番号のファイルを住基システム（電気通信回線を利用する場合）、又は住基ネットＣＳ（媒体を利用する場合）に通知する。 ・個人番号を削除する。 ・情報提供ネットワークシステムから通知のあった符号を処理通番をキーとして中間サーバーＤＢに記録する。 ・符号を中間サーバーＤＢに記録後、処理通番を削除する。
9	世帯情報の記録	・住基システムに保存されている当該住民の世帯情報を中間サーバーに記録する。	〔中間サーバー〕 ・住基システムから通知のあった世帯情報を、宛名番号をキーに中間サーバーＤＢに記録する。
10	福祉等情報の記録	・既存業務システムに保存されている当該住民の福祉等情報を中間サーバーに記録する。	〔中間サーバー〕 ・既存業務システムから通知のあった福祉等情報を、宛名番号をキーに中間サーバーＤＢに記録する。

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-2 海外からの転入等

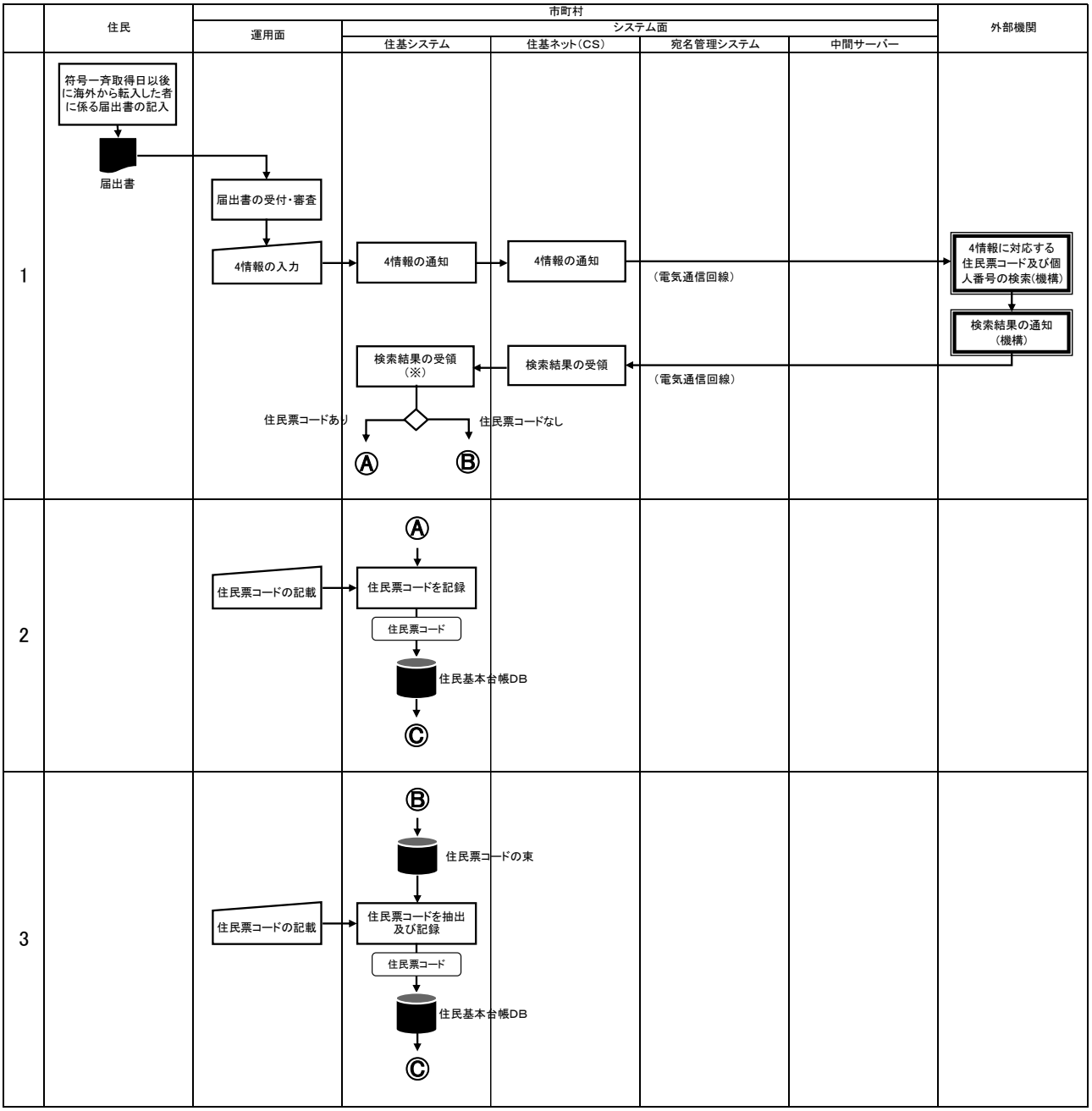

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-2 海外からの転入等

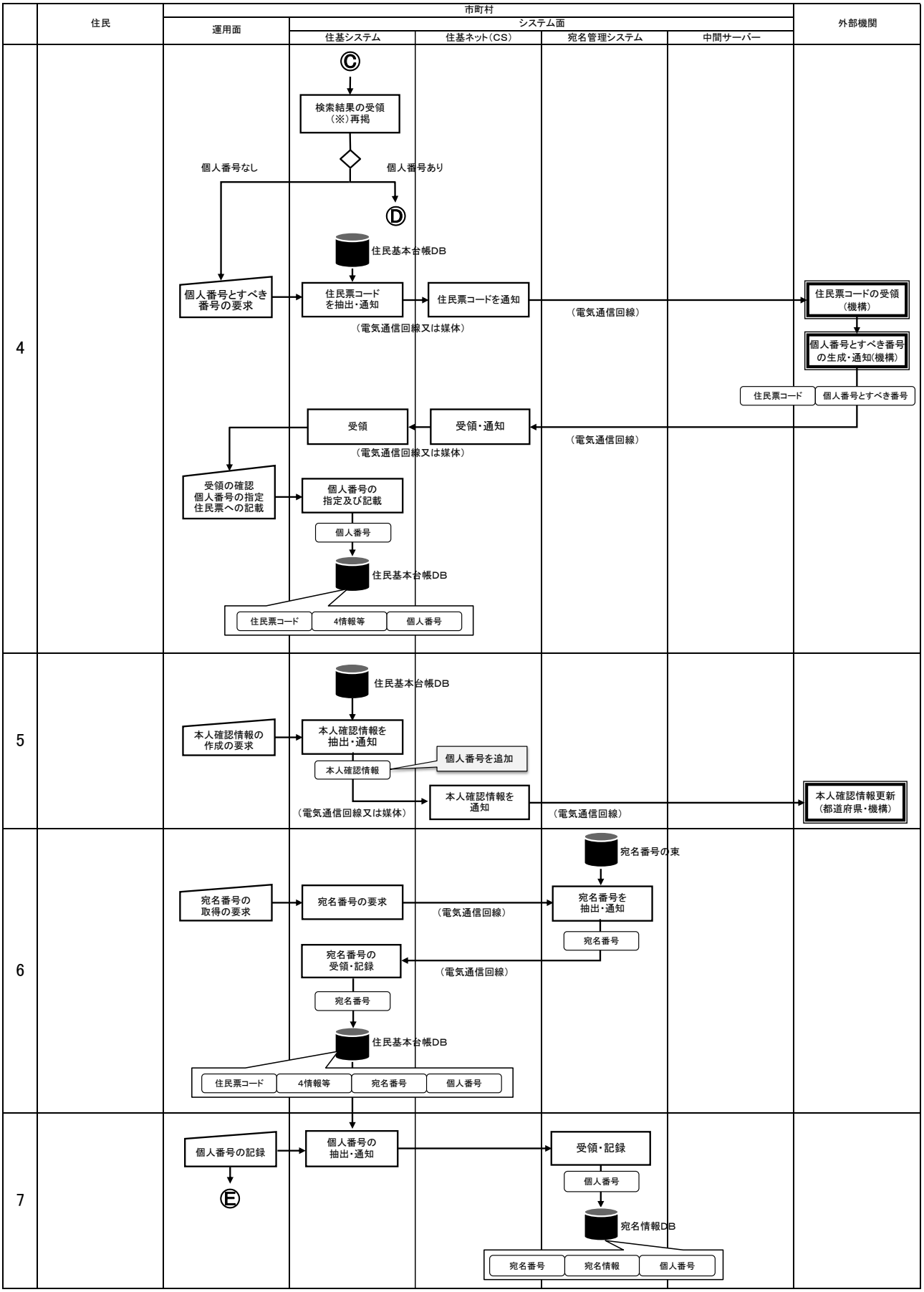

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-2 海外からの転入等

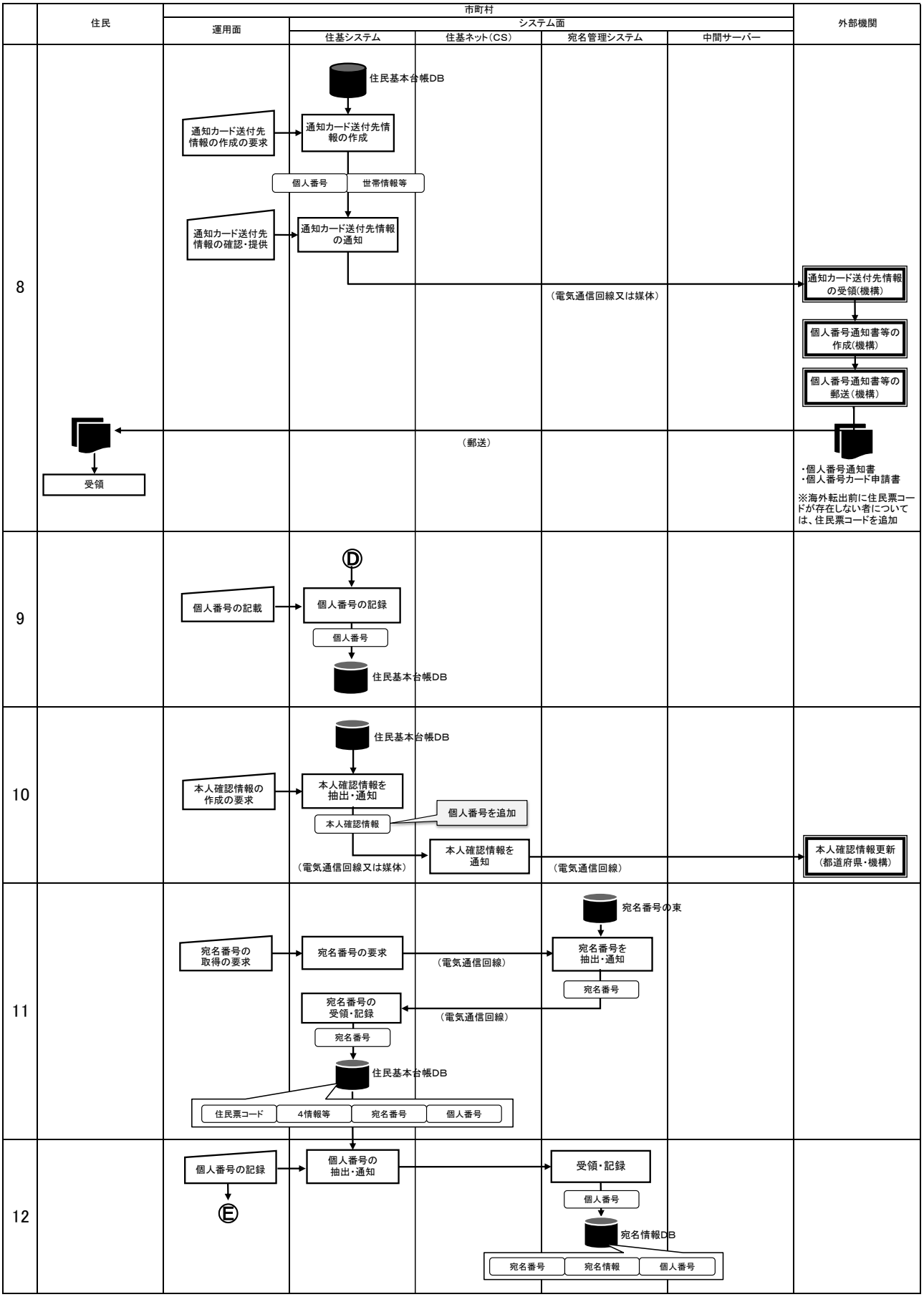

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-2 海外からの転入等

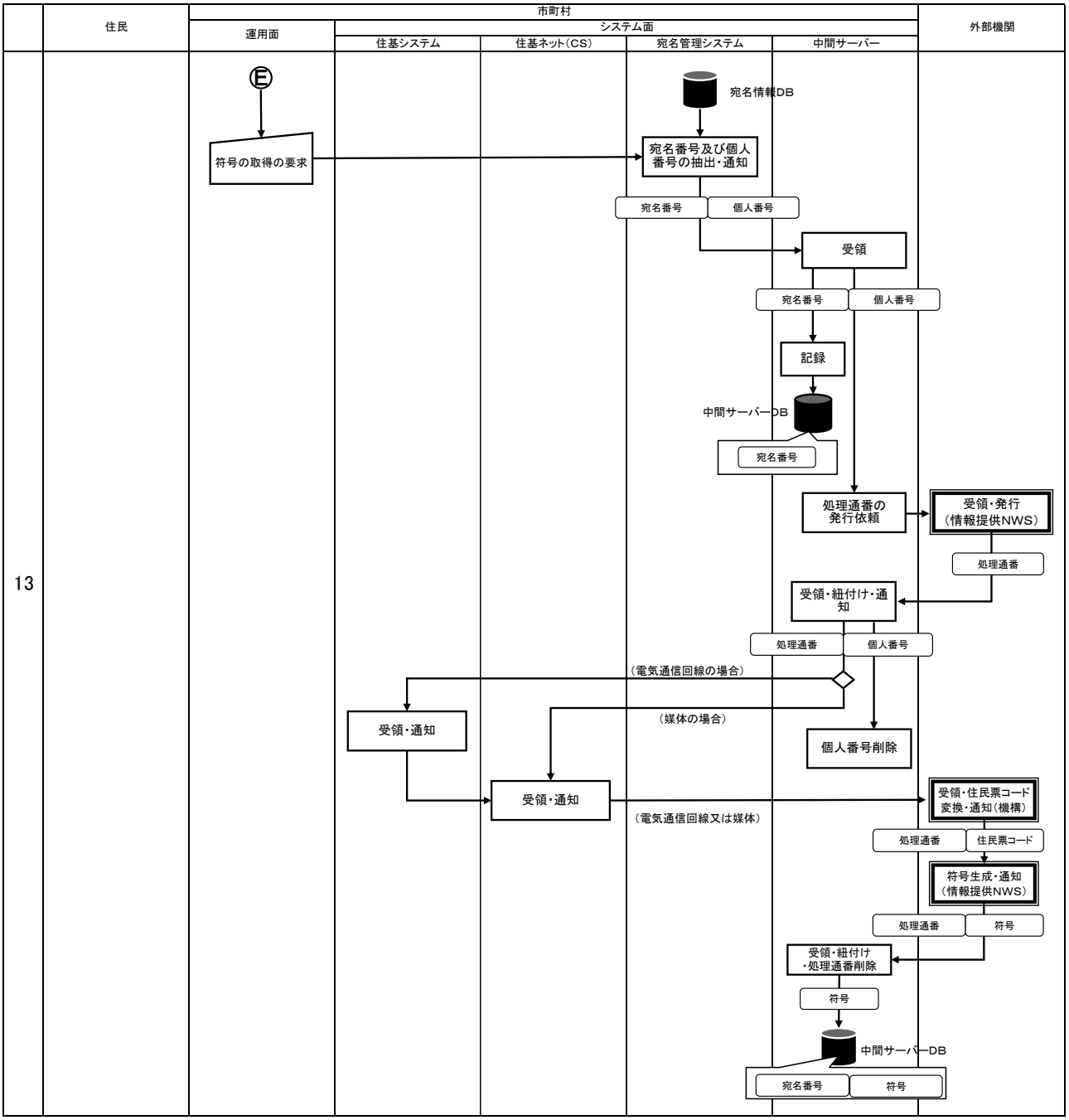

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-2 海外からの転入等

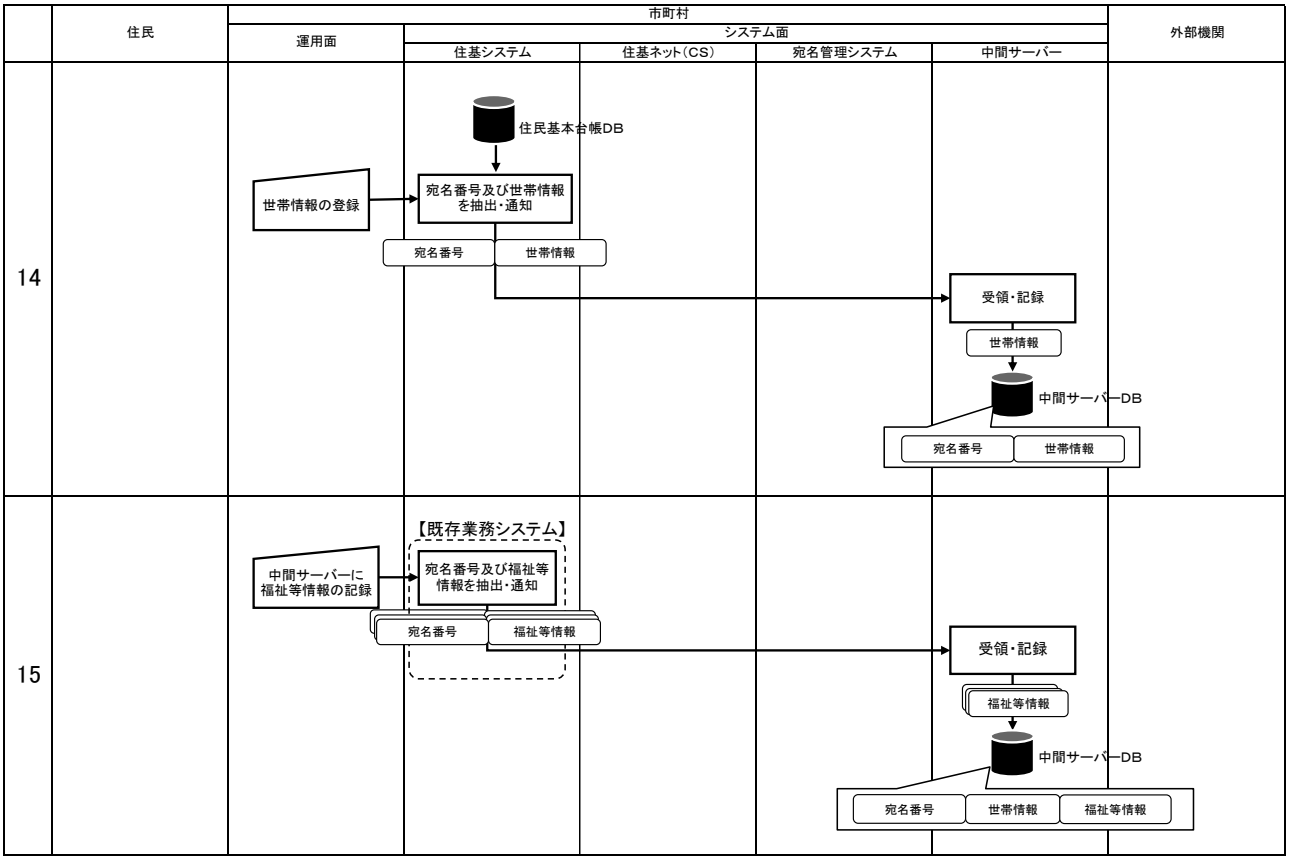

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-2 海外からの転入等

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1 ～ 12	項番1～12の解説については、 「住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン　2(6)①-1-2海外からの転入等」を参照。		
13	符号一斉取得日以後に海外から転入した者の符号の取得	・符号一斉取得日以後に海外から転入した者の符号を取得する。	〔宛名管理システム〕 ・新たに設定された宛名番号及び個人番号を抽出し、中間サーバーに通知する。 〔中間サーバー〕 ・宛名管理システムから通知のあった宛名番号を中間サーバーＤＢに記録する。 （個人番号は記録せず、処理通番と紐付けるまでの間、一時的に保持するのみ） ・処理通番を発行するよう情報提供ネットワークシステムに依頼する。 ・情報提供ネットワークシステムから処理通番を受領し、処理通番と宛名番号の紐付けを行う。 ・処理通番と個人番号のファイルを住基システム（電気通信回線を利用する場合）、又は住基ネットＣＳ（媒体を利用する場合）に通知する。 ・個人番号を削除する。 ・情報提供ネットワークシステムから通知のあった符号を処理通番をキーとして中間サーバーＤＢに記録する。 ・符号を中間サーバーＤＢに記録後、処理通番を削除する。
14	世帯情報の記録	・住基システムに保存されている当該住民の世帯情報を中間サーバーに記録する。	〔中間サーバー〕 ・住基システムから通知のあった世帯情報を、宛名番号をキーに中間サーバーＤＢに記録する。
15	福祉等情報の記録	・既存業務システムに保存されている当該住民の福祉等情報を中間サーバーに記録する。	〔中間サーバー〕 ・既存業務システムから通知のあった福祉等情報を、宛名番号をキーに中間サーバーＤＢに記録する。

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-3 転入

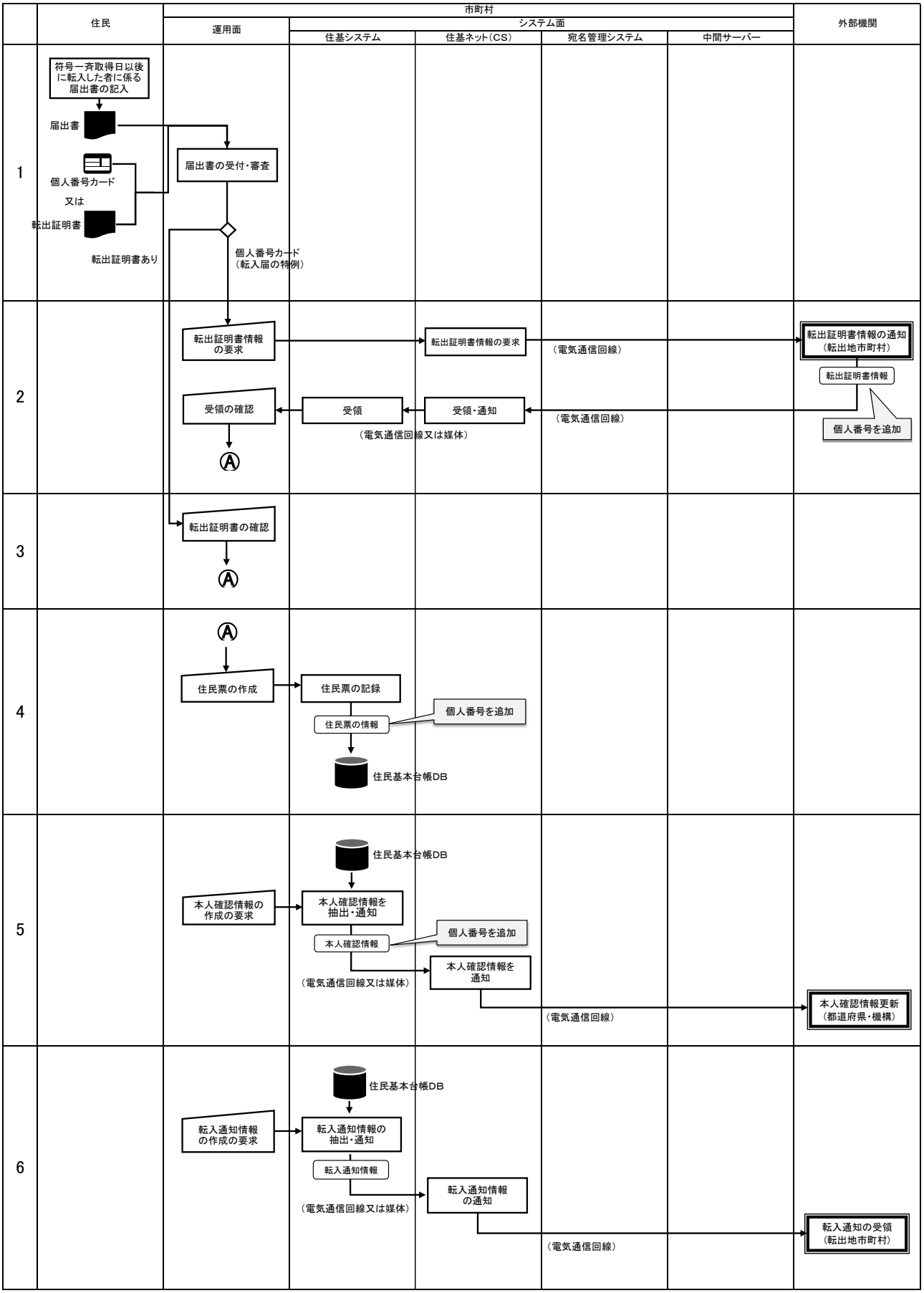

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-3 転入

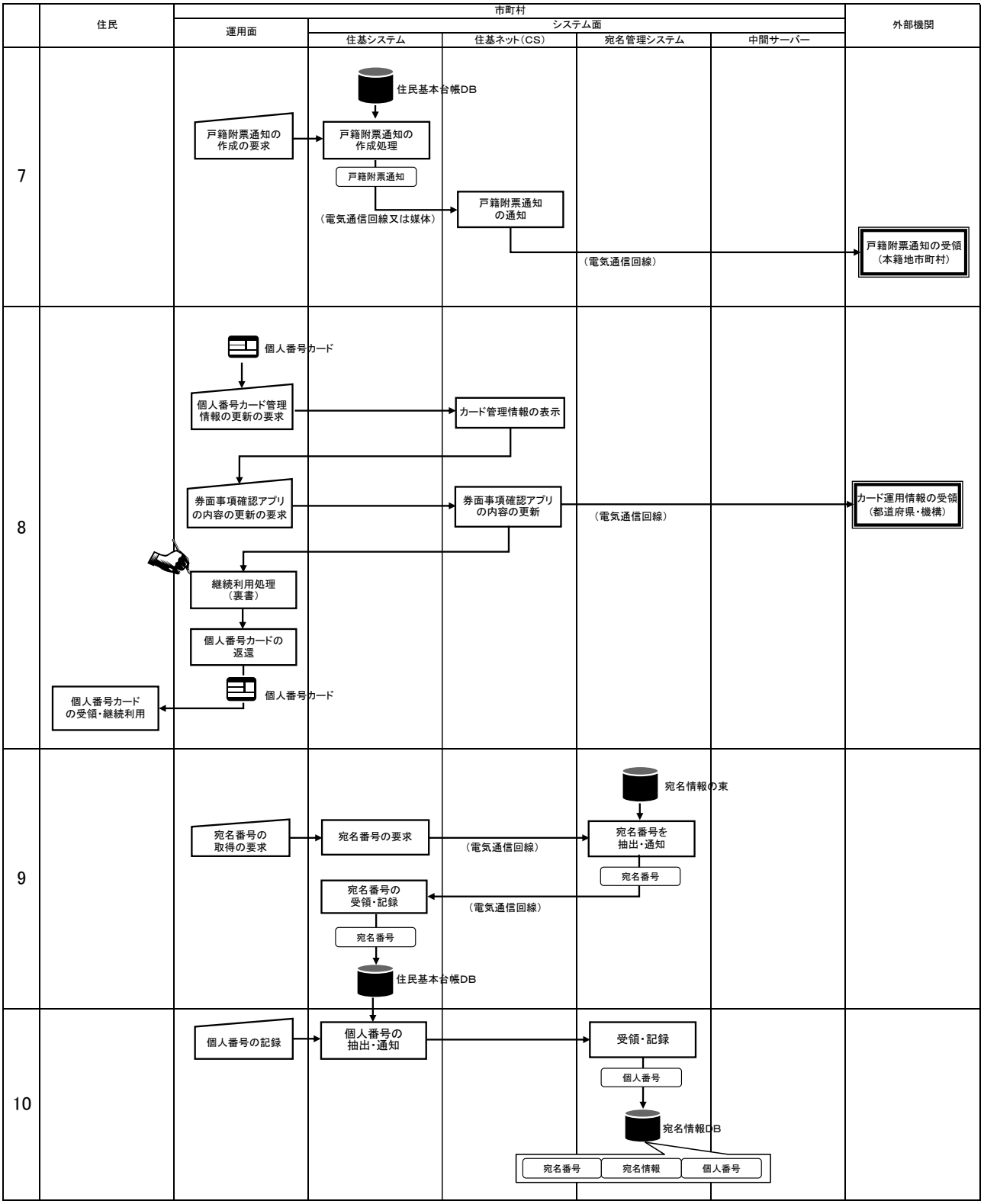

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-3 転入

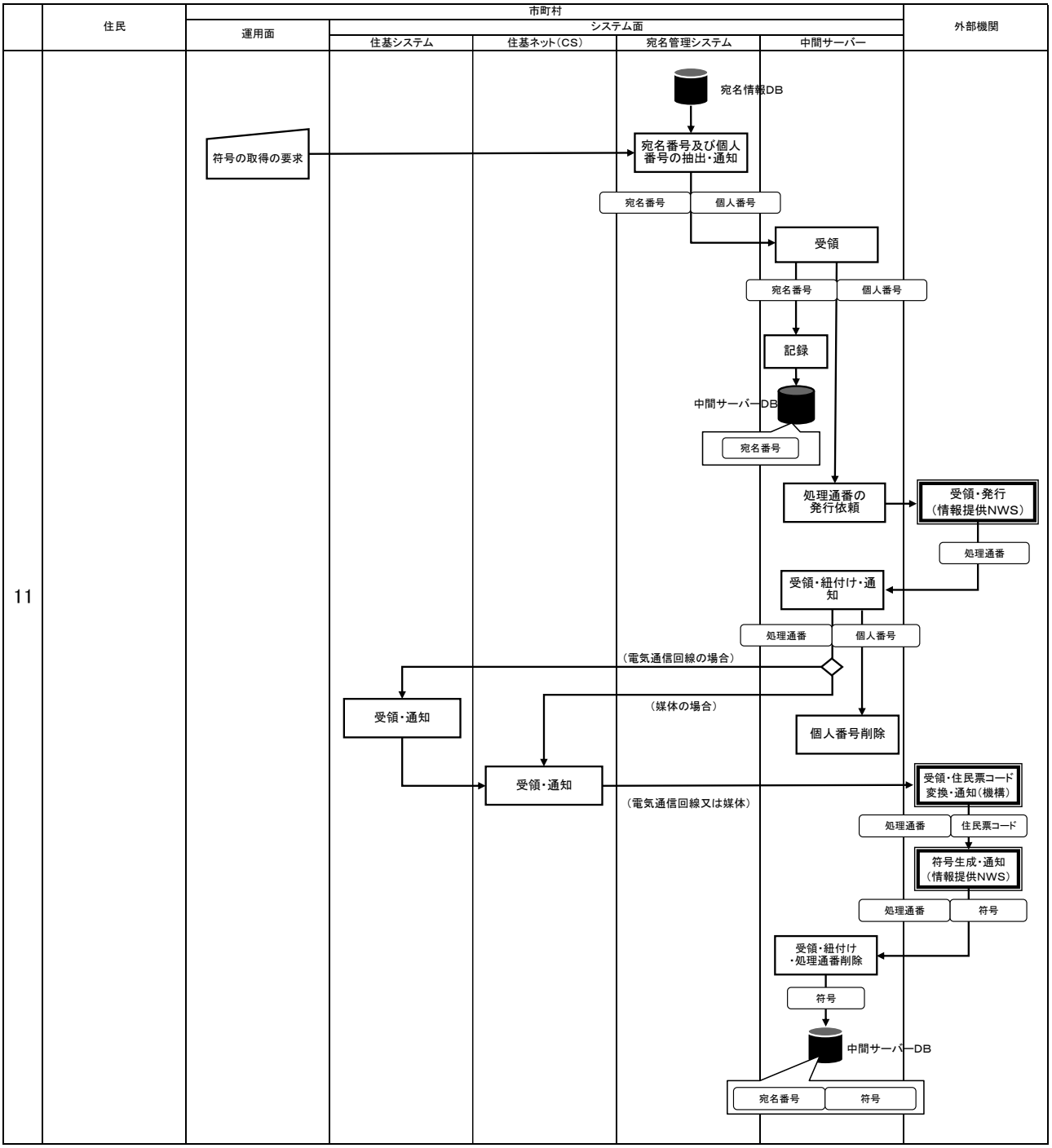

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-3 転入

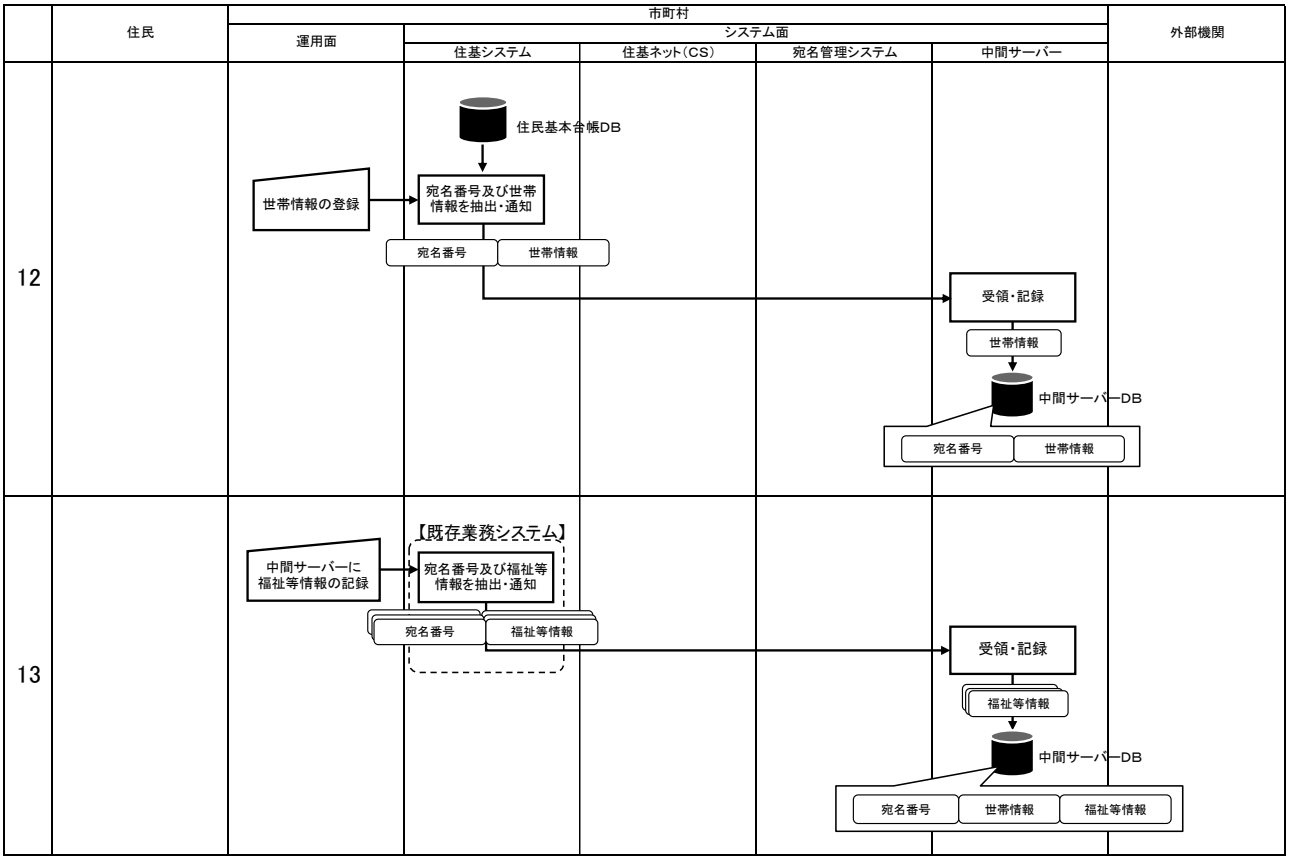

(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-3 転入

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1 ～ 10	項番1～10の解説については、 「住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン　2(6)③転入」を参照。		
11	符号一斉取得日以後に転入した者の符号の取得	・符号一斉取得日以後に転入した者の符号を取得する。	〔宛名管理システム〕 ・新たに設定された宛名番号及び個人番号を抽出し、中間サーバーに通知する。 〔中間サーバー〕 ・宛名管理システムから通知のあった宛名番号を中間サーバーＤＢに記録する。 （個人番号は記録せず、処理通番と紐付けるまでの間、一時的に保持するのみ） ・処理通番を発行するよう情報提供ネットワークシステムに依頼する。 ・情報提供ネットワークシステムから処理通番を受領し、処理通番と宛名番号の紐付けを行う。 ・処理通番と個人番号のファイルを住基システム（電気通信回線を利用する場合）、又は住基ネットＣＳ（媒体を利用する場合）に通知する。 ・個人番号を削除する。 ・情報提供ネットワークシステムから通知のあった符号を処理通番をキーとして中間サーバーＤＢに記録する。 ・符号を中間サーバーＤＢに記録後、処理通番を削除する。
12	世帯情報の記録	・住基システムに保存されている当該住民の世帯情報を中間サーバーに記録する。	〔中間サーバー〕 ・住基システムから通知のあった世帯情報を、宛名番号をキーに中間サーバーＤＢに記録する。
13	福祉等情報の記録	・既存業務システムに保存されている当該住民の福祉等情報を中間サーバーに記録する。	〔中間サーバー〕 ・既存業務システムから通知のあった福祉等情報を、宛名番号をキーに中間サーバーＤＢに記録する。

(1)②-1 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得

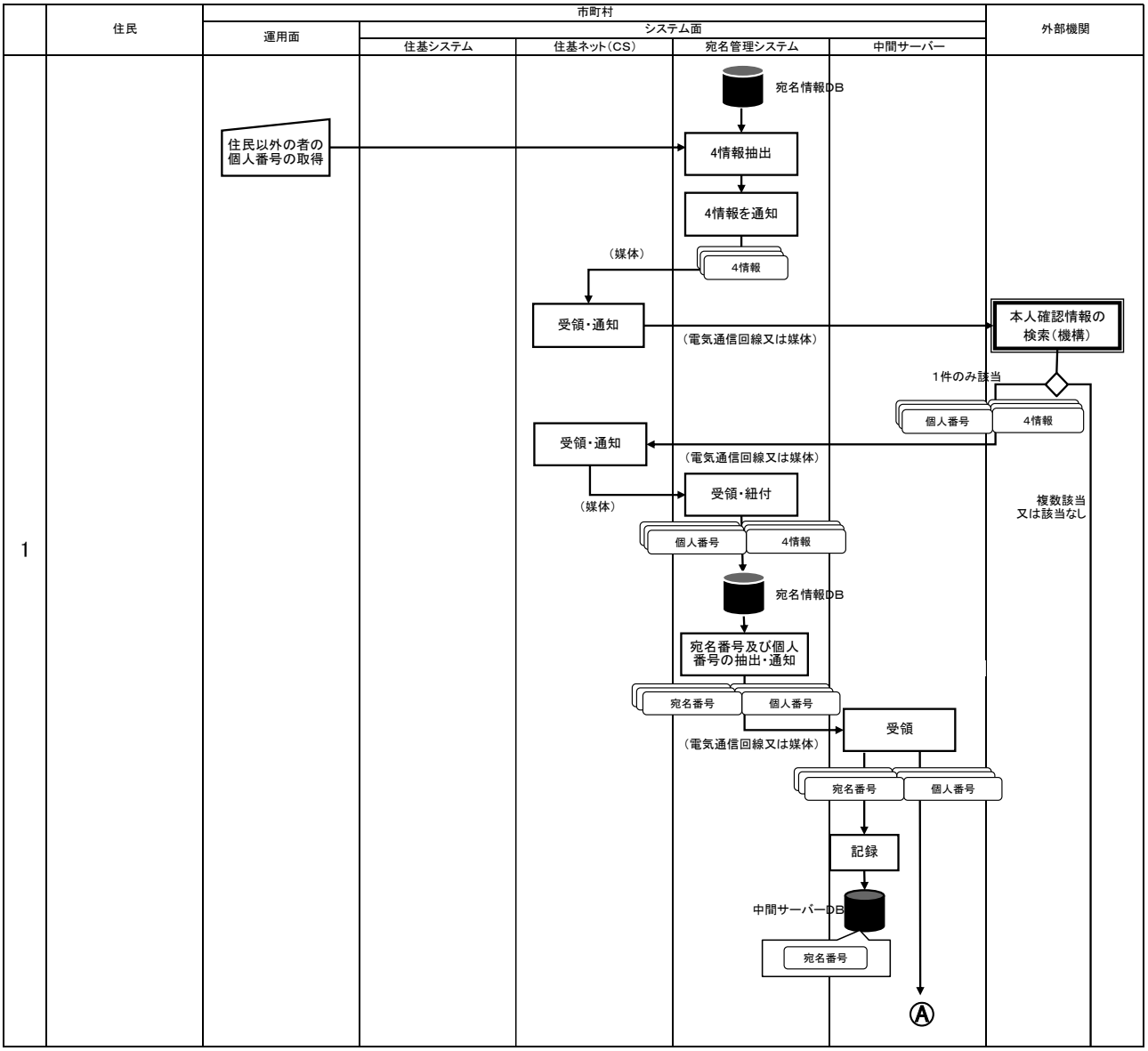

(1)②-1 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得

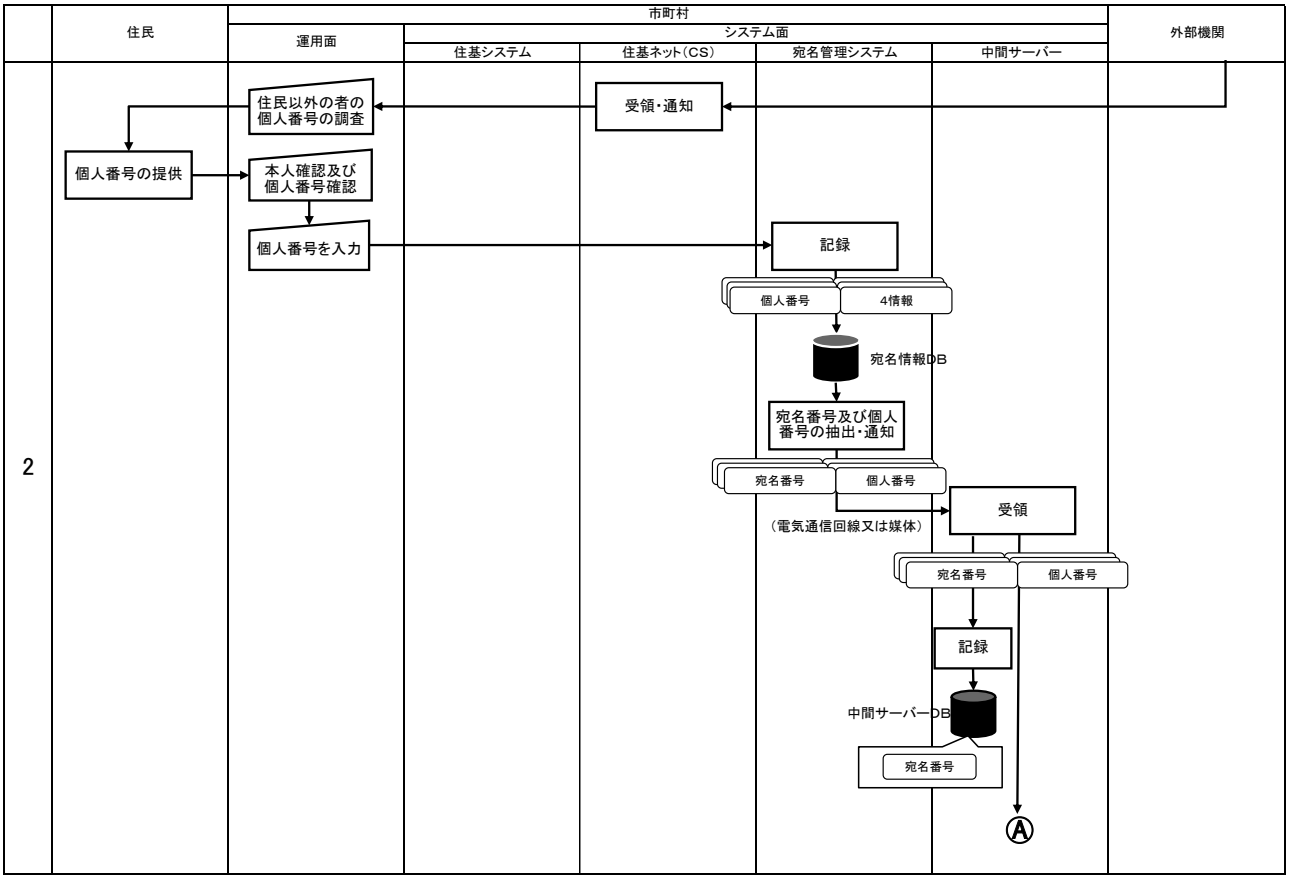

(1)②-1 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得

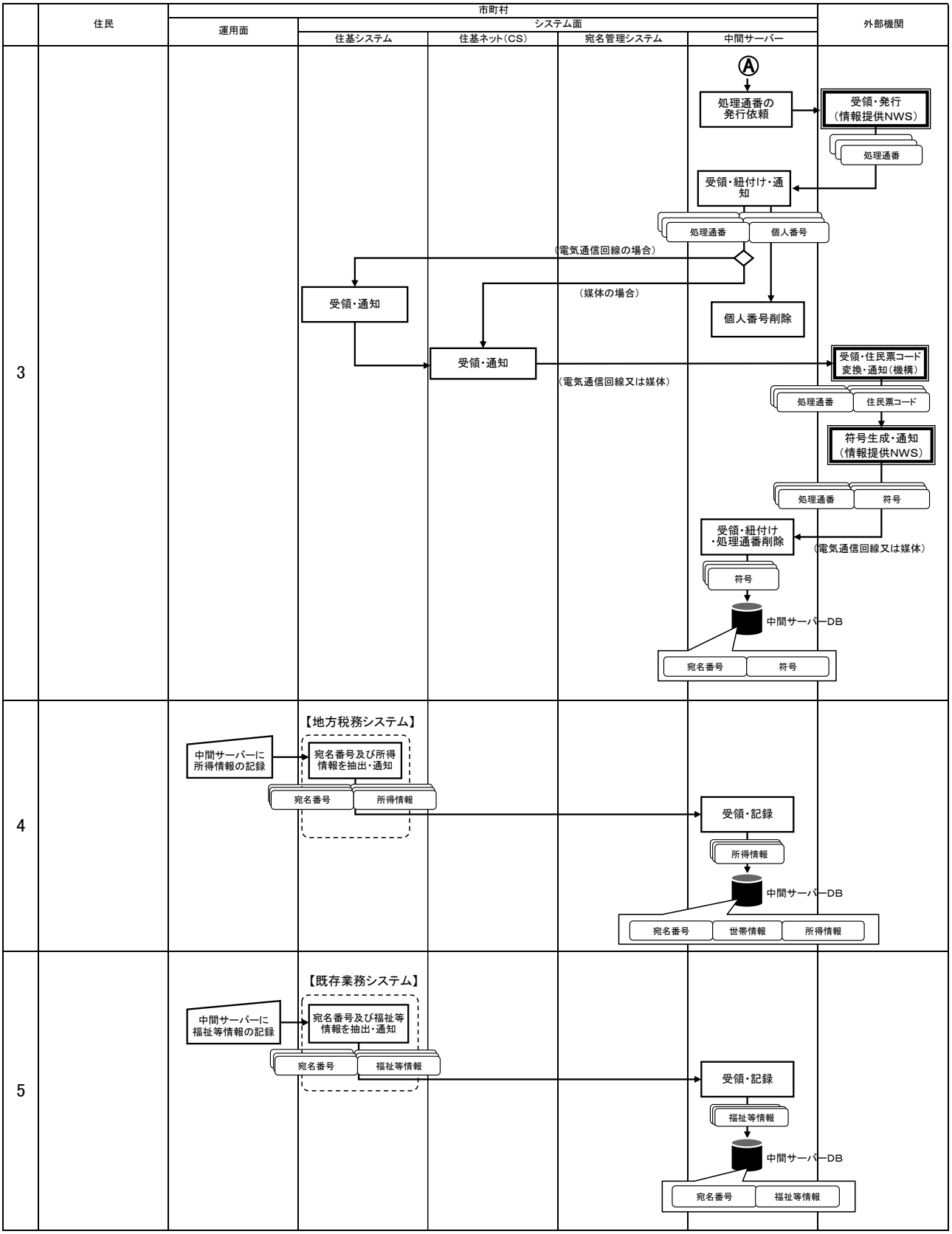

(1)②-1 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	個人番号の初期一斉取得	・宛名管理システムが管理している住民以外の者に係る個人番号を取得する。 ※ 住民以外の者の個人情報について、番号法に基づき個人番号を利用でき、同法に基づき情報連携を行う場合の処理であることに留意する必要がある。	〔宛名管理システム〕 ・対象となる住民以外の者の4情報を抽出し、電子ファイルに出力する。 ・住基ネットＣＳから受領した個人番号及び4情報を宛名情報ＤＢに記録する。 ・宛名番号及び個人番号を中間サーバーに通知する。 〔中間サーバー〕 ・宛名管理システムから通知された宛名番号を中間サーバーＤＢに記録する。（個人番号は記録せず、処理通番と紐付けるまでの間、一時的に保持するのみ）
2	住基ネットで検索できなかった者の個人番号の調査	・宛名管理システムの宛名情報ＤＢに保存されている4情報が不完全等の理由で、住基ネットで検索できなかった者又は複数候補の結果を得た場合には、個人番号を調査する。 ※ 当該調査については、当該者に係る個人情報の情報連携の必要性等を勘案して実行する。	〔宛名管理システム〕 ・入力のあった個人番号及び4情報を宛名情報ＤＢに記録する。 ・宛名番号及び個人番号を中間サーバーに通知する。 〔中間サーバー〕 ・宛名管理システムから通知された宛名番号を中間サーバーＤＢに記録する。（個人番号は記録せず、処理通番と紐付けるまでの間、一時的に保持するのみ）
3	**符号一斉取得日における住民以外の者の符号の取得**	**・住民以外の者の符号を取得する。**	〔中間サーバー〕 ・処理通番を発行するよう情報提供ネットワークシステムに依頼する。 ・情報提供ネットワークシステムから処理通番を受領し、処理通番と宛名番号の紐付けを行う。 ・処理通番と個人番号のファイルを住基システム（電気通信回線を利用する場合）、又は住基ネットＣＳ（媒体を利用する場合）に通知する。 ・個人番号を削除する。 ・情報提供ネットワークシステムから通知のあった符号を処理通番をキーとして中間サーバーＤＢに記録する。 ・符号を中間サーバーＤＢに記録後、処理通番を削除する。
4	所得情報の記録	・地方税務システムのデータベースに保存されている、符号取得年の１月１日現在で住民だった者で、符号取得日に住民でない者の所得情報を中間サーバーに記録する。	〔中間サーバー〕 ・地方税務システムから通知された所得情報を、宛名番号をキーに中間サーバーＤＢに記録する。
5	福祉等情報の記録	・既存業務システムのデータベースに保存されている当該住民以外の者の福祉等情報を中間サーバーに記録する。	〔中間サーバー〕 ・既存業務システムから通知された福祉等情報を、宛名番号をキーに中間サーバーＤＢに記録する。

(1)②-2 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得

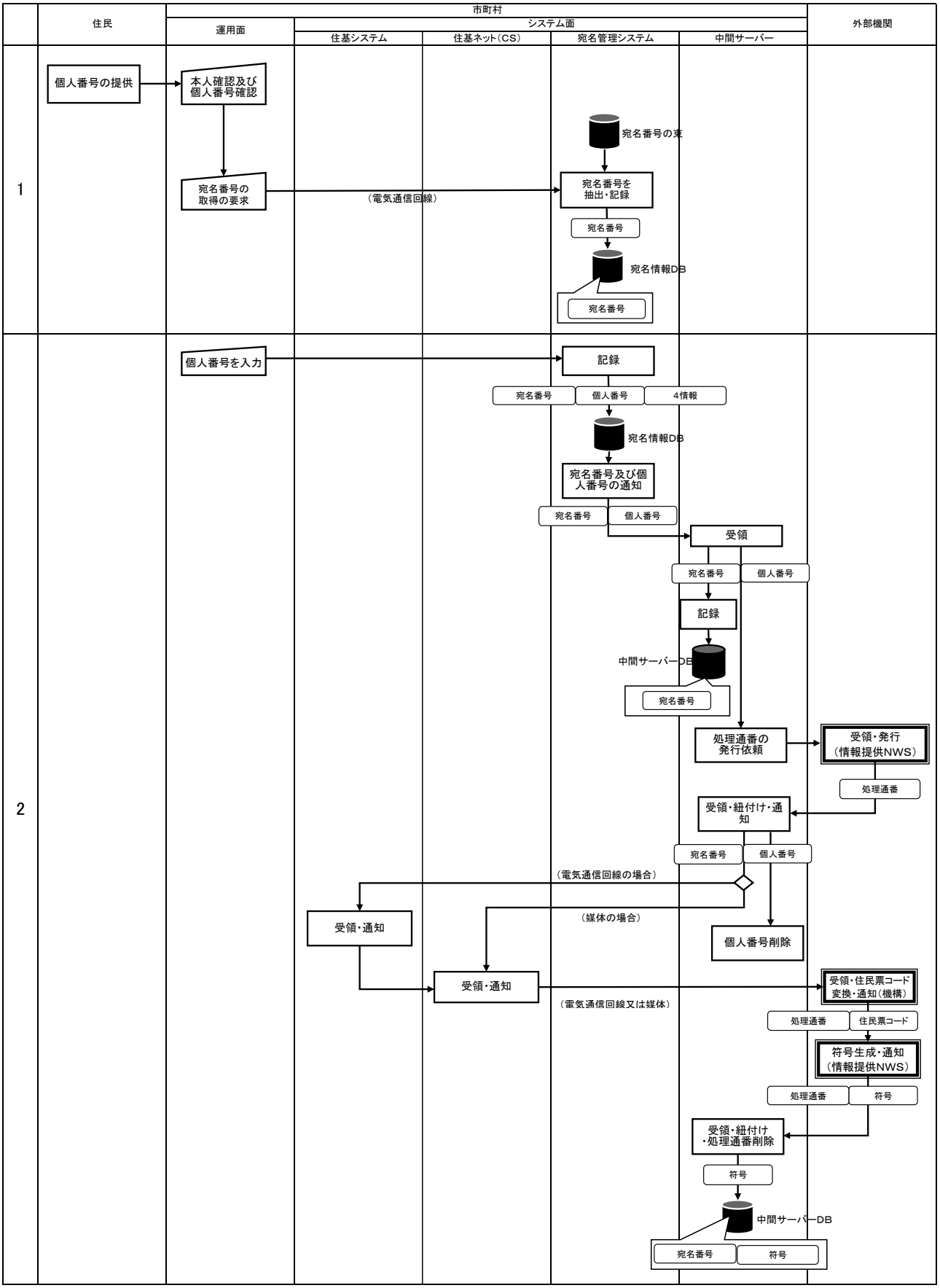

(1)②-2 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得

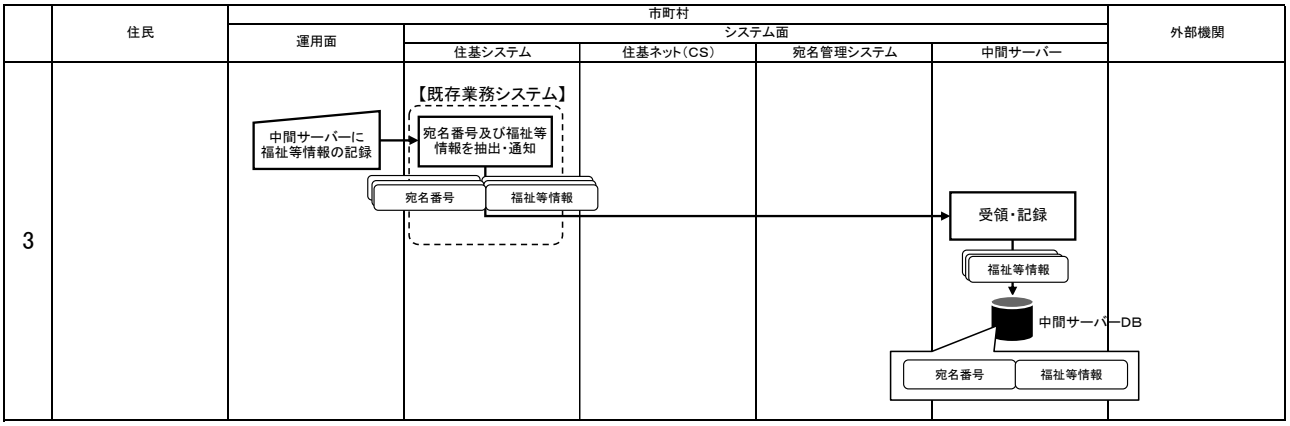

(1)②-2 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	符号一斉取得日以後の住民以外の者の宛名番号の取得	・ 個人番号カード等により本人確認及び個人番号確認を行い、住民以外の者の個人番号を取得する。 ・ 住民以外の者の宛名番号を取得する。	〔宛名管理システム〕 ・ 宛名番号の束から宛名番号を抽出する。 ・ 抽出した宛名番号を宛名情報ＤＢに記録する。
2	符号一斉取得日以後の住民以外の者の符号の取得	・ 符号一斉取得日以後の住民以外の者の符号を取得する。 ※ 住民以外の者の個人情報について、番号法に基づき個人番号を利用でき、同法に基づき情報連携を行う場合の処理であることに留意する必要がある。	〔宛名管理システム〕 ・ 個人番号及び4情報を宛名情報ＤＢに記録する。 ・ 宛名番号及び個人番号を中間サーバーに通知する。 〔中間サーバー〕 ・ 宛名管理システムから通知のあった宛名番号を中間サーバーＤＢに記録する。（個人番号は記録せず、処理通番と紐付けるまでの間、一時的に保持するのみ） ・ 処理通番を発行するよう情報提供ネットワークシステムに依頼する。 ・ 情報提供ネットワークシステムから処理通番を受領し、処理通番と宛名番号の紐付けを行う。 ・ 処理通番と個人番号のファイルを住基システム（電気通信回線を利用する場合）、又は住基ネットＣＳ（媒体を利用する場合）に通知する。 ・ 個人番号を削除する。 ・ 情報提供ネットワークシステムから通知のあった符号を処理通番をキーとして中間サーバーＤＢに記録する。 ・ 符号を中間サーバーＤＢに記録後、処理通番を削除する。
3	福祉等情報の記録	・ 既存業務システムに保存されている当該住民以外の者の福祉等情報を中間サーバーに記録する。	〔中間サーバー〕 ・ 既存業務システムから通知のあった福祉等情報を、宛名番号をキーに中間サーバーＤＢに記録する。

(2) 情報連携　①情報照会者になる場合

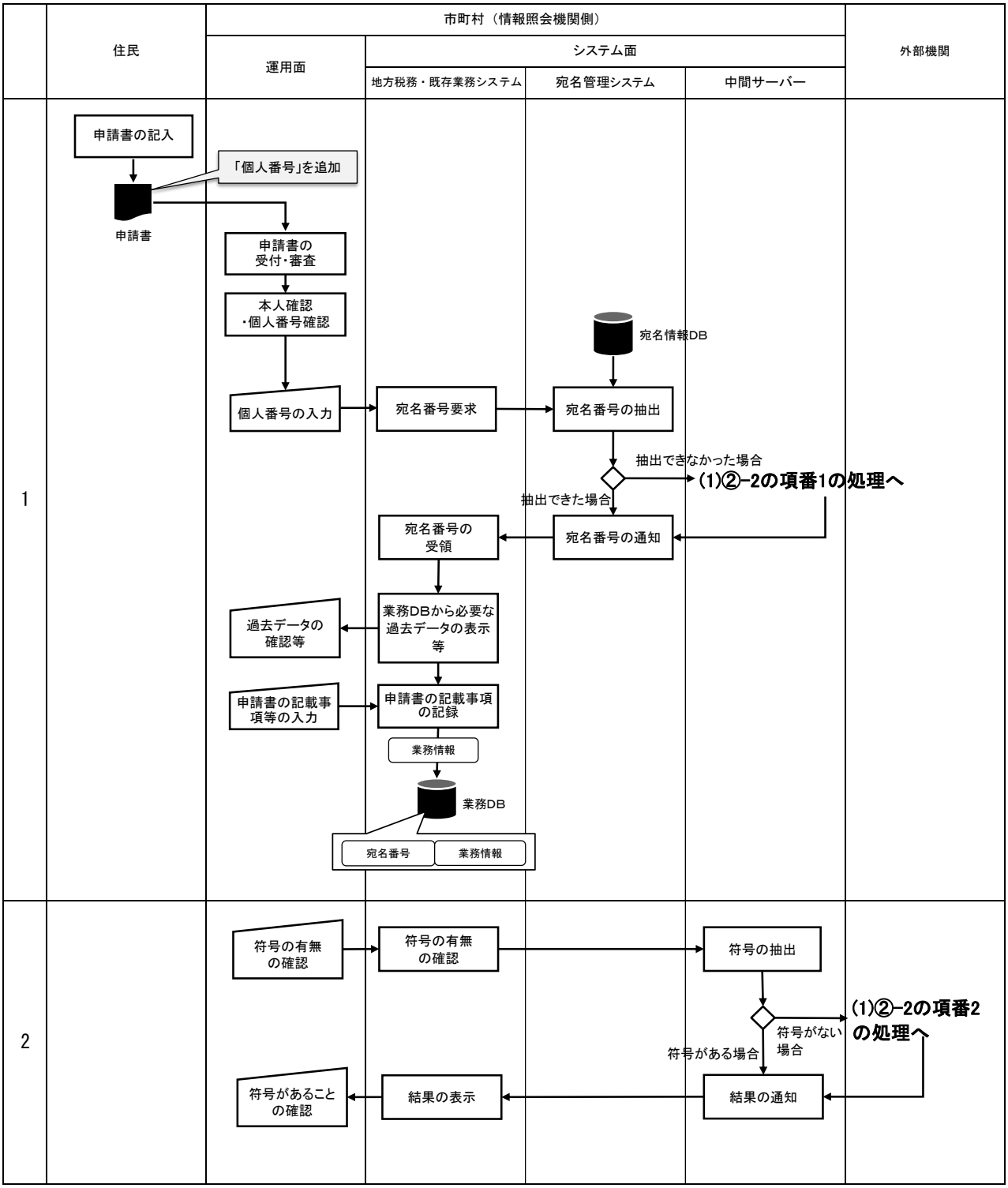

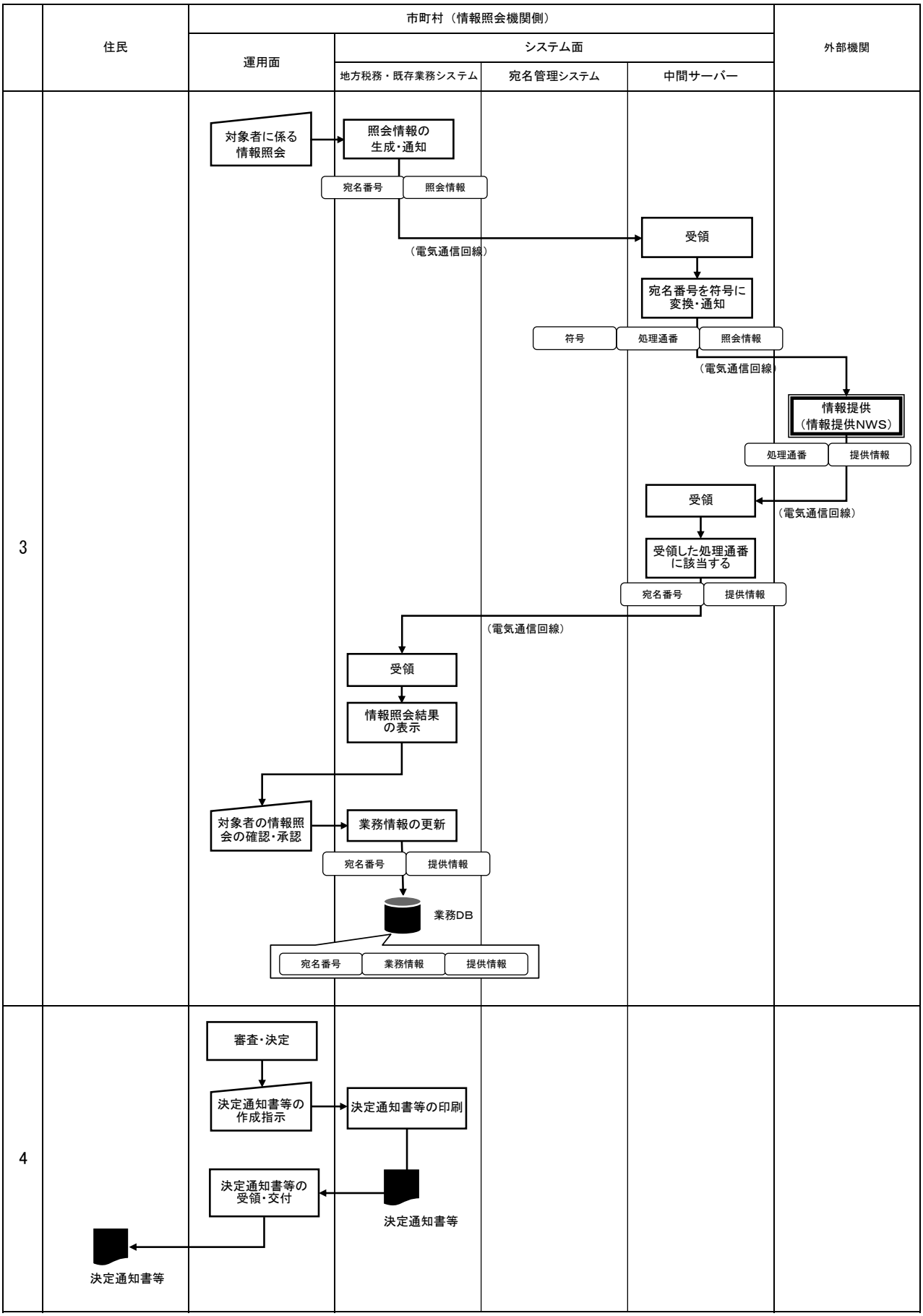
住民
市町村（情報照会機関側）
運用面
システム面
地方税務・既存業務システム
宛名管理システム
中間サーバー
外部機関
3
対象者に係る情報照会
照会情報の生成・通知
宛名番号
照会情報
（電気通信回線）
受領
宛名番号を符号に変換・通知
符号
処理通番
照会情報
（電気通信回線）
情報提供（情報提供NWS）
処理通番
提供情報
受領
（電気通信回線）
受領した処理通番に該当する
宛名番号
提供情報
（電気通信回線）
受領
情報照会結果の表示
対象者の情報照会の確認・承認
業務情報の更新
宛名番号
提供情報
業務DB
宛名番号
業務情報
提供情報
4
審査・決定
決定通知書等の作成指示
決定通知書等の印刷
決定通知書等の受領・交付
決定通知書等
決定通知書等

(2) 情報連携　①情報照会者になる場合

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	個人番号の取得及び宛名番号の有無の確認	・ 住民等からの申請等において、個人番号カード等により本人確認・個人番号確認を行い、個人番号を取得する。 ・ 当該者の宛名番号の有無を確認する。	〔地方税務・既存業務システム〕 ・ 宛名管理システムに対し、個人番号を通知して当該個人番号に対応する宛名番号の有無を要求する。 ・ 宛名管理システムから通知のあった宛名番号に対応する情報を抽出し、表示する。
			〔宛名管理システム〕 ・ 個人番号に対応する宛名番号を抽出して地方税務・既存業務システムに通知する。 ・ 宛名番号が存在しない場合には、宛名番号を取得するフローへ。
2	符号の有無の確認	・ 当該者の符号の有無を確認する。	〔地方税務・既存業務システム〕 ・ 中間サーバーに対し、宛名番号を通知して当該宛名番号に対応する符号の有無を確認する。
			〔中間サーバー〕 ・ 宛名番号に対応する符号を抽出して、符号が存在する場合にはその旨を地方税務・既存業務システムに通知する。 ・ 符号が存在しない場合には、符号を取得するフローへ。
3	情報提供ネットワークシステムに対する情報照会	・ 情報提供ネットワークシステムを利用して、当該者に係る特定個人情報を情報提供者に対して求める。	〔地方税務・既存業務システム〕 ・ 照会したい情報を情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して照会情報を作成する。 ・ 宛名番号及び照会情報を中間サーバーに通知する。 なお、中間サーバー端末から情報照会を行うことも可能とする。 ・ 中間サーバーから通知のあった提供情報を画面に表示し、かつ、業務ＤＢに記録できる形式に変換し、業務ＤＢに記録する。
			〔中間サーバー〕 ・ 処理通番を情報提供ネットワークシステムから取得し、地方税務・既存業務システムから通知のあった宛名番号及び照会情報のうち、宛名番号を符号に変換して、当該符号、処理通番及び照会情報を情報提供ネットワークシステムに通知す ・ 情報提供ネットワークシステムから通知のあった処理通番及び提供情報のうち、処理通番に該当するを宛名番号を抽出しに変換して既存業務システムに通知する。
4	審査等	・ 情報提供ネットワークシステムから提供された照会結果等をもとに審査・決定する。	〔地方税務・既存業務システム〕 ・ 情報提供ネットワークシステムから提供された提供情報をもとに審査・決定等を行う。

(2) 情報連携　②情報提供者になる場合

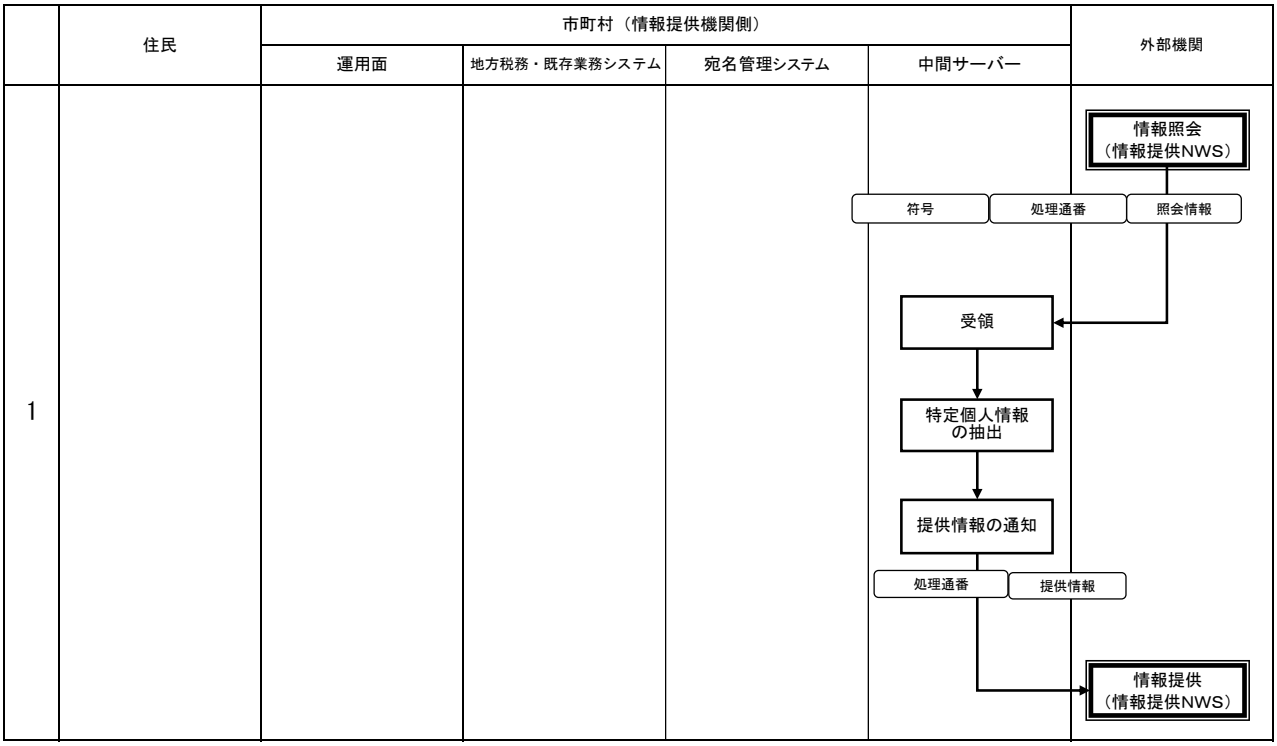

(2) 情報連携 ②情報提供者になる場合

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	情報提供ネットワークシステムに対する情報提供	ー	〔中間サーバー〕 ・ 情報提供ネットワークシステムから通知のあった符号、処理通番及び照会情報に対応する提供情報を中間サーバーＤＢから抽出する。 ・ 処理通番及び提供情報を情報提供ネットワークシステムに通知する。 なお、中間サーバー端末から提供する情報を入力したり、既存業務システムから提供する情報を連携することも可能とする。

3 非機能要件等留意すべき事項

本項は、中間サーバーの非機能要件等留意すべき事項について、現時点での想定に基づき、その概略を俯瞰する。

(1) 規模

本節では情報提供ネットワークシステムへの接続にあたって最低限必要となる要件（サービス稼働時間、セキュリティ要件等）について考え方を示す。

① 中間サーバーにおける業務量

中間サーバーに求められる性能、容量等の要件整理にあたっては、まずどの程度の業務量が想定されるのか検討する必要がある。業務量は、地方公共団体の規模（主に人口規模）に応じて増加し、中間サーバーに求められる性能、容量等が増大するものと考えられる。

①－1 中間サーバーで管理する符号の管理件数の想定

中間サーバーにおいて管理する符号は以下のとおりである。これらの要素に加えて、人口の増減を加味し、符号の管理件数を設定する必要がある。

項番	要件	管理件数の想定
1	符号（住民：初期）	住民基本台帳に記録された住民数（現存者及び消除者） ※死亡者、転出者等については、符号の保管年数経過後に削除する。
2	符号（住民：出生／転入）	年間の出生数×システム利用年数 年間の転入数×システム利用年数
3	符号（住民以外の者）	情報連携で用いる情報のうち、住民以外の者の情報を保持する人数

表 2.3-1　符号の管理件数の想定

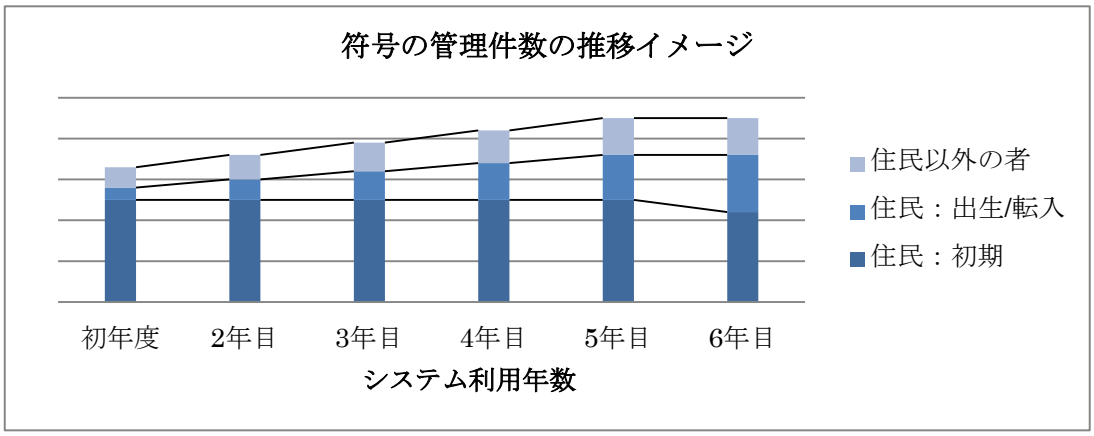

図 2.3-5 符号の管理件数の推移イメージ

①－2　中間サーバーで管理する特定個人情報のデータ量の想定

中間サーバーにおいて管理する特定個人情報のデータ量の想定は、以下のとおりである。

項番	要件	データ量の想定
1	住民票関係情報（世帯情報）	住民基本台帳に記録された住民数（現存者および消除者） ※時点情報を保持し、過去 5 年分の履歴を保持
2	地方税関係情報	住民数及び住登外者であって当該市町村が税情報を把握している者の数 ※各年度の最新情報×保管年数×対象者を保持
3	国保給付関係情報	国民健康保険の給付件数 ※各月の最新情報×保管年数×給付対象者を保持
4	介護保険給付関係情報	介護保険の給付件数 ※各月の最新情報×保管年数×給付対象者を保持
5	福祉関係情報	福祉資格該当者数 （障害者自立支援給付受給者数、生活保護受給者数、児童扶養手当受給者数、児童手当受給者数等） ※現年度分の福祉資格該当者数を保持

表 2.3-2　特定個人情報のデータ量の想定

①－3 中間サーバーで処理される情報連携の件数の想定

中間サーバーにおいて処理される情報照会件数・情報提供件数の想定は、以下のとおりである。なお、ここでは、現行の公用照会件数のみから、件数の想定を行っているが、これらの数字に、住民が申請を行う際の添付書類の件数を加算する必要がある。

項番	要件	件数の想定
1	情報照会件数	・年間の他市町村への住民票関係情報照会件数 ・年間の他市町村への地方税関係情報照会件数 ・年間の他市町村への医療保険・介護保険給付関係情報照会件数 ・年間の他市町村への福祉関係情報照会件数 （福祉資格該当者の転出者数）
2	情報提供件数	・年間の他市町村への住民票関係情報提供件数 ・年間の他市町村への地方税関係情報提供件数 ・年間の他市町村への医療保険・介護保険給付関係情報提供件数 ・年間の他市町村への福祉関係情報提供件数 （福祉資格該当者の転出者数） ・年間のプッシュ型お知らせ件数

表 2.3-3　情報連携の件数の想定

② 中間サーバーにおけるアクセスログ保管量

後述するセキュリティ要件において、中間サーバーでアクセスログを管理する必要がある。

中間サーバーにおけるアクセスログ保管量の想定は、以下のとおりである。

項番	要件	保管量の想定
1	アクセスログ管理	（符号の取得依頼件数＋情報照会件数＋情報提供件数＋特定個人情報の登録・更新操作件数）×1 件当たりのアクセスログのサイズ×アクセスログの保管年数

表 2.3-4　アクセスログ保管量の想定

(2) 可用性要件

性能、容量等の要件のほか、可用性(システムサービスを継続的に利用可能とする要件)などの非機能要件についても検討することが必要である。ここでは、独立行政法人情報処理推進機構（以下、「IPA」という。）が定めた非機能要求グレードのうち関連の深い指標を参考に示す。

① 継続性に係る要件

①－1 サービス稼働時間

中間サーバーは、主に以下に示す機能を担っている。

- 団体内統合宛名番号と符号のひも付け
- 既存業務システムから通知のあった団体内統合宛名番号及び照会情報のうち、団体内統合宛名番号を符号に変換して、当該符号及び照会情報をインターフェイスシステムに通知する。
- インターフェイスシステムから通知のあった提供情報を既存業務システムに通知する。
- インターフェイスシステムから通知のあった符号及び照会情報に対応する提供情報を中間サーバーＤＢから抽出する。
- 抽出した提供情報をインターフェイスシステムに通知する。

このような機能を考慮すると、地方公共団体によって既存業務システムの稼働時間は様々であるものの、情報連携においては情報連携先の機関の中間サーバーのサービス時間が業務に影響を及ぼすことから、最低限当該時間は稼働しているというサービス稼働時間を定めることが望ましいと考えられる。サービス稼働時間の検討に当たっては、IPA 非機能要求グレードにおける運用時間の区分を参考に検討することも考えられる。

指標	レベル 0	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
運用時間	復旧不要	定時内	夜間のみ停止	1 時間程度の停止	若干の停止（5 分程度）	24 時間

表 2.3-5（参考）非機能要求グレードによる運用時間のレベル

①－2 目標復旧水準

業務停止を伴う障害が発生した際、何をどこまで、どれ位で復旧させるかの目標を定める必要がある。RPO（目標復旧地点）は、データ種別ごとに定める必要があり、RTO（目標復旧時間）は、自団体内における利用状況等も踏まえながら検討する必要があるが、国の行政機関等からの情報照会等が発生することも考慮すると、少なくとも翌営業日には復旧している水準が望ましいと考えられる。

観点	データ種別	復旧地点
データ	業務データ（特定個人情報等）	前日バックアップ
	符号	前日バックアップ
	提供ステータス、提供の求め	前日バックアップ
ログ	操作履歴等	前日バックアップ

（注）提供ステータス、提供の求めは、情報照会における処理状況及び要求内容を一時的に保存しているデータである。
（注）業務データ（特定個人情報等）、符号は、当日分を再処理することで最新データに復旧する。

表 2.3-6　RPO（目標復旧地点）設定例

指標	レベル 0	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
RPO	復旧不要	5 営業日前時点	1 営業日前時点	障害発生時点	－
RTO	1 営業日以上	1 営業日以内	12 時間以内	6 時間以内	2 時間以内

表 2.3-7　（参考）非機能要求グレードによる RPO・RTO のレベル

② 耐障害性に係る要件

中間サーバーは、障害が発生した場合でも地方公共団体の情報照会や情報提供等の業務に支障をきたさないように耐障害性を確保する必要があると考えられる。具体的にはハードディスク、電源、ネットワークインターフェイス等の部品の冗長化や、クラスタ構成によるサーバー本体の冗長化等、単一障害により業務を停止させない対応を行う。

(3) セキュリティ要件

中間サーバーは、番号法別表第二に規定する特定個人情報が保存されることになるので、システムのセキュリティには、十分な対策が必要であると考えられる。

① 職員認証

中間サーバーの特定個人情報管理やアクセスログの抽出等を行うため、中間サーバーを利用するための職員認証を行い、操作者を必ず一意に特定できることが必要となる。

② 操作者権限

中間サーバーは、業務毎の特定個人情報を保存している。担当以外の特定個人情報を参照または更新等が行えないように、権限設定を行う必要がある。例えば、税業務担当者が福祉業務の特定個人情報の参照または更新等を行えないようにする必要がある。

また、地方公共団体は操作者権限を設定するために必要な運用ルールを規定し、保存されている情報をバックアップする運用管理者、アクセスログを閲覧する業務管理者等、取り扱う情報によって操作者を分ける必要がある。

③ 接続権限

セキュリティを確保するため、中間サーバーに接続する既存業務システム及び端末については、許可された機器に限定することが望ましい。必要に応じて、中間サーバーにおいて、接続可能なシステム（サーバー機器）及び端末のＩＰアドレス等の識別情報を登録し、接続可能な機器等を制限することも考えられる。

④ アクセスログ

中間サーバーにおいて、既存業務システムと中間サーバー間で行われる情報照会や情報提供に係るログ、インターフェイスシステムと中間サーバー間のログ、中間サーバーの操作者による操作ログ等を取得し、管理する必要がある。

ログには、操作職員、操作端末、操作日時、情報種別や業務種別、提供した特定個人情報等を記録し、既存業務システムのログと突合するなどの追跡調査を可能にする必要がある。また、アクセスログは完全性を担保し、容易に改竄ができない対策を施すことが求められる。

⑤ ウィルス対策

コンピューターウィルス、マルウェア等の検知、除去、監視等を行う必要がある。

⑥ 設置場所

中間サーバーは、サーバー室等のセキュリティ対策が施された場所に設置し、操作端末はワイヤーロック等の盗難防止対策をすることが考えられる。

⑦ 人的対策

中間サーバーの利用者である職員に対して、セキュリティに関する教育・啓蒙活動を行う必要があると考えられる。

(4) 運用に関する要件

通常時運用及び障害時運用を含め、中間サーバーの運用に当たって留意すべき事項を示す。

① 通常時運用に係る要件

①－1 情報の更新

年次で行われると想定される地方税関係情報の更新や、組織改正や人事異動等の大量データの更新において、システム停止時間に処理が完了しない場合が想定される。また、様々な既存業務システムの情報が対象となるため、月次または年次の更新処理が集中することも想定される。よって、平日の開庁時間中更新作業を可能にする等の対策、土日の比較的業務が少ない日に更新作業を行う等の運用による対策等、地方公共団体の実情に応じた情報の更新方法を検討する必要がある。

①－2 バックアップ

中間サーバーに保存されている特定個人情報は、既存業務システムの副本であり、符号は再取得することで復旧可能であるが、障害発生時の復旧時間を考慮すると、日次バックアップを取得することが望ましいと考えられる。また、システム停止時間帯での一括処理の有無やその他の処理の時間を考慮し、バックアップ処理で確保できる時間を事前に確認しておく必要がある。

①－3 システム監視

システムの稼働状況の監視を行う。

②　障害時運用に係る要件

②－1　障害時の対応

障害時の対応計画（障害一次切り分けや連絡体制、原因調査、復旧対処など）については、別途検討する必要がある。

②－2　処理途中の情報提供・情報照会の扱いについて

中間サーバーが停止していた場合、情報提供時または情報照会結果受信時において、自動再送処理がされるか、再操作による情報照会や情報提供が必要かについては、インターフェイスシステムの仕様に従うことになる。

③　その他要件

中間サーバーは地方公共団体の複数の既存システムと連携されるため、横断的に管理できる窓口や管理部署課等を設けることが望ましい。

第 4 節　団体内統合宛名システム等の整備に係るガイドライン

1　地方公共団体における宛名管理の状況

地方公共団体においては、事務処理上必要となる宛名、住所、所在地等の情報の保持・管理を行うため、宛名管理システムを整備しているところである。また、業務改革・システム改革等の観点も踏まえ、各業務システムそれぞれの宛名管理システムを統合し、統一的な宛名管理システム（以下「団体内統合宛名システム」という。）として整備しているところもみられる。

地方公共団体における団体内統合宛名システムの整備状況をみると、内閣官房の「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」における調査結果[1]では、市町村において、宛名管理を団体内で分野横断的に統一している団体が約 6 割、社会保障・税分野それぞれにおいて宛名管理を統一している団体が約 1 割、一部分野のみの統一など何らか宛名管理を統一している団体が約 2 割となっている。すなわち、計 9 割を超える団体において、一定の宛名管理の統一を行っている現状であるといえる。また、住登外管理の統一状況についても、類似した結果となっていることがわかる。

一方、都道府県においては、地方税分野、社会保障分野それぞれで宛名管理を行っており、分野横断的な宛名管理の統一がなされていない状況となっているところである。

2 地方公共団体における団体内統合宛名システムの必要性

地方公共団体における宛名管理システムの整備の現状は、1 で述べたとおりであるが、こうした団体内統合宛名システムは、地方公共団体内における名寄せの基盤として重要な役割を果たすこととなる。今回、番号制度の導入に当たっては、当該システムの整備により番号制度導入への対応を効率的に進めることが可能になると考えられることも踏まえ、何らかの形で統一された宛名管理システムを整備することが必要となると考えられるところである。

(1) 番号制度導入への対応における団体内統合宛名番号の必要性

第 3 節において述べたとおり、番号制度の導入に伴い、地方公共団体においては、新たに中間サーバーを設置し、情報連携を行うこととなる。当該中間サーバーでは、各機関の保有する個人情報及び「符号」（情報提供ネットワークシステムにおける情報連携において、個人の特定のために用いられる「見えない」番号）がひも付けて格納・管理されることとなる。一方、「見える」番号である「個人番号」については、情報セキュリティの観点等から、中間サーバーにおいては保有しないこととしている。

[1] 市町村 1440 団体、都道府県 42 団体の調査結果。

情報提供ネットワークシステムを通じて他の機関との情報連携に用いる「符号」は、個人番号と同様、住民票コードを基に生成されることとされており、地方公共団体ごとに個人に一つが割り当てられるものとなる。このため、各地方公共団体においては、中間サーバーを介して情報連携を行うに当たって、符号に該当する個人を、地方公共団体内のシステムにおいて一意に特定し、符号とひも付けることが必要となる。

地方公共団体内における個人の特定に当たっては、各既存業務システムで保有する情報（所得情報や世帯情報など）をひも付けるためのキー情報として、宛名番号を利用している団体が一般的であると考えられる。こうした宛名番号が地方公共団体において統一され、各既存業務システムにおいても保有している場合には、団体内統合宛名番号を用いて、団体内において個人を一意に特定することが可能となっていることから、団体内統合宛名番号を中間サーバーにおける識別子（個人が誰であるかを示す情報）として用いることが効率的であると考えられる。

一方、宛名番号が統一されていない場合においても、情報連携の実施に当たって、中間サーバーで用いる識別子が必要となることから、中間サーバーにおいて一意に個人が誰であるかを特定する団体内統合利用番号を整備することが必要となる。

番号制度の趣旨及び地方公共団体の業務改革の重要性に鑑みると、制度導入に当たって、宛名情報の統一的な管理の推進が望ましいと考えられるが、宛名情報を統一的に管理する必要性が低い場合等においては、番号制度における情報連携の実施に当たって、少なくとも、当面の対応として、中間サーバーにおいて符号と団体内統合利用番号とのひも付けのみを行う団体内統合利用番号連携サーバーを整備することは必須として求められるところである。

(2) 情報システム改革・業務改革の観点からの団体内統合宛名システムの整備の意義

地方公共団体において宛名情報を適切に管理することは、行政事務の実施や住民サービスの提供の上で必要不可欠である。なお、市町村においては、住民基本台帳を整備しており、その市町村の住民の基本４情報等については、住民基本台帳システムで管理しているところであるが、異動した者など、住民登録外の者に関する情報の管理も一定程度必要となるため、宛名情報の管理が必要となる。この宛名情報が、各業務システムにおいて個別に管理され、統一的に整備されていない場合、例えば「転居」によってある住民の住所が変更となった場合、その異動情報が各個別業務システムに適時に連携されず、異動情報が反映されていない業務システムを利用する事務においては反映前の情報に基づき事務を行うこととなり、一定の期間、正確な情報に基づく行政事務や住民サービスが実施できない事態も生じ得る。

また、宛名情報を各業務システムにおいて個別に管理した場合、それぞれの宛名情報

の整合を図るためには、都度々々多大な労力を要することも考えられる。宛名情報を統一的に整備し、氏名や住所、連絡先など、既存の各業務システム共通で保有すべき情報を一元的に管理している場合、既存業務システムは、一元的に整備された最新の宛名情報を利用することが可能となり、個々の業務システムに分散されていた宛名情報の管理も効率的に行うことが可能となる。これらの正確な最新の宛名情報の提供は、第一章で述べた総合窓口等の先進事例を実現するためには欠かせない仕組みである。

宛名管理の統一化を進める上で、個々の業務システムで管理しているそれぞれの宛名情報の名寄せ作業が課題となると考えられるが、今回、全国民を対象として個人番号が導入されることから、個人番号を活用することにより、名寄せに係る作業が格段に効率化される。そこで、番号制度の導入に当たって、各団体において、中間サーバーの整備をするとともに、団体内統合宛名システムを整備することで、宛名情報を統一的に管理することにより、地方公共団体におけるシステムの改革を推進し、行政運営の効率化及び住民サービスの向上を図ることができることとなると考えられる。

なお、内閣官房の「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」における調査結果によると、宛名管理の統一性が高い団体の方が比較的情報システムに係る経費が抑えられているという傾向がみられているところであり、宛名管理の統一は、コスト面における効率化にも資するものと考えられる。

3 基本要件

(1) 団体内統合宛名システムの位置付け

団体内統合宛名システムは、既存業務システムで管理する宛名情報を統一的に整備するものである。

この基本的な機能に加え、番号制度に基づく情報連携に当たっては、他機関との情報連携に必要な符号の取得に係る機能、中間サーバーの要求に応じて宛名情報を通知する機能などを担うことが必要となってくる。また、団体内統合宛名番号にひも付く最新の宛名情報を既存業務システムに通知する機能等を担うことになり、地方公共団体における事務を実施する上で、重要な位置付けを担うものとなる。

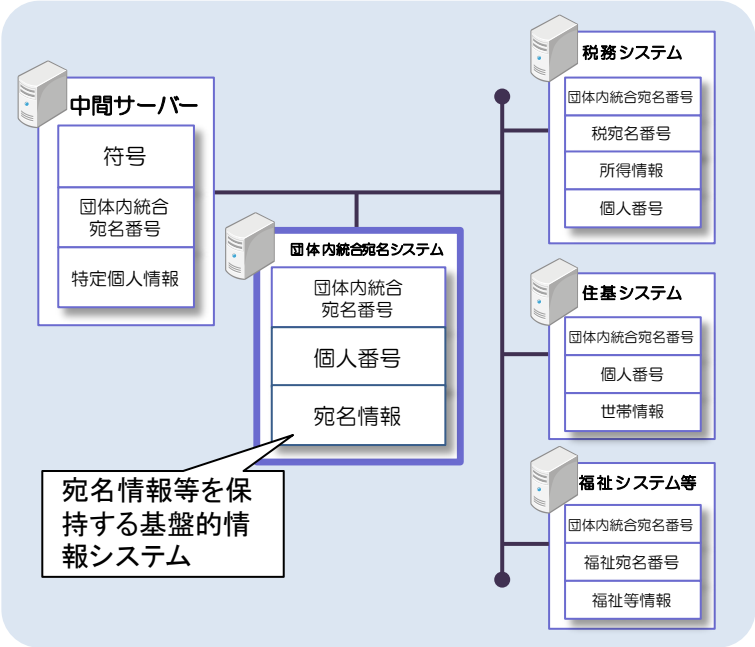

図 2.4-1　想定されるシステム構成（モデルケース）

(2) 宛名情報の統一が必要となる事務の対象範囲及び保有することが求められる情報

団体内統合宛名システムの対象として想定される事務分野としては、まず、番号法に基づく情報提供を行うための事務分野、すなわち、番号法別表第二に掲載されている、情報提供を義務付けられている事務があげられる。これらの事務分野については、情報連携に当たって団体内統合宛名番号が必要であり、団体内統合宛名システムにおいて団体内統合宛名番号及び団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を保有する必要がある。

次に、庁内連携の対象とする事務については、各地方公共団体において自由に定めることができるものであり、当該事務に係る範囲の宛名情報を団体内統合宛名システムにおいて保有する必要がある。

また、情報提供や庁内連携の対象としない事務分野についても、情報照会の対象となる者については、団体内統合宛名番号が必要となる。

なお、これらの団体内統合宛名番号の必要性については、住民基本台帳登録者に限らず、それ以外の住登外者についても同様であることから、住登外者に対しても必要な範囲で団体内統合宛名番号を付し、団体内統合宛名システムの対象とすることが適当である。

団体内統合宛名システムにおいて保有すべき情報は、①団体内統合宛名番号、②個人番号及び③地方公共団体において複数の業務システムから共通的に参照される宛名情報である。具体的には、氏名、住所、生年月日、性別の基本 4 情報など、個別業務システムごとに異なることのない情報は、共通情報として団体内統合宛名システムにおいて管理することが適当と考えられる。一方、送付先情報や連絡先情報など、個別業務や業務システムごとに利用されている情報については、各地方公共団体における業務や業務シス

テムの状況等によってその利用のあり方が異なることから、どこまでの情報を団体内統合宛名システムにおいて管理することが効率的かを個別に検討し、各地方公共団体において判断する必要がある。

なお、団体内統合宛名システムにおいて保有する情報は、各業務システムが共通的に利用・参照することとなる情報であるため、その情報を最新の正確なものとすることは重要となる。特に、個人番号及び基本 4 情報については、本人確認に用いられる情報であることから、これら情報の正確性の確保は重要であり、番号法第 14 条第 2 項において個人番号利用事務実施者は機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができるとされたことを受け、住基ネットを活用し、これらの情報の正確性を確保することが求められる。これに当たり、番号法整備法において、住民基本台帳法別表を改正し、個人番号利用事務に住基ネットを利用できることとしたところである。なお、番号法第 9 条第 2 項に基づき、地方公共団体で個人番号を利用する事務を定めた場合には、当該事務において個人番号及び基本 4 情報の正確性を確保するため、住民基本台帳法に基づく条例制定も必要となる。

法人情報については、番号法における情報連携においては必ずしも必要ではないことから、業務やシステムの状況等を勘案し、団体内統合宛名システムにおいて管理するかについて検討するものであると考えられる。

情報名		主な内容	区分
団体内統合宛名番号		団体内で個人を一意に識別する番号	○
個人番号		番号法により規定された、一意の個人番号	○
宛名情報	基本 4 情報	氏名、住所、生年月日、性別	○
	連絡先情報	個人の電話番号等の連絡先情報	△
	送付先情報	個人への郵送物の届け先情報	△
	口座情報	還付口座や納付口座情報	△
	特記事項	個人に対する特記事項、注意事項など	△

※ ○:団体内統合宛名システムにおいて管理すべき情報

△:団体内統合宛名システムにおいて管理すべきかについて、各団体において判断すべき情報

表 2.4-1 団体内統合宛名システムが管理する情報とその区分

(3) 履歴管理の考え方

団体内統合宛名システムにおいて管理する個人番号や基本 4 情報は、住民からの申請等に基づき変更が生じうる情報である。仮に、団体内統合宛名システムで履歴管理を行わない場合、既存業務システムから団体内統合宛名システムを参照した場合、変更前の個人番

号や基本 4 情報が返されないこととなり、既存業務システムにおいて必要となる過去時点の情報が、正しく表示されないこととなるため、団体内統合宛名システムにおいては、適切に履歴管理を行い、過去時点における宛名情報も返すことができるようにすることが望ましい。

具体的な対応は、中間サーバー及び既存業務システムのデータの保有状況により異なるが、団体内統合宛名システムでは、団体内統合宛名番号を不変のキーとし、その他の変更があり得る宛名情報の履歴管理を行うことが適当である。

4 求められる機能

前述の議論及び内閣官房の「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」における検討を踏まえると、団体内統合宛名システムにおいて保有する必要があると考えられる主な機能は以下のとおりである。

(1) 宛名番号付番機能

団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存業務システム及び中間サーバーに対し返却する。

(2) 宛名情報等管理機能

団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。

(3) 中間サーバー連携機能

中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。

(4) 既存システム連携機能

既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。

5 類型ごとの導入方針

前述の通り、情報連携を行うためには、地方公共団体で宛名番号が統一されていることが前提となる。このため、地方公共団体においては、現行の宛名管理の状態を確認し、宛名管理の

統一に向けた実現方式を検討する必要がある。

以下に、宛名管理の状況（類型）に応じた導入方策を示す。

(1) 番号法において義務付けられている情報連携の対象となるすべての既存業務システムにおける宛名管理が統一されている団体

番号法における情報連携を行うにあたって、情報提供が義務付けられているすべての事務（番号法別表第二に掲げられた事務及び個別条例追加事務）について、既に宛名管理が統一されている団体においては、団体内統合宛名システムの整備について、個人番号の追加を行う改修により対応が可能と考えられる。

(2) 番号法において義務付けられている情報連携の対象となる一部の既存業務システムにおいて宛名管理が統一されている団体

番号法において情報提供が義務付けられている事務（番号法別表第二に掲げられた事務及び個別条例追加事務）のうち、一部の事務に係る既存業務システムにおける宛名管理が統一されている場合には、システムの状況にもよるが、団体内統合宛名システムの整備に当たり、最も多く住民情報を保有している既存の宛名管理システムをベースに改修を行うことが効率的であると考えられる。

ただし、宛名情報を統一的に管理する必要性が低い場合等においては、当面の対応として、中間サーバーにおいて、符号と団体内統合利用番号とのひも付けを行うのみの団体内統合利用番号連携サーバーを整備することによる対応も考えられる。この場合においても、番号法において情報提供が義務付けられている事務（番号法別表第二に掲げられた事務及び個別条例追加事務）に係る既存業務システムにおける利用番号すべてについて、団体内統合利用番号とのひも付けを行う必要がある。

(3) 番号法において義務付けられている情報連携の対象となるすべての既存業務システムにおいて宛名管理が統一されていない団体

宛名管理が統一されていない団体においては、番号制度の導入を機に、番号法において情報提供が義務付けられている事務（番号法別表第二に掲げられた事務及び個別条例追加事務）について、効率的に名寄せを行う方策を検討することが必要となる。その上で、新規に団体内統合宛名システムを整備することが必要となる。

ただし、宛名情報を統一的に管理する必要性が低い場合等においては、(2)と同様に当面の対応として、団体内統合利用番号連携サーバーを整備することによる対応も考えられる。この場合においても、番号法において情報提供が義務付けられている事務（番号法別表第二に掲げられた事務及び個別条例追加事務）に係る既存業務システムにおける利用番号すべてについて、団体内統合利用番号とのひも付けを行う必要がある。

6 整備にあたっての留意事項

(1) セキュリティへの配慮

団体内統合宛名システムは、各地方公共団体の内部の業務システムと接続するものであることから、比較的にセキュリティの高いネットワークの中に配置されることが想定される。一方、団体内統合宛名システムでは、個人番号を含め、各地方公共団体が管理する宛名情報を集約管理し、様々な業務システムと接続されるとともに、符号取得要求など情報連携にも用いられるものとなることから、その可用性・完全性等の情報セキュリティを確保することは重要となると考えられる。各地方公共団体においては、団体内統合宛名システムが保有する情報の重要度からリスクを検討し、それらを踏まえた情報セキュリティの確保について検討が必要になる。

(2) 適切なアクセス制御

団体内統合宛名システムは、団体内統合宛名番号や個人番号のほか、基本４情報などの情報を保有することとなり、これらの情報は、個別業務システムごとに異なることのない共通情報として各業務システムから利用、参照されることとなると考えられる。一方、各地方公共団体において、必要に応じ、団体内統合宛名番号等以外の情報も管理する場合においては、適切な担当のみが参照や更新等が行うことができるよう、適切なアクセス制御を行う必要がある。また、団体内統合宛名システムを利用する業務システムには、個人番号利用事務に係るものもそうでないものもあると考えられる。この場合、個人番号利用事務に当たらない事務に係る業務システムについては、加えて、情報の利用・参照に当たって個人番号を利用できないよう、適切なアクセス制御を行うことが必要となる。

(3) 効率的な個人データの整理（データクレンジング）

円滑な情報連携・庁内連携の実現のためには、宛名情報は重複を排除し、整理することが求められるが、番号制度の導入により、個人番号を活用して、効率的に宛名情報の整理作業を進めていくことが重要である。一方、事務によっては、個人番号の入手時期等により、基本４情報を基に個人データの整理作業を進めることも想定される。番号法において情報提供について義務が課されていることを鑑みると、番号法の別表第二の事務に係るものについては情報提供開始までに符号の取得が必要となり、宛名情報の整理作業を実施する時期について留意した上で、効率的に整理作業を進める必要がある。

なお、既に宛名管理システムを導入している場合においても、同一人に対し複数の宛

名番号を付番していることもあり、このような場合には、まずシステム内の宛名番号の重複を排除し、その上で他のシステムが保有する宛名情報との名寄せを行っていくこととなる。この際、地方公共団体において、準備行為としてデータクレンジングが必要な場合は、住基ネットに保存された本人確認情報を活用することが可能である。

7 スケジュール

それぞれの団体における団体内統合宛名システム等の整備は、各地方公共団体における宛名管理システムなどのシステムの整備状況等を踏まえながら行うこととなるが、いずれにしても平成 28 年 1 月からの個人番号利用及び 29 年 7 月からの情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に向けて対応を進める必要があり、各団体において、番号制度対応に遺漏なく間に合うよう、早期に対応時期を検討する必要がある。

第5節　その他業務システムに関する留意事項

(1)その他の業務システムの改修について

住民基本台帳システム及び地方税務システム以外にも住民向けの社会保障関係システムにおいて、個人番号を利用するための改修、情報提供を行うための改修（中間サーバーに福祉等情報を登録）及び情報照会を行うための改修（業務内容を必要とする情報を特定した上で行う、中間サーバーを経由した情報照会と情報照会結果の受領）を行う必要がある。このほか、地方公共団体が使用者等として個人番号を取り扱う業務（給与等の支払者としての手続、地方公務員共済組合関係の手続等）に関係する人事・給与システム等の改修も視野に入れておかなければならない。これら住民基本台帳システム及び地方税務システム以外の業務システムの改修についても、各地方公共団体において必要な準備を進めていただきたい。

なお、番号制度が社会保障分野の業務フローに与える影響、及び必要となるシステム改修の内容については、内閣官房の 「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究　－既存システム実態調査・既存システムへの影響調査報告書－　4　中間まとめ案（社会保障分野）」 を参照していただきたい。

(2)各業務システムの改修に併せた自治体クラウドの導入について

地方公共団体のシステムについては、近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を活用して、共同利用等を進めることにより、経費の削減や住民サービスの向上を図ることが求められている。

各地方公共団体における既存業務システムについて、番号制度導入に当たっては、中間サーバーの整備、既存業務システム改修と併せて複数自治体によるクラウド技術の活用による情報システムの共同利用（いわゆる「自治体クラウド」）を同時に取り組むことにより、関係経費の節減やセキュリティの強化を図ることが重要である。

その際、都道府県が主導的に計画を策定することや協議会等を開催することなどにより管内市町村の取組を促進することも有効な方法と考えられる。

第３章　番号制度に対応した個人情報保護対策
その他の地方公共団体が行うべき措置について

【目　次】

第1節　番号法の概要
1　番号法の概要 1
①　定義 1
②　地方公共団体の責務 1
③　個人番号の付番 1
④　利用範囲 1
⑤　委託 2
⑥　安全管理 2
⑦　情報の共有・活用 2
⑧　本人確認 2
⑨　個人番号カード 2
⑩　特定個人情報の提供、収集、保管の制限 3
⑪　情報提供ネットワークシステムの利用に関する事項 4
⑫　特定個人情報保護評価 4
⑬　行政機関個人情報保護法等における特例 4

第2節　番号制度に係る個人情報保護の基本的な考え方
1　番号制度における個人情報保護の目的と基本理念 5
(1)　特定個人情報 5
(2)　特定個人情報ファイル 6
(3)　利用範囲 7
(4)　情報提供の制限 7
(5)　目的外利用 7
(6)　特定個人情報保護委員会による監視、監督 8
2　個人情報保護法制との関係 9

第3節　地方公共団体に求められる取組
1　取組の全体像 11
(1)　取組の全体像 11
①　制度的措置 11
②　技術的措置 11
③　体制整備 12
2　制度的措置 13
(1)　番号法第 31 条に基づく条例改正 13
①　番号法第 29 条を踏まえた条例改正（情報提供等記録を除く特定個人情報に関する条例改正） 13
②　番号法第 30 条を踏まえた条例改正（情報提供等記録に関する条例改正） 13
③　特定個人情報保護評価 14

(2) 条例独自規定への対応 15
① 外部提供に係る規定 15
② オンライン結合の制限に係る規定 15
③ 電子計算機の結合の制限に関する条例の独自規定 15
③－1 条例における独自規定の内容 15
③－2 独自規定に対する条例改正の是非及び改正の方向性 16
(3) 個人番号の利活用のための条例改正 16
① 利用範囲 16
② 同一地方公共団体の他機関への特定個人情報の提供 17
③ 個人番号カードの独自利用 17
3 技術的措置 18
(1) 個人情報と特定個人情報の区分 18
① 個人情報ファイルと特定個人情報ファイルの区分 18
② 地方公共団体に求められる取組 18
(2) 個人番号の管理 19
① 番号法の規定対象となる個人番号 19
② 「個人番号」の管理 20
③ 符号の管理 20
④ 書類に記載される「個人番号」の取扱い 21
(3) 特定個人情報の管理 21
① 既存業務システムにおける特定個人情報の管理 21
② 中間サーバーにおける特定個人情報の管理 22
(4) 庁内連携システム等による地方公共団体内の特定個人情報の利用について 22
① 地方公共団体が保有している特定個人情報の利用 22
② 情報提供ネットワークシステムを通じて取得した特定個人情報の利用 22
(5) 情報連携時の対応 23
① 情報連携の仕組 23
② 地方公共団体に求められる取組 23
③ プレフィックス情報等の更新に係る留意点 24
④ 運用上の留意点 25
(6) 情報提供等に係る記録の取扱方法 25
4 体制整備 27
(1) 特定個人情報保護評価に係る取組 27
① 特定個人情報保護評価の目的 27
② 留意事項 27
(2) 実施体制 29
① システムに係る対応 29
② 特定個人情報保護評価への対応 29
③ 特定個人情報保護委員会への対応 29
④ 情報公開制度との整合 30

(3) その他 30
① 緊急時対応 30
② 職員研修 30
③ セキュリティ監査 30

（別添）
情報提供の記録を除く特定個人情報に係る行政機関個人情報保護法等の特例
① 行政機関個人情報保護法の読み替え（番号法第 29 条第 1 項） 32
② 独立行政法人等個人情報保護法の読み替え（番号法第 29 条第 2 項） 37
③ 個人情報保護法の読み替え（番号法第 29 条第 3 項） 41

情報提供の記録に係る行政機関個人情報保護法等の特例
④ 行政機関個人情報保護法の読み替え（番号法第 30 条第 1 項） 43
⑤ 独立行政法人等個人情報保護法の読み替え（番号法第 30 条第 3 項） 48

（付録）
番号制度導入取組事例 52

第1節　番号法の概要

1 番号法の概要

番号法の概要を以下に示す。

① 定義

「個人番号」、「特定個人情報」、「特定個人情報ファイル」、「個人番号利用事務」、「個人番号利用事務実施者」、「個人番号関係事務」、「個人番号関係事務実施者」等について定義している（番号法第 2 条）

② 地方公共団体の責務

地方公共団体は、番号法の基本理念（番号法第 3 条）にのっとり、特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、地域の特性に応じた施策を実施する責務が課せられている。

③ 個人番号の付番

市町村長は、その住民基本台帳に記録されるべき者について、その者がいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者であるときは、住民票に住民票コードを記載し、また、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という）から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、通知カードにより通知することとなる（番号法第 7 条第 1 項並びに改正後住民基本台帳法第 30 条の 3 第 2 項）。

市町村長は、住民の個人番号が漏えいし不正に用いられるおそれがあると認められるときは、その者の請求又は職権により新たに個人番号を指定し、その者に通知カードにより通知することとなる（番号法第 7 条第 2 項）。また、市町村長は、通知カードの記載事項に変更があった場合に、本人からの届出により必要な措置を講ずることとなる（番号法第 7 条第 4 項及び第 5 項）。

通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードを紛失したときは、その旨を市町村長に届け出ることとされており、また、個人番号カードの交付を受けようとする場合等は、当該通知カードを住所地市町村長に返納することとなる（番号法第 7 条第 6 項及び第 7 項）。

④ 利用範囲

番号法では、個人番号の利用範囲を以下のように規定している。

(ア) 番号法別表第一に規定された事務（番号法第 9 条第 1 項）
(イ) 条例で定める福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務（番号法第 9 条第 2 項）
(ウ) 健康保険法、厚生年金保険法、その他の法令又は条例の規定により、個人番号利用事務の処理に関し必要とされる他人の個人番号を利用した事務（番号法第 9 条第 3 項）
(エ) 金融機関等による激甚災害時等の金銭の支払に係る事務（番号法第 9 条第 4 項）
(オ) 特定個人情報保護委員会による報告徴収等(番号法第 9 条第 5 項)

番号法では、社会保障・税・災害対策の分野で個人番号を利用することとしており、地方公共団体においては、これらの 3 分野及びこれらに類する事務において、条例を定めることで、個人番号の独自利用ができることとなる（上記イ）。

⑤ 委託

番号法では、再委託等に関し、当初の委託元の許諾を得なければならない旨を定めている（番号法第 10 条第 1 項）。したがって、委託元の許諾がなければ、個人番号利用事務等について再委託等を行うことができない。

また、委託元は、特定個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する監督を行わなければならない（番号法第 11 条）。

⑥ 安全管理

個人番号利用事務等実施者は、個人番号の漏えい、滅失、毀損の防止をはじめとして、個人番号を適切に管理するために必要な措置（安全管理措置）を講じなければならない（番号法第 12 条）。なお、安全管理措置を講じなければならない「個人番号」は生存者の個人番号に限られず死者の個人番号も含むものである（番号法第 2 条第 5 項）。したがって、地方公共団体においては、生存者の個人番号のみならず、死者の個人番号についても、安全管理措置を講じる必要性がある。

⑦ 情報の共有・活用

個人番号利用事務実施者は、相互に連携して情報の共有・活用を図るように努めなければならない（番号法第 13 条）。番号制度は、行政手続における国民の負担軽減をその目的の一つとするものであり、同内容の情報を何度も本人や個人番号関係事務実施者から求めるのではなく、情報の共有を行うことで、本人や個人番号関係事務実施者の負担を軽減するように、努めなければならない。

⑧ 本人確認

個人番号利用事務等実施者が本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号カードの提示を受けるなどの本人確認の措置をとらなければならない（番号法第 16 条）。

⑨ 個人番号カード

番号制度では、個人番号利用事務等実施者が本人から個人番号の提供を受けるときに本人確認の措置をとることを義務付けているが（番号法第 16 条）、その手段として、券面に、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載された個人番号カードがある。個人番号カードのICチップには、①券面記載事項、②電子証明書等、③市町村が条例で定めた事項が格納され、住民は、マイポータルへのログイン手段として個人番号カードを利用することとなり、市町村の機関は、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に個人番号カードを利用できることとなる。

市町村長は、住民の申請により個人番号カードを交付することとされている。この場合において、その者から通知カードの返納を受けることとなる（番号法第 17 条第 1 項）。また、市町村長は、個人番号カードの記録事項に変更があった場合は、本人からの届出により必要な措

置を講じることとなる（番号法第 17 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項）。

個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときに、ただちに住所地市町村長に届け出ることとされており（番号法第 17 条第 5 項）、また、個人番号カードの有効期間が満了した場合等には、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納することとされている（番号法第 17 条第 7 項）。

⑩ 特定個人情報の提供、収集、保管の制限

番号法では、以下の場合を除いて特定個人情報の提供を禁止している（番号法第 19 条）。

(ア) 個人番号利用事務の処理のために必要な限度での、個人番号利用事務実施者からの本人、代理人、個人番号関係事務実施者への提供（番号法第 19 条第 1 号）
(イ) 個人番号関係事務の処理のために必要な限度での、個人番号関係事務実施者からの提供（番号法第 19 条第 2 号）
(ウ) 本人・代理人から個人番号利用事務等実施者への提供（番号法第 19 条第 3 号）
(エ) 機構から政令で定める個人番号利用事務実施者への機構保存本人確認情報の提供（番号法第 19 条第 4 号並びに第 14 条第 2 項）
(オ) 委託・事業承継に伴う提供（番号法第 19 条第 5 号）
(カ) 住民基本台帳法の規定に基づく特定個人情報の提供（番号法第 19 条第 6 号）
(キ) 別表第二の事務における情報提供ネットワークシステムを用いた特定個人情報の提供（番号法第 19 条第 7 号）
(ク) 国税・地方税連携（番号法第 19 条第 8 号）
(ケ) 条例に基づく同一地方公共団体の機関間の特定個人情報の提供（番号法第 19 条第 9 号）
(コ) 振替機関等から社債等の発行者又は他の振替機関等への特定個人情報の提供（番号法第 19 条第 10 号）
(サ) 特定個人情報保護委員会への提供（番号法第 19 条第 11 号）
(シ) 国会法等による調査、裁判、刑事事件の捜査やその他政令で定める公益上の必要性がある場合（番号法第 19 条第 12 号）
(ス) 生命・身体・財産保護のために必要がある場合において、本人の同意があるか本人の同意を得ることが困難であるとき（番号法第 19 条第 13 号）
(セ) 特定個人情報保護委員会規則に規定された提供（番号法第 19 条第 14 号）

(キ) の場合に特定個人情報の提供を求められたときは、当該特定個人情報の提供義務が課せられることとなる（番号法第 22 条第 1 項）。

番号法においては「利用」と「提供」を分けて規定しているため、特定個人情報を利用するためには番号法第 9 条に基づかなければならないが、特定個人情報を提供するためには番号法第 19 条に基づく必要がある。同一地方公共団体内の同一機関内の特定個人情報の授受は、番号法第 19 条の規制に服さないが、同一地方公共団体内の異なる機関間の特定個人情報の提供を行うためには、(ケ) により条例を制定する必要がある。他の地方公共団体や

行政機関等に特定個人情報を提供するためには、上記の（ア）～(セ)に該当する必要がある。

地方公共団体によっては、団体間又は団体内の個人情報の提供に係る規定を条例に定めている場合もあり、上記の（ア）～(セ)における規定や、前述の(ケ)における条例で定める特定個人情報の提供に係る規定に対し、その整合を図る必要がある。

さらに、地方公共団体によっては、個人情報の外部提供の制限や個人情報を管理するシステムにおけるオンライン結合に係る制限に関する規定を条例に定めているものもあり、上記の（ア）～(セ)における規定との整合を図る必要がある。

また、提供制限と対応する形で、提供の求めの制限（番号法第 15 条）、収集・保管の制限（番号法第 20 条）が課せられている。

⑪ 情報提供ネットワークシステムの利用に関する事項

情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供の求め又は情報提供があった際は、その記録を保存しなければならない（番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項）。

⑫ 特定個人情報保護評価

特定個人情報ファイルを保有するに先立ち、特定個人情報保護評価を行わなければならない（番号法第 27 条）。特定個人情報保護評価については本章第 3 節 4(1)に示す。

⑬ 行政機関個人情報保護法等における特例

番号法第 29 条及び第 30 条において行政機関における特定個人情報の取扱いに係る規定として行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という）等の適用除外及び読替規定を定め、特定個人情報の保護に必要な措置を定めている。地方公共団体においては、番号法第 31 条にて、上記の行政機関個人情報保護法等における適用除外及び読替規定の趣旨を踏まえ必要な措置を講じることとしている。

上記における適用除外及び読替規定の詳細を付録に示す。地方公共団体における条例改正については本章第 3 節 2(1)に示す。

第2節　番号制度に係る個人情報保護の基本的な考え方

1 番号制度における個人情報保護の目的と基本理念

番号制度の導入に伴い、第 1 章に示す、きめ細やかな社会保障給付や行政事務及び手続の簡素化・負担軽減等が実現できることとなり、これらの業務の実施過程において、多くの特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）が利活用されていくこととなる。これらの効果は、個人番号が有する個人を特定する機能によりもたらされるものである。一方、個人番号を利用することで様々な情報を正確かつ迅速に名寄せすることができるため、個人番号が不正に取り扱われると、個人番号をキーに集約された特定個人情報が不正に閲覧・漏えいされたりするなど、様々な問題が懸念され、特定個人情報を取り扱う者にはこれまで以上に厳格な情報管理が求められる。

そこで番号法では、特定個人情報の取扱いが適正に行われるよう、現行の個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）等における個人情報保護措置を基本とした上で、一般の個人情報よりもさらに手厚い保護措置を講じるものである。

(1) 特定個人情報

番号制度の導入により、地方公共団体はこれまで保有していた個人情報について、その一部に個人番号を紐付けて管理をしていくこととなる。個人番号と紐付かない個人情報は、従前のとおり、現行の個人情報保護条例の対象である「個人情報」であるが、個人番号と紐付く個人情報は、同条例に加えて番号法の対象である「特定個人情報」となる。なお番号法では、特定個人情報の取扱いに際し、情報提供等記録（情報提供ネットワークシステムによる情報提供の求め又は情報提供等に係る記録をいう（番号法第 23 条））に対しては、それ以外の特定個人情報とは一部異なる取扱いを定めているため、これについても留意が必要である。

以上をまとめると、地方公共団体において保有される個人情報は以下の 3 種類に分けられることとなる。

種類	法規制
①　現行の個人情報保護条例にて定義される個人情報	現行の個人情報保護条例（なお、個人情報保護法の第 1 章から第 3 章までの部分は、地方公共団体に対しても適用される。）
②　番号法にて定義される特定個人情報	番号法及び改正個人情報保護条例
③　②のうち、番号法第 23 条に規定される情報提供等記録	番号法及び改正個人情報保護条例

表 3.2-1　地方公共団体において保有される個人情報の分類

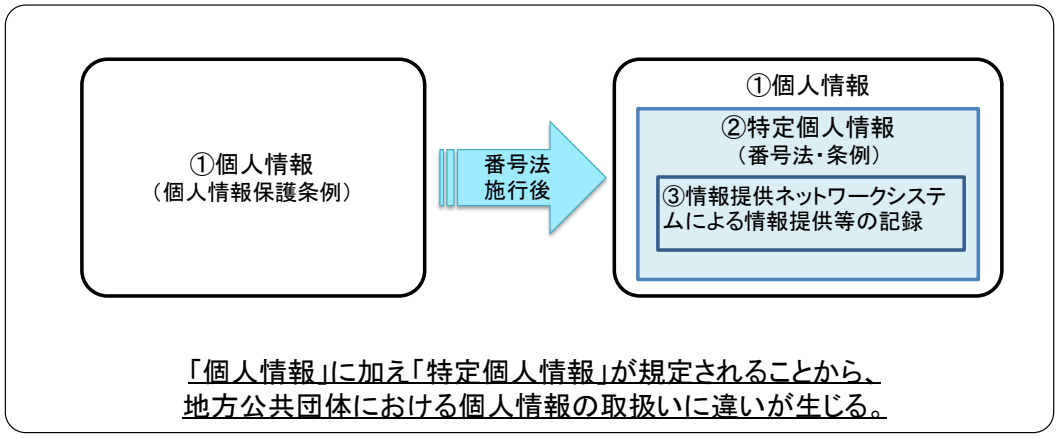

図 3.2-1　番号法導入後の個人情報及び特定個人情報との関係

(2)　特定個人情報ファイル

「特定個人情報ファイル」は「個人番号をその内容に含む個人情報ファイル」（番号法第 2 条第 9 項）と規定されており、「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第 2 条第 4 項に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第 2 条第 4 項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第 2 条第 2 項に規定する個人情報データベース等であって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう（番号法第 2 条第 4 項）。

このため、地方公共団体にあっては個人情報保護法第 2 条第 2 項に規定する「個人情報データベース等」が、番号法に規定する「個人情報ファイル」に該当するものである。

したがって、地方公共団体における「個人情報ファイル」とは、以下のとおりのものを指すこととなるが、特定個人情報と特定個人情報ファイルの主な差異は、容易に検索することができるように体系的に構成されているか否かと考えられる。

法律	関連する条文
個人情報保護法	第 2 条第 2 項 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 一　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの 二　前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
個人情報の保護に関する法律施行令	第 1 条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

表 3.2-2　個人情報保護法等における個人情報ファイルの定義

(3) 利用範囲

個人番号は、社会保障・税・災害対策分野及びこれらに類する分野において利用することができる。番号法上、個人番号を利用することのできる事務が列挙されており、年金の給付・保険料の徴収、雇用保険法による失業等給付の支給、労災保険給付の支給、健康保険給付の支給・保険料の徴収、予防接種の実施、児童手当の支給、国税・地方税の賦課徴収の事務等が規定されている(番号法第 9 条第 1 項及び別表第一)。地方公共団体に関連する別表第一の規定については、第 1 章別添を参照されたい。

なお、行政機関等においては、番号法別表第一に規定された事務でなければ個人番号を利用することができないが、地方公共団体においては、番号法別表第一に規定されていない事務であっても、社会保障・税・災害対策分野及びこれらに類する分野の事務であれば、条例で定めることで個人番号を利用することができる(番号法第 9 条第 2 項)。したがって、地方公共団体で独自事務(たとえば、乳幼児医療費助成等)を実施している場合についても、条例で定めることで個人番号を利用することができることとなる。

(4) 情報提供の制限

番号法においては第 19 条により特定個人情報の提供を行うことができる場合を限定列挙し、かかる場合以外の特定個人情報の提供を禁じている。

さらに同条第 7 号に規定された情報提供ネットワークシステムによる情報提供に関しては、同法第 23 条において情報提供等記録の保存を義務付けられており、同法附則第 6 条第 5 項に規定する情報提供等記録開示システムにより情報提供の対象となった当該個人に係る情報提供等記録を閲覧できることとしている。これにより国民は自身の特定個人情報について誰がいつ、どのような目的でこれを提供したのかを把握できることとなる。

(5) 目的外利用

情報を本来の目的以外の目的に利用すると、本人が予期できない情報の使われ方がなされる恐れがある。情報は利用目的に従って取り扱うのが大原則であり、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法においても、目的外利用の原則禁止が定められている(行政機関個人情報保護法第 8 条第 1 項、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独立行政法人等個人情報保護法」という)第 9 条第 1 項並びに個人情報保護法第 16 条第 1 項)。

番号法ではこれをより一層徹底し、目的外利用が許容される例外事由を限定している。具体的には、以下のいずれかの場合にのみ、特定個人情報を目的外利用することができる。

① 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき(番号法第 29 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに第 32 条)

② 激甚災害時等一定の要件を満たすとき[1](番号法第 9 条第 4 項、第 29 条第 2 項及び第 3 項並びに第 32 条)

[1] 一定の要件については、本法第 9 条第 4 項を参照されたい。

なお、特定個人情報のうちの情報提供等記録については、①人の生命、身体又は財産の保護のためであったり、②激甚災害時等であっても、目的外利用が必要となる場合が考えられないことから、目的外利用は一切認められていない（番号法第 30 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項）。したがって地方公共団体においても、情報提供等記録については、目的外利用を認めないようにする必要がある。

(6) 特定個人情報保護委員会による監視、監督

民間部門においては、個人情報保護法の規定により、個人情報取扱事業者に対し、主務大臣が報告を求め、助言、勧告、命令等によりその取扱いに関与することとなる。一方、行政機関等の公的部門においては総務大臣への保有個人情報の報告の義務化や総務大臣による報告要請、情報公開・個人情報保護審議会による諮問等の措置が行われている。さらに EU データ保護指令やこれに基づく EU 諸国における個人情報保護制度では独立した監督機関が設置されていることから、個人情報の保護のための中立的な第三者機関の設置について我が国においても「国際的な整合性も踏まえ、中長期的課題として検討する」[2]とされている。

番号法では、独立・中立的な第三者機関である特定個人情報保護委員会を設置し、特定個人情報を取り扱う者に対する勧告・命令・立入検査等を行うことができることとし、特定個人情報の適正な取扱いを担保している。

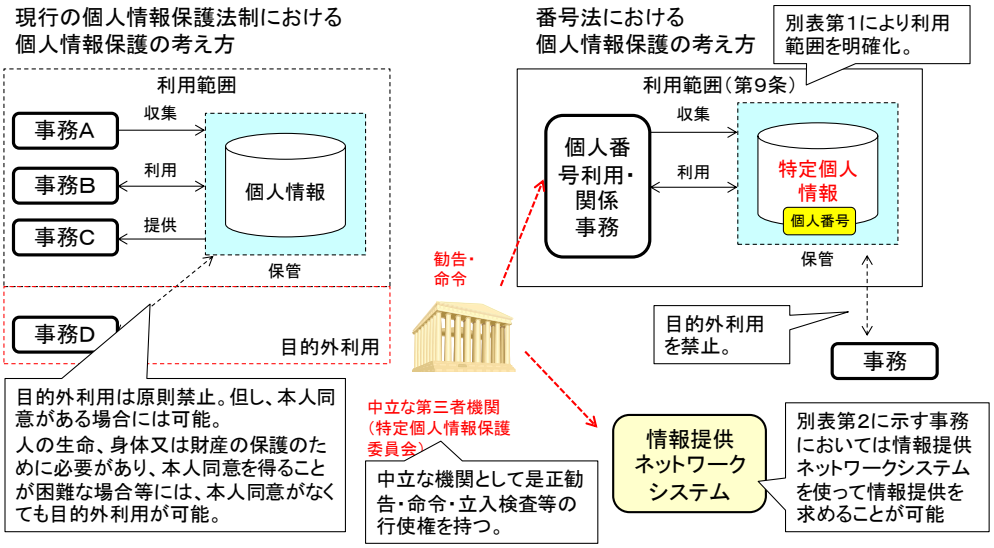

図 3.2-2 番号法における個人情報保護の考え方

[2] 国民生活審議会 「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」（平成 19 年 6 月 29 日）

2 個人情報保護法制との関係

現行の個人情報保護法制においては、主に民間事業者を対象とする個人情報保護法と、行政機関を対象とする行政機関個人情報保護法、独立行政法人等を対象とする独立行政法人等個人情報保護法、そして各地方公共団体の定める個人情報保護条例等が存在する。なお、個人情報保護法の第1章から第3章までの部分は、基本理念等を定めたものであり、民間事業者のみでなく、行政機関、独立行政法人等、そして地方公共団体に対しても適用される。

番号法により特定個人情報が保有されることとなるが、特定個人情報は個人番号をその内容に含む個人情報であり、現行個人情報保護法制で保護される個人情報に該当する[3]。したがって、特定個人情報については、まず現行個人情報保護法制の各種保護措置が及ぶこととなる。しかし、個人番号は各種の個人情報を正確に名寄せすることのできるものであり、悪用された際の危険性が一般の個人情報と比べ高いと考えられることから、特定個人情報について現行個人情報保護法制の各種保護措置よりも手厚い保護措置を講じるために、番号法では現行個人情報保護法制の特別法として、各種保護措置を講じるものである。

番号法ではかかる保護措置を定めるに際し、一般法の読替の形式にて規定している場合と、条文を新規に書き起こして規定している場合とがある。番号法はあくまで特別法であるため、一般法の読替で規定できるものについては読替の形式をとり、そうではないもの、すなわち、番号法独自の新たな規制を行う場合や一般法の対象外の者に対し規制を行う場合は、番号法において条文を書き起こして規定している。

後者の、番号法にて書き起こしの条文形態にて規定されたものについては、地方公共団体に対しても等しく適用されることとなるが、前者の、一般法の読替の形態にて規定されたものについては、地方公共団体において、条例の改正をする等の措置を行う義務が生じる（番号法第 31 条）。一般法の読替は、番号法第 29 条及び第 30 条にて規定されているが、これらは行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法の読替であり、地方公共団体においては、各地方公共団体が制定する条例が個人情報保護にかかる一般法であるため、番号法においてこれに対する画一的な読替規定を設けることができないためである。したがってかかる部分について、地方公共団体は番号法第 31 条に基づき、行政機関等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、条例改正等の必要な措置を講じなければならない。

[3] 地方公共団体においては、特定個人情報が個人情報に該当するか否かは、当該地方公共団体の定める個人情報保護条例における個人情報の定義によることとなるが、一般的な個人情報保護条例における個人情報の定義であれば、特定個人情報も個人情報に該当することが考えられる。

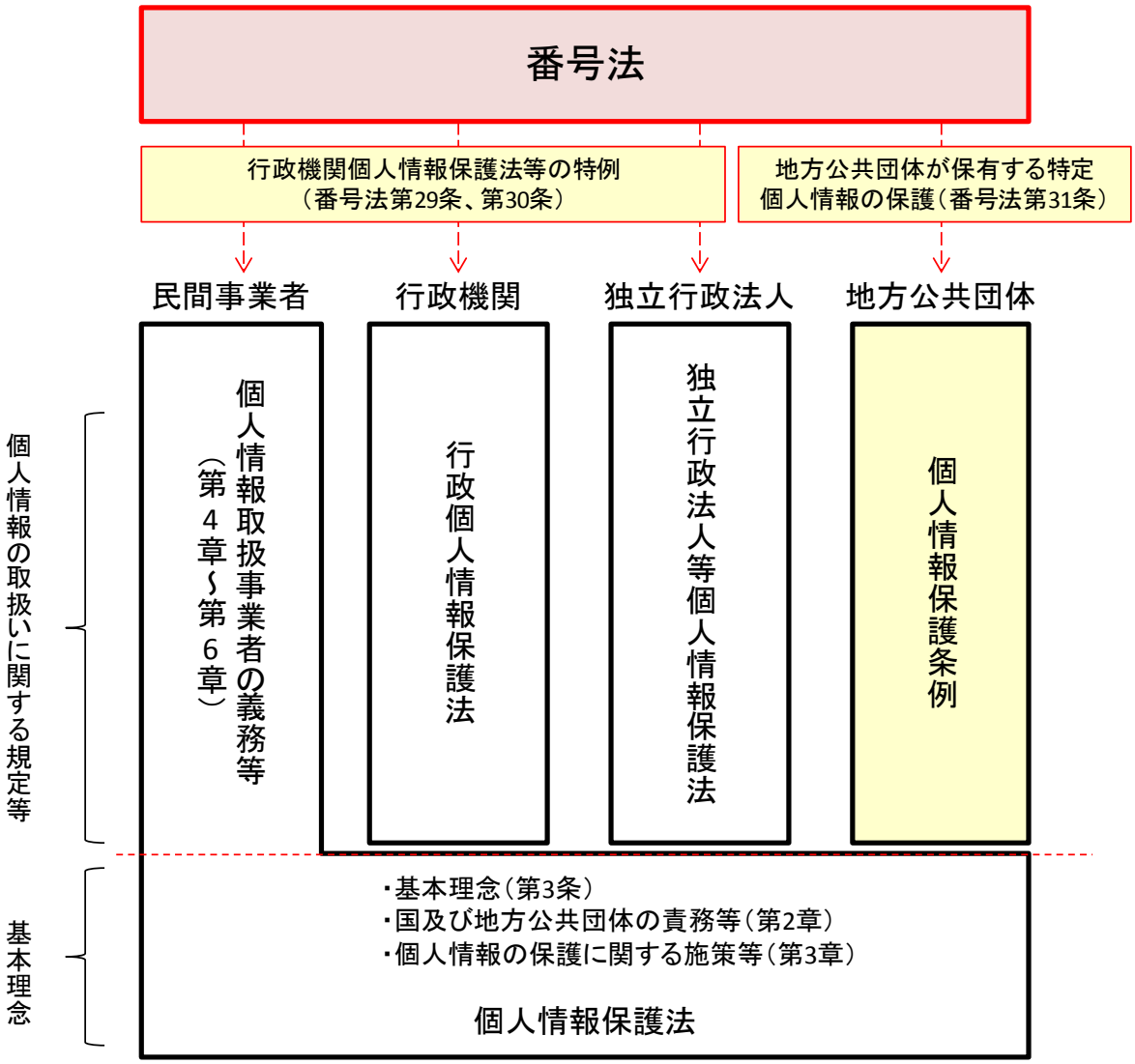

図 3.2-3　個人情報の保護に係る法律と番号法との関係性

第3節　地方公共団体に求められる取組

1 取組の全体像

本節では、前節に示す番号制度における個人情報保護の基本理念や地方公共団体における対応事項等の詳細について、条例改正等の制度的措置、システム対応事項等の技術的措置、実施体制等の体制整備の観点から、地方公共団体における取組の具体的指針やその検討事項を示す。

(1)　取組の全体像

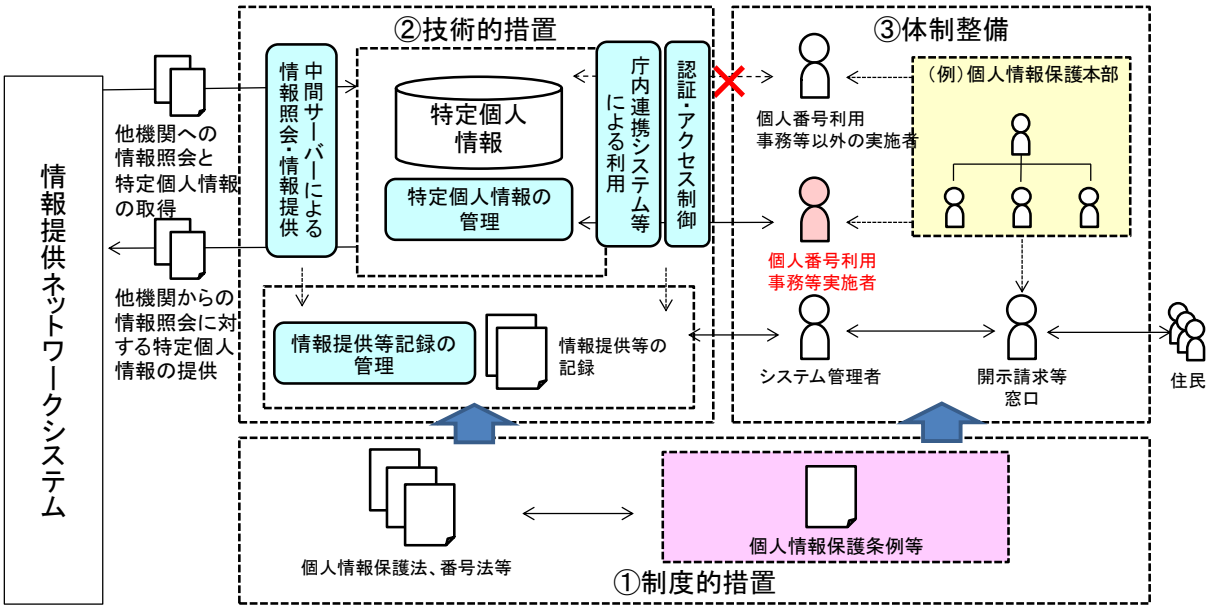

図 3.3-1　地方公共団体における取組の全体像

① 制度的措置

番号法にて、一般法の読替の形態にて規定された措置については、地方公共団体において、条例の改正をする等の措置を行う義務が生じる（番号法第 31 条）。

本節では、番号制度に対応するため、条例改正に係る対応項目を示すとともに、現行の個人情報保護条例において独自に規定される事項に係る留意点を示す。

② 技術的措置

番号制度の導入に伴い、地方公共団体は第 2 章に示す中間サーバーの構築や宛名システムや既存システムの改修が求められるが、これらの情報システムの構築や改修に当たり、従来の個人情報ファイルと特定個人情報ファイルへのアクセスを識別し制御するためのデータ保持方法並びに当該個人番号利用事務等を実施する権限を持つ職員の認証及びアクセス制御等の技術的措置が必要となる。

本節では、番号法における規定対象となる個人番号及び特定個人情報ファイルの定義を踏まえ、システム上で推奨されるデータ保持及びそのアクセス制御に係る考え方を示すとともに、第 2 章に示すシステム構成におけるデータ保持及びアクセス制御方法を例示する。

また、庁内での特定個人情報等の利用時の留意点を示す。

③ 体制整備

①及び②における制度的措置及び技術的措置に加え、これら措置による個人情報保護施策を実効的かつ継続的に持続させるためには、実施体制や職員への研修、監査、セキュリティインシデント発生時の対応等を適切に行う必要がある。また、番号法に規定される特定個人情報保護評価への取組と、システム改修時等による特定個人情報保護評価の再実施等、特定個人情報保護評価を踏まえたシステム設計及び運用の適正化が求められる。

本節では、地方公共団体がこれを実施するための実施手順や留意点等を示すとともに、職員への研修、監査、実施体制、セキュリティインシデント発生時の対応等における考え方を示す。

2 制度的措置

本項では、地方公共団体における制度的措置として、番号法施行に伴う条例改正の具体的指針や条例独自規定への対応、個人番号の利活用のための条例改正に係る留意事項等を示す。

(1) 番号法第 31 条に基づく条例改正

番号法の各規定に対し、現行の個人情報保護条例の見直しを検討すべき事項を示す。

① 番号法第 29 条を踏まえた条例改正（情報提供等記録を除く特定個人情報に関する条例改正）

番号法第 29 条では、情報提供等記録を除く特定個人情報について、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法の適用除外及び読替規定を定めている。地方公共団体においても、情報提供等記録を除く特定個人情報について、番号法第 29 条を踏まえ、条例改正等必要な措置を講じる必要がある（番号法第 31 条）。

項目	措置
目的外利用	目的外利用を以下の場合にのみ認めるようにする。 （あ） 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき（番号法第 29 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに第 32 条） （い） 激甚災害時等一定の要件を満たすとき（番号法第 9 条第 4 項、第 29 条第 2 項及び第 3 項並びに第 32 条）
提供	提供が認められる場合を番号法と整合するようにする（オンライン結合についても同様）。
開示・訂正・利用停止	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。
利用停止	利用停止を請求することができる場合として、番号法違反の場合（目的外利用制限違反、収集・保管制限違反、ファイル作成制限違反、提供制限違反）を追加するようにする。
開示	開示手数料の減額・免除を認めるようにする。
	他の法令による開示の実施との重複を認めるようにする。

表 3.3-1 番号法第 29 条を踏まえた措置

② 番号法第 30 条を踏まえた条例改正（情報提供等記録に関する条例改正）

番号法第 30 条では、情報提供等記録について、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法の適用除外及び読替規定を定めている。地方公共団体においても、情報提供等記録について、番号法第 30 条を踏まえ、条例改正等必要な

措置を講じる必要がある(番号法第 31 条)。

項目	措置
目的外利用	目的外利用を認めないようにする。
提供	提供が認められる場合を番号法と整合するようにする(オンライン結合についても同様)。
開示・訂正	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。
	移送を行わないようにする。
開示	開示手数料の減額・免除を認めるようにする。
	他の法令による開示の実施との重複を認めるようにする。
訂正	訂正にかかる通知先を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に変更する。
利用停止	利用停止請求を認めないようにする。

表 3.3-2 番号法第 30 条を踏まえた措置

また、番号制度の導入後には、取扱いの規定内容が異なる個人情報、特定個人情報及び情報提供等記録の 3 種が混在することとなるため、これらを区別した上で適切な対応を行うよう、開示、訂正、利用の停止及び消去請求に係る手続における実施要領を定め、手続規定を整備する必要がある。

③ 特定個人情報保護評価

地方公共団体においても、番号法第 27 条の規定に基づき、特定個人情報の保有に先立ち、特定個人情報保護評価を行わなければない。特定個人情報保護評価では、一部の評価について第三者点検を行うことが検討されており、地方公共団体においては、地域の実情に応じて情報システムに知見のある外部の有識者を入れた委員会を設置するなどの方法により第三者点検を行うことが考えられる。なお、特定個人情報保護評価は、後述本章第 3 節 4(1)に示す。

(2) 条例独自規定への対応

一部の条例では、地域の独自性に基づく規定が定められており、当該条例における独自の規定と番号法における規定との間に整合性が取れない場合は、当該団体において条例改正等の検討を行う必要がある。

本項では、団体が独自に定める規定の事例を示す。

① 外部提供に係る規定

現行の条例で、他の地方公共団体への個人情報の外部提供の禁止等、個人情報の外部提供に係る規定を定めている場合、番号法第 19 条各号における特定個人情報の提供に係る規定と矛盾が生じないか確認する必要がある。

② オンライン結合の制限に係る規定

他機関における電子計算組織のオンライン結合の禁止等、オンライン結合に係る規定を定めている場合、情報提供ネットワークシステムによるオンライン結合を実施するにあたり矛盾が生じないか確認する必要がある。

③ 電子計算機の結合の制限に関する条例の独自規定

③－1 条例における独自規定の内容

複数の地方公共団体間で自治体クラウド等の共同利用型の業務システムを利用している場合、当該団体が定める条例において、共同利用する電子計算機の結合を認めている例が見られる。

> 実施機関は、個人情報を電子計算機処理するに当たっては、実施機関以外のもの（Ｘ地区電子計算センターを除く。）と通信回線等により電子計算機を結合させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
>
> (1) 法令等に定めがあるとき。
>
> (2) 実施機関があらかじめＡ市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

事例 1－1: 電子計算機の結合の制限

> 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除き、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、Ｙ広域連合との間で介護保険に関する事項で個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる次に掲げる場合の結合にあっては、この限りでない。
>
> (1) 要介護認定に関する事項を厚生労働省に結合するとき。
>
> (2) 介護給付に関する事項をＢ県国民健康保険団体連合会に結合するとき。

事例 1－2: 電子計算機の結合における事務の制限

③－２ 独自規定に対する条例改正の是非及び改正の方向性

複数の地方公共団体における情報システムの共同利用については、番号法附則第６条第7 項においても予定されており、当該共同利用型情報システムと情報提供ネットワークシステムとの結合に関して、事例 1－1 及び事例 1－2 に示した条例等電子計算機との結合に係る規定と、番号法第 19 条の特定個人情報の提供の制限に定められる情報提供ネットワークシステムにおける情報提供に係る規定との整合を確保する必要がある。

例えば、事例 1－1 のように、「法令等に定めがあるとき」を結合制限の例外としている場合には、国の法令との関係では特段問題がないと考えられるが、条例によっては例外か否かの判断を一律に事例 1－1(2)のような個別判断にかからしめているものがあり、このような場合には法令との関係で問題が生じる可能性があると考える。

また、事例 1－2 に示した条例では、共同利用する情報システムと結合して利用できる事務を制限しているため、当該事務に係る規定と情報提供ネットワークシステムを利用する事務との規定との整合が必要となる。

(3) 個人番号の利活用のための条例改正

① 利用範囲

番号法第 9 条第 2 項の規定により、地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

地方公共団体の特定個人情報の利用として特徴的なのは、地方公共団体が当該地域における総合的な行政主体として、社会保障、地方税又は防災に関する事務を同一機関内で処理を行っていることである。したがって、国の機関等であれば、特定個人情報の外部提供として、番号法第19条第7号の規定により、情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の授受を行うべきところ、地方公共団体においては、特定個人情報の内部利用として、同一機関内で庁内連携システムを介することにより、特定個人情報の効率的な検索が実現できることとなる 。

したがって、番号法第9条第2項の条例の定め方としては、(あ)番号法別表第一に規定されていない地方公共団体の独自事務を利用する場合を規定するだけでなく、(い)別表第一に規定されている事務についても複数の事務間で特定個人情報の授受を行う場合には、その旨を定めるべきである。具体的には、番号法別表第一の上欄及び下欄に相当する①個人番号を利用する機関、②個人番号を利用する事務、だけではなく、同法別表第二の第四欄に相当する③当該事務を処理するために必要な特定個人情報を明示すべきである。

条例で上記③を規定する方法としては、番号法別表第二に列挙されている事務については、その第四欄において、その処理に必要な特定個人情報が既に法定されており、地方公共団体内の利用の際も原則同様の特定個人情報が必要となると考えられるので、該当する事務ごとに、あるいは一括して同法別表第二を引用して規定する方法で足り、かつ効率的であると考える。一方、地方公共団体が独自の個人番号の利用を行う事務で特定個人情報の

利用が必要な場合については、当該事務ごとに必要な特定個人情報について逐一列挙して明らかにすべきと考える。

② 同一地方公共団体の他機関への特定個人情報の提供

番号法第 19 条第 9 号に基づき、条例を定めることにより同一地方公共団体の他機関に、事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することが認められる。条例において特定個人情報の提供に係る規定を定める場合、以下の項目を条文等に明示することが考えられる。

- 提供を求める機関
- 提供先における事務処理を行う機関
- 提供を行う特定個人情報の種類
- 事務の種類

③ 個人番号カードの独自利用

番号法第 18 条において、個人番号カードの利用については、条例で定めるところにより、以下に掲げる者が以下の事務を処理するために必要な事項を記録して利用を行うことが可能とされている。

- 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務（番号法第 18 条第 1 号）
- 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であって政令で定めるもの 当該事務（番号法第 18 条第 2 号）

3 技術的措置

本項では、技術的措置として個人情報と特定個人情報のシステム上での区分のための対応、庁内連携及び情報連携時において求められる対応事項を示す。

(1) 個人情報と特定個人情報の区分

本章第 2 節 1 で記載したとおり、地方公共団体はこれまでに保有していた個人情報と個人番号を紐付けて管理する場合があり、現行の個人情報保護条例の保護対象となる個人情報と番号法の保護対象となる特定個人情報が混在することになる。

番号法において、特定個人情報の利用範囲は個別に規定されることから、個人番号及び特定個人情報、特定個人情報ファイルの定義を理解し、対象となる事務実施者及び情報を特定した上で、個人情報ファイルと特定個人情報ファイルの区別を可能とする措置を講じる必要がある。

① 個人情報ファイルと特定個人情報ファイルの区分

本章第 2 節 1 で示すとおり、個人番号により、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものは、「特定個人情報ファイル」となる。

ただし、個人番号利用事務等実施者でない者が個人番号を参照できないようアクセス制御されたデータベース等は、特定個人情報ファイルに該当しない。

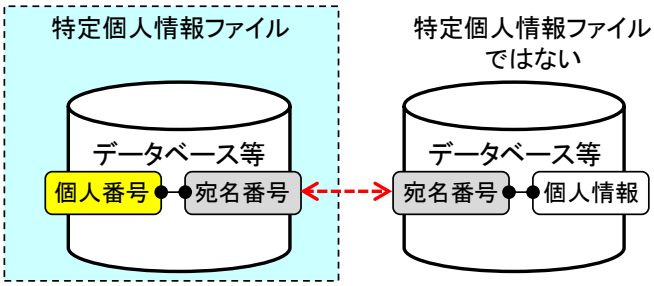

図 3.3-2 特定個人情報の範囲

② 地方公共団体に求められる取組

前述①に示す特定個人情報ファイルと個人情報ファイルの区別を行うために、地方公共団体はシステム上で事務等実施者の権限に応じてアクセスすることのできる個人情報の範囲を制御する仕組（アクセス制御）を設ける必要がある。以下に個人番号利用事務等実施者以外の場合及び個人番号利用事務等実施者の場合における、既存システムから団体内統合宛名システムの個人情報を利用する場合におけるアクセス制御のイメージ図を示す。

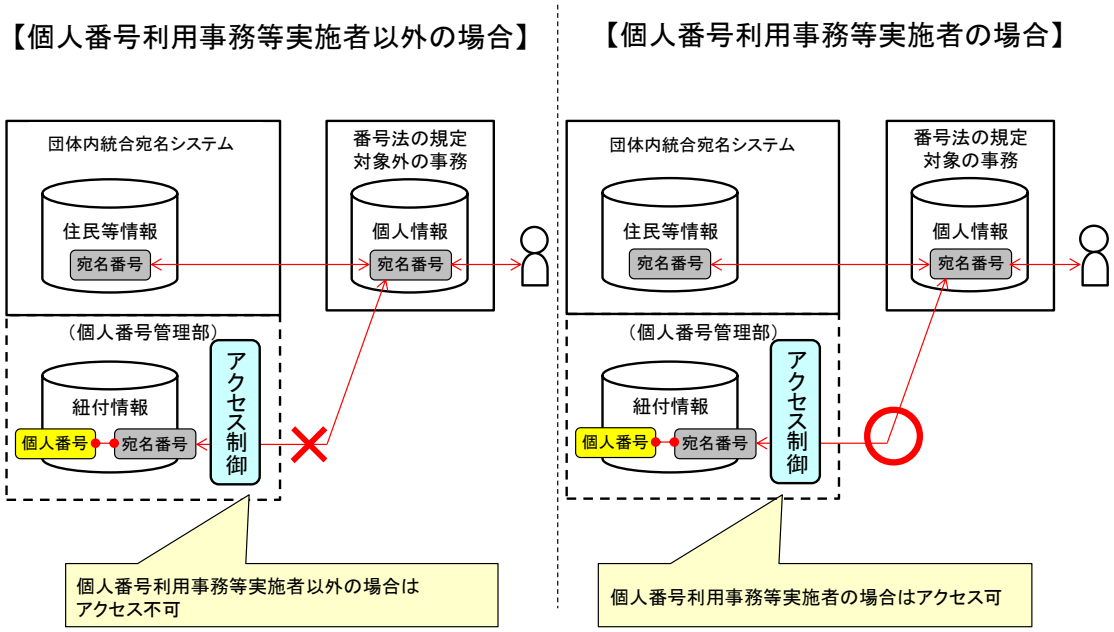

図 3.3-3　アクセス制御イメージ図

上記図に示すとおり、個人番号の導入に当たっては、個人番号利用事務等実施者以外の場合は当該個人番号管理部へのアクセスを不可とし、個人番号利用事務等実施者の場合は当該個人番号管理部へのアクセスを可能とする仕組を整備する必要がある。

(2)　個人番号の管理

本項では、番号法第 2 条第 8 項に定義される個人番号に対し、第 2 章第 1 節(3)に示すモデルとしたシステム構成にて管理を行う際にセキュリティ上留意すべき事項を示す。

① 番号法の規定対象となる個人番号

番号法第 2 条第 9 項では、個人番号を以下のように定義しており、ガイドライン第 2 章第 1 節に示す「(3)モデルとしたシステム構成」にて、「個人番号」は団体内統合宛名システム等、符号は中間サーバーに保存される。なお、本項では番号法における定義とシステム上の管理対象を明確に区別するため、番号法第 8 条に規定される個人番号の生成の求めに対して機構より得られる個人番号を「個人番号」と呼ぶこととする。

個人番号の種類	定義	対象となるシステム
「個人番号」	番号法第 8 条に規定される個人番号の生成の求めに対して機構より得られる個人番号	団体内統合宛名システム等
符号	番号法第 19 条第 7 号に規定される情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報に対する提供の求め及び提供の際に用いられる個人を識別するための符号	中間サーバー

表 3.3-3　番号法の規定対象となる個人番号とその定義

以降に、上記表における「個人番号」と符号の管理にあたりセキュリティ上留意すべき事項について述べる。

② 「個人番号」の管理

- 「個人番号」の取得、収集に当たり、番号法第 16 条に示す本人確認の措置として、当該本人からの提供に際し、「個人番号」を含む本人確認書類である個人番号カードや通知カード等の記載事項を照合することで取得を行う「個人番号」が当該本人のものであることを確実に確認することとし、「個人番号」単体による取得、収集を行わないこと。
- 団体内統合宛名システムにて管理する「個人番号」の正確性を確保するため、番号法第 7 条第 2 項における「個人番号」の変更等の措置にかんがみ、既存の住民基本台帳システムとの連動を正確かつ最新に保つこと。また、番号法第 14 条第 2 項の規定により、必要に応じて機構保存本人確認情報を用いて、当該本人の「個人番号」の正確性を維持すること。
- 団体内統合宛名システムにおいて、「個人番号」にアクセスできる職員を明確に定義し、その権限の管理やアクセス制御等の設定を正確に行うこと。また、これらのアクセスに係るログ等を定期的にチェックし、不正アクセス等の事実がないことを確認するとともに、当該団体内の人事異動等を考慮し、アクセス権設定の正確性を維持できるようにすること。

③ 符号の管理

符号は、番号法第 19 条第 7 号等においてのみ使用されることや、情報提供の際に「個人番号」とは別に情報照会者及び情報提供者ごとに発行されるシステム上の識別情報でありシステムの処理にのみ用いることから住民等に知らせる性質のものではないこと、また、機構から提供を受ける「個人番号」とは別に、情報提供ネットワークシステムの運営組織より提供を受けるものであり、仕組上、タイムラグが発生する等の状況を踏まえ、個人情報としての秘匿性や正確性の確保にかんがみ、その管理に留意すべきである。

以下に留意点を示す。

- 中間サーバーにおいては、符号と団体内統合宛名番号との対応関係が最新となるよう、当該団体における「個人番号」の収集と連動し、速やかに符号の生成の求めを行うこと。特に住民の当該団体への異動に際し、当該団体内の既存住民基本台帳管理システムへの反映や住民基本台帳ネットワークシステムにおける通知を行うとともに、当該処理と連動し、当該本人の符号の生成の求めを行うこと。
- 中間サーバーに管理する符号は、原則として番号法第 19 条第 7 号に定める情報提供ネットワークシステムによる情報提供にてその対象となりうる住民又は住登外者の符号を取得し、管理すること。ただし、旧来から既存業務システムで管理されている住登外者など、符号の取得のための個人の特定が難しく、たとえ符号を取得したとしても情報を照会される可能性がおよそ考えられないと判断される場合には、あえて符号を取得する必要はないものである。

④ 書類に記載される「個人番号」の取扱い

「個人番号」が記載される書類においても番号法の規定対象となることから、それを取り扱う事務の実施が認められる職員のみが当該書類を取り扱うよう、留意すること。

なお、決裁文書等に「個人番号」が記載された書類を添付する必要がある場合には、当該書類を閲覧できる各職員がその取扱いに留意すること。

(3) 特定個人情報の管理

前述(1)「個人情報と特定個人情報を区別するための方策」を踏まえ、第 2 章第 1 節(3)に示すモデルとしたシステム構成にて管理を行う際にセキュリティ上留意すべき事項を示す。

① 既存業務システムにおける特定個人情報の管理

第 2 章第 1 節(3)に示すモデルとしたシステム構成において、それぞれの既存業務システムは以下の特定個人情報を管理することとしている。

既存業務システム	システムの管理する主な個人情報	特定個人情報の該当有無
団体内統合宛名システム	• 団体内統合宛名番号 • 個人番号 • 当該団体の住民又は住登外者の基本情報	個人番号を取得した住民又は住登外者に係る情報が特定個人情報に該当
既存業務システム(福祉等)	• 団体内統合宛名番号 • 福祉等に係る属性情報	団体内統合宛名システムと連動し団体内統合宛名番号と連携するものの、個人番号又は符号との間に適切な遮断措置を設けている場合には特定個人情報に該当しない
既存業務システム(税)	• 団体内統合宛名番号 • 所得情報 • その他税に係る属性情報	
既存業務システム(住基)	• 団体内統合宛名番号 • 当該団体の住民の基本情報	すべての情報が特定個人情報に該当

表 3.3-4 既存業務システムの管理する個人情報と特定個人情報の該当有無

上記において、既存業務システム(福祉等)と既存業務システム(税)においては、団体内統合宛名システムと連動し、宛名番号と連携するものの、個人番号又は符号との間に以下に述べる適切な遮断措置を設けている場合には特定個人情報には該当しないものである。

以下に、特定個人情報の取扱いに当たり、既存業務システム(福祉等)及び既存業務システム(税)等の既存業務システムにおいて留意すべき事項を示す。

- 既存業務システムにおいては、特定個人情報を取り扱うことのできる職員と、個人情報のみを取り扱う職員を区別できるよう、職員の権限を明確にすること。また、当該事務の実

施に当たり、これらの職員の認証とアクセス制御を行うこと。

② 中間サーバーにおける特定個人情報の管理

中間サーバーにおいては、前述(2)における符号の管理も含め、特定個人情報の正確性を維持するため、前述①に示す各既存業務システムとの速やかな連動が必要となる。また、既存業務システムにて別個に管理される個人情報について、情報提供を行う対象となる特定個人情報の複製を中間サーバーに集約することから、当該情報へのアクセス制御をより正確に行う必要がある。

以下に中間サーバーにおける特定個人情報の管理に際し、留意すべき事項を示す。

- 既存業務システムに管理される特定個人情報の中間サーバーへのデータインポートに当たっては、番号法第 19 条第 7 号に定める情報提供ネットワークシステムによる情報提供においてその対象となりうる住民又は住登外者の特定個人情報を取り込み、管理すること。
- 上記の中間サーバーへのデータインポートにおいては、中間サーバーにおいて管理する特定個人情報の複製が最新となるよう、日々のシステム運用において速やかに反映できるよう努めること。特に住民の当該団体への異動に際し、「個人番号」や「符号」の速やかな反映に加え、当該住民の特定個人情報においても、速やかに反映できるよう努めること。
- 中間サーバーにおいて管理する特定個人情報の内容がいつの時点のものであるのかを明確にするため、当該サーバー内で当該特定個人情報に合わせその存在時点を管理すること。
- 中間サーバーにおける特定個人情報のアクセスや、中間サーバーにおける情報提供等に係るシステム機能へのアクセスは、当該情報を取り扱う個人番号利用事務ごとに職員を限定し、適切に権限設定を行った上で、確実にアクセス制御を行うこと。なお、中間サーバーにおけるアクセス制御に係る具体的な対応事項は、本章第 3 節 3(5)にて示す。

(4) 庁内連携システム等による地方公共団体内の特定個人情報の利用について

① 地方公共団体が保有している特定個人情報の利用

同一地方公共団体の機関内又は機関間で庁内連携システムを介して特定個人情報の授受を行う場合には、その方法については、本章第 3 節 2(3)①に記載のとおりであるが、特定個人情報の安全管理措置義務（番号法第 12 条）として、そのアクセスログを本章第 3 節 3(6)の方法に準じて適切に記録し、及び保管する必要がある。

また、現行の方法で個人番号を使用せずに宛名番号等により個人情報の庁内連携を行う場合においては、そのまま利用可能であり、条例改正は不要である。

② 情報提供ネットワークシステムを通じて取得した特定個人情報の利用

番号法に基づく行政機関間の情報連携が認められる場合は、番号法第 19 条各号に該当

する場合に限られる。第 19 条各号の中でも第 7 号に基づき情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うのが原則であり、情報提供ネットワークシステムにおいては番号法に限定列挙された場合以外の情報連携を防止するため、番号法第 21 条第 2 項に基づき総務大臣が事務と特定個人情報が適正に紐付いていることを確認するとともに、番号法第 23 条第 1 項及び第 3 項において、情報照会者、情報提供者及び総務大臣に情報提供等の記録を義務付けているところである。これらの規定の趣旨にかんがみれば、情報提供ネットワークシステムを通じて取得できる特定個人情報について、地方公共団体内部において庁内連携を行い、他の事務で利用することは適当でない。

なお、情報提供ネットワークを通じて取得し、保有している特定個人情報については、必ずしも最新の情報とは限らず、仮に庁内連携をした場合には、情報の鮮度の点で課題がある。行政の適正化の観点からも、各事務において情報取得の必要が生じる都度、情報提供ネットワークシステムに照会すべきである。

(5) 情報連携時の対応

本項では、番号法第 19 条第 7 号において規定される別表第二の事務における特定個人情報の提供に当たり、番号法第 21 条及び第 22 条の規定により、情報提供ネットワークシステムを用いた情報提供の求め及びこれに基づく情報提供に対応するための仕組及び地方公共団体に求められる取組について以下に示す。

① 情報連携の仕組

情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーは、プレフィックス情報（番号法別表第二に規定される情報照会者、情報提供者、事務、特定個人情報の組合せを定義した情報）による提供可否の判断及び制御を行うことで、目的外の情報提供を防ぐ仕組を提供するが、各事務において適切な権限を持つ職員のみが情報提供の求めを行うことができるよう、その職員や操作する端末を特定する必要がある。

地方公共団体は情報照会者及び情報提供者のいずれにも該当するが、これら情報提供の求め及び情報提供を行った事実の記録が義務付けられる。

② 地方公共団体に求められる取組

中間サーバー等による情報照会や情報提供を行う方法として、以下の図に示すように、①既存業務システムを経由する方法と、②中間サーバーを直接操作する方法の 2 つのルートがあるため、それぞれの職員や端末等を特定するための考え方を整理する。

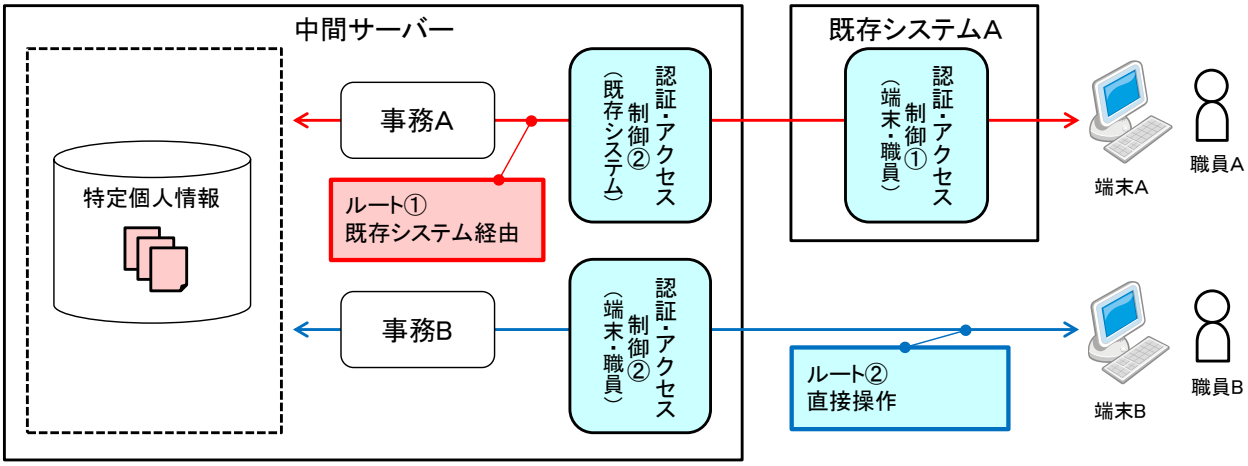

図 3.3-4　中間サーバー等におけるアクセス制御方法

図において、既存システム経由によるルートと中間サーバー直接操作によるルートの 2 つについて、端末や職員、既存システムの特定のための認証とアクセス制御の内容を以下に示す。

認証・アクセス制御	ルート①（既存システム経由）	ルート②（直接操作）
認証・アクセス制御①	既存システムが接続可能な端末、操作権限を持つ職員を認証、アクセスを許可する。	-
認証・アクセス制御②	中間サーバーが操作権限を持つ既存システムを認証、アクセスを許可する。	中間サーバーが接続可能な端末、操作権限を持つ職員を認証、アクセスを許可する。

表 3.3-5　既存システム経由と直接操作それぞれにおける認証とアクセス制御の考え方

現行の既存システムの端末で職員認証が行われている場合は、その仕組を利用すればよい。但し、番号法第 23 条の規定により、特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報提供の記録を保存する必要があり、当該記録のために操作者を特定することが求められるため、認証時に操作者個人を特定できない場合は別途個人を特定可能にする仕組を設けることが必要となる。

また、今後中間サーバーに直接アクセスする場合の認証方法が示されることとなるが、これを踏まえ、将来的に既存システムからの認証レベルを見直すことも考えられる。

③ プレフィックス情報等の更新に係る留意点

情報提供の求め及び情報提供においては、番号法第 21 条及び第 22 条による規定により、番号法別表第二に示す特定個人情報の提供であることを確認する必要がある。当該処理は、情報提供の求め及び情報提供の双方において、上記の情報提供の適法性を確認するためのプレフィックス情報に基づいて行われるため、中間サーバーにおいては当該情報の最新性と正確性を維持する必要がある。

以下にプレフィックス情報の更新等における留意事項を示す。

- 当該プレフィックス情報の変更有無を常時確認し、当該情報が更新される場合、当該

情報を中間サーバーに反映すること。

- 中間サーバーにおける当該プレフィックス情報の管理においては、権限を持つ職員によるアクセスのみを許可するものとし、当該情報の改ざん防止に努めること。

④ 運用上の留意点

番号法の規定により、番号法第 19 条第 7 号による情報提供ネットワークシステムを介した情報提供の求めに対し、当該特定個人情報の提供を行う義務がある。しかしながら、職員の操作ミスにより、誤った情報が提供される可能性がある。また、当該職員の操作ミスではなく、当該権限を持つ職員又は委託者による故意の内部不正であった場合、番号法の規定する当該個人に対する罰則に加え、特定個人情報保護委員会による指導、是正勧告等だけでなく、当該不正行為に基づく民事による損害賠償等が求められかねない。

当該操作ミスや内部不正を防止抑止するための運用上の留意事項を以下に示す。

- 情報提供の求めを行う特定個人情報の種類において、秘匿性が高く、誤った情報照会による特定個人情報の利用範囲の逸脱が懸念される場合、当該操作に係る確認メッセージの強化や、上位管理者による承認等を要する運用とする等の検討を行うこと。
- 情報提供の求めに備え、中間サーバーのデータベースに正確な情報を登録するため、当該登録に係る確認メッセージの強化や、上位管理者による承認等を要する運用とする等の検討を行うこと。
- 上記の情報照会時又は情報提供時に職員の操作ミス等による誤りが判明した場合、当該操作に係る特定個人情報を速やかに消去すること。また、当該操作におけるログ等の記録は消去せず、上記の事態を説明できるよう、操作ミスに係る事象とその対処を適切に管理すること。
- 情報提供等に係る記録を定期的に監査し、特定の個人に対し必要以上に情報照会を行っているケースや、当該事務が通常行う時間帯及び時期ではない時間帯及び時期に情報照会や情報提供を行っているケース等の事態を把握し、内部不正が疑われる事態に対し、早期にその実態と事由を特定できるよう努めること。

(6) 情報提供等に係る記録の取扱方法

地方公共団体は、番号法第 23 条の規定により、番号法第 19 条第 7 号に係る情報提供の求め及び情報提供を行った事実の記録が義務付けられる。また、番号法におけるセキュリティ上の措置として、個人番号の収集や個人番号利用事務等において記録を行う必要がある。

当該記録等の取扱いに当たり、留意すべき事項を以下に示す。

- 番号法第 2 条第 8 項に定義される符号を記録した記録は、番号法における特定個人情報と見なされるため、当該記録の管理は特定個人情報と同等の扱いとし前述(3)に基づく管理を行うこと。
- 上記において情報提供等に係る記録に対する特定個人情報の開示、訂正等に対応

できるよう、法令で定められる当該記録の保持期間を守ること。また、当該記録の保持に当たっては、開示請求等を受けた場合に、当該記録を迅速に開示できるように留意すること。

- 情報提供等に係る記録自体が、条例で定める不開示情報に該当することも考えられる。その際は、当該情報提供等に係る記録が不開示情報に該当することを、情報提供等に係る記録自体に記録すること(番号法第 23 条第 2 項第 2 号)。

4 体制整備

(1) 特定個人情報保護評価に係る取組

地方公共団体では、特定個人情報ファイルを保有しようとするとき及び当該ファイルについて重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護委員会規則に従い特定個人情報保護評価を実施しなければならない(番号法第 27 条)。

本項では、地方公共団体における特定個人情報保護評価の実施にあたって留意すべき事項を示す。なお、内閣官房が主催し個人情報保護有識者から構成される情報保護評価サブワーキンググループにおける中間整理案[4]については、地方公共団体の意見等を踏まえて現在見直しを行っている。

① 特定個人情報保護評価の目的

番号法における特定個人情報保護評価は以下の 3 点を目的として実施するものである。

- プライバシーに対する影響やリスクを事前に分析し、これらを軽減するための合理的措置を事前に講ずる。
- 特定個人情報を保有する機関における特定個人情報ファイルの取扱いやそのファイルに対する透明性を増し、当該機関が収集する特定個人情報ファイルの内容、収集の理由、利用方法、当該情報の取扱いに係る安全管理措置等を公表し、国民に対しての理解及び信頼を得る。
- 国の機関においては、特定個人情報を保有する機関内に閉じた評価・確認を行うにとどまらず、各機関から独立性を保った特定個人情報保護委員会がさらに確認を行うことで、特定個人情報保護評価をより実効的なものとする。

② 留意事項

以下に特定個人情報保護評価の実施に当たっての留意事項を示す。

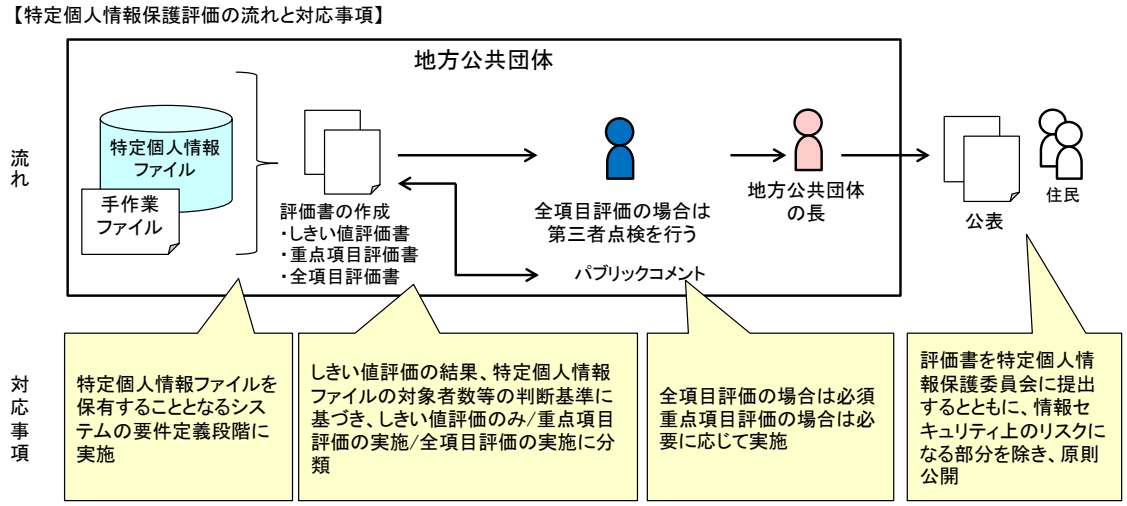

図 3.3-5 地方公共団体における特定個人情報保護評価の流れと対応事項

[4] 個人情報保護評価サブワーキンググループ 「特定個人情報保護評価指針素案(中間整理案)地方公共団体・地方独立行政法人向け」(平成 24 年 11 月)

＜実施の仕組み＞

- 特定個人情報を保有することとなるシステムを特定の上、当該システムの設計・開発に当たっては原則として要件定義段階にて特定個人情報保護評価を実施すること。
- 当該評価に当たっては、しきい値評価書に従い、特定個人情報保護評価の実施レベルを特定し、①しきい値評価のみの場合であればしきい値評価のみを、そうでなければ②重点項目評価又は③全項目評価のいずれかを実施すること。
- 上記において、③全項目評価を実施すべきと判断された場合、国民に当該評価書に係る意見を広く求め、その反映に努めること。また、②重点項目評価を実施することとなった場合には、必要に応じて、国民に当該評価書に係る意見を広く求めることも考えられる。
- 地方公共団体においては、③全項目評価を実施することとなった場合、個人情報保護又は情報システム等に知見のある外部の第三者の意見を聴取するなどの方法により第三者点検を行うこと。その後、当該評価書を特定個人情報保護委員会に提出するとともに、情報セキュリティ上の機密事項等を除き、当該評価書を公開すること。

※　全項目評価を実施することになる可能性があるのは、対象者の人数が 10 万人以上の特定個人情報ファイルを保有する業務・システムのみである。しかも、10 万以上～30 万人未満の特定個人情報ファイルを保有する業務・システムについては、特にリスクの高い場合以外は、重点項目評価でよい。

＜対象＞

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを保有する業務・システムである。この場合、個人番号利用事務を実施するに当たっては、直接個人番号を格納していないテーブル・データベースの情報と、直接個人番号を格納しているテーブル・データベースの情報を突合させて、一体として情報を利用することとなるため、事務を処理するために個人番号を紐づけて利用することとなる情報は、特定個人情報保護評価の対象となる。

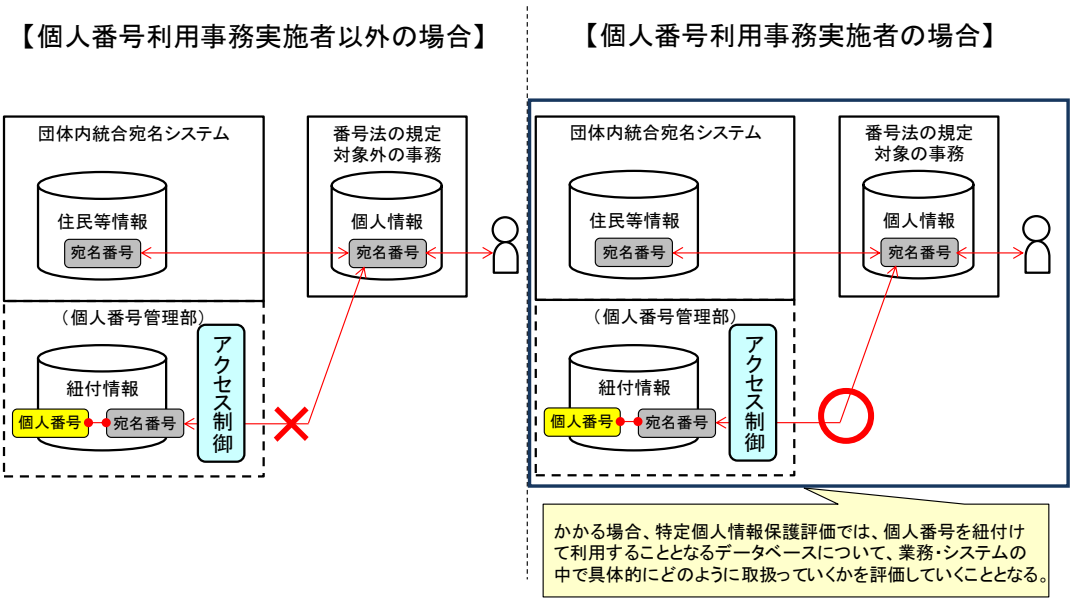

図 3.3-6　特定個人情報保護評価の対象

(2)　実施体制

(1)の特定個人情報保護評価以外にも、番号制度に対応するための実施体制を確保する必要がある。番号制度は関係する課（番号付番を担当する課、個人番号カード交付を担当する課、番号を利用する課、システム担当課、個人情報保護担当課など）が複数に及ぶため、それらの課が協働することができるよう、体制を構築する必要がある。

地方公共団体においては、個人情報保護条例等により個人情報保護実施体制が整備されていることから、本項では現行の個人情報保護実施体制とシステム運用体制を基礎とした上で、当該体制において特定個人情報の取扱いに係る対応事項として考慮が必要な事項を以下に示す。

なお、番号制度全体への対応に係る地方公共団体内の検討体制については、付録で一部の団体の事例を紹介する。

① システムに係る対応

システム運用において、操作者やアクセス権限の管理、ログの取得と管理、個人番号と特定個人情報ファイルの管理等を行う必要がある。

② 特定個人情報保護評価への対応

前述 4(1)に基づき、特定個人情報保護評価の実施や、団体内における推進、住民への意見招請、必要に応じて第三者点検を行う等の対応が必要である。

③ 特定個人情報保護委員会への対応

前述 4(3)に基づき、当該団体における特定個人情報の取扱いに際し、安全管理措置等に懸念が生じた場合等に特定個人情報保護委員会による指導や命令、勧告等に速やかに従う必要がある。

④ 情報公開制度との整合

個人情報保護制度における開示請求と情報公開制度における公開請求は、開示判断や不開示時における不服申し立て等の審査において、共通の実施手順となっている団体が多いことから、番号法への対応に当たっては、現行の運用や審査等の実施手順に齟齬が生じないよう、整合を図る必要がある。

(3) その他

① 緊急時対応

地方公共団体においては、総務省によるガイドライン[5]を参考に、当該団体の保持する個人情報等の管理に際し、セキュリティポリシーを策定し、同ポリシーによる情報セキュリティ対策やその運用を実施している。当該セキュリティポリシーにおいて、万が一のセキュリティ事故時に備え、情報漏えい等の被害を最小限にするための対応指針の検討が必要となる。また、セキュリティポリシーの内容についても見直すべきか確認することが必要である。

② 職員研修

地方公共団体における番号制度の円滑かつ安全な運用を促進するために、番号制度と特定個人情報保護においては、全職員がこれに関わる係る可能性があることから、団体内全体の共通研修を実施することが考えられる。また、個人番号利用事務等に従事する職員や、特定個人情報保護評価を実施する職員、個人番号の管理や中間サーバー等のシステム運用に従事する職員向けに、各々の職員の責務、役割に応じて研修を準備することも考えられる。

③ セキュリティ監査

地方公共団体は、総務省によるガイドライン[6]を参考に個人情報保護等における情報セキュリティ監査を既に実施しているが、番号制度の導入に当たり、番号法第 12 条に規定される個人番号の安全管理措置を行う必要がある。地方公共団体によっては特定個人情報を取り扱うシステムについて適切なセキュリティ対策が実施され、かつ有効に機能しているかを継続的に確認するために情報セキュリティ監査の実施を検討することが考えられる。

---

[5] 総務省『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン　平成 22 年 11 月版』(2010 年 11 月 9 日一部改定) http://www.soumu.go.jp/denshijiti/jyouhou_policy/pdf/100712_1.pdf

[6] 総務省『地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン』(2010 年 11 月 9 日一部改定) http/denshijiti/jyouhou_kansa/pdf/jyouhou_kansa_guideline.pdf

（別添）

情報提供の記録を除く特定個人情報に係る行政機関個人情報保護法等の特例

① 行政機関個人情報保護法の読み替え　（番号法第 29 条第 1 項）

② 独立行政法人等個人情報保護法の読み替え　（番号法第 29 条第 2 項）

③ 個人情報保護法の読み替え　（番号法第 29 条第 3 項）

情報提供の記録に係る行政機関個人情報保護法等の特例

④ 行政機関個人情報保護法の読み替え　（番号法第 30 条第 1 項）

⑤ 独立行政法人等個人情報保護法の読み替え　（番号法第 30 条第 3 項）

情報提供の記録を除く特定個人情報に係る行政機関個人情報保護法等の特例

① 行政機関個人情報保護法の読み替え（番号法第 29 条第 1 項）

番号法第 29 条第 1 項において、行政機関個人情報保護法に対して読み替えを行うことが定められている。読み替え前後の各条文を以下に示した。

（注）下線部：読み替え（以下、同様）

読み替え後の条文	読み替え前の条文
（利用及び提供の制限） 第八条　行政機関の長は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。	（利用及び提供の制限） 第八条　行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。	2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
一　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。	一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
（適用除外）	二　行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
（適用除外）	三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
（適用除外）	四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
3　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。	3　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

読み替え後の条文	読み替え前の条文
4　行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。	4　行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。
（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知） 第十条　行政機関（会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、特定個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。 （略） 2　略 3　行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、特定個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。	（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知） 第十条　行政機関（会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする　　。 （略） 2　略 3　行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、総務大臣に対しその旨を通知しなければならない。
（開示請求権） 第十二条　略 2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。	（開示請求権） 第十二条　略 2　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。
（開示請求の手続） 第十三条　略 2　前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。	（開示請求の手続） 第十三条　略 2　前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。

読み替え後の条文	読み替え前の条文
（保有個人情報の開示義務） 第十四条　略 一　開示請求者（第十二条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報	（保有個人情報の開示義務） 第十四条　略 一　開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報
（適用除外）	（他の法令による開示の実施との調整） 第二十五条　行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 ２　他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
（手数料） 第二十六条　開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。 ２　前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。	（手数料） 第二十六条　開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。 ２　前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

読み替え後の条文	読み替え前の条文
（訂正請求権） 第二十七条　略 2　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。	（訂正請求権） 第二十七条　略 2　未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
（訂正請求の手続） 第二十八条　略 2　前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求　に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。	（訂正請求の手続） 第二十八条　略 2　前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。
（利用停止請求権） 第三十六条　略 一　当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する第八条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき　当該保有個人情報の利用の停止または消去 二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止 2　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる	（利用停止請求権） 第三十六条　略 一　当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止または消去 二　第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止 2　未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる

読み替え後の条文	読み替え前の条文
（利用停止請求の手続） 第三十七条　略 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。	（利用停止請求の手続） 第三十七条　略 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。

② 独立行政法人等個人情報保護法の読み替え（番号法第 29 条第 2 項）

番号法第 29 条第 2 項において、独立行政法人等個人情報保護法に対して読み替えを行うことが定められている。読み替え前後の各条文を以下に示した。

読み替え後の条文	読み替え前の条文
（利用及び提供の制限） 第九条　独立行政法人等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第四項の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。	（利用及び提供の制限） 第九条　独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
2　前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。	2　前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
一　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。	一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
（適用除外）	二　独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
（適用除外）	三　行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
（適用除外）	四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

読み替え後の条文	読み替え前の条文
（開示請求権） 第十二条　略 2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。	（開示請求権） 第十二条　略 2　未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。
（開示請求の手続） 第十三条　略 2　前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。	（開示請求の手続） 第十三条　略 2　前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。
（保有個人情報の開示義務） 第十四条　略 一　開示請求者（第十二条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報	（保有個人情報の開示義務） 第十四条　略 一　開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者または成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報
（適用除外）	（他の法令による開示の実施との調整） 第二十五条　独立行政法人等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 2　他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

読み替え後の条文	読み替え前の条文
（手数料） 第二十六条　開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。 ２　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、行政機関個人情報保護法第二十六条第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる。	（手数料） 第二十六条　開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。 ２　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、行政機関個人情報保護法第二十六条第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
（訂正請求権） 第二十七条　略 ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。	（訂正請求権） 第二十七条　略 ２　未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
（訂正請求の手続） 第二十八条　略 ２　前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。	（訂正請求の手続） 第二十八条　略 ２　前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求　に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。
（利用停止請求権） 第三十六条　略 一　第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、第五条の規定に違反して取得されたものであるとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第九条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管	（利用停止請求権） 第三十六条　略 一　第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、第五条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

読み替え後の条文	読み替え前の条文
されているとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去 二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止 ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。	二　第九条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止 ２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
（利用停止請求の手続） 第三十七条　略 ２　前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。	（利用停止請求の手続） 第三十七条　略 ２　前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。

③ 個人情報保護法の読み替え（番号法第 29 条第 3 項）

番号法第 29 条第 3 項において、個人情報保護法に対して読み替えを行うことが定められている。読み替え前後の各条文を以下に示した。

読み替え後の条文	読み替え前の条文
（利用目的による制限） 第十六条　個人情報取扱事業者は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 2　個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。 3　前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第四項の規定に基づく場合 二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。 （適用除外） （適用除外）	（利用目的による制限） 第十六条　個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 2　個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。 3　前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 一　法令に基づく場合 二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 三　公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 四　国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
（適用除外）	（第三者提供の制限） 第二十三条　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 一　法令に基づく場合 二　人の生命、身体または財産の保護のために必要がある

読み替え後の条文	読み替え前の条文
	場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 三　公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 四　国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
（利用停止等） 第二十七条　略 2　個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。	（利用停止等） 第二十七条　略 2　個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

情報提供の記録に係る行政機関個人情報保護法等の特例

④ 行政機関個人情報保護法の読み替え（番号法第 30 条第 1 項）

番号法第 30 条第 1 項において、行政機関個人情報保護法に対して読み替えを行うことが定められている。読み替え前後の各条文を以下に示した。

読み替え後の条文	読み替え前の条文
（利用及び提供の制限） 第八条　行政機関の長は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。	（利用及び提供の制限） 第八条　行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。
（適用除外）	2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一　本人の同意があるとき、または本人に提供するとき。 二　行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で　保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
（適用除外）	3　前項の規定は、保有個人情報の利用または提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
（適用除外）	4　行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に

読み替え後の条文	読み替え前の条文
	必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局または機関に限るものとする。
（適用除外）	（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求） 第九条　行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知） 第十条　行政機関（会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、特定個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。 （略） 2　略 3　行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、特定個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。	（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知） 第十条　行政機関（会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。 （略） 2　略 3　行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、総務大臣に対しその旨を通知しなければならない。
（開示請求権） 第十二条　略 2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。	（開示請求権） 第十二条　略 2　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

読み替え後の条文	読み替え前の条文
（開示請求の手続） 第十三条　略 ２　前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。	（開示請求の手続） 第十三条　略 ２　前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。
（保有個人情報の開示義務） 第十四条　略 一　開示請求者（第十二条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報	（保有個人情報の開示義務） 第十四条　略 一　開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報
（適用除外）	（事案の移送） 第二十一条　略
（適用除外）	（独立行政法人等への事案の移送） 第二十二条　略
（適用除外）	（他の法令による開示の実施との調整） 第二十五条　略
（手数料） 第二十六条　略 ２　前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、または免除することができる。	（手数料） 第二十六条　略 ２　前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

読み替え後の条文	読み替え前の条文
（訂正請求権） 第二十七条　略 ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。	（訂正請求権） 第二十七条　略 ２　未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
（訂正請求の手続） 第二十八条　略 ２　前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。	（訂正請求の手続） 第二十八条　略 ２　前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。
（適用除外）	（事案の移送） 第三十三条　略
（適用除外）	（独立行政法人等への事案の移送） 第三十四条　略
（保有個人情報の提供先への通知） 第三十五条　行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者または情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	（保有個人情報の提供先への通知） 第三十五条　行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

読み替え後の条文	読み替え前の条文
（適用除外）	（利用停止請求権） 第三十六条　略
（適用除外）	（利用停止請求の手続） 第三十七条　略
（適用除外）	（保有個人情報の利用停止義務） 第三十八条　略
（適用除外）	（利用停止請求に対する措置） 第三十九条　略
（適用除外）	（利用停止決定等の期限） 第四十条　略
（適用除外）	（利用停止決定等の期限の特例） 第四十一条　略

⑤ 独立行政法人等個人情報保護法の読み替え（番号法第 30 条第 3 項）

番号法第 30 条第 3 項において、独立行政法人等個人情報保護法に対して読み替えを行うことが定められている。読み替え前後の各条文を以下に示した。

読み替え後の条文	読み替え前の条文
（利用及び提供の制限） 第九条　独立行政法人等は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。	（利用及び提供の制限） 第九条　独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
（適用除外）	2　前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二　独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 三　行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
（適用除外）	3　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
（適用除外）	4　独立行政法人等は、個人の権利利益を保護するため特

読み替え後の条文	読み替え前の条文
	に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための独立行政法人等の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。
（適用除外）	（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求） 第十条　独立行政法人等は、前条第二項第三号または第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、またはその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
（開示請求権） 第十二条　略 2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。	（開示請求権） 第十二条　略 2　未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。
（開示請求の手続） 第十三条　略 2　前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。	（開示請求の手続） 第十三条　略 2　前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。
（保有個人情報の開示義務） 第十四条　略 一　開示請求者（第十二条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報	（保有個人情報の開示義務） 第十四条　略 一　開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者または成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報

読み替え後の条文	読み替え前の条文
（適用除外）	（事案の移送） 第二十一条　略
（適用除外）	（行政機関の長への事案の移送） 第二十二条　略
（適用除外）	（他の法令による開示の実施との調整） 第二十五条　　略
（手数料） 第二十六条　略 ２　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、行政機関個人情報保護法第二十六条第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる。	（手数料） 第二十六条　略 ２　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、行政機関個人情報保護法第二十六条第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
（訂正請求権） 第二十七条　略 ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。	（訂正請求権） 第二十七条　略 ２　未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
（訂正請求の手続） 第二十八条　略 ２　前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。	（訂正請求の手続） 第二十八条　略 ２　前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求　に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。

読み替え後の条文	読み替え前の条文
（適用除外）	（事案の移送） 第三十三条　略
（適用除外）	（行政機関の長への事案の移送） 第三十四条　略
（保有個人情報の提供先への通知） 第三十五条　独立行政法人等は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であって、当該独立行政法人等以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	（保有個人情報の提供先への通知） 第三十五条　独立行政法人等は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
（適用除外）	（利用停止請求権） 第三十六条　略
（適用除外）	（利用停止請求の手続） 第三十七条　略
（適用除外）	（保有個人情報の利用停止義務） 第三十八条　略
（適用除外）	（利用停止請求に対する措置） 第三十九条　略
（適用除外）	（利用停止決定等の期限） 第四十条　略
（適用除外）	（利用停止決定等の期限の特例） 第四十一条　略

（付録）

①－１－１　番号制度導入取組事例

① 岐阜県
② 佐賀県
③ 徳島県
④ 千葉市
⑤ 新潟市
⑥ 川口市
⑦ 倉敷市
⑧ 多久市
⑨ 三鷹市
⑩ 井川町
⑪ 軽井沢町
⑫ 神奈川県町村情報システム共同事業組合

① 岐阜県

岐阜県では、総合政策課を中心に、番号制度の導入に向けた検討を進めてきた。今後、番号制度に関する政省令が示された段階で、より具体的な検討等を行うことを予定している。

○検討体制

平成 23 年度から、総合政策課が番号制度の全庁的な窓口として、検討を開始し、制度内容の具体化に伴い、関係課との連携も進めてきた。

現在の岐阜県における番号制度の導入に向けた検討体制は下記のとおりである。

担当課	担当内容
総合政策課	番号制度全般に関する全庁的な調整及び国との調整
情報企画課	中間サーバーや情報連携など情報システムに関すること
法務情報公開課	特定個人情報の保護に関すること
市町村課	番号制度に関する市町村の対応に関する窓口

表 1 岐阜県における番号制度の導入に向けた検討体制

今後、政省令等の整備が進み、システム整備の具体的な内容や特定個人情報に係る取り扱いが明らかになった時点で、番号制度の導入により発生する具体的な作業への対応のための検討体制を整備する予定である。

○検討内容

番号制度の導入に向けて、具体的には下記の取組を行った。

取組	担当内容
関係課との意見交換	・ 平成 24 年 11 月と平成 25 年 4 月に、番号制度に係る庁内関係課と意見交換を実施
想定業務に関する調査	・ 平成 25 年 5 月に番号制度の導入に伴い県・市町村が行うことが想定される業務について、全庁的に調査を実施
市町村等との意見交換	・ 平成 25 年 7 月に岐阜県市町村行政情報センターとの意見交換を実施

表 2 岐阜県における番号制度の導入の取組

なお平成 25 年 7 月時点では、政省令が示されておらず、システム改修や特定個人情報の取り扱いについて詳細が不明であるため、具体的な作業内容やスケジュールが不明確な

点も多い。従って継続して、具体的な対応についての調査を進めることが想定される。

〇検討の成果

番号制度の導入に向けての取組の成果として、

・番号制度の導入に伴い、県・市町村が行うことが想定される業務の現行事務の内容
・番号制度の導入に伴い、県・市町村が行うことが想定される業務の制度導入に伴う現行からの変更点
・条例改正やシステム改修等の対応が必要とされる事項
・今後の作業スケジュール

などを内容とする一覧表を作成したことが挙げられる。

また番号制度の導入に向けての検討の結果、取り扱い件数が少なく、システム化されていない事務についての情報連携の方法や、システム化の必要性が不明であることが、課題として挙げられた。

② 佐賀県

佐賀県では、情報課を中心に、番号制度の活用のため、対象となり得る業務及びその担当所属を把握する調査を実施した。調査は、個人番号の活用という観点から検討されており、自治体業務に即した調査結果の整理が行われている。

○検討体制

平成 24 年 6 月に、情報課を中心に、番号制度に関する業務に携わる関係課の抽出と役割分担の整理案を作成した。その後、7 月 9 日に開催された全庁的な ICT の推進に関する調整会議である「佐賀県 ICT 推進本部幹事会」において、組織体制を含む取組（案）を報告し、業務の実態調査等を実施する旨、連絡をした。

検討体制に関しては、正式な会合等は実施しておらず、職員掲示板（FAQ）を利用した担当者レベルでの情報交換の場として位置づけられている。想定されていた番号制度に関する役割分担は下記のとおりである。

H24.6.15

区分	担当課	支援・取りまとめ担当課	備考
（1）個別業務におけるマイナンバーの利用			
① 業務改善・見直し（法規定分）（独自条例分）	各業務所管課（企画経営Gが本部としての整理・取りまとめをいただきたい） ・税（税務課）と社会保障（健康福祉本部）のボリュームが大きい	人材育成・組織風土G	マイナンバー法案第6条、第17条 別表1、別表2参照
② システム整備、改修（情報セキュリティの在り方見直しを含む）		情報課	
③ 体制の整備		職員課	
④ 個人情報保護規定見直し、対応		法務課	
⑤ 個人情報保護評価対応		法務課、情報課	
⑥ 条例制定・改正		法務課	
（2）使用者としての対応 ・支払調書や源泉徴収票へのマイナンバーの付記 ・地方職員共済組合等に係る「組合員資格取得・喪失届」等へのマイナンバーの付記 ・職員が子供のための手当を申請する際にマイナンバーを聴取 ・罰則対応	業務所管課（職員課、教職員課、会計課、総務事務センター等が対象になると思われる。）	同上	マイナンバー法案第6条、第17条 別表1、別表2参照
（3）システム連携のための共通基盤整備等	情報課	―	
（4）住基ネットワーク	市町村課	―	
（5）LGWAN	情報課	―	
（6）公的個人認証	情報課	―	
（7）市町の支援	関係各課	―	
（8）制度全体の窓口対応・全体調整	―	情報課	

※ 当面の対応として、検討の対象となる業務や情報システムを把握する必要がある。

表 3 番号制度に関する役割分担の整理案

○検討内容

平成 24 年 7 月に、マイナンバー制度の活用の検討のため、検討の対象候補となり得る業務及びその担当所属等を把握するための「業務の実態調査」を実施した。調査の実施概要は、下記のとおりである。

調査の目的	番号制度の活用の検討のため、検討の対象候補となり得る業務及びその担当所属等を把握する。
調査項目	(1)「個人番号」の活用検討候補の把握 ①法案に直接記載がある業務(個人番号の活用が想定される業務、使用者等として個人番号情報を取り扱うことが想定される業務) ②法案に直接記載がない業務(個人番号の活用が想定される業務) (2)「法人番号」の活用検討候補の把握
調査時期	平成 24 年 7 月 13 日(金)～7 月 27 日(金)
調査内容	A. 個人番号の活用が想定される業務(組織内利用) B. 個人番号の活用が想定される業務(組織間利用) C. 使用者等として個人番号の取扱いが想定される業務 D. 法案に直接記載がないが個人番号の活用が想定される業務 E. 法人の情報を台帳等により管理している業務 業務を A～E の 5 つに分類し、下記の項目に関して調査を実施する。 ＜調査事項＞ ・担当所属、担当者 ・根拠規定(法令、条例等) ・業務の概要 ・想定される「書類」や「把握が必要な個人の情報」 ・電算化の有無　など

表 4 「業務の実態調査」概要

○検討の成果

関係各課からの回答を情報課で取りまとめ、調査票にしたがって添付のとおり整理した。これにより、番号制度の活用を検討する際の対象候補となりうる業務及びその担当所属等を把握した。

今後、調査内容の深堀のためのヒアリング等による 2 次調査や、対象業務の効果別に業務を整理し、導入に向けた業務見直しや改善、システム整備、条例等の対応準備作業を実施する予定であった。

1(1)①[個人番号]法案に記載されている業務で、それぞれの場面でマイナンバーの利用が想定される業務(組織内利用)　　A票

下表の別表第1記載事項一覧のうち、貴所属が関係するものについて、必要事項を回答欄に記載してください。
・利用者欄に「都道府県知事(又は教育委員会)と記載されているもの」及び、「都道府県知事(又は教育委員会)と記載されていないが、例えば、共済組合等の団体が記載されており、その事務を貴所属で実施しているもの」について回答してください。

別表第1記載事項一覧　　注)法案を再確認してください。

	利用者	法令	主な関係事務	関係所属 担当課	関係所属 担当(係)	関係所属 内線番号	補足 電算化の有無	補足 備考	メモ
6	**都道府県知事**	災害救助法	救助又は扶助金の支給	消防防災課	保安担当	1360	無		
69	**都道府県知事**	被災者生活再建支援法	被災者生活再建支援金の支給		国民保護・防災担当	1363	無		
6	**都道府県知事**	災害救助法	救助又は扶助金の支給	地域福祉課	地域福祉担当	1512	無		
15	**都道府県知事**、市長、福祉に関する事務所を管理する町村長	生活保護法	保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収		生活保護・援護恩給	1520	有		
20	厚生労働大臣	戦傷病者戦没者遺族等援護法	援護				無	国からの委任事務	
21	厚生労働大臣	未帰還者留守家族等援護法	留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨の引取に要する経費又は障害一時金の支給				無	国からの委任事務	
40	厚生労働大臣	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	特別給付金の支給				有	国からの委任事務	
42	厚生労働大臣	戦傷病者特別援護法	援護				有	国からの委任事務	
48	厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給	特別弔慰金の支給				有	国からの委任事務	
50	厚生労働大臣	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法	特別給付金の支給				有	国からの委任事務	
53	厚生労働大臣	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法	特別給付金の支給				有	国からの委任事務	
63	**都道府県知事**、市長、福祉に関する事務所を管理する町村長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	支援給付(以下「中国残留邦人等支援給付」という。)の支給				無		
43	**都道府県知事**	母子及び寡婦福祉法	資金の貸付け	母子保健福祉課	ひとり親家庭	1543	有		
44	**都道府県知事**、市町村長	母子及び寡婦福祉法	配偶者のない者で現に児童を扶養してい村長るもの又は寡婦についての便宜の供与			1546	無		
37	**都道府県知事**、市長、福祉に関する事務所を管理する町村長	児童扶養手当法	児童扶養手当の支給			1547	有	町在住者	
45	**都道府県知事**、市長、福祉に関する事務所を管理する町村長	母子及び寡婦福祉法	母子家庭自立支援給付金の支給				無		
7	**都道府県知事**	児童福祉法	里親の認定、養育里親の登録、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令		母子保健	1545	無		
9	**都道府県知事**、市長、福祉に関する事務所を管理する町村長	児童福祉法	助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施		児童福祉	1548	無	町在住者	
7	**都道府県知事**	児童福祉法	里親の認定、養育里親の登録、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令			1549	無		
7	**都道府県知事**	児童福祉法	里親の認定、養育里親の登録、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令	障害福祉課	宮司(施設)	1575	無	(障害福祉)費用の徴収は、総合福祉センター	
47	**都道府県知事**、市長、福祉に関する事務所を管理する町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	福祉手当の支給		中島(施設)	1576	無	総合福祉センター	

＜参考:C 票＞

1（2）〔個人番号〕使用者等としてマイナンバーを取り扱うことが想定される業務

C票

次の例示に類する業務について、貴所属で該当するものを回答欄に記載してください。（制度、システムを所管している所属で記載ください。）
（例示）
・給付等の支払者として支払調書や源泉徴収票等の作成（マイナンバーを付記）
・地方職員共済組合等に係る「組合員資格取得・喪失届」「被扶養者認定申請書」等の作成(マイナンバーを付記)
・職員からの子どもに関する手当の申請を受付（その際に、マイナンバーを職員から聴取）
※ 例示した業務だけでなく、「例示に類すると想定される業務」も記載ください。下表中の（　）書きは適宜、修正、削除のうえ記載ください。

回答欄									メモ
	根拠規定（法令、条例等）	業務内容	マイナンバーを付記すると想定される書類	電算化の有無	担当課	担当（係）	内線番号	備考	
		（職員への給与の支払事務？）	*（支払調書？）*						
		〃	*（源泉徴収票？）*						
		（職員の共済組合等への加入手続き事務？）	*（組合員資格取得・喪失届？）*						
		〃	*（被扶養者認定申請書？）*						
		（子どもに関する手当の支給事務？）							
1	所得税法	職員退職手当支給事務	源泉徴収票	無	職員課	給与担当	1219		
2		恩給支給事務	源泉徴収票	無					
3	地方公務員等共済組合法	（職員の共済組合等への加入手続き事務？）	（組合員資格取得・喪失届？）	有		職員担当（地共済）	1220		
4		〃	（被扶養者認定申請書？）	有					
5	所得税法	職員への給与支払に伴う所得税の源泉徴収	源泉徴収票	有	会計課	出納国費（外尾）	2952	総務事務センターも同様	
6		外部の方への給与、報酬の支払	源泉徴収票 支払調書	一部有					
7	地方税法	住民税（県民税、市町村民税）の職員給与からの控除及び納付		有				総務事務センターも同様	
8	所得税法	職員への給与の支払事務	支払調書	無	教職員課	給与担当	3239	○県立学校、教育事務所が作成して会計課へ提出	
9			源泉徴収票	有				○会計課が作成したものを所属へ配布 ○県立学校、教育事務所が作成して会計課へ提出	
10	地方公務員等共済組合法	職員の共済組合等への加入手続き事務	組合員資格取得・喪失届	無			3294	○所属が作成して公立学校共済組合佐賀県支部へ提出	
11			被扶養者認定申請書	無				○所属が作成して公立学校共済組合佐賀県支部へ提出	
12	子どものための手当の支給に関する法律（児童手当法）	子どもに関する手当の支給事務	認定請求書、支払調書等	無			3296	○各学校が作成して教職員課へ提出	

3.〔法人番号〕法人の情報を台帳等により管理している業務

E票

貴所属で、法人の情報を台帳等により管理している業務があればその現状を記載してください。
（マイナンバー法における付番の対象(想定)）
① 国の機関及び地方公共団体
② 登記所の登記簿に記載された法人等
③ 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
④ ①から③に掲げる法人等以外の法人（国税に関する法令の規定により法人とみなされる者を含む。）で、国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務若しくは特別徴収義務若しくは法定調書の提出義務を有し、又は法定調書の提出対象となる取引を行うもの。

回答欄										メモ
	根拠規定（法令、条例等）	業務内容	台帳等の名称	管理している法人数	電算化の有無	担当課	担当（係）	内線番号	備考	
17	電気工事業法	電気工事業の登録に関する事務	登録電気工事業者登録簿他	196	無	消防防災課	保安担当	1355		
18	火薬類取締法	許認可等に関する事務	火薬類許認可簿	20	無			1359		
16	高圧ガス保安法	許認可等に関する事務	高圧許可・届検査台帳	1000	無			1360		
1	特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人の設立認証、認定及び仮認定に関すること	NPO法人ポータルサイト	343	無	男女参画・県民協働課	県民協働推進担当	1637		
2	廃棄物処理法 自動車リサイクル法	産業廃棄物収集運搬業・処分業許可関係 自動車リサイクル法引取業・フロン類回収業登録及び解体業・破砕業許可関係	産業廃棄物処理業者等名簿	1600（個人事業者含む）	有	循環型社会推進課	産業廃棄物担当	1944		
3	生活保護法	生活保護法に基づく医療機関の指定	指定医療機関名簿	1,965	有	地域福祉課	生活保護・援護恩給担当	1519		
4	生活保護法	生活保護法に基づく医療機関の指定	指定介護機関名簿	2,765	有					
5	社会福祉法施行規則第11条	社会福祉法人台帳の作成	社会福祉法人台帳	33	無	障害福祉課	中島（施設担当）	1576		
6	薬事法	・医薬品等の販売業等の許認可業務	薬事関係許認可管理システム	500	有	薬務課	薬事・血液担当	1893		
7	旅行業法 旅行業法施行規則	旅行業登録（更新、変更等含む）	佐賀県知事登録旅行業、 旅行業更新登録申請書　等	26	無	観光課	観光企画担当	2174		
8	佐賀県木材業者及び製材業者登録条例第3条ほか	県内に営業所又は工場を所有する木材業者及び製材業者の登録	佐賀県木材業者及び製材業者登録名簿	172	無	林業課	林産振興担当	2456		
13	森林法	森林簿の管理・更新	森林簿	4314	有	森林整備課	計画調整担当	2476		

③ 徳島県

徳島県においては、県庁内の組織だけでなく、県下の市町村からも参加者を招集し検討チームを組織しており、外部機関との連携に関しても具体的な検討が行われている。また、番号制度導入のインパクトを探るため、現行業務における分野別の事務処理の実施状況や情報連携件数の多い業務手続の洗い出しを実施することにより、番号制度導入時の優先順位や、県の業務における番号制度導入による改善効果を具体的に検証している。

○検討体制

徳島県では、総務省が主催する「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」から、検討会への参加要請があったことを受けて、制度の具体的な検討が進む機会を逸することなく、地方の意見を伝えることを目的に、県関係部局とオブザーバー（市町村）からなる「社会保障と税・番号制度活用プロジェクトチーム」を設置した。プロジェクトチームは、地域振興総局長を座長として招集された。検討項目が多岐にわたることから、県庁内の関係各課とオブザーバとして県下の市町の関係各課をもって構成した。

図 1　検討体制

○検討内容

番号制度の利用開始時に、円滑に導入・活用されることを目的として、庁内の関係部局が「何を」・「いつ」なすべきかを具体的に把握するため、番号制度の導入・活用に関する検討を実施した。主な検討項目は、下記のとおりである。

- 庁内の準備体制
- 番号制度活用業務
- 外部機関との連携
- マイナンバー付番・通知及び IC カード交付
- 各業務におけるシステム改修

- 各セクション間の連携
- 窓口業務の改善
- 書類（紙）前提の業務の改善
- 添付書類の省略
- 番号法案に規定する個人情報保護対策
- 個人情報保護条例の見直し
- 情報セキュリティ対策の強化
- 条例による番号制度の独自利用
- 住民への周知
- その他番号制度の導入・活用に当たり検討すべき事項

上記の検討を実施するために、番号制度の導入・活用にあたっての課題と番号制度に係る現行業務の分析調査を実施した。

〇検討の成果

プロジェクトチームによる検討は、平成 23 年 9 月に第 1 回を開催し、その後平成 24 年 1 月に第 2 回、10 月に第 3 回を開催した。3 回の検討を通じて、番号制度の導入にあたって必要となる対応・対策や、現行業務の分析調査に関して、一定の取りまとめを行った。

特に、現行業務の分析調査においては、分野別の事務処理の実施状況や情報連携件数の多い業務手続の洗い出しを実施することにより、番号制度導入時の優先順位や、県の業務における番号制度導入による改善効果を明らかにしている。

＜参考:現行業務の分析調査結果＞

■調査分析結果

税業務の情報連携数が極めて多く、税業務に与える影響が大

今回調査した税関係手続きの添付書類の処理件数は年間約 58 万件であり、調査した30 手続きにおける件数の約95%を占めており、番号制度が税業務に与える影響は、きわめて大きいものがある。

	県の現行事務処理	
	処理件数（件/年）	処理時間（分/年）
年金分野	447	3,582
医療分野	9,903	60,788
福祉分野	16,629	174,675
税分野	583,186	831,577
計	610,165	1,070,622

分野別、徳島県における添付書類の現行事務処理状況

情報連携数が上位 7 手続だけで全体の約 98%を占める

今回、調査した手続きにおいて、情報連携件数に大きな差が存在し、連携の多い手続きから番号制度を導入することが効果的であると考えられる。

なお、情報連携件数が多い手続きのうち上位 7 手続だけで調査した手続きの約98%を占めている。

	業務手続き	連携件数(年)
1	自動車税課税業務	268,206 件
2	税徴収業務	208,400 件
3	個人事業税課税業務	59,200 件
4	法人二税課税業務	42,400 件
5	生活保護関係業務	11,610 件
6	地方公務員共済組合被扶養者資格届	6,800 件
7	小児慢性疾患治療研究事業による医療給付申請	2,600 件
	計	599,216 件

業務手続別連携件数

情報連携先は、市町村との連携が多
必要な情報として、住民票、戸籍、課税証明書を添付させる手続きが多く、市町村との情報連携が不可欠である。

■改善効果
番号制度の導入を契機に、大量の画一的確認作業の解消
　番号制度の導入を契機に、担当職員の確認作業が解消され、大量の画一的確認作業の見直しが期待できる。なお、担当職員が添付書類の確認に要している時間は、調査した全体で年間 17，800 時間であった。

番号制度の導入を契機に、業務フローを統一した業務システムの利用
社会保障と税に関する業務フローを確認したところ、それぞれ共通する事務処理が確認された。例えば、手当の支給手続きでは、母子、障害者、公務員、旧軍人等支給対象の違いはあるが、業務処理の流れは、ほぼ同一であった。
番号制度の導入を契機に、共通番号の活用を中心とした、業務フローを統一した業務システムの構築が期待できる。
また、行政クラウドの利用が増え、全国的に業務フローを統一したシステムの利用が進むものと思われる。

（出典：社会保障と税・番号制度活用プロジェクトチーム　第 2 回　資料 5）

④ 千葉市

千葉市では、現業務改革推進課を中心に、番号制度の導入に向けた情報収集や検討が進められている。またその取組として、個人番号利用事務・情報システム所管課一覧表の作成などが行われている。

○検討体制

千葉市では、市長からの要請を受けて、情報部門を中心とした体制を検討している。平成 23 年度から情報企画課（現業務改革推進課）を中心に情報収集等を開始し、同年 10 月に全庁を対象とした説明会を開催した。

番号関連 4 法の成立後の平成 25 年 6 月に、関連制度所管課と主な個人番号利用事務・情報システム所管課による検討会議を庁内で開催し、制度導入に向けた市の対応方針やスケジュール等について、関連各課と意見交換を行った。

今後、番号制度の導入に向けた市の全体方針を決定し、業務・システムの全体最適化を実現するため、市長をトップとする全庁的な検討体制の整備に向けた準備を進めている。

○検討内容

番号制度の導入に向けた取組として、平成 25 年 7 月より、「番号制度対応検討作業フロー図」（参照）に基づき作業を開始することとして、番号利用事務となる可能性のある業務と、その所管課、影響のある情報システムの有無を調査し、一覧表の作成を行っている。

作成に当たっては、番号法別表第一に基づく調査を実施したが、主務省令の制定前であり、業務の特定が困難であった。平成 25 年 8 月より、業務見直し検討と業務システム影響調査を実施する予定となっている。

○検討の成果

上記の個人番号利用事務・情報システム所管課一覧表の作成の成果について、下記に示す。

＜参考:個人番号利用事務・情報システム所管課一覧表＞

No.	番号法別表第一上の事務			千葉市における個別事務の状況		千葉市における情報システムの状況		特定個人情報ﾌｧｲﾙ対象人数
	区分	番号	個別事務名	事務名	所管課	情報システムの名称	所管課	
1	住民票	ー	ー	住民基本台帳事務(印鑑登録事務、国民年金得喪事務含む)	市民サービス課	住民記録オンラインシステム	市民サービス課	1,233,000
2	災害救助	6	救助	災害救助費	地域福祉課	無		
3			扶助金の支給	・災害弔慰金 ・災害障害見舞金 ・災害援護資金貸付金	地域福祉課	無		18
4	児童福祉	7	里親の認定、養育里親の登録	里親登録制度	健全育成課	無		92
5			療育の給付	不明				
6			障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給	障害児入所給付等事業	障害企画課	無	－	31
7			医療の給付等の事業	不明				
8			日常生活上の援助・生活指導	不明				
9			就業の支援の実施	不明				
10			負担能力の認定・費用の徴収・支払命令	障害児福祉施設入所者負担金	障害企画課	無	－	33
11		8	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費の支給	障害児通所給付等事業	障害企画課	福祉総合情報システム	保健福祉総務課	7,000
12			障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給	障害児相談支援給付等扶助費	障害企画課	福祉総合情報システム	保健福祉総務課	7,000
13			(障害児通所支援及び)障害福祉サービスの提供	心身障害児施設措置費	障害企画課	無	－	33
14			保育所における保育の実施・措置、費用の徴収	保育所における保育の実施・措置、費用の徴収	保育運営課	福祉総合情報システム	保健福祉総務課	40,000
15			保育所における保育の費用の徴収	保育所における保育の費用の徴収	保育運営課	保育料滞納管理システム	保育運営課	12,000
16		9	助産施設における助産の実施	助産施設における助産の実施	こども企画課 健全育成課	無		300
17			母子生活支援施設における保護の実施	母子生活支援施設における保護の実施	こども企画課 健全育成課	無		300

No.	番号法別表第一上の事務			千葉市における個別事務の状況		千葉市における情報システムの状況		特定個人情報ファイル対象人数
	区分	番号	個別事務名	事務名	所管課	情報システムの名称	所管課	
18	予防接種	10	予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収	接種実績及び予診票の集計事務 委託料支払い事務 接種費償還払い事務	感染症対策課	無	—	260,000
19				副反応、事故報告事務 健康被害給付費支給事務	健康企画課	無	—	20
20	身体障害者福祉	11	身体障害者手帳の交付	身体障害者手帳交付	障害者自立支援課	福祉総合情報オンラインシステム	保健福祉総務課	47,000
21		12	障害福祉サービス	療養介護医療給付扶助	障害者自立支援課・障害企画課	福祉総合情報システム	保健福祉総務課	17,000
22			障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収	身体障害者福祉法に基づくやむを得ない措置	障害企画課	無	－	0
23	精神障害者福祉	14	診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求	①診察（法 23 条） ②入院措置(法 29 条） ③費用の徴収（法 31 条） ④退院等の請求 （法 38 条の 4）	障害者自立支援課	①②保健医療・衛生情報 システム ③④システム無	保健福祉総務課	1,200
24			精神障害者保健福祉手帳の交付	精神障害者保健福祉手帳の交付	障害者自立支援課	保健医療・衛生情報 システム	保健福祉総務課	5,000
25	生活保護	15	保護の決定・実施	生活保護支給事務	保護課	福祉総合情報オンラインシステム	保健福祉総務課	44,000
26			就労自立給付金の支給	※支給するか未定	保護課			
27			保護に要する費用の返還、徴収金の徴収	債権管理事務	保護課	福祉総合情報オンラインシステム	保健福祉総務課	44,000
28	地方税	16	地方税の賦課、地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）	地方税の賦課	課税管理課	・税務オンラインシステム ・エルタックス審査システム ・課税原票管理システム ・家屋評価システム	税制課、課税管理課	440,000
29			地方税の徴収、地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）	地方税の徴収	納税管理課	・税務オンラインシステム ・滞納管理システム	税制課、納税管理課	2,400,000
30	公営住宅	19	公営住宅の管理	公営住宅等管理事務	住宅整備課	住宅管理システム	住宅整備課	17,000
31	学校における保健管理	27	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助	要保護・準要保護児童生徒医療費援助	保健体育課	無	－	6,600

No.	番号法別表第一上の事務			千葉市における個別事務の状況		千葉市における情報システムの状況		特定個人情報ﾌｧｲﾙ対象人数
	区分	番号	個別事務名	事務名	所管課	情報システムの名称	所管課	
32	国民健康保険	30	保険給付の支給、保険料の徴収	国民健康保険事務	健康保険課	①国保オンラインシステム ②国保総合システム ③高額療養費支給システム ④保健医療・衛生情報システム	①～③健康保険課 ④保健福祉総務課	766,700
33	知的障害者福祉	34	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収	知的障害者福祉法に基づくやむを得ない措置	障害企画課	無	－	0
34	住宅地区改良事業	35	改良住宅の管理、家賃・敷金の決定・変更、収入超過者に対する措置	公営住宅等管理事務	住宅整備課	住宅管理システム	住宅整備課	17,000
35	被災者台帳の作成	36の2	―		危機管理課 防災対策課			
36	児童扶養手当	37	児童扶養手当の支給	児童扶養手当支給事業	健全育成課	福祉総合情報システム	保健福祉総務課	18,000
37	老人福祉	41	福祉の措置、費用の徴収	特例介護サービス措置事業（訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・認知症対応型共同生活介護）	高齢福祉課	無		3
38				高齢者虐待居室確保事業	高齢福祉課	無		11
39				短期入所生活介護運営委託事業（緊急ショートステイ事業）	高齢福祉課	無		11
40	母子家庭、寡婦に対する福祉	43	資金の貸付け	母子寡婦福祉資金貸付事業	健全育成課	千葉市母子寡婦福祉資金貸付金システム	健全育成課	4,500
41			配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与	日常生活支援事業	健全育成課	無		92
42			母子家庭自立支援給付金の支給	母子家庭等自立支援給付金事業	健全育成課	無		91
43	特別児童扶養手当	46	特別児童扶養手当の支給	特別児童扶養手当取扱事務	障害者自立支援課	福祉総合情報オンラインシステム	保健福祉総務課	4,600
44	障害児福祉手当	47	障害児福祉手当・特別障害者手当・国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給	千葉市心身障害者福祉手当支給 千葉市心身障害児童福祉手当支給	障害者自立支援課	福祉総合情報オンラインシステム	保健福祉総務課	14,500

No.	番号法別表第一上の事務			千葉市における個別事務の状況		千葉市における情報システムの状況		特定個人情報ﾌｧｲﾙ対象人数
	区分	番号	個別事務名	事務名	所管課	情報システムの名称	所管課	
45	母子保健	49	保健指導	乳幼児相談 妊産婦相談等 結果の入力・集計	健康支援課	保健医療・衛生情報システム	保健福祉総務課	292,800
46			新生児の訪問指導	新生児訪問 結果の入力・台帳作成・集計	健康支援課	保健医療・衛生情報システム	保健福祉総務課	292,800
47			健康診査	4 か月児健康診査 1 歳 6 か月児健康診査 3 歳児健康診査 結果の入力・集計	健康支援課	保健医療・衛生情報システム	保健福祉総務課	292,800
48			妊娠の届出、母子健康手帳の交付	妊娠届出台帳作成	健康支援課	無		
49			妊産婦の訪問指導	妊産婦の訪問 結果の入力・台帳作成・集計	健康支援課	保健医療・衛生情報システム	保健福祉総務課	292,800
50			低体重児の届出	低体重児把握・台帳作成・集計	健康支援課	無		
51			未熟児の訪問指導	未熟児の訪問 結果の入力・台帳作成・集計	健康支援課	保健医療・衛生情報システム	保健福祉総務課	292,800
52			養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収	養育医療の給付決定通知・台帳の作成	健康支援課	保健医療・衛生情報システム	保健福祉総務課	292,800
53	児童手当	56	児童手当又は特例給付の支給	児童手当支給事務	こども企画課	福祉総合情報システム	保健福祉総務課	200,000
54	後期高齢者医療	59	後期高齢者医療給付の支給	後期高齢者医療事務	健康保険課	福祉総合情報システム	保健福祉総務課	420,000
55			保険料の徴収	後期高齢者医療保険料徴収事務	健康保険課	福祉総合情報システム	保健福祉総務課	420,000
56	中国残留邦人に対する福祉	63	中国残留邦人等支援給付の支給	中国残留邦人等支援給付事務	保護課	中国残留邦人支援給付システム	保護課	170
57	介護保険	68	保険給付の支給又は保険料の徴収	保険給付の支給又は保険料の徴収	介護保険課	介護保険システム	介護保険課	306,000
58				二次予防事業対象者把握事業	高齢福祉課	保健医療・衛生情報システム	保健福祉総務課	1,800,000
59	被災者に対する福祉	69	被災者生活再建支援金の支給	・被災者生活再建支援制度（国） ・千葉市液状化等被害住宅再建支援事業	地域福祉課	無		400
60	感染症に関する事務	70	入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給	結核予防事業	感染症対策課	保健医療・衛生情報システム	保健福祉総務課	900,000
61				感染症対策事業	感染症対策課	無		0

No.	番号法別表第一上の事務			千葉市における個別事務の状況		千葉市における情報システムの状況		特定個人情報ﾌｧｲﾙ対象人数
	区分	番号	個別事務名	事務名	所管課	情報システムの名称	所管課	
62	健康増進事業	76	健康増進事業の実施	訪問指導 結果の入力、集計	健康支援課	保健医療・衛生情報システム	保健福祉総務課	1,800,000
63				がん検診等関係事務	健康支援課	保健医療・衛生情報システム	保健福祉総務課	1,800,000
64	障害者自立支援	84	自立支援給付の支給	自立支援医療（精神通院）	障害者自立支援課	保健医療・衛生情報 システム	保健福祉総務課	11,500
65			地域生活支援事業の実施	障害者日常生活用具費支給等事務	障害者自立支援課・障害企画課	福祉総合情報システム	保健福祉総務課	12,000
66	子ども・子育て支援	94	子どものための教育・保育給付の支給	特定できない	こども企画課			
67			地域子ども・子育て支援事業の実施	特定できない	こども企画課			

⑤ 新潟市

新潟市では、番号制度導入に向けて、総務部を中心として対応を進めており、庁内の関係部署との情報共有や、番号導入に伴う業務への影響の可能性について協議を行っている。

○検討体制

番号制度導入に向けて、新潟市では、平成 25 年度から番号制度の総括部署を総務部行政経営課に設置し、関係部署との調整・協議を会議形式で行っている。

具体的には、番号法案の国会審議と並行しながら、市の事務事業への影響等について、庁内職員向けの説明会を実施するとともに、庁内LAN上に「マイナンバー関連」フォルダを開設し、最新情報を随時掲載・更新し、庁内周知を行ってきた。

番号法公布後の平成 25 年 6 月には、番号制度関係部署の実務担当者レベルでの協議を行い、番号法に関する情報共有と、同法別表第 1・第 2 に基づく市の事務事業への影響等調査の実効性について意見交換を行った。

全庁的な体制づくりについては懸案事項の一つではあるが、今後実施する市の事務事業への影響等調査の結果などを踏まえ、検討していく。

○検討内容

当面は番号法別表第 1・第 2 に掲げる事務とともに、条例により独自利用する可能性がある事務を、精査していく必要がある。

現状では，主務省令やシステム仕様書などが示されていないため、具体的な検討が進めにくい状況となっている。

今後は、国から示される情報を注視しながら、番号制度の導入に伴い、窓口業務の手順等も含めた見直しを行い、その結果も反映させたシステム改修等を実施したいと考えている。

○検討の成果

平成 25 年度から検討を進めているため、現時点では具体的な成果としては現れていない。

⑥ 川口市

川口市では、番号制度導入に対する全庁的な組織対応に先駆けて、特にシステムへの影響等に対する検討等を進めている。たとえば、影響度調査や情報インターフェース・共通基盤システムの検討を庁内外での検討により行っている。

○検討体制

川口市では、番号制度の導入に向けた全庁的な組織対応に先駆けて、情報システムに関する検討が進められている。番号制度導入に伴う情報システムへの影響度調査を行うとともに、そのシステム設計について検討が行なわれている。

システムへの影響範囲が広いことから、今後、番号制度に関するシステム検討部会を庁内で設置し、検討する予定となっている。

○検討内容

番号制度導入に向けて、川口市では主に、情報インターフェース・共通基盤システムの検討を実施してきた。

情報連携インターフェース・共通基盤システム設計については、庁内による検討と、「住民情報基盤研究会」検討によって行っている。

庁内の検討では、情報連携インターフェース・共通基盤システム設計を、現時点では仕様の詳細が不明のため、番号制度導入に伴い必要とされるものを想定して設計の検討を行っている。この結果、

・特定個人情報の区分がシステム設計に大きな影響を及ぼす。特に宛名の紐付けについては、再度検討が必要と考えられる。

・社会保障分野については主務省令が定まらないと確定しない項目が多い

などが判明している。今後の予定としては、今年度中に概要設計を終了し、早い段階で共通基盤システムの改修作業に着手する意向である。概要設計に基づき各業務システムにおけるシステム改修の仕様が確定し次第、ベンダーに提示する予定である。

「住民情報基盤研究会」は、平成 25 年 2 月より、葛飾区、豊島区、町田市、八王子市、川口市、松戸市、龍ケ崎市、東大阪市の 6 市 2 特別区とオブザーバとして標準化の観点から独立行政法人情報処理推進機構（IPA）国際標準推進センター、セキュリティの観点から外務省 CIO 補佐官を招き検討を行っているもので、共通基盤システムの連携インターフェースの検討と番号制度におけるインターフェースの影響について、情報共有している。住民情報基盤研究会での検討は現在（平成 25 年 7 月時点でも）継続中であり、今後、その成果を公開する予定である。

○検討の成果

以下に、川口市における情報連携インターフェースの検討成果として得られた、住民基本台帳と個人住民税のインターフェースを示す。

<参考：住民基本台帳のインターフェースに関する検討成果>

テーブル一覧	テーブル名：住基特定個人情報

NO	情報名			PKY	キー	特定	データ型	桁数	コード		出現回数		外字使用	項目説明
									CD	コード名	最小	最大		
1	住基特定個人情報										1	1		
2		連番		◎			number	20			1	1		データ発生連番
3		タイムスタンプ			○		nvarchar2	15			1	1		
4	連携制御情報	連携	自治体コード				nvarchar2	5	○	全国自治体コード	1	1		連携に必要な制御情報（想定）
5		連携	連携情報				nvarchar2	30			1	1		連携に必要な制御情報（想定）
		連携	認証情報		○		nvarchar2	30						連携に必要な認証情報（想定）
7		連携	識別番号		○		nvarchar2	15			1	1		人を統一的に管理する番号
8	世帯主との続柄	続柄1				○	nvarchar2	2			1	1		住民基本台帳の世帯主との続柄
9		続柄2				○	nvarchar2	2			0	1		住民基本台帳の世帯主との続柄
10		続柄3				○	nvarchar2	2			0	1		住民基本台帳の世帯主との続柄
11		続柄4				○	nvarchar2	2			0	1		住民基本台帳の世帯主との続柄
12	世帯番号	世帯番号			○	○	nvarchar2	15			1	1		住基世帯を管理する番号
13	異動情報	異動届出年月日	異動届出年月日			○	NVARCHAR2	8			1	1		年（西暦年）＋月（右詰め残り前「0」）＋日（右詰め残り前「0」）
14		異動届出処理年月日	異動届出処理年月日			○	NVARCHAR2	8			1	1		年（西暦年）＋月（右詰め残り前「0」）＋日（右詰め残り前「0」）
15		異動予定年月日	異動予定年月日			○	NVARCHAR2	8			1	1		年（西暦年）＋月（右詰め残り前「0」）＋日（右詰め残り前「0」）
16		異動年月日	異動年月日			○	NVARCHAR2	8			1	1		年（西暦年）＋月（右詰め残り前「0」）＋日（右詰め残り前「0」）
17		異動事由	異動事由			○	NVARCHAR2	8			1	1		転入、出生、転出取消、帰化、国籍取得、職権回復、職権記載、転居、世帯分離、世帯合併、世帯変更、世帯主変更、戸籍訂正、職権修正、転出、死亡、国籍喪失、職権消除、訂正

＜参考：住民税のインターフェースに関する検討成果（抜粋）1/2＞

テーブル一覧	テーブル名：住民税情報

NO	情報名			PKY	キー	特定	データ型	桁数	コード		出現回数		外字使用	項目説明
									CD	コード名	最小	最大		
1	住民税情報										1	1		
2		識別番号		◎	○	○	nvarchar2	15			1	1		個人（法人を含む）を識別する番号
3		相当年度		◎	○	○	nvarchar2	4			1	1		賦課の対象となる年度（課税すべき年度）
4		異動区分			○		nvarchar2	2	○	異動区分	0	1		連携するデータが新規に連携するデータなのか、変更データなのかを判断する区分
5		更正年月日			○		nvarchar2				0	1		賦課更正を行った年月日
6		更正事由			○		nvarchar2	1	○	更正事由	0	1		住民税の更正事由を表すコード（決定、更正、取消等）
7		課税非課税区分			○	○	nvarchar2	1	○	課税非課税区分	0	1		課税か非課税かを区別するコード
8		非課税区分			○		nvarchar2	2	○	非課税区分	0	1		非課税の種類（理由）を表すコード
9		未申告区分			○	○	nvarchar2	1	○	未申告区分	0	1		未申告者であるかを表すコード
10		市区町村民税額					number	13			0	1		市区町村民税（県民税除く）の総額（市区町村民税均等割額＋市区町村民税所得割額）
11		市区町村民税均等割額				○	number	13			0	1		地方税法第292条第1項第1号。地方税法第323に規定する市区町村民税の減免があった場合は、減免後
12		市区町村民税所得割額				○	number	13			0	1		地方税法第292条第1項第2号。同法第323に規定する市区町村民税の減免があった場合は、減免後。同法第314条の7（外国税額控除）及び同法附則第5条第2項（配当控除）の規定は適用しない
13		総合	営業所得額			○	number	13			0	1		
14		総合	農業所得額			○	number	13			0	1		肉用牛の売却による所得（免税対象の所得）を含む
15		総合	不動産所得額			○	number	13			0	1		
16		総合	利子所得額			○	number	13			0	1		
17		総合	株式配当所得額			○	number	13			0	1		市配当控除が1.6%の配当所得
18		証券投資配当所得額					number	13			0	1		市配当控除が0.8%の配当所得
19		総	外貨建配当所得額				number	13			0	1		市配当控除が0.4%の配当所得

＜参考：住民税のインターフェースに関する検討成果（抜粋）2/2＞

テーブル一覧	テーブル名：住民税情報

NO	情報名			PKY	キー	特定	データ型	桁数	コード		出現回数		外字使用	項目説明
									CD	コード名	最小	最大		
130		総合	譲渡所得額			○	number	13			0	1		番号制度で追加　譲渡所得額の合計
131		総合	退職所得額			○	number	13			0	1		番号制度で追加　退職所得額の合計
132		長期譲渡所得額				○	number	13			0	1		番号制度で追加　長期譲渡所得額の合計
133		長期特別控除額				○	number	13			0	1		番号制度で追加　長期特別控除額の合計
134		短期譲渡所得額				○	number	13			0	1		番号制度で追加　短期譲渡所得額の合計
135		短期特別控除額				○	number	13			0	1		番号制度で追加　短期特別控除額の合計
136		控除	特定居財譲損繰額			○	number	13			0	1		番号制度で追加　特定居住用財産譲渡損失繰越控除額
137		控除	上場株式譲損繰額			○	number	13			0	1		番号制度で追加　上場株式等譲渡損失繰越控除額
138		控除	特例株式譲損繰額			○	number	13			0	1		番号制度で追加　特例株式等譲渡損失繰越控除額
139		控除	地震保険料控除額			○	number	13			0	1		番号制度で追加　地震保険料控除額
140		本人	控除対象配偶者			○	nvarchar2	1	○	本人控除配偶者区分	0	1		番号制度で追加　本人が控除対象配偶者かどうかの区分
141		本人	扶養控除対象者			○	nvarchar2	1	○	本人扶養控除区分	0	1		番号制度で追加　本人が扶養控除対象者かどうかの区分
142		控除	専従者給与配偶者			○	number	13			0	1		番号制度で追加　専従者への配偶者分支払額
143		控除	専従者給与その他			○	number	13			0	1		番号制度で追加　専従者へのその他分支払額
144		控除	外国勢控除額			○	number	13			0	1		番号制度で追加　市民税外国勢控除額
145		控除	配当控除額			○	number	13			0	1		番号制度で追加　市民税配当控除額

⑦ 倉敷市

倉敷市においては、平成 23 年 11 月から、企画財政部の企画経営室及び情報政策課が中心となり、番号制度導入に向けての取組が行われてきた。取組としては、関連業務調査と、庁内に設置した検討会における検討などが挙げられる。

○検討体制

倉敷市においては、平成 23 年 11 月から、企画財政部の企画経営室及び情報政策課が中心となり、対応を進めてきた。具体的な対応に際して、庁内検討会及び庁内ワーキング・グループを設置して、検討を行っている。

【庁内検討会（平成 23 年 12 月～平成 25 年 6 月）】

制度実施の影響が大きいと考えられる 18 所属の係長や主事等の実務者をメンバーとした「マイナンバー庁内検討会」を設置し、検討を行った。庁内検討会の設置目的は、制度導入が決定した場合に、業務手続や電算システムの修正、関係機関との調整等を効率的に進めることができるよう、情報の共有化及び制度導入に伴う課題等を庁内全体で事前に整理しておくことであった。

【庁内ワーキング・グループの設置（平成 25 年 6 月～）】

平成 25 年 5 月の番号制度関連法の成立を受け、本格的な導入作業を全庁で円滑かつ効率的に進めることを目的とし、上記の庁内検討会を解散し、新たに 29 所属で構成する「社会保障・税番号ワーキング・グループ」を設置した。

庁内検討会と同様、実務者を中心とするメンバーが、下記の 7 部会に分かれ、制度導入に向けた準備を進めている。

部会名称	所掌事務	構成所属
情報システム連携部会	1　制度に対応した庁内情報システム環境の構築に係る全体設計に関すること 2　中間サーバーに関すること 3　情報連携システム・インターフェイス・システムに関すること	情報政策課、市民課、税制課、保健福祉推進課、企画経営室
独自利用検討部会	1　個人番号の倉敷市における独自利用事務の検討に関すること	企画経営室、情報政策課
個人情報保護部会	1　個人情報保護条例の改正に関すること 2　特定個人情報保護評価に関すること	情報公開室、情報政策課、企画経営室

部会名称	所掌事務	構成所属
住基、番号通知及びカード交付部会	1 住基システムの改修に関すること 2 個人番号の付番に関すること 3 個人番号の通知に関すること 4 個人番号カードの交付に関すること	市民課、企画経営室、情報政策課
税務部会	1 税務分野における個人番号利用に係る業務フローの検討及び情報システムの改修に関すること	税制課、市民税課、資産税課、納税課、企画経営室、情報政策課
保健福祉部会	1 保健福祉分野における個人番号利用に係る業務フローの検討及び情報システムの改修に関すること	市民課、保健福祉推進課、生活福祉課、高齢福祉課、障がい福祉課、子育て支援課、保育課、子ども・子育て支援新制度準備室、国民健康保険課、介護保険課、医療給付課、保健課、健康づくり課、事業推進課、住宅課、保健体育課、企画経営室、情報政策課
内部事務部会	1 給与支払等内部事務における個人番号利用に係る業務フローの検討及び情報システムの改修に関すること	人事課、市民病院事務局、水道総務課、競艇管理課、競艇事業課、出納室、情報政策課、企画経営室

表 5 倉敷市の番号制度の導入体制

○検討内容

倉敷市では、番号制度の導入に向け、上述の庁内検討会等の検討のほか、平成 23 年 11 月に「関連業務調査」を実施し、番号制度が実施された場合に影響がある業務、部署等の洗い出しや、番号制度の概要を整理・分析等を行った。

関連業務調査は、番号制度が実施された場合に影響がある業務を抽出することを目的とし、全庁的な調査として実施した。

具体的には、下記の 7 類型の業務を対象とし、業務内容、データの管理方法、庁内他部署及び庁外機関とのデータのやり取りについての調査を行った。

・業務の対象者の住所異動、氏名変更について把握、追跡、履歴管理等を行っている業務

・業務の対象者に対して、識別するためのカード、証明書等を交付している業務
・対象者からの申請等に際して、住民票、所得証明書、納税証明書、法人登記事項証明書（登記簿謄本）等の添付が必要な業務
・他市区町村に対して、住所確認、居住確認のための照会または所得の照会等を行っている業務
・対象者について、他部署が管理する情報・データが必要な業務
・個人、法人に関する情報について、他部署にデータを提供している業務、又は公用閲覧を許可している業務
・庁外の関係機関に対象者のデータを提供している業務、又は、関係機関からデータの提供を受けている業務

〇検討の成果

上述の「関連業務調査」の結果、庁内でのデータの流れや、庁外とのデータのやりとりを、データ相関表として整理した。

また庁内検討会の検討の結果、番号制度の制度概要を整理・分析し、業務を実施する上での課題や注意事項等を抽出した。業務調査等の結果を取りまとめ、対象業務の担当課や番号制度の業務優先度を整理した。

＜参考:業務調査票＞

マイナンバー業務調査票

報告ファイル作成

1. 担 当 (必須)

担　当　局	02 企画財政局	担 当 課 (室)	企画経営室
担当者　職・氏名		連絡先電話番号	3055

2. 業務内容

業務名称(必須)	●●●●業務		
業務概要	●●を●●するために・・・・・する。		
業務の対象者と件数	○	住民登録住民(本市に住民票がある市民)	約15,000 件
	×	外国人登録者	件
	×	住民登録外住民(本市に住民票を登録していない住民)	件
	○	法人(法人登記している事業所等)	251 件
	×	任意団体(法人登記していない団体等)	件
	×	個人事業所(個人で営業等をしている事業所等)	件
対象者データの管理方法	○	ホスト電算システムで管理	
		システム名	企画●●システム
		システム作成者	委託業者
		「委託業者」の場合、業者名	(株)●●システムズ
		「その他」の場合、その内容	
	○	サーバーとネットワーク化されたPCで管理	
		システム名	行革●●システム
		システム作成者	情報政策課
		「委託業者」の場合、業者名	
		「その他」の場合、その内容	
	×	スタンドアローンのPCで管理	
		システム名	
		システム作成者	
		「委託業者」の場合、業者名	
		「その他」の場合、その内容	
		使用ソフト	
		「その他」の場合、その内容	
	×	パナピオスDFSで管理	
		使用ソフト	
		「その他」の場合、その内容	
	×	紙台帳による管理(ファイリングシステムを含む)	
	×	その他 → 内容を記入	

＜参考:番号法案　別表第二の整理＞

該当号数	連番	事務	情報提供者												（情報提供の） 担当課								（情報提供の）業務ユニット					
			国		都道府県		市町村関係			医療保険関係																		
											医療保険者（＋市町村長）																	
			厚生労働大臣	文部科学大臣	都道府県知事	都道府県教育委員会	市町村長	保健所設置市長	市町村教育委員会	後期高齢者医療広域連合	全国健康保健協会	健康保険組合	国民健康保険組合	日本私立学校振興・共済事業団	市民課	税務部	国民健康保険課	医療給付課	介護保険課	生活福祉課	子育て支援課	障がい福祉課	1	2	3	4	5	6
1	1	健康保険法第5条第2項　健康保険事務					●				●	●	●	●			●	●										
1	2	健康保険法第5条第2項　健康保険事務					●								●	●			●				06 個人住民税	01 住民基本台帳	14 介護保険			
1	3	健康保険法第5条第2項　健康保険事務	●											●														
2	1	健康保険法　保険給付の支給事務					●			●	●	●	●	●			●	●										
2	2	健康保険法　保険給付の支給事務																										
2	3	健康保険法　保険給付の支給事務					●								●	●			●				06 個人住民税	01 住民基本台帳	14 介護保険			
2	4	健康保険法　保険給付の支給事務	●											●														
3	1	健康保険法　保険給付の支給事務					●			●	●	●	●	●			●	●										
3	2	健康保険法　保険給付の支給事務																										
3	3	健康保険法　保険給付の支給事務					●								●	●			●				06 個人住民税	01 住民基本台帳	14 介護保険			
3	4	健康保険法　保険給付の支給事務	●											●														
4	1	船員保険法第4条第2項　船員保険事務					●			●	●	●	●	●			●	●										
4	2	船員保険法第4条第2項　船員保険事務					●								●	●			●				06 個人住民税	01 住民基本台帳	14 介護保険			
4	3	船員保険法第4条第2項　船員保険事務	●											●														
5	1	船員保険法　保険給付の支給事務					●			●	●	●	●	●			●	●										
5	2	船員保険法　保険給付の支給事務																										
5	3	船員保険法　保険給付の支給事務	●																									
6	1	船員保険法　保険給付(改正前含む)の支給事務					●								●	●			●				06 個人住民税	01 住民基本台帳	14 介護保険			
6	2	船員保険法　保険給付(改正前含む)の支給事務	●											●														
7		労働者災害補償保険法　保険給付の支給事務																										
8		児童福祉法　里親認定、養育里親登録、(高額)障害児入所給付費、特定入所障害児食費給付の支給事務					●								●	●												
9		児童福祉法　(特例・高額)障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供事務					●													●								
10		児童福祉法　(特例・高額)障害児通所給付費の支給、(特例)障害児相談支援給付、障害福祉サービスの提供事務					●								●	●												
11		児童福祉法　肢体不自由児通所医療費の支給事務																										
12		児童福祉法　保育所における保育の実施事務					●														●							
13		児童福祉法　(高額)障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費の支給、費用の支払命令事務					●													●								
14		児童福祉法　障害児入所医療費の支給事務																										
15	1	児童福祉法　負担能力の認定、費用の徴収事務			●																							
15	2	児童福祉法　負担能力の認定、費用の徴収事務					●													●	●							
15	3	児童福祉法　負担能力の認定、費用の徴収事務					●								●	●						●						
15	4	児童福祉法　負担能力の認定、費用の徴収事務	●		●																							
15	5	児童福祉法　負担能力の認定、費用の徴収事務	●																									
16		児童福祉法　費用の支払命令事務					●								●	●												
17		予防接種法第11条第1項　疾病に係る給付の支給事務																										
18		予防接種法　給付の支給、実費の徴収事務					●								●	●												
19		予防接種法第11条第1項　障害に係る給付の支給事務																										
20		身体障害者福祉法　障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収事務					●								●													
21		身体障害者福祉法　費用の徴収事務					●								●													
22		精神保健及び精神障碍者福祉に関する法律　入院措置事務																										
23		精神保健及び精神障碍者福祉に関する法律　入院措置、費用の徴収事務					●								●	●												
24		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律　費用徴収事務					●													●								
25		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律　精神障害者保健福祉手帳の交付事務	●											●														
26	1	生活保護法　保護の決定、実施事務					●			●	●	●	●	●			●	●										
26	2	生活保護法　保護の決定、実施事務	●																									
26	3	生活保護法　保護の決定、実施事務			●																							
26	4	生活保護法　保護の決定、実施事務					●									●			●		●	●	06 個人住民税	15 児童手当	14 介護保険	12 障がい者福祉		

＜参考:番号法案　業務優先度＞

マイナンバー対応　業務優先度

優先度　高い ←→ 低い

区　　分	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
マイナンバーそのものの管理	**●市民課　住基業務** ①ARISの対応 ・新システムへの切替 ・ARISシステムの修正 ・対応ファイルの外付け ②全庁的検索システムの構築 ・氏名、生年月日等←→マイナンバー ・住民コード←→マイナンバー ・市外住民の検索対応 ・国での対応有？ ③マイナンバーの市民への通知 ④ICカード交付への対応（当面は、地方公共団体情報システム機構に委託？） ⑤転入、転出時の手続き時のマイナンバーの利用			**●税制課　宛名業務** ①マイナンバーの管理・検索方法 ・宛名システムへ取り込む？ ・国が用意したシステムがあれば対応不要？ ・個人は市民課のシステムで可能？ ・共有者の管理方法 ・対応ファイルの外付け ②市民課異動情報の取込 ・マイナンバーを宛名システムに取り込む場合は、マイナンバーも	
	●市民税課　法人市民税業務 **●会計課　債権者登録業務** ①法人のマイナンバーの管理方法 ②全庁的検索システムの構築 ・名称等←→マイナンバー ・支店、営業所レベルの番号の管理方法 ・税務署との連携方法 ・国はHPで公開予定				
保健福祉関係			**●人事課　共済業務** ①健康保険証にマイナンバーを表示（扶養親族分を含む） ②年金関係書類・データにマイナンバーを入力 ③記入、入力されたマイナンバーに間違いがないことの担保		
			●国民健康保険課　国民健康保険業務 **●医療給付課　後期高齢医療業務等** ①各種保険証・資格者証にマイナンバーを表示（扶養親族分を含む） ②医療機関、保険者とマイナンバーによるデータ連携（レセプト含む） ③ICカードが保険証を兼ねる場合の対応		
			●生活福祉課　生活保護業務 ①医療機関とマイナンバーによるデータ連携 ・医療受給証にマイナンバーを表示	**●生活福祉課　中国残留邦人支援業務** ①医療機関とマイナンバーによるデータ連携 ・本人確認証にマイナンバーを表示	
			●介護保険課　介護保険業務 ①介護保険証にマイナンバーを表示 ②介護施設とマイナンバーによるデータ連携 ③ICカードが保険証を兼ねる場合の対応		
			●市民病院　診療業務 ①保険者とマイナンバーによるデータ連携 ・医療機関には別途システムが適用される？		
			●市民課　国民年金業務 ①日本年金機構とマイナンバーによるデータ連携		

⑧ 多久市

多久市では、平成 25 年度より番号制度導入にむけて、番号制度庁内連絡会議を組織して、本格的に対応している。

○検討体制

平成 25 年 5 月 31 日に番号制度関連 4 法案が公布され、平成 27 年 10 月からの個人番号通知、個人番号カード交付等、番号制度導入に向けた動きが本格化してきたため、多久市では市総合政策課（市の総合企画や庁内情報化（電算システムの管理運営等）を担当）で体制の検討を行った。そして、番号制度の円滑な導入及び活用に向け、庁内関係課の相互の情報共有と連携を図ることを目的として、平成25年7月に「番号制度庁内連絡会議」を設置した。

連絡会議では、

・番号制度に係る庁内関係課の情報の共有化に関すること
・番号制度に係る業務の円滑な導入及び連携に関すること
・番号制度を活用した施策の推進に関すること
・番号制度を利用した業務の改善に関すること

等についての意見交換や検討を行っている。

今回設置した「番号制度庁内連絡会議」は、番号制度に関する情報の共有と、今後の検討に向けての連携を図るためのものという位置づけである。番号制度の効果的な利活用のために、具体的な検討が必要となるなど、今後の検討状況により、検討・推進体制の見直しを行うことも想定している。

○検討内容

平成 24 年 4 月頃から、市総合政策課で収集した情報を、課長会議等を通じて提供し、各担当課等での検討を依頼してきた。

これまでの取組では、国（内閣官房や総務省）から提示される資料等や県単位での説明会等では、具体的な対応については必ずしも明確ではなく、地方公共団体内での検討が難しい部分があった。

今後、主務省令の素案の公表を受けた後に、地方公共団体においても、具体的な取組や、利活用の検討が進むものと考えている。

○検討の成果

平成 25 年より検討を進めているため、現時点では具体的な成果としては現れていない。

⑨ 三鷹市

三鷹市では、番号制度導入にむけて、庁内検討チームを組織して対応するほか、全庁的な情報交換や勉強会を通じた対応を進めている。

○検討体制

三鷹市では平成 25 年 5 月から、番号制度の導入に向けて、企画部・市民部・健康福祉部を中心（リーダー、サブリーダー）に、関係課 23 課で構成する庁内検討チーム（プロジェクト・チーム）を発足し、対応している。

今後、庁内検討チームの下に、複数のWG（ワーキング・グループ）を立ち上げ、制度導入に伴い、検討が必要な課題等について、具体的な議論を行う予定である。

なおWGは、

・窓口業務の見直し
・特定個人情報保護評価
・条例改正（個人情報保護条例、他条例）
・職員研修
・システム導入

などのテーマで、それぞれ検討を進めていく予定である。

○検討内容

番号制度導入に向けて、三鷹市では主に、情報交換会・勉強会の実施、影響調査業務委託、番号法別表第 2 に該当する事務の整理、を実施してきた。

【情報交換会・勉強会の実施】

三鷹市では、平成 23 年 12 月から平成 25 年 2 月にかけて、企画部情報推進課により、情報交換会・勉強会を実施した。具体的には、以下のように勉強会等を行った。

- 全庁（関係課 16 課）の課長職を対象とした情報交換会…3 回
- 全庁（関係課 34 課）の職員（約 60 人）を対象とした勉強会…1 回
- 住基・税システム担当の職員及び基幹系システム構築ベンダ（計 20 人）を集めての情報交換会…1 回

【番号制度に係る影響調査】

平成 24 年度に、企画部情報推進課において、番号制度に係る影響調査を行った。具体的には、番号制度にかかる影響調査を行うために、業務委託契約を行い、

・国の動向等（検討会、研究会、ワーキンググループ等の検討内容）の調査
・基幹系システムを中心とした、制度導入に係るシステム改修費の概算見積等の取りまとめ

などについての調査を行った。

【番号法別表 2 に該当する事務の整理】

平成 24 年 12 月から、国（総務省・内閣官房）による調査に対応して、番号法別表第 2 に記載された、地方自治体に関連する事務について、三鷹市における該当事務の特定及び事務で扱われる特定個人情報の項目、根拠となる条例等の整理を行った。

今後、平成 26 年度予算化に向け、影響調査及びシステム開発費等の調査を予定している。その他、制度導入までに必要な対応・体制の整備等の検討は、WGを通して進める予定である。

○検討の成果

情報交換会・勉強会などを通じて、関係課の所属長に対し、制度概要、スケジュール、影響範囲、自治体としての対応、番号の活用方法、今後検討すべき課題などの周知を図れ、これによって、市全体で取り組むべき問題であるという意識統一が図れたことが成果としてあげられる。このことにより、番号制度に係る国の調査・依頼等に対して、職員の参加・協力を図りやすい体制を確保することにつながった。

番号制度導入のための取組として課題となったことは、窓口業務に関する議論については、窓口業務の主管課でないと、業務上のイメージが湧かない等の状況があるにもかかわらず、議論に際しては、多くの関係部署の参加が必要であったことから、部署によっては具体的な議論に参加しにくい状況であったことが挙げられる。

また、番号法別表第 2 に記載の事務については、業務知識が豊富な職員でないと、該当事務を特定することができず、一部の職員だけでは整理を行うことが困難であった。そのため、庁内の勉強会等に参加していない職員に対しては、個別に番号制度の概要を説明し、協力を依頼する必要があった。

⑩ 井川町

井川町では、「秋田県町村電算システム共同事業組合」によるシステム対応を予定しているため、番号制度導入による具体的な業務対応やシステム対応について、庁内での検討のほか、一部事務組合やその構成町村との協議等を通じて進めている。

○検討体制

井川町では、番号制度に伴う情報システムの対応を、秋田県内 12 町村から構成される「秋田県町村電算システム共同事業組合（県内全部の町村による一部事務組合）」（平成 25 年 4 月設立）での対応を予定している（先行団体は平成 25 年 10 月からシステム稼働を予定）。そのため、番号制度への組織対応も、井川町単独での対応ではなく、一部事務組合による対応として、一部事務組合の事務局や、他の構成団体と協議しながら進めていく予定である。従って、体制としては、これまで協議をすすめてきた事務組合のメンバーによる会議に、協議事項を加える形で進めている。

一部事務組合設立前は、番号制度への対応に関する重要事項や方針決定を、県町村会の理事会（全団体の町村長）で行ってきた。一部組合設立後は、各町村長による一部事務組合の管理者会（本一部事務組合は、管理者以外の町村長が全て副管理者である）で行うこととなっている。

事務的協議については、平成 21 年度から「各町村の電算主管課長会議、電算担当者会議」を開催して進めてきた。平成 24 年度から一部事務組合の設立のため「各町村の主管課長会議、電算担当者会議、業務別のワーキンググループ」を設置しており、番号制度については、平成 24 年度から協議内容のすり合わせとともに検討課題としている。

今後、一部事務組合の中に「番号制度」の推進とシステムに与える影響、独自利用を検討・協議する会議の開催する予定となっている。

井川町単独の取組としては、条例による番号制度を活用する具体的な業務については検討を開始したところである。今後、一部事務組合で検討する内容及び取り組むべき業務について、井川町でも検討し、全町村の移行時点でのスキームを調整することとしている。

○検討内容

井川町で番号制度導入に向けて行った検討としては以下のものが挙げられる。

① 独自利用に向けた検討を課長会議等で協議

② 電算を利用する各担当者による勉強会の開催

今後は、 一部事務組合と井川町との各種関係や、構成団体の取組などに関する協議やすり合わせを行うことを想定している。

また、一部事務組合の事務局では、システム稼働に向けた準備を優先しているが、既に番号制度の施行が明らかになっているため、町村が行う業務内容、費用等を見ながら、システムに関する協議することにしている。

○検討の成果

一部事務組合のシステム稼働との関係では、住民情報や税業務等（基幹系 37 システム）、財務会計等（内部情報系 10 システム）、企業会計等（建設水道・農林系 6 システム）の移行時期がまちまちであることから中間サーバーの導入と並行して検討・協議しなければならないことが判明した。

⑪ 軽井沢町

軽井沢町では、平成 24 年以降、企画課情報係が所管する情報推進委員会を中心とした体制により、番号制度導入の検討を進めてきた。

○検討体制

H24 年 7 月に課長会議にて、企画課情報係が所管する情報推進委員会の中で番号制度に関する検討を行うことを決定した。情報推進委員会は全課の代表者が委員として参加している。平成24年8月に、第1回の番号制度に関する検討を実施した。情報推進検討委員会での検討は、昨年のマイナンバー法案が審議未了で廃案になったことに伴い、一旦終了となった。

しかし改めて平成25年5月に番号法が成立したことにより、検討を再開することとなった。その際に、番号制度の導入が全庁的な対応を必要とすることから、総務課庶務係を中心とした体制として、新たに検討を進めることとした。

○検討内容

平成 24 年から、企画課情報係の係員が総務省や内閣官房等主催の説明会に参加し、その内容を共有してきたが、上記の体制にシフトしたことに伴い、総務課職員も説明会への参加による情報収集等を開始した。

○検討の成果

国で作成されている既存資料を使って番号制度に関連する業務の洗い出しを実施した。ただし、独自資料の作成は実施していない。

今後、従来の取組状況を引き継いだ形で、改めて検討を行う予定である。

⑫ 神奈川県町村情報システム共同事業組合

○検討体制

神奈川県内の町村では、平成 22 年度（共同化計画の策定時点）から情報システムの共同化に取組、システム業務を行うために平成 23 年 4 月に一部事務組合として、「神奈川県町村情報システム共同事業組合」を設立した。

組合内に「プロジェクト推進責任者会議」（以下、「プロジェクト会議」）を設けて、共同化の推進のため定期的に重要案件を協議している。メンバーは各町村長から選出された情報政策・企画等の部課長職であり、各自の町村内の関係各課の取り纏めはプロジェクト推進責任者が担っている。このプロジェクト会議において、番号制度の導入に向けての情報共有や検討等を行っている。

プロジェク会議での番号制度導入に向けての検討は、平成 23 年 10 月から行っている。プロジェクト会議では番号制度の概要を説明がなされ、その結果、共同システムへの影響範囲が大きいことが予想されるため、業務主任をメンバーとする「番号制度 WG（仮称）」を設置することも、検討を予定している。

○検討内容

神奈川県町村情報システム共同事業組合では、プロジェクト会議による検討を行うほか、「マイナンバー制度に伴うシステムの影響ついての説明会」を行うなどにより、番号制度に伴う影響についての確認を行ってきた。

プロジェクト会議では以下の検討を行った。

開催日	議題・検討内容等
平成 23 年 10 月 23 日	議題「総務省等の研究会について」 ・ 研究会の目的・検討事項を説明 ・ 総務省の地方税務システム検討会の URL 周知 ・ 内閣官房作成「みんなで考えたい番号制度」パンフレットを使用
平成 24 年 7 月 27 日	議題「マイナンバー影響調査への対応について」 ・ 調査の目的・実施概要等を説明（回答は組合、幹事町を決定）
平成 25 年 2 月 8 日	・「共通番号法案の再提出」に関する新聞記事に関する情報共有
平成 25 年 6 月 19 日	・「内閣官房の番号制度ポータルの URL、FAQ の内容」に関する情報共有

表 6 神奈川県町村情報システム共同事業組合の番号制度導入の取組

システム上の対応については、共同化システムが、平成 28 年までの長期契約に基づくものであることから、基本的には現行システムへの改修による対応となる。従って、共同化システムのスタンスとしては、法施行にあわせた SaaS サービスの提供を待つという状況である。

またプロジェクト推進責任者と運用主任者向けに「マイナンバー制度に伴うシステムの影響ついての説明会」を開催した（平成 24 年 7 月 27 日実施）。説明会は、基幹系システムの受託事業者が用意したものに基づいて実施した。

〇検討の成果

「プロジェクト推進責任者会議」における検討の結果、課題としては、次の二つが挙げられた。

・クラウドによる共同利用であることと、中間サーバーの同環境で稼働させることの整合性の確認
・外部 LAN は共同化の範囲ではないことから、中間サーバー（内部 LAN）と、インターフェースシステム（外部 LAN）のネットワーク環境の整理

また「マイナンバー制度に伴うシステムの影響ついての説明会」を実施した結果、下記の点が明らかになった。

・自治体業務への影響
・共同化で稼働しているシステムへの影響範囲（特に宛名情報への影響）
・平成 25 年度の予算化は不要であること